平成26年

衆議院の動き

第22号

第 186 回国会（常　会）
第 187 回国会（臨時会）
第 188 回国会（特別会）

衆議院事務局

平成２６年

衆 議 院 の 動 き

第２２号

第１８６回国会(常　会)

(平成26. 1.24～ 6.22　150日間)

第１８７回国会(臨時会)

(平成26. 9.29～11.21　 54日間)

第１８８回国会(特別会)

(平成26.12.24～12.26　 3日間)

衆議院事務局

～戦後70年、日本が進むべき方向について議論を～

衆議院議長

町村信孝

昨年12月の衆議院議員総選挙を経て、第188回国会の特別会において、私は各会派のご推挙により、第75代衆議院議長に就任いたしました。誠に光栄の至りであり、その重責を思うと身の引き締まる思いであります。国民の皆様の信頼に応えるよう全身全霊を持って職務を全うする所存であります。

国会では、平成26年の常会、臨時会を通じて、今回の総選挙の主な争点となった消費税率引上げや安倍政権の経済対策などのほか、東日本大震災からの復旧・復興、災害に強い国土の強靱化、デフレからの脱却、財政再建、円安対策、社会保障制度改革、雇用・労働政策、人口減少問題、地方創生、教育再生、エネルギー政策、農業政策、ＴＰＰ交渉、中国・韓国との関係改善、普天間飛行場の移設、集団的自衛権の行使、北朝鮮による拉致問題、憲法問題等の重要問題について真摯に議論を行い、解決に向けて取り組んでまいりました。今後も、国会は、国権の最高機関であり唯一の立法機関として、我が国を取り巻く内外の諸課題に対して、十分に審議をした上で速やかに結論を出さなければなりません。

今年は、戦後70年の節目の年であります。昭和20年８月15日に我が国は敗戦となり、厳しい日々が始まりました。国際的には、国際連合が成立し、世界は平和な途を歩き始めたのであります。国民を代表する国会議員は過去に思いを致すとともに、より深い観点から、国内的、国際的ともにこれからの日本の進むべき方向を改めて考えていく必要があると思います。

さて、衆議院では、昨年の６月に議院運営委員会の決定に基づき、衆議院議長の諮問機関として有識者からなる「衆議院選挙制度に関する調査会」を設置しました。この調査会では、一票の較差是正の方策、衆議院議員の定数削減、選挙制度の在り方等について議論の後、答申を得ることになっております。私としましては、調査会で闊達な議論を重ねた上で、できる限り早期に答申を出していただき、各会派には、その答申を最大限に尊重して、速やかに関係法律の立案作業に着手していただきたいと考えております。

この「衆議院の動き」は、平成26年の１年間の国会の主な動き、衆議院の本会議、委員会の概況、衆議院選挙制度改革の動きなどについて取りまとめたものです。本誌を通じて、衆議院を始め国会の活動に理解を深めていただければ幸いです。今後も、国民に「開かれた」「わかりやすい」国会を目指して情報を提供してまいります。皆様の忌憚のないご意見をお寄せください。

目　　次

～戦後70年、日本が進むべき方向について議論を～ …… 町村信孝衆議院議長

第１　平成26年の国会の動き

１　国会の召集及び会期 …… 1
２　国会の主な動き …… 1
（１）概況 …… 1
（２）国家公務員制度関係 …… 10
（３）地方自治制度関係 …… 17
（４）教育委員会制度関係 …… 20
（５）医療・介護改革関係 …… 23
（６）農政関係 …… 26
（７）電力システム改革関係 …… 32
（８）憲法改正手続関係 …… 35
（９）地方創生関係 …… 37
３　国政選挙結果 …… 43
（１）平成26年４月統一補欠選挙 …… 43
（２）平成26年10月統一補欠選挙 …… 43
（３）第47回衆議院議員総選挙 …… 43

第２　本会議の概況

【第186回国会】
１　国務大臣の演説及び質疑 …… 45
（１）安倍内閣総理大臣の施政方針演説 …… 45
（２）岸田外務大臣の外交演説 …… 54
（３）麻生財務大臣の財政演説 …… 57
（４）甘利経済財政政策担当大臣の経済演説 …… 60
（５）国務大臣の演説に対する質疑要旨 …… 63
２　主な議案等の経過 …… 73
３　決議 …… 80
【第187回国会】
１　国務大臣の演説及び質疑 …… 81
（１）安倍内閣総理大臣の所信表明演説 …… 81
（２）国務大臣の演説に対する質疑要旨 …… 85
２　主な議案等の経過 …… 89
【第188回国会】
１　正副議長の選挙及び内閣総理大臣の指名 …… 91
２　主な議事の経過 …… 91

第３　委員会等の概況

・委員名簿　・議案審査等　・国政調査　・閉会中審査　・決議　・小委員会　・分科会
・公聴会　・連合審査会　・合同審査会　・公述人　・参考人　・意見陳述者　・委員派遣
・視察　・議員海外派遣

1　内閣委員会 …… 93
2　総務委員会 …… 122
3　法務委員会 …… 147
4　外務委員会 …… 162
5　財務金融委員会 …… 177
6　文部科学委員会 …… 189
7　厚生労働委員会 …… 204
8　農林水産委員会 …… 226
9　経済産業委員会 …… 246
10　国土交通委員会 …… 258
11　環境委員会 …… 272
12　安全保障委員会 …… 280
13　国家基本政策委員会 …… 286
14　予算委員会 …… 290
15　決算行政監視委員会 …… 305
16　議院運営委員会 …… 327
17　懲罰委員会 …… 338
18　災害対策特別委員会 …… 341
19　政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会 …… 347
20　沖縄及び北方問題に関する特別委員会 …… 354
21　青少年問題に関する特別委員会 …… 358
22　海賊行為への対処並びに国際テロリズムの防止及び
　我が国の協力支援活動等に関する特別委員会 …… 360
23　北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会 …… 362
24　消費者問題に関する特別委員会 …… 367
25　科学技術・イノベーション推進特別委員会 …… 373
26　東日本大震災復興特別委員会 …… 378
27　原子力問題調査特別委員会 …… 386
28　地方創生に関する特別委員会 …… 392
29　政治倫理審査会 …… 397

第４　憲法審査会 …… 401

第５　情報監視審査会 …… 407

第６　請願等
1　請願審議の概況等 …… 409
2　採択された請願の概要 …… 411

第７　予備的調査
１　予備的調査制度の概要 …… 413
２　平成26年における予備的調査の概要等 …… 413

第８　衆議院改革の動き
１　議会制度協議会 …… 415
２　衆議院選挙制度に関する調査会 …… 415

第９　国際交流
１　議員海外派遣 …… 417
２　国際会議及び出席議員 …… 420
３　国賓・公賓等の国会訪問及び行事 …… 421
４　正式招待による訪日外国国会議員団 …… 423
５　各委員会の委員長又は委員と訪日外国国会議員団等との懇談 …… 424

国会関係資料
１　各会派所属議員数及び役員一覧 …… 425
２　閣僚一覧 …… 429
３　議案経過一覧 …… 432
４　委員会に付託されるに至らなかった議案一覧 …… 435
５　質問主意書一覧 …… 439
６　本会議、委員会等の開会回数及び公述人数等 …… 452
７　国会に対する報告等一覧 …… 454
８　傍聴人数 …… 458
９　参観者数 …… 459
〔参考〕
１　国会議員定数の変遷 …… 460
２　国会議員会派別議員数の推移 …… 461
３　会期等 …… 463

国会案内 …… 465
国会周辺図/ 広報・広聴〈参観者ホールでの情報提供〉〈会議録等刊行物の閲覧〉〈衆議院ホームページ〉〈国会審議中継〉/ 国会会議録検索システム/ 国会参観（衆議院）の手続/ 本会議・委員会・憲法審査会の傍聴/ 請願の手続/ 陳情の手続/ 地方議会からの意見書の手続/ 復興特別意見書の手続/ 福島復興再生特別意見書の手続/ 行政に関する苦情受付窓口/ 意見窓口「憲法のひろば」/ 憲政記念館/ 国会議員政策担当秘書資格試験/ 衆議院議員の資産等報告書等の閲覧/ 衆議院議員の秘書の兼職に係る文書の閲覧/ 衆議院事務局の情報公開

国会年表 …… 489

会派名の略称（順不同）

（衆議院）

自民　自由民主党
民主　民主党・無所属クラブ
維結　日本維新の会・結いの党（７月９日～９月24日）
維新　維新の党（９月24日～）
公明　公明党
共産　日本共産党
次世代　次世代の党（７月９日～）
生活　生活の党（～平成27年１月14日）
　　生活の党と山本太郎となかまたち（平成27年１月14日～）
社民　社会民主党・市民連合
みんな　みんなの党（～11月21日(衆議院解散)）
維新　日本維新の会（～７月９日）
結い　結いの党（～７月９日）
無　無所属

（参議院）

自民　自由民主党
民主　民主党・新緑風会
公明　公明党
維結　日本維新の会・結いの党（４月25日～９月24日）
維新　維新の党（９月24日～）
共産　日本共産党
元気　日本を元気にする会（12月18日～）
次代　次世代の党（８月１日～）
みん　みんなの党（～12月18日）
無ク　無所属クラブ（12月18日～）
社民　社会民主党・護憲連合
生活　生活の党（～平成27年１月14日）
　　生活の党と山本太郎となかまたち（平成27年１月14日～）
改革　新党改革・無所属の会
維新　日本維新の会（～４月25日）
結い　結いの党（２月14日～４月25日）
無所属　各派に属しない議員

第１

平成２６年の国会の動き

第１　平成26年の国会の動き

１　国会の召集及び会期

平成26年には、第186回国会（常会）、第187回国会（臨時会）及び第188回国会（特別会）が召集された。

第186回国会は、平成26年１月24日に召集され、会期は６月22日までの150日間であった。

第187回国会は、９月29日に召集され、会期は11月30日までの63日間であったが、11月21日に衆議院が解散されたため、実際は54日間となった。

第188回国会は、12月24日に召集され、会期は12月26日までの３日間であった。

２　国会の主な動き

(1) 概況

【第186回国会（常会）】

第186回国会は、平成26年１月24日に召集された。

召集日には、本会議において、議席の指定が行われた後、特別委員会が設置された。休憩後、安倍内閣総理大臣の施政方針演説等の政府４演説が行われた。

特別委員会については、従来から設置されている災害対策特別委員会等の10特別委員会が設置された。

この国会においては、国家公務員の幹部職員人事を一元化する「国家公務員法等改正案」や、教育委員会制度を改正する「地方教育行政組織運営法改正案」、医療・介護改革関係では「地域医療介護推進法案」、農政関係では「農業担い手経営安定交付金法改正案」「農業多面的機能発揮促進法案」、また、議員発議に係る「日本国憲法改正手続法改正案」などが焦点となった。

また、今国会では法案審査以外に、集団的自衛権行使容認問題が大きく取り上げられた。このほか、拉致問題を含む外交・安全保障問題、歴史認識問題、東日本大震災復興問題、社会保障と税の問題、教育問題、環太平洋パートナーシップ（ＴＰＰ）協定交渉問題、エネルギー問題、ＳＴＡＰ細胞（万能細胞）をめぐる問題、行政改革、地方自治制度改革、電力システム改革、公共放送の在り方などが議論された。

施政方針演説及び代表質問

召集日の１月24日、衆参両院の本会議において、安倍内閣総理大臣の**施政方針演説**、岸田外務大臣の外交演説、麻生財務大臣の財政演説、甘利経済財政政策担当大臣の経済演説の政府４演説が行われた。

今常会を「好循環実現国会」と位置付けた安倍内閣総理大臣は、かつて我が国が、東京五輪の1964年を目指して大きく生まれ変わり、新幹線、首都高速、ごみのない美しい町並みを実現したことを踏まえ、東京開催が決まった2020年のオリンピック・パラリンピックを、「日本が新しく生まれ変わる大きなきっかけとしなければならない」とし、その思いを胸に、日本の中に眠る、ありとあらゆる「可能性」を開花させることが安倍内閣の新たな国づくりだとの基本認識を示した。

その上で、震災で多くが失われた東北を、「創造と可能性の地」とし、2020年には、新たな東北の姿を、世界に向けて発信しようと呼びかけた。

経済については、企業の収益を雇用の拡大や所得の上昇、消費の増加、そして更なる景

気回復につなげる「経済の好循環」なくして、デフレ脱却はないとし、経済の好循環の実現によって、景気回復の実感を全国津々浦々にまで、届けようと訴えた。

社会保障の強化については、４月から消費税率が上がることを踏まえ、消費税率引上げによる税収は、全額、社会保障の充実・安定化に充て、世界に冠たる国民皆保険、皆年金をしっかり次世代に引き渡すと述べた。

また、所得が低い世帯の介護保険や国民健康保険などの保険料を引き下げるとともに、地域において高齢者が必要としている在宅での医療・介護サービスなどを充実すると述べた。

さらに、「未来への希望を創るのは、政治の仕事」であるとし、自ら難病から回復した総理大臣として、小児慢性特定疾患を含む難病対策を大胆に強化する方針を示した。

また、少子高齢化の下における日本の力強い成長は、あらゆる人が、その可能性を発揮できるチャンスをつくることで実現できるとし、全ての女性が活躍できる社会の実現を安倍内閣の成長戦略の中核として、「女性が輝く日本」を共に創り上げようと訴えた。

また、若者たちには無限の「可能性」が眠っており、それを引き出す鍵は、「教育の再生」にあるとし、責任の所在が曖昧な現行の教育委員会制度を抜本的に改革する意向を表明した。

英語教育では、コミュニケーションがとれる、「使える」英語を身に付けさせることを目標とし、外国人留学生の受入数の拡大、外国人教員の積極採用などを進め、さらに2020年に向けて日本人の海外留学の倍増を目指す考えを示した。

海外市場に参入する事業者に対する支援については、急成長する新興国では、道路や鉄道、水道、電気などのインフラを整え、災害に強い都市開発が課題であるとともに、多額のインフラ投資が見込まれるとした上で、インフラ輸出機構を創設し、交通や都市開発などの分野で海外市場に飛び込む事業者を支援することにより、官民一体となって成約につなげると述べた。

また、成長センターであるアジア太平洋に、一つの経済圏をつくるとし、ＴＰＰは大きなチャンスであり、まさに国家百年の計であると述べた。

イノベーションの推進については、日本には新たな可能性をつくり出す気概が必要であるとし、世界から超一流の研究者を集めるため、世界最高の環境を整えた、新たな研究開発法人制度をつくることを表明した。

同時に、日本のイノベーションを支えてきたのは中小・小規模事業者の底力であることから、ものづくり補助金の大胆な拡充を表明したほか、日本の強みであるｉＰＳ細胞を始めとした再生医療、創薬の分野については、医療分野の研究開発の司令塔として日本版ＮＩＨの創設を宣言した。

エネルギー問題については、戦略をゼロベースで見直し、国民生活と経済活動を支える、責任あるエネルギー政策を構築するとの決意を述べた。

また、原発の再稼働については、原子力規制委員会が定めた世界で最も厳しい水準の安全規制を満たさない限り行わないことを明らかにし、徹底した省エネルギー社会の実現と、再生可能エネルギーの最大限の導入を進め、原発依存度を可能な限り低減させていくとした。

電力システム改革については、電気の小売りを全面自由化すると述べ、意欲のあるベンチャー企業が事業に参入し、コスト高、供給不安といった課題を解決するイノベーションを起こしてほしいと述べた。

今年の安倍内閣の最重要テーマは「地方の活性化」であるとし、地方が持つ大いなる「可能性」を開花させると述べた。

地方経済の中核をなす農林水産業について、農地を集約し、生産現場の構造改革を進め、さらに40年以上続いてきたいわゆる「減反」を廃止し、需要のある作物を振興し、農地のフル活用を図ることを表明した。

また、農林水産業を、若者に魅力のある、地方の農山漁村を支える成長産業とするため、食料・農業・農村基本計画を見直し、農政の大改革を進めると述べた。

地方分権改革については、人口減少が進む中において元気な地方をつくることは、大いなる挑戦であると述べ、地方に対する権限移譲や規制緩和を進める姿勢を示した。

地方自治制度については、行政サービスの質と量を確保するため、人口20万人以上の地方中枢拠点都市と周辺市町村が柔軟に連携する新たな広域連携の制度を創設すると述べた。

国家安全保障戦略については、積極的平和主義が、我が国初の国家安全保障戦略を貫く基本思想であり、その司令塔として国家安全保障会議があるとし、戦後68年間守り続けてきた我が国の平和国家としての歩みは今後とも変わることはないと強調した。集団的自衛権や集団安全保障などについては、「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」の報告を踏まえ、対応を検討することを明らかにした。

また、自由や民主主義、人権、法の支配の原則といった基本的価値を共有する国々と連携を深めていくと述べ、その基軸は日米同盟であるとし、積極的平和主義の下、米国と手を携え、世界の平和と安定のために、より一層積極的役割を果たす考えを示した。

在日米軍再編については、抑止力を維持しつつ、基地負担の軽減に向けて全力で進めるとし、普天間飛行場については、名護市辺野古沖の埋立申請が承認されたことを受け、速やかな返還に向けて取り組むと同時に、移設までの間の危険性除去を極めて重要な課題と位置付け、オスプレイの訓練移転など沖縄県外における努力を十二分に行う考えを示した。

外交では、地球儀を俯瞰する視点で、戦略的なトップ外交を展開することを宣言し、具体的取組として、ロシアとは平和条約締結に向けた交渉に取り組み、アジア・太平洋地域のパートナーとしてふさわしい関係を構築していくこと、中国とは「戦略的互恵関係」の原点に立ち戻るよう求めるとともに、関係改善に向け努力を重ねること、韓国とは大局的な観点から協力関係の構築に努めていくこと、北朝鮮には拉致、核、ミサイルの諸懸案の包括的な解決に向け具体的な行動をとるよう強く求めること、特に、拉致問題については、全ての拉致被害者の安全確保及び即時帰国、拉致に関する真相究明、拉致実行犯の引き渡しの三点に向け、全力を尽くすことを挙げた。

このほか、アジアと日本をつなぐゲートウエーとしての沖縄の成長への後押し、活力に満ちた地方をつくりあげる観光立国の促進、自然災害対策、国土強靱化などに取り組んでいく考えを示した。

結びとして、連立与党は、政策の実現を目指す「責任野党」とは柔軟かつ真摯な政策協議を行う姿勢を明らかにし、そうした努力を積み重ねることで、選挙制度改革も、国会改革も、憲法改正も必ずや前に進んでいくことができるとした上で、国会議員となった時の熱い初心を思い出し、建設的な議論を行っていこうと呼びかけた。

これに対する本会議の**代表質問**は、１月28日及び29日の両日行われ、中韓両国との関係改善、靖国神社参拝問題、原発を含むエネルギー政策、議員定数削減、震災復興、消費税問題、普天間基地移設問題、集団的自衛権、憲法改正問題、社会保障改革、農政改革、教育改革、地方分権改革、国家公務員制度改革などについて議論が展開された。

参議院においては、同月29日及び30日に代表質問が行われた。

平成25年度補正予算及び平成26年度総予算審議

好循環実現のための経済対策等を実施するため提出された平成25年度補正予算は、１月30日に予算委員会で提案理由の説明が行われ、同委員会の審査を経て、２月４日の本会議で可決され、同月６日の参議院本会議において可決、成立した。

デフレ不況からの脱却、経済再生と財政健全化をあわせて目指し、平成25年度補正予算と一体として、日本の競争力の強化につながる未来への投資や、生活の基盤を守る暮らしの安全、安心といった事項に重点化した平成26年度総予算は、１月30日に予算委員会で提案理由の説明が行われ、集中審議、公聴会、分科会等を含む同委員会の審査を経て、２月28日に可決された。同日の本会議において、

民主から提出された編成替えを求める動議、維新及び結いから共同提出された修正案をそれぞれ否決した後、平成26年度総予算は、記名投票の結果、可決された。

参議院においては、３月20日の本会議において可決され、総予算は成立した。

主な議案の審議

第185回国会に内閣から提出され、継続審査となっていた、国家公務員制度改革基本法に基づき、内閣による人事管理機能の強化等を図るため、人事の一元的管理に関する規定の創設、内閣官房の所掌事務及び内閣人事局の設置に関する規定の整備、内閣総理大臣補佐官に関する規定の整備及び大臣補佐官に関する規定の創設等所要の改正を行おうとする「国家公務員法等改正案」は、内閣委員会の審査を経て、３月14日の本会議において修正議決され、４月11日の参議院本会議で可決、成立した。**【詳細は、(2)国家公務員制度関係参照】**

地方制度調査会の答申を踏まえ、地方公共団体の組織及び運営の合理化を図るため、所要の措置を講じようとする「地方自治法改正案」が３月18日、内閣から提出された。

同法律案は、総務委員会の審査を経て、４月25日の本会議で可決され、５月23日の参議院本会議において可決、成立した。**【詳細は、(3)地方自治制度関係参照】**

教育の再生を図るため、地方公共団体の長が当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとするとともに、当該大綱の策定に関する協議等を行うために総合教育会議を設けることとし、あわせて、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命する教育長が、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表することとする等の必要な見直しを行おうとする「地方教育行政組織運営法改正案」が４月４日、内閣から提出された。

同法律案は、文部科学委員会の審査を経て、５月20日の本会議で可決され、６月13日の参議院本会議において可決、成立した。**【詳細は、(4)教育委員会制度関係参照】**

地域において効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに地域包括ケアシステムを構築することを通じ、必要な医療及び介護の総合的な確保を推進するため、医療法、介護保険法等の関係法律の所要の整備等を行おうとする「地域医療介護推進法案」が２月12日、内閣から提出された。

同法律案は、厚生労働委員会の審査を経て、５月15日の本会議で可決され、６月18日の参議院本会議において可決、成立した。**【詳細は、(5)医療・介護改革関係参照】**

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する措置の改善を図るため、対象農業者への認定就農者の追加、生産条件に関する不利を補正するための交付金に係る基準年度の変更等の措置を講じようとする「農業担い手経営安定交付金法改正案」及び農業の有する多面的機能の発揮の促進を図るため、その基本理念、農林水産大臣が策定する基本指針等について定めるとともに、多面的機能発揮促進事業について、その事業計画の認定、費用の補助、関係法律の特例等について定めようとする「農業多面的機能発揮促進法案」の両法律案が３月７日、内閣から提出された。

両法律案は、農林水産委員会の審査を経て、４月25日の本会議において「農業担い手経営安定交付金法改正案」は修正、「農業多面的機能発揮促進法案」は可決され、６月13日の参議院本会議において両法律案とも可決、成立した。**【詳細は、(6)農政関係参照】**

平成25年11月に成立した電気事業法の一部を改正する法律の附則で定められた電力システム改革の全体像を明らかにする「改革プログラム」に基づき、電気の小売業への参入の全面自由化を平成28年を目途に実施するための措置等を講じようとする「電気事業法等改正案」が２月28日、内閣から提出された。

同法律案は、経済産業委員会の審査を経て、５月20日の本会議で可決され、６月11日の参議院本会議において可決、成立した。**【詳細は、(7)電力システム改革関係参照】**

日本国憲法の改正手続に関する法律附則第３条、第11条、及び第12条に規定された検討

課題、いわゆる「３つの宿題」に関し必要な措置を講じようとする「日本国憲法改正手続法改正案」（議員立法）が、憲法審査会の審査を経て、５月９日の本会議で可決され、６月13日の参議院本会議において可決、成立した。**【詳細は、(8)憲法改正手続関係参照】**

このほか、我が国の経済の発展に寄与する外国人の受入れを促進するため、高度の専門的な能力を有する外国人に係る在留資格を設ける等の在留資格の整備を行うほか、上陸審査の手続の一層の円滑化のための措置等を講じようとする「出入国管理及び難民認定法改正案」が、法務委員会の審査を経て、５月29日の本会議において可決され、６月11日の参議院本会議において可決、成立した。

継続審査となった主な議案としては、第185回国会に提出された、カジノを中心とした特定複合観光施設区域の整備の推進を図ろうとする「特定複合観光施設区域整備推進法案」（議員立法）などがある。

なお、今国会内閣提出法律案のうち、本院を通過し参議院で継続審査となったものが１件、本院で未付託のまま廃案となったものが１件であった。

その他

４月11日、みんなの党代表選挙が行われ、浅尾慶一郎議員が代表として選出された。

６月19日、議院運営委員会の議決に基づき、衆議院選挙制度に関する調査・検討等を行うため、有識者による議長の諮問機関「衆議院選挙制度に関する調査会」が設置された。

同日、参議院において石原環境大臣に対する問責決議案が、翌20日、衆議院において同大臣に対する不信任決議案が提出され、20日の衆議院及び参議院の本会議において、それぞれ否決された。

政府は、６月20日の予算委員会理事会に、従軍慰安婦問題に関する河野官房長官談話の検証結果の報告を行った。

会期末

会期末が休日になるため、６月20日の本会議において、請願採択及び閉会中審査の手続等が行われ、２日後の22日、第186回国会は閉会した。

成立した主な法律案等

今国会において成立した法律案は、内閣提出法律案が82件、議員提出法律案が21件であった。前記（主な議案の審議）以外の主なものとして、議員提出法律案で、各議院に情報監視審査会を設置するとともに、国会において特定秘密の提出を受ける際の手続その他国会における特定秘密の保護措置を定めようとする「国会法等改正案」、近年、我が国において過労死等が多発し大きな社会問題となっていることなどから過労死等の防止のための対策を推進しようとする「過労死等防止対策推進法案」（厚生労働委員長提出）などがある。

また、今国会において承認された条約は、20件であった。

第186回国会閉会後

政府が、７月１日に集団的自衛権行使容認の閣議決定を行ったことなどを受け、同月14日の予算委員会において外交・安全保障政策について、また、翌15日参議院予算委員会において集団的自衛権及び外交安全保障をめぐる諸問題に関する件についての集中審議が行われた。

８月１日、次世代の党が結成され、平沼赳夫議員が党首に就任した。

災害対策特別委員会において、同月28日、平成26年８月豪雨による被害状況等について政府から説明を聴取した後、質疑が行われ、９月18日、平成26年８月豪雨による被害状況等調査のため、広島県に委員派遣を行った。

９月３日、安倍内閣総理大臣は内閣改造を行い、第２次安倍改造内閣が発足した。

同月21日、日本維新の会と結いの党が合併し、維新の党が結成された。橋下徹大阪市長及び江田憲司議員が共同代表に就任した。

第186回国会開会式

【第187回国会（臨時会）】

第187回国会は、平成26年９月29日に召集された。

召集日には、本会議において、議席の指定が行われ、会期が11月30日までの63日間と議決された後、内閣委員長外10常任委員長の辞任が許可され、既に総務委員長外３委員長が欠員となっていることに伴い内閣委員長外14常任委員長の選挙が行われ、前国会まで設置されていた「青少年問題に関する特別委員会」及び「海賊行為への対処並びに国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動等に関する特別委員会」を除く、災害対策特別委員会外７特別委員会が設置された。休憩後、安倍内閣総理大臣の所信表明演説が行われた。

10月９日、新たに地方創生に関する特別委員会が設置された。

10月21日、議長は厚生労働委員長の辞任を許可し、これに伴い厚生労働委員長の選挙が同日の本会議で行われた。

この国会においては、第２次安倍改造内閣が最大の課題の一つと位置付けた地方創生のための関連法案である「まち・ひと・しごと創生法案」及び「地域再生法改正案」や日本経済の再生、「政治とカネ」の問題などが焦点となった。

所信表明演説及び代表質問

召集日の９月29日、衆議院の本会議において、安倍内閣総理大臣の**所信表明演説**が行われた。

安倍内閣総理大臣は冒頭で、27日に発生した御嶽山の噴火による犠牲者に対し哀悼の意を表した上で、救助活動に全力を挙げ、今後の噴火活動に最大限の警戒を行い、国民生活への影響にも万全の対策を講ずるとした。また、平成26年８月豪雨による広島県等での大規模な土砂災害等については、被災者の生活再建に全力を尽くし、土砂災害警戒区域に未指定である全国の危険箇所を徹底的に調査し、あわせて警戒区域の指定や国民への情報提供がより万全な体制で行えるよう制度の見直しを進めるとした。さらに、大雪災害については、放置車両などによって救助活動に支障を来したことから、災害時に放置車両を移動で

きるよう、災害対策基本法を改正するとともに、インフラの整備に加え、避難計画の作成や周知、訓練の実施などを更に推進するとした。

福島第一原子力発電所事故への対応については、10月１日に福島県川内村に対する避難指示を解除することを明らかにした上で、帰還者が、安心できる暮らしを取り戻すことができるよう、健康や仕事などの不安を一つ一つ解消していくとした。また、中間貯蔵施設の建設を機に、除染を更に加速し、一日も早い福島の再生をなし遂げていく考えを示した。

東日本大震災からの復興については、被災者の心の復興にも、大きく力を入れるとした上で、仮設住宅への保健師の巡回訪問、子供たちが安心して遊べる居場所づくりなど、被災者の方々の心に寄り添いながら、きめ細かく、丁寧な取組を進めるとした。

また、2020年のオリンピック・パラリンピックは、復興五輪として、日本が新しく生まれ変わる大きなきっかけとしなければならないと述べ、開催に向けた準備を本格化するとした。そして、６年後には、見事に復興をなし遂げた東北の町並みを背に、聖火ランナーが走る姿を世界に向けて発信しようと訴えた。

地方創生に向けた取組については、外国人観光客が半年間で600万人を超え､過去最高のペースであることに言及し、更なる高みを目指し、ビザの緩和、免税店の拡大などに戦略的に取り組むとともに、外国語で名所旧跡の案内ができる人材を自治体の努力で育成できるよう、特区制度を活用して規制を緩和するとした。

また、ふるさと納税制度がふるさと名物の全国的な知名度を上げるきっかけとなったことを取り上げ、ふるさと名物を全国区の人気商品へと押し上げる支援を更に強化し、地域資源を生かした新たなふるさと名物の商品化、販路開拓の努力を後押しするとした。

さらに、島根県海士町のさざえカレーをヒット商品にした若者たちのアイデアを紹介し、地方が直面する構造的な課題である人口減少や超高齢化などに歯止めをかけるには、将来に夢や希望を抱き、その場所でチャレンジしたいと願う若者が鍵であると強調した。その上で、若者にとって魅力ある、まちづくり、人づくり、仕事づくりを進めるため、まち・ひと・しごと創生本部を創設し､政府として、これまでとは次元の異なる大胆な政策を取りまとめ、実行するとした。

経済連携協定交渉については、引き続き、ＴＰＰ交渉やＥＵ、東アジアとのＥＰＡ交渉など、経済連携を戦略的に進めるとともに、豪州とのＥＰＡについて、早期の発効を実現し､経済的なきずなを一層深めていくとした。

安全保障政策については、我が国は、米国を初め、基本的価値を共有する国々と、世界の平和と安定にこれまで以上に貢献していくとした上で、いかなる事態にあっても、国民の命と平和な暮らしは守り抜く決意の下、切れ目のない安全保障法制の整備に向けた準備を進めるとした。また、在日米軍再編については、現行の日米合意に従い、抑止力を維持しつつ、基地負担の軽減に向けて全力で取り組むことを強調した。

外交政策については、地球儀を俯瞰する外交を更に積極的に展開し、日本の立場を国際的に発信するとした。また、日韓関係については、関係改善に向け努力を重ねるとし、日中関係については、安定的な友好関係を築くため首脳会談を早期に実現し、対話を通じて戦略的互恵関係を更に発展させるとした。さらに、ウクライナの安定確保のため支援を行い、ロシアには国際的諸問題について建設的な関与を働きかけるほか、同国との平和条約締結に向け粘り強く交渉する姿勢を示した。

北朝鮮による拉致問題については、北朝鮮が開始した拉致被害者を含む全ての日本人に関する包括的、全面的調査が、全ての拉致被害者の帰国という具体的な成果につながるよう、対話と圧力、行動対行動の原則を貫き、全力を尽くしていくとした。

女性が活躍しやすい社会づくりについては、小学校の教室も一層活用した放課後子ども総合プランの加速化、保育サービスに携わる子育て支援員という新しい制度の創設に取り組むとした。また、女性役員の数についての情報公開を上場企業に義務付け、国、地方、企

業などが一体となって、女性が活躍しやすい社会を目指すとした。

エネルギー政策については、原子力規制委員会の判断を尊重し、原発の再稼働を進めるとともに、立地自治体などの理解を得るよう、丁寧な説明、避難計画の充実支援などに取り組む一方、徹底した省エネルギーと再生可能エネルギーの最大限の導入により、できる限り原発依存度を低減させていくとした。

規制改革については、水素ステーションの商業化の実現を例に挙げ、成長戦略を進める上での規制緩和の重要性を強調し、農業、雇用、医療、エネルギーなど、岩盤のように固い規制に、今後も果敢に挑戦するとした。

国家戦略特区については、改革メニューを充実するとし、創業や家事支援に携わる、能力あふれる外国人に、日本で活躍してもらえる環境を整備するとともに、公立学校の運営を民間に開放し、グローバル人材の育成や個性に応じた教育など、多様な価値に対応した公教育を可能にしていくとした。また、今後も国会の開会ごとに特区制度の更なる拡充を提案していく考えを示した。

社会保障改革、教育の再生、行政の徹底的な効率化などの改革については、これらを新内閣の総力を挙げて更に前に進めるとした。

今後の経済財政運営については、成長戦略を確実に実行し、経済再生と財政再建を両立させながら、経済の好循環を確かなものとし景気回復の実感を全国津々浦々に届けることが内閣の大きな使命であるとし、引き続き、デフレ脱却を目指し、経済最優先で政権運営に当たっていくとした。

最後に、地方の豊かな個性を生かし、女性に活躍の舞台を用意することにより、日本の中に眠るあらゆる可能性を開花させることで、まだまだ成長できるとし、可能性を信じて、前に進もうと呼びかけた。

これに対する本会議の**代表質問**は、９月30日及び10月１日の両日行われ、災害対策、被災者支援、震災復興対策、集団的自衛権行使、男女共同参画、物価の上昇と賃金、派遣労働、社会保障と税、消費税率引上げ、年金制度改革、地方創生関連、地方分権、規制改革、農業政策、ＴＰＰ交渉、難病対策、原発再稼働・エネルギー、日中・日韓関係、米軍普天間基地問題、外交・安全保障、拉致問題などについて議論が展開された。

なお、参議院においては、10月１日及び２日の本会議において、代表質問が行われた。

主な議案の審議

まち・ひと・しごと創生について、基本理念、国等の責務、まち・ひと・しごと創生総合戦略の作成等を定めるとともに、まち・ひと・しごと創生本部を設置しようとする「まち・ひと・しごと創生法案」、地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、地域再生計画の認定の申請をしようとする地方公共団体による政府が講ずべき新たな措置に関する提案制度を創設するほか、認定地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置の追加等を行おうとする「地域再生法改正案」の２法案が９月29日、内閣から提出された。

これら２法案は、新設された地方創生に関する特別委員会の審査を経て、11月６日の本会議において、いずれも原案のとおり可決され、参議院に送付された。11月21日の参議院本会議において、２法案は可決、成立した。

【詳細は、(9)地方創生関係参照】

解散

11月18日夜の記者会見において、安倍内閣総理大臣は、平成27年10月に予定されていた10％への消費税率引上げを、１年半先送りする考えを示すとともに、11月21日に衆議院を解散する旨を表明し、21日の閣議で衆議院の解散を決定した。同日の本会議において、議長に解散詔書が伝達され、衆議院は解散された。

成立した主な議案

今国会において成立した法律案は、内閣提出法律案が23件、議員提出法律案が11件、条約が２件であった。前記（主な議案の審議）以外の主なものとして、内閣提出法律案では、土砂災害防止法改正案、議員提出法律案では、密漁対策の「外国人漁業規制法及び漁業主権

法改正案」（農林水産委員長提出）、いわゆるリベンジポルノ被害を防止する「私事性的画像記録提供等被害防止法案」（総務委員長提出）、危険ドラッグに係る「医薬品医療機器法改正案」（厚生労働委員長提出）などがある。

本会議（第187回国会（平成26年11月21日解散））

第188回国会召集前

11月28日、みんなの党は解党した。

12月14日に行われた第47回衆議院議員総選挙では、自由民主党及び公明党は、議席数の３分の２を超える多数を維持した。

同月15日、自由民主党の安倍晋三総裁と公明党の山口那津男代表は連立政権合意書に署名し、連立政権体制が発足した。

一方、民主党は、解散前の議席を増加させたものの、海江田万里代表は、自らの議席を失ったことから党代表を辞任する意向を表明し、同月17日の両院議員総会において、辞任が了承された。

同月23日、維新の党執行役員会において橋下徹大阪市長の代表辞任が了承され、共同で代表に就任していた江田憲司議員が留任した。

【選挙結果の詳細は、３ 国政選挙結果(3)第47回衆議院議員総選挙参照】

【第188回国会（特別会）】

第188回国会は、平成26年12月24日に召集された。

この国会は、先の第187回国会で衆議院が解散され、12月14日に総選挙が行われたのを受けて召集された特別国会である。

召集日の本会議において、正副議長の選挙が行われ、議長選挙の結果、町村信孝君466、川端達夫君１、無効２で、町村信孝君が当選し、続いて、副議長選挙の結果、川端達夫君469、無効１で、川端達夫君が当選した。

次いで、議席の指定を行い、会期を12月26

日までの３日間と議決した後、議長は、議院運営委員を指名し、議院運営委員長を選挙の手続を省略して指名した。

引き続き、内閣総理大臣の指名の投票が行われ、記名投票の結果、安倍晋三君328、岡田克也君73、江田憲司君41、志位和夫君18、平沼赳夫君３、吉田忠智君２、浅尾慶一郎君１、仲里利信君１、無効３で、安倍晋三君が内閣総理大臣に指名された。

また、参議院においても、同日、安倍晋三君が内閣総理大臣に指名された。

翌25日の本会議において、議長は、議院運営委員を除く各常任委員を指名し、議院運営委員長を除く各常任委員長を選挙の手続を省略して指名した。次いで、憲法審査会委員及び政治倫理審査会委員をそれぞれ指名した。

また、特別委員会については、前国会で設置された災害対策特別委員会外８特別委員会が設置された。

会期最終日の12月26日、本会議において、閉会中審査の手続が行われ、第188回国会は閉会した。

その他

12月26日、生活の党が党の名称を「生活の党と山本太郎となかまたち」に改称した。

第188回国会閉会後

平成27年１月１日、日本を元気にする会が結成され、松田公太参議院議員が代表に就任した。

農林水産委員会において、同月13日、畜産問題等について質疑が行われた後、平成27年度畜産物価格等に関する件について決議がなされた。

同月18日、民主党代表選挙が行われ、岡田克也議員が新代表に選出された。

(2) 国家公務員制度関係

ア　国会で議論されるに至った経緯

(ア) 国家公務員制度改革の背景及び経緯

国家公務員制度改革は、国家公務員の採用から退職にわたる人事管理制度全体について変革する取組とされる。国家公務員制度に関しては、従来から、能力・実績主義に基づく人事管理の徹底、縦割り行政の弊害是正、各府省横断的な人材の育成・活用、官民の人材交流の促進、「天下り」問題への対応、労働基本権制約の在り方の検討など、様々な改革の必要性が指摘されてきた。このような指摘を背景として、行政及び公務員に対する国民の信頼を再構築するとともに、国家公務員制度を社会経済情勢の変化に対応したものへと改革するため、継続的に国家公務員制度改革の取組が進められてきた。

平成19年６月には、能力・実績主義に基づく人事管理の徹底や再就職規制の導入を内容とする「国家公務員法等の一部を改正する法律」が成立し、翌20年６月には、その他の改革事項を総合的に推進するため、国家公務員制度改革の基本理念や基本方針等を定めた「国家公務員制度改革基本法」(以下「基本法」という。）が成立した。

基本法を踏まえ、平成21年（第171回国会）に麻生内閣（当時）から、平成22年（第174回国会）に鳩山内閣（当時）からそれぞれ内閣人事局の設置等を内容とする「国家公務員法等の一部を改正する法律案」が提出されたが、いずれも廃案となった。

平成23年(第177回国会)には菅内閣(当時)から、内閣人事局の設置や自律的労使関係制度の措置など、基本法に基づく法制上の措置等を講ずるため、「国家公務員法等の一部を改正する法律案」「国家公務員の労働関係に関する法律案」「公務員庁設置法案」及び「国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」の４法律案が提出されたが、衆議院の解散によりいずれも廃案となった。

（イ）国家公務員法等の一部を改正する法律案（内閣提出、第185回国会閣法第19号）等の提出

平成24年12月に発足した第２次安倍内閣は、これまでの経緯を踏まえ、基本法の改革事項について総括、検証を行った上で改革を進めるとした。稲田公務員制度改革担当大臣は、公務員制度に精通した有識者を招いた意見交換会を開催し、同意見交換会は平成25年５月に議論の中間整理を行った。

同年６月28日、国家公務員制度改革推進本部は、「今後の公務員制度改革について」を決定した。同決定では、平成21年に提出された「国家公務員法等の一部を改正する法律案」を基本とし、基本法の条文に即し、①幹部人事の一元管理、②幹部候補育成課程、③内閣人事局の設置等、④国家戦略スタッフ・政務スタッフ、⑤その他の法制上の措置の取扱いの各項目に関して機動的な運用が可能な制度設計を行うこととした。また、改革の進め方として、秋に国会が開かれる場合には、国家公務員制度改革関連法案を提出するとともに、平成26年春の内閣人事局の設置を目指すこととした。

これらを踏まえ、政府において検討が進められた結果、**国家公務員法等の一部を改正する法律案（内閣提出、第185回国会閣法第19号）**は、平成25年11月５日に閣議決定され、同日、第185回国会に提出された。

一方、同月15日、維新及びみんなは**国家公務員法等の一部を改正する法律案（渡辺喜美君外３名提出、第185回国会衆法第10号）**を、同月20日、民主、維新及びみんなは**幹部国家公務員法案（渡辺喜美君外５名提出、第185回国会衆法第15号）**を、同日、民主は**国家公務員法等の一部を改正する法律案（津村啓介君外４名提出、第185回国会衆法第16号）**、**国家公務員の労働関係に関する法律案（津村啓介君外４名提出、第185回国会衆法第17号）**、**公務員庁設置法案（津村啓介君外４名提出、第185回国会衆法第18号）**をそれぞれ提出した。

（ウ）国家公務員法等の一部を改正する法律案（渡辺喜美君外４名提出）の提出

平成26年２月27日、維新及びみんなは**国家公務員法等の一部を改正する法律案（渡辺喜美君外４名提出）**を第186回国会に提出した。なお、両会派の提出した**国家公務員法等の一部を改正する法律案（渡辺喜美君外３名提出、第185回国会衆法第10号）**については、同年３月５日、内閣委員会において撤回を許可された。

イ　関連議案の概要

（ア）国家公務員法等の一部を改正する法律案（内閣提出、第185回国会閣法第19号）

国家公務員制度改革基本法に基づき、内閣による人事管理機能の強化等を図るため、幹部職員人事の一元管理等に関する規定の創設、内閣人事局の設置等に関する規定の整備、内閣総理大臣補佐官に関する規定の整備及び大臣補佐官に関する規定の創設等を行うものであり、その主な内容は、次のとおりである。

ａ　幹部職員人事の一元管理等

(a) 内閣総理大臣は、幹部職員等について適格性審査を公正に行い、その結果、幹部職に属する官職に係る標準職務遂行能力を有することを確認した者について、幹部候補者名簿を作成するものとすること。

(b) 幹部職への任用は、幹部候補者名簿に記載されている者であって、当該幹部職についての適性を有すると認められる者の中から行うものとすること。

(c) 任命権者は、幹部職に係る任免を行う場合には、内閣総理大臣及び内閣官房長官との協議に基づいて行うものとすること。

(d) 任命権者は、幹部職員について一定の要件に該当するときは、人事院規則の定めるところにより、当該幹部職員が現行法の降任の要件のいずれにも該当しない場合においても、その意に反して直近下位の職制上の段階に属する幹部職へ降任することができるものとすること。

(e) 各大臣等は、幹部候補育成課程を設け、内閣総理大臣が定める基準に従い、運用す

るものとすること。
ｂ　内閣人事局の設置
(a) 内閣官房に内閣人事局を置くものとし、内閣人事局は、国家公務員制度の企画及び立案に関する事務、中央人事行政機関たる内閣総理大臣の所掌する事務、行政機関の機構及び定員に関する企画及び立案並びに調整に関する事務等をつかさどるものとすること。
(b) 内閣総理大臣は､人事院の意見を聴いて、職務の級の定数を設定し、又は改定することができるものとし、この場合において、内閣総理大臣は、職員の適正な勤務条件の確保の観点からする人事院の意見については、十分に尊重するものとすること。
ｃ　内閣総理大臣補佐官の所掌事務の変更及び大臣補佐官の規定の創設
(a) 内閣総理大臣補佐官の所掌事務については、内閣総理大臣の命を受け、内閣の重要政策のうち特定のものに係る内閣総理大臣の行う企画及び立案について、内閣総理大臣を補佐するものとすること。
(b) 大臣補佐官は、特に必要がある場合に、各府省に置くことができるものとし、大臣の命を受け、特定の政策に係る大臣の行う企画及び立案並びに政務に関し、大臣を補佐するものとすること。
ｄ　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して６月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること。

（イ）国家公務員法等の一部を改正する法律案（渡辺喜美君外３名提出、第185回国会衆法第10号）（維新、みんな）

国家公務員制度改革基本法に基づく内閣による人事管理機能の強化、国家公務員の退職管理の一層の適正化等を図るため、人事の一元的管理に関する規定の創設、内閣官房の所掌事務及び内閣人事局の設置に関する規定の整備、官民人材交流センター及び再就職等監視委員会に替わる民間人材登用センター及び再就職等監視・適正化委員会に関する規定の整備、他の役職員についての依頼等の規制違反に対する罰則の創設等を行うもので、その主な内容は次のとおりである。
ａ　人事の一元的管理
(a) 人事院は、任用、指定職職員の号俸の決定並びに職務の級の定数の設定及び改定、研修等に関する事務を行わないものとすること。
(b) 各大臣等は、幹部候補育成課程を設け、内閣総理大臣の定める基準に従い、運用するものとすること。
ｂ　内閣官房の所掌事務及び内閣人事局の設置
内閣官房に内閣人事局を置くものとし、内閣人事局は、幹部職員の人事管理を一元的に行う等のために必要な国家公務員の人事行政に関する事務等をつかさどるものとすること。
ｃ　退職管理の適正化等
(a) 官民人材交流センター及び再就職等監視委員会を廃止し、これらに替わる民間人材登用センター及び再就職等監視・適正化委員会に関する規定を整備するものとすること。
(b) 内閣総理大臣が行う職員の離職に際しての離職後の就職の援助に関する規定を削除し、再就職のあっせんは行わないものとすること。
(c) 他の役職員についての依頼等の規制違反に対する罰則を創設するものとすること。
ｄ　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して１月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること。

（ウ）幹部国家公務員法案（渡辺喜美君外５名提出、第185回国会衆法第15号）（民主、維新、みんな）

国家公務員制度改革基本法を踏まえ、行政の運営を担う国家公務員のうち幹部職員について適用すべき任用、分限等の各般の基準を定めるもので、その主な内容は次のとおりである。
ａ　人事管理の原則
幹部職員の任用､給与その他の人事管理は、内閣による行政の遂行を最大限に効果的に行

うことを目的として、人事評価その他の評価を基礎としつつ、幹部職員と内閣との一体性の確保にも配慮して、弾力的に行われなければならないものとすること。

b　任用等

(a) 内閣総理大臣は、幹部職員等について、政令で定めるところにより、適格性審査を行い、適格性審査に合格した者について氏名その他政令で定める事項を記載した幹部候補者名簿を作成するものとすること。また、内閣総理大臣は、その権限を内閣官房長官に委任するものとすること。

(b) 幹部職員の採用、昇任及び転任は、任命権者が、幹部候補者名簿に記載されている者であって、当該幹部職についての適性を有する者の中から、幹部職員と内閣との一体性の確保にも配慮して、行うものとすること。

(c) 任命権者は、幹部職員の任免を行う場合には、政令で定めるところにより、あらかじめ内閣総理大臣及び内閣官房長官に協議した上で、当該協議に基づいて行うものとすること。

(d) 幹部職員の公募は、内閣総理大臣が、任命権者による通知を受けたとき又は幹部職員の公募を行うことについて内閣総理大臣と任命権者との協議が調ったときに、政令で定めるところにより行うものとすること。

c　分限等

(a) 幹部職員は、内閣による行政の遂行を最大限に効果的に行う上で必要と判断される場合には、政令で定める基準により、降給されるものとすること。

(b) 任命権者は、幹部職員について、降任の要件のいずれにも該当しない場合においても、内閣による行政の遂行を最大限に効果的に行う上で必要と判断するときは、政令で定めるところにより、その意に反して、当該幹部職員が現に任命されている幹部職より下位の職制上の段階に属する幹部職又は管理職のうち職制上の段階が最上位の段階のものに任命する特別降任を行うことができるものとすること。

d　幹部職員を特別職とするほか、所要の規定の整備を行うものとすること。

e　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して１月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること。

（エ）国家公務員法等の一部を改正する法律案（津村啓介君外４名提出、第185回国会衆法第16号）（民主）

国家公務員制度改革基本法に基づき内閣による人事管理機能の強化等を図るため幹部候補育成課程を創設し、内閣人事局を設置するとともに、国家公務員の退職管理の一層の適正化を図るため再就職等規制違反行為の監視機能を強化する等の措置を講じ、あわせて、自律的労使関係制度の措置に伴う人事院勧告制度の廃止、人事行政の公正の確保を図るための人事公正委員会の設置等の措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

a　各大臣等は、幹部候補育成課程を設け、内閣総理大臣が定める基準に従い、運用するものとすること。

b　内閣官房に、行政機関の幹部職員の任免に関しその適切な実施の確保を図るために必要となる企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる内閣人事局を設置するものとすること。

c　国家公務員の退職管理の一層の適正化を図るため、人事公正委員会に再就職等監視・適正化委員会を置くものとし、再就職等規制違反行為の監視機能を強化するとともに、官民人材交流センターを廃止するものとすること。

d　自律的労使関係制度を措置すること等に伴い、人事院及び人事院勧告制度を廃止するとともに、任免等に関し、法律の委任に基づき人事院規則で定めることとしている事項を政令で定めることとする等、所要の措置を講ずるものとすること。

e　職員に関する人事行政は、国民全体の奉仕者としての職員の職務遂行が確保されるよう、公正に行われなければならないものとすること。

ｆ　内閣府の外局として人事公正委員会を置くものとし、人事公正委員会は、職員の勤務条件に関する行政措置の要求及び不利益な処分についての不服申立てその他の職員の苦情を処理すること等の事務をつかさどるものとすること。

ｇ　国家戦略スタッフ及び政務スタッフ

(a) 国家戦略スタッフとして、内閣総理大臣補佐官、内閣政務参事及び内閣政務調査官を置くものとすること。

(b) 内閣府、復興庁及び各省に、政務スタッフとして、大臣補佐官及び政務調査官を置くことができるものとすること。

ｈ　自衛隊法、労働組合法等について所要の規定の整備を行うものとすること。

ｉ　この法律は、一部の規定を除き、平成26年４月１日から施行するものとすること。

（オ）国家公務員の労働関係に関する法律案（津村啓介君外４名提出、第185回国会衆法第17号）（民主）

国家公務員制度改革基本法第12条に基づき自律的労使関係制度を措置するため、一般職の国家公務員に協約締結権を付与するとともに、これに伴い、団体交渉の対象事項、当事者及び手続、団体協約の効力、不当労働行為事件の審査、あっせん、調停及び仲裁等について規定するもので、その主な内容は次のとおりである。

ａ　労働組合の意義、結成等

(a) 労働組合とは、警察職員及び海上保安庁又は刑事施設において勤務する職員等以外の一般職の国家公務員（以下「職員」という。）が主体となって自主的にその勤務条件の維持改善を図ることを目的として組織する団体（長官、事務次官及び局長等の重要な行政上の決定を行う職員が加入するもの等を除く。）又はその連合体をいうものとすること。

(b) 職員は、労働組合を結成し、若しくは結成せず、又はこれに加入し、若しくは加入しないことができるものとすること。ただし、管理職員等と管理職員等以外の職員とは同一の労働組合を組織することができないものとすること。

(c) 労働組合は、中央労働委員会規則で定めるところにより、委員会に認証を申請することができるものとすること。

(d) 職員は、労働組合の業務に専ら従事することができないものとすること。ただし、政令で定めるところにより、所属庁の長の許可を受けて、認証された労働組合の役員として専ら従事する場合はこの限りでないものとすること。

ｂ　認証された労働組合と当局とが団体交渉を行い、団体協約を締結することができる事項の範囲、団体交渉を行う当局及び団体交渉の手続を定めるとともに、認証された労働組合と当局との団体協約の効力等について定めるものとすること。

ｃ　職員に対する不利益取扱い、団体交渉拒否等の不当労働行為を禁止するとともに、禁止規定に違反した場合の中央労働委員会による審査手続を定めるものとすること。

ｄ　中央労働委員会によるあっせん、調停及び仲裁の制度を定めるとともに、仲裁裁定の効力について所要の規定を設けるものとすること。

ｅ　この法律は、一部の規定を除き、国家公務員法等の一部を改正する法律の施行の日から施行するものとすること。

（カ）公務員庁設置法案（津村啓介君外４名提出、第185回国会衆法第18号）（民主）

国家公務員制度改革基本法に基づき自律的労使関係制度を措置するため、国家公務員の任免、勤務条件等に関する制度並びに団体交渉及び団体協約に関する事務その他の国家公務員の人事行政に関する事務等を担う公務員庁を設置するものであり、その主な内容は次のとおりである。

ａ　設置

内閣府の外局として公務員庁を設置するものとし、公務員庁の長は、公務員庁長官とするものとすること。

ｂ　任務及び所掌事務等

(a) 公務員庁は、各行政機関がその職員について行う人事管理に関する事務の統一保持

その他の公務の能率的な運営に関する事務を助けることを任務とするものとすること。

(b) 公務員庁は、(a)に定めるもののほか、国家公務員の人事行政に関する事務、行政機関の機構、定員及び運営に関する事務その他の公務の能率的な運営に資する事務を総合的かつ一体的に遂行することを任務とするものとすること。

(c) 公務員庁は、(a)の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる人事管理に関する方針及び計画に関する事項等の企画及び立案並びに総合調整に関する事務をつかさどるものとすること。

(d) 公務員庁は、(c)に定めるもののほか、(b)の任務を達成するため、国家公務員の任免、分限、懲戒、服務及び退職管理に関する制度、給与、勤務時間、休日及び休暇に関する制度、人事評価に関する制度並びに退職手当制度並びに団体交渉及び団体協約に関する事務その他の国家公務員の人事行政に関する事務、行政機関の機構、定員並びに運営の改善及び効率化に関する企画及び立案並びに調整に関する事務、国家公務員の総人件費の基本方針及び人件費予算の配分の方針の企画及び立案並びに調整に関する事務等をつかさどるものとすること。

(e) 公務員庁長官は、公務員庁の所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができるものとすること。

c　別に法律で定めるところにより公務員庁に置かれる審議会等は、退職手当審査会とするものとすること。

d　公務員庁に、地方支分部局として、管区国家公務員局を置くものとすること。

e　この法律は、国家公務員法等の一部を改正する法律の施行の日から施行するものとすること。

(キ) 国家公務員法等の一部を改正する法律案（渡辺喜美君外４名提出）（維新、みんな）

国家公務員制度改革基本法に基づく内閣による人事管理機能の強化、国家公務員の退職管理の一層の適正化等を図るため、人事の一元的管理に関する規定の創設、内閣官房の所掌事務及び内閣人事局の設置に関する規定の整備、国家戦略スタッフ及び政務スタッフの設置に関する規定の整備、官民人材交流センター及び再就職等監視委員会に替わる民間人材登用センター及び再就職等監視・適正化委員会に関する規定の整備、他の役職員についての依頼等の規制違反に対する罰則の創設等を行うものであり、その主な内容は、次のとおりである。

a　人事の一元的管理

(a) 人事院は、任用、指定職職員の号俸の決定並びに職務の級の定数の設定及び改定、研修等に関する事務を行わないものとすること。

(b) 各大臣等は、幹部候補育成課程を設け、内閣総理大臣の定める基準に従い、運用するものとし、当該課程の対象者は内閣人事局が行う審査に合格した者の中から選定すべきことその他これに関する規定を整備するものとすること。

b　内閣官房の所掌事務及び内閣人事局の設置

内閣官房に内閣人事局を置くものとし、内閣人事局は、幹部職員の人事管理を一元的に行う等のために必要な国家公務員の人事行政に関する事務等をつかさどるものとすること。

c　国家戦略スタッフ及び政務スタッフの設置

内閣官房に、内閣総理大臣の命を受け、国家として戦略的に推進すべき基本的な施策その他の内閣の重要政策のうち特定のものに係る企画及び立案について、内閣総理大臣を補佐する国家戦略スタッフを置くものとし、各府省に、大臣の命を受け、特定の政策の企画及び立案並びに政務に関し、大臣を補佐する政務スタッフを置くものとすること。

ｄ　退職管理の適正化等

(a) 官民人材交流センター及び再就職等監視委員会を廃止し、これらに替わる民間人材登用センター及び再就職等監視・適正化委員会に関する規定を整備するものとすること。

(b) 内閣総理大臣が行う職員の離職に際しての離職後の就職の援助に関する規定を削除し、再就職のあっせんは行わないものとすること。

(c) 他の役職員についての依頼等の規制違反に対する罰則を創設するものとすること。

ｅ　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して１月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること。

ウ　審議経過

国家公務員法等の一部を改正する法律案（内閣提出、第185回国会閣法第19号）は、平成25年11月５日、第185回国会に提出され、同月22日に、本会議において趣旨説明の聴取及び質疑が行われ、内閣委員会に付託された。

また、**国家公務員法等の一部を改正する法律案（渡辺喜美君外３名提出、第185回国会衆法第10号）**、**幹部国家公務員法案（渡辺喜美君外５名提出、第185回国会衆法第15号）**、**国家公務員法等の一部を改正する法律案（津村啓介君外４名提出、第185回国会衆法第16号）**、**国家公務員の労働関係に関する法律案（津村啓介君外４名提出、第185回国会衆法第17号）**及び**公務員庁設置法案（津村啓介君外４名提出、第185回国会衆法第18号）**も同日、いずれも内閣委員会に付託された。

内閣委員会においては、同日、稲田国務大臣及び各提出者からそれぞれ提案理由の説明を聴取し、質疑に入った。同月28日に参考人からの意見聴取及び参考人に対する質疑を行う等審査を行ったが、その後、継続審査に付された。なお、内閣委員会における審査が進む一方で、自由民主党、民主党及び公明党は閣法について修正協議を進め、12月３日、合意書が取り交わされ、次期通常国会において、閣法について、早期成立を期すこととされた。

第186回国会では、内閣委員会において、平成26年２月21日、**国家公務員法等の一部を改正する法律案（内閣提出、第185回国会閣法第19号）**に対して、**自民、民主及び公明の３会派共同提案による修正案**が提出され（後記参照）、趣旨の説明を聴取した。

また、同月27日に維新及びみんなが提出した**国家公務員法等の一部を改正する法律案（渡辺喜美君外４名提出）**は、３月４日に内閣委員会に付託され、翌５日、提出者から提案理由の説明を聴取した。なお、同日、**国家公務員法等の一部を改正する法律案（渡辺喜美君外３名提出、第185回国会衆法第10号）**は委員会において撤回が許可された。

次いで、同月12日、各案及び修正案を一括して質疑を行い、**国家公務員法等の一部を改正する法律案（内閣提出、第185回国会閣法第19号）**及び**国家公務員法等の一部を改正する法律案（渡辺喜美君外４名提出）**について質疑を終局した。

質疑終局後、討論を行い、順次採決したところ、**国家公務員法等の一部を改正する法律案（渡辺喜美君外４名提出）**は賛成少数をもって否決すべきものと決し、**国家公務員法等の一部を改正する法律案（内閣提出、第185回国会閣法第19号）**は賛成多数をもって修正議決すべきものと決した。

なお、**国家公務員法等の一部を改正する法律案（内閣提出、第185回国会閣法第19号）**に対し附帯決議が付された。

同月14日、本会議において、**国家公務員法等の一部を改正する法律案（渡辺喜美君外４名提出）**は否決され、**国家公務員法等の一部を改正する法律案（内閣提出、第185回国会閣法第19号）**は修正議決され、参議院に送付された。

参議院においては、４月11日の本会議において可決され、**国家公務員法等の一部を改正する法律案（内閣提出、第185回国会閣法第19号）**は成立した。

なお、**幹部国家公務員法案（渡辺喜美君外５名提出、第185回国会衆法第15号）**、**国家公務員法等の一部を改正する法律案（津村啓介**

君外４名提出、第185回国会衆法第16号）、国家公務員の労働関係に関する法律案（津村啓介君外４名提出、第185回国会衆法第17号）及び公務員庁設置法案（津村啓介君外４名提出、第185回国会衆法第18号）は、審査未了となった。

（参考）国家公務員法等の一部を改正する法律案（内閣提出、第185回国会閣法第19号）に対する修正案の内容

（ア）検討条項の新設

政府は、平成28年度までに、公務の運営の状況、国家公務員の再任用制度の活用の状況、民間企業における高年齢者の安定した雇用を確保するための措置の実施の状況その他の事情を勘案し、人事院が国会及び内閣に平成23年９月30日に申し出た意見を踏まえつつ、国家公務員の定年の段階的な引上げ、国家公務員の再任用制度の活用の拡大その他の雇用と年金の接続のための措置を講ずることについて検討するものとすること。

（イ）その他

その他所要の規定を整理すること。

エ　主な質疑事項

国家公務員法等の一部を改正する法律案（内閣提出、第185回国会閣法第19号）、国家公務員法等の一部を改正する法律案（渡辺喜美君外３名提出、第185回国会衆法第10号）（平成26年３月５日撤回許可）、幹部国家公務員法案（渡辺喜美君外５名提出、第185回国会衆法第15号）、国家公務員法等の一部を改正する法律案（津村啓介君外４名提出、第185回国会衆法第16号）、国家公務員の労働関係に関する法律案（津村啓介君外４名提出、第185回国会衆法第17号）、公務員庁設置法案（津村啓介君外４名提出、第185回国会衆法第18号）及び国家公務員法等の一部を改正する法律案（渡辺喜美君外４名提出）に対する主な質疑事項は、①抜擢人事を行うため幹部職員を特別職とする必要性、②降任特例では幹部職員人事の弾力化は不十分ではないか、③公募目標を定めないことにより公募が進まない懸念、④幹部候補育成課程の実施主体を各大臣から内閣人事局に修正する必要性、⑤内閣人事局の人員確保の方法及び定員規模、⑥内閣人事局と人事院の機能分担についての政府及び人事院の見解、⑦級別定数管理機能を人事院から内閣人事局に移管する理由及び意義、⑧級別定数の設定について人事院の意見を尊重する理由、⑨財務省の事務を内閣人事局に移管しない理由、⑩大臣補佐官の位置付け及び権限、⑪自律的労使関係制度を措置しなかった理由、⑫再就職等規制に対する刑事罰導入の問題点、⑬今回の内閣提出法律案とこれまでの政府案とが異なる理由等であった。

(3) 地方自治制度関係

ア　国会で議論されるに至った経緯

地方自治法は、日本国憲法と同時に施行され、地方自治制度とその運営の根幹をなす法律として大きな役割を果たしてきたが、戦後約半世紀を経て社会経済の大きな変化を背景に、地方分権の推進が国政上の重要課題として浮上した。平成11年の通常国会で、地方分権を具体化するため、地方自治に関係する475本の法律を一括して改正する「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」（平成11年法律第87号）が制定された。その後も、現在に至るまで、数次にわたる地方自治法の改正が行われているが、それらはおおむね、地方分権一括法によって行われた改正を踏まえ、国の地方への関与や地方公共団体の運営に対する規制の見直し、地方公共団体の自律性の向上、住民参加の促進、地方公共団体の体制整備などにより、改革の一層の進展を図ろうとするものであったといえる。

今回の**地方自治法の一部を改正する法律案**（以下**「地方自治法改正案」**という。）の提出に向けた動きも、基本的にこの流れに沿った

ものである。

（ア）第30次地方制度調査会答申

平成23年８月24日に、第30次地方制度調査会（会長：西尾勝（公財）後藤・安田記念東京都市研究所理事長）は、菅内閣総理大臣から、①住民の意向をより一層地方公共団体の運営に反映できるようにする見地からの議会の在り方を始めとする住民自治の在り方、②我が国の社会経済、地域社会などの変容に対応した大都市制度の在り方及び③東日本大震災を踏まえた基礎自治体の担うべき役割や行政体制の在り方、などについて、地方自治の一層の推進を図る観点から、調査審議を求めるとの諮問を受けた。

このうち①の事項は、第180回国会において平成24年８月29日に可決、成立した地方自治法の一部を改正する法律（同年９月５日公布。平成24年法律第72号）に盛り込まれ、同調査会の調査審議の重点は、②及び③の事項に置かれた。同調査会は、平成25年６月17日の第５回総会において「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」（以下「第30次調査会答申」という。）を取りまとめ、同月25日に西尾地方制度調査会会長から、安倍内閣総理大臣に手交した。

第30次調査会答申は、大都市を含めた基礎自治体をめぐる現状と課題を示した上で、主に次の事項を提言している。

① 現行の大都市等に係る制度の見直し
指定都市制度における「二重行政」を解消するための具体的方策及び「都市内分権」により住民自治を強化するための具体的方策、中核市制度と特例市制度の統合、都から特別区への事務移譲

② 新たな大都市制度
大都市地域における特別区の設置に関する法律（平成24年法律第80号）により道府県に特別区を設置する際の留意点、特別市（仮称）制度について更に検討すべき課題

③ 基礎自治体の行政サービス提供体制
自主的な合併、市町村間の広域連携、都道府県による補完など多様な手法の中から最も適したものを各市町村が自ら選択できるようにすること

（イ）地縁団体名義への所有権移転登記手続の改善促進（あっせん）

総務省は、行政機関等の業務に関する苦情の申出につき必要なあっせんを行っているが、認可を受けた地縁団体名義への所有権の移転の登記手続を促進する必要がある等の申出があったことを受け、総務省行政評価局長は総務省自治行政局及び法務省民事局に、地縁団体名義への所有権移転登記手続の改善促進（あっせん）（平成25年２月15日通知）を行い、両省は、協議の上、その趣旨に沿って検討することに合意した。

（ウ）法律案の提出

このような経緯をたどって、政府は、**地方自治法改正案**を平成26年３月18日に提出した。

なお、第30次調査会答申に別途盛り込まれた都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等については、政府は、平成25年12月20日に、国から地方公共団体への事務・権限の移譲等と併せて、それぞれの具体的な見直し方針を定めるとともに、移譲に伴う財源措置その他の必要な支援について明らかにした「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」を閣議決定している。政府は、この見直し方針に沿って、関係法律を一括して整備しようとする「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」（以下「第４次整備法案」という。）を平成26年３月14日に国会に提出している。

イ　関連議案の概要

地方自治法改正案（内閣提出）

地方公共団体の組織及び運営の合理化を図るため、第30次調査会答申にのっとり、指定都市について、区の事務所が分掌する事務を条例で定めることとし、総合区に関する制度を創設するとともに、指定都市都道府県調整会議に関する制度の創設、中核市制度と特例

市制度の統合、連携協約及び事務の代替執行に関する制度の創設等の措置を講ずるほか、必要な改正を行うものであり、その主な内容は、以下のとおりである。

ａ　指定都市制度の見直し

(a) 区の事務所が分掌する事務を条例で定めることとするとともに、市長の権限に属する事務のうち主として総合区の区域内に関するものを処理させるため、区に代えて総合区を設け、議会の同意を得て選任される総合区長を置くことができることとすること。

(b) 指定都市及び都道府県の事務の処理について連絡調整を行うために必要な協議をする指定都市都道府県調整会議を設置することとするとともに、指定都市の市長又は都道府県知事は、協議を調えるため必要と認められるときは、総務大臣に対し、指定都市都道府県勧告調整委員の意見に基づき、必要な勧告を行うよう申し出ることができることとすること。

ｂ　中核市制度と特例市制度の統合

特例市制度を廃止し、中核市の指定要件を「人口20万以上の市」に変更するとともに、現在の特例市に係る必要な経過措置等を設けることとすること。

ｃ　新たな広域連携制度の創設

(a) 普通地方公共団体は、他の普通地方公共団体と連携して事務を処理するに当たっての基本的な方針及び役割分担を定める連携協約を締結できることとするとともに、連携協約に係る紛争があるときは、自治紛争処理委員による処理方策の提示を申請することができることとすること。

(b) 普通地方公共団体は､その事務の一部を、当該普通地方公共団体の名において、他の普通地方公共団体の長等に管理・執行させること（事務の代替執行）ができることとすること。

ｄ　その他

認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例を創設することとすること。

ｅ　施行期日

ａについては公布の日から起算して２年以内において政令で定める日、ｂ及びｄについては平成27年４月１日、ｃについては公布の日から起算して６月以内において政令で定める日から施行すること。

（参考）第４次整備法案（内閣提出）

ａ　国から地方公共団体への事務・権限の移譲等

地方分権改革推進委員会の勧告のうち、残された課題である国から地方公共団体への事務・権限の移譲等を推進するため、見直し方針に係る閣議決定中の「国から地方公共団体への事務･権限の移譲等に関する見直し」において見直しの方針が示された66事項のうち､法律の改正により措置すべきものについて､43法律の改正を行うこと。

（移譲される主な事務・権限）

①　看護師など各種資格者の養成施設等の指定・監督等

②　商工会議所の定款変更の認可

③　自家用有償旅客運送の登録・監査等

ｂ　都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等

第30次調査会答申で示された都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等を推進するため、見直し方針に係る閣議決定中の「都道府県から指定都市への事務・権限等の移譲等に関する見直し」において見直しの方針が示された33事項のうち、法律の改正により措置すべきものについて、25法律の改正を行うこと。

（移譲される主な事務・権限）

①　県費負担教職員の給与等の負担、県費負担教職員の定数の決定・市町村立小中学校等の学級編制基準の決定

②　病院の開設許可

③　都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)に関する都市計画の決定

ｃ　施行期日

この法律は、平成27年４月１日から施行すること。ただし、体制整備に特に時間を要するものについては個別に定める日から

施行すること。

ウ　審議経過

地方自治法改正案は、平成26年３月18日に提出され、４月10日の本会議において趣旨説明の聴取及び質疑が行われ、同日、総務委員会に付託された。

同委員会においては、同月14日に同委員会に付託された第４次整備法案とともに、15日に提案理由の説明を聴取し、17日に質疑に入った。22日、安倍内閣総理大臣に対する質疑を行い、同日、維新から条例で総合区長を選挙人が投票により選挙することができる等とする修正案が提出され、趣旨説明を聴取した。24日、原案及び修正案並びに第４次整備法案を議題とし、参考人からの意見聴取及び参考人に対する質疑を行い、同日質疑を終局した。

次いで、討論、採決の結果、修正案は賛成少数をもって否決され、**地方自治法改正案**及び第４次整備法案については、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決された。なお、**地方自治法改正案**及び第４次整備法案に対し、それぞれ附帯決議が付された。

４月25日、本会議において、**地方自治法改正案**及び第４次整備法案は可決され、参議院に送付された。

参議院においては、**地方自治法改正案**は５月23日の本会議において可決され、成立した。なお、第４次整備法案は、５月28日の本会議において可決され、成立した。

エ　主な質疑事項

地方自治法改正案に対する主な質疑事項は、①総合区の意義、②区長の公選制を導入しなかった理由、③指定都市都道府県調整会議の意義と狙い、④中核市制度と特例市制度を統合した場合の専門的知識を有する人材の確保策、⑤新たな広域連携制度の創設の狙い、⑥連携協約制度を実質的に機能させる方策、⑦新たな広域連携制度に基づく産業振興の具体像、⑧認可地縁団体の不動産登記の特例を創設することとした経緯等であった。

(4) 教育委員会制度関係

ア　国会で議論されるに至った経緯

(ア) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

教育委員会を中心とした地方教育行政制度については、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保する機能を果たしてきたとされるが、一方で、教育行政に関する権限と責任の所在の不明確さ、審議の形骸化、危機管理能力の不足といった課題が指摘されていた。

このような中、平成24年７月、前年10月に発生した滋賀県大津市の中学２年生がいじめを苦に自殺した事案の報道を契機として、教育委員会の対応が批判されるとともに、組織や権限の在り方について検討すべきとの声が強まった。平成24年12月16日に実施された第46回衆議院議員総選挙における各政党のマニフェストでは、複数の政党がいじめ事案への対応策に加え、教育委員会制度を含めた地方教育行政の見直しについて盛り込んでいた。

平成25年１月に首相官邸に設置された教育再生実行会議は、同年４月、「教育委員会制度等の在り方について（第二次提言）」を取りまとめ、地方教育行政の権限と責任を明確にするため、都道府県知事等の地方公共団体の長（首長）が任命する教育長が教育行政の責任者として教育事務を行うよう現行制度を見直すとともに、教育委員会の性格を、地域の教育方針などの大きな方向性を示し、教育長による執行状況に対するチェックを行うものに改めることなどを提示した。

文部科学大臣は、同年４月25日、同提言を踏まえ、中央教育審議会（以下「中教審」という。）に「今後の地方教育行政の在り方について」を諮問し、中教審の教育制度分科会において具体的な制度の在り方についての検討が開始された。同年10月、同分科会は「審議経過報告」を取りまとめ、以下Ａ・Ｂ案を示した。

Ａ案：首長を執行機関と位置付け、首長が任命・罷免する教育長を事務執行の責任者とし、教育委員会は附属機関（チェック機関）とする案

Ｂ案：教育委員会の役割を今より限定した上で執行機関として存続させる一方、首長が任命・罷免する教育長を事務執行の責任者とするなど、首長が教育行政に関与する仕組みを導入する案

その後、意見募集や関係団体ヒアリング等を経て、更に審議を重ね、同年12月10日、Ａ案を修正した制度改革案を中心とし、修正したＢ案を別案として盛り込む答申案を取りまとめ、同月13日の中教審総会において文部科学大臣に答申した。

同答申を受け、与党である自由民主党及び公明党の間で協議が重ねられ、平成26年３月13日に教育委員会制度の改革に関する与党合意がなされた。合意内容は、①教育委員会を執行機関とする、②教育長と教育委員長を一本化した新「教育長」を置く、③地方公共団体に総合教育会議を設置すること等であった。

以上のような経緯を経て、政府は、同年４月４日に、**地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案**を閣議決定し、同日国会に提出した。

（イ）地方教育行政の組織の改革による地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案（笠浩史君外３名提出）

前述のように、教育委員会を中心とした地方教育行政制度に係る課題が指摘される中、維新は第183回国会の平成25年６月５日に**教育委員会制度を廃止する等のための地方自治法等の一部を改正する法律案（中田宏君外４名提出）**を、民主は同年６月21日に**地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案（笠浩史君外２名提出）**をそれぞれ提出した。

両法律案は実質審議が行われないまま継続審査となっていたが、首長を地方教育行政の責任者とする点が一致していたこと等から、民主及び維新は地方教育行政制度の在り方等について協議を行った結果、平成26年４月14日、**地方教育行政の組織の改革による地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案**を両会派の共同提案により国会に提出した。

なお、第183回国会に提出された両法律案は、４月16日に、委員会の許可を得て撤回された。

イ　関連議案の概要

（ア）地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

教育の再生を図るため、地方公共団体の長が当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとするとともに、当該大綱の策定に関する協議等を行うために総合教育会議を設けることとし、あわせて、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命する教育長が、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表すること等とするもので、その主な内容は次のとおりである。

ａ　大綱の策定等

地方公共団体の長は、教育基本法第17条第１項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を、総合教育会議において協議した上で定めるものとすること。

ｂ　総合教育会議

地方公共団体の長は、大綱の策定、教育条件の整備等重点的に講ずべき施策、緊急の場合に講ずべき措置に関する協議・調整を行うため、地方公共団体の長及び教育委員会をもって構成する総合教育会議を設けるものとすること。

ｃ　教育委員会

(a) 教育委員会は、教育長及び４人の委員をもって組織すること。

(b) 地方公共団体の長が議会の同意を得て任命する教育長の任期は３年とし、教育長は教育委員会の会務を総理するとともに、教育委員会を代表すること。

(c) 教育委員会の会議は、教育長が招集することとし、教育長は、委員の定数の３分の１以上の委員から会議に付議すべき事件を示して会議の招集を請求された場合には、

これを招集しなければならないものとすること。

(d) 教育長は、教育委員会規則で定めるところにより、委任された事務又は臨時に代理した事務の管理及び執行の状況を教育委員会に報告しなければならないものとすること。

d　文部科学大臣の指示

教育委員会の法令違反や怠りがある場合であって、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれ、その被害の拡大又は発生を防止するため、緊急の必要があり、他の措置によってはその是正を図ることが困難な場合、文部科学大臣は、教育委員会に対し指示できるものとすること。

e　施行期日

この法律は、一部の規定を除き、平成27年４月１日から施行すること。

（イ）地方教育行政の組織の改革による地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案（笠浩史君外３名提出）

地方公共団体における教育行政の適正な運営の確保を図るため、教育長、地方公共団体の教育機関、学校運営協議会及び教育監査委員会の設置その他地方教育行政の組織の改革に関し必要な事項を定めるもので、その主な内容は次のとおりである。

a　総則

地方公共団体における教育行政についての基本理念を定めるとともに、地方公共団体の長は、教育基本法第17条第１項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育の振興に関する総合的な施策の方針を、議会の議決を経て定めること。

b　教育長

(a) 都道府県及び市町村等に、教育長を置くこと。

(b) 教育長は、地方公共団体の長が任命すること。また、教育長の任期は４年とし、地方公共団体の長は、任期中においてもこれを解職することができること。

c　教育機関

(a) 地方公共団体は、法律で定めるところにより、学校、図書館、博物館、公民館その他の教育機関を設置するほか、条例で、教育に関する専門的、技術的事項の研究又は教育関係職員の研修、保健若しくは福利厚生に関する施設その他の必要な教育機関を設置することができること。

(b) 地方公共団体の長は、地方公共団体の規則で定めるところにより、地方公共団体の設置する学校のうちその指定する学校の運営に関して協議する機関として、学校運営協議会を置くことができること。

d　教育監査委員会

都道府県及び市町村等に、当該地方公共団体の長が処理する学校教育等に関する事務の実施状況に関し必要な評価及び監視等を行う教育監査委員会を置くこと。

e　雑則

地方公共団体の長が教育に関する事務を行うに当たり、地方公共団体が設置する学校における管理運営が主体的に行われるようにするとともに、児童、生徒等の生命若しくは身体又は教育を受ける権利を保護する必要がある緊急の事態においても適切に対処することができるよう、配慮するものとすること。

f　附則

この法律は、平成27年４月１日から施行すること。また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律は、廃止すること。

ウ　審議経過

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案（以下**「政府案」**という。）は平成26年４月４日に、**地方教育行政の組織の改革による地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案**（以下**「民主・維新案」**という。）は同月14日にそれぞれ提出され、15日の本会議において趣旨説明の聴取及び質疑が行われた後、文部科学委員会に付託された。

同委員会においては、同月16日、両法律案について順次提案理由の説明を聴取し、質疑

に入り、23日には福岡県及び宮城県において、いわゆる地方公聴会（委員派遣）を開催し、それぞれ３名の意見陳述者から意見を聴取し、質疑を行った。また、同月18日、５月７日及び14日には参考人からの意見聴取及び質疑を行い、同月16日、質疑を終局した。

質疑終局後、**政府案**に対し、みんなから、教育委員会の設置を含め地方教育行政の組織等について地方公共団体が選択可能となる制度の検討を行い、法施行後３年以内に必要な法制上の措置を講ずることを内容とする修正案が提出され、趣旨の説明を聴取した。次いで、討論を行い、順次採決を行った結果、**民主・維新案**については、賛成少数をもって否決すべきものと議決された。次に、**政府案**については、みんな提出の修正案は賛成少数をもって否決され、本案は、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決された。

なお、**政府案**に対し、附帯決議が付された。

５月20日の本会議において、**民主・維新案**は否決され、**政府案**は可決され、参議院に送付された。

参議院においては、６月13日の本会議で可決され、成立した。

エ　主な質疑事項

政府案に対する主な質疑事項は、①地方教育行政を抜本的に改革する必要性、②地方教育行政における最終的な責任の所在、③大綱を策定する際に教育委員会と地方公共団体の長の意見が対立し、合意しなかった場合の対応、④地方公共団体が既に教育基本法第17条第２項に規定する教育振興基本計画を定めていた場合の同計画と大綱との関係、⑤教育委員会の専権事項を総合教育会議の協議対象とすることの可否、⑥総合教育会議の会議録の作成・公表を義務付ける必要性、⑦現行の教育長と教育委員会委員長を一本化した趣旨、⑧教育長に対する具体的なチェック機能及び外部監査的なチェック機能の必要性、⑨教育委員会事務局職員の専門性を高めるための取組、⑩文部科学大臣の教育委員会に対する指示の在り方（第50条の規定）等であった。

民主・維新案に対する主な質疑事項は、①首長に権限と責任を一元化した趣旨、②教育委員会を廃止することにより、地域における民意を反映する方策を失う懸念、③教育長の身分及びその任命に際し議会同意を要しない理由、④教育長の任期中の解職を可能とする規定の妥当性、⑤教育監査委員会による監査の実効性、⑥教育監査委員会事務局の体制及び現行の教育委員会事務局との相違点、⑦指導主事の廃止ではなく学校指導主事を置くに至った経緯に係る提出者の見解、⑧全ての小中学校にコミュニティスクールを設置する規定を盛り込んだ趣旨等であった。

(5) 医療・介護改革関係

ア　国会で議論されるに至った経緯

急速な高齢化の進展、これに伴う疾病構造の変化、医療の高度化・複雑化、認知症高齢者や単身高齢者世帯の増加などを背景として、今後、医療・介護サービスの需要が、ますます増加することが見込まれている。

しかし、我が国の医療・介護サービスの提供体制については、①人口当たりの病床数は諸外国と比べて多いものの、急性期・回復期・慢性期といった病床の機能分担が不明確なこと、②医療現場の人員配置は手薄であり、過重労働が常態化していること、③介護サービスの質の向上が求められているものの、介護従事者の確保が困難であること等の問題が指摘されている。これらの問題を解消しなければ、今後増加が見込まれる医療・介護サービスの需要に十分対応できなくなることが懸念されている。

このため、限られた医療・介護資源を有効に活用し、高度な急性期の医療が必要な患者には、質の高い医療や手厚い看護を受けられるようにするとともに、在宅医療や介護サービスを充実することで、患者の早期の社会復帰を進め、住み慣れた地域で継続的に生活す

ることを可能とする改革が要請された。

社会保障の充実・安定化と、そのための安定財源確保と財政健全化の同時達成を目指す社会保障と税の一体改革は急務であり、平成25年12月５日、「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」（以下「社会保障制度改革プログラム法」という。）が成立した。同法は、社会保障制度改革の全体像及び進め方を明らかにするものである。医療提供体制に関しては、病床の機能の分化及び連携並びに在宅医療・介護を推進するための病床機能報告制度の創設、地域の医療提供体制の構想の策定等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を平成29年度までを目途に順次講ずるものとし、このために必要な法律案を平成26年の通常国会に提出することを目指すとされた。介護保険制度に関しては、地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の見直し、これと併せた要支援者への支援の見直し等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を平成27年度を目途に講ずるものとし、このために必要な法律案を平成26年の通常国会に提出することを目指すとされた。

この社会保障制度改革プログラム法に基づく措置として、平成26年２月12日、政府は、**地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案**を国会に提出した。

このほか、介護従事者の確保に関しては、介護従事者等の給与水準が相対的に低く、離職率が高い傾向にあることから、介護従事者等の処遇改善が課題として指摘されている。

こうした状況に鑑み、３月28日、民主、みんな、結い、共産、生活及び社民は、介護・障害福祉従事者の賃金の改善のための特別の措置を定めることを内容とする**介護・障害福祉従事者の人材確保に関する特別措置法案**を提出した。

その後、各会派間で協議が行われた結果、５月16日、同法案は、厚生労働委員会において撤回が許可され、同日、厚生労働委員会から、**介護・障害福祉従事者の人材確保のための介護・障害福祉従事者の処遇改善に関する法律案**が提出された。

イ　関連議案の概要

（ア）地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出）

地域において効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに地域包括ケアシステムを構築することを通じ、必要な医療及び介護の総合的な確保を推進するため、医療法、介護保険法等の関係法律の所要の整備等を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

a　地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律の一部改正

(a) 題名を「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」に改めること。

(b) 都道府県及び市町村は、厚生労働大臣が策定する基本的な方針に即して、かつ、地域の実情に応じて、医療及び介護の総合的な確保のための事業の実施に関する計画を作成することができるものとすること。また、都道府県が、当該事業に関する経費を支弁するため基金を設ける場合には、国は、必要な資金の３分の２を負担するものとし、その費用は消費税の増収分を充てるものとすること。

b　医療法の一部改正等

(a) 一般病床等を有する病院等の管理者は、病床の機能区分に従い、病床の機能等を都道府県知事に報告しなければならないものとすること。

(b) 都道府県は、医療計画において、構想区域における病床の機能区分ごとの将来の病床数の必要量等に基づく、当該構想区域における将来の医療提供体制に関する構想等を定めるものとすること。また、当該構想の実現のための必要な措置を講ずること。

(c) 医療従事者の確保、医療従事者の勤務環境の改善、診療の補助のうちの特定行為を手順書により行う看護師の研修制度の創設等のチーム医療の推進、医療事故に係る調

査の仕組みの創設等の措置を講ずること。

c　介護保険法の一部改正等

(a) 介護予防サービスのうち介護予防訪問介護と介護予防通所介護を介護予防・日常生活支援総合事業に移行するとともに、包括的支援事業に在宅医療・介護連携の推進、生活支援サービスの充実及び認知症施策の推進に関する事業を追加する等の地域支援事業の見直しを行うこと。

(b) 特別養護老人ホームについて、在宅での生活が困難な中重度の要介護者を支える機能に重点化すること。

(c) 低所得者の第１号保険料の軽減強化、一定以上の所得を有する第１号被保険者の給付割合の見直し、補足給付の支給要件の見直し、介護福祉士の資格取得方法見直しの施行時期の延期等の措置を講ずること。

d　この法律は、一部の規定を除き、公布の日又は平成26年４月１日のいずれか遅い日から施行すること。

（イ）介護･障害福祉従事者の人材確保に関する特別措置法案（中根康浩君外７名提出）

介護･障害福祉従事者の賃金が他の業種に属する事業に従事する者と比較して低い水準にある現状等に鑑み、介護・障害福祉従事者に優れた人材を確保し、もって高齢者等並びに障害者及び障害児に対する支援の水準の向上に資するため、介護・障害福祉従事者の賃金の改善のための特別の措置を定めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

a　都道府県知事は、介護・障害福祉従事者の賃金を改善するための措置を講ずる介護・障害福祉事業者等に対し、その申請に基づき、当該措置に要する費用に充てるための介護・障害福祉従事者処遇改善助成金を支給すること。

b　介護・障害福祉従事者処遇改善助成金の支給の要件、額、申請の方法等は、政令で定めること。介護・障害福祉従事者処遇改善助成金の額は、介護・障害福祉従事者が担う重要な役割、業務の身体的及び精神的負担の大きさを踏まえるとともに、業務の種類、介護・障害福祉従事者の職責等に応じた処遇の体系、他の業種に属する事業に従事する者の平均的な賃金水準等を勘案して定められるものとすること。

c　国は、介護・障害福祉従事者処遇改善助成金の支給に要する費用の全額に相当する金額を都道府県に交付すること。

d　この法律は、介護保険制度並びに障害者及び障害児に対する支援に係る制度について見直しが行われ、介護・障害福祉従事者に関し、優れた人材の確保に支障がなくなったときは、廃止するものとすること。

e　この法律は、公布の日から起算して３月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

（ウ）介護･障害福祉従事者の人材確保のための介護･障害福祉従事者の処遇改善に関する法律案（厚生労働委員長提出）

高齢者等並びに障害者及び障害児が安心して暮らすことができる社会を実現するために介護・障害福祉従事者が重要な役割を担っていることに鑑み、介護又は障害福祉に関するサービスを担う優れた人材の確保を図るため、平成 27 年４月１日までに、介護・障害福祉従事者の賃金水準その他の事情を勘案し、介護・障害福祉従事者の賃金をはじめとする処遇の改善に資するための施策の在り方についてその財源の確保も含め検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものである。

なお、この法律は、公布の日から施行することとしている。

ウ　審議経過

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案は、平成26年２月12日に、**介護・障害福祉従事者の人材確保に関する特別措置法案**は、３月28日に、それぞれ提出された。両法律案は、４月１日の本会議において趣旨説明の聴取及び質疑が行われ、同日、厚生労働委員会に付託された。

同委員会においては、同月18日、両法律案

の提案理由の説明を聴取した後、23日から質疑に入った。５月７日及び13日には参考人からの意見聴取及び参考人に対する質疑が行われ、同月12日には、山梨県及び大阪府において、いわゆる地方公聴会（委員派遣）を開催し、それぞれ４名の意見陳述者から意見を聴取し質疑が行われるなど審査が進められた。また、同月14日には、安倍内閣総理大臣の出席の下、質疑が行われた。

同日、**地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案**の質疑終局の動議が提出、可決され、質疑は終局した。

質疑終局後、同法律案に対し、維新より、医療法人の分割に係る規定を追加すること、持分あり医療法人の在り方についての検討規定を設けること等を内容とする修正案が提出され、趣旨説明を聴取した。

次いで、原案及び修正案について討論・採決を行った結果、修正案は賛成少数をもって否決され、同法律案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決された。

翌15日の本会議において、同法律案は可決され、参議院に送付された。

参議院においては、６月18日の本会議で可決され、成立した。

介護・障害福祉従事者の人材確保に関する特別措置法案は、５月16日、厚生労働委員会において、撤回が許可された。

介護・障害福祉従事者の人材確保のための介護・障害福祉従事者の処遇改善に関する法律案は、同日、厚生労働委員会において、同法律案の起草案について厚生労働委員長が趣旨を説明した後、採決を行った結果、全会一致をもって起草案を成案とし、委員会提出の法律案とすることに決し、同日、提出された。

５月20日の本会議において、厚生労働委員長の趣旨弁明の後、同法律案は可決され、参議院に送付された。

参議院においては、６月20日の本会議で可決され、成立した。

エ　主な質疑事項

主な質疑事項は、①医療、介護、医療事故調査制度の創設等の性質の異なる多数の法律改正を１本の法律案として政府が提出した理由、②新たな基金事業の効果を測定するため数値目標を義務付け進捗状況を管理する必要性、③地域医療構想の実現に向けて民間医療機関の協力を得るための具体策、④看護師が行うこととなる特定行為に伴うリスクの内容、⑤医療事故調査制度を再発防止と責任追及の目的ごとに別建てにする必要性、⑥医療法人制度改革を進める必要性、⑦介護予防サービスの介護予防・日常生活支援総合事業への移行によりサービスが低下する懸念、⑧特別養護老人ホームへの入所者を中重度の要介護者に限定することの妥当性、⑨認知症対策を推進する必要性、⑩介護従事者の処遇を改善する必要性等であった。

(6) 農政関係

ア　国会で議論されるに至った経緯

（ア）品目横断的経営安定対策（水田・畑作経営所得安定対策）等の導入

平成17年３月に閣議決定された食料・農業・農村基本計画により、平成19年産から品目横断的経営安定対策を導入することとされた。その趣旨は、我が国農業の構造改革を加速化するとともに、世界貿易機関（ＷＴＯ）における国際規律の強化にも対応し得るよう、土地利用型農業について、これまで全農家を対象とし、品目ごとの価格に着目して講じてきた対策を、対象となる担い手を明確化し、その経営全体に着目した対策に転換するものである。

本対策の制度的枠組みを整備するため、平成18年、「農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律」が成立、同法に基づき、平成19年産から本対策が実施された。平成19年12月には、生産現場の状況を踏まえ、対策の名称を水田・畑作経営所得安

定対策に変更し、加入要件を緩和すること等を内容とする見直しが行われた。

また、平成19年度には、予算措置として農地・水・環境保全向上対策が創設された。

（イ）民主党政権下における戸別所得補償制度の導入等

平成21年９月、品目横断的経営安定対策を小規模農家切り捨てと批判し、全ての販売農家を対象とする戸別所得補償制度の導入を掲げた民主党を中心とする政権（以下「民主党政権」という。）が発足した。

民主党政権下、土地利用型農業に係る経営安定対策については、平成22年度に戸別所得補償モデル対策が、平成23年度からは農業者戸別所得補償制度が予算措置として実施された。品目横断的経営安定対策を見直した水田・畑作経営所得安定対策については、平成22年度は従前どおり実施され、平成23、24年度は農業者戸別所得補償制度との調整がなされた。

また、農地・水・環境保全向上対策については、平成23年度以降、同対策を見直し、共同活動支援に特化した農地・水保全管理支払とし、環境保全型農業直接支援対策を独立した制度とした。

一方、民主党政権下、野党となった自民党は、農業・農村が果たしている多面的機能を評価した地域政策と、担い手の育成・確保の促進に関する産業政策を明確に区別し、車の両輪として相互に連携しながらそれぞれの施策を展開していくことが肝要との考えを示し、「戸別所得補償」から「農地を農地として維持する支援策」への振替拡充等を掲げた。

（ウ）自公政権による「農林水産業・地域の活力創造プラン」の具体化としての法案提出と野党３会派による対案提出

平成24年12月に発足した自公政権は、農業者が農業者戸別所得補償制度を前提に営農準備等を進めていることを踏まえ、現場の混乱を避けるため、同制度について、平成25年度は名称を経営所得安定対策に変更した上で基本的に従前と同じ枠組みで実施し、平成26年産以降の在り方については今後検討していくこととした。

平成25年１月、農林水産省内に設置された「攻めの農林水産業推進本部」（本部長：農林水産大臣）において、多面的機能を評価した日本型直接支払、経営所得安定対策を中心とする担い手総合支援の検討が開始された。同年６月に閣議決定された「日本再興戦略－JAPAN is BACK－」では、経営所得安定対策を適切に見直し、あわせて、農林水産業の多面的機能の発揮を図る取組を進め、新たな直接支払制度の創設の検討を行うとされた。

同年５月、内閣に設置された「農林水産業・地域の活力創造本部」（本部長：内閣総理大臣）は、「攻めの農林水産業推進本部」と連携して具体的施策の検討を行い、同年12月、今後の政策改革のグランドデザインとして新たな農業・農村政策の方向性を示す「農林水産業・地域の活力創造プラン」（以下「プラン」という。）を決定した。農林水産省は、プランを推進するため、①農地中間管理機構の創設、②経営所得安定対策の見直し、③水田フル活用と米政策の見直し及び④日本型直接支払制度の創設の４つの改革に取り組むこととした。

以上の経緯を経て、経営所得安定対策の見直しに係る**農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）**及び日本型直接支払制度の創設に係る**農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律案（内閣提出）**が、平成26年３月７日、第186回国会に提出された。

一方、民主党は、民主党政権において導入され、予算措置で実施されてきた農業者戸別所得補償制度について法制化の検討を進め、野党各党との協議・調整を経て、平成25年６月５日、第183回国会に**農業者戸別所得補償法案（大串博志君外６名提出）**が、民主、生活及び社民の３会派共同提案により提出された。

また、民主党は、民主党政権下で農業者戸別所得補償制度の関連制度として位置付けられ、予算措置で実施されてきた農地・水保全管理支払、中山間地域等直接支払及び環境保全型農業直接支援についても法制化の検討を

進め、野党各党との協議・調整を経て、平成26年３月26日、第186回国会に**農地・水等共同活動の促進に関する法律案（大串博志君外６名提出）**、**中山間地域その他の条件不利地域における農業生産活動の継続の促進に関する法律案（大串博志君外６名提出）**及び**環境保全型農業の促進を図るための交付金の交付に関する法律案（大串博志君外６名提出）**が、民主、生活及び社民の３会派共同提案により提出された。

イ　関連議案の概要

（ア）農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する措置の改善を図るため、対象農業者への認定就農者の追加、生産条件に関する不利を補正するための交付金（以下「生産条件不利補正交付金」という。）に係る基準年度の変更等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

ａ　生産条件不利補正交付金及び収入の減少が農業経営に及ぼす影響を緩和するための交付金（以下「収入減少影響緩和交付金」という。）の対象農業者として、認定農業者及び集落営農組織に加え、農業経営基盤強化促進法に規定する認定就農者を追加するとともに、面積規模要件を廃止するものとすること。

ｂ　生産条件不利補正交付金については、対象農産物の品質及び生産量に応じて交付することを基本としつつ、収穫前に作付面積に応じて内金を支払うものとすること。

ｃ　生産条件不利補正交付金の対象農産物として政令でそば及びなたねを追加指定し得るよう、生産条件不利補正交付金及び収入減少影響緩和交付金の対象農産物の定義規定の整備を行うものとすること。

ｄ　この法律は、平成27年４月１日から施行するものとすること。改正後の規定は、平成27年度（収入減少影響緩和交付金にあっては、平成28年度）の交付金から適用するものとすること。

（イ）農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律案（内閣提出）

農業の有する多面的機能の発揮の促進を図るため、その基本理念、農林水産大臣が策定する基本指針等について定めるとともに、多面的機能発揮促進事業について、その事業計画の認定、費用の補助、関係法律の特例等について定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

ａ　国民に多くの恵沢をもたらす重要な機能である農業の多面的機能の適切かつ十分な発揮を将来にわたって確保するため、国及び地方公共団体が相互に連携を図りつつ適切な支援を行う必要があり、その際、良好な地域社会の維持及び形成や農用地の効率的な利用の促進に資する地域の共同活動を活用していくことを基本理念とすること。

ｂ　「多面的機能発揮促進事業」とは、農業の有する多面的機能の発揮の促進を図るため、農業者の組織する団体等が実施する事業であって、次に掲げる取組等を内容とするものをいうものとすること。

(a) 農地、農業用水等の保全・管理のための地域の共同活動により行われる水路、農道、農地法面等の機能を維持するための取組及びこれらの機能を増進するための改良、補修等の取組

(b) 中山間地域等における農業生産活動の継続を推進する取組

(c) 自然環境の保全に資する農業生産活動を推進する取組

ｃ　基本指針の策定等

(a) 農林水産大臣は、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本指針を定め、都道府県知事は、当該基本指針に即して基本方針を定めることができ、市町村は、当該基本方針に即して、促進計画を作成することができるものとすること。

(b) 促進計画に基づき多面的機能発揮促進事業を実施しようとする農業者の組織する団体等は、多面的機能発揮促進事業に関する

計画（以下「事業計画」という。）を作成し、当該促進計画を作成した市町村の認定を受けることができるものとすること。

d　市町村の認定を受けた事業計画の実施に必要な費用について、国、都道府県及び市町村が補助を行うことができることを規定するとともに、地域の実情に即して効果的に事業を推進するための農業振興地域の整備に関する法律等の特例措置を講ずるものとすること。

e　この法律は、平成27年４月１日から施行するものとすること。

（ウ）農業者戸別所得補償法案（大串博志君外６名提出）

農業の有する食料その他の農産物の供給の機能の重要性に鑑み、米穀、麦その他の重要な農産物の生産を行う農業者（販売農家及び集落営農をいう。以下同じ。）に対し、その農業所得を補償するための交付金を交付する等の措置を講ずることにより、農業経営の安定及び農業生産力の確保を図り、もって食料自給率の向上に寄与し、あわせて多面的機能の維持に資することを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

a　畑作物の生産を行う農業者の農業所得を補償し、畑作物の安定的な生産を確保するため、当該農業者に対し、畑作物の生産面積に応じて交付する交付金並びに畑作物の品質及び生産量に応じて交付する交付金を交付するものとすること。

b　水田活用作物の生産を行う農業者の農業所得を補償し､水田の有効活用を図るため、当該農業者に対し、その者の水田活用作物の生産面積に応じて交付金を交付するものとすること。

c　生産調整方針に従って主食用米の生産を行う農業者の農業所得を補償し、主食用米の安定的な生産を確保するため、当該農業者に対し、その者の主食用米の生産面積に応じて交付金を交付するものとすること。

d　当該年度の前年度における主食用米及び畑作物のうち政令で定めるものの種類別の収入額として農業者ごとに算出した額が、対象農産物の種類別の標準的な収入額として農業者ごとに算出した額を下回った場合には、これによる農業者の農業経営に及ぼす影響を緩和するため、自ら一定の積立てを行っていることを要件として、当該農業者に対し、交付金を交付するものとすること。

e　農業経営基盤の強化、農地の農業上の利用の増進その他の政令で定める取組を行う農業者に対し、加算等交付金を交付するものとすること。

f　施行期日等

(a)　この法律は、平成26年４月１日から施行するものとすること。

(b)　「農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律」は廃止すること。

(c)　農業収入の減少を補塡するための保険制度の在り方については、この法律の施行後３年後を目途として、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な法制上の措置が講ぜられるものとすること。

（エ）農地・水等共同活動の促進に関する法律案（大串博志君外６名提出）

農地・水等共同活動（以下「共同活動」という。）の促進を図るため、その基本理念、農林水産大臣が策定する基本指針等について定めるとともに、農地・水等共同活動促進事業について、その事業計画の認定の制度を設けるとともに、これを推進するための措置等について定め、もって農業生産活動の維持を図り、あわせて多面的機能の維持に資することを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

a　共同活動の促進は、共同活動が農業生産活動を維持し、あわせて多面的機能を維持する上で不可欠であるとともに、良好な地域社会の維持及び形成に重要な役割を果たしているにもかかわらず、農村における過疎化、高齢化等により共同活動の充実した実施が困難となっている状況に鑑み、多くの農業者その他の地域住民の参加を得て、地域の実情を踏まえ、効果の高い共同活動

が広く行われるように実施されなければならないことを基本理念とすること。

b　「農地・水等共同活動促進事業」とは、農業者の組織する団体等が実施する共同活動であって、農用地の保全又は利用上必要な農業用用排水施設、農業用道路等の施設の機能の保持、増進を図る活動等を内容とするものをいうものとすること。

c　基本指針の策定等

(a) 農林水産大臣は、共同活動の促進に関する基本指針を定め、都道府県知事は、当該基本指針に即して基本方針を定めることができ、市町村は、当該基本方針に即して促進計画を作成することができるものとすること。なお、基本指針は、共同活動の促進について、地域間の不公平感の払拭等に配慮されたものでなければならないものとすること。

(b) 促進計画に基づき農地・水等共同活動促進事業を実施しようとする農業者の組織する団体等は、農地・水等共同活動促進事業に関する計画（以下「事業計画」という。）を作成し、当該促進計画を作成した市町村の認定を受けることができるものとすること。

d　市町村の認定を受けた事業計画の実施に必要な費用について、国、都道府県及び市町村が補助を行うことができることを規定するとともに、土地改良法の特例措置を講ずるものとすること。

e　この法律は、平成27年４月１日から施行するものとすること。

（オ）中山間地域その他の条件不利地域における農業生産活動の継続の促進に関する法律案（大串博志君外６名提出）

中山間地域その他の条件不利地域（以下「条件不利地域」という。）における農業生産活動の継続の促進を図るため、その基本理念、農林水産大臣が策定する基本指針等について定めるとともに、条件不利地域農業生産継続推進事業について、その事業計画の認定制度を設けるとともに、これを推進するための措置等について定め、もって条件不利地域において農業生産活動の維持を図り、あわせて多面的機能の維持に資することを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

a　条件不利地域における農業生産活動の継続の促進は、条件不利地域において営まれる農業が、我が国の農業において重要な地位を占めているとともに、これに係る多面的機能が国民に多くの恵沢をもたらしているにもかかわらず、条件不利地域においては農業生産活動の継続が他の地域より困難であることに鑑み、農業の生産条件の不利を補正することを旨として実施されなければならないことを基本理念とすること。

b　「条件不利地域農業生産継続推進事業」とは、条件不利地域において、農業生産活動の継続的な実施を推進し、あわせて多面的機能の維持に資するため、農業者等が実施する事業をいうものとすること。

c　基本指針の作成等

(a) 農林水産大臣は、条件不利地域における農業生産活動の継続の促進に関する基本指針を定め、都道府県知事は、当該基本指針に即して基本方針を定めることができ、市町村は、当該基本方針に即して促進計画を作成することができるものとすること。なお、基本指針は、条件不利地域における農業生産活動の継続の促進について、農業の生産条件を不利にする多様な要因の考慮等に配慮されたものでなければならないものとすること。

(b) 促進計画に基づき条件不利地域農業生産継続推進事業を実施しようとする農業者等は、条件不利地域農業生産継続推進事業に関する計画（以下「事業計画」という。）を作成し、当該促進計画を作成した市町村の認定を受けることができるものとすること。

d　条件不利地域農業生産継続推進事業を推進するため、市町村の認定を受けた事業計画の実施に必要な費用について、国、都道府県及び市町村が補助を行うことができることを規定すること。

e　この法律は、平成27年４月１日から施行するものとすること。

（カ）環境保全型農業の促進を図るための交付金の交付に関する法律案（大串博志君外６名提出）

環境保全型農業が、農業の持続的な発展及び自然環境と調和のとれた農業生産の確保に有益であるとともに、消費者の安全かつ良質な農産物に対する需要に対応するものであることに鑑み、環境保全型農業を行う農業者に対する交付金の交付について定めることにより、環境保全型農業の促進を図ることを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

a　「環境保全型農業」とは、有機農業その他の自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動であって農林水産省令で定めるものをいうものとすること。

b　環境保全型農業を行う農業者に対し、環境保全型農業を行う農用地の面積に応じて、当該生産方式の導入に要する経費の補塡を図ることを旨とした交付金を交付するものとすること。

c　この法律は、平成27年４月１日から施行するものとすること。

ウ　審議経過

農業者戸別所得補償法案（大串博志君外６名提出）については、平成25年６月５日、第183回国会に提出され、同月21日に農林水産委員会に付託され、継続審査となっていた。第186回国会においては、平成26年１月24日に農林水産委員会に付託された。

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）及び**農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律案（内閣提出）**は、平成26年３月７日に、**農地・水等共同活動の促進に関する法律案（大串博志君外６名提出）**、**中山間地域その他の条件不利地域における農業生産活動の継続の促進に関する法律案（大串博志君外６名提出）**及び**環境保全型農業の促進を図るための交付金の交付に関する法律案（大串博志君外６名提出）**は３月26日にそれぞれ提出された。

以上の各法律案は、３月27日の本会議において趣旨説明の聴取及び質疑が行われ、同日、付託済みの**農業者戸別所得補償法案**を除く５法律案が農林水産委員会に付託された。

農林水産委員会においては、４月１日、提案理由の説明を聴取し、翌２日より質疑に入った。８日には、４名の参考人からの意見聴取及び参考人に対する質疑を行った。９日には、佐賀県及び新潟県において、いわゆる地方公聴会（委員派遣）を開催し、それぞれ４名の意見陳述者から意見を聴取し質疑が行われた。次いで、10日、15日、16日、17日、22日と質疑を行い、23日には安倍内閣総理大臣出席の下、質疑が行われ、同日、質疑を終局した。

質疑終局後、自民、維新及び公明の３会派共同提案により、**農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に対する修正案**（後記参照）が、民主及び生活の２会派共同提案により、**農業者戸別所得補償法案（大串博志君外６名提出）に対する修正案**（後記参照）が提出され、それぞれ趣旨説明を聴取した後、大串博志君外６名提出の４法律案について、内閣の意見を聴取した。次いで、各法律案及び両修正案を一括して討論を行い、順次採決を行ったところ、大串博志君外６名提出の４法律案のうち、**農業者戸別所得補償法案に対する修正案**及び**原案**はいずれも賛成少数をもって否決され、**その他の３法律案**についても、賛成少数をもって否決すべきものと議決された。

次に、内閣提出の２法律案のうち、**農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案**については全会一致、**修正部分を除く原案**については賛成多数をもって可決され、修正議決すべきものと議決された。また、**農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律案**は、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決された。

なお、内閣提出の２法律案について、附帯決議が付された。

同月25日の本会議において、**大串博志君外６名提出の４法律案**は否決され、内閣提出の

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の一部を改正する法律案は修正議決され、また、**農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律案**は可決され、参議院に送付された。

参議院においては、６月13日の本会議において、両法律案は可決され、成立した。

（参考）両修正案の主な内容

（ア）農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案

政府は、この法律の施行後３年を目途として、農産物に係る収入の著しい変動が農業者の農業経営に及ぼす影響を緩和するための総合的な施策の在り方について、農業災害補償法の規定による共済事業の在り方を含めて検討を加え、その結果に基づいて必要な法制上の措置を講ずるものとする規定を追加すること。

（イ）農業者戸別所得補償法案に対する修正案

施行期日を平成26年４月１日から平成27年４月１日に改めること。

エ　主な質疑事項

内閣提出の２法律案に対する主な質疑事項は、①経営所得安定対策の対象とならない農業者への支援の在り方、②生産条件不利補正交付金及び収入減少影響緩和交付金について、面積規模を廃止する理由及び認定農業者等を対象とすることの妥当性、③多面的機能の維持・発揮を図るための支払制度を法制化する理由、④経営所得安定対策の見直し、水田フル活用と米政策の見直し及び日本型直接支払制度の創設と農業の構造改革との関係、⑤今般の農政改革による農家所得への影響について営農類型別のモデル的な試算例を政府が示す必要性等であった。

大串博志君外６名提出の４法律案に対する主な質疑事項は、①民主党政権下で農政改革の法律案を提出しなかった理由、②農業者戸別所得補償法案が全ての販売農家を対象とする理由、③選択的生産調整と位置付けられる農業者戸別所得補償制度の意義、④農業の有する多面的機能を副次的な法目的として扱う理由、⑤４法律案の所要経費及び財源の捻出方法等であった。

(7) 電力システム改革関係

ア　国会で議論されるに至った経緯

（ア）電力システム改革の現況及びこれまでの経緯

いわゆる「電力システム改革」は、我が国の電力供給構造（電力システム）について、平成25年から平成27年まで３年連続する電気事業法等の改正を通じて、平成30年から平成32年にかけて実現が目指されている一連の制度改革を指す。第186回国会においては、平成25年の通常国会及び臨時国会で審議が行われた今後の改革プログラム等について定める第一段階目の電気事業法改正に引き続き、第二段階目の法改正として、電力の小売参入の全面自由化等を実施するための「電気事業法等の一部を改正する法律案」が審議された。

我が国の電気事業は、明治期以来（特に戦後）の電力産業の再編・統合の経緯に加え、膨大な設備投資を必要とする特殊性に起因する規模の経済（スケールメリット）の要請に基づき、一般電気事業者が発電・送配電から小売までの電気事業を一貫して行い(「垂直統合構造」)、北海道から沖縄までの10の地域別に電気事業を独占的に実施する「地域独占制」の下、独占制から生じる不当な値上げ等を防止するために正当な原価に正当な利潤を加えた金額で経済産業大臣が電気料金を認可する「総括原価方式」と一体となって形成された電力供給構造（電力システム）を柱として実施されてきた。

これに対し、1990年（平成２年）前後から

欧州において先行的に開始された電力自由化の動きや、我が国における規制緩和を巡る要請等を踏まえ、平成７年以降、我が国においても市場原理の導入を内容とする「電力自由化」の動きが開始された。平成20年までの４次にわたる電気事業制度改革の中で、発電事業や小売事業の一部等について自由化が部分的に導入され、その範囲は逐次拡大されてきてはいたものの、全面自由化には至っていなかった。

こうした中で、平成23年３月11日に東日本大震災が発生し、これに起因する東京電力福島第一原子力発電所事故の発生や、火力発電所等の被災による大幅な電力供給力の低下により電気の需給状況がひっ迫し、計画停電や電力使用制限措置が実施される等、戦後最大の「電力危機」に陥ったことで、「垂直統合構造」、「地域独占制」及び「総括原価方式」等からなる従来の電力システムの限界が露呈した。

これらのことから、政府においては、新たな電力システムを構築するため、その制度設計に関し、主として経済産業省の総合資源エネルギー調査会において議論が進められた。平成24年７月に同調査会の電力システム改革専門委員会で取りまとめられた「電力システム改革の基本方針」では、電気の小売事業の全面自由化や料金規制の撤廃、送配電分離の実施等の方針が示され、平成25年２月８日に取りまとめられた「電力システム改革専門委員会報告書」では、その詳細な制度設計とともに、電力システム改革を三段階に分けて実施すること等が示された。

当該報告書を受けて同年４月２日に閣議決定された「電力システムに関する改革方針」においては、平成25年から３年連続する電気事業法等の改正を行うこととし、第一段階目は電力の広域的融通を行う広域的運営推進機関の設立及び今後における電力システム改革の進め方についてプログラム規定を設けること等を内容とし、平成27年の実施に向けて第183回通常国会に法律案を提出すること、第二段階目は小売参入の全面自由化等を内容とし、平成28年の実施に向けて平成26年の通常国会に法律案を提出すること、第三段階目は電気料金の規制の撤廃及び送配電分離の実施等を内容とし、平成30年から平成32年までの間の実施に向けて平成27年の通常国会に法律案を提出することを目指すこと、が示された。

（イ）平成25年における第一段階目の電気事業法改正案の審議状況

この閣議決定に沿って、電力システム改革に係る第一段階目の法改正である「電気事業法の一部を改正する法律案」が、平成25年４月12日、第183回国会に提出された。衆議院では、６月12日の経済産業委員会において、自民、民主及び公明の３会派共同提案により、今後の電力システム改革に関してその目的を明記すること等の修正案が提出され、委員会採決の結果、賛成多数をもって修正議決すべきものと議決された。６月13日、本会議において、本法律案は修正議決されたが、参議院においては会期中に採決まで至らず、審査未了となった。

このため、政府は、平成25年10月15日、第183回国会において衆議院で修正議決された事項を反映させた「電気事業法の一部を改正する法律案」を改めて第185回国会に提出した。11月１日、経済産業委員会の採決の結果、本法律案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決され、同日の本会議において可決され、参議院に送付された。参議院においては、13日の本会議において可決され、成立した。

（ウ）第二段階目となる電気事業法等改正案の検討及び国会提出

政府では、第一段階目の電気事業法改正法の附則で定められた「プログラム規定」に基づき、電力システム改革の第二段階目として行われる電力の小売業への参入の全面自由化の具体的な内容について検討するため、詳細な制度設計について検討・審議を行う「制度設計ワーキンググループ」を経済産業省に設置し、検討が必要となる論点について議論が進められた。

計５回のワーキンググループでは、卸電力

市場の活性化に向けた取組、小売全面自由化に伴う事業類型の見直しの在り方、広域的運営推進機関が中心となった電力供給の確保の在り方、需要家保護のための経過措置としての料金規制の維持、送配電サービスに係る費用の回収方法、電力小売市場における公正な競争条件の確保策等について議論が行われた。政府では、このような議論を踏まえて、電力の小売全面自由化を実現するための電力システム改革の第二段階目の改正案である**電気事業法等の一部を改正する法律案**を平成26年２月28日に閣議決定し、同日、第186回国会に提出した。

イ　関連議案の概要

電気事業法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

本法律案は、第一段階目の電気事業法改正法において定められた電力システム改革の第二段階目として、電気の小売業への参入の全面自由化を平成28年を目途に実施するために必要な措置を講じるものであり、電気事業の類型の見直し、電気の安定供給の確保に万全を期すための措置、需要家の保護を図るための措置及び卸電力取引所の法定化等の所要の措置を講じるもので、その主な内容は以下のとおりである。

a　現在は一般電気事業者にしか認められていない家庭等の小口需要への供給を自由化すること。

b　電気事業の類型を見直し､｢小売電気事業」「送配電事業(一般送配電事業､送電事業、特定送配電事業)」「発電事業」の事業区分に応じた規制体系への見直しを行うものとすること。

c　送配電事業者に対して「需給バランス維持（周波数維持義務)」「送配電網の建設・保守（託送供給義務)」を課すものとし、うち一般送配電事業者に対しては「最終保障サービスの供給義務」｢離島のユニバーサルサービスの供給義務」を課すものとすること。また、これらの着実な実行のため、一般送配電事業者に関し、地域独占と総括原価方式による料金規制を維持するものとすること。

d　小売電気事業者に対して、自らの顧客需要を賄うために必要な供給力を確保することを義務付けるものとすること。

e　将来的な供給力不足が見込まれる場合に際して、広域的運営推進機関が発電所の建設者を公募する仕組みを創設すること。

f　需要家保護を図るための措置として、現在の一般電気事業者に対する料金規制を経過措置として継続するとともに、小売電気事業者に対して契約要件の説明等の義務付けを行うものとすること。

g　現在の一般電気事業者は引き続き一般担保付社債を発行できるものとすること。

h　電気の卸売に係る規制の撤廃、卸電力取引所における取引の適正性確保、一定の要件を満たした事業用電気工作物の保安規制の合理化を行うものとすること。

i　電気事業の類型の見直しに伴う関係法律の改正を行うものとすること。

j　「再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」における買取義務者を一般電気事業者等から小売電気事業者等に変更するものとすること。

k　「商品先物取引法」の改正により「電力」を商品先物取引の対象に加えるものとすること。

l　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して２年６月以内の政令で定める日から施行するものとすること。

ウ　審議経過

電気事業法等の一部を改正する法律案は、平成26年２月28日に国会に提出され、４月11日の本会議において趣旨説明の聴取及び質疑が行われた後、同日、経済産業委員会に付託された。

同委員会においては、同月23日に茂木経済産業大臣から提案理由の説明を聴取し、25日から質疑に入り、５月７日及び９日に参考人からの意見聴取及び参考人に対する質疑を行った。16日には、安倍内閣総理大臣に対する質疑を行い、質疑終局後、維新及び結いの共同提案により、平成27年を目途に新設される

電気事業の規制に関する事務をつかさどる行政組織を独立行政委員会とすること等を内容とする修正案が提出され、趣旨説明を聴取した。次いで、討論・採決が行われた結果、修正案は賛成少数をもって否決され、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決された。なお、本法律案に対し、附帯決議が付された。

同月20日の本会議において、本法律案は可決され、参議院に送付された。

参議院においては、６月11日の本会議において可決され、成立した。

エ　主な質疑事項

主な質疑事項は、①広域における電気融通等の電力利用の効率化による経済効果、②予想される電気事業への外資参入に対する規制の在り方、③卸電力取引所の活性化のために必要な具体的方策、④経過措置として残される料金規制の解除時期の見通しや規制解除の基準、⑤新規事業者の参入を促進するための非対称規制の導入等による健全な競争環境実現のための条件、⑥電力の安定供給を確保するための方策、⑦電気事業を総合的に監視するための独立規制機関設置の必要性、⑧電気事業者を対象とするスト規制法の在り方、⑨維持される一般担保付社債の発行の是非及び今後の制度設計の方針、⑩電力システム改革後における電気料金上昇の懸念等であった。

(8) 憲法改正手続関係

ア　国会で議論されるに至った経緯

第166回国会において、「日本国憲法の改正手続に関する法律（平成19年法律第51号）」（以下「日本国憲法改正手続法」という。）が成立したことにより、現行憲法下において、初めて憲法の改正が法律上可能となった。その際、附則において３つの検討課題、いわゆる「３つの宿題」が定められた。「３つの宿題」とは、①選挙権年齢等の18歳への引下げ（附則第３条第１項）、②公務員の政治的行為の制限に係る法整備（附則第11条）、③国民投票の対象拡大についての検討（附則第12条）である。これらのうち①②については、制定後３年間、すなわち、平成22年５月の施行までの間に法整備を行うべきものであった。しかし、これらの課題について検討を行うべき憲法審査会は、法律上は第167回国会召集日の平成19年８月７日から衆参両院に設置されたものの、委員が選任されることなく、３年間の期限を徒過した。

第179回国会の平成23年10月に衆参両院で憲法審査会の最初の委員が選任された後、「３つの宿題」に関する調査として、政府からの説明聴取及び自由討議を行ってきた。

また、第183回国会の平成25年５月、維新から、**日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案（馬場伸幸君外３名提出）**（以下**「維新案」**という。）が衆議院に提出され、継続審査となっていた。

第185回国会中、与党の自由民主党、公明党の間で「３つの宿題」に関する法律案の協議が行われ、平成25年12月に両党の実務者で合意し与党案がまとめられた。

その後、第186回国会において、与党は、憲法改正に関わる土俵作りに関する重要な法律であることに鑑みて、できるだけ多くの会派と共同提出したいとして、野党各党と個別に、あるいは一堂に会する場で、協議を行った。平成26年４月３日、与党案に修正を施した上で、自由民主党、民主党、日本維新の会、公明党、みんなの党、結いの党、生活の党及び新党改革の８政党間で改正案について合意に至った。同月８日、この合意に基づいて、自民、民主、維新、公明、みんな、結い及び生活の７会派共同提案により**日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案（船田元君外７名提出）**（以下**「日本国憲法改正手続法改正案」**という。）が衆議院に提出された。

なお、４月10日、**維新案**は憲法審査会にお

いて撤回が許可された。

イ　関連議案の概要

（ア）日本国憲法改正手続法改正案

日本国憲法改正手続法附則第３条第１項、第11条及び第12条の規定により必要な措置を講ずることとされている事項に関し、必要な措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

a　日本国憲法改正手続法附則第３条に定められている投票権年齢に係る経過措置規定等を削除し、本則で「18歳以上」と定められている投票権年齢について、この法律の施行後４年を経過するまでの間は、「20歳以上」とするものとすること。

b　選挙権年齢等の引下げについては、この法律の施行後速やかに、投票権年齢と選挙権年齢との均衡等を勘案し、検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとすること。

c　公務員が行う国民投票運動については、賛成又は反対の投票等の勧誘行為及び憲法改正に関する意見表明としてされるものに限り、行うことができるものとすること。ただし、当該勧誘行為が公務員に係る他の法令により禁止されている他の政治的行為を伴う場合は、この限りでないものとすること。

d　裁判官、検察官、公安委員会の委員及び警察官は、在職中、国民投票運動をすることができないものとし、その違反に対し、罰則を設けるものとすること。

e　組織により行われる勧誘運動等の公務員による企画等に対する規制の在り方については、この法律の施行後速やかに、公務員の政治的中立性及び公務の公正性を確保する等の観点から検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとすること。

f　憲法改正問題についての国民投票制度に関し、その意義及び必要性について更に検討を加え、必要な措置を講ずるものとすること。

g　この法律は、公布の日から施行するものとすること。

（イ）維新案

日本国憲法改正手続法附則第３条第１項及び第11条の規定により同法の施行までの間に法制上の措置を講ずることとされている事項に関し、必要な措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

a　憲法改正国民投票の投票権年齢については、国政選挙等の選挙権年齢等の引下げがなされるまでの間「20歳」とする経過措置規定等（日本国憲法改正手続法附則第３条）を削除し、選挙権年齢等の引下げを待たず、本則の規定どおり18歳とすること。

b　選挙権年齢等の引下げについては、改めて、「改正法施行後速やかに、必要な法制上の措置を講ずるものとする」旨の検討条項を、改正法附則に設けること。

c　公務員が行う国民投票運動については、「専ら賛成・反対の投票等の勧誘行為又は意見表明としてされるもの」に限り、国家公務員法、地方公務員法等の政治的行為の制限に係る規定を適用しないものとすること。

d　この法律は、公布の日から施行すること。

ウ　審議経過

日本国憲法改正手続法改正案は、平成26年４月８日に提出され、同月10日に憲法審査会に付託され、同日、提案理由の説明を聴取した。同月17日から質疑に入り、提出者に対する質疑に加え、参考人からの意見聴取及び参考人に対する質疑、政府参考人からの意見聴取及び政府参考人に対する質疑を行った後、５月８日に質疑を終局し、討論・採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決された。なお、本法律案に対し附帯決議が付された。

翌９日の本会議において、本法律案は可決され、参議院に送付された。

参議院においては、６月13日の本会議で可決され、成立した。

維新案は、第183回国会の平成25年５月16日に提出され、６月24日に憲法審査会に付託された後、審査に入ることなく、同月26日継続審査となった。第184回国会及び第185回国

会においても、審査に入らないまま継続審査となった。

第186回国会の平成26年４月３日､馬場伸幸君外３名から撤回の申出があり、同月10日、憲法審査会の許可を得て撤回された。

エ　主な質疑事項

主な質疑事項は、①選挙権年齢や成人年齢等の18歳への引下げのための法整備の進め方、②憲法教育、政治教育の重要性及び必要性、③国家公務員と地方公務員の政治的行為禁止の態様、④組織により行われる勧誘運動等の公務員による企画等に係る検討条項の趣旨、⑤裁判官、検察官、公安委員会の委員及び警察官を国民投票運動を禁止する特定公務員とした経緯、⑥国民投票の対象拡大についての検討の進め方等であった。

(9) 地方創生関係

ア　国会で議論されるに至った経緯

（ア）「地方創生」が第２次安倍内閣の重要課題となった背景

第２次安倍内閣は､「地方創生」を内閣の重要課題として位置付けたが、その契機としては、①同内閣が進めてきたアベノミクスによる効果が地域の隅々にまで行き渡っているとは言えず、これを全国にまで波及させる必要があるとの認識が広がったこと、②民間の日本創成会議・人口減少問題検討分科会（座長：増田寛也東京大学大学院客員教授）が平成26年５月８日に公表した「ストップ少子化・地方元気戦略」において、地方における人口減少の最大の要因として、若者の大都市への流出を挙げ、このまま地方からの人口流出が続いた場合、人口の「再生産力」を表す指標である「20～39歳の女性人口」が2040年までに50％以上減少する市町村数は896（全体の49.8％)に上ると推計し､これらの市町村は、いくら出生率が上がっても人口減少が止まらず、将来的には消滅するおそれが高いとしたこと、③経済財政諮問会議の専門調査会である「選択する未来」委員会（委員長：三村明夫新日鐵住金株式会社相談役名誉会長・日本商工会議所会頭）が５月13日に取りまとめた中間整理において、現在の出生率の水準が続いた場合、50年後には人口の約４割が65歳以上という著しい「超高齢社会」になるとともに、人口も急減し、2040年代初頭には年平均100万人が減少するとしたこと等が挙げられる。

このように、①のアベノミクスの効果を全国にまで波及させる必要があるとの認識や②及び③の提言が地方関係者等に大きな衝撃を与えたこと等を背景として、政府において、更なる地域経済の活性化や地方創生の取組の必要性が認識されるようになった。

（イ）「地方創生」をめぐる政府の動き

このような中、菅内閣官房長官は、平成26年５月29日に開催された「地域活性化の推進に関する関係閣僚等会合」において、政府一体となった取組を更に推進するため、地域創生のためのプラットフォームを構築するとともに、各府省庁の施策について統合的な運用を図るため、地域再生法の改正に向けた検討を進めるよう指示した。

また、安倍内閣総理大臣は、６月14日、地域の活性化及び地域の再生は政権の重要課題であるとして、各府省にまたがる政策を前に進めていくため、自らを本部長とした「地方創生本部」を設立するとの方針を示した。

これらの動きを踏まえ、「『日本再興戦略』改訂2014」（６月24日閣議決定）においては、各省庁が持つ各種の地域活性化関連施策を統合的に運用し、やる気のある地域に対し集中的に政策資源を投入するため、次期通常国会に地域再生法改正案の提出を目指すとともに、「地域の活力を維持し、東京への一極集中傾向に歯止めをかけるとともに、少子化と人口減少を克服することを目指した総合的な政策を推進するための司令塔となる本部を設置し、

政府一体となって取り組む体制を整備する」とされた。

また、「経済財政運営と改革の基本方針2014」（６月24日閣議決定）においては、「人口急減・超高齢化に対する危機意識を国民全体で共有し、50年後に１億人程度の安定した人口構造を保持することを目指す」とされ、その司令塔となる本部の設置について明記されるとともに、各省施策の連携による「地域活性化プラットフォーム」を進めること等が盛り込まれた。

これらを受け、安倍内閣総理大臣は、７月18日、「まち・ひと・しごと創生本部」を立ち上げると発言し、同月25日には、内閣官房に「まち・ひと・しごと創生本部」の設立準備室を設置した。また、同日開催された日本経済再生本部において、新藤地域活性化担当大臣は、地域再生法改正案について、臨時国会（第187回国会）への提出に向け準備を進めていく旨発言した。

（ウ）第２次安倍改造内閣発足後の動き

９月３日、安倍内閣総理大臣は、内閣改造を行い、第２次安倍改造内閣が発足した。同内閣は、「地方創生」を最大の課題の一つとして位置付け、地方創生の司令塔として、地方創生担当大臣を創設した。

また、同日、人口急減・超高齢化という我が国が直面する大きな課題に対し政府一体となって取り組み、各地域がそれぞれの特徴を活かした自律的で持続的な社会を創生できるよう、閣議決定により、内閣に「まち・ひと・しごと創生本部」（本部長：内閣総理大臣）を設置した。

同本部は、同月12日、第１回会合を開催し、50年後に１億人程度の人口を維持するため、①若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現、②「東京一極集中」の歯止め、③地域の特性に即した地域課題の解決、の３つの視点から課題解決を図るとする「基本方針」を決定した。同会合の終了後、石破地方創生担当大臣は、臨時国会（第187回国会）に、まち・ひと・しごと創生の基本理念等を定める「まち・ひと・しごと創生法案」を提出するとの方針を示した。

（エ）まち・ひと・しごと創生法案及び地域再生法の一部を改正する法律案の提出

このような経緯を経て、政府において検討が進められた結果、９月29日、**まち・ひと・しごと創生法案**及び**地域再生法の一部を改正する法律案**の**地方創生関連２法案**が閣議決定され、同日、国会に提出された。

（オ）国と地方公共団体との関係の抜本的な改革の推進に関する法律案の提出

地方創生に関する特別委員会において地方創生関連２法案の審査が進められる中、民主党は、政府が地方創生に係る新たな交付金の創設を検討していることへの対応として、地域自主戦略交付金（一括交付金）の復活等を推進する法律案の検討を進めていた。

一方、維新の党は、まち・ひと・しごと創生法案には地方分権改革の今後の道筋が示されていないとして、①地方への事務・権限や財源の移譲、②国の出先機関の統廃合、③道州制を含めた広域行政体制の整備等について法制上の措置を求めることを内容とする修正案の提出に向けた準備を進めていた。

このように、民主党及び維新の党は、それぞれ地方創生関連２法案への対応を検討していたが、両党間の協議において、両党の案を一本化する方向で調整することとなった。その結果、10月29日に「国と地方公共団体との関係の抜本的な改革の推進に関する法律案」（仮称）について両党間で合意に至り、同月31日、民主、維新、みんな及び生活の４会派共同提案により、**国と地方公共団体との関係の抜本的な改革の推進に関する法律案（馬淵澄夫君外７名提出）**が衆議院に提出された。

イ　関連議案の概要

（ア）まち・ひと・しごと創生法案（内閣提出）

我が国における急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保

して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくためには、国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成、地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保及び地域における魅力ある多様な就業の機会の創出を一体的に推進する「まち・ひと・しごと創生」が重要となっていることに鑑み、まち・ひと・しごと創生について、基本理念、国等の責務、まち・ひと・しごと創生総合戦略の作成等を定めるとともに、まち・ひと・しごと創生本部を設置しようとするもので、その主な内容は、次のとおりである。

a　基本理念

まち・ひと・しごと創生は、国民が個性豊かで魅力ある地域社会において潤いのある豊かな生活を営むことができるよう、それぞれの地域の実情に応じて環境の整備を図ること等の事項を基本理念として行われなければならないこと。

b　国等の責務

国は、基本理念にのっとり、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する等の責務を有し、地方公共団体は、基本理念にのっとり、まち・ひと・しごと創生に関し、国との適切な役割分担の下、その区域の実情に応じた自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有すること。

c　まち・ひと・しごと創生総合戦略等

(a) 政府は、基本理念にのっとり、まち・ひと・しごと創生総合戦略を定めるものとし、まち・ひと・しごと創生本部は、同総合戦略の案の作成に当たっては、人口の現状及び将来の見通しを踏まえ、同総合戦略の実施状況に関する客観的な指標を設定するとともに、地方公共団体の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとすること。

(b) 都道府県は、(a)の総合戦略を勘案して、都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略を定めるよう努めなければならないこと。

(c) 市町村（特別区を含む。）は、(a)の総合戦略((b)の総合戦略が定められているときは(a)及び(b)の総合戦略）を勘案して、市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略を定めるよう努めなければならないこと。

d　まち・ひと・しごと創生本部

まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進を図るため、内閣に、内閣総理大臣を本部長とし、全国務大臣を構成員とする「まち・ひと・しごと創生本部」を置くこと。

e　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行すること。

（イ）地域再生法の一部を改正する法律案（内閣提出）

地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、地域再生計画の認定の申請をしようとする地方公共団体による政府が講ずべき新たな措置に関する提案制度を創設するほか、認定地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置の追加等を行おうとするもので、その主な内容は、次のとおりである。

a　地域再生の推進は、少子高齢化が進展し、人口の減少が続くとともに、産業構造が変化する中で、地域の活力の向上及び持続的発展を図る観点から行う旨を基本理念に追加すること。

b　国及び地方公共団体が地域再生施策の推進に当たって連携に配慮するよう努めなければならない関連施策の例示として、地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する施策等を追加すること。

c　国は、地方公共団体等多様な主体と相互に連携し協働するよう努めなければならないこと。

d　地域再生基本方針は、まち・ひと・しごと創生総合戦略等その他法律の規定による地域振興に関する計画との調和が保たれたものでなければならないこと。

e　地域再生計画の認定の申請をしようとする地方公共団体は、内閣総理大臣に対して、地域再生の推進のため政府が講ずべき新たな措置の提案をすることができること。

f　地域再生計画に記載することができる事項について、地域農林水産業振興施設を整備する事業に関するもの等を追加すること。

ｇ　地方公共団体は、地域再生計画の認定の申請に当たって、内閣総理大臣に対し、実施しようとする事業等に係る支援措置の内容及び当該事業等に関する規定の解釈等について、確認を求めることができること。

ｈ　地方公共団体は、地域再生計画の認定の申請をしようとするときは、都市再生整備計画等他の法律に基づく計画を併せて提出することができること。

ｉ　認定地方公共団体は、認定地域再生計画を実施する上で必要があると認める場合には、内閣総理大臣に対し、関係行政機関の事務の調整を要請することができること。

ｊ　認定市町村は、地域農林水産業振興施設整備計画を作成することができるものとし、当該計画について都道府県知事の同意を得たときは、農地転用の許可等の特例措置を講ずるものとすること。

ｋ　地域再生計画に記載された構造改革特別区域計画等は、地域再生計画の認定により、同時に認定等があったものとみなすこと。

ｌ　地方公共団体の長による内閣総理大臣に対する職員の派遣の要請等その他所要の規定を設けること。

ｍ　この法律は、公布の日から起算して３月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

ｎ　政府は、魅力ある就業の機会の創出等のための具体的方策について検討を加え、その結果に基づいて、この法律の施行後１年以内に、必要な措置を講ずるものとすること。

（ウ）国と地方公共団体との関係の抜本的な改革の推進に関する法律案（馬淵澄夫君外７名提出）

国と地方公共団体との関係の抜本的な改革に関する基本理念等について定めることにより、当該改革を推進しようとするもので、その主な内容は、次のとおりである。

ａ　国と地方公共団体との関係の抜本的な改革に関する基本理念

国と地方公共団体との関係の抜本的な改革は、地方公共団体において、個性豊かで活力に満ち、かつ、安心して暮らすことのできる地域社会が形成され、及び地域経済が自律的に発展するとともに、行政、経済、文化等に関する機能が我が国の特定の地域に集中することなく配置されるようにし、あわせて、国が本来果たすべき役割を重点的に担うことができるよう行われるものとすること。

ｂ　道州制の導入を含めた国と地方公共団体との役割分担の抜本的な見直し等の総合的な推進

国は、基本理念にのっとり、速やかに、道州制の導入を含めて、国と地方公共団体との役割分担の抜本的な見直し、国から地方公共団体への事務及び事業等の移譲、国の行政機関の地方支分部局の見直し並びに広域行政制度の整備を総合的に推進するために必要な法制上の措置を講ずるものとすること。

ｃ　国の一定の地方行政機関の事務等の広域連合等への移譲の推進

国は、国と地方公共団体との関係の抜本的な改革が実施されるまでの間の措置として、速やかに、国の一定の地方行政機関の事務等のうち地域における行政に係る事務等であって一の都道府県の区域を超える広域にわたるものを二以上の都道府県が加入する一定の広域連合等に移譲することを推進するために必要な法制上の措置を講ずるものとすること。

ｄ　一括交付金の交付に関する制度の導入の推進

(a) 国は、国と地方公共団体との関係の抜本的な改革が実施されるまでの間の措置として、地域の実情に即した一定の事業等を実施するための計画を作成し、これを内閣総理大臣に提出するなどした地方公共団体に対し、毎年度、地方公共団体が自主的な選択に基づいて実施する事業等に要する経費に充てるため裁量的に使用することができる財源としての新たな交付金（以下「一括交付金」という。）を交付するものとし、当該交付に関する事務は一貫して内閣府にお

いて行うものとすること。

(b) 国は、一括交付金の交付に当たっては、地方公共団体が自主的な選択に基づき事業等を実施することを阻害するような条件を付し、又はそのような使途の制限をしてはならないこと。

(c) 国は、一括交付金の交付に関する制度の導入に当たっては、一括交付金のより公正かつ効率的な使用の確保のために必要な措置を講ずるとともに、交付の基準が適正に決定されることを確保するために必要な法制上の措置等を講ずるものとすること。

e　この法律は、公布の日から施行すること。

ウ　審議経過

まち・ひと・しごと創生法案及び**地域再生法の一部を改正する法律案**は、平成26年９月29日に国会に提出され、10月14日の本会議において趣旨説明の聴取及び質疑が行われた後、いずれも地方創生に関する特別委員会に付託された。

同委員会においては、同日、両法律案の提案理由の説明を聴取した後、翌15日から質疑に入り、22日には、徳島県において、いわゆる地方公聴会（委員派遣）を開催し、４名の意見陳述者から意見を聴取し質疑が行われた。

30日には、参考人からの意見聴取及び参考人に対する質疑を行い、翌31日には、安倍内閣総理大臣出席の下、質疑を行った。

11月４日には、民主、維新、みんな及び生活から10月31日に提出された**国と地方公共団体との関係の抜本的な改革の推進に関する法律案**が同委員会に付託され、翌５日、提案理由の説明を聴取した後、３法律案を一括して質疑を行い、質疑を終局した。

質疑終局後、次世代から、①**まち・ひと・しごと創生法案**に対し、この法律の施行後１年以内に道州制の導入を推進するために必要な法制上の措置を講ずる旨の規定等を追加する修正案が、②**地域再生法の一部を改正する法律案**に対し、この法律の施行後１年以内に地域再生計画とこれに関連する計画の統合のために必要な法制上の措置を講ずる旨の規定を追加する修正案が、それぞれ提出され、両修正案の趣旨説明を聴取した。

次いで、３法律案及び両修正案について一括して討論を行い、順次採決したところ、**国と地方公共団体との関係の抜本的な改革の推進に関する法律案**は、賛成少数をもって否決すべきものと議決され、**まち・ひと・しごと創生法案**及び**地域再生法の一部を改正する法律案**については、次世代提案に係る両修正案は賛成少数をもって否決され、両法律案は、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決された。

翌６日、本会議において、**国と地方公共団体との関係の抜本的な改革の推進に関する法律案**は否決され、**まち・ひと・しごと創生法案**及び**地域再生法の一部を改正する法律案**は可決され、両法律案は参議院に送付された。

参議院においては、21日の本会議でいずれも可決され、成立した。

エ　主な質疑事項

まち・ひと・しごと創生法案及び**地域再生法の一部を改正する法律案**に対する主な質疑事項は、①これまでの地域活性化施策と今回の地方創生の取組との相違点、②東京一極集中及び人口減少に対し、両法律案が与える影響、③50年後に１億人程度の人口を維持するための具体的方策、④地方創生と地方分権をセットで行う必要性、⑤地方創生と道州制との関係、⑥地方創生関連施策と少子化社会対策基本法等に基づく施策の統合の必要性、⑦ソフト事業に対する新型の交付金を設ける必要性、⑧地域再生に関する各省の計画の統合の必要性、⑨各省庁にまたがる施策をワンストップで実施する方策、⑩地域農林水産業振興施設整備計画を市町村が中心となって調整を進めていく必要性、⑪地域再生基盤強化交付金事業の復活の理由、⑫地域活性化統合本部とまち・ひと・しごと創生本部との関係等であった。

国と地方公共団体との関係の抜本的な改革の推進に関する法律案に対する主な質疑事項は、①本法律案による「まち・ひと・しごと創生法案」の問題点への対応、②地方の自立

に向けて中央集権体制を見直し、道州制を含めた地方分権を推進する必要性、③権限と財源を地方に大幅に移譲する抜本的改革が必要である理由等であった。

３　国政選挙結果

(1) 平成26年４月統一補欠選挙

平成26年４月27日、衆議院鹿児島県第２区において補欠選挙（４月15日告示）が行われた。選挙結果は右のとおりである。

参議院議員の補欠選挙は、対象となる欠員がないため実施されなかった。

衆・鹿児島県第２区（徳田毅君26. 2.28辞職）			
立候補者数	６人	投票率	45.99％
当　選　人	金子万寿夫君（自由民主党）		

(2) 平成26年10月統一補欠選挙

衆議院議員及び参議院議員の補欠選挙は、対象となる欠員がないため実施されなかった。

(3) 第47回衆議院議員総選挙

第47回衆議院議員総選挙は、平成26年11月21日に衆議院が解散されたことを受け、12月２日に公示、12月14日に投票が行われた。

立候補者数は、小選挙区が959人、比例代表が841人（うち重複立候補者609人）、計1,191人であり、このうち女性の立候補者数は計198人であった。党派別内訳は表１のとおりである。

競争率は、小選挙区で3.25倍、比例代表で4.67倍であった。

なお、今回の総選挙から、小選挙区選出議員の定数が300から295となった。

（表１）党派別立候補者数

	小選挙区	比例代表	小計
自由民主党	283	341(272)	352
民　主　党	178	197(177)	198
維 新 の 党	77	83(76)	84
公　明　党	9	42	51
次世代の党	39	45(36)	48
日本共産党	292	42(19)	315
社会民主党	18	24(17)	25
生 活 の 党	13	19(12)	20
新 党 改 革		4	4
幸福実現党		42	42
支持政党なし		2	2
そ　の　他	50		50
計	959	841(609)	1,191

※　小選挙区欄の立候補者数は、候補者届出政党による届出の数を揚げ、候補者届出政党以外の立候補者数は「その他」に一括して計上した。また、比例代表欄の括弧内は重複立候補者数（内数）であり、小計欄の数字はその内数を除いた数である。

第47回衆議院議員総選挙の当選人数の党派別内訳は表２のとおりである。

自由民主党及び公明党から成る連立与党の議席数は、自由民主党290、公明党35、合計325であり、解散前の議席数をほぼ維持する結果となった。

一方、野党各党の議席数については、民主党が73と解散前の議席数を上回ったものの大きく伸ばすことはできなかったほか、維新の党は41、日本共産党は21、次世代の党は２、社会民主党は２、生活の党は２であった。

女性の当選人は45人で、前回の38人よりも７人増となった。

投票率は、小選挙区52.66％、比例代表52.65％であり、戦後最低であった前回総選挙の小選挙区59.32％、比例代表59.31％をそれぞれ７ポイント近く下回る結果となった。

（表２）党派別当選人数

	小選挙区	比例代表	計
自由民主党	222	68	290
民　主　党	38	35	73
維 新 の 党	11	30	41
公　明　党	9	26	35
日本共産党	1	20	21
次世代の党	2	0	2
社会民主党	1	1	2
生 活 の 党	2	0	2
そ　の　他	9		9
計	295	180	475

（総務省「衆議院議員総選挙結果調」（平26.12.19）による）

※　自由民主党は、本表で「その他」として集計されている福岡県第１区の当選人を追加公認している。

初登院（第188回国会）（中央広間）

第2

本会議の概況

第２　本会議の概況

【第186回国会】

１　国務大臣の演説及び質疑

平成26年１月24日に安倍内閣総理大臣の施政方針演説、岸田外務大臣の外交演説、麻生財務大臣の財政演説及び甘利経済財政政策担当大臣の経済演説が衆議院本会議において行われ、これに対して、同月28日及び29日に各党の代表質問が行われた。

(1) 安倍内閣総理大臣の施政方針演説

（１　はじめに）

まず、冒頭、海上自衛隊輸送艦「おおすみ」と小型船の衝突事故について、亡くなられた方の御冥福をお祈りし、また、お見舞いを申し上げます。徹底した原因究明と再発防止に全力を挙げてまいります。

何事も、達成するまでは不可能に思えるものである。

ネルソン・マンデラ元大統領の偉大な足跡は、私たちを勇気づけてくれます。誰もが不可能だと諦めかけていたアパルトヘイトの撤廃を、その不屈の精神でなし遂げました。

不可能だと諦める心を打ち捨て、わずかでも可能性を信じて行動を起こす。一人一人が自信を持ってそれぞれの持ち場で頑張ることが、世の中を変える大きな力となると信じます。

かつて、日本は、東京五輪の1964年を目指し、大きく生まれ変わりました。新幹線、首都高速、ごみのない美しい町並み。

やれば、できる。

2020年の東京オリンピック・パラリンピック。その舞台は東京にとどまらず、北海道から沖縄まで、日本全体の祭典であります。2020年、そしてその先の未来を見据えながら、日本が新しく生まれ変わる大きなきっかけとしなければなりません。

その思いを胸に、日本の中に眠るありとあらゆる可能性を開花させることが、安倍内閣の新たな国づくりです。

（２　創造と可能性の地・東北）

創造と可能性の地。2020年には、新たな東北の姿を世界に向けて発信しましょう。

福島沖で運転を始めた浮体式洋上風力発電、宮城の大規模ハウスで栽培された甘いイチゴ、震災で多くが失われた東北を、世界最先端の新しい技術が芽吹く先駆けの地としてまいります。

３月末までに、岩手と宮城で瓦れきの処理が終了します。作付を再開した水田、水揚げに沸く漁港、家族の笑顔であふれる公営住宅。

１年半前、見通しすらなかった高台移転や災害公営住宅の建設は、６割を超える事業がスタートしました。来年３月までに、200地区に及ぶ高台移転と１万戸を超える住宅の工事が完了する見込みです。

やれば、できる。

住まいの復興工程表を着実に実行し、一日も早い住まいの再建を進めてまいります。

福島の皆さんにも一日も早くふるさとに戻っていただきたい。除染や健康不安対策の強化に加え、使い勝手のよい交付金を新たに創設し、産業や生活インフラの再生を後押しします。新しい場所で生活を始める皆さんにも十分な賠償を行い、コミュニティーを支える拠点の整備を支援してまいります。

東京電力福島第一原発の廃炉・汚染水対策について万全を期すため、東京電力任せとす

ることなく、国も前面に立って、予防的、重層的な対策を進めてまいります。

力強いアーチ姿の永代橋。関東大震災から３年後、海外の最新工法を取り入れて建設されました。コストがかさむなどの反対を押し切って導入された当時最先端の技術は、その後全国に広まり、日本の橋梁技術を大きく発展させました。

間もなく、３度目の３月11日を迎えます。

復興は、新たなものをつくり出し、新たな可能性に挑戦するチャンスでもあります。日本ならできるはず、その確固たる自信を持って､新たな創造と可能性の地としての東北を、皆さん、ともにつくり上げようではありませんか。

（３　経済の好循環）

（この道しかない）

日本経済も、三本の矢によって、長く続いたデフレで失われた自信を取り戻しつつあります。

４四半期連続でプラス成長。ＧＤＰ500兆円の回復も視野に入ってきました。

リーマン・ショック後0.42倍まで落ち込んだ有効求人倍率は、６年１カ月ぶりに１倍を回復。冬のボーナスは､連合の調査によると、平均で、１年前より３万9,000円ふえました。

北海道から沖縄まで全ての地域で、１年前と比べ、消費が拡大しています。中小企業の景況感も、先月、製造業で６年ぶり、非製造業で21年10カ月ぶりにプラスに転じました。

景気回復の裾野は着実に広がっています。

改めて申し上げます。

この道しかない。皆さん、ともにこの道を進んでいこうではありませんか。

（好循環実現国会）

企業の収益を雇用の拡大や所得の上昇につなげる。それが、消費の増加を通じて、さらなる景気回復につながる。経済の好循環なくして、デフレ脱却はありません。

政府、労働界、経済界が、一致協力して、賃金の上昇、非正規雇用労働者のキャリアアップなど具体的な取り組みを進めていく。政労使で、その認識を共有いたしました。

経済再生に向けたチーム・ジャパン。みんなで頑張れば必ず実現できる。その自信を持って、政府も、規制改革を初め成長戦略を進化させ、力強く踏み出します。

国家戦略特区が、３月中に具体的な地域を指定し、動き出します。容積率規制や病床規制など、長年実現しなかった規制緩和を行います。

企業実証特例制度も、今月からスタート。フロンティアに挑む企業には、あらゆる障害を取り除き、チャンスを広げます。

設備投資減税や研究開発減税も拡充し、チャレンジ精神を持って新たな市場に踏み出す企業を応援してまいります。

利益を従業員に還元する企業を応援する税制を拡充します。復興財源を確保した上で、来年度から、復興特別法人税を廃止し、法人実効税率を2.4％引き下げます。

キャリアアップ助成金を拡充し、正規雇用労働者へのステップアップを促進してまいります。

この国会に問われているのは、経済の好循環の実現です。景気回復の実感を全国津々浦々にまで、皆さん、届けようではありませんか。

（財政健全化）

４月から消費税率が上がりますが、万全の転嫁対策を講ずることに加え、経済対策により持続的な経済成長を確保してまいります。

５兆5,000億円に上る今年度補正予算の財源は、税収の上振れなど、この１年間の成長の果実です。国債の追加発行は行いません。

来年度予算でも、基礎的財政収支が、中期財政計画の目標を大きく上回る、５兆2,000億円改善します。

経済の再生なくして財政再建なし。経済の好循環をつくり上げ、国、地方の基礎的財政収支について、2015年度までに2010年度に比べ赤字の対ＧＤＰ比の半減、2020年度までに黒字化との財政健全化目標の実現を目指します。

独立行政法人の効率化、公務員制度改革を初め、行政改革にもしっかりと取り組んでまいります。

（４　社会保障の強化）

社会保障関係費が初めて30兆円を突破しました。少子高齢化のもと、受益と負担の均衡がとれた制度へと、社会保障改革を不断に進めます。

ジェネリック医薬品の普及を拡大します。生活習慣病の予防、健康管理なども進め、毎年１兆円以上ふえる医療費の適正化を図ってまいります。

その上で、消費税率引き上げによる税収は、全額、社会保障の充実、安定化に充てます。世界に冠たる国民皆保険、皆年金をしっかり次世代に引き渡してまいります。

年金財政を安定させ、将来にわたって安心できる年金制度を確立します。

所得が低い世帯の介護保険や国民健康保険などの保険料を軽減します。地域において、お年寄りの皆さんが必要としている、在宅での医療・介護サービスなどを充実してまいります。

全世代型の社会保障を目指し、子ども・子育て支援を充実します。この国から待機児童をなくすため、来年度までに20万人分、2017年度までに40万人分の保育の受け皿を整備してまいります。

昨年１人の女の子から届いた手紙を、私は今も忘れません。

今は中学生となった愛ちゃんは、生まれつき小腸が機能しない難病で、幼いころから普通の食事はしたことがありません。

ｉＰＳ細胞の研究への期待を込め、手紙は、こう結ばれていました。「治療法が見つかれば、とっても未来が明るいです。そして、何でも食べられるようになりたいです。」

この小さな声に応え、未来への希望をつくるのは、政治の仕事です。難病から回復して総理大臣となった私には、天命とも呼ぶべき責任があると考えます。

小児慢性特定疾患を含む難病対策を大胆に強化します。医療費助成の対象を、子供は600疾患、大人は300疾患へと大幅に拡大。難病の治療法や新薬開発のための研究も、これまで以上に加速してまいります。

病院を見舞った私に、愛ちゃんがかわいらしい絵をくれました。「私は絵を描くのが好きで、将来、絵本作家になって、たくさんの子供を笑顔にしたいと思っています。」

難病の皆さんが、将来に夢を抱き、その実現に向けて頑張ることができる社会をつくりたい。私は、心からそう願います。

2020年のパラリンピック。日本は、障害者の皆さんにとって、世界で最も生き生きと生活できる国にならねばなりません。

難病や障害のある皆さんの誰もが生きがいを持って働ける環境をつくる。その特性に応じて、職業訓練を初め、きめ細やかな支援体制を整え、就労のチャンスを拡大してまいります。

（５　あらゆる人にチャンスを創る）

元気で経験豊富な高齢者もたくさんいます。あらゆる人が、社会で活躍し、その可能性を発揮できるチャンスをつくる。そうすれば、少子高齢化のもとでも、日本は力強く成長できるはずです。

（女性が輝く日本）

全ての女性が活躍できる社会をつくる。これは、安倍内閣の成長戦略の中核です。

仕事と子育てが両立しやすい環境をつくります。小１の壁を突き破るべく、第１次内閣で始めた放課後子どもプランを着実に実施してまいります。

家族のきずなを大切にしつつ、男性の育児参加を促します。育休給付を、半年間50％から67％に引き上げ、夫婦で半年ずつ取得すれば１年間割り増し給付が受けられるようにします。

子育てに専念したい方には最大３年育休の選択肢を認めるよう経済界に要請しました。政府も、休業中のキャリアアップ訓練を支援します。１年半でも２年でも子育てした後は、職場に復帰してほしいと願います。

子育ての経験を生かし、20億円の市場を開拓した女性がいます。子育ても一つのキャリア。家庭に専念してきた皆さんにも、その経験を社会で生かしてほしい。インターンシップや起業を支援します。

女性を積極的に登用します。

2020年には、あらゆる分野で指導的地位の

３割以上が女性となる社会を目指します。そのための情報公開を進めてまいります。まず隗より始めよ。国家公務員の採用は、再来年度から､全体で３割以上を女性にいたします。

全ての女性が､生き方に自信と誇りを持ち、持てる可能性を開花させる。女性が輝く日本を、皆さん、ともにつくり上げようではありませんか。

（若者を伸ばす教育再生）

若者たちには無限の可能性が眠っています。それを引き出す鍵は、教育の再生です。

いじめで悩む子供たちを守るのは、大人の責任です。教育現場の問題に的確で速やかな対応を行えるよう、責任の所在が曖昧な現行の教育委員会制度を抜本的に改革します。

公共の精神や豊かな人間性を培うため、道徳を特別の教科として位置づけることとし、教員養成など準備を進めてまいります。

全ての子供たちに必要な学力を保障するのも公教育の重要な役割です。幼児教育の無償化を段階的に進めます。教科書の改善に向けた取り組みを進めてまいります。

世界一の読解力。15歳の子供たちを対象とした国際的な学力調査で、日本の学力が過去最高となりました。改正教育基本法のもと、全国学力テストを受けてきた世代です。第１次内閣以来の公教育の再生が、確実に成果を上げています。

やれば、できる。

2020年を目標に、中学校で英語を使って授業するなど、英語教育を強化します。目指すは、コミュニケーションがとれる使える英語を身につけること。来年度から試験的に開始します。

日本人は、もっと自信を持って、自分の意見を言うべきだ｡立命館アジア太平洋大学で、ミャンマーからの留学生ミンさんがこう語ってくれました。

教授も学生も、半分近くが外国籍。文化の異なる人々との生活は、日本の若者たちにすばらしい刺激となっています。

2020年を目標に、外国人留学生の受け入れ数を、２倍以上の30万人へと拡大してまいります。

国立の８大学では、今後３年間で外国人教員を倍増します。

外国人教員の積極採用、英語による授業の充実、国際スタンダードであるＴＯＥＦＬを卒業の条件とするなど、グローバル化に向けた改革を断行する大学を支援してまいります。

意欲と能力のある全ての若者に留学機会を実現します。学生の経済的負担を軽減する仕組みをつくり、2020年に向けて、日本人の海外留学の倍増を目指します。

可能性に満ちた若者たちを、グローバルな舞台で活躍できる人材へと育んでまいります。

（６　オープンな世界で日本の可能性を活かす）

世界に目を向けることで、日本の中に眠るさまざまな可能性に改めて気づかされます。オープンな世界は、日本が成長する大きなチャンスです。

（日本を売り込む）

急成長する新興国では、道路も鉄道も必要です。水道や電気のインフラを整え、災害に強い都市開発が課題です。アジアでは、2020年までに８兆ドルものインフラ投資が見込まれています。

その世界のニーズに応える力が日本にはあります。

エネルギー不足や公害などの問題に取り組んできた経験があります。高い環境技術は、世界の温暖化対策にも貢献できるはずです。長年培ってきた経験や技術を、世界と、惜しむことなく、共有してまいります。

インフラ輸出機構を創設します。

交通や都市開発といった分野で海外市場に飛び込む事業者を支援し、官民一体となって成約につなげます。10兆円のインフラ売り上げを、2020年までに、３倍の30兆円まで拡大してまいります。

昨年、シンガポールで、日本専門チャンネル、ハロー・ジャパンが開局。インドネシアでは、仮面ライダーが子供たちのヒーローに加わりました。

日本のコンテンツやファッション、文化芸術、伝統の強みに、世界が注目しています。ここにも可能性があります。クールジャパン

機構を活用し、コンテンツの海外展開や地域ならではの産品の海外売り込みなどを支援してまいります。

（アジアの架け橋）

成長センターであるアジア太平洋に一つの経済圏をつくる。ＴＰＰは、大きなチャンスであり、まさに国家百年の計です。

企業活動の国境をなくす。関税だけでなく、知的財産、投資、政府調達など、野心的なテーマについて厳しい交渉を続けています。

同盟国でもあり経済大国でもある米国とともに、交渉をリードし、攻めるべきは攻め、守るべきは守るとの原則のもと、国益にかなう最善の判断をしてまいります。

アジアと日本をつなぐゲートウエー、それは沖縄です。

舟楫をもって万国の津梁となし、万国津梁の鐘にはこう刻まれています。古来、沖縄の人々は、自由な海を駆け回り、アジアのかけ橋となってきました。

そして、今、自由な空を舞台に、沖縄が21世紀のアジアのかけ橋となるときです。

アジアとの物流のハブであり、観光客を迎える玄関口として、那覇空港第二滑走路は、日本の成長のために不可欠です。予定を前倒しし、今月から着工いたしました。工期を短縮し、2019年度末に供用を開始します。

高い出生率、豊富な若年労働力など、成長の可能性が満ちあふれる沖縄は、21世紀の成長モデル。2021年度まで毎年3,000億円台の予算を確保し、沖縄の成長を後押ししてまいります。

沖縄科学技術大学院大学には、世界じゅうから、卓越した教授陣と学生たちが集まります。さらなる拡充に取り組み、沖縄の地に世界一のイノベーション拠点をつくり上げてまいります。

（７　イノベーションによって新たな可能性を創りだす）

ＩＴやロボットには、競争力を劇的に伸ばす力があります。メタンハイドレートは、日本を資源大国に変えるかもしれません。海洋や宇宙、加速器技術への挑戦は、未来を切り開きます。イノベーションによって日本に新たな可能性をつくり出す気概が必要です。

世界じゅうから超一流の研究者を集めるため、研究者の処遇など世界最高の環境を整えた、新たな研究開発法人制度をつくります。経済社会を一変させる挑戦的な研究開発を大胆に支援します。年度にとらわれない予算執行を可能とし、長期にわたる、腰を据えた研究が行える環境を保障します。

日本を、世界で最もイノベーションに適した国としてまいります。

（中小・小規模事業者の底力）

世界シェア３割。誰にもまねのできない薄いメッキをつくるイノベーションは、墨田区にある従業員９人の町工場から生まれました。日本のイノベーションを支えてきたのは、大企業の厳しい要求に高い技術力で応える、こうした中小・小規模事業者の底力です。

ものづくり補助金を大胆に拡充します。物づくりのための設備だけではなく、新たな商業、サービスを展開するための設備に対する投資も支援してまいります。あわせて、個人保証偏重の慣行も改めてまいります。

ソニーもホンダも、ベンチャー精神あふれる小規模事業者からスタートしました。小規模事業者がどんどん活躍できる環境をつくるための基本法を制定し、小規模事業者支援に本腰を入れて乗り出します。

（成長分野の可能性を引き出す）

ｉＰＳ細胞を初め再生医療、創薬の分野で、日本は強みを持っています。しかし、未踏の技術開発には、リスクも高く、民間企業は二の足を踏みがちです。

日本版ＮＩＨを創設します。医療分野の研究開発の司令塔です。

難病など不治の病に対し、官民一体で基礎研究から実用化まで一貫して取り組み、革新的な治療法、医薬品、医療機器を世界に先駆けて生み出してまいります。

電力システム改革を前進させ、電気の小売を全面自由化します。

全ての消費者が自由に電力会社を選びます。ベンチャー意欲の高い皆さんに参入してもらい、コスト高、供給不安といった課題を解決する、ダイナミックなイノベーションを起こ

してほしいと願います。

これまでのエネルギー戦略をゼロベースで見直し、国民生活と経済活動を支える、責任あるエネルギー政策を構築します。

原子力規制委員会が定めた世界で最も厳しい水準の安全規制を満たさない限り、原発の再稼働はありません。徹底した省エネルギー社会の実現と、再生可能エネルギーの最大限の導入を進め、原発依存度は、可能な限り低減させてまいります。

（８　地方が持つ大いなる可能性を開花させる）

さて、ことしは、地方の活性化が安倍内閣にとって最重要のテーマです。地方が持つ大いなる可能性を開花させてまいります。

（農政の大改革）

地方経済の中核は農林水産業です。おいしくて安全な日本の農水産物は、世界じゅうどこでも大人気。必ずや世界に羽ばたけるはずです。

農地集積バンクが動き出します。

農地を集約し、生産現場の構造改革を進めます。さらに、40年以上続いてきた米の生産調整を見直します。いわゆる減反を廃止します。需要のある作物を振興し、農地のフル活用を図ります。

規模拡大に伴って負担が増す水路や農道など多面的機能の維持のため、新たに日本型直接支払いを創設します。農地の規模拡大を後押しし、美しいふるさとを守ります。

経営マインドを持ったやる気ある担い手が、あすの農業を切り開きます。彼らが安心と希望を持って活躍できる環境を整えることこそ、農業、農村全体の所得倍増を実現する道だと信じます。農林水産業を、若者に魅力のある、地方の農山漁村を支える成長産業とするため、食料・農業・農村基本計画を見直し、農政の大改革を進めてまいります。

（元気な地方を創る）

人口減少が進む中においても、元気な地方をつくる。これは、大いなる挑戦であります。

自主性と自立性を高めることで、個性豊かな地方が生まれます。１次内閣で始めた第２次地方分権改革の集大成として、地方に対する権限移譲や規制緩和を進めます。

行政サービスの質と量を確保するため、人口20万人以上の地方中枢拠点都市と周辺市町村が柔軟に連携する、新たな広域連携の制度をつくります。中心市街地に生活機能を集約し、あわせて地方の公共交通を再生することにより、町全体の活性化につなげてまいります。

中山間地や離島といった地方にお住まいの皆さんが、伝統あるふるさとを守り、美しい日本を支えています。

活力あるふるさとの再生こそが、日本の元気につながります。こうした地域で、都道府県が福祉やインフラの維持などを支援できる仕組みを整えます。都市に偏りがちな地方法人税収を再分配する仕組みをつくり、過疎に直面する地方においても財源を確保してまいります。

地方には、特色ある産品や、伝統、観光資源などの地域資源があります。そこに成長の可能性があります。地域資源を生かして新たなビジネスにつなげようとする中小・小規模事業者を応援します。

（観光立国）

昨年、外国人観光客1,000万人目標を達成いたしました。

北海道や沖縄では、昨年夏、外国人宿泊者が８割もふえました。観光立国は、地方にとって絶好のチャンスです。タイからの観光客は、昨年夏、ビザを免除したところ、前年比でほぼ倍増です。

やれば、できる。

次は2,000万人の高みを目指し、外国人旅行者に不便な規制や障害を徹底的に洗い出します。フランスには、毎年8,000万人の外国人観光客が訪れます。日本にもできるはずです。2020年に向かって、目標を実現すべく努力を重ねてまいります。

日本人のサービスは世界一、1,000万人目としてタイから来日したパパンさんの言葉です。日本のおもてなしの心は、外国の皆さんにも伝わっています。

昨年は、富士山や和食がユネスコの世界遺産に登録されました。日本ブランドは、海外

から高い信頼を得ています。観光立国を進め、活力に満ちあふれる地方を、皆さん、つくり上げようではありませんか。

（９　安心を取り戻す）

そのブランドが揺らぎかねない事態が起きています。ホテルなどで表示と異なる食材が使用されていた偽装問題については、不正表示への監視指導体制を強化します。

悪質商法による高齢者被害の防止にも取り組み、消費者の安全、安心を確保してまいります。

日本を世界一安全な国にしていかなければなりません。

近年多発するストーカー事案には、警察や婦人相談所などが連携して被害者の安全を守る体制を整え、加害者の再犯防止対策も実施します。社会を脅かす暴力団やテロ、サイバー空間の脅威への対策も進め、良好な治安を確保してまいります。

昨年は、自然災害により、大きな被害が相次いで発生しました。災害から人命を守り、社会の機能を維持するため、危機管理を徹底するとともに、大規模建築物の耐震改修や、治水対策、避難計画の作成や防災教育など、ハードとソフトの両面から、事前防災、減災、老朽化対策に取り組み、優先順位をつけながら国土強靱化を進めます。

伊豆大島への災害派遣。活動中に御位牌を発見した自衛隊員は、泥をみずからの水筒の水で洗い、きれいに拭き取りました。

その様子をテレビで見た方から、自衛隊に手紙が寄せられました。「本当に涙が出ました。あの過酷な条件の中で自衛隊員の心の優しさに感動しました。」その手紙は、こう続きます。「私はもう80歳になりますが、戦争を知っている世代としては最後の世代ではなかろうかと思います。このようにたくましく、また、心優しい自衛隊員がおられる日本は安心です。」

自衛隊は、何物にもかえがたい国民の信頼をかち得ています。黙々と任務を果たす彼らは、私の誇りです。

（10　積極的平和主義）

海を挟んだ隣国フィリピンの台風被害でも、1,200人規模の自衛隊員が緊急支援を行いました。

避難する方々を乗せたＣ130輸送機は、マニラ到着とともに、乗客の大きな拍手に包まれました。サンキュー、サンキュー、子供たちは何度もそう言いながら、隊員たちに握手を求めてきたそうです。

日本の自衛隊を、日本だけでなく、世界が頼りにしています。世界のコンテナの２割が通過するアデン湾でも、海賊対処行動に当たる自衛隊、海上保安庁は、世界から高い評価を受けています。

ことしは、ＯＤＡ60周年。日本は、戦後間もないころから、世界に支援の手を差し伸べてきました。医療・保健分野などで生活水準の向上にも貢献してきました。女性の活躍を初め人間の安全保障への取り組みを、先頭に立って進めています。

シリアでは、化学兵器の廃棄に協力しています。イランの核問題では、平和的解決に向けた独自の働きかけを行っています。

こうした活動の全てが、世界の平和と安定に貢献します。これが積極的平和主義です。我が国初の国家安全保障戦略を貫く基本思想です。その司令塔が国家安全保障会議です。

戦後68年間守り続けてきた我が国の平和国家としての歩みは、今後とも変わることはありません。

集団的自衛権や集団安全保障などについては、安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会の報告を踏まえ、対応を検討してまいります。

先月東京で開催した日・ＡＳＥＡＮ特別首脳会議では、多くの国々から積極的平和主義について支持を得ました。ＡＳＥＡＮは、繁栄のパートナーであるとともに、平和と安定のパートナーです。

中国が、一方的に防空識別区を設定しました。尖閣諸島周辺では、領海侵入が繰り返されています。力による現状変更の試みは、決して受け入れることはできません。引き続き、毅然かつ冷静に対応してまいります。

新たな防衛大綱のもと、南西地域を初め、我が国周辺の広い海、そして空において、安

全を確保するため、防衛態勢を強化してまいります。

自由な海や空がなければ､人々が行き交い、活発な貿易は期待できません。民主的な空気が、人々の可能性を開花させ、イノベーションを生み出します。

私は、自由や民主主義、人権、法の支配の原則こそが世界に繁栄をもたらす基盤であると信じます。日本が、そして世界がこれからも成長していくために、こうした基本的な価値を共有する国々と連携を深めてまいります。

その基軸が日米同盟であることは、言うまでもありません。

世界の市民同胞の皆さん、米国があなたのために何をするかを問うのではなく、我々が人類の自由のために一緒に何ができるかを問うてほしい。昨年着任されたキャロライン・ケネディ米国大使の父､ケネディ元大統領は、就任に当たって世界にこう呼びかけました。

半世紀以上を経て、日本はこの呼びかけに応えたい。国際協調主義に基づく積極的平和主義のもと、日本は、米国と手を携え、世界の平和と安定のために、より一層積極的な役割を果たしてまいります。

在日米軍再編については、抑止力を維持しつつ、基地負担の軽減に向けて、全力で進めてまいります。

特に、学校や住宅に近く、市街地の真ん中にある普天間飛行場については、名護市辺野古沖の埋立申請が承認されたことを受け、速やかな返還に向けて取り組みます。同時に、移設までの間の危険性除去が極めて重要な課題であり、オスプレイの訓練移転など、沖縄県外における努力を十二分に行います。

沖縄の方々の気持ちに寄り添いながら、できることは全て行うとの姿勢で取り組んでまいります。

（11　地球儀を俯瞰する視点でのトップ外交）

さて、総理就任から１年ほどで、15回海外に出かけ､30カ国を訪問し、延べ150回以上の首脳会談を行いました。

ロシアのプーチン大統領とは４度首脳会談を行い、外務・防衛閣僚協議も開催されました。個人的な信頼関係のもとで、安全保障、経済を初めとする協力を進めるとともに、平和条約締結に向けた交渉にしっかりと取り組み、アジア太平洋地域のパートナーとしてふさわしい関係を構築してまいります。

トルコのエルドアン首相とは、３度の首脳会談を通じ､地下鉄､橋などの交通システム、原子力､科学技術分野における人材育成など、多岐にわたる協力で合意し、戦略的パートナーシップは着実に前進しています。

直接会って信頼関係を築きながら、一つ一つ前に進む。いかなる課題があっても、首脳同士が膝詰めで話をすることで物事が大きく動く。昨年は、トップ外交の重要性を改めて実感しました。

ことしも、地球儀を俯瞰する視点で、戦略的なトップ外交を展開してまいります。

中国とは、残念ながら、いまだに首脳会談が実現していません。しかし、私の対話のドアは常にオープンであります。課題が解決されない限り対話をしないという姿勢ではなく、課題があるからこそ対話をすべきです。

日本と中国は、切っても切れない関係。戦略的互恵関係の原点に立ち戻るよう求めるとともに、関係改善に向け、努力を重ねてまいります。

韓国は、基本的な価値や利益を共有する、最も重要な隣国です。日韓の良好な関係は、両国のみならず、東アジアの平和と繁栄にとって不可欠であり、大局的な観点から協力関係の構築に努めてまいります。

北朝鮮には、拉致、核、ミサイルの諸懸案の包括的な解決に向けて具体的な行動をとるよう、強く求めます。

拉致問題については、全ての拉致被害者の御家族が御自身の手で肉親を抱き締める日が訪れるまで、私の使命は終わりません。北朝鮮に対話と圧力の方針を貫き、全ての拉致被害者の安全確保及び即時帰国、拉致に関する真相究明、拉致実行犯の引き渡しの３点に向けて、全力を尽くしてまいります。

（12　おわりに）

今月、アフリカ３カ国を訪問しました。力強く成長するアフリカは、日本外交の新たなフロンティアです。日本は、インフラ、人材

育成といった分野で､アフリカの人々のため、一層の貢献をしてまいります。

アフリカの人々のため、87年前、アフリカに渡った１人の日本人がいました。野口英世博士です。

志を得ざれば再びこの地を踏まず。ふるさと福島から世界に羽ばたき、黄熱病研究のため、周囲の反対を押し切ってガーナに渡り、そして、その地で黄熱病により殉職。人生の最期の瞬間まで医学に対する熱い初心を貫きました。

我々が国会議員となったのも、志を得るため。この国をよくしたい、国民のために力を尽くしたいとの思いからであったはずです。

改めて申し上げます。

全ては国家国民のため、互いに寛容の心を持って、建設的な議論を行い、結果を出していくことが、私たち国会議員に課せられた使命であります。１年前、私は、この場所でこう申し上げました。

今や、自由民主党と公明党による連立与党は、衆参両院で多数を持っております。しかし、私の信念は、今なお変わることはありません。

私たち連立与党は、政策の実現を目指す責任野党とは、柔軟かつ真摯に政策協議を行ってまいります。そうした努力を積み重ねることで、定数削減を含む選挙制度改革も、国会改革も、そして憲法改正も、必ずや前に進んでいくことができると信じております。

皆さん、ぜひとも、国会議員となったときの熱い初心を思い出していただき、建設的な議論を行っていこうではありませんか。最後にこうお願いして、私の施政方針演説といたします。

御清聴ありがとうございました。

安倍内閣総理大臣の施政方針演説（第186回国会）

(2) 岸田外務大臣の外交演説

第186回国会の開会に当たり、外交の基本方針について所信を申し述べます。

（総論）

この１年間で、国際社会における我が国への期待は確実に高まっています。自由、民主主義、基本的人権のみならず、法の支配を重視し、アジア太平洋地域はもとより、中東、アフリカ、欧州、中南米に至るまで、世界全体の平和と繁栄の実現のためひたむきに努力するという我が国の姿勢に対し国際社会の支持が着実に広がっていることを、外務大臣として世界各国を訪問する中で、強く実感いたしました。

一方、我が国を取り巻く安全保障環境は一層厳しさを増しています。

本年も、日米同盟の強化、近隣諸国との協力関係の重視、そして日本経済の再生に資する経済外交の強化といった三本柱を軸とした外交を引き続き強力に推進し、国益の増進に全力を尽くします。また、グローバルな課題への貢献を通じた世界全体の利益の増進のため、一層積極的に取り組みます。

来年は、戦後70周年を迎えます。

我が国が戦後守り続けてきた自由、民主主義、人権、法の支配は、国民に深く浸透し、国家の根本を支える柱となっています。近隣諸国との間で歴史認識をめぐる議論がありますが、日本政府の歴史認識に変わりはありません。また、平和国家としての歩みは、今後も堅持していきます。こうした基本的立場について、各国に丁寧に説明していく考えです。

国際的にも、来年は、開発課題、気候変動、軍縮、防災等、さまざまな分野で重要な節目の年となります。

国際協調主義に基づく積極的平和主義の立場から、世界の平和、安定及び繁栄に、外交力を最大限活用して、これまで以上に積極的に貢献してまいります。

国家安全保障会議という司令塔のもとで、国家安全保障戦略に基づき、積極的平和主義を推進し、アジア太平洋地域及び国際社会における日本外交の存在感を力強く示してまいります。

（日本外交の三本柱）

この１年、地球儀を俯瞰する外交を展開する中で、ＡＳＥＡＮを初めとするアジア太平洋諸国、ロシア、欧州、中南米、中東、アフリカ等との関係強化に努めてまいりました。

アジア太平洋地域の安全保障環境が一層厳しさを増す中で、日本外交の基軸たる日米同盟の重要性は一層高まっています。

安倍政権発足以来、日米間の頻繁な要人往来を通じて具体的な成果を得ています。今後も、日本外交の第一の柱として、日米同盟をあらゆる分野で強化してまいります。

安全保障分野においては、昨年のいわゆる２プラス２の成果に沿って、日米防衛協力のための指針の見直しを初め、安全保障、防衛協力を確実に進め、抑止力を一層向上させます。

また、在日米軍再編を現行の日米合意に従って進めながら、沖縄の負担軽減のため、できることは全て行うとの方針で全力で取り組みます。

特に普天間飛行場については、その危険性の除去が極めて重要な課題であるとの認識のもと、一日も早い移設に向けて政府として取り組んでまいります。

第二の柱は、近隣諸国との協力関係の重視です。

中国とは、国交正常化以来40年以上にわたり、隣国同士、あらゆる分野で関係強化に努めてきました。中国の平和的な発展は、我が国にとって利益であり、チャンスです。日中関係は最も重要な二国間関係の一つであり、両国は、地域と国際社会の平和と安定のために責任を共有しています。日中両国、そして地域の利益のためにも、戦略的互恵関係の原点に立ち戻り、関係改善を図ってまいります。

一方、中国の軍事力強化に関する透明性の向上を求めるとともに、中国公船による尖閣諸島沖領海内への侵入や、中国による東シナ海防空識別区の設定などの、力を背景とした一方的な現状変更の試みについては、我が国

の領土、領海、領空は断固として守り抜くとの決意のもと、引き続き、毅然かつ冷静に取り組みます。

最も重要な隣国である韓国との関係強化は、地域の平和と繁栄の確保という両国の共通の利益にとって不可欠であり、安倍政権の優先事項です。引き続き、さまざまなレベルで意思疎通を積み重ねるとともに、冷静に問題に対処し、相互に敬意を払い、大局的観点から、来年の国交正常化50周年にふさわしい、未来志向で重層的な協力関係を構築すべく、粘り強く取り組みます。

日韓間の貿易・投資や、第三国における日韓企業間の協力の推進など、経済関係も一層強化していきます。

我が国の固有の領土である竹島については、引き続き、我が国の主張をしっかりと伝え、粘り強く対応します。

日・ＡＳＥＡＮ友好協力40周年を迎えた昨年、日・ＡＳＥＡＮ関係は大きく発展しました。安倍総理大臣はＡＳＥＡＮ全加盟国を訪問し、私も全加盟国の外相と会談し、12月には東京で成功裏に特別首脳会議を開催いたしました。この成果の上に、本年の議長国であるミャンマーを初めとするＡＳＥＡＮ各国との協力関係をさらに強化いたします。

さらに、インド及びオーストラリアなどと、安全保障、経済等、さまざまな分野で協力を深化させるとともに、モンゴル、太平洋島嶼国との関係も強化いたします。

こうした近隣諸国との関係とあわせ、本年最初の訪問国となったスペイン、フランスを含む欧州や中南米との協力を推進し、これら地域との対話の枠組みも積極的に活用します。

昨年４月、安倍総理大臣は、10年ぶりにロシアを公式訪問し、それ以降、半年で４度の首脳会談を重ね、11月には史上初となる２プラス２の開催をするなど、日ロ関係全体を底上げし、今後への弾みと方向性を示すことができました。

ロシアとは、地域のパートナーとしての関係を発展させるべく、首脳レベルを初めとした政治対話を進め、安全保障、経済等、あらゆる分野での協力の進展を図ります。

最大の懸案である北方領土問題については、両国の立場に依然大きな隔たりがありますが、北方四島の帰属の問題を解決して平和条約を締結すべく、粘り強く交渉に取り組みます。

北朝鮮の動向については、引き続き、情報収集と分析に努め、対応に万全を期します。北朝鮮による核・ミサイル開発の継続は、地域と国際社会全体の平和と安全に対する重大な脅威です。関係国と連携しつつ、北朝鮮に対し、国連安保理決議及び六者会合共同声明に基づく具体的行動を引き続き強く求めます。

我が国としては、対話と圧力の方針のもと、日朝平壌宣言に基づき、拉致、核、ミサイルといった諸懸案の包括的な解決に向けて取り組みます。拉致問題の解決なくして国交正常化はあり得ないとの方針のもと、国際社会とも協力しつつ、現政権下での完全解決に全力を尽くします。

第三の柱は、日本経済の再生に資する経済外交の強化です。

昨年末に私を本部長として立ち上げた日本企業支援推進本部のもとで、トップセールスを含め、日本企業の海外展開支援を一層強力に進めます。ＯＤＡを活用したインフラシステム輸出も推進します。海外における日本人と日本企業の安全対策の強化にも引き続き取り組みます。

また、国益にかなった高いレベルの経済連携を戦略的かつスピード感を持って推進し、ＴＰＰ交渉については、引き続き早期妥結に向けて取り組みます。日本産品の海外への普及促進や、風評被害対策にも注力します。

さらに、エネルギー、鉱物資源、食料等の安定的な確保のため、資源外交を強化します。

また、ＷＴＯやＡＰＥＣ、Ｇ８、G20などを活用し、経済分野での国際的ルールの整備と実施に積極的に取り組みます。我が国のＯＥＣＤ加盟50周年となる本年、閣僚理事会の議長国としての役割を果たします。

（グローバルな課題への一層の貢献）

また、グローバルな課題についても、国際協調主義に基づく積極的平和主義の立場から、一層の貢献を果たします。

まず、唯一の戦争被爆国として、核兵器不

拡散条約を基礎とした国際的な核軍縮・不拡散体制の維持強化に貢献するとともに、現実的で実践的な取り組みを積み重ね、核兵器のない世界に向け、国際社会の取り組みを主導いたします。この関連で、４月に広島で軍縮・不拡散イニシアチブ（ＮＰＤＩ）外相会合を開催いたします。

また、国際的な原子力安全の強化にも引き続き取り組みます。

イランの核問題については、包括的解決のための最終的な合意の形成とその実施に向けて、国際社会と連携しつつ、イランとの伝統的友好関係に基づく働きかけを継続いたします。

次に、女性が輝く社会の実現は、世界共通の課題です。

昨年９月、国連総会において表明した我が国の支援策は、国際社会から高く評価されています。女性の力を十分に引き出し、世界に活力をもたらすべく、国際社会との協力や途上国支援を強化します。

また、女性・平和・安全保障に関する行動計画を、市民社会の方々とともに策定しています。

国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約、ハーグ条約が間もなく我が国について発効することを踏まえ、条約の適切な実施に取り組みます。

ＯＤＡ60周年に当たる本年、積極的平和主義の立場から、ＯＤＡを一層戦略的に展開します。

ミレニアム開発目標の達成や、人間の安全保障を指導理念とする、効果的な、ポスト2015年開発アジェンダの構築を目指します。特に、国際保健外交戦略に基づき、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジを推進いたします。

我が国は、昨年のフィリピン台風被害に対し、過去最大規模の自衛隊派遣等の支援を行ってきていますが、災害救援・防災分野の国際協力を推進し、来年３月に仙台市で開催する国連防災世界会議につなげてまいります。

また、攻めの地球温暖化外交戦略のもと、気候変動の新たな国際枠組みの構築に向け、途上国支援等を効果的に活用しつつ、国際的議論を主導いたします。

国際的重要性を増すアフリカに対しては、安倍総理大臣のアフリカ訪問も踏まえ、昨年のＴＩＣＡＤ５で表明した支援策を着実に実施し、ウイン・ウインのパートナーシップ構築を目指します。

我が国は、開かれ安定した海洋の発展と公海における上空飛行の自由の確保に向け、主導的な役割を果たします。

また、組織犯罪対策を含む国際テロ対策を強化するとともに、宇宙やサイバー空間における法の支配の確立に向け、国際的な規範づくりを推進いたします。

我が国は、南スーダンを含め、国連平和維持活動（ＰＫＯ）にさらに貢献し、要員派遣や人材育成などを通じて、平和維持、平和構築を推進いたします。

シリア情勢の改善に向け、先般出席したジュネーブ２を通じた取り組みや、人道支援、化学兵器廃棄に向けた協力を通じて、可能な限り貢献を行います。また、アフガニスタンについて、これまでに表明した支援を着実に実施いたします。

中東和平プロセスについては、平和と繁栄の回廊構想などを通じ、和平交渉を後押ししていきます。

国連創設70周年となる来年を見据え、2015年安保理非常任理事国選挙に万全を期すとともに、安保理改革を早期に実現し、我が国も常任理事国として貢献していきたいと考えます。国連などの国際機関の日本人職員の増強にも取り組みます。

（対外発信及び総合的な外交力の強化）

また、国際社会での我が国の存在感を一層高め、信頼される日本の姿がさらに理解されるよう、我が国の立場や考え方を戦略的に対外発信するとともに、和食を含む文化の発信や、若者を初めとする人的交流、日本語の普及の促進などを通じて、ソフトパワーのさらなる充実を図ります。

昨年の訪日外国人数は、政府目標の1,000万人を上回り、過去最高を記録しました。ビザ緩和などの措置を通じて、観光立国推進に取り組みます。

さらに、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の成功に向け、スポーツを通じた国際貢献策を着実に実施するなど、外務省としても最大限取り組んでまいります。

このように多岐にわたる外交課題に適切に対処するため、外交実施体制を含む我が国の総合的な外交力を引き続き強化していきます。

（結語）

戦後の我が国の平和国家としての歩みは、国際社会における高い評価と尊敬をかち得てきました。こうした歩みを堅持しつつ、今後は、国際協調主義に基づく積極的平和主義のもと、平和で繁栄した世界の実現に向け、我が国ならではの貢献を一切惜しみません。

私は、そのことが我が国の立場に対する理解を一層深め、国際社会からの信頼をさらに揺るぎないものにすると確信をしております。今後も、我が国を守り、世界の平和と繁栄を実現するための外交を全力で推進してまいります。

議員各位、そして国民の皆様の御支援と御協力を心よりお願いいたします。

(3) 麻生財務大臣の財政演説

平成25年度補正予算及び平成26年度予算の御審議に当たり、財政政策等の基本的な考えについて所信を申し述べますとともに、予算の大要を御説明させていただきます。

（日本経済の現状と財政政策等の基本的な考え方）

発足から１年、第２次安倍内閣におきましては、デフレ不況からの早期脱却と経済再生を図るため、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略の三本の矢を一体として強力に推進してまいりました。その政策の効果もあって、実質ＧＤＰが４四半期連続でプラス成長になり、物価についても底がたく推移するなど、日本経済は着実に上向いております。

まずは、このような景気回復に向けた動きやデフレ不況からの脱却への期待を確実な成長軌道につなげていく必要があろうと存じます。

このため、第三の矢である日本再興戦略の実行を加速、強化してまいります。同時に、政府、経営者、労働者が、経済の好循環実現に向けた政労使会議における取りまとめに基づいて、それぞれの役割を果たしつつ、互いに連携して取り組みを進めてまいります。

これにより、企業収益の拡大を賃金上昇、雇用・投資拡大につなげ、消費拡大や投資の増加を通じてさらなる企業収益の拡大を促すという経済の好循環を実現することが重要であろうと存じます。

これらの取り組みにより、保険料収入や税収の基盤でもある強い経済を取り戻し、あわせて、消費税率を引き上げることにより、社会保障の安定財源を確保しつつ、持続可能な社会保障制度を構築し、次世代に引き継いでいきます。

本年４月に実施する消費税率の引き上げに際しましては、反動減を緩和して景気の下振れリスクに対応するとともに、その後の経済の成長力の底上げと好循環の実現を図り、持続的な経済成長につなげるための施策を講じます。

具体的には、昨年10月１日に閣議決定をいたしました経済政策パッケージに基づき、好循環実現のための経済対策及び平成25年度補正予算の概算を決定いたしました。平成26年度予算、税制改正とあわせ、消費税率引き上げによる影響を緩和するための取り組みを、転嫁対策とともに着実に進めてまいります。

日本銀行が現在取り組んでおります金融緩和を円滑に進めるため、また、今後、民需主導の持続的な経済成長を実現する上でも、日本の財政に対する信認を維持することは重要であります。

一方、日本の財政状況は、デフレ不況や少子高齢化等の要因によって悪化が続いてまいりました。それに加えて、リーマン・ショック後の経済危機への対応などにより、近年さ

らに悪化が進み、歴史的に見ても、諸外国との比較においても、極めて厳しい状況にあります。

財政への信認を確保することで人々の将来への不安を払拭し、持続的な経済成長につなげていく必要があります。

こうした点を踏まえ、政府としては、国、地方を合わせた基礎的財政収支につきまして、2015年度までに赤字の対ＧＤＰ比を2010年度の水準から半減、2020年度までに黒字化するという財政健全化目標を掲げております。今後、これらの目標を着実に達成していくために、引き続き税収を拡大させるとともに、各年度継続して歳出を効率化していく必要があろうと存じます。

こうした考え方のもと、中期財政計画に沿って、今後とも、歳出歳入両面において最大限の努力を行ってまいります。

（平成25年度補正予算の大要）

次に、好循環実現のための経済対策等を実施するために今国会に提出をいたしました平成25年度補正予算の大要について申し述べます。

好循環実現のための経済対策につきましては、一般会計において、総額で５兆4,744億円の財政支出を行うこととしております。その内容としては、競争力強化策に係る経費に１兆3,980億円、女性・若者・高齢者・障害者向け施策に係る経費に3,005億円、防災・安全対策の加速に係る経費に１兆1,958億円、低所得者・子育て世帯への影響緩和、駆け込み需要及び反動減の緩和に係る経費に6,493億円、東日本大震災復興特別会計への繰り入れとして１兆9,308億円を計上いたしております。

そのほか、地方交付税交付金として１兆1,608億円、国際分担金などのその他の経費として3,636億円を計上しております。

これらの歳出を賄うため、歳出面におきましては、既定経費を１兆5,334億円減額することとしており、歳入面におきましては、税収で２兆2,580億円、税外収入で3,694億円の増収を見込むほか、前年度剰余金を２兆8,381億円計上しております。これらにより、国債の追加発行をせずに、経済対策等の財源を確保することといたしております。

こうした結果、平成25年度一般会計予算の総額は、歳入歳出ともに当初予算から５兆4,654億円増加し、98兆770億円となります。

また、特別会計予算等につきましても所要の補正を行うことといたしております。

平成25年度財政投融資計画につきましては、好循環実現のための経済対策を踏まえ、総額1,308億円を追加しております。

（平成26年度予算及び税制改正の大要）

続いて、平成26年度予算及び税制改正の大要を御説明申し上げます。

平成26年度予算は、デフレ不況からの脱却、経済再生と財政健全化をあわせて目指す予算であり、平成25年度補正予算と一体として、日本の競争力の強化につながる未来への投資や、生活の基盤を守る暮らしの安全、安心といった事項に予算を重点化させていただいております。

また、社会保障・税一体改革を実現する最初の予算でもあり、消費税増収分を活用し、社会保障の充実と安定化を図ります。

基礎的財政収支対象経費は72兆6,121億円であり、これに国債費23兆2,702億円を合わせた一般会計総額は、95兆8,823億円となっております。

一方、歳入につきましては、租税等の収入は50兆10億円、その他収入は４兆6,313億円を見込んでおります。また、公債金は41兆2,500億円となっており、前年度当初予算に対し、１兆6,010億円の減額を行っております。

この結果、国の一般会計における基礎的財政収支につきましては、中期財政計画における平成26年度及び平成27年度の各年度４兆円程度改善との目標を大きく上回る、５兆2,407億円の改善を実現いたしております。

次に、主要な経費について申し述べます。

社会保障関係費につきましては、消費税増収分を活用し、社会保障の充実を行います。

具体的には、国分の消費税収の使途が高齢者３経費から社会保障４経費に拡大されることにあわせ、待機児童解消加速化プランによる保育の受け皿拡大や、難病の対象疾患の拡充など、若者、女性、現役世代も受益を実感

できる内容を実施いたします。

また、診療報酬改定に際しては、薬価について、薬価調査の結果を踏まえた上で市場実勢価格を反映し、新たな国民の負担の増加を避けつつ、地域医療向けの補助金の創設とあわせ、医療提供体制の改革を推進してまいります。

文教及び科学振興費につきましては、将来を担う人材を養成するためのグローバルな人材育成や大学改革等を推進するとともに、奨学金等の就学支援、いじめ問題対応等の施策を充実することといたしております。

また、科学技術関係予算につきましては、総合科学技術会議が司令塔機能強化のためみずから予算の重点配分を行う仕組みを創設するとともに、日本版ＮＩＨ創設に向けて、医療分野の研究開発関連予算を充実することといたしております。

地方財政につきましては、地方の税収増を反映して地方交付税交付金等を縮減しつつ、地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の地方の一般財源の総額について、社会保障の充実分等を増額し、地方に最大限配慮をいたしております。

防衛関係費につきましては、新たに策定された防衛大綱及び中期防衛力整備計画に沿って、周辺海空域における警戒監視能力の強化、島嶼部に対する危機対応能力の強化等を図る観点から、昨年度に引き続き、充実を図ることといたしております。

公共事業関係費につきましては、引き続き投資の重点化、効率化を図りつつ、国民の命と暮らしを守るインフラ老朽化対策や、南海トラフ地震等に備えた防災・減災対策等の課題に対応するため、真に必要な社会資本整備等に取り組むことといたしております。

経済協力費につきましては、日本企業の海外展開支援を初め、日本の持続的な成長にもつながる分野等への重点化を進めつつ、ＯＤＡ全体の事業量の確保を図ってまいります。

中小企業対策費につきましては、物づくり技術の研究開発等への支援を充実させるほか、中小企業の資金繰り対策や消費税の転嫁対策にも万全を期することといたしております。

エネルギー対策費につきましては、国内資源の開発及び海外資源の権益確保、省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの導入拡大に向けた支援に重点化しているほか、原子力規制、防災対策を推進し、原子力損害賠償支援機構へ資金交付等も行うことといたしております。

農林水産関係予算につきましては、農林水産業の競争力強化を推進するため、経営所得安定対策を見直すとともに、農地中間管理機構を通じた担い手への農地集積・集約の加速化、６次産業化や輸出拡大の推進等を図ることといたしております。

治安関係予算につきましては、安全で安心して暮らせる社会の実現に向けて、警察活動基盤の充実や再犯防止対策の充実等を図ることといたしております。

国家公務員の人件費につきましては、給与の特例減額が終了する一方で、現行計画の目標を大幅に上回る合理化等による定員純減や退職手当の引き下げ等を的確に予算に反映しております。

なお、震災からの復興につきましては、平成25年度補正予算とあわせて、被災地の復旧復興の加速に全力で取り組んでいくことといたしております。このため、平成26年度東日本大震災復興特別会計において、歳出につきましては、東日本大震災復興経費２兆9,543億円、復興債費921億円、復興加速化・福島再生予備費6,000億円を計上し、歳入につきましては、復興特別税7,381億円、一般会計からの受入金7,030億円、その他収入660億円、復興公債金２兆1,393億円を見込んでおります。

平成26年度財政投融資計画につきましては、デフレ不況からの脱却、経済再生に向けて、長期リスクマネー等を呼び水として供給し、民間投資の活性化、経営改善に取り組む中小企業等の支援、日本企業の海外展開支援、インフラ輸出、資源確保等に的確に対応するために、計画規模は16兆1,800億円となっております。

借換債等を含む国債発行総額につきましては、181兆5,388億円と、過去最大となりました。国債発行総額及び国債残高が多額に上る

中、財政規律を維持し、市場の信認を確保するとともに、市場との緊密な対話に基づき、そのニーズ、動向等を踏まえた発行を行うなど、国債管理政策を適切に運営してまいります。

平成26年度税制改正におきましては、デフレ不況からの脱却、経済再生に向けた税制上の対応、税制抜本改革の着実な実施、震災からの復興支援のための税制上の対応等を行うこととしております。

具体的には、設備投資の促進、研究開発投資の促進、所得や消費の拡大に関し、次元の異なる税制上の対応を講じたいと存じます。

こうした観点から、生産性向上設備投資促進税制の創設、中小企業投資促進税制の拡充、研究開発税制の拡充、所得拡大促進税制の拡充、復興特別法人税の１年前倒し廃止、交際費課税の緩和を行います。このほか、給与所得控除の見直し、地方法人課税の偏在是正のための取り組み、車体課税の見直し等を行うこととしております。

（むすび）

以上、財政政策の基本的な考え方と、平成25年度補正予算及び平成26年度予算の大要について御説明を申し上げました。

デフレ不況からの脱却と経済再生への道筋を確かなものとするために、これらの予算の一刻も早い成立が必要であります。何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同いただきますようお願いを申し上げる次第です。

失われた20年と呼ばれる長い停滞の中、デフレ不況の影響もあり、先の見えなかった日本に、ようやく明るい兆しが見えてきたと存じます。

本年は、デフレ不況からの脱却を実現し、足元の景気回復を持続的な経済成長につなげ、財政健全化に向けて着実な一歩を踏み出す上で重要な１年であります。

少子高齢化やグローバル化等の構造変化に真に対応するための経済基盤を構築し、日本の底力を引き出すことで、デフレ不況からの脱却、経済再生と財政健全化の好循環を実現できるよう、全力で取り組んでまいります。

国民各位の御理解と御尽力を切にお願い申し上げます。

(4) 甘利経済財政政策担当大臣の経済演説

（１　はじめに）

経済財政政策を担当する内閣府特命担当大臣として、その所信を申し述べます。

（２　経済財政運営の基本的考え方）

（景気の現状認識と今後の見通し）

長引くデフレからの早期脱却と経済再生を図るため、安倍内閣では、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略の三本の矢を一体として強力に推進してきました。

その効果もあって、実質ＧＤＰが４四半期連続でプラス成長となり、有効求人倍率が約６年ぶりに１倍を回復するなど、日本経済は力強さを取り戻しつつあります。政権発足時と比べると、中小企業を含めて業況は幅広く改善をし、全ての地域で景況が改善をしています。

物価動向は、もはやデフレ状況ではありません。デフレ脱却に向けて着実に前進をしております。

このように、アベノミクスの開始から１年たち、日本経済は閉塞を脱し、明るさが広がっています。これをさらに広げ、経済の好循環を実現するのが、２年目の課題であります。

本日閣議決定をした政府経済見通しでは、平成26年度の日本経済について、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動減には留意が必要でありますが、各施策の推進等により、年度を通して見れば、前年度に引き続き、堅調な内需に支えられた景気回復が見込まれ、経済の好循環が徐々に実現していくと考えられます。経済成長率は、実質で1.4％程度、名目で3.3％程度と見込んでおります。

（当面の経済財政運営）

本年４月に実施をする消費税率引き上げに際しては、駆け込み需要とその反動減を緩和し、景気の下振れリスクに対応するとともに、その後の成長力底上げと好循環実現を図りつつ、持続的な経済成長につなげていくため、昨年12月に閣議決定をした好循環実現のための経済対策を含め、経済政策パッケージを着実に実行していく必要があります。

本経済対策は、競争力強化策や、女性・若者・高齢者・障害者向け施策、復興、防災・安全対策の加速等を内容とし、その規模は、国費5.5兆円程度、事業規模18.6兆円程度となっております。

本経済対策の効果が的確に発現をし、消費税率引き上げに伴う反動減に適切に対応できるよう、迅速に対策の具体化を図るとともに、各施策の進捗状況などを調査し、適切に公表をしてまいります。

企業収益の拡大が速やかに賃金上昇や雇用拡大につながり、消費の拡大や投資の増加を通じてさらなる企業収益の拡大に結びつくという経済の好循環を実現するため、所得拡大促進税制の拡充や、復興特別法人税の１年前倒しでの廃止といった思い切った税制措置を決定するとともに、賃上げする中小企業、小規模事業者への補助金の優先配分等の施策を講じてまいります。

政労使会議において、好循環実現に向けて経済界、労働界、そして政府が行うべき取り組みを共通認識として取りまとめたところであり、その環境整備に引き続き全力で取り組み、成果をしっかりと確認してまいります。

日本銀行は、昨年４月、２％の物価安定目標を、２年程度の期間を念頭に、できるだけ早期に実現するため、量的・質的金融緩和を導入し、現在、これを推進しております。政府としては、日本銀行がこの目標をできるだけ早期に実現することを期待いたします。

こうしたアベノミクスの効果が地域の隅々まで及ぶようにするため、オリンピック開催決定を契機にした地域活性化、地域産業の集積促進といった課題等に関係省庁が連携して重点的に取り組む必要があります。あわせて、地域の課題解決や活性化の重要な担い手であるＮＰＯやソーシャルビジネス等の育成などを通じて、活力あふれる共助社会づくりを進めてまいります。

（成長戦略）

安倍政権の成長戦略は進化する成長戦略であり、策定がゴールではなく、スタートであります。日本経済にあらわれた回復の動きを持続的な経済成長につなげていくため、引き続き、成長戦略を強力に推進してまいります。

まずは、昨年策定をした日本再興戦略の各施策の実行に全力を挙げます。

さきの臨時国会では、成長戦略実行国会として、産業競争力強化法、国家戦略特区法等の画期的な法律が成立をいたしました。３月に国家戦略特区の具体的な地域を決定するなど、これらの法律をしっかり実行に移してまいります。また、産業競争力の強化に関する実行計画を閣議決定し、日本再興戦略の各施策の確実な実行に取り組んでまいります。

また、年央の成長戦略改訂を目指し、先般、成長戦略進化のための今後の検討方針を産業競争力会議において取りまとめたところであります。本方針を踏まえ、雇用・人材、農業、医療・介護といった分野のさらなる構造改革に取り組み、日本に眠る潜在力を最大限引き出します。

特に、日本が、世界を変えるようなイノベーションを生み出す国となるよう、科学技術の司令塔機能を確立し、研究成果を産業につなげていくための取り組みを進めます。

女性の活躍は、成長戦略の大きな柱であります。我が国最大の潜在力である女性の力を最大限引き出すため、施策を総動員してまいります。

さらに、民間投資の喚起による成長力強化を実現するため、ＰＰＰ／ＰＦＩの抜本改革に向けたアクションプランの着実な推進とともに、民間資金等活用事業推進機構の適切な運営の確保及び密接な連携を図ってまいります。

（ＴＰＰの推進）

ＴＰＰは、アジア太平洋地域において、普遍的価値を共有する国々と21世紀型の新たな

経済統合ルールを構築する野心的な試みであり、この地域の成長の起爆剤になると同時に、人々の暮らしを豊かにするものであります。

昨年12月にシンガポールで開催をされた閣僚会合では、妥結には至りませんでしたが、残された主要課題の大部分について、交渉妥結へ向け実質的な進展がありました。

我が国としては、各国とともに、交渉の早期妥結へ向けて努力をし、国益をしっかりと最終的な成果に反映すべく、引き続き全力を挙げて交渉に取り組んでまいります。

（デフレ脱却・経済再生と財政健全化の好循環の実現に向けた取組）

これらの施策とあわせて、経済再生が財政健全化を促し、財政健全化の進展が経済再生の一段の進展に寄与するという好循環を目指し、経済再生と財政健全化の双方の実現に取り組んでまいります。

来年度予算案につきましては、経済成長に伴う税収の自然増や歳出の効率化により、公債発行額を前年度より減額し、国の一般会計の基礎的財政収支の赤字については、中期財政計画において掲げた目標を上回る改善額を実現しております。

こうした歳出歳入両面での取り組みの継続により、国、地方を合わせた基礎的財政収支について、2015年度までに2010年度に比べ赤字の対ＧＤＰ比を半減し、2020年度までに黒字化、その後の債務残高対ＧＤＰ比の安定的な引き下げを目指すとの財政健全化目標の実現を目指します。

（我が国の中長期の発展に向けた取組）

今後の半世紀、世界経済や人口など、日本を取り巻く環境には大きな変化が予想されます。こうした中で、世界経済に占める日本経済の規模が縮小していくという見方もあります。しかしながら、こうした姿を政策努力や人々の意志によって大きく変える、すなわち、未来を選択することが求められています。

アベノミクスによって生じた景気回復の動きを確実なものとし、我が国の中長期的発展につなげていくためには、人口減少など今後の構造変化を見据えつつ、2020年ころまでに重点的かつ分野横断的に取り組むべき課題を抽出し、その課題克服に向け包括的に取り組みを進めていくことが重要です。

このため、「選択する未来」委員会を設置し、具体的な取り組みを2020年に向けて進めていくための議論を行ってまいります。

今後、本委員会の議論を踏まえ、日本経済が抱える中長期的課題を明らかにしつつ、年央の骨太方針取りまとめに向け、経済財政諮問会議において、引き続き、デフレ脱却・経済再生と財政健全化の好循環実現のための道筋について検討を進めてまいります。

（社会保障・税一体改革の着実な推進）

少子高齢化が進展する中で、社会保障の充実、安定化と財政健全化を同時に達成する観点から、社会保障・税一体改革に取り組む必要があります。

昨年、社会保障制度改革国民会議の議論等を踏まえ、社会保障制度改革の全体像と進め方を示した法律が成立をいたしました。この法律に基づき、今後、必要な法案を国会に提出するとともに、関係閣僚から成る改革推進本部や、有識者から成る改革推進会議を設置し、改革を着実に推進してまいります。

（３　むすび）

第２次安倍内閣が発足をして１年がたちました。この間、日本経済は力強さを取り戻しつつありますが、先般のダボス会議において示されたアベノミクスへの大きな期待に応えるためには、より一層取り組みを強化する必要性を実感いたしました。

昨年12月、私は、早期の舌がんで入院をし、多くの皆様に御迷惑をおかけいたしました。幸い、短期間で公務に復帰をすることができました。

盲腸の手術すらしたことのない私にとって極めてつらい経験でありましたが、同時に、多くの人に支えられていることを痛感いたしました。立ちどまって感謝をする機会が与えられたのだと思います。今後私がなすべきことは、さらなる努力、精進を通じて、今までに倍する貢献を国家国民のためになすことであると決意をいたしました。

今後とも、安倍総理のリーダーシップのもと、好循環実現国会の審議を通じて迅速かつ

着実に施策を実行し、女性や若者を初め、頑張る人たちの雇用を拡大し、経済成長の成果を国民一人一人が実感できるよう、全力を尽くしてまいります。

国民の皆様と議員各位の御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

ありがとうございました。

(5) 国務大臣の演説に対する質疑要旨

国務大臣の演説（１月24日）に対する質疑は、28日に海江田万里君（民主）、石破茂君（自民）及び松野頼久君（維新）が行い、29日には井上義久君（公明）、渡辺喜美君（みんな）、江田憲司君（結い）、志位和夫君（共産）及び鈴木克昌君（生活）が行った。

質疑の主なものは、次のとおりである。

（安倍総理の政治姿勢）

①「乗り越えるべき障害及び日本の将来像」に関する質疑に対して、「立憲主義、平和主義を堅持し、貧困と格差のない社会を目指すべきは当然である。日本は少子高齢化の課題に直面し、成熟した日本が改革を進めることは大いなる挑戦である。頑張れば報われる、失敗しても何度でも挑戦できる、誰にでもチャンスが満ちあふれる社会をつくろうではないか。戦後68年の時代の変化を捉え、日本が目指すべき国の形を憲法に取り込み、平和国家としての日本の歩みを守り続けていくため、世界の平和と安定に、これまで以上に責任を果たしていかなければならない」旨の答弁があった。

②「政界再編及び責任野党についての考え方」に関する質疑に対して、「政党同士が各々の政策を掲げて切磋琢磨することが民主主義の基盤である。その中で、政界再編が起こることもあるが、政権獲得だけを目指した政局本位のものであってはならない。連立与党は、政策の実現を目指す責任野党とは、柔軟かつ真摯に政策協議を行っていく。責任野党とは特定の政党を想定したものではなく、国家国民のため、政策を前に進めるとの方向性を共有し、建設的な提案をする野党は、全て責任野党である」旨の答弁があった。

③「マックス・ウェーバーの考え方についての総理の理解」に関する質疑に対して、「政治家として、信念だけに任せて、結果を考えることなく決断を行うようなことがあってはならない。一方、信念がないまま結果だけを案ずるのは、妥協的な、事なかれ政治に陥りかねない。私は、マックス・ウェーバーが『職業としての政治』で説いたように、情熱と判断力を駆使して、どんな事態に直面しても断じてくじけない政治家でありたい」旨の答弁があった。

（経済・金融政策）

①「経済再生への取組」に関する質疑に対して、「日本経済は、長く続いたデフレで失われた自信を取り戻しつつあり、景気回復の裾野が着実に広がる中、企業収益を雇用拡大や所得上昇につなげ、経済の好循環を実現することが重要である。そのため、政労使の三者が、政労使会議の共通認識も踏まえた具体的な取組を進めることが必要である。同時に、物価動向が家計や企業に与える影響を注視し、適宜適切に対応していく。また、平成26年４月の消費税率引上げに対応するため、平成25年度補正予算等の早期成立と迅速な執行が重要である。さらに、ものづくり・商業・サービス革新補助金等、地域経済を支える中小企業、小規模事業者支援に万全を期すとともに、2020年に向けて訪日外国人旅行者数2,000万人を目指し、観光戦略を強力に推進する。これらの取組により、経済の好循環を実現する」旨の答弁があった。

②「追加的な金融緩和」に関する質疑に対して、「日本銀行による量的・質的金融緩和の効果により、日本経済はデフレ脱却・経済再生に向けて着実に前進している。具体的な金融政策の手法は日本銀行に委ねるべきだが、日本銀行が政府との共同声明において設定した２％の物価安定目標の早期実現に向け、雇

用にも十分に配慮しつつ、大胆な金融緩和を着実に推進することが重要であると考えている」旨の答弁があった。

③「労働者の賃金上昇の実現」に関する質疑に対して、「所得拡大促進税制の拡充や復興特別法人税を１年前倒しして廃止することを決定するとともに、政労使会議において、労使は物価の動向等も勘案しながら十分な議論を行い、企業収益の拡大を賃金上昇につなげること、多様な形態の正規雇用労働を実現すること等の共通認識に至り、経済の好循環実現に向けた確固たる土台を築くことができた。今後は、こうした共通認識も踏まえ、労使間で賃上げの実現や非正規雇用労働者の処遇改善等に向けた十分な議論が行われ、賃上げが幅広く実現されると期待している」旨の答弁があった。

④「岩盤規制の集中改革」に関する質疑に対して、「いわゆる岩盤規制は、経済社会情勢の変化の中で、民間が創意工夫を発揮する上での障害となっているにもかかわらず、長年にわたり改革ができない規制であるが、こうした規制については、今後２年間を集中取組期間とし、規制改革の突破口である国家戦略特区を活用するなど、思い切った改革を進める」旨の答弁があった。

（財政政策、税制改革（消費税を除く））

①「財政再建の道筋」に関する質疑に対して、「平成25年度補正予算は、国債の追加発行を行わずに財源を確保している。また、平成26年度予算は、一般会計の基礎的財政収支について、中期財政計画の目標を上回る5.2兆円の改善を実現し、新規国債発行を1.6兆円減額しており、これらは経済再生と財政健全化を両立した予算である。当初予算で見ると、民主党政権において編成された３回の予算で、一般会計の基礎的財政収支は合計11.8兆円悪化し、その後、安倍内閣の下で編成した予算で、合計6.9兆円改善している。引き続き、2015年度における国、地方の基礎的財政収支対ＧＤＰ比半減、2020年度における黒字化目標の達成に向けて、歳出歳入の両面の取組を強力に進める」旨の答弁があった。

②「法人税改革」に関する質疑に対して、「平成26年度税制改正では、賃上げにつなげるきっかけとするため、復興特別法人税を１年前倒しして廃止することとしており、これにより、国、地方を合わせて法人税率は2.4％下がる。また、設備投資減税や研究開発税制の拡充など、民間の資金を動かす観点から、大胆な対応を行うこととしている。法人課税の在り方については、与党の議論を踏まえて、グローバルな経済の中での競争力等を考えながら検討していく必要があると考えており、本年、更なる法人税改革に着手する」旨の答弁があった。

③「国際戦略総合特区に係る税制」に関する質疑に対して、「現行制度の期限が到来することから、地方税減免に際しての国税の調整措置に係る要望も含め議論を行ったが、平成26年度税制改正では、現行制度を２年間延長することとした」旨の答弁があった。

④「平成25年度補正予算における基金事業」に関する質疑に対して、「平成25年度補正予算は、消費税率引上げに伴う反動減を緩和するとともに、その後の経済の成長力の底上げを図ることを目的としている。平成26年度以降まで継続し、各年度の所要額が見込み難い施策については、基金を活用しており、主として、平成26年４月以降早期に効果を発揮するものや、その後の経済の成長力底上げにつながるものに重点化した」旨の答弁があった。

⑤「所得税減税及び自由償却制度」に関する質疑に対して、「所得税減税を行えば可処分所得が増加するが、持続的な成長を目指す上では、賃上げを通じた自律的な好循環を生み出すための総合的な取組の方が効果的と考える。自由償却制度導入の提言を受けたが、設備投資の促進に関して、平成26年度税制改正では、生産性の向上につながる設備を導入した際に即時償却や税額控除を選択できる制度を創設することとした」旨の答弁があった。

⑥「我が国の財政状況に対する認識」に関する質疑に対して、「巨額の公的債務が累積するなど、大変厳しい状況にあるが、経済再生がなければ財政健全化もできないと考えており、これらの両立を目指している。安倍内閣発足後１年で景気回復の動きが広がり、財政

健全化に向けて着実に進んでいる」旨の答弁があった。

（消費税）

①「消費税率引上げの影響」に関する質疑に対して、「影響を緩和し、経済の成長力を底上げするため、経済対策を着実に実行し、賃金上昇、雇用拡大を伴う経済の好循環の実現を目指す。また、消費税率の引上げにより、社会保障制度の安定財源を確保し、国の信認を維持していく」旨の答弁があった。

②「消費税転嫁対策」に関する質疑に対して、「転嫁対策調査官や消費税価格転嫁等総合相談センターの設置、転嫁拒否の疑いがある事業者への立入検査を始め、徹底的に監視、取締り等に取り組み、万全の消費税転嫁対策を講じていく」旨の答弁があった。

③「消費税率引上げと社会保障制度改革」に関する質疑に対して、「消費税率の引上げによる増収分は、全額、社会保障財源化し、国分の消費税収の使途を法律や予算に明記するなど、消費税収が社会保障に充てられることを明確化する。社会保障制度改革については、受益と負担の均衡がとれた制度へと、不断に改革を進める」旨の答弁があった。

④「簡素な給付措置の給付時期」に関する質疑に対して、「簡素な給付措置は、消費税率の引上げに際し、低所得者に与える負担の影響に鑑み、暫定的、臨時的措置として実施するもので、可能な限り早期に開始することを市町村にお願いしており、国としても、市町村における支給事務が円滑に行われるよう支援をしていく」旨の答弁があった。

⑤「消費税率の10％への引上げの判断」に関する質疑に対して、「税制抜本改革法にのっとって、経済状況等を総合的に勘案しながら、平成26年中に判断したい。その際、消費税率の８％への引上げに伴う反動減後の経済回復について、各種の経済指標をよく見ていく」旨の答弁があった。

⑥「消費税の軽減税率と給付付き税額控除」に関する質疑に対して、「軽減税率には、財源の問題、対象範囲の限定、中小事業者の事務負担等の課題があり、給付付き税額控除には、所得、資産の把握の問題、執行面での対応の可能性等の課題があると承知しており、与党における検討状況等を踏まえながら、必要な検討を行っていく」旨の答弁があった。

（行政改革）

①「天下り、地方分権改革及び国家公務員制度改革への対応」に関する質疑に対して、「国家公務員の再就職については、再就職等監視委員会による監視の下、再就職の押し付け等の不適切な行為を厳格に規制し、天下りを根絶する。地方分権改革については、事務、権限の移譲等についての一括法案を今国会に提出し着実に進める。公務員への労働基本権付与については、多岐にわたる課題があるので、引き続き慎重に検討する。総人件費については、給与体系の抜本改革、定員管理の徹底などにより、引き続きその抑制を図る」旨の答弁があった。

②「国の会計制度改革」に関する質疑に対して、「国の会計制度は、国会による財政のコントロールや国民にとっての分かりやすさという観点から、確実性、客観性、透明性にすぐれた現金主義をとっている。発生主義、複式簿記と同様の手法で国の財政状況を把握し開示することも重要と考えており、こうした観点から、平成15年度決算分より、毎年、国の財務書類を作成、公表しており、引き続きその有効活用に取り組む。また、各府省の自律的な取組である行政事業レビューにより、国の各事業について、その内容や委託等の支出の形態を含む資金の流れなどを公表している。さらに、各府省が政策の検証を行う政策評価や、財務省が予算の執行の実態を調査する予算執行調査においても、事業の必要性等について検討、検証を行っている」旨の答弁があった。

③「独立行政法人や特殊法人の合理化」に関する質疑に対して、「独立行政法人改革については、政策実施機能の向上と官の肥大化防止・スリム化という二つの目的を両立させるため、制度と組織の両面にわたって抜本的な改革を行うこととし、平成25年末に改革の方針を閣議決定した。法人の組織の見直しについては、真に法人の政策実施機能の強化に資する統廃合等を実施することとしている。特

殊法人については、法人の新設改廃に関し必要な審査を行っている」旨の答弁があった。

④「道州制及び大阪都構想」に関する質疑に対して、「与党において、道州制に関する基本法案の早期制定を目指し議論しており、議論が集約されるプロセスの中で法案が国会に提出されると考えている。大阪都構想について、大阪府と大阪市において、大都市地域特別区設置法に基づく特別区設置協議会が設置され、構想実現に向け協議が行われていると承知している」旨の答弁があった。

⑤「歳入庁の創設」に関する質疑に対して、「内閣官房副長官及び関係省庁政務官による検討チームが取りまとめた論点整理では、歳入庁に関する様々な問題点が指摘されるとともに、年金保険料の納付率向上については歳入庁を創設すれば問題が解決するものではないと指摘されたと承知している。論点整理の具体化に向けて、先般、厚生労働省の専門委員会で報告書が取りまとめられ、現在、この実現に向けた取組が進められている。なお、国民の利便性向上に関しては、納付手段の多様化や電子申請の推進などを行ってきた。今後、社会保障・税番号制度の導入を一つの契機として、添付書類の簡素化などの更なる方策について検討する」旨の答弁があった。

⑥「国家公務員制度改革」に関する質疑に対して、「国家公務員法等の一部を改正する法律案（内閣提出、第185回国会）は、平成21年に政府が提出した法律案を基本とし、国家公務員制度改革基本法の条文に則し、近年の公務員をめぐる環境の変化を踏まえ立案したもの。本法律案は、内閣の重要政策の実現などのための戦略的人材配置を実現することや、公務員が責任を自覚し、誇りを持って職務を遂行できる体制を実現することという改革の目的を具体化するもので、できるだけ早期に成立させていただきたい」旨の答弁があった。

（社会保障政策）

①「消費税率の引上げによる社会保障の充実」に関する質疑に対して、「平成26年度以降の増収分は、基礎年金国庫負担割合の２分の１への引上げに充て、残余についても、それ以外の社会保障の安定化と社会保障の充実に向ける。消費税の３％引上げ分についても、平成26年度は子育て支援、医療サービスや難病対策などに約0.5兆円を向けるが、平成27年度には、介護サービスの充実を含め、1.35兆円程度を向け、更なる社会保障の充実に活用していく」旨の答弁があった。

②「難病対策及び介護保険制度」に関する質疑に対して、「難病や小児慢性特定疾患の方々への新たな医療費助成については、大幅に予算を拡充し、対象疾患を増やすほか、重症者や子供の自己負担の軽減を行うとともに、現在の受給者には経過措置を講ずるなど配慮を行いつつ、公平で安定的な制度としていく。また、介護保険については、要支援者への多様なサービスを市町村の実情に応じて柔軟かつ効率的に行うために給付を見直し、あわせて、住みなれた地域での暮らしの継続のため、在宅介護サービスの充実などを行うこととしている」旨の答弁があった。

③「医療機関の損税問題」に関する質疑に対して、「平成26年４月からの消費税率の引上げにおいては、医療機関等の実態調査に基づき、診療報酬において必要財源を確保するなど、しっかりと対応する。また、医療に係る課税の在り方については、税制抜本改革法に基づき、医療機関等の消費税負担について定期的に検証を行いつつ、引き続き検討していく」旨の答弁があった。

④「地域包括ケアシステムの構築」に関する質疑に対して、「地域において、効率的かつ質の高い医療や介護サービスを受けられる体制の整備のため、新たな財政支援制度の創設、急性期の後の受け皿となる病床などの整備、在宅医療の推進や介護サービスの充実、医療従事者や介護従事者の確保、養成の事業を行うこととしている」旨の答弁があった。

⑤「がん対策」に関する質疑に対して、「第１次安倍内閣において初めて策定したがん対策推進基本計画に基づき、がん検診の受診率向上、がん教育の全国展開、検診時からの緩和ケアの推進等を着実に進めていく」旨の答弁があった。

⑥「子育て支援と待機児童の解消」に関する質疑に対して、「平成27年４月から施行が予

定される子ども・子育て支援新制度については、地方自治体等の関係者と丁寧に意見交換を行い、円滑な施行に向けてしっかりと取り組んでいく。また、待機児童の解消については、新制度の施行を待たず、平成26年度までに約20万人分、平成29年度までに約40万人分の保育の受け皿を整備していく。保育士についても、処遇改善や潜在保育士の再就職支援などに総合的に取り組み、人材確保に努めていく」旨の答弁があった。

⑦「若者の雇用対策と年金制度」に関する質疑に対して、「若者の雇用対策について、安定雇用の確保や非正規から正規へのキャリアアップの支援など、個々の事情に応じた就労支援を進める。また、低年金・無年金対策については、社会保障・税一体改革の中で、受給資格期間の短縮や低所得の年金受給者に対する給付金の支給を進め、短時間労働者に対する厚生年金の適用拡大についても検討を進めることで雇用環境の変化に対応したセーフティーネット機能を強化していく」旨の答弁があった。

⑧「格差と貧困の解決に向けた具体策」に関する質疑に対して、「格差が固定されず、誰もが何度でもチャンスがあることが重要であり、頑張る人が報われる社会をつくる必要がある。また、弱い立場に置かれた人々には、自助自立を第一としつつ、共助と公助を組み合わせた援助の手を差し伸べる必要がある。長年にわたりデフレが継続し、賃金も上昇していない中、特に低所得者の生活に大きな影響が出ているため、デフレ脱却・経済再生に向け、企業収益が雇用拡大や所得上昇につながる経済の好循環を実現し、国民生活に経済成長の恩恵を幅広く行き渡らせる」旨の答弁があった。

（雇用・労働政策）

①「労働者派遣制度及び有期雇用の見直し」に関する質疑に対して、「労働者派遣制度の見直しは、派遣労働者のキャリアアップを支援するとともに、全ての労働者派遣事業を許可制とすることにより、健全な事業者の育成を図るものである。派遣期間の設定は、労使双方にとって分かりやすい制度とする観点から行うものである。また、有期雇用の見直しは、プロジェクト業務等において、高度で専門的な人材の雇用を円滑に進める観点等から行うもので、有期雇用から無期雇用への転換を困難にするためのものではない。今後も、非正規から正規へのキャリアアップ支援の推進等により、若者、女性を含め、頑張る人たちの雇用を拡大していく」旨の答弁があった。

②「産業競争力会議における労働時間制度の見直しの検討」に関する質疑に対して、「長時間労働の抑制、仕事と子育ての両立も視野に入れたワーク・ライフ・バランスの促進、時間で計れない創造的な働き方ができる仕組みを三位一体で目指すものであり、具体的には、職務範囲が明確で、高い職業能力を持つ労働者に適合した弾力的な労働時間制度を構築することとしており、ホワイトカラーを広く対象とするいわゆるホワイトカラーエグゼンプションとは考え方が異なる」旨の答弁があった。

③「女性の非正規雇用対策」に関する質疑に対して、「女性労働者の半数が非正規雇用であり、女性の活躍の推進のためにも非正規雇用対策は重要な課題である。非正規から正規へのキャリアアップを支援するための助成金の拡充、短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大、パートタイム労働者の処遇改善等により、労働環境の改善を進める」旨の答弁があった。

④「女性が活躍できる就業環境の整備」に関する質疑に対して、「女性が活躍できる社会の実現のためには、長時間労働を改め、仕事と子育てを両立しやすい就業環境を整備することが重要である。子育て支援に積極的な企業を増やす取組の実施、育児休業給付の引上げ、短時間正社員の導入の推進等により、女性の社会参画を支援する」旨の答弁があった。

⑤「失業者等へのセーフティーネットの構築」に関する質疑に対して、「失業者に対しては、雇用保険や求職者支援制度により必要な給付を行うとともに、公共職業訓練の実施、ハローワークでの職業紹介等を行ってきた。今国会には、キャリアアップを希望する非正規雇用労働者等の支援のため、教育訓練給付

の充実等を行う雇用保険法改正案を提出し、今後とも安心して働けるよう、重層的なセーフティーネットを構築する」旨の答弁があった。

（東日本大震災からの復興）

①「被災地における復興事業の進め方」に関する質疑に対して、「政府としては、これまで、復興大臣の下にタスクフォースを設置し、発注規模の大型化や生コンクリートのプラントの増設などを行ったほか、労務単価の引上げなどの加速化措置を打ち出してきた。今後とも復興事業の円滑な実施のための対策を講じていく」旨の答弁があった。

②「復興のための規制改革」に関する質疑に対して、「被災地の復興を推進するため、復興特区制度において、土地利用等各種の規制や手続などの特例を設けており、今後も被災地の声に耳を傾けながら、現場主義の下、きめ細かく、迅速に取り組んでいく」旨の答弁があった。

③「復興の加速化及び福島の再生」に関する質疑に対して、「復興の加速化は、安倍内閣の最重要課題の一つであり、これまで、復興事業を加速するため、用地取得の迅速化等に取り組んできた。福島の再生については、平成25年末に決定したとおり、第一に、早期帰還支援と新生活支援との両面で福島を支える、第二に、福島第一原発の事故収束に向けた取組を強化する、第三に、国が前面に立って原子力災害からの福島の再生を加速させるとの方針に沿って、地元とも十分に協議しながら、全力で取り組んでいく」旨の答弁があった。

④「インフラ整備に係る入札不調や担い手不足への対応」に関する質疑に対して、「入札不調については、大型建築工事や条件の厳しい工事などで発生しているが、予定価格の見直しなどにより、最終的に契約されており、さらに、発注規模の大型化や最新単価の適用などにより、円滑な執行を図っていく。建設産業の担い手については、若年入職者の減少や技能労働者の高齢化等の構造的な課題があるため、人材確保に向けた中長期的な取組の検討を進めている」旨の答弁があった。

⑤「防災先進国として日本の果たすべき役割及び取組」に関する質疑に対して、「第３回国連防災世界会議の仙台市での開催は、東日本大震災を始めとする幾多の災害を通じて得た貴重な経験や知恵を国際社会と共有し、国際貢献を行う、極めて重要な機会と考えている。我が国は、ミレニアム開発目標の後継枠組みの策定を主導し、人間の安全保障の観点から防災分野の国際協力を推進していく」旨の答弁があった。

（エネルギー政策）

①「原子力政策及びエネルギー基本計画」に関する質疑に対して、「原発については、徹底した省エネルギー社会の実現と再生可能エネルギーの最大限の導入を進め、依存度を可能な限り低減するのが基本方針である。エネルギー基本計画については、責任あるエネルギー政策の構築を目指して、様々な意見を踏まえて検討し、与党とも調整した上で決定する。原発依存度を含む日本の将来のエネルギーミックスに関しては、再生可能エネルギーの導入状況、原発再稼働の状況などを見極め、できるだけ早くエネルギーのベストミックスの目標を設定していきたい」旨の答弁があった。

②「国による原発の一括管理」に関する質疑に対して、「我が国では、国は制度の整備、規制の実施、政策の方向性の決定等の役割を担い、原発の運営自体は民間事業者が行うこととしてきた。国による原発の一括管理については、行政の肥大化、事業の非効率化等の課題があり、現時点では検討していない」旨の答弁があった。

③「電力自由化と原発の位置付け」に関する質疑に対して、「平成25年に成立した改正電気事業法に基づき、改革を前進させ、平成28年を目途に電気の小売業への参入を全面自由化し、平成30年から32年までの間を目途に発送電の分離を行う。エネルギー基本計画の検討の中で、原発の位置付けについても議論している」旨の答弁があった。

④「原発再稼働と高レベル放射性廃棄物の最終処分」に関する質疑に対して、「独立した原子力規制委員会が、世界で最も厳しい水準の安全基準に基づいて安全審査を行い、これ

に合格した原発について再稼働を判断していく。高レベル放射性廃棄物の最終処分については、責任を持って最終処分場を確保するため、科学的根拠に基づき国から適地を提示するなど、国が前面に立って取組を進める」旨の答弁があった。

（外交政策）

①「我が国の国連安保理常任理事国入り」に関する質疑に対して、「平成25年６月に安保理改革に関する日・アフリカ首脳会合を主催するなど、改革の早期実現に取り組んでおり、我が国の常任理事国入りに向けて、安保理改革の機運を高めていきたいと考えている」旨の答弁があった。

②「歴史認識」に関する質疑に対して、「我が国は、かつて、多くの国々、とりわけアジア諸国の人々に対して多大な損害と苦痛を与えてきた。その認識においては、安倍内閣としても同じであり、これまでの歴代内閣の立場を引き継ぐ考えである」旨の答弁があった。

③「拉致問題解決への取組」に関する質疑に対して、「全ての拉致被害者の御家族が御自身の手で肉親を抱き締める日が訪れるまで、私の使命は終わらないと考えており、今後も、関係各国と連携しつつ、拉致問題の解決に向けて全力を尽くす考えである」旨の答弁があった。

④「靖国神社参拝及び国立追悼施設の建設」に関する質疑に対して、「国のために戦って、尊い命を犠牲にした方々に対し、尊崇の念を表し、御冥福をお祈りすることは、国のリーダーとして当然のことであると考えている。他方、私は、この問題を、政治問題、外交問題化させるべきではないと考えており、私が参拝するかしないか、申し上げることは差し控えたい。国立追悼平和祈念施設は、多くの国民に理解され、敬意を表されるものであることが重要である。様々な御意見があり、慎重に見極めていきたい」旨の答弁があった。

⑤「中国、韓国との関係改善」に関する質疑に対して、「中国、韓国との間で意思疎通を図っていくことは、アジア太平洋地域の平和と安定にとって有意義であり、大局的な見地から関係を発展させていくことが重要と考える。私のドアは常にオープンであり、中国、韓国にも同様の態度を期待している」旨の答弁があった。

（安全保障政策）

①「積極的平和主義の目的及び内容」に関する質疑に対して、「我が国を取り巻く安全保障環境はますます厳しさを増しており、もはや我が国のみでは我が国の平和を守ることはできないとの認識の下に、我が国は、これまで以上に積極的に国際社会の平和と安定に寄与していく。これが積極的平和主義である。具体的には、新たに策定された国家安全保障戦略に示されている」旨の答弁があった。

②「武器輸出三原則及び弾道ミサイル発射手段等への対応」に関する質疑に対して、「武器輸出三原則については、武器等の海外移転に関し、新たな安全保障環境に適合する明確な原則を定めることとしている。弾道ミサイルの発射手段等に対する対応能力の在り方についても、我が国自身の抑止・対応能力の強化を図るよう、必要な措置を講じていく」旨の答弁があった。

③「中国との間の危機管理体制」に関する質疑に対して、「第１次安倍政権の際に、日中首脳会談において、防衛当局間の連絡体制を強化することで意見が一致し、その後、海上連絡メカニズムについて大筋合意したが、いまだ中国はその運用開始に同意していない。中国側が運用開始に応じるよう、働き掛けを続けていく」旨の答弁があった。

④「日米同盟」に関する質疑に対し、「政府は、積極的平和主義の立場から、米国とも緊密に連携しつつ、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保に積極的に貢献していく。日米防衛協力のための指針の見直しを始め、幅広い分野で日米安保･防衛協力を進めるとともに、経済や人的交流も含め、あらゆる分野で日米関係を強化していく」旨の答弁があった。

⑤「中国による尖閣諸島周辺の領海への侵入等への対応策」に関する質疑に対し、「中国による防空識別区の設定、尖閣諸島周辺における領海侵入といった力による現状変更の試みは、決して受け入れることはできない。国家安全保障会議においても、戦略的な観点か

らしっかりと議論を行い、政治の強力なリーダーシップの下、省庁横断的な対策を進めていく」旨の答弁があった。

⑥「集団的自衛権」に関する質疑に対し、「集団的自衛権については、現在行われている安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会における議論を待ちたいと考えている。この問題については、懇談会においてどういう議論が行われていて、何が課題であり、何を目指しているのかを、個別具体的な事例に即して分かりやすく説明し、国民的理解が一層進むよう努力していく」旨の答弁があった。

⑦「日米地位協定の見直し」に関する質疑に対し、「地位協定については、事件、事故や騒音、環境などの問題について、目に見える改善を一つ一つ具体化すべく取り組んでいく。特に、先般発表した日米地位協定の環境補足協定の交渉をしっかりと進めていく」旨の答弁があった。

⑧「自衛隊に領海警備任務を付与する法改正の必要性」に関する質疑に対し、「我が国領域を保全するためには、関係省庁間の連携を一層強化し、様々な不測の事態にシームレスに対応することが重要である。自衛隊による領海警備任務の在り方を含め、我が国領域を確実に警備するために必要な課題については、不断の検討を行い、実効的な措置を講じていく」旨の答弁があった。

⑨「安全保障上重要な土地の取引規制」に関する質疑に対し、「政府としては、国会における御議論の動向も踏まえながら、国家安全保障の観点から、防衛施設周辺等における土地所有の状況把握に努め、土地利用等の在り方について検討していく」旨の答弁があった。

⑩「沖縄の基地負担軽減及び振興策」に関する質疑に対し、「沖縄の基地負担を軽減するため、沖縄県外における努力を十二分に行うべきであると考えている。また、普天間飛行場の固定化は絶対に避けなければならず、返還に向けて全力で取り組んでいく。嘉手納以南の土地の返還については、特に地元から強い要望のあった牧港補給地区について、返還までの期間を最大限短縮することを目指す。沖縄振興については、2021年度まで毎年3,000億円台の予算を確保し、沖縄の成長を後押ししていく」旨の答弁があった。

⑪「武力攻撃に至らない危機、事態への対処（いわゆるマイナー自衛権）」に関する質疑に対し、「領土や主権、海洋における経済権益等をめぐる、いわゆるグレーゾーンの事態が増加する傾向にあるため、武力攻撃に至らない事態を含め、様々な事態にシームレスに対応することが必要である。現在、安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会において、様々な検討が行われており、懇談会の報告も踏まえ、対応を検討していく」旨の答弁があった。

⑫「我が国の安全保障政策及び核武装と憲法との関係」に関する質疑に対し、「我が国を取り巻く安全保障環境はますます厳しさを増しており、国際社会と協力して地域や世界の平和を確保していくことが不可欠である。我が国は、これまで以上に、積極的に国際社会の平和と安定に寄与していく。我が国が自衛のための必要最小限度を超えない実力を保持することは、通常兵器であるか否かを問わず、憲法の禁ずるところではないとの解釈を従来より政府はとってきている。いずれにせよ、非核三原則を守るとの基本方針を堅持する立場に変わりはない」旨の答弁があった。

（農林水産業政策）

①「ＴＰＰ交渉についての政府・与党方針」に関する質疑に対して、「農産品のいわゆる重要５品目については、衆参の農林水産委員会の決議を受け止め、交渉に当たり、国民皆保険、食の安全、安心などについても守っていかなければならない」旨の答弁があった。

②「農林水産業及び農政改革」に関する質疑に対して、「平成25年末、農林水産業・地域の活力創造プランを取りまとめ、輸出促進や６次産業化の推進による付加価値の向上、リース方式を活用した農地集積による生産性の向上、美しいふるさとを守る日本型直接支払いの創設などに精力的に取り組んでいく。さらに、40年以上続いてきた米の生産調整を見直し、農業者が自らの経営判断で作物を作れるようにするとともに、麦、大豆、飼料用米の生産振興を図ることによって農地のフル活

用を図り、食料自給率と食料自給力の向上をあわせて図っていく」旨の答弁があった。

③「水産業、林業の課題」に関する質疑に対して、「水産業については、適切な資源管理、水産物の輸出体制の強化などにより、水産日本の復活を目指す。林業については、新たな木材需要の創出や国産材の安定供給体制の構築などにより、林業の成長産業化を図る」旨の答弁があった。

（教育政策）

①「教育格差の是正」に関する質疑に対して、「高校無償化制度に所得制限を導入し、それによる財源で低所得者層への支援策を充実するほか、奨学金や授業料免除等の拡充を通じて家庭の教育費負担の軽減を図り、教育格差が生じないよう支援していく」旨の答弁があった。

②「教育委員会制度の見直し」に関する質疑に対して、「平成25年４月の教育再生実行会議の提言においては、教育長を地方教育行政の責任者と明確に位置付けている。この提言等を踏まえ、責任の所在が曖昧な現行の教育委員会制度を抜本的に改革していく」旨の答弁があった。

③「東京オリンピック・パラリンピックを契機とした海外の方々との交流」に関する質疑に対して、「大会を契機に、海外の方々が日本全国を訪れ、地域の方々と交流するようなものとしたい。また、2020年を目標に、使える英語を身に付けるよう、小学校３年生から英語教育を開始し、中学校では、英語を使って授業をするとともに、我が国の歴史や伝統的な文化に関する教育に取り組む」旨の答弁があった。

（地方活性化）

①「地方中核都市を中心とする地方活性化」に関する質疑に対して、「企業拠点の地方展開の推進等により、人口減少社会においても元気な地方をつくる必要がある。地方の中核的な都市圏をつくるため、人口20万人以上の地方中枢拠点都市と近隣市町村が柔軟に連携する新たな広域連携制度を創設する。また、中心市街地への生活機能の集約、地方公共交通の再生により、町全体を活性化させる」旨の答弁があった。

②「特定複合観光施設区域の整備に関する法律案（いわゆるＩＲ法案）への対応」に関する質疑に対して、「ＩＲ法案において規定されるカジノについては、産業振興をもたらし得るとの議論があるが、治安や青少年への悪影響を懸念する声もある。この法案をきっかけに議論が更に深まると考えており、日本維新の会のアイデア等も参考としながら研究していく」旨の答弁があった。

（特定秘密保護法）

①「特定秘密保護法に関する国会の関与」に関する質疑に対して、「一定の条件の下、国会の秘密会に特定秘密を提供するとの仕組みが盛り込まれたことにより、国会審議がより充実したものになると考えている。国会の関与の在り方については、具体的な保護措置などを含め、あるべき国会運営の全体像の議論の中で、国会において検討されるものと考える」旨の答弁があった。

②「特定秘密保護法に係る第三者機関の設置」に関する質疑に対して、「本法施行までに、内閣府に独立性の高い第三者機関である情報保全監察室を設置し、行政機関による個別の特定秘密の指定等をチェックすることとしており、さらに、法令の改正により、できる限り早期に情報保全監察室を局へ格上げすることとしている」旨の答弁があった。

③「特定秘密保護法の施行に向けた対応」に関する質疑に対して、「特定秘密保護法は、様々な議論を経て成立したもので、その過程で伺った意見を真摯に受け止め、国民に丁寧に説明するとともに、適正かつ効果的な運用が図られるよう、施行準備を進めていく」旨の答弁があった。

④「情報公開制度の拡充」に関する質疑に対して、「公文書管理や情報公開は、行政が国民に対し説明する責務を果たすために重要なものであり、今後とも、適正かつ円滑に実施されるよう取り組み、閣議議事録の作成等に関する公文書管理法改正案は政府部内で調整、検討を行った上で提出したい」旨の答弁があった。

（議員定数の削減）

「議員定数の削減」に関する質疑に対して、「議会政治の根幹に関わる重要な課題であり、与党がリーダーシップを発揮し、各党各会派と真摯に議論を行い、早期に結論を得ることが大切である。衆議院の選挙制度改革については、自民党から、国会の下に民間有識者による第三者機関を設けることなどの提案をしている」旨の答弁があった。

（憲法改正）

①「集団的自衛権及び憲法改正」に関する質疑に対して、「安全保障の法的基盤を再構築する必要があるとの認識の下、検討が行われている安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会の議論を待ちたい。政府としては、懇談会から報告書が提出された後に対応を検討することとなるが、まずは議論を深めていただきたい。また、憲法第96条の改正について、国会による憲法改正の提案を容易にし、国民投票で国民が判断する機会を得やすくするものと考えているが、実際にどの条項から改正していくかについては、国民的な議論の深まりの中において判断されるべき」旨の答弁があった。

②「国民投票制度の在り方」に関する質疑に対して、「国民投票制度の在り方は、憲法改正の土俵と言えるもので、与党のリーダーシップにより各党各会派での議論を加速させ、国民に責任ある提案が示せるよう、早期に結論を得たい」旨の答弁があった。

③「憲法改正に向けた取組」に関する質疑に対して、「自由民主党は、21世紀にふさわしいあるべき憲法の姿を憲法改正草案として発表し、広く国民に憲法改正を訴えてきた。今後、国民の中での議論が更に深まっていくことが大切だと考えており、議論の深まりを踏まえ着実に憲法改正に取り組む」旨の答弁があった。

④「憲法第９条への国際協力関係規定の追加」に関する質疑に対して、「国民的な議論の深まりの中において判断されるべきものと考えている」旨の答弁があった。

２　主な議案等の経過

年 月 日	議　　案　　等
平成26年 １月24日	○国務大臣の演説 ・安倍内閣総理大臣の施政方針演説 ・岸田外務大臣の外交演説 ・麻生財務大臣の財政演説 ・甘利経済財政政策担当大臣の経済演説
１月28日	○国務大臣の演説に対する質疑 **質疑** 海江田万里君（民主）、石破茂君（自民）、松野頼久君（維新） **答弁** 安倍内閣総理大臣
１月29日	○国務大臣の演説に対する質疑 **質疑** 井上義久君（公明）、渡辺喜美君（みんな）、江田憲司君（結い）、志位和夫君（共産）、鈴木克昌君（生活） **答弁** 安倍内閣総理大臣、太田国土交通大臣
２月４日	○平成25年度一般会計補正予算（第１号）〈可決〉 ○平成25年度特別会計補正予算（特第１号）〈可決〉 ○平成25年度政府関係機関補正予算（機第１号）〈可決〉 **討論**（以上３件） 大串博志君（民主）、林幹雄君（自民）、西野弘一君（維新）、三谷英弘君（みんな）、畠中光成君（結い）、宮本岳志君（共産）、畑浩治君（生活）
２月14日	○趣旨説明 ・所得税法等の一部を改正する法律案（内閣提出） ・地方法人税法案（内閣提出） **説明** 麻生財務大臣 **質疑** 越智隆雄君（自民）、松本剛明君（民主）、田沼隆志君（維新）、竹内譲君（公明）、小池政就君（結い）、佐々木憲昭君（共産） **答弁** 麻生財務大臣、茂木経済産業大臣、甘利経済財政政策担当大臣・経済再生担当大臣、新藤総務大臣・国家戦略特別区域担当大臣、根本復興大臣、岸田外務大臣、田村厚生労働大臣
２月18日	○発言・趣旨説明 ・平成26年度地方財政計画 ・地方税法等の一部を改正する法律案（内閣提出） ・地方交付税法等の一部を改正する法律案（内閣提出） **発言・説明** 新藤総務大臣

年 月 日	議　　案　　等
２月18日	**質疑** 山口泰明君（自民）、福田昭夫君（民主）、馬場伸幸君（維新）、濱村進君（公明）、椎名毅君（結い） **答弁** 新藤総務大臣、甘利社会保障・税一体改革担当大臣、麻生財務大臣、太田国土交通大臣
２月28日	○平成26年度一般会計予算〈可決〉 ○平成26年度特別会計予算〈可決〉 ○平成26年度政府関係機関予算〈可決〉 ・予算３案につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議（長妻昭君外１名提出）〈否決〉 **趣旨弁明**（動議） 玉木雄一郎君（民主） ・予算３案に対する修正案（桜内文城君外６名提出）〈否決〉 **趣旨弁明**（修正案） 桜内文城君（維新） **討論**（以上５件） 森山裕君（自民）、古川元久君（民主）、石田祝稔君（公明）、山田宏君（維新）、佐藤正夫君（みんな）、小池政就君（結い）、宮本岳志君（共産）、畑浩治君（生活） ○地方税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）〈可決〉 ○地方交付税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）〈可決〉 **討論**（以上２件） 近藤昭一君（民主） ○所得税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）〈可決〉 ○地方法人税法案（内閣提出）〈可決〉 **討論**（以上２件） 古本伸一郎君（民主）、佐々木憲昭君（共産）
３月14日	○国家公務員法等の一部を改正する法律案（渡辺喜美君外４名提出）〈否決〉 ○国家公務員法等の一部を改正する法律案（第185回国会、内閣提出）〈修正〉 **討論**（以上２件） 杉田水脈君（維新）、後藤祐一君（民主）、大熊利昭君（みんな）、赤嶺政賢君（共産）
３月18日	○「国家安全保障戦略」、「平成26年度以降に係る防衛計画の大綱」及び「中期防衛力整備計画（平成26年度～平成30年度）」に関する報告 **報告** 安倍内閣総理大臣 **質疑** 左藤章君（自民）、長島昭久君（民主）、中丸啓君（維新）、遠山清彦君（公明）、三谷英弘君（みんな）、畠中光成君（結い）、赤嶺政賢君（共産）、玉城デニー君（生活） **答弁** 安倍内閣総理大臣、小野寺防衛大臣、岸田外務大臣、菅内閣官房長官

年 月 日	議　　案　　等
３月25日	○趣旨説明 ・健康・医療戦略推進法案（内閣提出） ・独立行政法人日本医療研究開発機構法案（内閣提出） **説明** 菅国務大臣 **質疑** 津村啓介君（民主）、浦野靖人君（維新）、濵地雅一君（公明） **答弁** 菅内閣官房長官、山本科学技術政策担当大臣、林農林水産大臣、田村厚生労働大臣、茂木経済産業大臣
３月27日	○放送法第70条第２項の規定に基づき、承認を求めるの件〈承認〉 **討論** 奥野総一郎君（民主）、鈴木克昌君（生活） ○趣旨説明 ・農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出） ・農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律案（内閣提出） ・農業者戸別所得補償法案（第183回国会、大串博志君外６名提出） ・農地・水等共同活動の促進に関する法律案（大串博志君外６名提出） ・中山間地域その他の条件不利地域における農業生産活動の継続の促進に関する法律案（大串博志君外６名提出） ・環境保全型農業の促進を図るための交付金の交付に関する法律案（大串博志君外６名提出） **説明** 林農林水産大臣、玉木雄一郎君（民主） **質疑** 齋藤健君（自民）、寺島義幸君（民主）、村岡敏英君（維新）、樋口尚也君（公明）、林宙紀君（結い）、畑浩治君（生活） **答弁** 安倍内閣総理大臣、林農林水産大臣、大串博志君（民主）、鷲尾英一郎君（民主）、玉木雄一郎君（民主）
３月28日	○趣旨説明 ・不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律案（内閣提出） **説明** 森国務大臣 **質疑** 郡和子君（民主）、椎木保君（維新） **答弁** 森消費者及び食品安全担当大臣、新藤総務大臣
４月１日	○趣旨説明 ・地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出） ・介護・障害福祉従事者の人材確保に関する特別措置法案（中根康浩君外７名提出）

年 月 日	議　　案　　等
４月１日	**説明** 田村厚生労働大臣、中根康浩君（民主） **質疑** とかしきなおみ君（自民）、柚木道義君（民主）、清水鴻一郎君（維新）、古屋範子君（公明）、中島克仁君（みんな）、青柳陽一郎君（結い）、高橋千鶴子君（共産） **答弁** 安倍内閣総理大臣、田村厚生労働大臣、山井和則君（民主）、大西健介君（民主）、井坂信彦君（結い）、新藤総務大臣
４月４日	○趣旨説明 ・道路法等の一部を改正する法律案（内閣提出） **説明** 太田国土交通大臣 **質疑** 泉健太君（民主）、坂元大輔君（維新）、佐藤英道君（公明） **答弁** 太田国土交通大臣
４月８日	○趣旨説明 ・鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出） **説明** 石原環境大臣 **質疑** 吉田泉君（民主）、河野正美君（維新） **答弁** 石原環境大臣、林農林水産大臣、田村厚生労働大臣、下村文部科学大臣、古屋国家公安委員会委員長、新藤道州制担当大臣
４月10日	○趣旨説明 ・地方自治法の一部を改正する法律案（内閣提出） **説明** 新藤総務大臣 **質疑** 橋本岳君（自民）、原口一博君（民主）、井上英孝君（維新）、桝屋敬悟君（公明）、佐藤正夫君（みんな）、塩川鉄也君（共産）、鈴木克昌君（生活） **答弁** 安倍内閣総理大臣、新藤総務大臣・地方分権改革担当大臣
４月11日	○趣旨説明 ・電気事業法等の一部を改正する法律案（内閣提出） **説明** 茂木経済産業大臣

年 月 日	議　　案　　等
４月11日	**質疑** 鈴木淳司君（自民）、田嶋要君（民主）、木下智彦君（維新）、江田康幸君（公明）、三谷英弘君（みんな）、小池政就君（結い）、塩川鉄也君（共産）、村上史好君（生活） **答弁** 安倍内閣総理大臣、茂木経済産業大臣、下村文部科学大臣
４月15日	○趣旨説明 ・地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出） ・地方教育行政の組織の改革による地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案（笠浩史君外３名提出） **説明** 下村文部科学大臣、笠浩史君（民主） **質疑** 萩生田光一君（自民）、菊田真紀子君（民主）、田沼隆志君（維新）、稲津久君（公明）、柏倉祐司君（みんな）、井出庸生君（結い）、宮本岳志君（共産）、青木愛君（生活） **答弁** 安倍内閣総理大臣、下村文部科学大臣、笠浩史君（民主）、吉田泉君（民主）、中田宏君（維新）、鈴木望君（維新）
４月22日	○趣旨説明 ・独立行政法人通則法の一部を改正する法律案（内閣提出） ・独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（内閣提出） ・独立行政法人通則法の一部を改正する法律案（第183回国会、松本剛明君外３名提出） **説明** 稲田国務大臣、松本剛明君（民主） **質疑** 階猛君（民主）、松田学君（維新）、伊佐進一君（公明）、大熊利昭君（みんな） **答弁** 稲田行政改革担当大臣、太田国土交通大臣、田村厚生労働大臣、後藤祐一君（民主）、麻生財務大臣、山本科学技術政策担当大臣、大島敦君（民主）、菅内閣官房長官
４月25日	○農業者戸別所得補償法案（第183回国会、大串博志君外６名提出）〈否決〉 ○農地・水等共同活動の促進に関する法律案（大串博志君外６名提出）〈否決〉 ○中山間地域その他の条件不利地域における農業生産活動の継続の促進に関する法律案（大串博志君外６名提出）〈否決〉 ○環境保全型農業の促進を図るための交付金の交付に関する法律案（大串博志君外６名提出）〈否決〉

年 月 日	議　　案　　等
４月25日	○農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）〈修正〉 ○農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律案（内閣提出）〈可決〉 **討論**（以上６件） 大串博志君（民主）、齋藤健君（自民）、林宙紀君（結い）、岩永裕貴君（維新）、畑浩治君（生活） ○地方自治法の一部を改正する法律案（内閣提出）〈可決〉 ○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（内閣提出）〈可決〉 **討論**（以上２件） 塩川鉄也君（共産）、黄川田徹君（民主）、浦野靖人君（維新）、椎名毅君（結い）
５月９日	○日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案（船田元君外７名提出）〈可決〉 **討論** 笠井亮君（共産）、武正公一君（民主）、三木圭恵君（維新）、小池政就君（結い）、小宮山泰子君（生活）
５月13日	○趣旨説明 ・特定農林水産物等の名称の保護に関する法律案（内閣提出） **説明** 林農林水産大臣 **質疑** 鷲尾英一郎君（民主）、鈴木義弘君（維新）、小宮山泰子君（生活） **答弁** 林農林水産大臣、石原環境大臣、森消費者及び食品安全担当大臣、谷垣法務大臣、茂木経済産業大臣、山本国務大臣
５月15日	○地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出）〈可決〉 **討論** 中根康浩君（民主）、北村茂男君（自民）、足立康史君（維新）、輿水恵一君（公明）、中島克仁君（みんな）、井坂信彦君（結い）、高橋千鶴子君（共産）、玉城デニー君（生活）
５月20日	○地方教育行政の組織の改革による地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案（笠浩史君外３名提出）〈否決〉 ○地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）〈可決〉 **討論**（以上２件） 笠浩史君（民主）、義家弘介君（自民）、三木圭恵君（維新）、岡本三成君（公明）、柏倉祐司君（みんな）、青木愛君（生活）、井出庸生君（結い）、宮本岳志君（共産）

年 月 日	議　　案　　等
５月20日	○電気事業法等の一部を改正する法律案（内閣提出）〈可決〉 **討論** 三谷英弘君（みんな）、岸本周平君（民主）、塩川鉄也君（共産）、今井雅人君（維新）、小池政就君（結い） ○趣旨説明 ・小規模企業振興基本法案（内閣提出） **説明** 茂木経済産業大臣 **質疑** 近藤洋介君（民主）、伊東信久君（維新）、國重徹君（公明）、鈴木克昌君（生活） **答弁** 茂木経済産業大臣、麻生財務大臣・金融担当大臣、新藤総務大臣
５月22日	○趣旨説明 ・学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律案（内閣提出） **説明** 下村文部科学大臣 **質疑** 細野豪志君（民主）、鈴木望君（維新）、宮本岳志君（共産） **答弁** 下村文部科学大臣、森女性活力・子育て支援担当大臣
６月13日	○国会法の一部を改正する法律案（大島敦君外４名提出）〈否決〉 ○国会法等の一部を改正する法律案（町村信孝君外２名提出）〈可決〉 ○衆議院規則の一部を改正する規則案（町村信孝君外２名提出）〈修正〉 ○衆議院情報監視審査会規程案（町村信孝君外２名提出）〈修正〉 **討論**（以上４件） 泉健太君（民主）、佐々木憲昭君（共産）、小宮山泰子君（生活）
６月20日	○環境委員長伊藤信太郎君解任決議案（松原仁君外６名提出）〈否決〉 **趣旨弁明** 吉田泉君（民主） **討論** うえの賢一郎君（自民）、生方幸夫君（民主）、河野正美君（維新） ○環境大臣石原伸晃君不信任決議案（松原仁君外７名提出）〈否決〉 **趣旨弁明** 辻元清美君（民主） **討論** 田中和徳君（自民）、後藤祐一君（民主）、竹内譲君（公明）、百瀬智之君（維新）、中島克仁君（みんな）、林宙紀君（結い）、宮本岳志君（共産）、畑浩治君（生活） ○請願439件〈採択〉

３　決議

○　否決したもの

環境大臣石原伸晃君不信任決議案（松原仁君外７名提出、決議第１号）［民主・維新・みんな・結い・共産・生活・社民］（平成26.6.20否決）

本院は、環境大臣石原伸晃君を信任せず。

右決議する。

環境委員長伊藤信太郎君解任決議案（松原仁君外６名提出、決議第２号）［民主・維新・みんな・結い・生活・社民］（平成26.6.20否決）

本院は、環境委員長伊藤信太郎君を解任する。

右決議する。

【第187回国会】

１　国務大臣の演説及び質疑

平成26年９月29日に安倍内閣総理大臣の所信表明演説が衆議院本会議において行われ、これに対して、同月30日及び10月１日に各党の代表質問が行われた。

(1) 安倍内閣総理大臣の所信表明演説

所信を申し述べるに先立ち、一言申し上げます。

一昨日、御嶽山が噴火いたしました。

とうとい命を失われた方々に深く哀悼の意を表するとともに、被害に遭われた皆様に心からお見舞いを申し上げます。引き続き、救助活動に全力を挙げてまいります。

今後の噴火活動に最大限の警戒を行い、国民生活への影響にも万全の対策を講じてまいります。

（１　災害に強い国づくり）

先般の平成26年８月豪雨により、広島での大規模な土砂災害を初め、全国各地で甚大な被害が発生いたしました。

亡くなられた方々の御冥福を謹んでお祈りするとともに、被害に遭われた皆様に心からお見舞いを申し上げます。一日も早い生活再建に全力を尽くしてまいります。

土砂災害警戒区域にまだ指定されていない全国の危険箇所について徹底的な調査を行い、あわせて、警戒区域の指定や国民への情報提供がより万全な体制で行えるよう、制度の見直しを進めてまいります。

ことしの大雪災害では、放置された車両などによって救助活動に支障を来しました。災害時にそうした車両を移動できるよう、災害対策基本法を改正いたします。インフラの整備だけではなく、避難計画の作成や周知、訓練の実施など、国土強靱化をさらに推し進めてまいります。

災害対応には、与党も野党もありません。国民の暮らしを守るため、災害に強い国づくりを、皆さん、ともに進めていこうではありませんか。

（２　復興の加速化）

福島は、今、実りの秋を迎えています。先日訪れた広野町では、復興をなし遂げた水田に黄金色の稲穂が輝いていました。

来月１日には、田村市に続き、川内村への避難指示を解除します。ふるさとに帰還する皆さんが、安心できる暮らしを取り戻すことができるよう、健康や仕事などの不安を一つ一つ解消してまいります。

中間貯蔵施設の建設も、福島の皆さんの御理解を得て、大きな一歩を踏み出すことができました。これを機に、除染をさらに加速し、一日も早い福島の再生をなし遂げてまいります。

岩手と宮城における高台移転や災害公営住宅の建設は、８割を超える事業が既に始まっています。

被災者の皆さんの心の復興にも、大きく力を入れてまいります。仮設住宅への保健師の巡回訪問、子供たちが安心して遊べる居場所づくりなど、被災者の方々の心に寄り添いながら、きめ細かく、丁寧な取り組みを進めます。

７月に宮城の東松島で出会った安部俊郎さんは、地域の人たちとともに、地域に根づいた農業を進めています。農地の集積、多角化、６次産業化。それによって、農業者の所得をふやし、地域のにぎわいを創出する。私たちが目指す攻めの農業の姿が、ここにあります。震災で壊滅的な被害を受けた大地から、最先端の農業が花開こうとしています。

今後も、暮らしを支えるなりわいの復興を力強く支援してまいります。

2020年のオリンピック・パラリンピックは、

何としても復興五輪としたい。日本が新しく生まれ変わる大きなきっかけとしなければなりません。開催に向けた準備を本格化します。６年後には、見事に復興をなし遂げた東北の町並みを背に、三陸海岸から仙台湾を通り、福島の浜通りへと、聖火ランナーが走る姿を、皆さん、世界に向けて発信しようではありませんか。

（３　地方創生）

（観光立国）

桃源郷のような別世界。

東洋文化の研究家であるアレックス・カーさんは、徳島の祖谷に広がる日本の原風景をこう表現しました。鳴門の渦潮など、風光明媚な徳島県では、ことしの前半、外国人宿泊者が、前の年から４割ふえています。

外国人観光客は半年間で600万人を超え、過去最高のペースです。ことし４月には、旅行収支が、大阪万博以来44年ぶりの黒字となりました。

さらなる高みを目指し、ビザの緩和、免税店の拡大などに戦略的に取り組んでまいります。外国語を駆使しながら名所旧跡の案内ができる人材を自治体の努力で育成できるよう、特区制度を活用して規制を緩和します。

昨年度、沖縄を訪れた外国人観光客は、過去最高となりました。アジアのかけ橋たる沖縄の振興に全力で取り組み、この勢いをさらに発展させてまいります。

それぞれの地域が、豊かな自然、文化、歴史など、特色ある観光資源を活用できるよう、応援してまいります。

（個性を活かす）

鳥取・大山の水の恵みを生かした地ビールは、全国にリピーターを広げ、売り上げを伸ばしています。

ふるさと納税が御縁となった。

ふるさと納税してくれた人たちに、地元が誇る名産品をプレゼントする。自治体の工夫を凝らした努力が、ふるさと名物を全国の人に知ってもらう大きなきっかけとなりました。

ふるさと名物を全国区の人気商品へと押し上げる支援をさらに強化いたします。地域ならではの資源を生かした新たなふるさと名物の商品化、販路開拓の努力を後押ししてまいります。

ないものはない。

隠岐の海に浮かぶ島根県海士町では、この言葉がロゴマークになっています。都会のような便利さはない。しかし、海士町の未来のために大事なものは全てここにあるというメッセージです。この島にしかないものを生かすことで、大きな成功をおさめています。

大きな都市をまねるのではなく、その個性を最大限に生かしていく。発想の転換が必要です。それぞれの町が、本物はここにしかないという気概を持てば、景色は一変するに違いありません。

（地方創生国会）

島のさざえカレーを年間２万食も売れる商品へと変えたのは、島にやってきた若者です。若者たちのアイデアが次々とヒット商品につながり、人口2,400人ほどの島には、10年間で400人を超える若者たちがＩターンでやってきています。

やれば、できる。

人口減少や超高齢化など、地方が直面する構造的な課題は深刻です。しかし、若者が、将来に夢や希望を抱き、その場所でチャレンジしたいと願う。そうした若者こそが、危機に歯どめをかける鍵であると私は確信しています。

若者にとって魅力ある、まちづくり、人づくり、仕事づくりを進めます。まち・ひと・しごと創生本部を創設し、政府として、これまでとは次元の異なる大胆な政策を取りまとめ、実行してまいります。

若者がチャレンジしやすい環境を整えます。一度失敗すると全てを失う、個人保証偏重の慣行を断ち切ります。政策金融公庫と商工中金だけで、この半年間で２万件を超える融資が個人保証なしで実行されています。さらに、政府調達では、創業から10年未満の企業を優先するための枠組みを新たにつくり、新事業にチャレンジする皆さんの販路拡大を政府一丸となって応援していきます。

伝統あるふるさとを守り、美しい日本を支えているのは、中山間地や離島を初め地方に

お住まいの皆さんです。そうしたふるさとを消滅させてはならない。もはや時間の猶予はありません。

この国会に求められているのは、若者が将来に夢や希望を持てる地方の創生に向けて力強いスタートを切ることです。皆さん、一緒にやろうではありませんか。

（４　地球儀を俯瞰する外交）

今が旬のサンマは、ベトナムではトマト煮が大人気。北海道の根室から輸出されています。

地元の漁協や商工会議所の皆さんによる一体となった売り込みが、根室のサンマを世界ブランドへと発展させました。北海道の根室から日本の根室へ、さらには世界の根室へと。地方も、オープンな世界に目を向けるべき時代です。

世界に、自由で大きな経済圏をつくり上げる。引き続き、ＴＰＰ交渉や、ＥＵ、東アジアとのＥＰＡ交渉など、経済連携を戦略的に推し進めてまいります。豪州とのＥＰＡについて、早期の発効を実現し、経済的なきずなを一層深めてまいります。

地域と世界の平和と安定に貢献する日本の取り組みを支持する。

就任後、主要国で最初に日本を訪問してくださったインドのモディ首相から、我が国が掲げる積極的平和主義について、強い支持を得ることができました。

我が国は、米国を初め、自由や民主主義、人権、法の支配といった基本的価値を共有する国々と手を携えながら、世界の平和と安定にこれまで以上に貢献してまいります。

その上で、いかなる事態にあっても、国民の命と平和な暮らしは守り抜く。その決意のもと、切れ目のない安全保障法制の整備に向けた準備を進めてまいります。

在日米軍再編については、現行の日米合意に従い、抑止力を維持しつつ、基地負担の軽減に向けて全力で取り組みます。

かつて、裏づけのない言葉だけの政治が沖縄の皆さんを翻弄しました。学校や住宅に囲まれ、市街地の真ん中にある普天間飛行場の現実は、あの３年３カ月、１ミリたりとも変わることはありませんでした。こんな無責任な政治を、二度と繰り返してはなりません。

安倍内閣は、言葉ではなく、実際の行動で、負担軽減に取り組んでまいります。先月、普天間配備のＫＣ130空中給油機15機全機について、山口県岩国基地への移駐が完了しました。今後も、沖縄の方々の気持ちに寄り添いながら、沖縄県外における努力を十二分に行ってまいります。

さて、総理就任以来、49カ国を訪問し、延べ200回以上の首脳会談を行いました。地球儀を俯瞰する外交をさらに積極的に展開し、日本の立場を国際的に発信してまいります。

基本的な価値や利益を共有し、最も重要な隣国である韓国との関係改善に向け、一歩一歩努力を重ねてまいります。

日本と中国は、切っても切れない関係であり、中国の平和的な発展は、我が国にとって大きなチャンスです。地域の平和と繁栄に大きな責任を持つ日中両国が、安定的な友好関係を築いていくために、首脳会談を早期に実現し、対話を通じて戦略的互恵関係をさらに発展させていきたいと考えます。

ウクライナの安定確保のため、Ｇ７を初め国際社会と一致団結し、我が国としてできる限りの支援を行います。ロシアには、責任ある国家として、国際社会の諸問題に建設的に関与してもらうよう、対話を通じて働きかけてまいります。ロシアとの平和条約締結に向けて、粘り強く交渉を続けてまいります。

北朝鮮が、拉致被害者を含む全ての日本人に関する包括的、全面的調査を開始しました。全ての拉致被害者の御家族が御自身の手で肉親を抱き締めるその日まで、私たちの使命は終わりません。今回の調査が、全ての拉致被害者の帰国という具体的な成果につながっていくよう、対話と圧力、行動対行動の原則を貫き、全力を尽くしてまいります。

（５　成長戦略の実行）

（女性が輝く社会）

先週、ニューヨークで、ヒラリー・クリントン前国務長官と再会を果たしました。

前進あるのみ。

女性が輝く社会を目指す、安倍内閣の挑戦

に、昨年、ヒラリーさんが力強いエールを送ってくれました。

日本から、世界を変えていく。今月、日本で初めての、女性をテーマとした国際会議を開催し、世界から、活躍している女性の皆さんにお集まりいただきました。日本社会が本当に変わるのか。今や、世界が注目しています。

待機児童ゼロは、確実に前進しています。この目標を掲げて以来２年間、従来の２倍のスピードで、保育の受け皿の整備が進んでいます。小学校の教室も一層活用して、放課後子ども総合プランをさらに加速し、いわゆる小一の壁も突き破ります。

子育ても、一つのキャリアです。保育サービスに携わる子育て支援員という新しい制度を設け、家庭に専念してきた皆さんも、その経験を生かすことができる社会づくりを進めます。

真に変革すべきは、社会の意識そのものです。上場企業では、女性役員の数について情報公開を義務づけます。国、地方、企業などが一体となって、女性が活躍しやすい社会を目指します。

先日訪問した大阪の中小企業では、女性ならではのきめ細かな営業活動が、海外展開のチャンスを広げています。女性の活躍は、社会の閉塞感を打ち破る大きな原動力となる。その認識を共有し、国民運動を展開してまいります。

（岩盤規制改革）

原子力規制委員会により、求められる安全性が確認された原発は、その科学的、技術的な判断を尊重し、再稼働を進めます。立地自治体を初め関係者の理解を得るよう、丁寧な説明、避難計画の充実支援などに取り組みます。徹底した省エネルギーと再生可能エネルギーの最大限の導入により、できる限り原発依存度を低減させてまいります。

二酸化炭素を排出しない、未来のエネルギー。水素の活用を阻んできた、さまざまな省庁にまたがるがんじがらめの規制を、昨年、一挙に改革しました。

規制緩和のおかげです。

水素ステーションがいよいよ商業化され、福岡の北九州を初め全国各地で、夢だった水素社会が現実に幕をあけようとしています。日本の自動車メーカーは、世界に先駆けて、燃料電池自動車の販売に踏み切りました。

民間のダイナミックなイノベーションの中から、多様性あふれる新たなビジネスが生まれる。大胆な規制改革なくして、成長戦略の成功はありません。農業、雇用、医療、エネルギーなど、岩盤のようにかたい規制に、これからも果敢に挑戦してまいります。

その突破口が、国家戦略特区です。今月、本格スタートしたばかりですが、さらに改革メニューを充実します。創業や家事支援に携わる、能力あふれる外国人の皆さんに、日本で活躍してもらえる環境を整備します。公立学校の運営を民間に開放し、グローバル人材の育成や個性に応じた教育など、多様な価値に対応した公教育を可能にしてまいります。

安倍内閣の規制改革に、終わりはありません。

この２年間で、あらゆる岩盤規制を打ち抜いていく。その決意を新たに、次の国会も、さらにその次も、今後、国会が開かれるたびに、特区制度のさらなる拡充を矢継ぎ早に提案させていただきたいと考えております。

（全国津々浦々に届ける）

内閣発足から600日余り。

有効求人倍率は22年ぶりの高水準となり、就業地別では、35の都府県で、仕事の数が求職者の数を上回っています。

この春、多くの企業で賃金がアップしました。連合の調査で、平均２％を超える賃上げは過去15年間で最高です。中小企業、小規模事業者でも、1万社余りの調査において、65％で賃上げが実施されています。

頑張れば、報われる。日本は、その自信を取り戻そうとしています。

しかし、その効果は、まだ日本の隅々にまで行き渡っているとは言えません。消費税率引き上げや燃料価格の高騰、この夏の天候不順などによる景気への影響にも、慎重に目配りしていくことが必要です。

私たちの改革は、いまだ道半ばです。社会

保障改革、教育の再生、行政の徹底的な効率化など各般の改革を、新内閣の総力を挙げて、さらに前に進めてまいります。

成長戦略を確実に実行し、経済再生と財政再建を両立させながら、経済の好循環を確かなものとする。そして、景気回復の実感を全国津々浦々にまで届けることが、安倍内閣の大きな使命であります。

引き続き、デフレ脱却を目指し、経済最優先で政権運営に当たっていく決意であります。

（６　おわりに）

天は、なぜ自分を、すり鉢のような谷間に生まれさせたのだ。

三河の稲橋村に生まれた明治時代の農業指導者、古橋源六郎暉皃は、貧しい村に生まれた境遇をこう嘆いていたといいます。しかし、あるとき、峠の上から周囲の山々や平野を見渡しながら、一つの確信に至りました。

天は、水郷には魚や塩、平野には穀物や野菜、山村にはたくさんの樹木をそれぞれ与えているのだ。

そう確信した彼は、植林、養蚕、茶の栽培など、土地に合った産業を新たに興し、稲橋村を豊かな村へと発展させることに成功しました。

今、日本はもう成長できない、人口減少は避けられないといった悲観的な意見があります。

しかし、地方の豊かな個性を生かす、あらゆる女性に活躍の舞台を用意する。日本の中に眠るありとあらゆる可能性を開花させることで、まだまだ成長できる。日本の未来は、今、何をなすかにかかっています。

悲観して立ちどまるのではなく、可能性を信じて、前に進もうではありませんか。

厳しい現実に立ちすくむのではなく、輝ける未来を目指して、皆さん、ともに立ち向かおうではありませんか。

御清聴ありがとうございました。

(2) 国務大臣の演説に対する質疑要旨

国務大臣の演説（９月29日）に対する質疑は、30日に海江田万里君（民主）、谷垣禎一君（自民）及び江田憲司君（維新）が行い、10月１日には井上義久君(公明)、平沼赳夫君(次世代)、浅尾慶一郎君（みんな)、志位和夫君（共産）及び鈴木克昌君（生活）が行った。

質疑の主なものは、次のとおりである。

（地方創生）

①「地方創生に向けた決意と今後の取組」に関する質疑に対して、「若者が将来に夢や希望を持てる、魅力あふれる地方の創生は、安倍内閣の最重要課題である。このため、まち・ひと・しごと創生本部を創設し、各省の企画立案機能を集中させることとした。政策の検討、実施に当たっては、地域の声に徹底して耳を傾け、国の示す枠にはめるような手法を排し、地域の個性を尊重して支援していく。また、各省の施策の効果検証を厳格に実施することにより、限られた財源の中で効果の高い政策を集中的に実施し、ばらまき型の投資は行わない」旨の答弁があった。

②「地方分権改革の推進」に関する質疑に対して、「元気で豊かな地方を創生していくためには、地方の自主性を高める地方分権改革の推進が不可欠である。地方の発意を重視しながら、国から地方への権限及び財源等の移譲を促進するなど、地方分権改革を力強く着実に進めていく」旨の答弁があった。

③「地方経済を支える中小企業」に関する質疑に対して、「地方創生のためには、地域の中小企業及び小規模事業者の活性化が何より重要である。改訂した日本再興戦略においても、ローカル・アベノミクスを主要な施策の一つとして位置付けている。今国会で、地域ならではの資源を活用したふるさと名物の商品化や販売開拓の努力を後押しするための法案の提出を検討し、地方経済を支える中小企業及び小規模事業者をより一層支援していく。なお、今後、法人税改革の議論を進めるに当たり、中小企業及び小規模事業者への配慮も含め、平成26年末に向けて検討していく」旨の答弁があった。

（女性の活躍推進）

①「女性が輝く社会をつくる取組」に関する質疑に対して、「全ての女性が生き方に自信と誇りを持ち、輝くことができる社会を目指す。このため、安心して育児をできる環境の整備、働く女性の処遇改善及び母子家庭への支援等、様々な状況にある女性を応援する政策を推進し、全ての女性が輝く政策パッケージを取りまとめていく」旨の答弁があった。

②「女性の活躍を支援するための施策」に関する質疑に対して、「日本再興戦略においても、女性の活躍を推進するため、仕事と家庭の両立支援を重要な施策と位置付け、待機児童解消加速化プランの推進、育児休業給付の引上げなどの施策を総合的に展開してきた。さらに、次世代育成支援法に基づき、男性の子育てを促進するとともに、残業を減らす労使の取組の促進、フレックスタイム制の改革及びテレワークの普及等を進め、仕事と子育てが両立できる環境を整備していく。これらの施策を通じて、女性が、子供を産み育てながら、しっかりとその仕事も続けていくことが可能となるような社会づくりを進めていく」旨の答弁があった。

（経済・財政政策）

①「労働者の賃金上昇を伴う経済政策」に関する質疑に対して、「デフレ脱却を目指し、経済最優先で政権運営に当たってきた。三本の矢の効果で、経済の好循環が生まれ始めている。 平成26年の春闘での賃上げ率は、過去15年間で最高水準となっている。一方、 今般の物価上昇により、まだ賃金上昇を実感しづらい状況であることも事実である。このため、政労使会議での議論などを通じ、賃金が毎年しっかり増えていく状況を実現していき、引き続き、経済成長戦略を確実に実行し、賃金の引上げが消費の拡大につながる持続的な経済成長の実現を目指す」旨の答弁があった。

②「経済再生及び景気回復」に関する質疑に対して、「消費税率引上げ、燃料価格の高騰及び天候不順などによる景気への影響に目配りしつつ、成長戦略の確実な実行等により、景気回復の実感を全国津々浦々に届けていく」旨の答弁があった。

③「財政健全化目標の実現」に関する質疑に対して、「経済再生と財政健全化の両立を図り、国、地方の基礎的財政収支に関する財政健全化目標の達成を目指す。デフレからの脱却及び経済再生を確実なものとしつつ、歳出歳入両面の取組を進めていく」旨の答弁があった。

（税制改革）

①「消費税率引上げ」に関する質疑に対して、「消費税率の引上げは、国の信認を維持し、社会保障制度をしっかりと次世代に引き渡し、子育て支援を充実していくためのものである。消費税率の10％への引上げは、経済状況等を総合的に勘案しながら、平成26年中に適切に判断していく。仮に引き上げた場合は、２割程度を社会保障の充実に充てることとなり、平成27年度は1.8兆円強の見込みである。しかし、引上げにより景気が悪化し税収も増加しない事態に陥ることは、絶対に避けなければならない」旨の答弁があった。

②「消費税の軽減税率」に関する質疑に対して、「平成26年度与党税制改正大綱を踏まえて、与党税制協議会において検討が進められている。与党における検討を見守りたい」旨の答弁があった。

③「法人税改革」に関する質疑に対して、「日本の競争力を高める観点から、法人税を成長志向型に変革していくことで、経済の好循環を通じ、国民生活の向上につなげる。既に、骨太の方針において、数年で法人実効税率を20％台まで引き下げることを目指し、平成27年度から引下げを開始するとともに、財源も確保する方針を決定している。この方針に沿って、26年末に向けて法人税改革の具体的内容について検討していく」旨の答弁があった。

（外交・安全保障政策）

①「中国、韓国との関係改善」に関する質疑に対して、「中国や韓国との関係を改善していきたいと考えている。地域の平和と繁栄に大きな責任を持つ日中両国が安定的な友好関係を築いていくためにも、アジア太平洋経済協力会議（ＡＰＥＣ）で北京を訪問する際に日中首脳会談が実現できればよい。そのた

めには、両国が互いに静かな努力を重ねていくことが必要である。また、韓国とも、今後も互いに努力を重ね、国際会議の機会に日韓首脳会談が実現できればよい。関係改善に向け、あらゆるチャンネルを生かした重層的な対話を促進していくことが重要である」旨の答弁があった。

②「北朝鮮による拉致問題の解決への取組」に関する質疑に対して、「北朝鮮側が誠意を持って特別調査委員会の調査を迅速に行い、結果を速やかに通報すべきである。拉致問題の全面解決は安倍内閣の最重要課題であり、全ての拉致被害者の帰国に向けて、対話と圧力、行動対行動の原則を貫き、全力を尽くしていく」旨の答弁があった。

③「安全保障法制の整備に係る閣議決定」に関する質疑に対して、「先般の閣議決定は、我が国の存立を全うし、国民の平和な暮らしを守るため、すなわち、我が国を防衛するためのやむを得ない自衛の措置を認めるもので、他国の防衛自体を目的とする集団的自衛権の行使を認めるものではない。与党の間で考え方が異なることはない」旨の答弁があった。

④「安全保障法制の整備」に関する質疑に対して、「先般の閣議決定で示された基本方針の下、切れ目のない安全保障法制の整備に向けた準備を精力的に進めている。憲法解釈の基本的考え方はこれまでと何ら変わらない。自衛隊がかつての湾岸戦争やイラク戦争の戦闘に参加するようなことは決してない。他国の防衛自体を目的とする集団的自衛権の行使も認めない。徴兵制につながるという議論は全く根拠のないものである。理解を得られるよう丁寧に説明しながら法整備を進めていく」旨の答弁があった。

⑤「先般の閣議決定と憲法解釈との関係」に関する質疑に対して、「憲法に集団的自衛権を認めないと明記されているわけではない。先般の閣議決定における憲法解釈は、我が国を取り巻く安全保障環境が客観的に大きく変化しているという現実を踏まえ、従来の憲法解釈との論理的整合性と法的安定性に十分留意し、従来の政府見解における憲法第９条の解釈の基本的な論理の枠内で、国民の命と平和な暮らしを守り抜くための合理的な当てはめの帰結を導いたものである。したがって、先般の閣議決定は、合理的な解釈の限界を超えるような憲法解釈の変更ではなく、憲法をないがしろにするものではない」旨の答弁があった。

⑥「普天間飛行場移設問題」に関する質疑に対して、「普天間飛行場の５年以内の運用停止を含む知事からの要望は、沖縄県民全体の思いとして受け止め、政府としてできることは全て行うというのが、安倍政権の基本姿勢である。普天間飛行場の運用停止については、沖縄県より平成26年２月から５年をめどとするとの考え方が示されており、政府としては、沖縄県の考えに基づき、一日も早い普天間の返還を実現し、目に見える形で沖縄の負担軽減を図ることができるよう全力で取り組んでいく」旨の答弁があった。

⑦「ＴＰＰ交渉」に関する質疑に対して、「アジア太平洋地域の成長を日本に取り込む潜在力を持つＴＰＰは、成長戦略の重要な柱の一つである。交渉は最終局面にあり、関係国と協力し、早期妥結に向けて交渉に全力を尽くしていく」旨の答弁があった。

（災害対策）

①「御嶽山噴火への対応」に関する質疑に対して、「二次災害に留意して関係機関が一体となり、救出活動に全力を尽くしていく。今後の噴火活動に最大限の警戒を行い、国民生活への影響にも万全の対策を講じていく」旨の答弁があった。

②「防災対策への取組」に関する質疑に対して、「自然災害が起こりやすい我が国において、国民の生命と財産を守るためには、発生した災害から得られた貴重な教訓を踏まえ、迅速に制度を改めるなど、防災対策を不断に見直していく必要がある。そのため、今国会に、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律及び災害対策基本法の改正案を提出するほか、ハードとソフトの対策を適切に組み合わせた総合的な防災対策に政府一丸となって取り組んでいく」旨の答弁があった。

（東日本大震災からの復興）

「集中復興期間後の取組」に関する質疑に対して、「５年間の集中復興期間の区切りとなる平成27年度予算については、被災地の一刻も早い復興のため、必要額を適切に措置していきたい。また、28年度以降においても、引き続き、被災者の方々の心に寄り添い、しっかりと対策を講じていく」旨の答弁があった。

（福島第一原子力発電所事故への対応）

「汚染水対策及び中間貯蔵施設問題への取組」に関する質疑に対して、「原子力災害から一日も早く福島を再生させることは、国の責務である。汚染水対策については、東京電力任せにせず、国も前面に立って取り組んでいく。このため、世界から最先端の技術を集めるとともに、高性能の汚染処理設備の開発導入など全力を挙げて対応していく。また、中間貯蔵施設建設の受入れについては、知事に決断をしていただいた。今後は、地元の理解を得ながら万全な安全対策を講じて、できる限り早期に搬入を開始できるように最大限努力していく。さらに、中間貯蔵施設に関する国の責務を明確化し、中間貯蔵開始後30年以内に福島県外で最終処分すると定める法案を今国会に提出する準備を進めている」旨の答弁があった。

（エネルギー政策）

「原発再稼働」に関する質疑に対して、「原発が全て停止した結果、海外への化石燃料依存度が石油ショック当時よりも高くなるとともに、エネルギー価格の高騰は、中小企業及び小規模事業者を始め国民生活に深刻な影響を与えている。いかなる事情よりも安全性を最優先させる前提の下、原子力規制委員会が世界で最も厳しいレベルの規制基準に適合すると認めた原発については、その科学的、技術的な判断を尊重し、再稼働を進めていく方針である。川内原発の審査に当たっては、火山による影響についても、原子力規制委員会が厳格な確認を行ったと承知しており、再稼働に求められる安全性は確保されていると考えている」旨の答弁があった。

（社会保障政策）

「年金積立金の運用」に関する質疑に対して、「安倍内閣発足後１年９か月、約25兆円の運用収益が出ている。デフレ脱却に向けた経済、運用環境の変化の中で、年金積立金管理運用独立行政法人の基本ポートフォリオを機動的に見直すことが、年金財政の安定や年金受給者の利益にもつながる。こうした運用の見直しは、株価対策が目的ではないが、結果として、日本経済の成長にも貢献するものである」旨の答弁があった。

（農林水産業政策）

「農業分野の改革」に関する質疑に対して、「60年ぶりとなる農協の抜本改革を行う。地域の農協が主役となり農業の成長産業化に全力投球できるよう、次期通常国会に関連法案を提出すべく、検討を進めていく。今後、こうした改革により農業、農村全体の所得倍増の実現につなげるため、食料・農業・農村基本計画の見直しを行い、農政の着実な改革を進めていく」旨の答弁があった。

（教育政策）

「高等学校における日本史の必修化及び小中学校での道徳の教科化」に関する質疑に対して、「高等学校における日本史の必修化については、日本人としてのアイデンティティー及び日本の歴史と文化に対する教養などを備え、グローバルに活躍できる人材を育成する観点から、今後検討を進めていく。また、小中学校における道徳教育については、道徳を特別の教科として位置付け、道徳教育の目標、内容の見直しや教員養成の充実など、抜本的な改善充実を図っていく」旨の答弁があった。

（選挙制度改革）

「議員定数削減及び一票の格差是正」に関する質疑に対して、「議会政治の根幹に関わる重要な課題であり、与党がリーダーシップを発揮し、各党各会派と真摯に議論を行い、早期に結論を得ることが大切である。現在、第三者機関や議員による協議機関で様々な議論が行われていると承知している。各党各会派により建設的な議論が進められ、政治の責任において国民の負託にしっかりと応えていくべきである」旨の答弁があった。

２　主な議案等の経過

年 月 日	議　　案　　等
平成26年 ９月29日	○今回の臨時会の会期は11月30日まで63日間とするの件（議長発議）〈可決〉 ○国務大臣の演説 ・安倍内閣総理大臣の所信表明演説
９月30日	○国務大臣の演説に対する質疑 **質疑** 海江田万里君（民主）、谷垣禎一君（自民）、江田憲司君（維新） **答弁** 安倍内閣総理大臣、太田国土交通大臣
10月１日	○国務大臣の演説に対する質疑 **質疑** 井上義久君（公明）、平沼赳夫君（次世代）、浅尾慶一郎君（みんな）、志位和夫君（共産）、鈴木克昌君（生活） **答弁** 安倍内閣総理大臣、太田国土交通大臣
10月14日	○趣旨説明 ・まち・ひと・しごと創生法案（内閣提出） ・地域再生法の一部を改正する法律案（内閣提出） **説明** 石破国務大臣 **質疑** 新藤義孝君（自民）、渡辺周君（民主）、小熊慎司君（維新）、稲津久君（公明）、松田学君（次世代）、佐藤正夫君（みんな）、塩川鉄也君（共産）、畑浩治君（生活） **答弁** 安倍内閣総理大臣、石破地方創生担当大臣、塩崎厚生労働大臣、西川農林水産大臣
10月23日	○趣旨説明 ・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出） **説明** 太田国土交通大臣 **質疑** 河井克行君（自民）、泉健太君（民主）、岩永裕貴君（維新）、斉藤鉄夫君（公明）、中丸啓君（次世代） **答弁** 太田国土交通大臣、西川農林水産大臣、山谷防災担当大臣、望月環境大臣、菅内閣官房長官
10月28日	○趣旨説明 ・労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出）

年 月 日	議　　案　　等
10月28日	**説明** 塩崎厚生労働大臣 **質疑** 松本文明君（自民）、菊田真紀子君（民主）、柿沢未途君（維新）、中野洋昌君（公明）、宮沢隆仁君（次世代）、中島克仁君（みんな）、高橋千鶴子君（共産）、玉城デニー君（生活） **答弁** 安倍内閣総理大臣、塩崎厚生労働大臣、宮沢経済産業大臣、望月環境大臣
10月31日	○趣旨説明 ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案（内閣提出） **説明** 有村国務大臣 **質疑** 鈴木淳司君（自民）、郡和子君（民主）、上西小百合君（維新）、高木美智代君（公明）、杉田水脈君（次世代）、三谷英弘君（みんな）、高橋千鶴子君（共産）、青木愛君（生活） **答弁** 有村女性活躍担当大臣・男女共同参画担当大臣、塩崎厚生労働大臣、太田国土交通大臣、上川法務大臣
11月６日	○国と地方公共団体との関係の抜本的な改革の推進に関する法律案（馬淵澄夫君外７名提出）〈否決〉 ○まち・ひと・しごと創生法案（内閣提出）〈可決〉 ○地域再生法の一部を改正する法律案（内閣提出）〈可決〉 **討論**（以上３件） 篠原孝君（民主）、三宅博君（次世代）、坂本祐之輔君（維新）、佐藤正夫君（みんな）、塩川鉄也君（共産）、小宮山泰子君（生活）
11月21日	衆議院解散

【第188回国会】

1　正副議長の選挙及び内閣総理大臣の指名

第188回国会（特別会）は、第47回衆議院議員総選挙後の12月24日に召集された。

召集日の本院本会議において、選挙の結果、町村信孝君が議長に、川端達夫君が副議長に当選した。また、記名投票の結果、安倍晋三君が内閣総理大臣に指名された。なお、参議院本会議においても、安倍晋三君が指名された。

2　主な議事の経過

年 月 日	議　　事　　等
平成26年 12月24日	○議長の選挙 ・選挙の結果、町村信孝君が当選 ○副議長の選挙 ・選挙の結果、川端達夫君が当選 ○今回の特別会の会期は12月26日まで３日間とするの件（議長発議）〈可決〉 ○内閣総理大臣の指名 ・安倍晋三君を内閣総理大臣に指名

内閣総理大臣の指名（首班指名）（第188回国会）

第3

委員会等の概況

「委員会等の概況」については、次のとおりである。

(1) 各委員会の委員名簿は、特に断りのない限り当該国会の会期末日におけるものである。

(2) 議案審査一覧　凡例

凡　例	凡例が示すもの
参	提出時において参議院先議の議案
(　) 付年月日	当該国会前のもの
(公聴)	公聴会
(地公)	いわゆる地方公聴会
(小委)	小委員会
(連)	連合審査会
(分科)	分科会
(発言)	質疑に代わる発言
(全)	全会一致
(多)	賛成多数
(少)	賛成少数
(欠)	欠席
(附)	附帯決議

第３　委員会等の概況

１　内閣委員会

【第186回国会】

(1) 委員名簿（40人）

委員長	柴山	昌彦君	自民				
理　事	関	芳弘君	自民	理　事	平	将明君	自民
理　事	橘	慶一郎君	自民	理　事	西川	公也君	自民
理　事	平井	たくや君	自民	理　事	近藤	洋介君	民主
理　事	松田	学君	維新	理　事	高木	美智代君	公明
	青山	周平君	自民		秋葉	賢也君	自民
	大岡	敏孝君	自民		鬼木	誠君	自民
	勝俣	孝明君	自民		川田	隆君	自民
	小松	裕君	自民		新谷	正義君	自民
	田所	嘉徳君	自民		田中	英之君	自民
	高木	宏壽君	自民		豊田	真由子君	自民
	中谷	真一君	自民		中山	展宏君	自民
	長島	忠美君	自民		福山	守君	自民
	山田	美樹君	自民		吉川	赳君	自民
	大島	敦君	民主		後藤	祐一君	民主
	津村	啓介君	民主		若井	康彦君	民主
	遠藤	敬君	維新		杉田	水脈君	維新
	中丸	啓君	維新		山之内	毅君	維新
	輿水	恵一君	公明		濵地	雅一君	公明
	大熊	利昭君	みんな		赤嶺	政賢君	共産
	村上	史好君	生活				

(2) 議案審査等

付託された議案は、内閣提出法律案９件（うち継続審査１件）及び議員提出法律案23件（うち継続審査15件）、委員会提出法律案は１件で、審査等の概況は、次のとおりである。

①　国家公務員法等の一部を改正する法律案（内閣提出、第185回国会閣法第19号）

○　要旨

国家公務員制度改革基本法に基づき、内閣による人事管理機能の強化等を図るため、幹部職員人事の一元管理等に関する規定の創設、内閣人事局の設置等に関する規定の整備、内閣総理大臣補佐官に関する規定の整備及び大臣補佐官に関する規定の創設等を行うもの

○　**主な質疑内容**（①、⑲、⑳、㉑、㉒及び㉕の６件について）
- 幹部職員を特別職とする必要性
- 級別定数管理機能を人事院から内閣人事局に移管する理由及び意義
- 大臣補佐官の位置付け及び権限

○　**審査結果**

修正（附帯決議）

＜修正内容＞

政府は、平成28年度までに、公務の運営の状況、国家公務員の再任用制度の活用の状況、民間企業における高年齢者の安定した雇用を確保するための措置の実施の状況その他の事情を勘案し、人事院が国会及び内閣に平成23年９月30日に申し出た意見を踏まえつつ、国家公務員の定年の段階的な引上げ、国家公務員の再任用制度の活用の拡大その他の雇用と年金の接続のための措置を講ずることについて検討するものとすること等

②　内閣府設置法の一部を改正する法律案（内閣提出第９号）

○　**要旨**

我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るためには、科学技術の振興を通じた新産業の創出等を促進することが重要であることに鑑み、研究開発の成果の実用化によるイノベーションの創出の促進を図るための環境の総合的な整備に関する事項等を内閣府の所掌事務に追加するとともに、総合科学技術会議を総合科学技術・イノベーション会議に改組する等の所要の措置を講ずるもの

○　**主な質疑内容**
- 戦略的イノベーション創造プログラム（ＳＩＰ）の具体的内容
- 総合科学技術・イノベーション会議の有識者議員の任期を３年とする理由
- 総合科学技術・イノベーション会議の事務局体制の強化の具体策

○　**審査結果**

可決（附帯決議）

③　健康・医療戦略推進法案（内閣提出第21号）

○　**要旨**

健康長寿社会の形成に資するため、先端的な科学技術を用いた医療、革新的な医薬品等を用いた医療その他の世界最高水準の技術を用いた医療の提供に資する医療分野の研究開発並びにその環境の整備及び成果の普及並びに当該社会の形成に資する新たな産業活動の創出及び活性化並びにそれらの環境の整備に関し、基本理念、国等の責務、その推進を図るための基本的施策、健康・医療戦略の作成、健康・医療戦略推進本部の設置等について定めるもの

○　**主な質疑内容**（③及び④の２件について）
- 健康・医療戦略推進本部及び独立行政法人日本医療研究開発機構と米国国立衛生研究所（ＮＩＨ）との共通点と相違点
- 健康・医療戦略推進本部と総合科学技術会議との関係
- 医療分野における研究費の配分の在り方

○　**厚生労働委員会との連合審査会**

○　**参考人からの意見の聴取**

○　**審査結果**

修正（附帯決議）

＜修正内容＞

政府は、この法律の施行後３年以内に、臨床研究において中核的な役割を担う医療機関における臨床研究の環境の整備の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとすること等

④　独立行政法人日本医療研究開発機構法案（内閣提出第22号）

○　**要旨**

研究機関の能力を活用して行う医療分野の研究開発及びその環境の整備、研究機関における医療分野の研究開発及びその環境の整備の助成等を行うため、独立行政法人日本医療研究開発機構を設立し、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めるもの

○　**主な質疑内容**

（③参照）

○　**厚生労働委員会との連合審査会**

○　**参考人からの意見の聴取**

○　**審査結果**

可決（附帯決議）

⑤　重大な犯罪を防止し、及びこれと戦う上での協力の強化に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の実施に関する法律案（内閣提出第35号）

○　**要旨**

日本国政府及びアメリカ合衆国政府が、日米査証免除制度の下で安全な国際的な渡航を一層容易にしつつ、両国の国民の安全を強化するため、重大な犯罪を防止し、及び捜査することを目的として、相互に必要な指紋情報等を交換するための枠組みを定めた「重大な犯罪を防止し、及びこれと戦う上での協力の強化に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」を締結することに伴い、その実施に関し、アメリカ合衆国に入国した特定の者に係る指紋情報が照合用電子計算機に記録されているか否か等について合衆国連絡部局から照会を受けた場合の措置等を定めるもの

○　**主な質疑内容**

・　「重大な犯罪を防止し、及びこれと戦う上での協力の強化に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」を締結する意義と、日本の捜査機関にとってのメリット

・　指紋情報照会のためのシステム構築に要する予算規模

・　個人情報の保護を担保する措置の有無

○　**審査結果**

可決

⑥　株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律案（内閣提出第63号）（参議院送付）

○　**要旨**

中小企業等の事業再生及び地域経済の活性化に資する事業活動の支援を一層強化するため、株式会社地域経済活性化支援機構の業務に投資事業有限責任組合の有限責任

組合員となるための出資を追加する等の措置を講ずるもの

○　主な質疑内容

・　株式会社地域経済活性化支援機構が事業整理を前提とする特定債権買取業務を行うこととした理由

・　株式会社地域経済活性化支援機構と中小企業再生支援協議会、地域活性化統合事務局との連携状況

・　株式会社地域経済活性化支援機構の活動を地域の活性化につなげる具体的方法

○　審査結果

可決（附帯決議）

⑦　独立行政法人通則法の一部を改正する法律案（内閣提出第77号）

○　要旨

独立行政法人制度を改革するため、法人の事務及び事業の特性に応じた法人の分類として、中期目標管理法人、国立研究開発法人及び行政執行法人を設け、各分類に即した目標設定及び業績評価に関する事項を定めるとともに、監事の機能強化と主務大臣による事後的な是正措置を導入することなどにより業務運営の改善を図る仕組みを設ける等の所要の措置を講ずるもの

○　主な質疑内容（⑦、⑧及び⑫の３件について）

・　独立行政法人の役員において公募を原則とする必要性

・　総務大臣が策定する目標・評価に関する指針の具体的内容

・　業務方法書に役員の監事への報告義務等を規定する必要性

○　総務委員会との連合審査会

○　参考人からの意見の聴取

○　審査結果

修正（附帯決議）

＜修正内容＞

主務大臣は、独立行政法人の長又は監事を任命しようとするときは、必要に応じ、公募の活用に努めなければならないものとすること等

⑧　独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（内閣提出第78号）

○　要旨

独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴い、個別法に各独立行政法人を中期目標管理法人、国立研究開発法人又は行政執行法人のいずれかとする規定を追加する等、関係法律の規定の整備を行うもの

○　主な質疑内容

（⑦参照）

○　総務委員会との連合審査会

○　参考人からの意見の聴取

○　審査結果

修正（附帯決議）

＜修正内容＞

法務大臣は、日本司法支援センターの理事長又は監事を任命しようとするときは、必要に応じ、公募の活用に努めなければならないものとすること、文部科

学大臣は、日本私立学校振興・共済事業団の理事長又は監事を任命しようとするときは、必要に応じ、公募の活用に努めなければならないものとすること等

⑨　原子力委員会設置法の一部を改正する法律案（内閣提出第79号）

○　要旨

原子力をめぐる環境の変化に鑑み、原子力委員会の所掌事務を見直すほか、原子力委員会の委員の定数の削減等の措置を講ずるもの

○　主な質疑内容

・　原子力委員会を見直して存続させる意義
・　「原子力政策大綱」等が果たしてきた役割に対する評価
・　委員数を削減する理由及び妥当性

○　審査結果

可決（附帯決議）

⑩　特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案（石関貴史君外４名提出、第183回国会衆法第29号）

○　要旨

特定複合観光施設区域の整備の推進に関する基本理念及び基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、特定複合観光施設区域整備推進本部を設置することにより、これを総合的かつ集中的に行うもの

○　審査結果

撤回許可

⑪　行政改革の総合的かつ集中的な実行に関する法律案（松本剛明君外２名提出、第183回国会衆法第30号）

○　要旨

集中改革期間における行政改革について、集中改革期間以後においても行政構造が社会経済情勢の変化等に対応して自律的かつ持続的に改善され又は刷新されていく体制を構築することを目指して、総合的かつ集中的に実行するため、その基本理念、国及び地方公共団体の責務、基本方針、工程表その他の重要事項を定めるとともに、行政改革実行本部及び行政構造改革会議を設置するもの

○　審査結果

継続審査

⑫　独立行政法人通則法の一部を改正する法律案（松本剛明君外３名提出、第183回国会衆法第31号）

○　要旨

独立行政法人について、公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であって国が自ら主体として行う必要のないものが、その特性に応じた国の適切な関与の下に国以外の法人によって的確に行われることとなるよう、国の関与の在り方を見直し、中期目標行政法人及び行政執行法人に区分するとともに、その名称を行政法人とする等の所要の措置を講ずるもの

○　主な質疑内容

（⑦参照）

○　総務委員会との連合審査会
○　参考人からの意見の聴取
○　審査結果
（審査未了）

⑬　道州制への移行のための改革基本法案（松浪健太君外３名提出、第183回国会衆法第46号）

○　要旨
道州制への移行のための改革について、その基本理念及び基本方針、その実施の目標時期その他の基本となる事項を定めるとともに、道州制への移行のための改革推進本部及び道州制国民会議を設置することにより、これを総合的に推進するもの

○　審査結果
継続審査

⑭　行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律案（枝野幸男君外２名提出、第185回国会衆法第１号）

○　要旨
国の行政機関及び独立行政法人等に関する情報公開制度を充実した内容のものとするため、開示情報の拡大、開示決定等の期限の短縮、内閣総理大臣の勧告制度の導入、事後救済制度の強化等の所要の措置を講ずるもの

○　審査結果
継続審査

⑮　国家公務員法等の一部を改正する法律案（渡辺喜美君外３名提出、第185回国会衆法第10号）

○　要旨
国家公務員制度改革基本法に基づく内閣による人事管理機能の強化、国家公務員の退職管理の一層の適正化等を図るため、人事の一元的管理に関する規定の創設、内閣人事局の設置等に関する規定の整備、官民人材交流センター及び再就職等監視委員会に替わる民間人材登用センター及び再就職等監視・適正化委員会に関する規定の整備、他の役職員についての依頼等の規制違反に対する罰則の創設等を行うもの

○　審査結果
撤回許可

⑯　特別安全保障秘密の適正な管理に関する法律案（渡辺周君外２名提出、第185回国会衆法第11号）

○　要旨
外国の政府又は国際機関と情報を共有する観点から外交又は国際的なテロリズムの防止に関する情報のうち秘匿することが必要かつ不可欠である情報について、当該情報の適正な管理に関し、特別安全保障秘密の指定及び取扱者の制限その他の必要な事項を定めるもの

○　審査結果
継続審査

⑰　情報適正管理委員会設置法案（渡辺周君外２名提出、第185回国会衆法第12号）

○　要旨

特別安全保障秘密の適正な管理を行うため、情報適正管理委員会の設置並びに任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するため必要な組織を定めるもの

○　審査結果

継続審査

⑱　公文書等の管理に関する法律の一部を改正する法律案（渡辺周君外３名提出、第185回国会衆法第13号）

○　要旨

国民主権の理念にのっとり、公文書のより適正な管理に資するため、閣議等の議事録の作成、行政文書管理指針の策定について必要な事項を定めるとともに、歴史資料として重要な公文書等が国立公文書館等において広く利用に供されるため必要な措置を講ずるもの

○　審査結果

継続審査

⑲　幹部国家公務員法案（渡辺喜美君外５名提出、第185回国会衆法第15号）

○　要旨

国家公務員制度改革基本法を踏まえ、行政の運営を担う国家公務員のうち幹部職員について適用すべき任用、分限等の各般の基準を定めるもの

○　主な質疑内容

（①参照）

○　審査結果

（審査未了）

⑳　国家公務員法等の一部を改正する法律案（津村啓介君外４名提出、第185回国会衆法第16号）

○　要旨

国家公務員制度改革基本法に基づき内閣による人事管理機能の強化等を図るため幹部候補育成課程を創設し、内閣人事局を設置するとともに、国家公務員の退職管理の一層の適正化を図るため再就職等規制違反行為の監視機能を強化する等の措置を講じ、併せて、自律的労使関係制度の措置に伴う人事院勧告制度の廃止、人事行政の公正の確保を図るための人事公正委員会の設置等の措置を講ずるもの

○　主な質疑内容

（①参照）

○　審査結果

（審査未了）

㉑　国家公務員の労働関係に関する法律案（津村啓介君外４名提出、第185回国会衆法第17号）

○　要旨

国家公務員制度改革基本法第12条に基づき自律的労使関係制度を措置するため、一

般職の国家公務員に協約締結権を付与するとともに、これに伴い、団体交渉の対象事項、当事者及び手続、団体協約の効力、不当労働行為事件の審査、あっせん、調停及び仲裁等について定めるもの

○　**主な質疑内容**

（①参照）

○　**審査結果**

（審査未了）

㉒　公務員庁設置法案（津村啓介君外４名提出、第185回国会衆法第18号）

○　**要旨**

国家公務員制度改革基本法に基づき自律的労使関係制度を措置するため、国家公務員の任免、勤務条件等に関する制度並びに団体交渉及び団体協約に関する事務その他の国家公務員の人事行政に関する事務等を担う公務員庁を設置するもの

○　**主な質疑内容**

（①参照）

○　**審査結果**

（審査未了）

㉓　国家安全保障上重要な土地等に係る取引等の規制等に関する法律案（中田宏君外１名提出、第185回国会衆法第21号）

○　**要旨**

我が国の平和及び安全の確保に資するため、その取引等が国家安全保障の観点から支障となるおそれがある重要な土地等について、自由な経済活動との調和を図りつつ、その取引等に対し必要最小限の規制を行う等の措置を講ずるもの

○　**審査結果**

継続審査

㉔　特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案（細田博之君外９名提出、第185回国会衆法第29号）

○　**要旨**

特定複合観光施設区域の整備の推進に関する基本理念及び基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、特定複合観光施設区域整備推進本部を設置し、同本部に特定複合観光施設区域整備推進会議を設置する等の措置を講ずることにより、これを総合的かつ集中的に行うもの

○　**主な質疑内容**

・　特定複合観光施設の整備により国や地方公共団体が享受できるメリット及びカジノの収益の活用方法
・　カジノを合法化することによって生じる社会的問題やリスク
・　特定複合観光施設の設置数及び同区域を設定する地域についての考え方

○　**審査結果**

継続審査

㉕　国家公務員法等の一部を改正する法律案（渡辺喜美君外４名提出、衆法第１号）

○　要旨

国家公務員制度改革基本法に基づく内閣による人事管理機能の強化等を図るため、人事の一元的管理に関する規定の創設、内閣官房の所掌事務及び内閣人事局の設置に関する規定の整備、国家戦略スタッフ及び政務スタッフの設置に関する規定の整備、官民人材交流センター及び再就職等監視委員会に替わる民間人材登用センター及び再就職等監視・適正化委員会に関する規定の整備、他の役職員についての依頼等の規制違反に対する罰則の創設等を行うもの

○　主な質疑内容

（①参照）

○　審査結果

否決

㉖　国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案（衛藤征士郎君外９名提出、衆法第９号）

○　要旨

国民の祝日として、山の日（８月11日）を加えるもの

○　審査結果

可決

㉗　国民経済及び国民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある通商に係る交渉に関する情報の提供の促進に関する法律案（玄葉光一郎君外７名提出、衆法第19号）

○　要旨

重大通商交渉に関し、国民及び国会に対して必要な情報が提供されていない現状に鑑み、政府の国民及び国会に対する適時かつ適切な方法による情報の提供を促進するため、政府の国民に対する情報の提供の努力義務及び国会に対する報告義務等について定めるもの

○　審査結果

継続審査

㉘　総合的な行財政改革を推進するための基盤の整備に関する法律案（前原誠司君外６名提出、衆法第34号）

○　要旨

我が国の行政及び財政に対する国民の信頼を速やかに回復し、並びに我が国の厳しい財政状況に対処するために中長期的に持続可能な財政運営を確保することが喫緊の課題であることに鑑み、国の責任ある行政運営及び財政運営の確保を図るため、総合的な行財政改革を推進するための基盤の整備に関し必要な事項を定めるもの

○　審査結果

継続審査

㉙　サイバーセキュリティ基本法案（内閣委員長提出、衆法第35号）

○　要旨

サイバーセキュリティに関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びサイバーセキュリティ戦略の策定その他サイバーセキュリティに関する施策の基本とな

る事項を定めるとともに、サイバーセキュリティ戦略本部を設置する等の措置を講ずるもの

○　主な発言内容

・　内閣官房情報セキュリティセンターの体制強化及びサイバーセキュリティ関連予算の充実の必要性

・　サイバーセキュリティに関する施策を推進するに当たり、国民の権利に配慮することの必要性

・　国家安全保障戦略におけるサイバーセキュリティの位置付け

○　結果

成案・提出決定

（参議院において継続審査）

㉚　女性が活躍できる社会環境の整備の総合的かつ集中的な推進に関する法律案（松野博一君外５名提出、衆法第38号）

○　要旨

女性が活躍できる社会環境の整備を総合的かつ集中的に推進するため、女性が活躍できる社会環境の整備について、その基本理念その他の基本となる事項を定めるもの

○　審査結果

継続審査

㉛　死因究明等推進基本法案（保岡興治君外５名提出、衆法第42号）

○　要旨

死因究明等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、死因究明等に関する施策の基本となる事項を定め、並びに死因究明等に関する施策に関する推進計画の作成について定めるとともに、死因究明等推進本部を設置すること等により、死因究明等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するもの

○　審査結果

継続審査

㉜　経済社会改革の推進に関する法律案（松田学君外１名提出、衆法第44号）

○　要旨

経済社会改革に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、経済社会改革に関し、基本理念及びその実現を図るために基本となる事項を定め、国の責務を明らかにし、並びに経済社会改革推進計画の作成について定めるとともに、経済社会改革推進本部を設置するもの

○　審査結果

継続審査

㉝　国外犯罪被害者の遺族に対する弔慰金の支給に関する法律案（棚橋泰文君外７名提出、衆法第46号）

○　要旨

国外犯罪行為により不慮の死を遂げた日本国民の遺族に対する弔慰金の支給について必要な事項を定めるもの

○　審査結果

継続審査

《議案審査等一覧》

閣　法

件　　名	提出日	衆　議　院					参　議　院		公布日 番　号
		趣　旨 説　明	委　員　会			本会議	委員会名 議決日 結　果	本会議	
			付託日 提　案 理　由	質　疑	議決日 結　果	議決日 結　果		議決日 結　果	
国家公務員法等の一部を改正する法律案（内閣提出、第185回国会閣法第19号）	(25.11. 5)	(25.11.22)	26. 1.24 (25.11.22)	3.12	3.12 修正(多) (賛-自民・民主・公明) (反-維新・みんな・共産・生活) (附)	3.14 修正	内閣 4.10 可決 (附)	4.11 可決	4.18 法22号
内閣府設置法の一部を改正する法律案（内閣提出第９号）	2. 7		3.18 3.19	3.26	3.26 可決(多) (賛-自民・民主・維新・公明・みんな・生活) (反-共産) (附)	3.27 可決	内閣 4.22 可決 (附)	4.23 可決	5. 1 法31号
健康・医療戦略推進法案(内閣提出第21号)	2.12	3.25	3.25 3.28	4. 2 4. 3(連) 4. 4 4. 9	4. 9 修正(多) (賛-自民・民主・維新・公明・生活) (反-みんな・共産) (附)	4.10 修正	内閣 5.20 可決 (附)	5.23 可決	5.30 法48号
独立行政法人日本医療研究開発機構法案（内閣提出第22号）	2.12	3.25	3.25 3.28	4. 2 4. 3(連) 4. 4 4. 9	4. 9 可決(多) (賛-自民・民主・維新・公明・生活) (反-みんな・共産) (附)	4.10 可決	内閣 5.20 可決 (附)	5.23 可決	5.30 法49号
重大な犯罪を防止し、及びこれと戦う上での協力の強化に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の実施に関する法律案（内閣提出第35号）	2.25		4. 9 4.11	4.16	4.16 可決(多) (賛-自民・民主・維新・公明・みんな・生活) (反-共産)	4.17 可決	内閣 5.27 可決 (附)	5.28 可決	6. 4 法57号
株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律案（内閣提出第63号）（参議院送付）	参 3.13		4.16 4.23	4.25	4.25 可決(多) (賛-自民・民主・維新・公明・生活) (反-みんな・共産) (附)	5. 9 可決	内閣 3.27 可決 (附)	3.28 可決	5.16 法37号

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
独立行政法人通則法の一部を改正する法律案（内閣提出第77号）	4.15	4.22	4.22 5.9	5.16 5.21(連) 5.23	5.23 修正(多) (賛-自民・民主・維新・公明・みんな・生活) (反-共産) (附)	5.27 修正	内閣 6.5 可決 (附)	6.6 可決	6.13 法66号
独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（内閣提出第78号）	4.15	4.22	4.22 5.9	5.16 5.21(連) 5.23	5.23 修正(多) (賛-自民・民主・維新・公明・みんな・生活) (反-共産) (附)	5.27 修正	内閣 6.5 可決 (附)	6.6 可決	6.13 法67号
原子力委員会設置法の一部を改正する法律案（内閣提出第79号）	4.18		5.27 5.28	5.30	5.30 可決(多) (賛-自民・民主・維新・公明・みんな・生活) (反-共産) (附)	6.3 可決	内閣 6.19 可決 (附)	6.20 可決	6.27 法87号

衆　法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案（石関貴史君外４名提出、第183回国会衆法第29号）	(25.6.7)		26.1.24		2.19 撤回許可				
行政改革の総合的かつ集中的な実行に関する法律案（松本剛明君外２名提出、第183回国会衆法第30号）	(25.6.7)		1.24			6.20 閉会中 審査			
独立行政法人通則法の一部を改正する法律案（松本剛明君外３名提出、第183回国会衆法第31号）	(25.6.7)	4.22	1.24 5.9	5.16 5.21(連) 5.23	（審査未了）				
道州制への移行のための改革基本法案（松浪健太君外３名提出、第183回国会衆法第46号）	(25.6.21)		1.24			6.20 閉会中 審査			

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨 説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案 理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律案（枝野幸男君外２名提出、第185回国会衆法第１号）	(25.10.25)	(25.11. 7)	1.24 (25.11. 7) （注）			6.20 閉会中 審査			
国家公務員法等の一部を改正する法律案（渡辺喜美君外３名提出、第185回国会衆法第10号）	(25.11.15)		1.24 (25.11.22)		3. 5 撤回許可				
特別安全保障秘密の適正な管理に関する法律案（渡辺周君外２名提出、第185回国会衆法第11号）	(25.11.19)		1.24 (25.11.20) （注）			6.20 閉会中 審査			
情報適正管理委員会設置法案（渡辺周君外２名提出、第185回国会衆法第12号）	(25.11.19)		1.24 (25.11.20) （注）			6.20 閉会中 審査			
公文書等の管理に関する法律の一部を改正する法律案（渡辺周君外３名提出、第185回国会衆法第13号）	(25.11.19)		1.24			6.20 閉会中 審査			
幹部国家公務員法案（渡辺喜美君外５名提出、第185回国会衆法第15号）	(25.11.20)		1.24 (25.11.22)	3.12	（審査未了）				
国家公務員法等の一部を改正する法律案（津村啓介君外４名提出、第185回国会衆法第16号）	(25.11.20)		1.24 (25.11.22)	3.12	（審査未了）				
国家公務員の労働関係に関する法律案（津村啓介君外４名提出、第185回国会衆法第17号）	(25.11.20)		1.24 (25.11.22)	3.12	（審査未了）				
公務員庁設置法案（津村啓介君外４名提出、第185回国会衆法第18号）	(25.11.20)		1.24 (25.11.22)	3.12	（審査未了）				
国家安全保障上重要な土地等に係る取引等の規制等に関する法律案（中田宏君外１名提出、第185回国会衆法第21号）	(25.11.26)		1.24			6.20 閉会中 審査			
特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案（細田博之君外９名提出、第185回国会衆法第29号）	(25.12. 5)		1.24 6.18	6.18		6.20 閉会中 審査			

（注）国家安全保障に関する特別委員会において、提案理由説明を聴取した。なお、第186回国会においては同特別委員会は設置されなかった。

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨 説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案 理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
国家公務員法等の一部を改正する法律案（渡辺喜美君外４名提出、衆法第１号）	2.27		3. 4 3. 5	3.12	3.12 否決(少) (賛-維新・みんな・生活) (反-自民・民主・公明・共産)	3.14 否決			
国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案（衛藤征士郎君外９名提出、衆法第９号）	3.28		3.28 4.23		4.23 可決(多) (賛-自民・民主・公明・みんな・共産・生活) （注１）	4.25 可決 （注２）	内閣 5.22 可決	5.23 可決	5.30 法43号
国民経済及び国民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある通商に係る交渉に関する情報の提供の促進に関する法律案（玄葉光一郎君外７名提出、衆法第19号）	4.25		6.18			6.20 閉会中 審査			
総合的な行財政改革を推進するための基盤の整備に関する法律案（前原誠司君外６名提出、衆法第34号）	6.11		6.18			6.20 閉会中 審査			
サイバーセキュリティ基本法案（内閣委員長提出、衆法第35号）	6.11			6.11(趣)	6.11 成案・提出決定(多) (賛-自民・民主・維新・公明・みんな・生活) (反-共産)	6.13 可決	内閣	6.20 閉会中 審査	
女性が活躍できる社会環境の整備の総合的かつ集中的な推進に関する法律案（松野博一君外５名提出、衆法第38号）	6.11		6.18			6.20 閉会中 審査			
死因究明等推進基本法案（保岡興治君外５名提出、衆法第42号）	6.16		6.17 6.18			6.20 閉会中 審査			
経済社会改革の推進に関する法律案（松田学君外１名提出、衆法第44号）	6.17		6.18			6.20 閉会中 審査			
国外犯罪被害者の遺族に対する弔慰金の支給に関する法律案（棚橋泰文君外７名提出、衆法第46号）	6.18		6.18			6.20 閉会中 審査			

（注１）維新は党議拘束なし
（注２）維新、みんなは党議拘束なし

(3) 国政調査

国政調査では、質疑、決議及び委員派遣が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- 内閣人事局長に政務担当の内閣官房副長官を充てることとした経緯
- 「日本再興戦略」における数値目標達成の可能性
- 子ども・子育て支援新制度の本格施行に向けての準備状況
- 自殺対策に関する政府の具体的な取組状況
- 従軍慰安婦問題に関する河野官房長官談話の作成過程の検証作業についての政府の取組状況
- 海外における慰安婦像設置問題についての政府の取組状況
- 「山の日」を創設することに関する内閣官房長官の見解
- 我が国の死因究明の現状及び法整備の必要性
- 特定秘密の指定等のチェックを行う、行政府内の第三者機関の設置についてのスケジュール

(4) 決議

決議は１件で、その内容は次のとおりである。

サイバーセキュリティの確保に関する件（平成26.6.11）

政府は、サイバーセキュリティ基本法の施行に当たっては、次の諸点について法的措置も含めて検討を加え、その遺憾なきを期すべきである。

１　具体的な施策

(1)　サイバーセキュリティ戦略本部は、国家安全保障会議、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部、内閣危機管理監等と緊密な連携を図ることとするほか、サイバーセキュリティに関する幅広い分野の有識者の意見を十分に取り入れ、施策に反映させるよう努めること。

(2)　サイバー攻撃関連情報の集約、予防策の構築並びにサイバー攻撃に対応するための演習及び訓練の企画及びその実施については、内閣官房情報セキュリティセンターを中心として総合的に実施すること。

(3)　内閣情報通信政策監と連携して、サイバーセキュリティに関する施策の評価を定期的に実施すること。

(4)　政府の各機関、重要社会基盤事業者及びサイバー関連事業者その他の事業者等における情報通信関連機器等の安全性に関する基準等については、未知の攻撃手法や想定外の攻撃対象への攻撃にも柔軟に対応できるよう、防護対象の重要性の段階に応じたものとするなど、総合的かつ有機的な視点から策定すること。

(5)　大規模サイバー攻撃への対応要領を作成し、関係者の協力の下に行われる定期的な演習及び訓練を通じて実効性のある対応策の構築に努めること。

(6)　サイバーセキュリティ確保のため、サイバーセキュリティに関する技術の向上のための研究開発予算の充実等の取組を積極的に推進すること。

(7)　中小企業者その他の民間事業者におけるサイバーセキュリティの確保のための自発的な取組を積極的に促進すること。

(8)　国民一人一人が自発的にサイバーセキュリティの確保に努めることができるよう、必要な情報の提供及び助言その他の施策を積極的に推進すること。
(9)　地方公共団体が自主的な施策の策定及びその実施を推進できるよう、積極的な支援を行うこと。
(10) 内閣官房情報セキュリティセンターについては、サイバーセキュリティ対策を着実に実施するために必要かつ十分な人員、予算を継続的に確保し、サイバーセキュリティ戦略を積極的に実施すること。
(11) サイバーセキュリティ戦略本部の事務のうち、監査、原因究明のための調査、府省横断的な計画及び関係行政機関の経費の見積り方針等の作成等について、迅速かつ効果的に行う体制を整備すること。

２　人材の育成及び登用
(1)　サイバーセキュリティに関する高度かつ専門的な知識を有する人材の育成に早急に取り組むとともに、人材を関係行政機関及び民間企業等から幅広く登用するよう努め、官民の連携体制を整備すること。
(2)　国の行政機関等でサイバーセキュリティに係る事務に従事する者の関係府省庁及び民間企業等との積極的な人事交流を推進するとともに、過去の人事慣行にとらわれない人事評価の在り方を検討すること。

３　連携体制の整備
(1)　サイバー攻撃のもたらす被害の重大性に鑑み、国家安全保障会議等との連携の下、安全保障上の観点から迅速かつ実効性のある措置を講ずることを検討した上で、必要な措置を講ずること。その際には、平素から危機管理、安全保障までを連続的に対応できる体制を整備すること。
(2)　サイバーセキュリティに関する国際的な連携を推進するため、サイバーセキュリティに関する諸外国の政策や国内外における情勢等の分析、国際的な会議への対応等に関する十分な人員体制を確保し、迅速な情報共有と協力体制の構築を実現すること。

４　サイバー攻撃を組織的に行う集団等の動向を分析し、捜査機関等との情報の適切な共有を図ること。

５　2020年オリンピック・パラリンピック東京大会におけるサイバーセキュリティに関する事象に対処するための国内外の関係機関との連絡調整等を行う組織の在り方について、将来の推進体制を見据えて検討した上で、必要な措置を講ずること。

６　国民の基本的人権について十分に配慮しつつ、サイバーセキュリティの確保を図るため、インターネットその他の高度情報通信ネットワーク上の通信における実効ある帯域制御の在り方について検討すること。

７　立法機関及び司法機関におけるサイバーセキュリティの確保について、それらの機関からの要請に応じ、必要な協力を行うよう努めること。

右決議する。

(5) 連合審査会

連合審査会	開会日	審査・調査案件
内閣委員会 厚生労働委員会連合審査会	平成 26. 4. 3	健康・医療戦略推進法案（内閣提出） 独立行政法人日本医療研究開発機構法案（内閣提出）
内閣委員会 総務委員会連合審査会	5.21	独立行政法人通則法の一部を改正する法律案（内閣提出） 独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（内閣提出） 独立行政法人通則法の一部を改正する法律案（松本剛明君外３名提出、第183回国会）

(6) 参考人

出頭日	職　　業	氏　　名	審査・調査案件
平成 26. 2.21	日本放送協会専務理事	石田　研一君	内閣の重要政策に関する件 栄典及び公式制度に関する件 男女共同参画社会の形成の促進に関する件 国民生活の安定及び向上に関する件 警察に関する件
3.26	独立行政法人理化学研究所理事	米倉　　実君	内閣府設置法の一部を改正する法律案（内閣提出）
4. 4	東北大学大学院医学系研究科教授	大隅　典子君	健康・医療戦略推進法案（内閣提出） 独立行政法人日本医療研究開発機構法案（内閣提出）
	慶應義塾大学医学部長	末松　　誠君	
	公益財団法人ヒューマンサイエンス振興財団会長	竹中　登一君	
	京都大学ｉＰＳ細胞研究所所長・教授	山中　伸弥君	
4.11	再就職等監視委員会委員長	羽柴　　駿君	内閣の重要政策に関する件 栄典及び公式制度に関する件 男女共同参画社会の形成の促進に関する件 国民生活の安定及び向上に関する件 警察に関する件
5.16	東京大学大学院法学政治学研究科教授	宇賀　克也君	独立行政法人通則法の一部を改正する法律案（内閣提出） 独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（内閣提出） 独立行政法人通則法の一部を改正する法律案（松本剛明君外３名提出、第183回国会）
	公認会計士・税理士	樫谷　隆夫君	
	三菱電機株式会社相談役・独立行政法人産業技術総合研究所最高顧問	野間口　有君	
	日本労働組合総連合会副事務局長	安永　貴夫君	
5.30	原子力委員会委員長	岡　　芳明君	原子力委員会設置法の一部を改正する法律案（内閣提出）

（内閣委員会 厚生労働委員会連合審査会）

出頭日	職　　業	氏　　名	審査・調査案件
平成 26. 4. 3	独立行政法人理化学研究所理事長	野依　良治君	健康・医療戦略推進法案（内閣提出） 独立行政法人日本医療研究開発機構法案（内閣提出）

（内閣委員会 総務委員会連合審査会）

出頭日	職　　業	氏　　名	審査・調査案件
平成 26. 5.21	独立行政法人国民生活センター理事長	松本　恒雄君	独立行政法人通則法の一部を改正する法律案（内閣提出） 独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（内閣提出） 独立行政法人通則法の一部を改正する法律案（松本剛明君外３名提出、第183回国会）

(7) 委員派遣・議員海外派遣

①　委員派遣

派遣日	派遣地名	派 遣 目 的	派遣委員
(閉会中) 平成 26. 6.23 ～ 6.25	沖縄県	内閣の重要政策等についての実情調査	11人

②　議員海外派遣

派遣議員団	派遣期間	派遣国名	派 遣 目 的	派遣議員
衆議院東南アジア各国及びインドにおける経済政策等実情調査議員団	（閉会中） 平成26. 7.20 ～ 7.26	インドネシア、シンガポール、インド	東南アジア各国及びインドにおける経済政策等実情調査	６人

【第187回国会】

(1) 委員名簿（40人）

委員長	井上	信治君	自民				
理　事	秋元	司君	自民	理　事	亀岡	偉民君	自民
理　事	田村	憲久君	自民	理　事	平井	たくや君	自民
理　事	平口	洋君	自民	理　事	近藤	洋介君	民主
理　事	木下	智彦君	維新	理　事	高木	美智代君	公明
	青山	周平君	自民		越智	隆雄君	自民
	大岡	敏孝君	自民		鬼木	誠君	自民
	勝俣	孝明君	自民		川田	隆君	自民
	小松	裕君	自民		新谷	正義君	自民
	鈴木	馨祐君	自民		田所	嘉徳君	自民
	田中	英之君	自民		高木	宏壽君	自民
	豊田	真由子君	自民		中谷	真一君	自民
	中山	展宏君	自民		松本	洋平君	自民
	山田	美樹君	自民		吉川	赳君	自民
	泉	健太君	民主		大島	敦君	民主
	福田	昭夫君	民主		大熊	利昭君	維新
	河野	正美君	維新		山之内	毅君	維新
	輿水	恵一君	公明		濱村	進君	公明
	杉田	水脈君	次世代		松田	学君	次世代
	三谷	英弘君	みんな		佐々木	憲昭君	共産
	畑	浩治君	生活				

(2) 議案審査

付託された議案は、内閣提出法律案７件及び議員提出法律案15件（うち継続審査14件、参議院において継続審査１件）で、審査の概況は、次のとおりである。

①　一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第６号）

○　要旨

人事院の国会及び内閣に対する平成26年８月７日付けの職員の給与改定に関する勧告に鑑み、平成26年度の給与改定を行うとともに給与制度の総合的見直しを実施する等とするもの

○　主な質疑内容（①から③までの３件について）

- 昭和57年度の財政状況で同年度の人事院勧告実施を見送ったことと平成26年度の財政状況で同年度の人事院勧告実施をすることとの整合性
- 給与制度の総合的見直しに関して、国家公務員の労働基本権制約の代償機能としての人事院の役割を果たしたか否かについての人事院総裁の認識
- 年齢構成のバランスや総人件費抑制を図っていく中での公務員の再任用と新規採用の在り方についての国家公務員制度担当大臣の見解
- 特別職国家公務員のいわゆるボーナス支給額の引上げについて、我が国の財政事情及び消費税増税が議論されている現状に鑑み、別の取扱いを検討すべきとの意

見についての政府の見解

○　**審査結果**

可決（附帯決議）

②　特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第７号）

○　**要旨**

特別職の職員の給与について、一般職の職員の給与改定に準じて、必要な改定を行うもの

○　**主な質疑内容**

（①参照）

○　**審査結果**

可決（附帯決議）

③　国家公務員退職手当法の一部を改正する法律案（内閣提出第８号）

○　**要旨**

国家公務員の給与制度の総合的見直し等が退職手当の支給水準に及ぼす影響等に鑑み、現行の退職手当の支給水準の範囲内で、職員の在職期間中の公務への貢献度をより的確に反映させるための措置を講ずるもの

○　**主な質疑内容**

（①参照）

○　**審査結果**

可決

④　犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第15号）

○　**要旨**

最近における犯罪による収益の移転に係る状況等に鑑み、疑わしい取引の届出に関する判断の方法、外国所在為替取引業者との契約締結の際の確認義務、特定事業者の体制整備等の努力義務の拡充等を定めるもの

○　**主な質疑内容**

・　資金洗浄に関する金融活動作業部会（ＦＡＴＦ）による「日本に関するＦＡＴＦ声明」（平成26年６月27日）で「最も重要な不備」として指摘された４点の事項のうち、今国会で処理・解決できる事項及び今後の課題

・　本法律案に基づき主務省令で定める疑わしい取引の届出に関する判断方法の具体的な内容

・　既に業界で自主的な取組がなされている事項を本法律案で規定する理由

○　**審査結果**

可決

⑤　国際連合安全保障理事会決議第1267号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法案（内閣提出第16号）

○　**要旨**

国際連合安全保障理事会決議第1267号等が国際的なテロリズムの行為を非難し、国際連合の全ての加盟国に対し当該行為を防止し、及び抑止するために国際テロリストの財産の凍結等の措置をとることを求めていることを踏まえ、我が国が実施する当該

措置について必要な事項を定めるもの

○　**主な質疑内容**

・　外形的には有効な取引であることを装い、テロリストから第三者に財産が移転された場合の対応策

・　国際テロリストに類する国内の反社会組織に対する本法案適用の可能性

・　「第1373号決議によりその財産の凍結等の措置をとるべきこととされている国際テロリスト」としての指定を行うに当たり、恣意的な指定を防止するための方策

○　**審査結果**

可決

⑥　銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案（内閣提出第20号）（参議院送付）

○　**要旨**

国際的な規模で開催される運動競技会の空気銃射撃競技に参加する選手等の競技技術の向上に資する等のため、年少射撃資格者の年齢の要件を緩和するほか、空気銃に係る練習射撃場において射撃練習を行う場合の手続等を定めるもの

○　**主な質疑内容**

・　本法律案の意義

○　**審査結果**

可決

⑦　女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案（内閣提出第22号）

○　**要旨**

急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応していくためには、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍することが一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって豊かで活力ある社会を実現することを目的とするもの

○　**主な質疑内容**

・　女性の活躍が経済における成長戦略となる理由

・　政府が策定する「基本方針」において、採用、昇進等職業生活の各段階における男女の公正な取扱いを求める必要性

・　一般事業主の行動計画策定に当たっての実態把握等を労使の協議などを通じて行うべきとの考えについての政府の見解

○　**参考人からの意見の聴取**

○　**審査結果**

（解散のため本院において審査未了）

⑧　行政改革の総合的かつ集中的な実行に関する法律案（松本剛明君外２名提出、第183回国会衆法第30号）

○　**要旨**

（第186回国会参照）

○　**審査結果**

（解散のため本院において審査未了）

⑨　道州制への移行のための改革基本法案（松浪健太君外３名提出、第183回国会衆法第46号）

○　要旨

（第186回国会参照）

○　審査結果

（解散のため本院において審査未了）

⑩　行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律案（枝野幸男君外２名提出、第185回国会衆法第１号）

○　要旨

（第186回国会参照）

○　審査結果

（解散のため本院において審査未了）

⑪　特別安全保障秘密の適正な管理に関する法律案（渡辺周君外２名提出、第185回国会衆法第11号）

○　要旨

（第186回国会参照）

○　審査結果

（解散のため本院において審査未了）

⑫　情報適正管理委員会設置法案（渡辺周君外２名提出、第185回国会衆法第12号）

○　要旨

（第186回国会参照）

○　審査結果

（解散のため本院において審査未了）

⑬　公文書等の管理に関する法律の一部を改正する法律案（渡辺周君外３名提出、第185回国会衆法第13号）

○　要旨

（第186回国会参照）

○　審査結果

（解散のため本院において審査未了）

⑭　国家安全保障上重要な土地等に係る取引等の規制等に関する法律案（中田宏君外１名提出、第185回国会衆法第21号）

○　要旨

（第186回国会参照）

○　審査結果

（解散のため本院において審査未了）

⑮　特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案（細田博之君外９名提出、第185回国会衆法第29号）

○　要旨

（第186回国会参照）

○　審査結果

（解散のため本院において審査未了）

⑯　国民経済及び国民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある通商に係る交渉に関する情報の提供の促進に関する法律案（玄葉光一郎君外８名提出、第186回国会衆法第19号）

○　要旨

（第186回国会参照）

○　審査結果

（解散のため本院において審査未了）

⑰　総合的な行財政改革を推進するための基盤の整備に関する法律案（前原誠司君外７名提出、第186回国会衆法第34号）

○　要旨

（第186回国会参照）

○　審査結果

（解散のため本院において審査未了）

⑱　サイバーセキュリティ基本法案（第186回国会衆法第35号）（参議院送付）

○　要旨

（第186回国会参照）

○　審査結果

可決

⑲　女性が活躍できる社会環境の整備の総合的かつ集中的な推進に関する法律案（松野博一君外５名提出、第186回国会衆法第38号）

○　要旨

（第186回国会参照）

○　審査結果

（解散のため本院において審査未了）

⑳　死因究明等推進基本法案（保岡興治君外５名提出、第186回国会衆法第42号）

○　要旨

（第186回国会参照）

○　審査結果

（解散のため本院において審査未了）

㉑　経済社会改革の推進に関する法律案（松田学君外１名提出、第186回国会衆法第44号）

○　要旨

（第186回国会参照）

○　審査結果

（解散のため本院において審査未了）

㉒　国外犯罪被害者の遺族に対する弔慰金の支給に関する法律案（棚橋泰文君外７名提出、第186回国会衆法第46号）

○　要旨

（第186回国会参照）

○　審査結果

（解散のため本院において審査未了）

《議案審査一覧》

閣　法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨 説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案 理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第６号）	26.10. 7		10.23 10.29	10.31	10.31 可決（多） （賛-自民・民主・公明・生活） （反-維新・次世代・みんな・共産） （附）	11. 4 可決	内閣 11.11 可決 （附）	11.12 可決	11.19 法105号
特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第７号）	10. 7		10.23 10.29	10.31	10.31 可決（多） （賛-自民・民主・公明・生活） （反-維新・次世代・みんな・共産） （附）	11. 4 可決	内閣 11.11 可決 （附）	11.12 可決	11.19 法106号
国家公務員退職手当法の一部を改正する法律案（内閣提出第８号）	10. 7		10.23 10.29	10.31	10.31 可決（多） （賛-自民・民主・公明・生活） （反-維新・次世代・みんな・共産）	11. 4 可決	内閣 11.11 可決 （附）	11.12 可決	11.19 法107号
犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第15号）	10.10		10.30 10.31	11. 5	11. 5 可決（全） （賛-自民・民主・維新・公明・次世代・みんな・共産・生活）	11. 6 可決	内閣 11.18 可決	11.19 可決	11.27 法117号

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
国際連合安全保障理事会決議第1267号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法案（内閣提出第16号）	10.10		10.30 10.31	11. 5	11. 5 可決（全） （賛-自民・民主・維新・公明・次世代・みんな・共産・生活）	11. 6 可決	内閣 11.18 可決	11.19 可決	11.27 法124号
銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案（内閣提出第20号）（参議院送付）	参 10.14		11.18 11.19	11.19	11.19 可決（全） （賛-自民・公明） （欠-民主・維新・次世代・みんな・共産・生活）	11.21 可決	内閣 10.30 可決 （附）	11. 5 可決	11.28 法131号
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案（内閣提出第22号）	10.17	10.31	10.31 11. 7	11.12 11.13	（審査未了）				

衆　法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
行政改革の総合的かつ集中的な実行に関する法律案（松本剛明君外２名提出、第183回国会衆法第30号）	(25. 6. 7)		26. 9.29		（審査未了）				
道州制への移行のための改革基本法案（松浪健太君外３名提出、第183回国会衆法第46号）	(25. 6.21)		9.29		（審査未了）				
行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律案（枝野幸男君外２名提出、第185回国会衆法第１号）	(25.10.25)	(25.11. 7)	9.29 (25.11. 7) （注）		（審査未了）				
特別安全保障秘密の適正な管理に関する法律案（渡辺周君外２名提出、第185回国会衆法第11号）	(25.11.19)		9.29 (25.11.20) （注）		（審査未了）				

（注）国家安全保障に関する特別委員会において、提案理由説明を聴取した。なお、第187回国会においては同特別委員会は設置されなかった。

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨 説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案 理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
情報適正管理委員会設置法案（渡辺周君外２名提出、第185回国会衆法第12号）	(25.11.19)		9.29 (25.11.20) （注）		（審査未了）				
公文書等の管理に関する法律の一部を改正する法律案（渡辺周君外３名提出、第185回国会衆法第13号）	(25.11.19)		9.29		（審査未了）				
国家安全保障上重要な土地等に係る取引等の規制等に関する法律案（中田宏君外１名提出、第185回国会衆法第21号）	(25.11.26)		9.29		（審査未了）				
特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案（細田博之君外９名提出、第185回国会衆法第29号）	(25.12. 5)		9.29 (26. 6.18)		（審査未了）				
国民経済及び国民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある通商に係る交渉に関する情報の提供の促進に関する法律案（玄葉光一郎君外８名提出、第186回国会衆法第19号）	(26. 4.25)		9.29		（審査未了）				
総合的な行財政改革を推進するための基盤の整備に関する法律案（前原誠司君外７名提出、第186回国会衆法第34号）	(26. 6.11)		9.29		（審査未了）				
サイバーセキュリティ基本法案（第186回国会衆法第35号）（参議院送付）	(26. 6.11)		11. 4		11. 5 可決（多） （賛-自民・民主・維新・公明・次世代・みんな・生活） （反-共産）	11. 6 可決	内閣 10.23 可決 （附）	10.29 可決	11.12 法104号
女性が活躍できる社会環境の整備の総合的かつ集中的な推進に関する法律案（松野博一君外５名提出、第186回国会衆法第38号）	(26. 6.11)		9.29		（審査未了）				
死因究明等推進基本法案（保岡興治君外５名提出、第186回国会衆法第42号）	(26. 6.16)		9.29 (26. 6.18)		（審査未了）				

（注）国家安全保障に関する特別委員会において、提案理由説明を聴取した。なお、第187回国会においては同特別委員会は設置されなかった。

件　　名	提出日	衆　　議　　院					参　議　院		公布日 番　号
		趣　旨 説　明	委　　員　　会			本会議	委員会名 議決日 結　果	本会議	
			付託日 提　案 理　由	質　疑	議決日 結　果	議決日 結　果		議決日 結　果	
経済社会改革の推進に関する法律案（松田学君外１名提出、第186回国会衆法第44号）	(26. 6.17)		9.29		（審査未了）				
国外犯罪被害者の遺族に対する弔慰金の支給に関する法律案（棚橋泰文君外７名提出、第186回国会衆法第46号）	(26. 6.18)		9.29		（審査未了）				

(3) 国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○　主な質疑内容

・　有村国務大臣が兼務する「男女共同参画担当大臣」及び「女性活躍担当大臣」の役割
・　アベノミクスの成果の現状
・　子ども・子育て支援新制度に移行する幼稚園・認定こども園に対しても現行の私学助成の水準を維持するよう知事会等に要請する必要性及び新制度移行後の施設運営を維持できる経過措置を早急に講ずる必要性
・　サイバーセキュリティの観点から使用することにリスクのある電子機器についての、官公庁における使用状況の調査の現状
・　「特定秘密の保護に関する法律」に関する自由民主党、公明党、日本維新の会及びみんなの党の合意事項（平成25年12月５日）の実施状況
・　統合型リゾート（ＩＲ）に関する政府の取組
・　株式会社地域経済活性化支援機構の全体としての投資収益目標
・　近年の公益法人制度改革に対する担当大臣の評価
・　独立行政法人が保有する資産の状況を踏まえ、余剰資産の処分に関する数値目標を設定することの必要性
・　内閣官房報償費の透明性の確保を図る方策に関する基準の検討状況

(4) 連合審査会

連合審査会	開会日	審査・調査案件
文部科学委員会 内閣委員会連合審査会	平成 26.11.11	平成32年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法案（内閣提出）

(5) 参考人

出頭日	職　　業	氏　　名	審査・調査案件
平成 26.10.15	日本銀行理事	雨宮　正佳君	内閣の重要政策に関する件 公務員の制度及び給与並びに行政機構に関する件 栄典及び公式制度に関する件 男女共同参画社会の形成の促進に関する件 国民生活の安定及び向上に関する件 警察に関する件
11. 7	日本銀行理事	雨宮　正佳君	
11.13	株式会社ワーク・ライフバランス代表取締役社長	小室　淑恵君	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案（内閣提出）
	独立行政法人労働政策研究・研修機構副主任研究員	内藤　　忍君	
	三菱ＵＦＪリサーチ＆コンサルティング株式会社女性活躍推進・ダイバーシティマネジメント戦略室室長	矢島　洋子君	

【第188回国会】

(1) 委員名簿（40人）

委員長	井上	信治君	自民
理　事	秋元	司君	自民
理　事	田村	憲久君	自民
理　事	平口	洋君	自民
理　事	木下	智彦君	維新
	青山	周平君	自民
	大岡	敏孝君	自民
	勝俣	孝明君	自民
	佐藤	ゆかり君	自民
	鈴木	馨祐君	自民
	田中	英之君	自民
	豊田	真由子君	自民
	中山	展宏君	自民
	松本	洋平君	自民
	泉	健太君	民主
	神山	洋介君	民主
	福田	昭夫君	民主
	河野	正美君	維新
	初鹿	明博君	維新
	濱村	進君	公明
	塩川	鉄也君	共産
理　事	亀岡	偉民君	自民
理　事	平井	たくや君	自民
理　事	近藤	洋介君	民主
理　事	高木	美智代君	公明
	越智	隆雄君	自民
	鬼木	誠君	自民
	小松	裕君	自民
	新谷	正義君	自民
	田所	嘉徳君	自民
	高木	宏壽君	自民
	中谷	真一君	自民
	長尾	敬君	自民
	山田	美樹君	自民
	大島	敦君	民主
	小山	展弘君	民主
	山尾	志桜里君	民主
	高井	崇志君	維新
	輿水	恵一君	公明
	池内	さおり君	共産

(2) 議案審査

付託された議案はなかった。

２　総務委員会

【第186回国会】

(1) 委員名簿（40人）

委員長	高木	陽介君	公明				
理　事	石田	真敏君	自民	理　事	土屋	正忠君	自民
理　事	橋本	岳君	自民	理　事	福井	照君	自民
理　事	山口	泰明君	自民	理　事	原口	一博君	民主
理　事	三宅	博君	維新	理　事	桝屋	敬悟君	公明
	井上	貴博君	自民		伊藤	忠彦君	自民
	今枝	宗一郎君	自民		上杉	光弘君	自民
	大西	英男君	自民		門山	宏哲君	自民
	川崎	二郎君	自民		木内	均君	自民
	小林	史明君	自民		清水	誠一君	自民
	瀬戸	隆一君	自民		田所	嘉徳君	自民
	中谷	元君	自民		中村	裕之君	自民
	長坂	康正君	自民		西銘	恒三郎君	自民
	松本	文明君	自民		山口	俊一君	自民
	湯川	一行君	自民		奥野	総一郎君	民主
	黄川田	徹君	民主		近藤	昭一君	民主
	福田	昭夫君	民主		上西	小百合君	維新
	新原	秀人君	維新		中田	宏君	維新
	馬場	伸幸君	維新		百瀬	智之君	維新
	濱村	進君	公明		渡辺	喜美君	みんな
	塩川	鉄也君	共産				

(2) 議案審査等

付託された議案は、内閣提出法律案13件、議員提出法律案８件（うち継続審査４件)、承認を求めるの件１件及び決算等１件、委員会提出法律案は２件で、審査等の概況は、次のとおりである。

①　地方交付税法の一部を改正する法律案（内閣提出第１号）

○　要旨

平成23年度の第３次補正予算で地方交付税の総額に加算した震災復興特別交付税のうち、平成24年度に繰り越し、同年度の決算において不用となった金額を減額するとともに、平成25年度分の震災復興特別交付税について加算措置を講ずる等所要の措置を講ずるもの

○　主な質疑内容

・　現行水準の地方交付税法定率の妥当性についての総務大臣及び財務省の見解
・　行政努力により税収増が実現した地方公共団体に対してインセンティブを与えるべきであるとの考えについての総務大臣の見解
・　地方公共団体の除染経費に対して震災復興特別交付税及び特別交付税で措置した

額を東京電力に賠償請求すべきとの考えについての総務大臣の見解

○　**審査結果**

可決

②　地方税法等の一部を改正する法律案（内閣提出第10号）

○　**要旨**

耐震改修が行われた既存建築物に係る固定資産税の減額措置の創設、税制抜本改革を着実に実施するための法人住民税法人税割、地方法人特別税及び法人事業税の税率の改正、自動車取得税、自動車税及び軽自動車税の見直し、東日本大震災からの復興支援のための固定資産税及び都市計画税の課税免除等措置の延長、国際課税原則の総合主義から帰属主義への見直し、税負担軽減措置等の整理合理化等の措置を講ずるもの

○　**主な質疑内容**

・　自動車取得税に係る見直し内容及び軽自動車税の見直しを盛り込むこととした理由

・　法人実効税率の引下げの際には、外形標準課税を検討するのかについての総務大臣への確認

・　事業所税の役割は終了しており、直ちに廃止すべきことについての総務大臣の見解

○　**審査結果**

可決

③　地方交付税法等の一部を改正する法律案（内閣提出第11号）

○　**要旨**

平成26年度分の地方交付税の総額の特例措置を講ずるほか、各種の制度改正等に伴って必要となる行政経費の財源を措置するため地方交付税の単位費用等の改正を行うとともに、公共施設等の除却に要する経費に充てるための地方債を起こすことができることとし、あわせて、地方法人税を地方交付税の対象税目とする等所要の措置を講ずるもの

○　**主な質疑内容**

・　今回の地方法人課税の見直しによる地方交付税原資化についての総務大臣の見解

・　普通交付税の算定に用いる「地域の元気創造事業費」の導入の目的及びその効果についての総務大臣の見解

・　全国的に更新時期を迎える公共施設は膨大であり、解体撤去に係る地方債の発行以外にも多様な手法を採る必要があるとの考えについての総務大臣の見解

○　**審査結果**

可決

④　成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第12号）

○　**要旨**

成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の有効期限を５年間延長するもの

○　主な質疑内容

・　本法律案の期限延長の理由並びに新規事業を追加する目的及び効果

・　成田国際空港の更なる機能強化に向けた今後の取組についての国土交通省の見解

・　平成元年12月29日の閣議決定で補助率の総合的見直しを推進するとしていることに関する具体的取組内容及び現安倍内閣における考え方

○　審査結果

可決

⑤　電波法の一部を改正する法律案（内閣提出第30号）

○　要旨

電波の有効利用を促進する観点から、電波利用料の適正性を確保するためその料額を改定するとともに、災害時に非常通信を行う無線局等に係る手数料等を免除するほか、技術基準適合証明等の表示方法に係る規定の整備等を行おうとするもの

○　主な質疑内容

・　電波利用料の改定に当たり、今回新たに携帯電話に対して国民の生命、財産の保護に寄与するとして特性係数を適用する理由についての総務大臣の見解

・　ラジオの難聴対策として中継局を整備する費用を共益費用である電波利用料から支出する理由

・　電波利用料の使途の一つである「電波の人体等への影響に関する調査」に係る予算額、調査機関及び研究内容等の確認

○　審査結果

可決（附帯決議）

⑥　地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律案（内閣提出第47号）

○　要旨

地方公務員について、人事評価制度の導入等により能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図るとともに、再就職者による依頼等の規制の導入等により退職管理の適正を確保しようとするもの

○　主な質疑内容

・　人事評価制度の導入に当たり、小規模市町村には支援・対応策が必要であるとの意見に対する総務大臣の見解

・　人事評価による年功序列を飛び越えた昇任・昇格の可能性及び職員の意欲向上についての総務大臣の見解

・　目標管理を伴う人事評価制度は人事異動の障害になり得ることから、小規模団体にはなじまないとの意見に対する総務大臣の見解

○　審査結果

可決

⑦　地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（内閣提出第66号）

○　要旨

国から地方公共団体又は都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等を行うもの

○　**主な質疑内容**

・　事務・権限の移譲に伴う財源確保の必要性

・　一般市の規模にかかわらず一律に事務・権限を移譲することは実態に合わないとすることについての地方分権改革担当大臣の見解

・　地方分権改革の今後のビジョンについての地方分権改革担当大臣の見解

○　**参考人からの意見の聴取**

○　**審査結果**

可決（附帯決議）

⑧　放送法及び電波法の一部を改正する法律案（内閣提出第69号）

○　**要旨**

近年における放送をめぐる社会経済情勢の変化等を踏まえ、日本放送協会（ＮＨＫ）がインターネットを通じて提供する放送番組等の対象を拡大するとともに、民間の基幹放送事業者の経営基盤強化計画の認定に係る制度の創設、認定放送持株会社に係る認定の要件の緩和等の措置を講じようとするもの

○　**主な質疑内容**

・　ＮＨＫのインターネット活用業務の今後の展望並びに受信料制度の見直しについての現在の立場及び検討状況についての総務省及びＮＨＫ会長の見解

・　経営基盤強化計画の認定制度の対象メディアはラジオに限定されているのか否かの確認

・　認定放送持株会社の認定の要件の緩和が、認定放送持株会社の経営戦略の強化となって、放送の多元性・多様性・地域性を損なわせるのではないかとの懸念に対する総務大臣の見解

○　**参考人からの意見の聴取**

○　**審査結果**

可決（附帯決議）

⑨　行政不服審査法案（内閣提出第70号）

○　**要旨**

行政庁の処分又は不作為に対する不服申立ての制度について、より簡易迅速かつ公正な手続による国民の権利利益の救済を図るため、不服申立ての種類の一元化、審理員による審理手続、行政不服審査会への諮問手続の導入等を行うもの

○　**主な質疑内容**（⑨から⑪までの３件について）

・　審査請求期間を行政事件訴訟法に合わせて６か月に延長しない理由についての総務大臣への確認

・　審査請求に一元化するのではなく、異議申立てを自由選択として残すことが国民の権利救済にとってメリットになるのではないかとの意見に対する総務大臣の見解

・　法令違反の事実がある場合に限って、権限を有する行政庁に対し是正のための処分等を求めることができるとする規定中の「法令」の範囲

○　**参考人からの意見の聴取**

○　**審査結果**

修正（附帯決議）

＜修正内容＞

政府は、この法律の施行後５年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする規定の追加をすること

⑩　行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出第71号）

○　**要旨**

行政不服審査法の施行に伴う関係法律の規定の整備等を行うもの

○　**主な質疑内容**

（⑨参照）

○　**参考人からの意見の聴取**

○　**審査結果**

可決

⑪　行政手続法の一部を改正する法律案（内閣提出第72号）

○　**要旨**

処分及び行政指導に関する手続について、国民の権利利益の保護の充実を図るため、法律の要件に適合しない行政指導の中止等を求める制度及び法令に違反する事実の是正のための処分又は行政指導を求める制度の整備等を行うもの

○　**主な質疑内容**

（⑨参照）

○　**参考人からの意見の聴取**

○　**審査結果**

可決

⑫　電気通信事業法の一部を改正する法律案（内閣提出第74号）（参議院送付）

○　**要旨**

電気通信役務の確実かつ安定的な提供を確保するため、電気通信設備の管理体制の拡充を図るとともに、技術基準等の適用対象となる電気通信事業者の範囲の拡大等を行うほか、技術基準適合認定等の表示方法に係る規定の整備等を行おうとするもの

○　**主な質疑内容**

・　電気通信事業者が事故を報告するべきサービス区分別の基準の見直しに関する検討内容

・　今回の改正における重大事故の三大要因（人為的ミス、設備の容量不足、ソフトウェアバグ）に関する改善内容及び想定される効果についての総務大臣の見解

・　国及び事業者に対して電気通信事故に関する情報公表義務を課すことについての総務大臣の見解

○　**審査結果**

可決（附帯決議）

⑬　地方自治法の一部を改正する法律案（内閣提出第75号）

○　**要旨**

地方制度調査会の答申にのっとり、指定都市について、区の事務所が分掌する事務を条例で定めることとし、総合区に関する制度を創設するとともに、指定都市都道

府県調整会議に関する制度の創設、中核市制度と特例市制度の統合、連携協約及び事務の代替執行に関する制度の創設等の措置を講ずるもの

○　**主な質疑内容**

・　指定都市の区長の公選制を導入しなかった理由についての総務大臣の見解

・　中核市制度と特例市制度を統合した場合の専門的知識を有する人材の確保策

・　既存の広域連携の仕組みに加えて、新たに広域連携制度を創設することの意義についての総務大臣の見解

○　**参考人からの意見の聴取**

○　**審査結果**

可決（附帯決議）

⑭　地方自治法の一部を改正する法律案（原口一博君外５名提出、第185回国会衆法第３号）

○　**要旨**

地方公共団体における非常勤の職員の現状等に鑑み、非常勤職員の手当に関する規定を整備するもの

○　**審査結果**

継続審査

⑮　地方公務員の政治的中立性の確保のための地方公務員法等の一部を改正する法律案（重徳和彦君外３名提出、第185回国会衆法第20号）

○　**要旨**

地方公務員の政治的中立性を確保するため、地方公務員についても、国家公務員と同様にその政治的行為を制限するもの

○　**主な質疑内容**

・　大阪市の政治的活動を規制する罰則条例制定の際に、政府が答弁書で罰則付きの条例は地方公務員法に違反するとの見解を出したことについての総務大臣の見解

・　現行の地方公務員法に政治的活動の規制に関する罰則規定を追加することにより、地方公務員の政治的中立を確保できるとの意見に対する総務大臣の見解

・　地方公務員の違法な政治的活動に対する懲戒処分が、人事委員会への不服申立ての滞留により機能不全に陥っていることについての総務大臣の見解

○　**審査結果**

継続審査

⑯　地方公務員法等の一部を改正する法律案（原口一博君外３名提出、第185回国会衆法第24号）

○　**要旨**

地方公務員の能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図るための人事評価制度並びに地方公務員の退職管理の適正を確保するための再就職者による依頼等の規制を導入するとともに、自律的労使関係制度の措置に伴う勤務条件等に係る人事委員会勧告制度の廃止等の所要の措置を講ずるもの

○　**主な質疑内容**（⑯及び⑰の２件について）

・　地方公務員法等の一部を改正する法律案に自律的労使関係制度に関する規定を盛り込んだ理由についての提出者への確認

・　地方公務員法等の一部を改正する法律案及び地方公務員の労働関係に関する法律案が政府提出法律案として平成24年に提出された際の全国知事会、全国市長会及び全国町村会からの意見の内容
・　平成22年12月の「消防職員の団結権のあり方に関する検討会報告書」の視点・方向性に対する総務大臣及び提出者の見解

○　**審査結果**
継続審査

⑰　地方公務員の労働関係に関する法律案（原口一博君外３名提出、第185回国会衆法第25号）

○　**要旨**
地方公務員の自律的労使関係制度を措置するため、地方公務員に協約締結権を付与するとともに、これに伴い、団体交渉の対象事項、当事者及び手続、団体協約の効力、不当労働行為事件の審査、あっせん、調停及び仲裁等について定めるもの

○　**主な質疑内容**
（⑯参照）

○　**審査結果**
継続審査

⑱　過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律案（総務委員長提出、衆法第２号）

○　**要旨**
過疎地域の要件を追加するほか、過疎地域自立促進のための地方債の対象経費として中小企業の育成又は企業の導入若しくは起業の促進のために市町村が個人又は法人その他の団体に使用させるための工場及び事務所等の整備に要する経費を追加するもの

○　**内閣の意見の聴取**

○　**結果**
成案・提出決定

⑲　放送法の一部を改正する法律案（原口一博君外３名提出、衆法第３号）

○　**要旨**
国民の「知る権利」、公共放送の自主性・自律性を守るため、日本放送協会の役員人事の透明性・中立性を確保する観点等から、見直しを行うもの

○　**主な質疑内容**
・　ＮＨＫ会長を経営委員会に加えること、経営委員選定委員会の新設及び会長の指名委員会の設置の３項目の理由と効果についての提出者への確認
・　ＮＨＫ経営委員会委員の欠格事由に政治団体の役員を追加した理由についての提出者への確認
・　クロスオーナーシップ規制の検討条項を盛り込んだ意図についての提出者への確認

○　**参考人からの意見の聴取**

○　**審査結果**
否決

⑳　電波法の一部を改正する法律案（原口一博君外４名提出、衆法第11号）

○　要旨

電波の有効利用を促進するため、無線局の免許及び特定基地局の開設計画の認定について競争による申請者の選定の制度を新設するとともに、電波利用料の金額に電波の経済的価値が適切に反映されることとするもの

○　主な質疑内容

・　電波利用料制度の性質を共益費用から電波の経済的価値を反映したものに変更する理由についての提出者への確認

・　第４世代携帯電話に対する周波数の割当に関し、周波数オークションを導入する意向があるかについての総務大臣への確認

・　オークション制度を導入している諸外国で起きた入札額の高騰や落札後の事業撤退への対策についての提出者の見解

○　審査結果

否決

㉑　通信・放送委員会設置法案（原口一博君外３名提出、衆法第12号）

○　要旨

通信及び放送の分野における規律に関する事務を公正かつ中立に行わせるため、内閣府の外局として、通信・放送委員会を設置し、その任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するため必要な組織を定める等の措置等を講じようとするもの

○　主な質疑内容

・　通信・放送委員会を設置する趣旨及びそのメリットについての提出者の見解

・　通信・放送委員会を設置することに対する総務大臣の評価

・　通信・放送委員会がＮＨＫを所管するメリットについての提出者及び総務大臣の見解

○　内閣の意見の聴取

○　審査結果

否決

㉒　行政不服審査法案（原口一博君外４名提出、衆法第20号）

○　要旨

行政庁の処分又は不作為に対する不服申立ての制度について、より簡易迅速かつ公正な手続による国民の権利利益の救済を図るため、不服申立ての種類の一元化、審理官等による審理手続の導入等を行うもの

○　主な質疑内容

・　審理官制度創設による審理の独立性及び専門性の向上についての提出者への確認

・　審理官を設置する機関及びその人数についての提出者への確認

・　国税不服審判所等における審理中に作成された文書の取扱いに関する規定を設けた理由についての提出者への確認

○　審査結果

（審査未了）

㉓　行政書士法の一部を改正する法律案（総務委員長提出、衆法第39号）

○　要旨

所定の研修の課程を修了した特定行政書士は、行政書士が作成した官公署に提出する書類に係る許認可等に関する審査請求、異議申立て、再審査請求等行政庁に対する不服申立ての手続について代理し、及びその手続について官公署に提出する書類を作成することを業とすることができることとするもの

○　主な発言内容

・　今回の改正の趣旨及び改正による国民へのメリットについての提出者の見解
・　特定行政書士が不服申立ての代理業務として扱うことが想定される分野の範囲についての提出者への確認
・　特定行政書士になるための研修の具体的内容についての提出者への確認

○　結果

成案・提出決定

㉔　放送法第70条第２項の規定に基づき、承認を求めるの件（内閣提出、承認第１号）

○　概要

日本放送協会の平成26年度予算であり、一般勘定事業収支については、事業収入6,629億円、事業支出6,539億円、事業収支差金90億円とするもの

なお、受信料については、消費税率及び地方消費税率の引上げに伴い、税負担の転嫁による額の改定を行うとするもの

また、事業運営に当たっては、正確で迅速な報道に加え、課題を深く掘り下げるなど報道の強化を図るほか、世界に通用する質の高い番組及び日本や地域の発展につながる放送を充実するとともに、世界に向けた情報発信を強化し、受信料公平負担の徹底のための営業改革と理解促進に努め、一層効率的な経営を行うとするもの

○　主な質疑内容

・　ＮＨＫ会長の就任会見での発言に対する視聴者からの意見の件数及びこのうち批判的な意見の割合
・　受信料の値上げを回避するために実施した経営努力についてのＮＨＫ会長の認識
・　大災害時における社会的使命を果たすため、新放送センターへの建替えを、平成37年の運用開始に向け早期に進めることに関するＮＨＫ会長の決意

○　審査結果

承認（附帯決議）

㉕　日本放送協会平成24年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書

○　概要

日本放送協会の平成24年度決算であり、一般勘定について、経常事業収入6,591億円、経常事業支出6,469億円、経常事業収支差金121億円、当期事業収支差金195億円とするもの

○　審査結果

（審査未了）

《議案審査等一覧》

閣　法

件　　名	提出日	衆　議　院					参　議　院		公布日 番　号
		趣　旨 説　明	委　員　会			本会議	委員会名 議決日 結　果	本会議	
			付託日 提　案 理　由	質　疑	議決日 結　果	議決日 結　果		議決日 結　果	
地方交付税法の一部を改正する法律案（内閣提出第１号）	26. 1.24		2. 3 2. 4	2. 4	2. 4 可決（多） （賛-自民・民主・公明・みんな） （反-維新・共産）	2. 4 可決	総務 2. 7 可決	2. 7 可決	2.17 法２号
地方税法等の一部を改正する法律案（内閣提出第10号）	2. 7	2.18	2.18 2.25	2.27	2.28 可決（多） （賛-自民・公明） （反-民主・維新・みんな・共産）	2.28 可決	総務 3.20 可決	3.20 可決	3.31 法４号
地方交付税法等の一部を改正する法律案（内閣提出第11号）	2. 7	2.18	2.18 2.25	2.27	2.28 可決（多） （賛-自民・公明） （反-民主・維新・みんな・共産）	2.28 可決	総務 3.20 可決	3.20 可決	3.31 法５号
成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第12号）	2. 7		3.12 3.13	3.18	3.18 可決（全） （賛-自民・民主・維新・公明・みんな・共産）	3.18 可決	総務 3.27 可決	3.28 可決	3.31 法９号
電波法の一部を改正する法律案（内閣提出第30号）	2.14		4. 1 4. 1	4. 3	4. 3 可決（多） （賛-自民・民主・維新・公明・共産） （反-みんな） （附）	4. 4 可決	総務 4.15 可決 （附）	4.16 可決	4.23 法26号
地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律案（内閣提出第47号）	3. 7		4. 7 4. 8	4.10	4.10 可決（多） （賛-自民・維新・公明・みんな） （反-民主・共産）	4.11 可決	総務 4.24 可決	4.25 可決	5.14 法34号
地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（内閣提出第66号）	3.14		4.14 4.15	4.17 4.22 4.24	4.24 可決（多） （賛-自民・民主・維新・公明・みんな） （反-共産） （附）	4.25 可決	総務 5.27 可決 （附）	5.28 可決	6. 4 法51号
放送法及び電波法の一部を改正する法律案（内閣提出第69号）	3.14		5.19 5.20	5.22 5.27	5.27 可決（多） （賛-自民・民主・維新・公明・みんな） （反-共産） （附）	5.29 可決	総務 6.19 可決 （附）	6.20 可決	6.27 法96号

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
行政不服審査法案（内閣提出第70号）	3.14		4.21 4.24	5. 8 5.13 5.15	5.20 修正（多） （賛-自民・民主・維新・公明・みんな） （反-共産） （附）	5.22 修正	総務 6. 5 可決 （附）	6. 6 可決	6.13 法68号
行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出第71号）	3.14		4.21 4.24	5. 8 5.13 5.15	5.20 可決（多） （賛-自民・民主・維新・公明・みんな） （反-共産）	5.22 可決	総務 6. 5 可決	6. 6 可決	6.13 法69号
行政手続法の一部を改正する法律案（内閣提出第72号）	3.14		4.21 4.24	5. 8 5.13 5.15	5.20 可決（全） （賛-自民・民主・維新・公明・みんな・共産）	5.22 可決	総務 6. 5 可決	6. 6 可決	6.13 法70号
電気通信事業法の一部を改正する法律案（内閣提出第74号）（参議院送付）	参 3.14		5.26 5.27	5.29	5.29 可決（全） （賛-自民・民主・維新・公明・みんな・共産） （附）	6. 3 可決	総務 4. 8 可決 （附）	4. 9 可決	6.11 法63号
地方自治法の一部を改正する法律案（内閣提出第75号）	3.18	4.10	4.10 4.15	4.17 4.22 4.24	4.24 可決（多） （賛-自民・民主・維新・公明・みんな） （反-共産） （附）	4.25 可決	総務 5.20 可決 （附）	5.23 可決	5.30 法42号

衆　法

件名	提出日	衆議院				参議院		公布日 番号
		趣旨説明	委員会		本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果		議決日 結果	
地方自治法の一部を改正する法律案（原口一博君外５名提出、第185回国会衆法第３号）	(25.11. 6)		26. 1.24 (25.11. 7)		6.20 閉会中審査			
地方公務員の政治的中立性の確保のための地方公務員法等の一部を改正する法律案（重徳和彦君外３名提出、第185回国会衆法第20号）	(25.11.22)		1.24 4. 8	4.10	6.20 閉会中審査			

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨 説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案 理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
地方公務員法等の一部を改正する法律案（原口一博君外３名提出、第185回国会衆法第24号）	(25.11.29)		1.24 4.8	4.10		6.20 閉会中審査			
地方公務員の労働関係に関する法律案（原口一博君外３名提出、第185回国会衆法第25号）	(25.11.29)		1.24 4.8	4.10		6.20 閉会中審査			
過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律案（総務委員長提出、衆法第２号）	3.13				3.13 成案・提出決定(全) (賛-自民・民主・維新・公明・共産) (欠-みんな)	3.14 可決	総務 3.25 可決	3.26 可決	3.31 法８号
放送法の一部を改正する法律案（原口一博君外３名提出、衆法第３号）	3.20		5.15 5.20	5.22 5.27	5.27 否決(少) (賛-民主・みんな) (反-自民・維新・公明・共産)	5.29 否決			
電波法の一部を改正する法律案（原口一博君外４名提出、衆法第11号）	4.2		4.2 4.3	4.3	4.3 否決(少) (賛-民主・維新・みんな) (反-自民・公明・共産)	4.4 否決			
通信・放送委員会設置法案（原口一博君外３名提出、衆法第12号）	4.2		4.2 4.3	4.3	4.3 否決(少) (賛-民主・みんな・共産) (反-自民・維新・公明)	4.4 否決			
行政不服審査法案（原口一博君外４名提出、衆法第20号）	5.12		5.13 5.13	5.15	（審査未了）				
行政書士法の一部を改正する法律案（総務委員長提出、衆法第39号）	6.12			6.12(可)	6.12 成案・提出決定(全) (賛-自民・民主・維新・公明・みんな・共産)	6.13 可決	総務 6.19 可決	6.20 可決	6.27 法89号

承認を求めるの件

件名	提出日	衆議院					参議院		備考
		趣旨説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
放送法第70条第２項の規定に基づき、承認を求めるの件 （内閣提出、承認第１号）	26. 2.21		3.24 3.25	3.25 3.27	3.27 承認（多） （賛-自民・公明・みんな） （反-民主・維新・共産） （附）	3.27 承認	総務 3.28 承認 （附）	3.31 承認	

決算等

件名	提出日	衆議院					参議院		備考
		趣旨説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
日本放送協会平成24年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書	(25.12. 6)		26. 1.24		（審査未了）				

(3) 国政調査

国政調査では、質疑、決議及び委員派遣が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- 地方公務員法に地方公務員による違法な政治的活動に関する罰則規定がないため、懲戒処分がほとんど機能していない現状にあるとの意見に対する総務大臣の見解
- 政策評価について、総務大臣の勧告と内閣総理大臣に対する助言を活用して適正な予算を組むことについての総務大臣の決意
- 過疎対策のこれまでの取組状況及び今後の課題に対する総務大臣の見解
- 日本創成会議・人口減少問題検討分科会の人口再生産力に着目した市区町村別将来推計人口を踏まえた政府の対応についての総務大臣の見解
- 平成25年度末の雪害に伴い発生した地方公共団体の財政需要について平成26年度分を含めた特別交付税により措置することについての総務大臣の見解
- 住民税の現年課税が実現しない理由及び今後の取組についての総務大臣の見解
- 消防団員の報酬について、交付税措置されていながらいまだ無報酬の自治体があることを踏まえ、団員の処遇改善を通じた団員確保の観点から支給が行われるよう、より積極的に働きかけることについての総務大臣の見解
- 生活必需品となっている携帯電話の料金が国際的に比較して高いことを踏まえ、引き下げる方向で政策誘導する必要性についての総務大臣の見解

・　ＮＨＫ会長の就任会見での個人的発言をめぐる一連の混乱についての総務大臣の見解
・　地上デジタル放送の日本方式等の国際展開の推進等、今後の情報通信技術（ＩＣＴ）戦略の進め方についての総務大臣の見解

（4）決議

決議は１件で、その内容は次のとおりである。

地方税財政基盤の早期確立及び東日本大震災への対応に関する件（平成26.2.28）

景気回復の実感が地域経済に未だ十分に浸透していない現状を打破するためにも、地方の経済財政基盤の再構築が急務であることに鑑み、政府は次の諸点について措置すべきである。

１　地方交付税については、地方法人税の地方交付税原資化を図るなどされているところであるが、今後においても、本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が十分発揮できるよう、引き続き、地方税等と併せ地方公共団体の安定的な財政運営に必要な総額の充実確保を図るとともに、法定率の引上げを含めた抜本的な見直しを検討し、特例措置に依存しない持続可能な制度の確立を目指すこと。

２　地方税については、地方財政の自主性・自立性を確立するとともに、税源の偏在性が小さく、安定的で充実した財源の確保を可能とする地方税制の構築を図ること。また、地方税収の減収が生ずる地方税制の見直しを行う場合には、適切な財源補填措置を講ずるとともに、税負担軽減措置等の創設や拡充に当たっては、真に地域経済や住民生活に寄与するものに限られるよう、慎重な対処を行うこと。

３　地方財政計画における歳出特別枠については、地方歳出の実態を勘案して、その必要性を検討することとし、地方公共団体の意見を十分に反映させるなど、いやしくも一方的な減額を行うことがないようにすること。

４　巨額の借入金に係る元利償還が地方公共団体の財政運営を圧迫し、諸施策の実施を制約しかねない状況にあることに鑑み、計画的に地方財政の健全化を進めるとともに、臨時財政対策債を始め、累積する地方債の元利償還については、将来において地方公共団体の財政運営に支障が生ずることのないよう、万全の財源措置を講ずること。

５　社会保障全体を持続可能なものとする上で、社会保障分野において担っている地方公共団体の役割は極めて大きいことに鑑み、社会保障関係費の大幅な自然増等に対応するため、更なる財源の充実確保を図ること。

６　市町村の姿の変化に対応した地方交付税の算定については、特に、合併市町村における合併時点では想定できなかった新たな財政需要に対応しての算定であることに鑑み、今後、市町村の実情を踏まえつつ、更に検討を行い、これらの財政需要に確実に対応できる算定方法を構築すること。

７　地方債制度及びその運用については、平成24年度から導入された民間資金に係る地方債届出制度の運用状況を踏まえ、財政基盤が脆弱な市町村に対しては、地方公共団体金融機構の機動的な活用を含め、公的資金の確保と適切な配分に最大限の配慮を行うなど、地方債の円滑な発行と流通、保有の安全性の確保を図ること。

８　公共施設等の除却に係る地方債については、地方債の制限を定めた地方財政法第５条の特例措置であることに鑑み、厳正な運用を図りつつ、地方公共団体の要望に的確に対応するよう努めること。また、第三セクター等改革推進債については、抜本的改

革に着手しながらその完了が間に合わなかった地方公共団体について、例外的に経過措置を設けるという趣旨に鑑み、地方公共団体における集中的な取組により、経過措置がその期間内に確実に終了できるよう最大限配慮すること。

９　東日本大震災に係る復旧・復興対策については、被災団体の意向を十分に踏まえ、国、地方の連携の下、機動的・弾力的な対応が図られるよう、引き続き、万全を期すこと。特に、震災復興特別交付税については、復旧・復興事業の実施等に伴う財政需要の動向に応じ所要額の確実な確保を図るとともに、適時適切な交付に努めること。

右決議する。

(5) 連合審査会

連合審査会	開会日	審査・調査案件
内閣委員会　総務委員会連合審査会	平成 26. 5.21	独立行政法人通則法の一部を改正する法律案（内閣提出） 独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（内閣提出） 独立行政法人通則法の一部を改正する法律案（松本剛明君外３名提出、第183回国会）

(6) 参考人

出頭日	職　　業	氏　　名	審査・調査案件
平成 26. 2. 4	日本放送協会経営委員会委員長	浜田健一郎君	地方交付税法の一部を改正する法律案（内閣提出）
	日本放送協会会長	籾井　勝人君	
	日本放送協会理事	上滝　賢二君	
2.21	日本放送協会経営委員会委員長	浜田健一郎君	情報通信及び電波に関する件（公共放送のあり方）
	日本放送協会監査委員会委員	上田　良一君	
	日本放送協会会長	籾井　勝人君	
	日本放送協会副会長	堂元　　光君	
	日本放送協会専務理事	塚田　祐之君	
	日本放送協会専務理事	吉国　浩二君	
	日本放送協会専務理事	石田　研一君	
	日本放送協会理事・技師長	久保田啓一君	
	日本放送協会理事	福井　　敬君	
	日本放送協会理事	森永　公紀君	

出頭日	職　　業	氏　　名	審査・調査案件
2.25	日本放送協会経営委員会委員長	浜田健一郎君	行政機構及びその運営に関する件 公務員の制度及び給与並びに恩給に関する件 地方自治及び地方税財政に関する件 情報通信及び電波に関する件 郵政事業に関する件 消防に関する件
	日本放送協会会長	籾井　勝人君	
	日本放送協会副会長	堂元　　光君	
	日本放送協会専務理事	塚田　祐之君	
	日本放送協会専務理事	吉国　浩二君	
	日本放送協会専務理事	石田　研一君	
	日本放送協会理事	木田　幸紀君	
	日本放送協会理事・技師長	久保田啓一君	
	日本放送協会理事	板野　裕爾君	
	日本放送協会理事	上滝　賢二君	
	日本放送協会理事	福井　　敬君	
	日本放送協会理事	下川　雅也君	
	日本放送協会理事	森永　公紀君	
2.27	日本放送協会経営委員会委員長	浜田健一郎君	地方税法等の一部を改正する法律案（内閣提出） 地方交付税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）
	日本放送協会会長	籾井　勝人君	
	日本放送協会専務理事	吉国　浩二君	
	日本放送協会専務理事	石田　研一君	
	日本放送協会理事	福井　　敬君	
	日本放送協会理事	森永　公紀君	
3.13	日本放送協会経営委員会委員長	浜田健一郎君	行政機構及びその運営に関する件 公務員の制度及び給与並びに恩給に関する件 地方自治及び地方税財政に関する件 情報通信及び電波に関する件 郵政事業に関する件 消防に関する件
	日本放送協会会長	籾井　勝人君	

出頭日	職　　業	氏　　名	審査・調査案件
3.25	日本放送協会経営委員会委員長	浜田健一郎君	放送法第70条第２項の規定に基づき、承認を求めるの件（内閣提出）
	日本放送協会会長	籾井　勝人君	
	日本放送協会専務理事	塚田　祐之君	
	日本放送協会専務理事	吉国　浩二君	
	日本放送協会専務理事	石田　研一君	
	日本放送協会理事	木田　幸紀君	
	日本放送協会理事・技師長	久保田啓一君	
	日本放送協会理事	板野　裕爾君	
	日本放送協会理事	上滝　賢二君	
	日本放送協会理事	福井　　敬君	
	日本放送協会理事	下川　雅也君	
	日本放送協会理事	森永　公紀君	
3.27	日本放送協会経営委員会委員長	浜田健一郎君	
	日本放送協会会長	籾井　勝人君	
	日本放送協会専務理事	塚田　祐之君	
4. 1	元年金業務監視委員会委員長	郷原　信郎君	行政機構及びその運営に関する件 公務員の制度及び給与並びに恩給に関する件 地方自治及び地方税財政に関する件 情報通信及び電波に関する件 郵政事業に関する件 消防に関する件
4. 3	日本放送協会経営委員会委員長	浜田健一郎君	電波法の一部を改正する法律案（内閣提出） 電波法の一部を改正する法律案（原口一博君外４名提出） 通信・放送委員会設置法案（原口一博君外３名提出）
	日本放送協会会長	籾井　勝人君	
	日本放送協会理事	板野　裕爾君	

出頭日	職　　業	氏　　名	審査・調査案件
4. 8	日本放送協会理事	木田　幸紀君	行政機構及びその運営に関する件 公務員の制度及び給与並びに恩給に関する件 地方自治及び地方税財政に関する件 情報通信及び電波に関する件 郵政事業に関する件 消防に関する件
	日本放送協会理事	福井　　敬君	
4.15	日本放送協会経営委員会委員長職務代行者	上村　達男君	
	日本放送協会理事	上滝　賢二君	
4.24	東京大学名誉教授 地方公共団体情報システム機構理事長	西尾　　勝君	地方自治法の一部を改正する法律案（内閣提出） 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（内閣提出）
	全国知事会副会長 埼玉県知事	上田　清司君	
	大阪市長	橋下　　徹君	
5.13	成蹊大学法科大学院教授	小早川光郎君	行政不服審査法案（内閣提出） 行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出） 行政手続法の一部を改正する法律案（内閣提出）
	税理士	青木　　丈君	
	日本弁護士連合会行政訴訟センター委員長	松倉　佳紀君	
5.20	日本放送協会経営委員会委員長	浜田健一郎君	行政機構及びその運営に関する件 公務員の制度及び給与並びに恩給に関する件 地方自治及び地方税財政に関する件 情報通信及び電波に関する件 郵政事業に関する件 消防に関する件
	日本放送協会専務理事	塚田　祐之君	
	日本放送協会専務理事	吉国　浩二君	
5.22	日本放送協会経営委員会委員長	浜田健一郎君	放送法及び電波法の一部を改正する法律案（内閣提出） 放送法の一部を改正する法律案（原口一博君外３名提出）
	日本放送協会会長	籾井　勝人君	
	日本放送協会専務理事	塚田　祐之君	
	日本放送協会専務理事	吉国　浩二君	
	日本放送協会専務理事	板野　裕爾君	
5.27	株式会社日本総合研究所法務部長	大谷　和子君	
	法政大学社会学部教授	水島　宏明君	
	日本放送協会経営委員会委員長	浜田健一郎君	
	日本放送協会会長	籾井　勝人君	
	日本放送協会専務理事	塚田　祐之君	
	日本放送協会専務理事	板野　裕爾君	

(7) 委員派遣

派遣日	派遣地名	派 遣 目 的	派遣委員
(閉会中) 平成 26. 7.28 ～ 7.29	新潟県、群馬県	地方行財政等の実情調査	８人

【第187回国会】

(1) 委員名簿（40人）

委員長	桝屋　　敬悟君	公明				
理　事	石田　　真敏君	自民	理　事	坂本　　哲志君	自民
理　事	橘　　慶一郎君	自民	理　事	土屋　　正忠君	自民
理　事	山口　　泰明君	自民	理　事	渡辺　　周君	民主
理　事	馬場　　伸幸君	維新	理　事	稲津　　久君	公明
	あかま　二郎君	自民		井上　　貴博君	自民
	伊藤　　忠彦君	自民		今枝　宗一郎君	自民
	上杉　　光弘君	自民		大西　　英男君	自民
	門山　　宏哲君	自民		川崎　　二郎君	自民
	木内　　均君	自民		小林　　史明君	自民
	清水　　誠一君	自民		新藤　　義孝君	自民
	瀬戸　　隆一君	自民		田所　　嘉徳君	自民
	中谷　　元君	自民		中村　　裕之君	自民
	長坂　　康正君	自民		武藤　　容治君	自民
	湯川　　一行君	自民		小川　　淳也君	民主
	奥野　総一郎君	民主		黄川田　　徹君	民主
	寺島　　義幸君	民主		上西　小百合君	維新
	村上　　政俊君	維新		濵地　　雅一君	公明
	中田　　宏君	次世代		三宅　　博君	次世代
	渡辺　　喜美君	みんな		塩川　　鉄也君	共産
	西岡　　新君	無			

(2) 議案審査等

付託された議案は、議員提出法律案４件（継続審査）及び決算等１件、委員会提出法律案は１件で、審査等の概況は、次のとおりである。

①　地方自治法の一部を改正する法律案（原口一博君外５名提出、第185回国会衆法第３号）

○　要旨

（第186回国会参照）

○　審査結果

（解散のため本院において審査未了）

②　地方公務員の政治的中立性の確保のための地方公務員法等の一部を改正する法律案（重徳和彦君外３名提出、第185回国会衆法第20号）

○　要旨

（第186回国会参照）

○　審査結果

（解散のため本院において審査未了）

③　地方公務員法等の一部を改正する法律案（原口一博君外３名提出、第185回国会衆法第24号）

○　要旨

（第186回国会参照）

○　審査結果

（解散のため本院において審査未了）

④　地方公務員の労働関係に関する法律案（原口一博君外３名提出、第185回国会衆法第25号）

○　要旨

（第186回国会参照）

○　審査結果

（解散のため本院において審査未了）

⑤　私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律案（総務委員長提出、衆法第17号）

○　要旨

最近におけるいわゆるリベンジポルノ等による被害の実情に鑑み、私事性的画像記録の提供等により私生活の平穏を侵害する行為を処罰するとともに、私事性的画像記録に係る情報の流通によって名誉又は私生活の平穏の侵害があった場合におけるプロバイダ責任制限法の特例等について定めるもの

○　主な発言内容

・　リベンジポルノによる被害の実態把握の状況及び元交際相手等との私的な事柄についての現行法による可罰性

・　私事性的画像記録提供等に係る公表罪や公表目的提供罪に関する捜査において、捜査機関による恣意性を排除する仕組みの内容

・　インターネットを通じた性暴力や性犯罪の防止に向けた支援体制の具体的内容

○　結果

成案・提出決定

⑥　日本放送協会平成24年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書

○　概要

（第186回国会参照）

○　審査結果

（解散のため審査未了）

《議案審査等一覧》

衆　法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
地方自治法の一部を改正する法律案（原口一博君外５名提出、第185回国会衆法第３号）	(25.11. 6)		26. 9.29 (25.11. 7)		（審査未了）				
地方公務員の政治的中立性の確保のための地方公務員法等の一部を改正する法律案（重徳和彦君外３名提出、第185回国会衆法第20号）	(25.11.22)		9.29 (26. 4. 8)		（審査未了）				
地方公務員法等の一部を改正する法律案（原口一博君外３名提出、第185回国会衆法第24号）	(25.11.29)		9.29 (26. 4. 8)		（審査未了）				
地方公務員の労働関係に関する法律案（原口一博君外３名提出、第185回国会衆法第25号）	(25.11.29)		9.29 (26. 4. 8)		（審査未了）				
私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律案（総務委員長提出、衆法第17号）	11.18			11.18(短)	11.18 成案・提出決定(全) (賛-自民・民主・維新・公明・次世代・みんな・共産・西岡新君)	11.18 可決	総務 11.18 可決 (附)	11.19 可決	11.27 法126号

決算等

件名	提出日	衆議院					参議院		備考
		趣旨説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
日本放送協会平成24年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書	(25.12. 6)		26. 9.29		（審査未了）				

(3) 国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○　主な質疑内容

・　総務大臣の「行政の評価・監視については、国民の立場に立って、積極的に担当府省に対して改善を働きかけてまいります。」との所信的発言の具体的内容
・　地方分権改革に関する提案募集について地方からの提案1,060件に対し各府省からの実施回答が10件程度であることに対する総務大臣及び内閣府副大臣の見解
・　二重行政の解消及び住民自治の拡充を目指す大阪都構想についての総務大臣の評価
・　立地的に自治体間連携が困難な離島等に係る地方創生の取組の必要性についての総務大臣の見解
・　地方創生のための新たな交付金を創設する可能性及び創設する場合の同交付金の性格についての総務大臣の見解
・　外形標準課税の拡大は雇用や賃金に悪影響を及ぼし、地方創生の趣旨に反するとの意見に対する総務大臣の見解
・　相続人不在及び死亡の納税義務者からの登記未変更の土地並びに外国人が所有している土地に係る課税の実態
・　離島等条件不利地域における地方創生の大事なツールとなる超高速ブロードバンド環境の整備に係る自治体負担への支援についての総務大臣の見解
・　我が国に対する正しい理解を培うための対外発信が欠けていることを踏まえ、ＮＨＫの国際放送を通じた情報発信を強化する必要性についての総務大臣の見解

（4）参考人

出頭日	職　　業	氏　　名	審査・調査案件
平成26.10.16	日本放送協会会長	籾井　勝人君	行政の基本的制度及び運営並びに恩給に関する件 地方自治及び地方税財政に関する件 情報通信及び電波に関する件 郵政事業に関する件 消防に関する件
	日本放送協会理事	森永　公紀君	

【第188回国会】

(1) 委員名簿（40人）

委員長	桝屋	敬悟君	公明			
理　事	石田	真敏君	自民	理　事	坂本	哲志君　自民
理　事	橘	慶一郎君	自民	理　事	土屋	正忠君　自民
理　事	山口	泰明君	自民	理　事	渡辺	周君　民主
理　事	馬場	伸幸君	維新	理　事	稲津	久君　公明
	あかま	二郎君	自民		井上	貴博君　自民
	伊藤	忠彦君	自民		今枝	宗一郎君　自民
	江渡	聡徳君	自民		尾身	朝子君　自民
	大西	英男君	自民		加藤	鮎子君　自民
	門山	宏哲君	自民		川崎	二郎君　自民
	木内	均君	自民		木村	弥生君　自民
	小林	史明君	自民		新藤	義孝君　自民
	瀬戸	隆一君	自民		田所	嘉徳君　自民
	中村	裕之君	自民		長坂	康正君　自民
	武藤	容治君	自民		小川	淳也君　民主
	緒方	林太郎君	民主		奥野	総一郎君　民主
	黄川田	徹君	民主		山尾	志桜里君　民主
	上西	小百合君	維新		篠原	豪君　維新
	濵地	雅一君	公明		梅村	さえこ君　共産
	田村	貴昭君	共産		吉川	元君　社民
	長崎	幸太郎君	無			

(2) 議案審査

付託された議案は、決算等２件で、審査の概況は、次のとおりである。

① 日本放送協会平成24年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書

○ 概要

（第186回国会参照）

○ 審査結果

（審査未了）

② 日本放送協会平成25年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書

○ 概要

日本放送協会の平成25年度決算であり、一般勘定について、経常事業収入6,552億円、経常事業支出6,496億円、経常事業収支差金56億円、当期事業収支差金182億円とするもの

○ 審査結果

（審査未了）

《議案審査一覧》

決算等

件名	提出日	衆議院					参議院		備考
		趣旨説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
日本放送協会平成24年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書	(25.12. 6)		26.12.25		（審査未了）				
日本放送協会平成25年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書	(26.11.21)		12.25		（審査未了）				

3　法務委員会

【第186回国会】

(1) 委員名簿（35人）

委員長	江﨑	鐵磨君	自民				
理　事	大塚	拓君	自民	理　事	土屋	正忠君	自民
理　事	ふくだ	峰之君	自民	理　事	盛山	正仁君	自民
理　事	吉野	正芳君	自民	理　事	階	猛君	民主
理　事	西田	譲君	維新	理　事	遠山	清彦君	公明
	安藤	裕君	自民		池田	道孝君	自民
	小田原	潔君	自民		大見	正君	自民
	門	博文君	自民		神山	佐市君	自民
	菅家	一郎君	自民		黄川田	仁志君	自民
	小島	敏文君	自民		古賀	篤君	自民
	今野	智博君	自民		末吉	光徳君	自民
	橋本	岳君	自民		鳩山	邦夫君	自民
	平口	洋君	自民		三ッ林	裕巳君	自民
	宮澤	博行君	自民		郡	和子君	民主
	田嶋	要君	民主		横路	孝弘君	民主
	高橋	みほ君	維新		林原	由佳君	維新
	大口	善徳君	公明		椎名	毅君	結い
	鈴木	貴子君	無		西村	眞悟君	無

(2) 議案審査等

付託された議案は、内閣提出法律案11件（うち継続審査３件）及び議員提出法律案２件（うち継続審査１件）、委員会提出法律案は１件で、審査等の概況は、次のとおりである。

①　公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、第183回国会閣法第30号）

○　要旨

公衆等脅迫目的の犯罪行為を実行しようとする者に対する資金以外の利益の提供に係る行為についての処罰規定及び公衆等脅迫目的の犯罪行為を実行しようとする者に対し資金等を提供しようとする者に対する資金等の提供に係る行為等についての処罰規定の整備を行うもの

○　主な質疑内容

- 現行法の適用事例の有無と法改正の必要性
- 資金洗浄に関する金融活動作業部会（ＦＡＴＦ）の対日審査指摘事項を改善しない場合に想定される我が国のリスク
- 本法律案による罰則規定の適用要件と処罰範囲の不当な拡大を懸念する意見に対する法務大臣の見解

○　審査結果

継続審査

② 会社法の一部を改正する法律案（内閣提出、第185回国会閣法第22号）

○ 要旨

株式会社をめぐる最近の社会経済情勢に鑑み、社外取締役等による株式会社の経営に対する監査等の強化並びに株式会社及びその属する企業集団の運営の一層の適正化等を図るため、監査等委員会設置会社制度を創設するとともに、社外取締役等の要件等を改めるほか、株式会社の完全親会社の株主による代表訴訟の制度の創設、株主による組織再編等の差止請求制度の拡充等の措置を講ずるもの

○ 主な質疑内容（②及び⑬の２件について）

・ 社外取締役設置の義務付けの是非及び社外取締役を置かない場合の「社外取締役を置くことが相当でない理由」の説明の方途

・ 監査等委員会設置会社制度創設の趣旨及び多重代表訴訟制度創設の妥当性

・ 特別支配株主による株式等売渡請求制度について、対象会社の取締役又は取締役会で同請求をすることの承認判断の際に取締役が負う義務の内容

○ 参考人からの意見の聴取

○ 審査結果

修正

＜修正内容＞

この法律に係る法律番号の年表示を「平成25年」から「平成26年」に改めること

③ 会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出、第185回国会閣法第23号）

○ 要旨

会社法の一部を改正する法律の施行に伴い、商法その他の関係法律の規定の整備等を行うもの

○ 主な質疑内容

・ 本法律案に、水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（水俣病特措法）第12条第１項の改正規定を設けなかった理由

・ 水俣病特措法に、親会社による子会社の株式譲渡に係る適用除外規定を設けた場合、平成22年に閣議決定された「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の救済措置の方針」に対する影響の有無

○ 参考人からの意見の聴取

○ 審査結果

修正

＜修正内容＞

水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法第12条第１項の特定事業者のうち特定会社については、改正後の会社法における子会社の株式等の譲渡に係る親会社の株主総会の特別決議による承認の規定は適用しないこと等

④ 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（内閣提出第13号）

○ 要旨

下級裁判所における事件の適正かつ迅速な処理を図るため、判事の員数を32人増加するとともに、裁判所の事務を合理化し及び効率化することに伴い、裁判官以外の裁

判所の職員の員数を36人減少するもの

○　主な質疑内容

・　裁判官の総定員を定め、最高裁判所規則で運用する制度とすることができない理由についての法務大臣の見解

・　裁判所書記官及び家庭裁判所調査官の現在までの増員数及び増員目標の達成状況

・　裁判所の業務の合理化・効率化に向けた取組

○　審査結果

可決

⑤　少年法の一部を改正する法律案（内閣提出第14号）

○　要旨

少年審判手続のより一層の適正化を図るため、家庭裁判所の裁量による国選付添人制度及び検察官関与制度の対象事件の範囲を拡大するほか、少年に対する刑事事件における科刑の適正化を図るため、少年に対する不定期刑の長期と短期の上限の引上げ等の措置を講じるもの

○　主な質疑内容

・　国選付添人制度の対象事件と検察官関与制度の対象事件の範囲を連動して拡大する必要性の有無についての法務大臣の見解

・　法改正後の検察官関与事件の増加見込み

・　不定期刑の長期と短期の上限及び無期刑の緩和刑として言い渡すことのできる有期刑の上限を引き上げることとした背景

○　参考人からの意見の聴取

○　審査結果

可決（附帯決議）

⑥　外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第34号）

○　要旨

法律事務の国際化、専門化及び複雑多様化により的確に対応するため、外国法事務弁護士が社員となり外国法に関する法律事務を行うことを目的とする法人として、外国法事務弁護士法人を設立することを可能にするもの

○　主な質疑内容

・　外国法事務弁護士法人の社員を外国法事務弁護士に限定した理由

・　外国法事務弁護士法人による弁護士の雇用及び外国法共同事業の在り方

・　弁護士法人と異なり、外国法事務弁護士法人については全ての事務所に社員の常駐義務を課すこととした理由

○　審査結果

可決

⑦　少年院法案（内閣提出第38号）

○　要旨

少年院の適正な管理運営を図るとともに、在院者の人権を尊重しつつ、その特性に応じた適切な矯正教育その他の在院者の健全な育成に資する処遇を行うことにより、在院者の改善更生及び円滑な社会復帰を図るため、現行の少年院法を全面的に見直し

て新たに少年院法を定めるもの

○　**主な質疑内容**（⑦から⑨までの３件について）

・　少年院及び少年鑑別所の職員に在院者等の人権に対する意識を高めさせるための教育・研修の在り方

・　少年犯罪の多様化や処遇困難者の増加に対応した少年の処遇及び再犯防止対策の在り方

・　救済の申出制度、苦情の申出制度の相違点及び在院者等に対する説明方法

○　**視察**

○　**審査結果**

可決

⑧　少年鑑別所法案（内閣提出第39号）

○　**要旨**

少年鑑別所の適正な管理運営を図るとともに、鑑別対象者の鑑別を適切に行うほか、在所者の人権を尊重しつつ、その者の状況に応じた適切な観護処遇を行い、並びに非行及び犯罪の防止に関する援助を適切に行うため、新たに少年鑑別所法を定めるもの

○　**主な質疑内容**

（⑦参照）

○　**視察**

○　**審査結果**

可決

⑨　少年院法及び少年鑑別所法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出第40号）

○　**要旨**

少年院法及び少年鑑別所法の施行に伴い、旧少年院法を廃止するほか、関係法律の規定の整備等を行うもの

○　**主な質疑内容**

（⑦参照）

○　**視察**

○　**審査結果**

可決

⑩　司法試験法の一部を改正する法律案（内閣提出第46号）

○　**要旨**

法科大学院における教育と司法試験との有機的連携を図る等の観点から、司法試験の短答式による筆記試験の試験科目の適正化を図るとともに、司法試験の受験期間内に受けることができる司法試験の回数についての制限を廃止するもの

○　**主な質疑内容**

・　司法試験の受験回数制限緩和による受験者数の推移の見通し

・　短答式試験の科目数の削減による法曹の質の低下への懸念

・　法曹志願者減少の背景とされている弁護士の就職難、司法試験合格率の低迷、時間的経済的コストの問題を克服するための対策

○　**審査結果**

可決（附帯決議）

⑪　出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案（内閣提出第55号）

○　**要旨**

我が国の経済の発展に寄与する外国人の受入れを促進するため、高度の専門的な能力を有する外国人に係る在留資格を設ける等の在留資格の整備を行うほか、クルーズ船の外国人乗客及び一定範囲の短期滞在者に係る出入国手続を円滑化するための措置等を講ずるもの

○　**主な質疑内容**

・　高度人材の現行の在留資格と本法律案における高度専門職第１号及び第２号との相違点

・　高度人材の受入れの促進のため、生活環境の改善に政府全体で取り組む必要性

・　全てのクルーズ船に船舶観光上陸許可を受けた者が帰船しているかどうかの報告を義務付ける必要性についての法務大臣の見解

○　**審査結果**

可決

⑫　児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律案（高市早苗君外５名提出、第183回国会衆法第22号）

○　**要旨**

児童ポルノをみだりに所持すること等を一般的に禁止するとともに、自己の性的好奇心を満たす目的での児童ポルノの所持等を処罰する罰則を設け、あわせてインターネット事業者について児童ポルノの所持、提供等の行為の防止措置に関する規定の新設等を行うもの

○　**審査結果**

撤回許可

⑬　会社法の一部を改正する法律案（階猛君外１名提出、衆法第15号）

○　**要旨**

最近の我が国における株式会社の不祥事の実態に鑑み、企業統治の一層の強化を図るため、大会社で株式を上場しているもの等に対して社外取締役の選任を義務付けるもの

○　**主な質疑内容**

（②参照）

○　**参考人からの意見の聴取**

○　**審査結果**

否決

⑭　児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律案（法務委員長提出、衆法第28号）

○　**要旨**

児童ポルノの定義を明確化し、児童ポルノをみだりに所持すること等を一般的に禁止するとともに、自己の性的好奇心を満たす目的での児童ポルノの所持等を処罰する

罰則を設け、あわせて、心身に有害な影響を受けた児童の保護に関する施策の推進及びインターネットの利用に係る事業者による児童ポルノの所持、提供等の行為の防止措置に関する規定の整備等を行うもの

○　主な発言内容

・　いわゆる児童ポルノ単純所持罪の要件及び判断基準
・　改正法施行前に所持するに至った児童ポルノの取扱い
・　マンガ・アニメ・ＣＧ等と児童の権利を侵害する行為の関連性についての検討規定を設けないこととした理由

○　結果

成案・提出決定

《議案審査等一覧》

閣　法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨 説明	委員会 付託日 提案 理由	委員会 質疑	委員会 議決日 結果	本会議 議決日 結果	委員会名 議決日 結果	本会議 議決日 結果	
公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、第183回国会閣法第30号）	(25. 3.15)		26. 1.24 6. 6	6.11		6.20 閉会中審査			
会社法の一部を改正する法律案（内閣提出、第185回国会閣法第22号）	(25.11.29)		1.24 4. 8	4.11 4.16 4.18 4.23	4.23 修正（全） （賛-自民・民主・維新・公明・結い・鈴木貴子君・西村眞悟君）	4.25 修正	法務 6.19 可決	6.20 可決	6.27 法90号
会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出、第185回国会閣法第23号）	(25.11.29)		1.24 4. 8	4.11 4.16 4.18 4.23	4.23 修正（全） （賛-自民・民主・維新・公明・結い・鈴木貴子君・西村眞悟君）	4.25 修正	法務 6.19 可決	6.20 可決	6.27 法91号
裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（内閣提出第13号）	2. 7		3. 6 3. 7	3.14	3.14 可決（全） （賛-自民・民主・維新・公明・結い・鈴木貴子君・西村眞悟君）	3.18 可決	法務 3.27 可決	3.28 可決	4. 4 法18号

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨 説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案 理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
少年法の一部を改正する法律案（内閣提出第14号）	2. 7		3.18 3.19	3.25	3.28 可決（多） （賛-自民・民主・維新・公明・結い・西村眞悟君） （反-鈴木貴子君） （附）	4. 1 可決	法務 4.10 可決 （附）	4.11 可決	4.18 法23号
外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第34号）	2.21		3.31 4. 1	4. 2	4. 2 可決（全） （賛-自民・民主・維新・公明・結い・鈴木貴子君・西村眞悟君）	4. 4 可決	法務 4.17 可決	4.18 可決	4.25 法29号
少年院法案（内閣提出第38号）	2.28		5.14 5.16	5.21 5.23	5.23 可決（全） （賛-自民・民主・維新・公明・結い・鈴木貴子君・西村眞悟君）	5.27 可決	法務 6. 3 可決	6. 4 可決	6.11 法58号
少年鑑別所法案（内閣提出第39号）	2.28		5.14 5.16	5.21 5.23	5.23 可決（全） （賛-自民・民主・維新・公明・結い・鈴木貴子君・西村眞悟君）	5.27 可決	法務 6. 3 可決	6. 4 可決	6.11 法59号
少年院法及び少年鑑別所法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出第40号）	2.28		5.14 5.16	5.21 5.23	5.23 可決（全） （賛-自民・民主・維新・公明・結い・鈴木貴子君・西村眞悟君）	5.27 可決	法務 6. 3 可決	6. 4 可決	6.11 法60号
司法試験法の一部を改正する法律案（内閣提出第46号）	3. 4		5. 7 5. 9	5.14	5.14 可決（全） （賛-自民・民主・維新・公明・結い・鈴木貴子君・西村眞悟君） （附）	5.15 可決	法務 5.27 可決 （附）	5.28 可決	6. 4 法52号

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案（内閣提出第55号）	3.11		5.21 5.23	5.28	5.28 可決（全） （賛-自民・民主・維新・公明・結い・鈴木貴子君・西村眞悟君）	5.29 可決	法務 6.10 可決	6.11 可決	6.18 法74号

衆　法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律案（高市早苗君外５名提出、第183回国会衆法第22号）	(25. 5.29)		26. 1.24		6. 4 撤回許可				
会社法の一部を改正する法律案（階猛君外１名提出、衆法第15号）	4.10		4.10 4.11	4.11 4.16 4.18 4.23	4.23 否決（少） （賛-民主・維新・結い） （反-自民・公明・鈴木貴子君・西村眞悟君）	4.25 否決			
児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律案（法務委員長提出、衆法第28号）	6. 4			6. 4(覊)	6. 4 成案・提出決定（全） （賛-自民・民主・維新・公明・結い・鈴木貴子君） （欠-西村眞悟君）	6. 5 可決	法務 6.17 可決 （附）	6.18 可決	6.25 法79号

(3) 国政調査

国政調査では、質疑及び視察が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○　主な質疑内容

- 女子刑務所の過剰収容の解消策及び女子刑務官の若年化・高離職率の原因、待遇改善策
- 取調べの可視化に対する法務大臣の見解
- 保護観察官と保護司が刑務所出所者の就労支援と住居確保において果たす役割

・　死因究明の推進に対する法務大臣の見解
・　民法の成人年齢の引下げに関連する法令の改正についての検討状況
・　生物学的なつながりのない親子関係に関する法整備の必要性
・　今後の裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（ＡＤＲ法）の見直しの方向性
・　外国人技能実習制度に対する評価及び労働力確保の観点から技能実習生を受け入れることについての法務大臣の見解
・　幅広い分野で活躍できる法曹を養成するための方策
・　高度外国人材の確保のために留学生の受入れの促進を図る必要性

（4）参考人

出頭日	職　　業	氏　　名	審査・調査案件
平成 26. 3.25	中央大学法科大学院教授	小木曽　綾君	少年法の一部を改正する法律案（内閣提出）
	少年犯罪被害当事者の会代表	武　るり子君	
	弁護士 社会福祉法人カリヨン子どもセンター理事長	坪井　節子君	
	大阪学院大学教授 一橋大学名誉教授 弁護士	村井　敏邦君	
4.18	東京大学大学院法学政治学研究科教授	神田　秀樹君	会社法の一部を改正する法律案（内閣提出、第185回国会） 会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出、第185回国会） 会社法の一部を改正する法律案（階猛君外１名提出）
	一般社団法人日本経済団体連合会経済法規委員会企画部会長	佐久間総一郎君	
	西村あさひ法律事務所弁護士 東京大学大学院法学政治学研究科教授	太田　　洋君	
	エステー株式会社取締役兼代表執行役社長	鈴木　貴子君	
5. 9	静岡大学大学院法務研究科教授	宮下　修一君	裁判所の司法行政、法務行政及び検察行政、国内治安、人権擁護に関する件（法曹養成制度）
	一般社団法人日本経済団体連合会経済基盤本部主幹	和田　照子君	
	弁護士	和田　吉弘君	
	北海道大学大学院法学研究科教授	宮脇　　淳君	

出頭日	職　　業	氏　　名	審査・調査案件
5.23	京都産業大学法務研究科客員教授 慶應義塾大学名誉教授 弁護士	安冨　　潔君	裁判所の司法行政、法務行政及び検察行政、国内治安、人権擁護に関する件（外国人の受入れに係る諸問題）
	株式会社日本総合研究所理事長	高橋　　進君	
	移住労働者と連帯する全国ネットワーク事務局長	鳥井　一平君	
	公益財団法人国際研修協力機構専務理事兼事務局長	新島　良夫君	

(5) 視察

視察日	視察地名	視 察 目 的	視察委員
平成 26. 5.19	東京都（八王子市）	少年院法案（内閣提出第38号）、少年鑑別所法案（内閣提出第39号）及び少年院法及び少年鑑別所法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出第40号）の審査に資するため	21人
6.16	東京都（葛飾区、千代田区）	矯正施設及び裁判所の司法行政の実情調査	18人

【第187回国会】

(1) 委員名簿（35人）

委員長	奥野	信亮君	自民				
理　事	伊藤	忠彦君	自民	理　事	柴山	昌彦君	自民
理　事	土屋	正忠君	自民	理　事	ふくだ	峰之君	自民
理　事	盛山	正仁君	自民	理　事	柚木	道義君	民主
理　事	井出	庸生君	維新	理　事	遠山	清彦君	公明
	安藤	裕君	自民		池田	道孝君	自民
	小田原	潔君	自民		大塚	拓君	自民
	大見	正君	自民		門	博文君	自民
	神山	佐市君	自民		菅家	一郎君	自民
	黄川田	仁志君	自民		小島	敏文君	自民
	古賀	篤君	自民		今野	智博君	自民
	末吉	光徳君	自民		鳩山	邦夫君	自民
	平沢	勝栄君	自民		三ッ林	裕巳君	自民
	宮澤	博行君	自民		郡	和子君	民主
	階	猛君	民主		横路	孝弘君	民主
	高橋	みほ君	維新		丸山	穂高君	維新
	大口	善徳君	公明		西田	譲君	次世代
	鈴木	貴子君	無		西村	眞悟君	無

(2) 議案審査

付託された議案は、内閣提出法律案４件（うち継続審査１件）で、審査の概況は、次のとおりである。

① 公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、第183回国会閣法第30号）

○ 要旨

（第186回国会参照）

○ 主な質疑内容

- ＦＡＴＦの指摘に対して、二次協力者及びその他協力者の処罰については刑法の共犯の規定により対応が可能であるとの意見に対する法務大臣の見解
- 本法律案と刑法第93条の「私戦予備及び陰謀罪」との関係
- 本法律案に違反する行為について、検察官が立証すべき事実やそれを裏付ける証拠が「特定秘密の保護に関する法律」に基づく特定秘密に指定されていた場合の取扱い

○ 参考人からの意見の聴取

○ 審査結果

可決

② 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第９号）

○ 要旨

一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官の報酬月額の改定を行うもの

○ 主な質疑内容（②及び③の２件について）

・ 司法権の独立に鑑みて職責の重い裁判官の報酬や検察官の俸給を、民間準拠を基本とする一般の政府職員と同様に改定することの妥当性についての法務大臣の見解

・ 諸外国と比較した場合の我が国の裁判官の報酬及び検察官の俸給の水準

・ 本法律案に基づき裁判官の報酬の減額措置を講じることと憲法第79条及び第80条の減額禁止規定との関係

○ 審査結果

可決

③ 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第10号）

○ 要旨

一般の政府職員の給与改定に伴い、検察官の俸給月額の改定を行うもの

○ 主な質疑内容

（②参照）

○ 審査結果

可決

④ 船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第23号）

○ 要旨

1976年の海事債権についての責任の制限に関する条約を改正する1996年の議定書の改正に伴い、船舶の所有者等がその責任を制限することができる債権についての責任の限度額を1.51倍に引き上げるもの

○ 審査結果

（解散のため本院において審査未了）

《議案審査一覧》

閣 法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨 説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案 理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、第183回国会閣法第30号）	(25. 3.15)		26. 9.29 (26. 6. 6)	10.29 10.31	11. 4 可決(多) (賛-自民・民主・維新・公明・次世代・西村眞悟君) (反-鈴木貴子君)	11. 6 可決	法務 11.13 可決	11.14 可決	11.21 法113号

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨 説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案 理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第９号）	10. 7		11. 4 11. 5	11. 7	11. 7 可決（多） （賛-自民・民主・公明・鈴木貴子君・西村眞悟君） （反-維新・次世代）	11.11 可決	法務 11.20 可決	11.21 可決	11.28 法129号
検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第10号）	10. 7		11. 4 11. 5	11. 7	11. 7 可決（多） （賛-自民・民主・公明・鈴木貴子君・西村眞悟君） （反-維新・次世代）	11.11 可決	法務 11.20 可決	11.21 可決	11.28 法130号
船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第23号）	10.17		11.11 11.12		（審査未了）				

(3) 国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- 「法務大臣としての資質」についての法務大臣の見解
- 再犯防止対策の推進及び来年度の再犯防止対策の取組強化の内容
- 矯正施設の医師不足の解消のための取組の状況及び今後の方策
- 死因究明の制度改革の必要性に対する法務大臣の所感
- 選択的夫婦別氏制度の導入、女性の再婚禁止期間（民法第733条）、嫡出推定（民法第772条）等の民法（家族法）改正についての法務大臣の見解
- 訟務局を設置する目的及び必要性
- 法務省が行った無戸籍者に関する実態の情報集約の結果及び現状認識
- 人権擁護を担う法務省が実施しているヘイトスピーチ対策の内容
- 「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」（入管特例法）による特別永住者資格付与制度の見直しの必要性
- 今後の訪日外国人旅行者数の増加見込みに対する出入国管理行政における取組についての法務大臣の見解

（4）参考人

出頭日	職　　業	氏　　名	審査・調査案件
平成 26.10.31	弁護士 日本弁護士連合会国際刑事立法対策委員会委員長	山下　幸夫君	公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、第183回国会）
	東京大学大学院法学政治学研究科教授	橋爪　　隆君	

【第188回国会】

(1) 委員名簿（35人）

委員長	奥野　信亮君	自民	
理　事	伊藤　忠彦君	自民	理　事　柴山　昌彦君　自民
理　事	土屋　正忠君	自民	理　事　ふくだ　峰之君　自民
理　事	盛山　正仁君	自民	理　事　柚木　道義君　民主
理　事	井出　庸生君	維新	理　事　遠山　清彦君　公明
	安藤　裕君	自民	池田　道孝君　自民
	小田原　潔君	自民	大塚　拓君　自民
	大見　正君	自民	門　博文君　自民
	菅家　一郎君	自民	黄川田　仁志君　自民
	小島　敏文君	自民	古賀　篤君　自民
	今野　智博君	自民	鳩山　邦夫君　自民
	平沢　勝栄君	自民	三ッ林　裕巳君　自民
	宮澤　博行君	自民	郡　和子君　民主
	階　猛君	民主	鈴木　貴子君　民主
	横路　孝弘君	民主	丸山　穂高君　維新
	吉村　洋文君	維新	大口　善徳君　公明
	國重　徹君	公明	清水　忠史君　共産
	畑野　君枝君	共産	山口　壯君　無

(2) 議案審査

付託された議案はなかった。

４　外務委員会

【第186回国会】

(1) 委員名簿（30人）

委員長	鈴木　　俊一君	自民			
理　事	城内　　実君	自民	理　事	左藤　　章君	自民
理　事	鈴木　　馨祐君	自民	理　事	薗浦　健太郎君	自民
理　事	原田　　義昭君	自民	理　事	渡辺　　周君	民主
理　事	小熊　　慎司君	維新	理　事	上田　　勇君	公明
	あべ　　俊子君	自民		石原　　宏高君	自民
	河井　　克行君	自民		木原　　誠二君	自民
	黄川田　仁志君	自民		小林　　鷹之君	自民
	河野　　太郎君	自民		島田　　佳和君	自民
	渡海　紀三朗君	自民		東郷　　哲也君	自民
	星野　　剛士君	自民		武藤　　貴也君	自民
	小川　　淳也君	民主		玄葉　光一郎君	民主
	松本　　剛明君	民主		阪口　　直人君	維新
	村上　　政俊君	維新		岡本　　三成君	公明
	青柳　陽一郎君	結い		笠井　　亮君	共産
	玉城　デニー君	生活			

(2) 議案審査

付託された議案は、条約20件（うち継続審査２件）及び内閣提出法律案１件で、審査の概況は、次のとおりである。

①　原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とアラブ首長国連邦政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（第185回国会条約第12号）

○　要旨

アラブ首長国連邦との間で、原子力の平和的利用に関する協力のための法的枠組みについて定めるもの

○　主な質疑内容

・　協定に基づき移転された核物質の相手国内での濃縮及び再処理を規制する規定が本協定と日・トルコ原子力協定（第185回国会条約第13号）とで異なる規定振りとなった経緯

○　審査結果

承認

②　平和的目的のための原子力の利用における協力のための日本国政府とトルコ共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（第185回国会条約第13号）

○　要旨

トルコとの間で、原子力の平和的利用に関する協力のための法的枠組みについて定めるもの

○　**主な質疑内容**

・　協定に基づき移転された核物質のトルコ国内での濃縮及び再処理を可能にする書面による合意を政府が行う意思の有無

・　東京電力福島第一原子力発電所事故を起こした我が国の原発に対するトルコ政府及び国民の信頼の有無

○　**審査結果**

承認

③　第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（条約第１号）

○　**要旨**

在沖縄海兵隊のグアム移転等を普天間飛行場の代替施設に関する進展から切り離すとともに、我が国が提供した資金等を使用する事業に北マリアナ諸島連邦における施設等を整備する事業を加えるための改正等について定めるもの

○　**主な質疑内容**

・　グアム移転に関する経費負担について、今回の改正による総額の変化と具体的な内容

・　沖縄の負担軽減と直接関係しない訓練場整備を、新たに追加した意図

○　**審査結果**

承認

④　武器貿易条約の締結について承認を求めるの件（条約第２号）

○　**要旨**

通常兵器の不正な取引等を防止するため、通常兵器の輸出入等を規制するための措置等について定めるもの

○　**主な質疑内容**

・　本条約の発効時期の見通し

・　武器輸出大国といわれる国々が本条約を締結するよう我が国が働きかけを行う必要性

○　**審査結果**

承認

⑤　核物質の防護に関する条約の改正の受諾について承認を求めるの件（条約第３号）

○　**要旨**

平和的目的のために使用される核物質及び原子力施設の効果的な防護を世界的規模で達成するため、国際輸送中の核物質を防護することに加え、締約国の管轄下にある核物質及び原子力施設の防護の制度を確立すること等について定めるもの

○　**主な質疑内容**

・　本改正の採択から国会提出までに９年もの年月を要した理由

・　我が国における原子力施設に対する防護の現状及び今後の基本方針

○　**審査結果**

承認

⑥　刑を言い渡された者の移送に関する日本国とブラジル連邦共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件（条約第４号）

○　要旨

ブラジルとの間で、受刑者移送のための要件、手続等について定めるもの

○　主な質疑内容

・　母国への移送の際に受刑者本人の同意が必要とされる趣旨

・　2003年の日ブラジル領事当局間協議において受刑者移送に関する協定がブラジル側から提案されて以降、本条約の合意に至るまでに10年を要した理由

○　審査結果

承認

⑦　重大な犯罪を防止し、及びこれと戦う上での協力の強化に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第５号）

○　要旨

米国との間で、重大な犯罪の防止、探知及び捜査のため、必要な指紋情報等を含む情報を交換する枠組み等について定めるもの

○　主な質疑内容

・　米国が同様の協定の締結を求めた米国の査証免除国のうち、我が国が最後の署名国となった理由

・　米国による指紋情報の自動照会が、重大な犯罪の具体的な疑いがある場合にのみ行われることを担保する協定の規定

○　審査結果

承認

⑧　意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定の締結について承認を求めるの件（条約第６号）

○　要旨

複数の国に対する意匠の保護のための出願を出願人が一括して行うことを可能とするため、意匠の国際出願及び国際登録に関する手続等について定めるもの

○　主な質疑内容

・　今般国会提出に至った理由、本協定締結に係る国内制度との調整の進捗状況及び本協定締結が出願人にもたらす利益

・　我が国企業の模倣品対策の観点から、中国で製造された模倣品が多く流入しているアジア諸国の加入を促す必要性

○　審査結果

承認

⑨　1979年９月28日に修正された1968年10月８日にロカルノで署名された意匠の国際分類を定めるロカルノ協定の締結について承認を求めるの件（条約第７号）

○　要旨

締約国が採用する意匠の国際分類、その修正及び追加の手続等について定めるもの

○　主な質疑内容

・　今般の国会提出に至った理由及び本協定締結がもたらす利益

・　本協定に基づいて設けられている専門家委員会での国際分類の見直しに係る議論

に対する今後の我が国の取組方針

○　**審査結果**

承認

⑩　南インド洋漁業協定の締結について承認を求めるの件（条約第８号）

○　**要旨**

南インド洋の公海における漁業資源の長期的な保存及び持続可能な利用の確保を目的として、締約国会議で定める保存管理措置をとること等について定めるもの

○　**主な質疑内容**

・　今般の国会提出に至った理由及び我が国が保存管理措置の採択前に有効な主張を表明できる可能性

・　締約国会議が保存管理措置を採択した場合において我が国が受ける具体的なメリット

○　**審査結果**

承認

⑪　2004年の船舶のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理のための国際条約の締結について承認を求めるの件（条約第９号）

○　**要旨**

船舶の縦傾斜等を制御するため船舶に取り入れられたバラスト水及び沈殿物の規制及び管理により、有害な水生生物及び病原体の移動から生ずる環境等に対する危険を防止すること等について定めるもの

○　**主な質疑内容**

・　赤潮などバラスト水に起因する環境被害防止の観点からの本条約締結の効果

○　**審査結果**

承認

⑫　視聴覚的実演に関する北京条約の締結について承認を求めるの件（条約第10号）

○　**要旨**

視聴覚的実演に関し、人格権並びに複製権及び譲渡権等の財産的権利を実演家に付与するとともに、これらの権利の行使に関する法的な保護及び救済等について定めるもの

○　**主な質疑内容**

・　映像分野での実演家の権利保護が遅れていた理由及び本条約締結が実演家にもたらす利益

・　本条約の発効時期に係る見通し

○　**審査結果**

承認

⑬　投資の促進及び保護に関する日本国とサウジアラビア王国との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第11号）

○　**要旨**

サウジアラビアとの間で、投資の拡大により経済関係を一層強化するため、投資の促進及び保護に関する法的枠組みについて定めるもの

○　主な質疑内容

・　2008年５月の実質合意から2013年４月の署名までに約５年間を要した理由

・　本協定に「特定措置の履行要求の禁止」に関する規定が盛り込まれなかった理由

○　審査結果

承認

⑭　投資の相互の自由化、促進及び保護に関する日本国政府とモザンビーク共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第12号）

○　要旨

モザンビークとの間で、投資の拡大により経済関係を一層強化するため、投資の自由化、促進及び保護に関する法的枠組みについて定めるもの

○　主な質疑内容

・　モザンビーク最大の農民組織ＵＮＡＣが熱帯サバンナ農業開発プログラムであるプロサバンナ事業を反対していることに関する政府の認識

○　審査結果

承認

⑮　投資の自由化、促進及び保護に関する日本国政府とミャンマー連邦共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第13号）

○　要旨

ミャンマーとの間で、投資の拡大により経済関係を一層強化するため、投資の自由化、促進及び保護に関する法的枠組みについて定めるもの

○　主な質疑内容

・　ミャンマーにおける投資に関する法制度の整備状況

・　ミャンマーにおける投資に関する法制度が未整備であることによって我が国企業の活動が阻害されている具体的な事案への政府の対応

○　審査結果

承認

⑯　航空業務に関する日本国政府とビルマ連邦政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（条約第14号）

○　要旨

現行の日・ビルマ航空協定について、同協定に規定される指定航空企業の数を複数とするための改正等について定めるもの

○　主な質疑内容

・　ミャンマー政府が指定する指定航空企業の航空機の安全性を確保するための方策

○　審査結果

承認

⑰　所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアラブ首長国連邦との間の条約の締結について承認を求めるの件（条約第15号）（参議院送付）

○　要旨

アラブ首長国連邦との間で、二重課税の回避を図るとともに、経済交流の促進のた

め、投資所得に対する源泉地国課税を減免すること等について定めるもの

○　**主な質疑内容**

・　本条約締結が両国の経済・投資交流に与える影響

○　**審査結果**

承認

⑱　所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（条約第16号）（参議院送付）

○　**要旨**

現行の日・スウェーデン租税条約を改め、投資所得に対する源泉地国における限度税率を更に引き下げるとともに、税務当局間の徴収共助の手続等について定めるもの

○　**主な質疑内容**

・　本議定書を締結する意義

・　投資による利得に対する源泉地国での限度税率を引き下げることにより期待される効果

○　**審査結果**

承認

⑲　所得及び譲渡収益に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（条約第17号）（参議院送付）

○　**要旨**

現行の日・英租税条約を改め、支店等の恒久的施設に帰属する事業利得の算定に関する規定を新たに設けるほか、投資所得に対する源泉地国における限度税率を更に引き下げるとともに、税務当局間の徴収共助の手続等について定めるもの

○　**主な質疑内容**

・　本議定書に盛り込まれた、事業利得に係る二重課税及び二重非課税の緩和に資するＡＯＡ（ＯＥＣＤ承認アプローチ）について我が国が締結している既存の租税条約にも導入していく必要性及び今後の対処方針

○　**審査結果**

承認

⑳　所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とオマーン国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第18号）（参議院送付）

○　**要旨**

オマーンとの間で、二重課税の回避を図るとともに、経済交流の促進のため、投資所得に対する源泉地国課税を減免すること等について定めるもの

○　**主な質疑内容**

・　本協定に仲裁規定が盛り込まれていない理由

○　**審査結果**

承認

㉑　在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第６号）

○　要旨

国際情勢の変化等に鑑み、在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額及び外務公務員の研修員手当の支給額を改定するもの

○　主な質疑内容

・　在外公館に勤務する外務公務員の在勤手当額の算出の透明性及び正当性を確保するために外務省が実施している方策

・　在外研修員に支給される研修費について、不足分に対する国費負担の限度額がこれまで８割相当額であったところ、平成26年度からその全額が国費で負担できるように変更される理由

・　医務官制度や在外公館に勤務する外務公務員及びその家族に対する健康管理のための諸施策の強化に向け、国内医療機関との連携を進める必要性

○　審査結果

可決

《議案審査一覧》

条　約

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨 説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案 理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とアラブ首長国連邦政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（第185回国会条約第12号）	(25.10.25)		26. 1.24 (25.12. 6)	4. 2	4. 2 承認(多) (賛-自民・民主・公明) (反-維新・結い・共産・生活)	4. 4 承認	外交防衛 4.17 承認	4.18 承認	6.13 条８号
平和的目的のための原子力の利用における協力のための日本国政府とトルコ共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（第185回国会条約第13号）	(25.10.25)		1.24 (25.12. 6)	4. 2	4. 2 承認(多) (賛-自民・民主・公明) (反-維新・結い・共産・生活)	4. 4 承認	外交防衛 4.17 承認	4.18 承認	6. 4 条７号
第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（条約第１号）	2.25		4. 3 4. 4	4. 9	4. 9 承認(多) (賛-自民・民主・維新・公明・結い・生活) (反-共産)	4.10 承認	外交防衛 4.22 承認	4.23 承認	5.14 条６号

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
武器貿易条約の締結について承認を求めるの件（条約第２号）	2.25		4.3 4.4	4.9	4.9 承認（全） （賛-自民・民主・維新・公明・結い・共産・生活）	4.10 承認	外交防衛 4.22 承認	4.23 承認	11.6 条16号
核物質の防護に関する条約の改正の受諾について承認を求めるの件（条約第３号）	2.25		4.24 4.25	5.14	5.14 承認（全） （賛-自民・民主・維新・公明・結い・共産・生活）	5.15 承認	外交防衛 6.3 承認	6.4 承認	
刑を言い渡された者の移送に関する日本国とブラジル連邦共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件（条約第４号）	2.25		4.24 4.25	5.14	5.14 承認（全） （賛-自民・民主・維新・公明・結い・共産・生活）	5.15 承認	外交防衛 6.3 承認	6.4 承認	
重大な犯罪を防止し、及びこれと戦う上での協力の強化に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第５号）	2.25		4.24 4.25	5.14	5.14 承認（多） （賛-自民・民主・維新・公明・結い・生活） （反-共産）	5.15 承認	外交防衛 6.3 承認	6.4 承認	
意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定の締結について承認を求めるの件（条約第６号）	3.11		4.9 4.11	4.16 4.18	4.18 承認（全） （賛-自民・民主・維新・公明・結い・共産・生活）	4.22 承認 （注）	外交防衛 5.20 承認		
1979年９月28日に修正された1968年10月８日にロカルノで署名された意匠の国際分類を定めるロカルノ協定の締結について承認を求めるの件（条約第７号）	3.11		4.9 4.11	4.16 4.18	4.18 承認（全） （賛-自民・民主・維新・公明・結い・共産・生活）	4.22 承認 （注）	外交防衛 5.20 承認		6.27 条10号
南インド洋漁業協定の締結について承認を求めるの件（条約第８号）	3.11		4.9 4.11	4.16 4.18	4.18 承認（全） （賛-自民・民主・維新・公明・結い・共産・生活）	4.22 承認	外交防衛 5.15 承認	5.16 承認	6.20 条９号

（注）参議院が受け取った日から起算して30日以内に議決するに至らなかったので、憲法第61条の規定により衆議院の議決が国会の議決となった。

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨 説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案 理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
2004年の船舶のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理のための国際条約の締結について承認を求めるの件（条約第９号）	3.11		4.9 4.11	4.16 4.18	4.18 承認（全） （賛-自民・民主・維新・公明・結い・共産・生活）	4.22 承認	外交防衛 5.15 承認	5.16 承認	
視聴覚的実演に関する北京条約の締結について承認を求めるの件（条約第10号）	3.11		4.9 4.11	4.16 4.18	4.18 承認（全） （賛-自民・民主・維新・公明・結い・共産・生活）	4.22 承認 （注）	外交防衛 5.20 承認		
投資の促進及び保護に関する日本国とサウジアラビア王国との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第11号）	3.13		5.14 5.16	5.21	5.21 承認（多） （賛-自民・民主・維新・公明・結い・生活） （反-共産）	5.22 承認	外交防衛 6.12 承認	6.13 承認	
投資の相互の自由化、促進及び保護に関する日本国政府とモザンビーク共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第12号）	3.13		5.14 5.16	5.21	5.21 承認（多） （賛-自民・民主・維新・公明・結い・生活） （反-共産）	5.22 承認	外交防衛 6.12 承認	6.13 承認	8.5 条13号
投資の自由化、促進及び保護に関する日本国政府とミャンマー連邦共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第13号）	3.13		5.14 5.16	5.21	5.21 承認（多） （賛-自民・民主・維新・公明・結い・生活） （反-共産）	5.22 承認	外交防衛 6.12 承認	6.13 承認	7.11 条11号
航空業務に関する日本国政府とビルマ連邦政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（条約第14号）	3.13		5.14 5.16	5.21	5.21 承認（全） （賛-自民・民主・維新・公明・結い・共産・生活）	5.22 承認	外交防衛 6.12 承認	6.13 承認	7.23 条12号
所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアラブ首長国連邦との間の条約の締結について承認を求めるの件（条約第15号）（参議院送付）	参 3.13		6.4 6.6	6.11	6.11 承認（多） （賛-自民・民主・維新・公明・結い・生活） （反-共産）	6.13 承認	外交防衛 4.3 承認	4.4 承認	11.27 条18号

（注）参議院が受け取った日から起算して30日以内に議決するに至らなかったので、憲法第61条の規定により衆議院の議決が国会の議決となった。

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（条約第16号）（参議院送付）	参 3.13		6.4 6.6	6.11	6.11 承認（多） （賛-自民・民主・維新・公明・結い・生活） （反-共産）	6.13 承認	外交防衛 4.3 承認	4.4 承認	9.19 条15号
所得及び譲渡収益に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（条約第17号）（参議院送付）	参 3.13		6.4 6.6	6.11	6.11 承認（多） （賛-自民・民主・維新・公明・結い・生活） （反-共産）	6.13 承認	外交防衛 4.3 承認	4.4 承認	11.14 条17号
所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とオマーン国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第18号）（参議院送付）	参 3.13		6.4 6.6	6.11	6.11 承認（多） （賛-自民・民主・維新・公明・結い・生活） （反-共産）	6.13 承認	外交防衛 4.3 承認	4.4 承認	8.20 条14号

閣　法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第６号）	2.4		3.6 3.7	3.14	3.14 可決（全） （賛-自民・民主・維新・公明・結い・共産・生活）	3.18 可決	外交防衛 3.27 可決	3.28 可決	3.31 法３号

(3) 国政調査

国政調査では、質疑、決議、委員派遣及び視察が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○　主な質疑内容

- ウクライナ情勢
- 日中関係（中国による防空識別区設定問題、中国の海洋進出問題等）

・　日韓関係（いわゆる従軍慰安婦問題、日米韓首脳会談等）
・　北朝鮮問題（ミサイル発射問題、日朝拉致再調査合意等）
・　オバマ米大統領の訪日関係
・　在日米軍基地問題（普天間飛行場移設問題、米軍機による事故の問題等）
・　集団的自衛権の見直し等の憲法解釈変更関係
・　環太平洋パートナーシップ（ＴＰＰ）協定関係
・　国際司法裁判所（ＩＣＪ）「南極における捕鯨」訴訟関係
・　政府開発援助（ＯＤＡ）関係（ＯＤＡ予算の有効活用、ＯＤＡ大綱見直し等）

(4) 決議

決議は１件で、その内容は次のとおりである。

中国による西沙諸島をめぐる事態に対し自制を求める決議（平成26.6.11）

中国による、西沙諸島周辺の境界未画定海域における一方的な掘削活動の着手及び進入禁止区域の通告により、中越間の対峙が未だ続いており、南シナ海における緊張が高まっている。先般のＧ７ブリュッセル・サミット首脳宣言でも指摘されたように、威嚇、強制又は力による領土又は海洋に関する権利を主張するためのいかなる者によるいかなる一方的な試みも、断じて容認できない。

南シナ海の平和と安定は、海洋国家である我が国のみならず、国際社会全体の関心事項であり、対話を通じ、平和的に問題が解決されるべきである。本委員会としては、政府に対して、米国、並びに、ＡＳＥＡＮ諸国をはじめとする各国との連携を強化するとともに、関係国に対し、緊張を高める一方的な行動を厳に慎み、関連国際法を遵守して自制的に行動することを強く求めていくよう要望するものである。

右決議する。

(5) 連合審査会

連合審査会	開会日	審査・調査案件
安全保障委員会 外務委員会連合審査会	平成 26. 6. 2	国の安全保障に関する件

(6) 参考人

出頭日	職　　業	氏　　名	審査・調査案件
平成 26. 6. 6	独立行政法人国際協力機構理事	植澤　利次君	国際情勢に関する件

(7) 委員派遣・視察

① 委員派遣

派遣日	派遣地名	派 遣 目 的	派遣委員
(閉会中) 平成 26. 8.26 ～ 8.27	北海道	北海道における海外からの投資及び国際交流等の実情調査	12人

② 視察

視察日	視察地名	視 察 目 的	視察委員
平成 26. 4.23	神奈川県	ＪＩＣＡ及び外務省研修施設の実情調査	15人

【第187回国会】

(1) 委員名簿（30人）

委員長	土屋　品子君	自民			
理　事	秋葉　賢也君	自民	理　事	江﨑　鐵磨君	自民
理　事	齋藤　健君	自民	理　事	武田　良太君	自民
理　事	三ッ矢　憲生君	自民	理　事	長島　昭久君	民主
理　事	小熊　慎司君	維新	理　事	佐藤　茂樹君	公明
	河井　克行君	自民		木原　誠二君	自民
	小林　鷹之君	自民		河野　太郎君	自民
	島田　佳和君	自民		鈴木　俊一君	自民
	薗浦　健太郎君	自民		渡海　紀三朗君	自民
	東郷　哲也君	自民		中根　一幸君	自民
	星野　剛士君	自民		武藤　貴也君	自民
	玉木　雄一郎君	民主		津村　啓介君	民主
	若井　康彦君	民主		青柳　陽一郎君	維新
	阪口　直人君	維新		岡本　三成君	公明
	宮沢　隆仁君	次世代		笠井　亮君	共産
	玉城　デニー君	生活			

(2) 議案審査

付託された議案は、条約２件で、審査の概況は、次のとおりである。

① 経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第１号）

○ 要旨

オーストラリアとの間で、貿易及び投資の自由化及び円滑化、自然人の移動、知的財産の保護等の分野における経済連携を強化するための法的枠組みについて定めるもの

○ 主な質疑内容

- 本協定締結に伴う豪州産牛肉の関税引下げが、我が国の畜産・酪農農家に与える影響
- 本協定締結が我が国経済に与える好影響及びその経済効果
- 本協定締結がＴＰＰ協定締結交渉に与える影響

○ 農林水産委員会との連合審査会

○ 審査結果

承認

② 原子力損害の補完的な補償に関する条約の締結について承認を求めるの件（条約第２号）

○ 要旨

原子力損害の賠償額を増加するために締約国間で補完的な資金調達の制度を設けること、事故発生国に裁判管轄権が専属すること等を定めるもの

○　主な質疑内容

・　本条約の定めている賠償措置額及び拠出額の積算根拠とその妥当性
・　３系統ある原子力損害賠償条約の中から我が国が本条約を選んで締結する理由
・　本条約が原子力事業者の無過失責任及び責任集中を定めている意味

○　審査結果

承認

《議案審査一覧》

条　約

件　名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番　号
		趣旨 説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結　果	本会議	
			付託日 提案 理由	質　疑	議決日 結　果	議決日 結　果		議決日 結　果	
経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第１号）	26.10.10		10.23 10.24	10.24 10.29㈭ 10.29	10.29 承認（多） （賛-自民・民主・維新・公明・次世代・生活） （反-共産）	10.31 承認	外交防衛 11. 6 承認	11. 7 承認	12.19 条19号
原子力損害の補完的な補償に関する条約の締結について承認を求めるの件（条約第２号）	10.24		11. 4 11. 5	11.12	11.12 承認（多） （賛-自民・民主・維新・公明・次世代） （反-共産・生活）	11.13 承認	外交防衛 11.18 承認	11.19 承認	27. 1.16 条１号

(3) 国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○　主な質疑内容

・　日中関係（日中首脳会談、小笠原諸島周辺海域におけるサンゴ密漁問題等）
・　日韓関係（いわゆる従軍慰安婦問題等）
・　北朝鮮による日本人拉致問題（北朝鮮の特別調査委員会との協議等）
・　ＯＤＡ関係（ＯＤＡ予算の増額、ＯＤＡ大綱見直し等）
・　対外発信の強化に向けた外務省の取組
・　エボラ出血熱対策
・　日米防衛協力のための指針（ガイドライン）の見直し関係
・　在日米軍基地問題関係

(4) 連合審査会

連合審査会	開会日	審査・調査案件
外務委員会　農林水産委員会連合審査会	平成 26.10.29	経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の締結について承認を求めるの件（条約）

【第188回国会】

(1) 委員名簿（30人）

委員長	土屋	品子君	自民				
理　事	秋葉	賢也君	自民	理　事	江﨑	鐵磨君	自民
理　事	齋藤	健君	自民	理　事	武田	良太君	自民
理　事	三ッ矢	憲生君	自民	理　事	長島	昭久君	民主
理　事	小熊	慎司君	維新	理　事	佐藤	茂樹君	公明
	河井	克行君	自民		木原	誠二君	自民
	小林	鷹之君	自民		河野	太郎君	自民
	島田	佳和君	自民		鈴木	俊一君	自民
	薗浦	健太郎君	自民		渡海	紀三朗君	自民
	中根	一幸君	自民		星野	剛士君	自民
	前川	恵君	自民		武藤	貴也君	自民
	玉木	雄一郎君	民主		津村	啓介君	民主
	宮崎	岳志君	民主		本村	賢太郎君	民主
	青柳	陽一郎君	維新		木内	孝胤君	維新
	岡本	三成君	公明		穀田	恵二君	共産
	玉城	デニー君	生活				

(2) 議案審査

付託された議案はなかった。

５　財務金融委員会

【第186回国会】

(1) 委員名簿（40人）

委員長	林田　　彪君	自民			
理　事	伊東　　良孝君	自民	理　事	越智　　隆雄君	自民
理　事	菅原　　一秀君	自民	理　事	寺田　　稔君	自民
理　事	御法川　信英君	自民	理　事	古本　伸一郎君	民主
理　事	桜内　　文城君	維新	理　事	竹内　　譲君	公明
	安藤　　裕君	自民		小倉　　將信君	自民
	小田原　　潔君	自民		鬼木　　誠君	自民
	金田　　勝年君	自民		神田　　憲次君	自民
	小島　　敏文君	自民		小林　　鷹之君	自民
	田野瀬　太道君	自民		田畑　　毅君	自民
	竹下　　亘君	自民		竹本　　直一君	自民
	中山　　展宏君	自民		葉梨　　康弘君	自民
	藤井　比早之君	自民		牧島　かれん君	自民
	松本　　洋平君	自民		山田　　賢司君	自民
	安住　　淳君	民主		武正　　公一君	民主
	前原　　誠司君	民主		鷲尾　英一郎君	民主
	坂元　　大輔君	維新		田沼　　隆志君	維新
	三木　　圭恵君	維新		山之内　　毅君	維新
	上田　　勇君	公明		岡本　　三成君	公明
	大熊　　利昭君	みんな		佐々木　憲昭君	共産
	鈴木　　克昌君	生活			

(2) 議案審査

付託された議案は、内閣提出法律案６件及び議員提出法律案３件（継続審査）で、審査の概況は、次のとおりである。

①　所得税法等の一部を改正する法律案（内閣提出第７号）

○　要旨

デフレ不況からの脱却と経済再生、税制抜本改革の着実な実施、震災からの復興支援などの観点から、生産性向上設備投資促進税制の創設、復興特別法人税の廃止、給与所得控除の上限の引下げ等の措置を講ずるもの

○　主な質疑内容

- 復興特別法人税の前倒し廃止が賃金上昇へとつながる根拠
- 所得拡大促進税制拡充の趣旨及び効果
- 少額投資非課税制度（ＮＩＳＡ）口座開設者の年齢層の偏りの是正及び若年層の利用拡大に向けた政府の取組

○　審査結果

可決（附帯決議）

② 地方法人税法案（内閣提出第８号）

○ 要旨

地方団体の税源の偏在性を是正しその財源の均衡化を図ることを目的として、法人住民税法人税割の税率の引下げにあわせて地方交付税の財源を確保するための地方法人税を創設するもの

○ 主な質疑内容

- 地方法人税の創設の根拠とされる都市部と地方部の財政力格差拡大の実態
- 法人実効税率の引下げと地方法人課税の議論の方向性
- 税源の偏在是正措置を含む地方法人課税の在り方

○ 審査結果

可決

③ 関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第15号）

○ 要旨

最近における内外の経済情勢等に対応するため、少額輸入貨物に対する簡易税率の適用対象額及び関税率等について所要の改正を行うもの

○ 主な質疑内容

- 不正薬物及び知的財産侵害物品の摘発における国際郵便物の占める割合並びに最近の密輸手法
- 少額輸入貨物に対する簡易税率の適用対象額の拡大による課税事務の効率化及びセキュリティチェックの強化策
- 税関における水際取締りの機能強化に関する取組状況

○ 審査結果

可決（附帯決議）

④ 国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第16号）

○ 要旨

国際開発協会の第17次増資に伴い、政府は、同協会に対し、従来の出資の額のほか、3,342億4,104万円の範囲内において追加出資することができることとするもの

○ 主な質疑内容

- 国際開発協会の資産管理の透明性並びにリスク管理体制及び我が国の出資効果に対する分析の必要性
- 融資の対象及び据置期間経過後の元利返済
- 国際開発協会への出資の意義等に係る政府の国民に対する説明の必要性

○ 審査結果

可決（附帯決議）

⑤ 金融商品取引法等の一部を改正する法律案（内閣提出第67号）

○ 要旨

我が国の金融・資本市場について総合的な魅力を高めるため、インターネットを通じて多数の者から少額ずつ資金を集める仕組みを取り扱う金融商品取引業者に係る規制の整備、上場企業に係る開示規制の見直し、ファンドの販売を行う金融商品取引業者に係る規制の強化等の措置を講ずるもの

○　主な質疑内容

・　投資型クラウドファンディングによるベンチャー企業の資金調達見込額及び資金調達状況に関するモニタリングの必要性

・　海外の悪質業者及び詐欺グループ等による被害防止を目的とした投資型クラウドファンディング利用者に対する注意喚起及び海外当局との連携の必要性

・　新規上場に伴う内部統制報告書に係る監査義務の免除による負担軽減効果

○　審査結果

可決（附帯決議）

⑥　保険業法等の一部を改正する法律案（内閣提出第68号）

○　要旨

保険募集の形態の多様化が進展している状況等を踏まえ、保険募集に係る規制をその実態に即したものとするため、保険募集人の体制整備義務を創設する等の措置を講ずるもの

○　主な質疑内容

・　意向把握義務及び情報提供義務の導入に伴う監督指針改正等の具体的なスケジュール

・　来店型保険ショップ等の乗合代理店の法的位置付けと公正・中立を求める顧客ニーズへの対応

・　保険会社から乗合代理店に支払われる販売手数料の開示の必要性

○　審査結果

可決

⑦　国及び地方公共団体の責任ある財政運営の確保を図るための財政の健全化の推進に関する法律案（前原誠司君外３名提出、第183回国会衆法第33号）

○　要旨

国及び地方公共団体の責任ある財政運営の確保を図るため、財政の健全化の推進に関し、基本原則、財政健全化目標及び財政健全化基本方針を定め、並びに国の責務を明らかにするとともに、中期フレームの策定等、国の財務に関する情報の開示、行政監視院の設置、地方財政の健全化その他の財政の健全化の推進のため必要な事項を定めるもの

○　審査結果

（審査未了）

⑧　租税特別措置法の一部を改正する法律案（桜内文城君外２名提出、第183回国会衆法第37号）

○　要旨

公職にある者の政治活動に対する国民の信頼の確保を図るため、衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長の職にある者並びにこれらの者と生計を一にする者が支出する政治活動に関する寄附に係る支出金について、寄附金控除の特例又は所得税額の特別控除の規定を適用しないこととするもの

○　審査結果

継続審査

⑨　国の責任ある財政運営の確保等に関する法律案（桜内文城君外１名提出、第185回国会衆法第８号）

○　要旨

内外の経済社会情勢の変化に応じ、中長期的に持続可能な財政運営を確保することが極めて重要であることに鑑み、国の責任ある財政運営の確保等を図るため、国の財政運営に関し、基本原則を定め、及び国の責務を明らかにするとともに、財政運営中長期戦略の策定等、公会計基準の設定、財政検証委員会の設置その他の国の財政会計制度改革を実施するもの

○　審査結果

継続審査

《議案審査一覧》

閣　法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨 説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案 理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
所得税法等の一部を改正する法律案（内閣提出第７号）	26. 2. 4	2.14	2.14 2.25	2.25 2.26	2.28 可決（多） （賛-自民・公明・みんな） （反-民主・維新・共産・生活） （附）	2.28 可決	財政金融 3.20 可決 （附）	3.20 可決	3.31 法10号
地方法人税法案（内閣提出第８号）	2. 4	2.14	2.14 2.25	2.25 2.26	2.28 可決（多） （賛-自民・公明・生活） （反-民主・維新・みんな・共産）	2.28 可決	財政金融 3.20 可決	3.20 可決	3.31 法11号
関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第15号）	2. 7		3.18 3.19	3.25	3.25 可決（全） （賛-自民・民主・維新・公明・みんな・共産・生活） （附）	3.25 可決	財政金融 3.27 可決 （附）	3.28 可決	3.31 法12号
国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第16号）	2. 7		3.18 3.19	3.25	3.25 可決（全） （賛-自民・民主・維新・公明・みんな・共産・生活） （附）	3.25 可決	財政金融 3.27 可決 （附）	3.28 可決	3.31 法14号

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
金融商品取引法等の一部を改正する法律案（内閣提出第67号）	3.14		4.23 4.25	5.9	5.9 可決(多) (賛-自民・民主・維新・公明・みんな・生活) (反-共産) (附)	5.13 可決	財政金融 5.20 可決 (附)	5.23 可決	5.30 法44号
保険業法等の一部を改正する法律案（内閣提出第68号）	3.14		4.23 4.25	5.9	5.9 可決(多) (賛-自民・民主・維新・公明・みんな・生活) (反-共産)	5.13 可決	財政金融 5.20 可決	5.23 可決	5.30 法45号

衆　法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
国及び地方公共団体の責任ある財政運営の確保を図るための財政の健全化の推進に関する法律案（前原誠司君外３名提出、第183回国会衆法第33号）	(25. 6. 7)		26. 1.24		（審査未了）				
租税特別措置法の一部を改正する法律案（桜内文城君外２名提出、第183回国会衆法第37号）	(25. 6.13)		1.24			6.20 閉会中 審査			
国の責任ある財政運営の確保等に関する法律案（桜内文城君外１名提出、第185回国会衆法第８号）	(25.11.13)		1.24			6.20 閉会中 審査			

(3) 国政調査

国政調査では、質疑及び視察が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○　主な質疑内容

- 10％への消費税率引上げ判断に際して特に重視する経済指標
- 消費税率引上げによる平成26年度増収見込額及びその根拠
- 就労に影響を与える配偶者控除の見直しの必要性

・　補正予算において安易に幅広く歳出項目を認めることで財政再建を阻害してしまうおそれ
・　国・地方の基礎的財政収支に関する2015年度及び2020年度までの財政健全化目標の達成に向けた具体的取組
・　財政再建に向けて社会保障関係費も含めた歳出面での削減取組の必要性に対する財務大臣の認識
・　マネタリーベースの伸びに比べてマネーストック及び法人向け貸出が伸びていないことについての日銀総裁の見解
・　現在の物価上昇の質に対する日銀総裁の見解
・　２％の物価安定目標達成時に財政健全化の道筋がついていなかった場合の日銀が取り得る出口戦略
・　総合取引所の早期創設に向けた政府方針の変更の有無

(4) 参考人

出頭日	職　　業	氏　　名	審査・調査案件
平成 26. 2.21	日本銀行総裁	黒田　東彦君	財政及び金融に関する件
2.25	日本銀行副総裁	中曽　　宏君	所得税法等の一部を改正する法律案（内閣提出） 地方法人税法案（内閣提出）
4.16	日本銀行総裁	黒田　東彦君	財政及び金融に関する件
4.23	日本銀行総裁	黒田　東彦君	
	日本銀行理事	雨宮　正佳君	
5. 9	日本銀行理事	門間　一夫君	金融商品取引法等の一部を改正する法律案（内閣提出） 保険業法等の一部を改正する法律案（内閣提出）
6. 3	日本銀行総裁	黒田　東彦君	財政及び金融に関する件
	日本銀行理事	櫛田　誠希君	

(5) 視察

視察日	視察地名	視 察 目 的	視察委員
平成 26. 4.21	茨城県	金融に関する実情調査（地域金融の実態把握）	13人
5.28	東京都（千代田区、中央区）	金融に関する実情調査（異次元の金融緩和の下での金融機関・機関投資家等の状況把握）	15人
6.16	大阪府	財政及び金融に関する実情調査（消費税率引上げ及び簡素な給付措置等の状況把握）	15人

【第187回国会】

(1) 委員名簿（40人）

委員長	古川	禎久君	自民				
理　事	後藤	茂之君	自民	理　事	菅原	一秀君	自民
理　事	竹本	直一君	自民	理　事	寺田	稔君	自民
理　事	平口	洋君	自民	理　事	古本	伸一郎君	民主
理　事	伊東	信久君	維新	理　事	伊藤	渉君	公明
	安藤	裕君	自民		小倉	將信君	自民
	小田原	潔君	自民		鬼木	誠君	自民
	金田	勝年君	自民		神田	憲次君	自民
	木原	誠二君	自民		小島	敏文君	自民
	小林	鷹之君	自民		柴山	昌彦君	自民
	田野瀬	太道君	自民		田畑	毅君	自民
	中山	展宏君	自民		林田	彪君	自民
	藤井	比早之君	自民		藤丸	敏君	自民
	牧島	かれん君	自民		山田	賢司君	自民
	岸本	周平君	民主		玄葉	光一郎君	民主
	武正	公一君	民主		古川	元久君	民主
	柿沢	未途君	維新		小池	政就君	維新
	岡本	三成君	公明		斉藤	鉄夫君	公明
	坂元	大輔君	次世代		松田	学君	次世代
	杉本	かずみ君	みんな		佐々木	憲昭君	共産
	鈴木	克昌君	生活				

(2) 議案審査

付託された議案は、内閣提出法律案２件及び議員提出法律案２件（継続審査）で、審査の概況は、次のとおりである。

①　関税暫定措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第11号）

○　要旨

経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の適確な実施を確保するため、牛肉に係る特別セーフガード措置の導入、飼料用麦に係る関税の撤廃に必要な制度の整備及び輸入貨物に係る自己申告制度の導入に伴う所要の規定の整備を行うもの

○　主な質疑内容（①及び②の２件について）

- 豪州産牛肉に係る特別セーフガード措置発動の基準
- 豪州産飼料用麦に係る承認工場制度導入の背景及び意義
- 自己申告制度における原産性の確認方法及びその意義

○　審査結果

可決（附帯決議）

② 経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律案（内閣提出第12号）

○ 要旨

経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の適確な実施を確保し、我が国の輸出貿易の健全な発展に寄与することを目的として、オーストラリア税関当局に対する申告原産品に係る情報の提供等を適正かつ確実に行うための措置を講ずるもの

○ 主な質疑内容

（①参照）

○ 審査結果

可決

③ 租税特別措置法の一部を改正する法律案（桜内文城君外２名提出、第183回国会衆法第37号）

○ 要旨

（第186回国会参照）

○ 審査結果

（解散のため本院において審査未了）

④ 国の責任ある財政運営の確保等に関する法律案（桜内文城君外１名提出、第185回国会衆法第８号）

○ 要旨

（第186回国会参照）

○ 審査結果

（解散のため本院において審査未了）

《議案審査一覧》

閣 法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨 説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案 理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
関税暫定措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第11号）	26.10.7		10.23 10.24	10.29	10.29 可決（多） （賛-自民・民主・維新・公明・次世代・みんな・生活） （反-共産） （附）	10.31 可決	財政金融 11.11 可決 （附）	11.12 可決	11.19 法110号

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律案（内閣提出第12号）	10. 7		10.23 10.24	10.29	10.29 可決(多) (賛-自民・民主・維新・公明・次世代・みんな・生活) (反-共産)	10.31 可決	財政金融 11.11 可決 (附)	11.12 可決	11.19 法112号

衆　法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
租税特別措置法の一部を改正する法律案（桜内文城君外２名提出、第183回国会衆法第37号）	(25. 6.13)		26. 9.29		（審査未了）				
国の責任ある財政運営の確保等に関する法律案（桜内文城君外１名提出、第185回国会衆法第８号）	(25.11.13)		9.29		（審査未了）				

(3) 国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○　主な質疑内容

- 消費税率を引き上げた場合と引き上げない場合に想定されるリスク及び同リスクへの対応策
- 法人実効税率の引下げは黒字大企業の留保利益を増加させるだけであるので引下げは不要であるとの考え方についての財務大臣の見解
- 外形標準課税の拡充は赤字中小企業の負担において黒字企業の減税を行うことになることの妥当性
- 我が国の基礎的財政収支に関する2015年度及び2020年度までの財政健全化目標の国際的位置付け
- 消費税率を引き上げない場合の財政健全化目標を踏まえた予算編成の可能性
- 日銀の国債買入れが財政ファイナンスであるという考えに対する財務大臣・金融担当大臣の見解
- マネタリーベースの対ＧＤＰ比が急増する見通しに対する日銀総裁の認識
- 資金需要が停滞する現状におけるマネーストックの増加策
- 長期金利の急上昇リスクに対する備えについての財務大臣・金融担当大臣の認識

・　日銀の追加金融緩和に伴う長期国債買入れ額の拡大と年金積立金管理運用独立行政法人（ＧＰＩＦ）の基本ポートフォリオの見直しによる国内債券の構成割合低下との関係

（4）参考人

出頭日	職　　業	氏　　名	審査・調査案件
平成 26.10.17	日本銀行総裁	黒田　東彦君	財政及び金融に関する件
	日本銀行副総裁	岩田規久男君	
11.12	日本銀行総裁	黒田　東彦君	

【第188回国会】

(1) 委員名簿（40人）

委員長	古川	禎久君	自民				
理　事	後藤	茂之君	自民	理　事	竹本	直一君	自民
理　事	寺田	稔君	自民	理　事	平口	洋君	自民
理　事	御法川	信英君	自民	理　事	古本	伸一郎君	民主
理　事	伊東	信久君	維新	理　事	伊藤	渉君	公明
	安藤	裕君	自民		小倉	將信君	自民
	小田原	潔君	自民		大西	宏幸君	自民
	鬼木	誠君	自民		金田	勝年君	自民
	神田	憲次君	自民		木原	誠二君	自民
	小島	敏文君	自民		小林	鷹之君	自民
	柴山	昌彦君	自民		鈴木	隼人君	自民
	田野瀬	太道君	自民		中山	展宏君	自民
	藤井	比早之君	自民		藤丸	敏君	自民
	牧島	かれん君	自民		山田	賢司君	自民
	岸本	周平君	民主		玄葉	光一郎君	民主
	鈴木	克昌君	民主		武正	公一君	民主
	古川	元久君	民主		落合	貴之君	維新
	柿沢	未途君	維新		岡本	三成君	公明
	斉藤	鉄夫君	公明		宮本	岳志君	共産
	宮本	徹君	共産		亀井	静香君	無
	小泉	龍司君	無				

(2) 議案審査

付託された議案は、議員提出法律案１件で、審査の概況は、次のとおりである。

租税特別措置法の一部を改正する法律案（江田憲司君外４名提出、衆法第４号）

○　要旨

公職にある者の政治活動に対する国民の信頼の確保を図るため、衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長の職にある者並びにこれらの者と生計を一にする者が支出する政治活動に関する寄附に係る支出金について、寄附金控除の特例又は所得税額の特別控除の規定を適用しないこととするもの

○　審査結果

継続審査

《議案審査一覧》

衆　法

件　　名	提出日	衆　　議　　院					参　議　院		公布日 番　号
		趣　旨 説　明	委　　員　　会			本会議	委員会名 議決日 結　果	本会議	
			付託日 提　案 理　由	質　疑	議決日 結　果	議決日 結　果		議決日 結　果	
租税特別措置法の一部を改正する法律案（江田憲司君外４名提出、衆法第４号）	26.12.25		12.25			12.26 閉会中 審査			

６　文部科学委員会

【第186回国会】

(1) 委員名簿（40人）

委員長	小渕	優子君	自民				
理　事	中根	一幸君	自民	理　事	丹羽	秀樹君	自民
理　事	萩生田	光一君	自民	理　事	山本ともひろ君		自民
理　事	義家	弘介君	自民	理　事	笠	浩史君	民主
理　事	鈴木	望君	維新	理　事	稲津	久君	公明
	青山	周平君	自民		池田	佳隆君	自民
	小此木	八郎君	自民		神山	佐市君	自民
	菅野	さちこ君	自民		木内	均君	自民
	工藤	彰三君	自民		熊田	裕通君	自民
	小林	茂樹君	自民		桜井	宏君	自民
	新開	裕司君	自民		冨岡	勉君	自民
	永岡	桂子君	自民		野中	厚君	自民
	馳	浩君	自民		比嘉	奈津美君	自民
	宮内	秀樹君	自民		宮川	典子君	自民
	菊田	真紀子君	民主		細野	豪志君	民主
	吉田	泉君	民主		遠藤	敬君	維新
	椎木	保君	維新		三宅	博君	維新
	中野	洋昌君	公明		柏倉	祐司君	みんな
	井出	庸生君	結い		宮本	岳志君	共産
	青木	愛君	生活		吉川	元君	社民
	山口	壯君	無				

(2) 議案審査

付託された議案は、内閣提出法律案６件及び議員提出法律案５件（うち継続審査２件）で、審査の概況は、次のとおりである。

①　独立行政法人科学技術振興機構法の一部を改正する法律案（内閣提出第２号）

○　要旨

独立行政法人科学技術振興機構に、革新的な新技術の創出に係る業務等に要する費用に充てるための基金を設けるもの

○　主な質疑内容

- 基金により進められる革新的研究開発推進プログラム（ＩｍＰＡＣＴ）の対象となるハイリスク・ハイインパクトな革新的研究の具体的内容
- ＩｍＰＡＣＴの前身ともされる最先端研究開発支援プログラム（ＦＩＲＳＴ）の成果と人材の活用等に向けての政府内における検討状況
- プログラム・マネージャーの選考過程や研究プログラムの取組状況等の情報公開を行う必要性

○　**審査結果**
可決（附帯決議）

②　義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第41号）

○　**要旨**
義務教育諸学校の教科用図書の採択の制度の改善を図るため、２以上の市町村の区域を併せた採択地区内の市町村の教育委員会は採択地区協議会を設けなければならないこととする等の措置を講ずるもの

○　**主な質疑内容**
・　教科書採択に関する決定権の所在など八重山採択地区における教科書採択問題
・　本法律案において政令で定める採択地区協議会の組織及び運営に係る必要な事項についての具体的内容
・　教科書採択の結果及び理由の公表を義務規定として設けた理由

○　**審査結果**
可決（附帯決議）

③　私立学校法の一部を改正する法律案（内閣提出第42号）

○　**要旨**
私立学校の健全な発達に資するため、理事について忠実義務を定めるとともに、学校法人が法令の規定に違反したとき等に所轄庁が当該学校法人に対し必要な措置をとるべきことを命ずることができることとする等の措置を講ずるもの

○　**主な質疑内容**
・　学校法人に対する措置命令の発出要件の一つである「運営が著しく適正を欠く」の具体例
・　私学の自主性及び自律性の尊重の観点から、教職員が参加する形で内部統制機能を充実させる必要性
・　学校法人制度の理事の選任について、社団・財団法人制度に準じて、評議員会の決議によるものとするとともに、役員等の損害賠償責任を規定する必要性

○　**審査結果**
可決

④　著作権法の一部を改正する法律案（内閣提出第73号）

○　**要旨**
インターネットその他の新たな情報伝達手段の発達に鑑み、公衆送信を行うことを引き受ける者に対し出版権の設定を可能とするとともに、視聴覚的実演に関する北京条約の実施に伴い、著作権法による保護を受ける実演として同条約の締約国の国民が行う実演を追加する等の措置を講ずるもの

○　**主な質疑内容**
・　電子書籍の時代に対応した新たな出版契約において、著作者の権利を守るための政府の支援の必要性
・　国内外の海賊版問題対策の現状及び今後の取組
・　視聴覚的実演に関する北京条約により舞踊家等に付与される具体的な権利内容

○　**参考人からの意見の聴取**

○　**審査結果**

可決（附帯決議）

⑤　地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第76号）

○　**要旨**

教育の再生を図るため、地方公共団体の長が当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとするとともに、当該大綱の策定に関する協議等を行うために総合教育会議を設けることとし、あわせて、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命する教育長が、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表すること等とするもの

○　**主な質疑内容**

・　地方教育行政を抜本的に改革する必要性
・　地方公共団体が既に教育基本法第17条第２項に規定する教育振興基本計画を定めていた場合の同計画と大綱との関係
・　現行の教育長と教育委員会委員長を一本化した趣旨

○　**参考人からの意見の聴取**

○　**委員派遣及び意見陳述者からの意見の聴取**

○　**審査結果**

可決（附帯決議）

⑥　学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律案（内閣提出第80号）

○　**要旨**

大学運営における学長のリーダーシップの確立等のガバナンス改革を促進するため、副学長・教授会等の職や組織の規定を見直すとともに、国立大学法人の学長選考の透明化等を図るための措置を講ずるもの

○　**主な質疑内容**

・　本法律案において想定される副学長の位置付け
・　学長のリーダーシップ強化に応じた学長の業務執行に対するチェック機能の在り方
・　大学の自治と大学のガバナンスにおける教授会の位置付け
・　学長選考基準の策定義務を設けた理由及び学長選考の実態
・　私立大学についても公明性、公正性及び透明性の観点から、学長選考の在り方を法的に規定する必要性

○　**参考人からの意見の聴取**

○　**審査結果**

修正（附帯決議）

＜修正内容＞

学長が決定を行うに当たり教授会が意見を述べる事項のうち、「教育研究に関する重要な事項で、学長が教授会の意見を聴くことが必要であると認めるもの」を「教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの」とすること

⑦　教育委員会制度を廃止する等のための地方自治法等の一部を改正する法律案（中田宏君外４名提出、第183回国会衆法第25号）

○　要旨

教育委員会制度を廃止して地方公共団体における教育に関する事務の管理執行を地方公共団体の長に一元的に担わせるとともに、指導主事を廃止すること等により地方教育行政の運営の在り方を抜本的に改めることを通じて地方教育行政における責任を負うべき主体の明確化を図り、もって地方教育行政における責任体制を確立するため、地方自治法等の一部改正について定めるもの

○　審査結果

撤回許可

⑧　地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案（笠浩史君外２名提出、第183回国会衆法第45号）

○　要旨

地方公共団体における教育行政の適正な運営の確保を図るため、教育長の設置、地方公共団体による教育、学術及び文化に関する機関の設置並びに学校理事会、教育監査委員会等に関し必要な事項を定めるもの

○　審査結果

撤回許可

⑨　地方教育行政の組織の改革による地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案（笠浩史君外３名提出、衆法第16号）

○　要旨

地方公共団体における教育行政の適正な運営の確保を図るため、教育長、地方公共団体の教育機関、学校運営協議会及び教育監査委員会の設置その他地方教育行政の組織の改革に関し必要な事項を定めるもの

○　主な質疑内容

- 首長に権限と責任を一元化した趣旨
- 教育長の身分及びその任命に際し議会同意を要しない理由
- 教育監査委員会による監査の実効性

○　参考人からの意見の聴取

○　委員派遣及び意見陳述者からの意見の聴取

○　審査結果

否決

⑩　学校図書館法の一部を改正する法律案（笠浩史君外６名提出、衆法第33号）

○　要旨

学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、学校司書を置くよう努めるとともに、国及び地方公共団体は学校司書の資質の向上を図るための研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努める等とするもの

○　主な質疑内容

- 学校司書は、正規の職員としての待遇が望ましいとする意見についての提出者の見解

・　本法律の施行後、学校司書としての資格及び養成の在り方等について直ちに検討を行う必要性

○　審査結果

可決（附帯決議）

⑪　公認心理師法案（河村建夫君外８名提出、衆法第43号）

○　要旨

近時の国民が抱える心の健康の問題等をめぐる状況に鑑み、心理に関する支援を要する者等の心理に関する相談、援助等の業務に従事する者の資質の向上及びその業務の適正を図るため、公認心理師の資格を定めるもの

○　審査結果

継続審査

《議案審査一覧》

閣　法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨 説明	委員会 付託日 提案 理由	委員会 質疑	委員会 議決日 結果	本会議 議決日 結果	委員会名 議決日 結果	本会議 議決日 結果	
独立行政法人科学技術振興機構法の一部を改正する法律案（内閣提出第２号）	26. 1.24		2. 3 2. 4	2. 4	2. 4 可決(多) (賛-自民・民主・公明・生活・社民・山口壮君) (反-維新・みんな・結い・共産) (附)	2. 4 可決	文教科学 2. 7 可決 (附)	2. 7 可決	2.17 法１号
義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第41号）	2.28		3.18 3.19	3.26	3.26 可決(多) (賛-自民・維新・公明・みんな・山口壮君) (反-民主・結い・共産・生活・社民) (附)	3.27 可決	文教科学 4. 8 可決 (附)	4. 9 可決	4.16 法20号
私立学校法の一部を改正する法律案（内閣提出第42号）	2.28		3. 5 3. 5	3.12	3.12 可決(多) (賛-自民・民主・維新・公明・みんな・結い・生活・社民・山口壮君) (反-共産)	3.14 可決	文教科学 3.25 可決 (附)	3.26 可決	4. 2 法15号

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
著作権法の一部を改正する法律案（内閣提出第73号）	3.14		3.27 3.28	4. 2 4. 4	4. 4 可決（全） （賛-自民・民主・維新・公明・みんな・結い・共産・生活・社民） （欠-山口壮君） （附）	4. 8 可決	文教科学 4.24 可決 （附）	4.25 可決	5.14 法35号
地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第76号）	4. 4	4.15	4.15 4.16	4.16 4.18 4.23(閉) 4.25 5. 7 5. 9 5.14 5.16	5.16 可決（多） （賛-自民・公明・生活・ 山口壮君） （反-民主・維新・みんな・結い・共産・社民） （附）	5.20 可決	文教科学 6.12 可決 （附）	6.13 可決	6.20 法76号
学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律案（内閣提出第80号）	4.25	5.22	5.22 5.23	5.23 6. 4 6. 6	6. 6 修正（多） （賛-自民・民主・維新・公明・みんな・結い・生活・ 山口壮君） （反-共産・社民） （附）	6.10 修正	文教科学 6.19 可決 （附）	6.20 可決	6.27 法88号

衆　法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
教育委員会制度を廃止する等のための地方自治法等の一部を改正する法律案（中田宏君外４名提出、第183回国会衆法第25号）	(25. 6. 5)		26. 1.24		4.16 撤回許可				
地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案（笠浩史君外２名提出、第183回国会衆法第45号）	(25. 6.21)		1.24		4.16 撤回許可				

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨 説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案 理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
地方教育行政の組織の改革による地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案（笠浩史君外３名提出、衆法第16号）	4.14	4.15	4.15 4.16	4.16 4.18 4.23(委) 4.25 5. 7 5. 9 5.14 5.16	5.16 否決(少) (賛-民主・維新・結い) (反-自民・公明・みんな・共産・生活・社民・山口壮君)	5.20 否決			
学校図書館法の一部を改正する法律案（笠浩史君外６名提出、衆法第33号）	6.10		6.10 6.11	6.11	6.11 可決(全) (賛-自民・民主・維新・公明・みんな・結い・共産・生活・社民・山口壮君) (附)	6.13 可決	文教科学 6.19 可決 (附)	6.20 可決	6.27 法93号
公認心理師法案（河村建夫君外８名提出、衆法第43号）	6.16		6.16 6.18			6.20 閉会中 審査			

(3) 国政調査

国政調査では、質疑及び委員派遣が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- 英語教育改革の方向性及び具体的方策
- 「道徳の時間」を教科化しようとする理由
- 幼児教育の無償化に向けての段階的な取組の具体的内容
- 全国学力・学習状況調査の対象教科の選定理由、調査結果の公表時期の早期化の可否及び悉皆（しっかい）調査とする目的及び理由
- 東日本大震災以降肥満傾向にある福島県内児童の運動不足解消のための運動施設等整備に向けた取組内容
- 給付型奨学金の割合及び現行の奨学金事業の問題点に関する文部科学大臣の認識
- 大学の学部段階からの留学支援の充実、今後における民間資金確保の継続及び海外留学支援予算の拡充の必要性
- 原子力損害賠償紛争解決センターによる賠償の実態を文部科学省が検証する必要性
- 独立行政法人理化学研究所の体制を見直すに当たり、一定期間文部科学省が指導監督する必要性についての文部科学大臣の見解
- 2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けて、教育再生戦略として実施すべき施策

（4）参考人・意見陳述者

①　参考人

出頭日	職　　業	氏　　名	審査・調査案件
平成 26. 4. 2	一般社団法人日本書籍出版協会理事長 株式会社小学館代表取締役社長	相賀　昌宏君	著作権法の一部を改正する法律案（内閣提出）
	日本大学大学院知的財産研究科教授	土肥　一史君	
	写真家 一般社団法人日本写真著作権協会常務理事	瀬尾　太一君	
4. 9	独立行政法人理化学研究所理事長	野依　良治君	文部科学行政の基本施策に関する件
	独立行政法人理化学研究所理事	坪井　　裕君	
	東京電力株式会社代表執行役副社長	石崎　芳行君	
4.18	三鷹市教育委員会委員長	貝ノ瀬　滋君	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出） 地方教育行政の組織の改革による地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案（笠浩史君外３名提出）
	千葉大学名誉教授	新藤　宗幸君	
	大阪市教育委員会委員長 首都大学東京大学教育センター教授	大森不二雄君	
5. 7	奈良学園大学学長 学校法人奈良学園理事 学校法人聖ウルスラ学院理事長	梶田　叡一君	
	ＮＰＯ法人地方自立政策研究所理事長 元埼玉県志木市長	穂坂　邦夫君	
	名古屋大学大学院教授	中嶋　哲彦君	
5.14	京都市長	門川　大作君	
	常葉大学教職大学院教授	小松　郁夫君	
	大津市長	越　　直美君	
6. 4	国立大学法人大阪大学総長	平野　俊夫君	学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律案（内閣提出）
	早稲田大学理事 早稲田大学政治経済学術院教授	田中　愛治君	
	名古屋大学名誉教授	池内　　了君	

出頭日	職　　業	氏　　名	審査・調査案件
6.18	独立行政法人理化学研究所理事長	野依　良治君	文部科学行政の基本施策に関する件
	独立行政法人理化学研究所理事	坪井　　裕君	
	東京電力株式会社代表執行役副社長	石崎　芳行君	

② 意見陳述者

期日	場所	職　　業	氏　　名	意見を聴取した問題
平成 26. 4.23	福岡県	小郡市長	平安　正知君	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）及び地方教育行政の組織の改革による地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案（笠浩史君外３名提出）について
		嘉麻市教育委員会委員長	豊福　眸子君	
		九州大学大学院教授	元兼　正浩君	
	宮城県	仙台市長	奥山恵美子君	
		東北大学大学院教育学研究科准教授	青木　栄一君	
		前宮城県中学校長会会長 前塩竈市立第一中学校校長 石巻専修大学特任教授	有見　正敏君	

（5）委員派遣

派遣日	派遣地名	派 遣 目 的	派遣委員
平成 26. 4.23	第１班　福岡県 第２班　宮城県	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）及び地方教育行政の組織の改革による地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案（笠浩史君外３名提出）の審査	第１班 11人 第２班 12人
(閉会中) 7.16 ～ 7.17	長崎県	文部科学行政の基本施策に関する実情調査	12人

【第187回国会】

(1) 委員名簿（40人）

委員長	西川	京子君	自民				
理　事	櫻田	義孝君	自民	理　事	冨岡	勉君	自民
理　事	萩生田	光一君	自民	理　事	福井	照君	自民
理　事	義家	弘介君	自民	理　事	中川	正春君	民主
理　事	鈴木	望君	維新	理　事	浮島	智子君	公明
	青山	周平君	自民		池田	佳隆君	自民
	石原	宏高君	自民		神山	佐市君	自民
	菅野	さちこ君	自民		木内	均君	自民
	木原	稔君	自民		工藤	彰三君	自民
	熊田	裕通君	自民		小林	茂樹君	自民
	桜井	宏君	自民		新開	裕司君	自民
	野中	厚君	自民		馳	浩君	自民
	比嘉	奈津美君	自民		宮内	秀樹君	自民
	宮川	典子君	自民		山本ともひろ君		自民
	菊田	真紀子君	民主		松本	剛明君	民主
	笠	浩史君	民主		遠藤	敬君	維新
	椎木	保君	維新		中野	洋昌君	公明
	田沼	隆志君	次世代		中山	成彬君	次世代
	柏倉	祐司君	みんな		宮本	岳志君	共産
	青木	愛君	生活		吉川	元君	社民
	山口	壮君	無				

(2) 議案審査

付託された議案は、内閣提出法律案４件及び議員提出法律案１件（継続審査）で、審査の概況は、次のとおりである。

①　原子力損害の補完的な補償に関する条約の実施に伴う原子力損害賠償資金の補助等に関する法律案（内閣提出第27号）

○　要旨

原子力損害の補完的な補償に関する条約の適確かつ円滑な実施を図るため、原子力損害を賠償するために必要な資金の補助その他必要な事項について定めるもの

○　主な質疑内容（①及び②の２件について）

・　原子力損害賠償法と原子力損害の補完的な補償に関する条約による賠償の範囲の違い

・　原子力損害の補完的な補償に関する条約により締約国から拠出される賠償のための金額の妥当性

・　一般負担金が原子力事業者にとって新たな負担となることの確認

○　審査結果

可決（附帯決議）

② 原子力損害の賠償に関する法律及び原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第28号）

○ 要旨

原子力損害の補完的な補償に関する条約の締結に伴い、我が国の原子力損害賠償制度を条約上の制度と適合させるために必要な措置を講ずるもの

○ 主な質疑内容

（①参照）

○ 審査結果

可決（附帯決議）

③ 平成32年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法案（内閣提出第29号）

○ 要旨

東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の円滑な準備及び運営に資するため、両大会推進本部の設置及び基本方針の策定について定める等特別の措置を講ずるとともに、国務大臣を１名増員（平成33年３月31日まで）するもの

○ 主な質疑内容

- 国務大臣の数を１名増員し、専任の東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会担当大臣を置く理由
- 東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会とラグビーワールドカップ大会の連携に向けた各組織委員会の取組
- パラリンピックに対する社会の認識向上とパラリンピック選手への競技力向上のための公的支援の充実の必要性

○ 内閣委員会との連合審査会

○ 審査結果

可決（附帯決議）

（参議院において未付託未了）

④ 平成31年ラグビーワールドカップ大会特別措置法案（内閣提出第30号）

○ 要旨

ラグビーワールドカップ大会の円滑な準備及び運営に資するため、特別の措置を講ずるもの

○ 主な質疑内容

- 東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会とラグビーワールドカップ大会の連携に向けた各組織委員会の取組
- ラグビーワールドカップ大会の成功に向けて、アジア各国との連携及び我が国におけるラグビーの競技普及を推進する必要性

○ 審査結果

可決

（参議院において未付託未了）

⑤ 公認心理師法案（河村建夫君外８名提出、第186回国会衆法第43号）

○ 要旨

（第186回国会参照）

○　審査結果

（解散のため本院において審査未了）

《議案審査一覧》

閣　法

件　　名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番　号
		趣旨 説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結　果	本会議	
			付託日 提案 理由	質　疑	議決日 結　果	議決日 結　果		議決日 結　果	
原子力損害の補完的な補償に関する条約の実施に伴う原子力損害賠償資金の補助等に関する法律案（内閣提出第27号）	26.10.24		10.30 10.31	10.31 11. 5	11.12 可決（多） （賛-自民・民主・維新・公明・次世代・山口壮君） （反-みんな・共産・生活・社民） （附）	11.13 可決	文教科学 11.20 可決	11.21 可決	11.28 法133号
原子力損害の賠償に関する法律及び原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第28号）	10.24		10.30 10.31	10.31 11. 5	11.12 可決（多） （賛-自民・民主・維新・公明・次世代・山口壮君） （反-みんな・共産・生活・社民） （附）	11.13 可決	文教科学 11.20 可決	11.21 可決	11.28 法134号
平成32年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法案（内閣提出第29号）	10.28		11. 6 11. 7	11. 7 11.11㈭ 11.12	11.12 可決（多） （賛-自民・民主・維新・公明・次世代・みんな・生活・社民・山口壮君） （反-共産） （附）	11.13 可決	（未付託未了）		
平成31年ラグビーワールドカップ大会特別措置法案（内閣提出第30号）	10.28		11. 6 11. 7	11. 7 11.12	11.12 可決（全） （賛-自民・民主・維新・公明・次世代・みんな・共産・生活・社民・山口壮君）	11.13 可決	（未付託未了）		

衆　法

件　　名	提出日	衆　　議　　院					参　議　院		公布日 番　号
		趣　旨 説　明	委　　員　　会			本会議	委員会名 議決日 結　果	本会議	
			付託日 提　案 理　由	質　疑	議決日 結　果	議決日 結　果		議決日 結　果	
公認心理師法案（河村建夫君外８名提出、第186回国会衆法第43号）	(26. 6.16)		26. 9.29 (26. 6.18)		（審査未了）				

(3) 国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○　主な質疑内容

- 教員定数の在り方に関する多角的な検討の必要性
- いじめの認知件数の増加により35人学級の効果は見られないと喧伝することの是非
- 道徳で検定教科書を使用する際の検定基準
- 国家戦略特区における公設民営学校の設置に対する文部科学大臣の評価
- 所得連動返還型奨学金制度の周知の必要性及びより柔軟な制度設計に向けた取組
- 我が国独自の視点による大学の評価を行う必要性
- オープンイノベーションを促進するための枠組み作りの必要性
- 国際リニアコライダー（ＩＬＣ）を科学技術人材育成の観点から日本に誘致する必要性
- 文化財等の電子アーカイブ化に向けた取組
- 国立霞ヶ丘競技場を所管する独立行政法人日本スポーツ振興センターのマネジメント体制の不備を是正する必要性

(4) 連合審査会

連合審査会	開会日	審査・調査案件
文部科学委員会 内閣委員会連合審査会	平成 26.11.11	平成32年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法案（内閣提出）

(5) 参考人

出頭日	職　　業	氏　　名	審査・調査案件
平成 26.10.29	東京電力株式会社常務執行役	木村　公一君	文部科学行政の基本施策に関する件

出頭日	職　　業	氏　　名	審査・調査案件
11. 5	東京電力株式会社常務執行役	木村　公一君	原子力損害の補完的な補償に関する条約の実施に伴う原子力損害賠償資金の補助等に関する法律案（内閣提出） 原子力損害の賠償に関する法律及び原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

【第188回国会】

(1) 委員名簿（40人）

委員長	福井　照君	自民	
理　事	神山　佐市君	自民	理　事　櫻田　義孝君　自民
理　事	冨岡　勉君	自民	理　事　萩生田　光一君　自民
理　事	義家　弘介君	自民	理　事　中川　正春君　民主
理　事	太田　和美君	維新	理　事　浮島　智子君　公明
	青山　周平君	自民	池田　佳隆君　自民
	石原　宏高君	自民	大隈　和英君　自民
	岡下　昌平君	自民	神谷　昇君　自民
	木内　均君	自民	木原　稔君　自民
	工藤　彰三君	自民	熊田　裕通君　自民
	谷川　とむ君	自民	野中　厚君　自民
	馳　浩君	自民	比嘉　奈津美君　自民
	宮内　秀樹君	自民	宮川　典子君　自民
	宗清　皇一君	自民	山本ともひろ君　自民
	逢坂　誠二君	民主	金子　恵美君　民主
	菊田　真紀子君	民主	松本　剛明君　民主
	笠　浩史君	民主	遠藤　敬君　維新
	丸山　穂高君	維新	吉田　豊史君　維新
	中野　洋昌君	公明	真山　祐一君　公明
	大平　喜信君	共産	畑野　君枝君　共産
	吉川　元君	社民	

(2) 議案審査

付託された議案はなかった。

７　厚生労働委員会

【第186回国会】

(1) 委員名簿（45人）

委員長	後藤	茂之君	自民				
理　事	あべ	俊子君	自民	理　事	金子	恭之君	自民
理　事	北村	茂男君	自民	理　事	とかしきなおみ君		自民
理　事	丹羽	雄哉君	自民	理　事	山井	和則君	民主
理　事	上野	ひろし君	維新	理　事	古屋	範子君	公明
	赤枝	恒雄君	自民		今枝	宗一郎君	自民
	大久保	三代君	自民		大串	正樹君	自民
	金子	恵美君	自民		小松	裕君	自民
	古賀	篤君	自民		白須賀	貴樹君	自民
	新谷	正義君	自民		田中	英之君	自民
	田畑	裕明君	自民		髙鳥	修一君	自民
	高橋	ひなこ君	自民		豊田	真由子君	自民
	中川	俊直君	自民		永山	文雄君	自民
	船橋	利実君	自民		堀内	詔子君	自民
	松本	純君	自民		三ッ林	裕巳君	自民
	村井	英樹君	自民		山下	貴司君	自民
	大西	健介君	民主		中根	康浩君	民主
	長妻	昭君	民主		柚木	道義君	民主
	足立	康史君	維新		浦野	靖人君	維新
	清水	鴻一郎君	維新		重徳	和彦君	維新
	輿水	恵一君	公明		桝屋	敬悟君	公明
	中島	克仁君	みんな		井坂	信彦君	結い
	高橋	千鶴子君	共産		阿部	知子君	無

(2) 議案審査等

付託された議案は、内閣提出法律案10件及び議員提出法律案８件（うち継続審査５件）、委員会提出法律案は４件で、審査等の概況は、次のとおりである。

①　雇用保険法の一部を改正する法律案（内閣提出第３号）

○　要旨

雇用保険制度において、基本手当、就業促進手当、教育訓練給付及び育児休業給付金の給付の拡充並びに暫定措置の新設及び延長等の措置を講ずるもの

○　主な質疑内容

・　中長期的なキャリア形成に資する専門的・実践的な教育訓練を受講した者の望む就職に向けたサポート体制の在り方

・　本法律の施行後、育児休業取得が困難な原因を調査した上で制度の見直しを行う必要性

・　早期再就職を過度に促すことにより労働者が賃金の低い職に就くことを誘導され

る可能性に対する厚生労働省の認識

○　審査結果

可決（附帯決議）

②　地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出第23号）

○　要旨

地域において効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに地域包括ケアシステムを構築することを通じ、必要な医療及び介護の総合的な確保を推進するため、医療法、介護保険法等の関係法律の所要の整備等を行うもの

○　主な質疑内容

・　医療、介護、医療事故調査制度の創設等性質の異なる多数の法律改正を１本の法律案として提出した理由

・　医療法人制度改革を進める必要性

・　介護予防サービスの介護予防・日常生活支援総合事業への移行によりサービスが低下する懸念

○　参考人からの意見の聴取

○　委員派遣及び意見陳述者からの意見の聴取

○　審査結果

可決

③　難病の患者に対する医療等に関する法律案（内閣提出第24号）

○　要旨

難病の患者に対する医療その他難病に関する施策に関し、基本方針の策定、難病に係る新たな公平かつ安定的な医療費助成の制度の確立、難病の医療に関する調査及び研究の推進、療養生活環境整備事業の実施等の措置を講ずるもの

○　主な質疑内容

・　診断基準が未確立の疾病や患者数の多い疾病を医療費助成の対象外とする考え方の可否

・　難病患者の医療費の自己負担限度額を引き上げることの妥当性

・　医療費助成の義務的経費化により都道府県の超過負担が解消することの確認

○　参考人からの意見の聴取

○　審査結果

修正（附帯決議）

＜修正内容＞

検討規定について、検討の目途を施行後５年から施行後５年以内に改めること

④　児童福祉法の一部を改正する法律案（内閣提出第25号）

○　要旨

小児慢性特定疾病に係る新たな公平かつ安定的な医療費助成の制度の確立等の措置を講ずるもの

○　主な質疑内容

・　小児慢性特定疾病の児童に対する支援が20歳以降途切れてしまういわゆるトランジション問題に関する厚生労働省の今後の取組方針

・　小児慢性特定疾病児童等自立支援事業における必須事業と任意事業の効果的な実施を担保する方策
・　小児慢性特定疾病の児童から入院時の食費の自己負担を徴収することの是非

○　参考人からの意見の聴取

○　審査結果

修正（附帯決議）

＜修正内容＞

検討規定について、検討の目途を施行後５年から施行後５年以内に改めること

⑤　次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律案（内閣提出第31号）

○　要旨

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るため、次世代育成支援対策推進法の有効期限の延長、一般事業主行動計画の策定・届出義務に係る特例措置の創設、母子家庭及び父子家庭に対する支援の拡充、児童扶養手当と年金の併給調整の見直し等の措置を講ずるもの

○　主な質疑内容

・　次世代育成支援対策推進法によるこれまでの両立支援等への取組の評価及び延長後の取組方針
・　女性の非正規雇用労働者の育児休業取得及び就業継続を可能にする環境の整備を支援する必要性
・　次世代育成支援対策推進法に基づく認定の認知度の向上及び同制度の充実に向けた厚生労働大臣の決意

○　審査結果

可決（附帯決議）

⑥　短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第32号）

○　要旨

短時間労働者の雇用管理の改善等を図るため、差別的取扱い禁止の対象となる通常の労働者と同視すべき短時間労働者について、期間の定めのない労働契約を締結していることとする要件を削除するとともに、事業主等に対する国の援助について定め、短時間労働援助センターを廃止する等の措置を講ずるもの

○　主な質疑内容

・　パートタイム労働者と通常の労働者の待遇の相違について不合理なものと認められる事例を整理の上具体的に示す必要性
・　同一価値労働同一賃金の実現に向け、今回の改正案によるパートタイム労働者と正社員との待遇の格差の解消効果
・　今回の改正案がパートタイム労働市場の整備に果たす効果及び同市場整備に向けた今後の取組

○　審査結果

可決（附帯決議）

⑦　政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案（内閣提出第33号）

○　要旨

政府管掌年金事業等の運営の改善を図るため、国民年金保険料の納付猶予制度の対象者の拡大、事務処理誤りにより納付の機会を逸失した国民年金保険料の納付等の特例の創設、年金個人情報の訂正手続の整備等の措置を講ずるもの

○　主な質疑内容

・　国民年金保険料の免除や納付猶予による将来の無年金者及び低年金者対策の効果
・　新たな年金記録訂正手続の体制整備及び総務省年金記録確認第三者委員会のノウハウ等を活用する必要性
・　厚生年金の未適用事業所及び未適用者問題の速やかな解決に向けた取組の必要性

○　審査結果

可決

⑧　専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法案（内閣提出第48号）

○　要旨

専門的知識等を有する有期雇用労働者等の能力の維持向上及び活用を図ることが当該有期雇用労働者等の能力の有効な発揮及び活力ある社会の実現のために重要であることに鑑み、事業主による当該有期雇用労働者等の特性に応じた雇用管理に関する特別の措置の下で、労働契約法の特例を定めるもの

○　主な質疑内容

・　専門的知識等を有する有期雇用労働者及び定年後引き続き雇用される有期雇用労働者について労働契約法に基づく無期労働契約への転換に関して特例を設ける理由及び意義
・　本法案で、年収要件等、省令に委ねている具体的内容を法律に明記し国会で十分に議論すべきとの指摘に対する厚生労働大臣の見解
・　事業主が雇用管理措置についての計画を作成するに当たって過半数労働組合等からの意見聴取を義務付けるべきとの意見に対する厚生労働省の見解

○　審査結果

可決

（参議院において継続審査）

⑨　独立行政法人医薬基盤研究所法の一部を改正する法律案（内閣提出第58号）

○　要旨

独立行政法人に係る改革を推進するため、独立行政法人国立健康・栄養研究所を解散し、その業務を独立行政法人医薬基盤研究所に承継させるとともに、独立行政法人医薬基盤研究所の名称を独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所とする等の措置を講ずるもの

○　主な質疑内容

・　２法人の統合について７年間検討されていたにもかかわらず、これまで２法人が統合できなかった理由
・　２法人の統合による管理部門の人員や予算の合理化の具体的内容及び効果的な運営の在り方
・　独立行政法人日本医療研究開発機構設立のための数合わせを理由として設立の目

的や沿革が全く違う２法人を統合すべきではないとの指摘に対する厚生労働大臣の見解

○　**審査結果**

可決

⑩　労働安全衛生法の一部を改正する法律案（内閣提出第64号）（参議院送付）

○　**要旨**

労働者の安全と健康の一層の確保を図るため、化学物質による労働者の危険又は健康障害を防止するための措置を強化するとともに、労働者の精神的健康の保持増進のための措置を充実すること等について定めるもの

○　**主な質疑内容**

・　小規模事業場におけるストレスチェックを努力義務とする「当分の間」の具体的な期間及び期間経過後のストレスチェックの義務化等の可能性

・　事業者に対して受動喫煙防止対策を義務付けるとともに当該対策への支援措置の利用促進及び予算の拡充を図る必要性

・　重大な労働災害を繰り返し発生させた企業だけでなく一度でも発生させた企業に特別安全衛生改善計画の作成を指示する必要性

○　**参考人からの意見の聴取**

○　**審査結果**

可決（附帯決議）

⑪　アレルギー疾患対策基本法案（江田康幸君外２名提出、第183回国会衆法第15号）

○　**要旨**

アレルギー疾患対策を総合的に推進するため、アレルギー疾患対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、アレルギー疾患対策の推進に関する指針の策定等について定めるとともに、アレルギー疾患対策の基本となる事項を定めるもの

○　**審査結果**

撤回許可

⑫　国民が受ける医療の質の向上のための医療機器の研究開発及び普及の促進に関する法律案（御法川信英君外４名提出、第183回国会衆法第21号）

○　**要旨**

有効で安全な医療機器の迅速な実用化等により国民が受ける医療の質の向上を図るため、医療機器の研究開発及び普及に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、医療機器の研究開発及び普及の促進に関する施策の基本となる事項等を定めるもの

○　**審査結果**

撤回許可

⑬　介護従事者等の人材確保に関する特別措置法案（柚木道義君外５名提出、第183回国会衆法第27号）

○　**要旨**

介護を担う優れた人材を確保し、もって介護サービスの水準の向上を図るため、現在他の業種に従事する労働者と比較して低い水準にある介護従事者等の賃金の向上に

資するよう特別の措置を定めるもの

○　**審査結果**

撤回許可

⑭　世代間格差を是正するための公的年金制度及び医療保険制度の改革の推進に関する法律案（重徳和彦君外３名提出、第185回国会衆法第27号）

○　**要旨**

負担と受益に係る世代間格差を是正するための公的年金制度及び医療保険制度の改革について、その基本理念及び基本方針その他の基本となる事項を定めるもの

○　**審査結果**

継続審査

⑮　過労死等防止基本法案（泉健太君外10名提出、第185回国会衆法第28号）

○　**要旨**

過労死等を防止するための施策を総合的かつ計画的に推進するため、過労死等の防止に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、過労死等を防止するための施策の基本となる事項等を定めるもの

○　**審査結果**

撤回許可

⑯　介護・障害福祉従事者の人材確保に関する特別措置法案（中根康浩君外７名提出、衆法第10号）

○　**要旨**

介護・障害福祉従事者に優れた人材を確保し、もって高齢者等及び障害者等に対する支援の水準の向上に資するため、介護・障害福祉従事者の賃金の改善のための特別の措置を定めるもの

○　**主な質疑内容**

・　介護従事者の処遇を改善する必要性
・　障害福祉従事者を本法案の対象とする理由
・　本法案成立により経済的側面で見込まれる効果

○　**参考人からの意見の聴取**

○　**委員派遣及び意見陳述者からの意見の聴取**

○　**審査結果**

撤回許可

⑰　介護・障害福祉従事者の人材確保のための介護・障害福祉従事者の処遇改善に関する法律案（厚生労働委員長提出、衆法第21号）

○　**要旨**

介護又は障害福祉に関するサービスを担う優れた人材の確保を図るため、平成27年４月１日までに、介護・障害福祉従事者の処遇の改善に資するための施策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるもの

○　**結果**

成案・提出決定

⑱　アレルギー疾患対策基本法案（厚生労働委員長提出、衆法第23号）

○　要旨

アレルギー疾患対策を総合的に推進するため、アレルギー疾患対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、アレルギー疾患対策の推進に関する指針の策定等について定めるとともに、アレルギー疾患対策の基本となる事項を定めるもの

○　結果

成案・提出決定

⑲　国民が受ける医療の質の向上のための医療機器の研究開発及び普及の促進に関する法律案（厚生労働委員長提出、衆法第24号）

○　要旨

有効で安全な医療機器の迅速な実用化等により国民が受ける医療の質の向上を図るため、医療機器の研究開発及び普及に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、医療機器の研究開発及び普及の促進に関する施策の基本となる事項等を定めるもの

○　結果

成案・提出決定

⑳　過労死等防止対策推進法案（厚生労働委員長提出、衆法第25号）

○　要旨

過労死等の防止のための対策を推進するため、基本理念、過労死等の防止のための対策を効果的に推進する国の責務等を定めるとともに、過労死等に関する調査研究等について定めるもの

○　結果

成案・提出決定

㉑　社会保険労務士法の一部を改正する法律案（薗浦健太郎君外６名提出、衆法第41号）

○　要旨

厚生労働大臣が指定する団体が行う個別労働関係紛争に関する民間紛争解決手続において特定社会保険労務士が単独で紛争の当事者を代理することができる紛争の目的の価額の上限を引き上げ、社会保険労務士が裁判所において補佐人となる制度を創設し、社員が１人の社会保険労務士法人の設立を可能とするもの

○　審査結果

可決

（参議院において継続審査）

㉒　財団法人日本遺族会に対する国有財産の無償貸付に関する法律の一部を改正する法律案（金子恭之君外６名提出、衆法第45号）

○　要旨

日本遺族会に無償で貸し付けられている建物及び土地の現状に鑑み、政府が、民間事業者に対し建物の所有を目的として当該土地を貸し付けることができることとするとともに、その建物の一部を取得し、日本遺族会に無償で貸し付けることができることとする等の措置を講ずるもの

○　**審査結果**

可決

（参議院において継続審査）

《議案審査等一覧》

閣　法

件　　名	提出日	衆　議　院					参　議　院		公布日 番　号
		趣　旨 説　明	委　員　会			本会議	委員会名 議決日 結　果	本会議	
			付託日 提　案 理　由	質　疑	議決日 結　果	議決日 結　果		議決日 結　果	
雇用保険法の一部を改正する法律案（内閣提出第３号）	26. 1.31		3. 6 3. 7	3.12 3.14	3.14 可決（多） （賛−自民・民主・公明・みんな・共産） （反−維新・結い） （欠−阿部知子君） （附）	3.18 可決	厚生労働 3.27 可決 （附）	3.28 可決	3.31 法13号
地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出第23号）	2.12	4. 1	4. 1 4.18	4.23 4.25 5. 7 5. 9 5.12地公 5.13 5.14	5.14 可決（多） （賛−自民・公明） （反−維新・阿部知子君）	5.15 可決	厚生労働 6.17 可決 （附）	6.18 可決	6.25 法83号
難病の患者に対する医療等に関する法律案（内閣提出第24号）	2.12		4. 8 4. 9	4.11 4.15 4.16 4.18	4.18 修正（全） （賛−自民・民主・維新・公明・みんな・結い・共産） （欠−阿部知子君） （附）	4.22 修正	厚生労働 5.20 可決 （附）	5.23 可決	5.30 法50号
児童福祉法の一部を改正する法律案（内閣提出第25号）	2.12		4. 8 4. 9	4.11 4.15 4.16 4.18	4.18 修正（全） （賛−自民・民主・維新・公明・みんな・結い・共産） （欠−阿部知子君） （附）	4.22 修正	厚生労働 5.20 可決 （附）	5.23 可決	5.30 法47号
次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律案（内閣提出第31号）	2.14		3.13 3.14	3.26	3.26 可決（全） （賛−自民・民主・維新・公明・みんな・結い・共産・阿部知子君） （附）	3.27 可決	厚生労働 4.15 可決 （附）	4.16 可決	4.23 法28号

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨 説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案 理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第32号）	2.14		3.13 3.14	3.26	3.26 可決（全） （賛-自民・民主・維新・公明・みんな・結い・共産・阿部知子君） （附）	3.27 可決	厚生労働 4.15 可決 （附）	4.16 可決	4.23 法27号
政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案（内閣提出第33号）	2.14		5.15 5.16	5.21 5.23	5.23 可決（多） （賛-自民・民主・維新・公明・結い・共産・阿部知子君） （反-みんな）	5.27 可決	厚生労働 6.3 可決 （附）	6.4 可決	6.11 法64号
専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法案（内閣提出第48号）	3.7		5.28 5.28	5.30 6.4	6.4 可決（多） （賛-自民・維新・公明・みんな・結い） （反-民主・共産・阿部知子君）	6.5 可決	厚生労働	6.20 閉会中 審査	
独立行政法人医薬基盤研究所法の一部を改正する法律案（内閣提出第58号）	3.13		3.26 3.26	4.4	4.9 可決（多） （賛-自民・民主・維新・公明・結い） （反-みんな・共産・阿部知子君）	4.10 可決	厚生労働 5.8 可決	5.14 可決	5.21 法38号
労働安全衛生法の一部を改正する法律案（内閣提出第64号）（参議院送付）	参 3.13		6.4 6.6	6.11 6.13 6.18	6.18 可決（全） （賛-自民・民主・維新・公明・みんな・結い・共産・阿部知子君） （附）	6.19 可決	厚生労働 4.8 可決 （附）	4.9 可決	6.25 法82号

衆　法

件　　名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番　号
		趣　旨 説　明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結　果	本会議	
			付託日 提　案 理　由	質　疑	議決日 結　果	議決日 結　果		議決日 結　果	
アレルギー疾患対策基本法案（江田康幸君外２名提出、第183回国会衆法第15号）	(25. 5.17)		26. 1.24		5.23 撤回許可				
国民が受ける医療の質の向上のための医療機器の研究開発及び普及の促進に関する法律案（御法川信英君外４名提出、第183回国会衆法第21号）	(25. 5.23)		1.24		5.23 撤回許可				
介護従事者等の人材確保に関する特別措置法案（柚木道義君外５名提出、第183回国会衆法第27号）	(25. 6. 6)		1.24		4.18 撤回許可				
世代間格差を是正するための公的年金制度及び医療保険制度の改革の推進に関する法律案（重徳和彦君外３名提出、第185回国会衆法第27号）	(25.12. 3)		1.24			6.20 閉会中 審査			
過労死等防止基本法案（泉健太君外10名提出、第185回国会衆法第28号）	(25.12. 4)		1.24		5.23 撤回許可				
介護・障害福祉従事者の人材確保に関する特別措置法案（中根康浩君外７名提出、衆法第10号）	3.28	4. 1	4. 1 4.18	4.23 4.25 5. 7 5. 9 5.12(地公) 5.13 5.14	5.16 撤回許可				
介護・障害福祉従事者の人材確保のための介護・障害福祉従事者の処遇改善に関する法律案（厚生労働委員長提出、衆法第21号）	5.16				5.16 成案・提出決定(全) (賛-自民・民主・維新・公明・みんな・結い・共産・阿部知子君)	5.20 可決	厚生労働 6.19 可決 (附)	6.20 可決	6.27 法97号
アレルギー疾患対策基本法案（厚生労働委員長提出、衆法第23号）	5.23				5.23 成案・提出決定(全) (賛-自民・民主・維新・公明・みんな・結い・共産・阿部知子君)	5.27 可決	厚生労働 6.19 可決 (附)	6.20 可決	6.27 法98号

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨 説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案 理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
国民が受ける医療の質の向上のための医療機器の研究開発及び普及の促進に関する法律案（厚生労働委員長提出、衆法第24号）	5.23				5.23 成案・提出決定(多) (賛-自民・民主・維新・公明・みんな・結い・阿部知子君) (反-共産)	5.27 可決	厚生労働 6.19 可決 (附)	6.20 可決	6.27 法99号
過労死等防止対策推進法案（厚生労働委員長提出、衆法第25号）	5.23				5.23 成案・提出決定(全) (賛-自民・民主・維新・公明・みんな・結い・共産・阿部知子君)	5.27 可決	厚生労働 6.19 可決 (附)	6.20 可決	6.27 法100号
社会保険労務士法の一部を改正する法律案（薗浦健太郎君外６名提出、衆法第41号）	6.13		6.18 6.18		6.18 可決(全) (賛-自民・民主・維新・公明・みんな・結い・共産・阿部知子君)	6.19 可決	厚生労働	6.20 閉会中 審査	
財団法人日本遺族会に対する国有財産の無償貸付に関する法律の一部を改正する法律案（金子恭之君外６名提出、衆法第45号）	6.17		6.18 6.18		6.18 可決(多) (賛-自民・民主・維新・公明・みんな・結い・阿部知子君) (反-共産)	6.19 可決	厚生労働	6.20 閉会中 審査	

(3) 国政調査

国政調査では、質疑及び委員派遣が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- 地域包括ケアシステムの構築に向けた医療・介護の人材確保策
- 社会保障の果たす役割について国民に対する啓発活動及び意識改革の必要性
- 医療・介護等を一体的に提供する非営利ホールディングカンパニー型法人制度の実現可能性
- 子ども・子育て支援新制度における保育士等の確保策及び処遇改善のための財源確保の必要性
- 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（ＪＥＥＤ）の短期集中特別訓練事業の落札に係る事実関係の迅速かつ徹底的な調査の必要性
- 生活扶助基準の引下げに伴う就学援助に対する影響について詳細な調査を行う必要性

・　効率的な地域医療体制の整備のため日本においても家庭医養成を目指す必要性
・　成長戦略に新しい労働時間制度の導入を盛り込もうとする理由
・　年金制度の平成26年財政検証結果に対する厚生労働大臣の見解
・　全都道府県における居所不明児童の現状把握調査の実施状況及び居所不明児童の死亡事件の再発防止策

（閉会中審査）

・　危険ドラッグに対する薬事法第76条の６に基づく検査命令及び販売停止命令の効果的活用の必要性
・　インターネット上における危険ドラッグ販売の根絶策

（4）連合審査会

連合審査会	開会日	審査・調査案件
内閣委員会 厚生労働委員会連合審査会	平成 26. 4. 3	健康・医療戦略推進法案（内閣提出） 独立行政法人日本医療研究開発機構法案（内閣提出）

（5）参考人・意見陳述者

①　参考人

出頭日	職　　業	氏　　名	審査・調査案件
平成 26. 3. 7	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長	小林　利治君	厚生労働関係の基本施策に関する件
3.12	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長	小林　利治君	雇用保険法の一部を改正する法律案（内閣提出）
3.14	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長	小林　利治君	
3.26	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長	小林　利治君	次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律案（内閣提出） 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）
	中央職業能力開発協会理事長	青木　　豊君	
4. 2	年金積立金管理運用独立行政法人理事長	三谷　隆博君	厚生労働関係の基本施策に関する件
	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長	小林　利治君	
	中央職業能力開発協会理事長	青木　　豊君	
4. 9	年金積立金管理運用独立行政法人理事長	三谷　隆博君	

出頭日	職　　業	氏　　名	審査・調査案件
4.15	一般社団法人日本難病・疾病団体協議会代表理事	伊藤　建雄君	難病の患者に対する医療等に関する法律案（内閣提出） 児童福祉法の一部を改正する法律案（内閣提出）
	認定ＮＰＯ法人難病のこども支援全国ネットワーク会長	小林　信秋君	
	一般社団法人全国膠原病友の会代表理事	森　　幸子君	
	独立行政法人国立成育医療研究センター理事長・総長	五十嵐　隆君	
	稀少がん患者全国連絡会会長	松原　良昌君	
	ＮＰＯ法人線維筋痛症友の会理事長	橋本　裕子君	
4.23	独立行政法人労働政策研究・研修機構理事長	菅野　和夫君	地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出） 介護・障害福祉従事者の人材確保に関する特別措置法案（中根康浩君外７名提出）
5. 7	公益社団法人日本医師会副会長	中川　俊男君	
	介護保険（要支援）利用者	指宿八洲夫君	
	山梨大学医学部附属病院臨床教育センター長 山梨県地域医療支援センター副センター長	板倉　　淳君	
	東京医科歯科大学大学院医療経済学分野教授	川渕　孝一君	
	埼玉県済生会栗橋病院院長補佐 ＮＰＯ法人医療制度研究会副理事長	本田　　宏君	
5. 9	独立行政法人国立長寿医療研究センター研究所長	鈴木　隆雄君	
	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長	小林　利治君	
	中央職業能力開発協会理事長	青木　　豊君	
5.13	神奈川県立保健福祉大学名誉教授	山崎　泰彦君	
	立教大学コミュニティ福祉学部講師 ＮＰＯ法人渋谷介護サポートセンター事務局長 公益社団法人長寿社会文化協会理事長	服部万里子君	
	国際医療福祉大学大学院教授	武藤　正樹君	
	医療法人社団つくし会理事長 全国在宅療養支援診療所連絡会会長	新田　國夫君	
	公益社団法人認知症の人と家族の会理事 介護保険社会保障専門委員会委員長 医療法人同人会デイみさと管理者	田部井康夫君	
	京都ヘルパー連絡会代表世話人	浦野喜代美君	

出頭日	職　　業	氏　　名	審査・調査案件
5.21	年金積立金管理運用独立行政法人理事長	三谷　隆博君	政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案（内閣提出）
5.23	全国過労死を考える家族の会代表世話人	寺西　笑子君	厚生労働関係の基本施策に関する件（過労死等防止対策の推進）
6.13	近畿大学法学部教授	三柴　丈典君	労働安全衛生法の一部を改正する法律案（内閣提出）（参議院送付）
	全国過労死を考える家族の会代表世話人	寺西　笑子君	
	大阪市立大学大学院医学研究科教授 公益社団法人日本産業衛生学会理事長	圓藤　吟史君	

②　意見陳述者

期日	場所	職　　業	氏　　名	意見を聴取した問題
平成 26. 5.12	山梨県	一般社団法人山梨県医師会会長	今井　立史君	地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出）及び介護・障害福祉従事者の人材確保に関する特別措置法案（中根康浩君外７名提出）について
		公立大学法人山梨県立大学看護学部老年看護学教授	流石ゆり子君	
		山梨県老人福祉施設協議会会長 社会福祉法人緑樹会副理事長	石井　貴志君	
		一般社団法人日本介護支援専門員協会常任理事 元北杜市介護支援課長・地域包括支援センター長	唐木美代子君	
	大阪府	一般社団法人大阪府薬剤師会会長	藤垣　哲彦君	
		「高齢社会をよくする女性の会・大阪」介護問題研究会座長	吉年千寿子君	
		大阪発達総合療育センター副センター長 南大阪小児リハビリテーション病院院長	船戸　正久君	
		社会福祉法人こばと会事務局長	正森　克也君	

(6) 委員派遣・議員海外派遣

①　委員派遣

派遣日	派遣地名	派 遣 目 的	派遣委員
平成 26. 5.12	第１班　山梨県 第２班　大阪府	地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出）及び介護・障害福祉従事者の人材確保に関する特別措置法案（中根康浩君外７名提出）の審査	第１班 ８人 第２班 10人

派遣日	派遣地名	派 遣 目 的	派遣委員
(閉会中) 6.26 ～ 6.27	北海道	医療及び福祉等の実情調査	10人

② 議員海外派遣

派遣議員団	派遣期間	派遣国名	派 遣 目 的	派遣議員
衆議院欧州各国における社会保障制度及び労働事情等調査議員団	（閉会中） 平成26. 7.14 ～ 7.22	ベルギー、イタリア、スイス	欧州各国における社会保障制度及び労働事情等調査	９人

【第187回国会】

(1) 委員名簿（45人）

委員長	渡辺　博道君	自民			
理　事	赤枝　恒雄君	自民	理　事	髙鳥　修一君	自民
理　事	とかしきなおみ君	自民	理　事	松野　博一君	自民
理　事	松本　文明君	自民	理　事	山井　和則君	民主
理　事	浦野　靖人君	維新	理　事	古屋　範子君	公明
	秋葉　賢也君	自民		今枝　宗一郎君	自民
	大久保　三代君	自民		大串　正樹君	自民
	金子　恵美君	自民		小松　裕君	自民
	古賀　篤君	自民		白須賀　貴樹君	自民
	新谷　正義君	自民		田中　英之君	自民
	田畑　裕明君	自民		豊田　真由子君	自民
	中川　俊直君	自民		永山　文雄君	自民
	丹羽　雄哉君	自民		橋本　岳君	自民
	船橋　利実君	自民		堀内　詔子君	自民
	松本　純君	自民		三ッ林　裕巳君	自民
	村井　英樹君	自民		山下　貴司君	自民
	大串　博志君	民主		中根　康浩君	民主
	長妻　昭君	民主		柚木　道義君	民主
	井坂　信彦君	維新		清水　鴻一郎君	維新
	重徳　和彦君	維新		伊佐　進一君	公明
	輿水　恵一君	公明		今村　洋史君	次世代
	宮沢　隆仁君	次世代		中島　克仁君	みんな
	高橋　千鶴子君	共産		阿部　知子君	無

(2) 議案審査等

付託された議案は、内閣提出法律案３件（うち参議院において継続審査１件）及び議員提出法律案４件（うち継続審査１件、参議院において継続審査２件）、委員会提出法律案は２件で、審査等の概況は、次のとおりである。

① 専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法案（第186回国会閣法第48号）（参議院送付）

○ 要旨

（第186回国会参照）

○ 審査結果

可決

② 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第３号）

○ 要旨

派遣労働者の一層の雇用の安定、保護等を図るため、特定労働者派遣事業を廃止す

るとともに、労働者派遣の役務の提供を受ける者の事業所その他派遣就業の場所ごとに派遣可能期間を設ける等の措置を講じようとするもの

○　主な質疑内容

・　本法律案により生涯派遣となる者が増えるか否かの確認
・　本法律案において事業所単位の派遣可能期間を３年としながら規制緩和ともとれる３年を超えて労働者派遣の役務の提供を受けられる手続を設けている理由
・　正規雇用を望む派遣労働者の正社員化の推進に向けた内閣総理大臣の決意

○　審査結果

（解散のため本院において審査未了）

③　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第21号）（参議院送付）

○　要旨

感染症予防対策の推進を図るとともに感染症のまん延防止策の充実を図るため、中東呼吸器症候群の二類感染症への追加、感染症に関する情報の収集に関する規定の整備等の措置を講ずるもの

○　主な質疑内容

・　感染症の患者から検体を採取する際の手続及び検体分析の迅速化に向けた今後の取組
・　鳥インフルエンザウイルスの血清亜型が今後も変異する可能性についての厚生労働省の見解及びその対応策
・　エボラ出血熱の国内における検査・診断体制を確立する必要性及び関係機関の連携の在り方

○　審査結果

可決

④　世代間格差を是正するための公的年金制度及び医療保険制度の改革の推進に関する法律案（重徳和彦君外３名提出、第185回国会衆法第27号）

○　要旨

（第186回国会参照）

○　審査結果

（解散のため本院において審査未了）

⑤　社会保険労務士法の一部を改正する法律案（第186回国会衆法第41号）（参議院送付）

○　要旨

（第186回国会参照）

○　審査結果

可決

⑥　財団法人日本遺族会に対する国有財産の無償貸付に関する法律の一部を改正する法律案（第186回国会衆法第45号）（参議院送付）

○　要旨

（第186回国会参照）

○　**審査結果**

可決

⑦　薬事法の一部を改正する法律案（井坂信彦君外11名提出、衆法第１号）

○　**要旨**

危険薬物による保健衛生上の危害の発生を防止するため、危険薬物の製造、輸入、販売等を禁止し、厚生労働大臣又は都道府県知事が危険薬物のこれらの行為を行う者に対し、その行為の中止等を命ずることができるようにするほか、危険薬物の依存症の患者の回復に係る体制の整備を図る等の措置を講じようとするもの

○　**審査結果**

（撤回）

⑧　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部を改正する法律案（厚生労働委員長提出、衆法第９号）

○　**要旨**

危険ドラッグによる保健衛生上の危害の発生の防止等を図るため、検査命令及び販売等停止命令の対象の拡大、販売等停止命令の対象となった物品についての販売等の広域的な禁止、指定薬物等に係る違法広告についてプロバイダ等が送信防止措置を講じた場合の損害賠償責任の制限等の措置を講ずるもの

○　**主な発言内容**

・　今回の法改正が検討された背景及び経緯

・　危険ドラッグ対策の実効性を確保するため検査体制や人員体制等を強化する必要性

・　指定薬物等の依存症からの患者の回復に係る体制の充実に向けた具体策

○　**結果**

成案・提出決定

⑨　ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律案（厚生労働委員長提出、衆法第10号）

○　**要旨**

ハンセン病療養所退所者給与金の支給を受けていた退所者が死亡した場合において、当該退所者の配偶者等に対し、その者の生活の安定等を図るため、特定配偶者等支援金を支給するもの

○　**内閣の意見の聴取**

○　**結果**

成案・提出決定

《議案審査等一覧》

閣　法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法案（第186回国会閣法第48号）（参議院送付）	(26. 3. 7)		26.11.18 (26. 5.28)		11.18 可決(多) (賛-自民・公明・次世代) (欠-阿部知子君)	11.21 可決	厚生労働 10.28 可決 (附)	10.29 可決	11.28 法137号
労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第３号）	9.29	10.28	10.28 10.29	11. 5 11. 7	（審査未了）				
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第21号）（参議院送付）	参 10.14		11.12 11.13	11.13	11.13 可決(全) (賛-自民・民主・維新・公明・次世代・みんな・共産・阿部知子君)	11.14 可決	厚生労働 11. 6 可決 (附)	11. 7 可決	11.21 法115号

衆　法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
世代間格差を是正するための公的年金制度及び医療保険制度の改革の推進に関する法律案（重徳和彦君外３名提出、第185回国会衆法第27号）	(25.12. 3)		26. 9.29		（審査未了）				
社会保険労務士法の一部を改正する法律案（第186回国会衆法第41号）（参議院送付）	(26. 6.13)		11.12 (26. 6.18) 11.14		11.14 可決(全) (賛-自民・民主・維新・公明・次世代・みんな・共産・阿部知子君)	11.14 可決	厚生労働 11.11 可決 (附)	11.12 可決	11.21 法116号
財団法人日本遺族会に対する国有財産の無償貸付に関する法律の一部を改正する法律案（第186回国会衆法第45号）（参議院送付）	(26. 6.17)		11.19 (26. 6.18)		11.19 可決(全) (賛-自民・公明・次世代) (欠-民主・維新・みんな・共産・阿部知子君)	11.21 可決	厚生労働 11.18 可決 (附)	11.19 可決	11.28 法132号

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨 説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案 理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
薬事法の一部を改正する法律案（井坂信彦君外11名提出、衆法第１号）	10.10		10.10		11.14 撤回 （注）				
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部を改正する法律案（厚生労働委員長提出、衆法第９号）	11.14			11.14(衛)	11.14 成案・提出決定(全) （賛-自民・民主・維新・公明・次世代・みんな・共産・阿部知子君）	11.14 可決	厚生労働 11.18 可決 (附)	11.19 可決	11.27 法122号
ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律案（厚生労働委員長提出、衆法第10号）	11.14				11.14 成案・提出決定(全) （賛-自民・民主・維新・公明・次世代・みんな・共産・阿部知子君）	11.14 可決	厚生労働 11.18 可決 (附)	11.19 可決	11.27 法121号

（注）委員会で議題となる前に、提出者の申出により撤回となったもの

(3) 国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年に向けて医療・介護サービスの提供体制の一体的な改革を進めていくための基本的な視点及び今後の方向性
- 大阪泉南アスベスト訴訟の最高裁判決を踏まえ早期全面解決に向けた取組の必要性
- 平成27年度の介護報酬改定において介護従事者の処遇改善を図る必要性
- 職務給を基本とする働き方及び長時間労働の改善に関する厚生労働大臣の見解
- 臨床研究の不正に係る一連の問題を踏まえた今後の臨床研究制度の在り方
- 年金積立金管理運用独立行政法人（ＧＰＩＦ）の年金積立金の運用リスクに対する厚生労働大臣の認識
- 危険ドラッグ対策を全国一律に行うため条例ではなく法律で規制を強化する必要性
- 精神保健福祉センターにおける薬物依存症からの回復に係る支援体制の現状及び薬物依存者の社会復帰に向けた今後の支援の在り方

（4）参考人

出頭日	職　　業	氏　　名	審査・調査案件
平成 26.10.17	ＮＰＯ法人東京ダルクダルクセカンドチャンスサービス管理責任者 精神保健福祉士 都立精神保健福祉センター薬物相談員	秋元恵一郎君	厚生労働関係の基本施策に関する件 （危険ドラッグ対策）
	関西広域連合広域医療担当委員 徳島県知事	飯泉　嘉門君	
	独立行政法人国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所薬物依存研究部長	和田　　清君	

【第188回国会】

(1) 委員名簿（45人）

委員長	渡辺	博道君	自民				
理　事	赤枝	恒雄君	自民	理　事	髙鳥	修一君	自民
理　事	とかしきなおみ君		自民	理　事	松野	博一君	自民
理　事	松本	文明君	自民	理　事	山井	和則君	民主
理　事	浦野	靖人君	維新	理　事	古屋	範子君	公明
	秋葉	賢也君	自民		今枝	宗一郎君	自民
	大串	正樹君	自民		金子	めぐみ君	自民
	小松	裕君	自民		古賀	篤君	自民
	白須賀	貴樹君	自民		新谷	正義君	自民
	田中	英之君	自民		田畑	裕明君	自民
	豊田	真由子君	自民		中川	俊直君	自民
	丹羽	雄哉君	自民		橋本	岳君	自民
	古川	康君	自民		古田	圭一君	自民
	堀内	詔子君	自民		松本	純君	自民
	三ッ林	裕巳君	自民		宗清	皇一君	自民
	村井	英樹君	自民		山下	貴司君	自民
	阿部	知子君	民主		大串	博志君	民主
	中島	克仁君	民主		中根	康浩君	民主
	長妻	昭君	民主		柚木	道義君	民主
	足立	康史君	維新		井坂	信彦君	維新
	重徳	和彦君	維新		伊佐	進一君	公明
	輿水	恵一君	公明		角田	秀穂君	公明
	高橋	千鶴子君	共産		堀内	照文君	共産

(2) 議案審査

付託された議案はなかった。

８　農林水産委員会

【第186回国会】

(1) 委員名簿（40人）

委員長	坂本	哲志君	自民				
理　事	北村	誠吾君	自民	理　事	齋藤	健君	自民
理　事	谷川	弥一君	自民	理　事	宮腰	光寛君	自民
理　事	森山	裕君	自民	理　事	大串	博志君	民主
理　事	村岡	敏英君	維新	理　事	石田	祝稔君	公明
	井野	俊郎君	自民		池田	道孝君	自民
	小里	泰弘君	自民		加藤	寛治君	自民
	金子	万寿夫君	自民		川田	隆君	自民
	菅家	一郎君	自民		清水	誠一君	自民
	末吉	光徳君	自民		鈴木	憲和君	自民
	武井	俊輔君	自民		武部	新君	自民
	津島	淳君	自民		中川	郁子君	自民
	橋本	英教君	自民		福山	守君	自民
	堀井	学君	自民		簗	和生君	自民
	山本	拓君	自民		渡辺	孝一君	自民
	後藤	斎君	民主		玉木	雄一郎君	民主
	寺島	義幸君	民主		鷲尾	英一郎君	民主
	岩永	裕貴君	維新		鈴木	義弘君	維新
	村上	政俊君	維新		稲津	久君	公明
	樋口	尚也君	公明		林	宙紀君	結い
	畑	浩治君	生活				

(2) 議案審査等

付託された議案は、内閣提出法律案５件及び議員提出法律案６件（うち継続審査３件)、委員会提出法律案は３件で、審査等の概況は、次のとおりである。

①　森林国営保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出第43号）

○　要旨

特別会計の改革を推進するため、森林保険事業を政府から独立行政法人森林総合研究所に移管することとし、森林国営保険法の規定の整備、同研究所の目的・業務の範囲等の改正、森林保険特別会計の廃止等の措置を講ずるもの

○　主な質疑内容

- 森林保険事業を独立行政法人森林総合研究所に移管する理由
- 森林保険事業の移管後における国の森林保険への関与の在り方
- 森林保険業務の効率的・効果的な運営に向けた森林総合研究所の取組姿勢と業務に臨む同研究所の決意

○　審査結果

可決（附帯決議）

② 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第49号）

○ **要旨**

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する措置の改善を図るため、対象農業者への認定就農者の追加、生産条件不利補正交付金に係る基準年度の変更等の措置を講ずるもの

○ **主な質疑内容**（②及び③の２件について）

- 経営所得安定対策の対象とならない農業者への支援の在り方
- 生産条件不利補正交付金及び収入減少影響緩和交付金について、面積規模を廃止する理由及び認定農業者等を対象とすることの妥当性
- 多面的機能の維持・発揮を図るための支払制度を法制化する理由
- 経営所得安定対策の見直し、水田フル活用と米政策の見直し及び日本型直接支払制度の創設と農業の構造改革との関係
- 今般の農政改革による農家所得への影響について営農類型別のモデル的な試算例を政府が示す必要性

○ **参考人からの意見の聴取**

○ **委員派遣及び意見陳述者からの意見聴取**

○ **審査結果**

修正（附帯決議）

＜修正内容＞

施行後３年を目途に、農産物収入の著しい変動が農業経営に及ぼす影響を緩和するための総合的な施策の在り方について、農業災害補償法の規定による共済事業の在り方を含めて検討し、必要な法制上の措置を講ずるものとする規定を追加すること

③ 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律案（内閣提出第50号）

○ **要旨**

農業の有する多面的機能の発揮の促進を図るため、その基本理念、農林水産大臣が策定する基本指針等について定めるとともに、多面的機能発揮促進事業について、その事業計画の認定、費用の補助、関係法律の特例等について定めるもの

○ **主な質疑内容**

（②参照）

○ **参考人からの意見の聴取**

○ **委員派遣及び意見陳述者からの意見の聴取**

○ **審査結果**

可決（附帯決議）

④ 特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第60号）（参議院送付）

○ **要旨**

最近における特定農産加工業をめぐる厳しい経営環境に鑑み、特定農産加工業者の経営の改善を引き続き促進するため、法の有効期限を５年間延長する等の措置を講ずるもの

○　主な質疑内容

・　本法の活用による特定農産加工業者の経営改善効果及び本法の延長により期待される効果

・　支援措置が講じられているにもかかわらず特定農産加工業者に係る農産加工品の国産シェアが減少している理由及びその改善策

・　事業実施後の特定農産加工業者の評価等の分析方法

○　審査結果

可決（附帯決議）

⑤　特定農林水産物等の名称の保護に関する法律案（内閣提出第81号）

○　要旨

地域で育まれた伝統と特性を有する農林水産物・食品のうち、品質等の特性が産地と結び付いており、その結び付きを特定できるような名称が付されているものについて、その名称を地理的表示として国に登録し、知的財産として保護する制度を創設するもの

○　主な質疑内容

・　ＥＵと類似の制度を新法により導入しようとする理由及びＥＵの制度との相違点

・　本制度の登録を受けた後の生産者団体の品質管理に係る指導・監督の在り方

・　本制度の導入が生産者の利益の増大につながるよう本制度の趣旨等を関係者にわかりやすく周知する必要性

○　審査結果

可決（附帯決議）

⑥　国有林野事業に従事する職員の労働関係を円滑に調整するための特定独立行政法人の労働関係に関する法律の一部を改正する法律案（中川正春君外５名提出、第183回国会衆法第５号）

○　要旨

国有林野事業に従事する職員について、当該職員の労働関係を円滑に調整するため、国家公務員制度改革基本法に基づく自律的労使関係制度が措置されるまでの間、特定独立行政法人の労働関係に関する法律を適用するもの

○　審査結果

継続審査

⑦　国有林野事業に従事する職員の給与等に関する特例法案（中川正春君外５名提出、第183回国会衆法第６号）

○　要旨

国有林野事業に従事する職員の労働関係を円滑に調整するため、特定独立行政法人の労働関係に関する法律が適用されることに伴い、当該職員の給与等に関し国家公務員法の特例等を定めるもの

○　審査結果

継続審査

⑧　農業者戸別所得補償法案（大串博志君外６名提出、第183回国会衆法第26号）

○　要旨

農業の有する食料その他の農産物の供給の機能の重要性に鑑み、農業経営の安定及び農業生産力の確保を図るため、米穀、麦その他の重要な農産物の生産を行う農業者に対し、その農業所得を補償するための交付金を交付する等の措置を講ずるもの

○　主な質疑内容（⑧から⑪までの４件について）

- 民主党を中心とする政権下で農政改革の法案を提出しなかった理由
- 農業者戸別所得補償法案が全ての販売農家を対象とする理由
- 選択的生産調整と位置付けられる農業者戸別所得補償制度の意義
- 農業の有する多面的機能を副次的な法目的として扱う理由
- ４法律案の所要経費及び財源の捻出方法

○　参考人からの意見の聴取

○　委員派遣及び意見陳述者からの意見の聴取

○　内閣の意見の聴取

○　審査結果

否決

⑨　農地・水等共同活動の促進に関する法律案（大串博志君外６名提出、衆法第６号）

○　要旨

農地・水等共同活動の促進を図るため、その基本理念、農林水産大臣が策定する基本指針等について定めるとともに、農地・水等共同活動促進事業について、その事業計画の認定の制度を設けるとともに、これを推進するための措置等について定めるもの

○　主な質疑内容

（⑧参照）

○　参考人からの意見の聴取

○　委員派遣及び意見陳述者からの意見の聴取

○　内閣の意見の聴取

○　審査結果

否決

⑩　中山間地域その他の条件不利地域における農業生産活動の継続の促進に関する法律案（大串博志君外６名提出、衆法第７号）

○　要旨

中山間地域その他の条件不利地域における農業生産活動の継続の促進を図るため、その基本理念、農林水産大臣が策定する基本指針等について定めるとともに、条件不利地域農業生産継続推進事業について、その事業計画の認定制度を設けるとともに、これを推進するための措置等について定めるもの

○　主な質疑内容

（⑧参照）

○　参考人からの意見の聴取

○　委員派遣及び意見陳述者からの意見の聴取

○　内閣の意見の聴取

○　審査結果

否決

⑪　環境保全型農業の促進を図るための交付金の交付に関する法律案（大串博志君外６名提出、衆法第８号）

○　要旨

環境保全型農業が、農業の持続的な発展及び自然環境と調和のとれた農業生産の確保に有益であるとともに、消費者の安全かつ良質な農産物に対する需要に対応するものであることに鑑み、環境保全型農業を行う農業者に対する交付金の交付について定めるもの

○　主な質疑内容

（⑧参照）

○　参考人からの意見の聴取

○　委員派遣及び意見陳述者からの意見の聴取

○　内閣の意見の聴取

○　審査結果

否決

⑫　養豚農業振興法案（農林水産委員長提出、衆法第29号）

○　要旨

養豚農業の振興を図るため、農林水産大臣による養豚農業の振興に関する基本方針の策定について定めるとともに、養豚農家の経営の安定、飼料自給率の向上等を図るための国内由来飼料の利用の増進等の措置を講ずるもの

○　結果

成案・提出決定

⑬　花きの振興に関する法律案（農林水産委員長提出、衆法第30号）

○　要旨

花き産業及び花きの文化の振興を図るため、農林水産大臣による花き産業及び花きの文化の振興に関する基本方針の策定について定めるとともに、花きの生産者の経営の安定、花きの輸出の促進等の措置を講ずるもの

○　結果

成案・提出決定

⑭　内水面漁業の振興に関する法律案（農林水産委員長提出、衆法第37号）

○　要旨

内水面漁業の振興に関する施策を総合的に推進するため、内水面漁業の振興に関し、基本理念を定め、農林水産大臣による基本方針の策定について定めるとともに、指定養殖業の許可及び届出養殖業の届出の制度の創設等の措置を講ずるもの

○　結果

成案・提出決定

《議案審査等一覧》

閣　法

件　　名	提出日	衆　　議　　院					参　議　院		公布日 番　号
		趣　旨 説　明	委　　員　　会			本会議	委員会名 議決日 結　果	本会議 議決日 結　果	
			付託日 提　案 理　由	質　疑	議決日 結　果	議決日 結　果			
森林国営保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出第43号）	26. 2.28		3.17 3.18	3.26	3.26 可決（全） （賛-自民・民主・維新・公明・結い・生活） （附）	3.27 可決	農林水産 4. 8 可決 （附）	4. 9 可決	4.16 法21号
農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第49号）	3. 7	3.27	3.27 4. 1	4. 2 4. 8 4. 9(委) 4.10 4.15 4.16 4.17 4.22 4.23	4.23 修正（多） （賛-自民・維新・公明） （反-民主・結い・生活） （附）	4.25 修正	農林水産 6.12 可決 （附）	6.13 可決	6.20 法77号
農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律案（内閣提出第50号）	3. 7	3.27	3.27 4. 1	4. 2 4. 8 4. 9(委) 4.10 4.15 4.16 4.17 4.22 4.23	4.23 可決（多） （賛-自民・維新・公明） （反-民主・結い・生活） （附）	4.25 可決	農林水産 6.12 可決 （附）	6.13 可決	6.20 法78号
特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第60号）（参議院送付）	参 3.13		5.26 5.27	6. 4	6. 4 可決（全） （賛-自民・民主・維新・公明・結い・生活） （附）	6. 5 可決	農林水産 3.27 可決 （附）	3.28 可決	6.11 法62号
特定農林水産物等の名称の保護に関する法律案（内閣提出第81号）	4.25	5.13	5.13 5.14	5.21	5.21 可決（全） （賛-自民・民主・維新・公明・結い・生活） （附）	5.22 可決	農林水産 6.17 可決 （附）	6.18 可決	6.25 法84号

衆　法

件　　名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番　号
		趣　旨 説　明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結　果	本会議	
			付託日 提　案 理　由	質　疑	議決日 結　果	議決日 結　果		議決日 結　果	
国有林野事業に従事する職員の労働関係を円滑に調整するための特定独立行政法人の労働関係に関する法律の一部を改正する法律案（中川正春君外５名提出、第183回国会衆法第５号）	(25. 4. 4)		26. 1.24			6.20 閉会中 審査			
国有林野事業に従事する職員の給与等に関する特例法案（中川正春君外５名提出、第183回国会衆法第６号）	(25. 4. 4)		1.24			6.20 閉会中 審査			
農業者戸別所得補償法案（大串博志君外６名提出、第183回国会衆法第26号）	(25. 6. 5)	3.27	1.24 4. 1	4. 2 4. 8 4. 9(旭) 4.10 4.15 4.16 4.17 4.22 4.23	4.23 否決(少) (賛-民主・生活) (反-自民・維新・公明・結い)	4.25 否決			
農地・水等共同活動の促進に関する法律案（大串博志君外６名提出、衆法第６号）	3.26	3.27	3.27 4. 1	4. 2 4. 8 4. 9(旭) 4.10 4.15 4.16 4.17 4.22 4.23	4.23 否決(少) (賛-民主・生活) (反-自民・維新・公明・結い)	4.25 否決			
中山間地域その他の条件不利地域における農業生産活動の継続の促進に関する法律案（大串博志君外６名提出、衆法第７号）	3.26	3.27	3.27 4. 1	4. 2 4. 8 4. 9(旭) 4.10 4.15 4.16 4.17 4.22 4.23	4.23 否決(少) (賛-民主・生活) (反-自民・維新・公明・結い)	4.25 否決			
環境保全型農業の促進を図るための交付金の交付に関する法律案（大串博志君外６名提出、衆法第８号）	3.26	3.27	3.27 4. 1	4. 2 4. 8 4. 9(旭) 4.10 4.15 4.16 4.17 4.22 4.23	4.23 否決(少) (賛-民主・生活) (反-自民・維新・公明・結い)	4.25 否決			

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨 説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案 理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
養豚農業振興法案（農林水産委員長提出、衆法第29号）	6. 4				6. 4 成案・提出決定(全) (賛-自民・民主・維新・公明・結い・生活)	6. 5 可決	農林水産 6.19 可決 (附)	6.20 可決	6.27 法101号
花きの振興に関する法律案（農林水産委員長提出、衆法第30号）	6. 4				6. 4 成案・提出決定(全) (賛-自民・民主・維新・公明・結い・生活)	6. 5 可決	農林水産 6.19 可決 (附)	6.20 可決	6.27 法102号
内水面漁業の振興に関する法律案（農林水産委員長提出、衆法第37号）	6.11				6.11 成案・提出決定(全) (賛-自民・民主・維新・公明・結い・生活)	6.13 可決	農林水産 6.19 可決 (附)	6.20 可決	6.27 法103号

(3) 国政調査

国政調査では、質疑、決議及び委員派遣が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- 環太平洋パートナーシップ（ＴＰＰ）協定交渉の現状及び交渉に臨む農林水産大臣の決意
- 日豪経済連携協定（ＥＰＡ）の大筋合意による国産牛肉・乳製品への影響
- 豚流行性下痢（ＰＥＤ）について、被害を受けた農家に対する経営支援の必要性
- ６次産業化の取組を進めるために、マーケティングやブランディングなどのノウハウを有する人材を育成する必要性
- 飼料用米の将来的な生産目標及びマッチングによる需要の増加状況
- 野生鳥獣による農林水産業被害の状況、対策に係る課題及び今後の対応策の方向性
- 養豚農業の現状及び今後の施策に対する見解
- 農業生産法人や認定農業者制度について、メリット、デメリットの検証を行った上で廃止も含めた制度の見直しを行う必要性
- 地方の人口が減少する状況において農協の果たす社会インフラとしての役割
- 大雪被害対策推進に向けた農林水産大臣及び副大臣の決意
- 諫早湾干拓事業の潮受堤防排水門の開門について、福岡高等裁判所の確定判決と長崎地方裁判所の仮処分決定の法的効力の相違
- 直交集成板（ＣＬＴ）の普及・市場流通に向けた林業現場の準備状況
- ニホンウナギの資源管理に対する農林水産省の取組方針

（4）決議

決議は４件で、その内容は次のとおりである。

①　調査捕鯨継続実施等に関する件（平成26.4.16）

本年３月31日、国際司法裁判所が、「南極における捕鯨」訴訟の判決において、我が国が実施している南極海鯨類捕獲調査事業を国際捕鯨取締条約（以下、「条約」という。）第８条１の範囲に収まらず、許可証を取り消し今後の発給を差し控えるよう命じたことは、誠に遺憾である。一方で、本判決は、右事業を科学的調査と認めた上で、科学的調査における致死的手法の使用自体は禁じておらず、我が国固有の伝統と文化である捕鯨が否定されたわけではない。

本判決の内容は、我が国の捕鯨政策はもとより、鯨類調査研究、鯨肉流通関係並びに全国各地域に伝わる我が国の伝統である鯨食文化等に極めて甚大な影響を及ぼすものである。また、シー・シェパードなどの過激な反捕鯨団体による、極めて危険な海賊行為が、あたかも正当化されるかのような印象を全世界に与えかねず、政府の責任は極めて重い。

よって政府は、引き続き、世界が求める海洋水産資源の持続的利用等に貢献するため、左記事項の実現を期すべきである。

記

１　鯨類捕獲調査が有する各般にわたる重要な意義に鑑み、世界で唯一、その科学的手法及び体制を有する我が国の責務を果たすため、今後とも継続実施すること。

２　本判決に至った原因について真摯に反省するとともに、今後、調査捕鯨に関し新たな国際裁判を提訴されることのないよう、外交手段を駆使すること。

３　第二期南極海鯨類捕獲調査（ＪＡＲＰＡII）に代わる次期捕獲調査計画の早期策定に向け、万全の準備態勢を整えること。

４　本判決で判示された基準を踏まえ、来季以降の南極海鯨類捕獲調査がその目的を達成する上で合理的であると認められるものとするため、非致死的調査の利用可能性に関する分析、目標サンプル数の算出プロセスの明確化及び科学的成果の充実等について、必要な予算を確保し、早急に対応すること。その成果を元に調査計画を変更した上で、調査を継続実施すること。

５　調査捕鯨の副産物である鯨肉については、条約の趣旨に従い、従来通り適切に流通させること。また、学校給食を始めとする鯨肉販売の公益枠については、割引販売を継続実施するとともに、鯨肉流通関係者に不安が生ずることのないよう万全を期すること。

６　シー・シェパードなどの過激な反捕鯨団体による危険な妨害行為は、昨年２月に米国高裁が認定したとおり、国際法の禁じる「海賊行為」であり、我が国国民の身体及び財産を侵害する行為として断じて容認できない。政府が妨害行為への対策を怠ってきたことが、計画に対する実際の捕獲頭数が減少することにつながり、ひいては本判決において目標サンプル数と捕獲頭数との乖離を指摘され、目的達成上の合理性を欠くことの論拠となっている。政府は、そのことを十分に自覚した上で、調査捕鯨の船団や乗組員の安全確保に責任を持つこと。

７　副産物収入で調査研究費をまかなう枠組みによる調査継続には限界があることから、国の責務として調査捕鯨を位置付け、国による安定的な財政支援を行うこと。

８　捕鯨が我が国固有の伝統と文化であることに鑑み、今後における我が国捕鯨政策については、条約からの脱退を含むあらゆるオプションを実行する決意をもって策定し、

強力に推進すること。
右決議する。

② 養豚農業の振興に関する件（平成26.6.4）

我が国の養豚農業は、国民の食生活の安定に寄与するとともに、地域経済に貢献している重要な産業であり、また、食品残さを原材料とする飼料の利用等を通じて循環型社会の形成にも寄与している。

しかしながら、養豚農業を取り巻く環境は、配合飼料価格の高騰、豚流行性下痢（ＰＥＤ）の発生など厳しいものがあり、特に、環太平洋パートナーシップ（ＴＰＰ）協定については、交渉の結果によっては、我が国の養豚農業に大きな影響を与えかねないことから、養豚農家の間に不安が広がっている。

よって政府は、「養豚農業振興法」の施行に当たり、左記事項の実現に万全を期すべきである。

記

１　養豚経営安定対策事業について、養豚経営のセーフティネット機能が十全に発揮されるよう、養豚経営安定対策事業における国と生産者の積立金の在り方を含めた国の支援の在り方を検討し、必要な措置を講ずること。

２　国内における豚流行性下痢（ＰＥＤ）の感染拡大に対処し、早期のまん延防止を図るため、養豚農家による飼養衛生管理基準の遵守を徹底するとともに、防疫措置の強化を行い、これに伴う関係者の負担の軽減について配慮すること。また、本病に係る防疫対応の状況を検証し、家畜伝染病予防法の見直しも含め、必要な対策を講ずること。

３　ＴＰＰ協定交渉について、我が国の養豚農業が今後とも安定的に発展できるよう、平成25年４月の本委員会決議「環太平洋パートナーシップ（ＴＰＰ）協定交渉参加に関する件」を遵守し、確固たる決意をもって臨むこと。また、今後の国際交渉の進捗に即応して、適時適切な国内対策を講ずるとともに、養豚農業振興法について必要な見直しを行うこと。

右決議する。

③ 花きの振興に関する件（平成26.6.4）

我が国の花き産業は、農地や農業の担い手の確保を図る上で重要な地位を占めているとともに、その国際競争力の強化が緊要な課題となっている。また、花きに関する伝統と文化が国民の生活に深く浸透し、国民の心豊かな生活の実現に重要な役割を担っている。

よって政府は、「花きの振興に関する法律」の施行に当たり、左記事項の実現に万全を期すべきである。

記

１　花き産業及び花きの文化の振興に向けた取組については、国、地方公共団体、関係者等が緊密に連携し、一体となって進めることができるよう、法第４条に基づく振興計画が全ての都道府県において定められるよう促すとともに、市町村においても、法の趣旨を踏まえ、都道府県の振興計画に即して花き振興に積極的に取り組むことができるよう、必要な措置を講ずること。

２　「花き」とは、観賞の用に供される植物全体を指すものであり、具体的には、切り花、球根、花木類、盆栽等の鉢物、芝類、地被植物類をいうことを明確に示した上で、

それぞれの特性に応じたきめ細かい振興策を講ずること。

３　花きの輸出の促進に当たっては、諸外国の植物検疫制度を調査し、事業者等に対し、輸出の円滑化に資する情報提供を行うとともに、花きに係る検疫条件について、我が国と諸外国との間で科学的根拠に基づき検疫協議が進められるよう、関係省庁とも連携して、必要な措置を講ずること。

右決議する。

④　内水面漁業の振興に関する件（平成26.6.11）

内水面漁業は、水産物の供給の機能及び多面的機能を有しており、国民生活の安定向上及び自然環境の保全に重要な役割を果たしている。

しかしながら、内水面漁業を取り巻く状況は、漁場環境の悪化等による漁業資源の減少、外来魚やカワウによる被害、原発事故に係る風評被害など非常に厳しいものがある。特に、ニホンウナギについては、その稚魚であるシラスウナギの漁獲が低迷しており、資源状態の悪化による国際的な規制の強化が懸念される状況となっている。

よって政府は、「内水面漁業の振興に関する法律」の施行に当たり、左記事項の実現に万全を期すべきである。

記

１　ニホンウナギについては、ウナギ属に係る商業的な輸出入に対する国際的な規制強化の動向等を踏まえ、内水面漁業の振興はもとより、ユネスコ無形文化遺産に登録された「和食」の保護・継承が図られるよう、資源の持続的利用を確保するべく、本法により導入される指定養殖業の許可・届出養殖業の届出をはじめとする各般の施策の活用を含め、実効ある対策を講ずるため、国内の体制を整備すること。

また、国際的な資源管理に向けた取組やシラスウナギの大量生産技術の確立に向けた取組を一層推進すること。

２　内水面漁業協同組合の組合員資格に係る河川における水産動植物の採捕又は養殖を行う日数の算定に当たっては、内水面漁業が有している水産物の供給の機能及び多面的機能が十分に発揮できるよう配慮するとともに、必要がある場合には、水産業協同組合法の見直しについて検討を行うこと。

３　農業水利施設の整備、河川改修等が内水面の生態系に与える影響に鑑み、自然との共生及び環境との調和に配慮した農業水利施設、河川の整備等を推進するとともに、本法により導入される協議会の活用が図られるよう措置すること。

右決議する。

(5) 参考人・意見陳述者

①　参考人

出頭日	職　　業	氏　　名	審査・調査案件
平成26. 3.26	独立行政法人森林総合研究所理事長	鈴木　和夫君	森林国営保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出）
	独立行政法人森林総合研究所理事	城土　　裕君	

出頭日	職　　業	氏　　名	審査・調査案件
4. 8	東京大学大学院農学生命科学研究科教授	中嶋　康博君	農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出） 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律案（内閣提出） 農業者戸別所得補償法案（大串博志君外６名提出、第183回国会） 農地・水等共同活動の促進に関する法律案（大串博志君外６名提出） 中山間地域その他の条件不利地域における農業生産活動の継続の促進に関する法律案（大串博志君外６名提出） 環境保全型農業の促進を図るための交付金の交付に関する法律案（大串博志君外６名提出）
	東京農業大学農学部教授	谷口　信和君	
	有限会社横田農場代表取締役 全国稲作経営者会議青年部会長	横田　修一君	
	日本大学生物資源科学部教授	下渡　敏治君	

②　意見陳述者

期日	場所	職　　業	氏　　名	意見を聴取した問題
平成 26. 4. 9	佐賀県	神埼市長	松本　茂幸君	農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律案（内閣提出）、農業者戸別所得補償法案（第183回国会、大串博志君外６名提出）、農地・水等共同活動の促進に関する法律案（大串博志君外６名提出）、中山間地域その他の条件不利地域における農業生産活動の継続の促進に関する法律案（大串博志君外６名提出）及び環境保全型農業の促進を図るための交付金の交付に関する法律案（大串博志君外６名提出）について
		佐城南部地域大豆共乾施設利用組合役員	光吉　正明君	
		株式会社石動農産代表取締役 佐賀県農業法人協会会長	秋吉　義孝君	
		元大和町長	原口　義春君	
	新潟県	有限会社フジタファーム代表取締役	藤田　　毅君	
		柏崎専農経営者会議会長	布施　　学君	
		上越市副市長	野口　和広君	
		高柳町農業農村活性化協議会委員	鈴木　貴良君	

（6）委員派遣

派遣日	派遣地名	派 遣 目 的	派遣委員
平成 26. 4. 9	第１班　佐賀県 第２班　新潟県	農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律案（内閣提出）、農業者戸別所得補償法案（第183回国会、大串博志君外６名提出）、農地・水等共同活動の促進に関する法律案（大串博志君外６名提出）、中山間地域その他の条件不利地域における農業生産活動の継続の促進に関する法律案（大串博志君外６名提出）及び環境保全型農業の促進を図るための交付金の交付に関する法律案（大串博志君外６名提出）の審査	第１班 ９人 第２班 ９人

派遣日	派遣地名	派 遣 目 的	派遣委員
(閉会中) 7．8 ～7．9	三重県	農林水産業の実情調査	15人

【第187回国会】

(1) 委員名簿（40人）

委員長	江藤	拓君	自民				
理　事	伊東	良孝君	自民	理　事	齋藤	健君	自民
理　事	谷川	弥一君	自民	理　事	宮腰	光寛君	自民
理　事	吉川	貴盛君	自民	理　事	篠原	孝君	民主
理　事	村岡	敏英君	維新	理　事	石田	祝稔君	公明
	井野	俊郎君	自民		池田	道孝君	自民
	加藤	寛治君	自民		金子	万寿夫君	自民
	川田	隆君	自民		菅家	一郎君	自民
	坂本	哲志君	自民		清水	誠一君	自民
	末吉	光徳君	自民		鈴木	憲和君	自民
	武井	俊輔君	自民		武部	新君	自民
	津島	淳君	自民		中川	郁子君	自民
	橋本	英教君	自民		堀井	学君	自民
	森山	裕君	自民		簗	和生君	自民
	山本	拓君	自民		渡辺	孝一君	自民
	玉木	雄一郎君	民主		寺島	義幸君	民主
	鷲尾	英一郎君	民主		坂本	祐之輔君	維新
	鈴木	望君	維新		林	宙紀君	維新
	稲津	久君	公明		佐藤	英道君	公明
	桜内	文城君	次世代		畑	浩治君	生活

欠員１

(2) 議案審査等

付託された議案は、議員提出法律案２件（継続審査）及び参議院提出法律案１件、委員会提出法律案は１件で、審査等の概況は、次のとおりである。

①　国有林野事業に従事する職員の労働関係を円滑に調整するための特定独立行政法人の労働関係に関する法律の一部を改正する法律案（中川正春君外５名提出、第183回国会衆法第５号）

○　要旨

（第186回国会参照）

○　審査結果

（解散のため本院において審査未了）

②　国有林野事業に従事する職員の給与等に関する特例法案（中川正春君外５名提出、第183回国会衆法第６号）

○　要旨

（第186回国会参照）

○　審査結果

（解散のため本院において審査未了）

③　外国人漁業の規制に関する法律及び排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律の一部を改正する法律案（農林水産委員長提出、衆法第16号）

○　要旨

我が国の領海及び排他的経済水域における外国漁船の違法操業の実態等に鑑み、外国人の漁業等の禁止又は許可に係る違反及び立入検査の拒否等に関する罰則を強化する等の措置を講ずるもの

○　結果

成案・提出決定

④　鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（参議院提出、参法第２号）

○　要旨

特定鳥獣被害対策実施隊員以外の被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者に係る猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習に係る特例の期限を２年延長し、平成28年12月３日までとするもの

○　審査結果

可決

《議案審査等一覧》

衆　法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨 説明	委員会 付託日 提案 理由	委員会 質疑	委員会 議決日 結果	本会議 議決日 結果	委員会名 議決日 結果	本会議 議決日 結果	
国有林野事業に従事する職員の労働関係を円滑に調整するための特定独立行政法人の労働関係に関する法律の一部を改正する法律案（中川正春君外５名提出、第183回国会衆法第５号）	(25. 4. 4)		26. 9.29		（審査未了）				
国有林野事業に従事する職員の給与等に関する特例法案（中川正春君外５名提出、第183回国会衆法第６号）	(25. 4. 4)		9.29		（審査未了）				
外国人漁業の規制に関する法律及び排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律の一部を改正する法律案（農林水産委員長提出、衆法第16号）	11.18				11.18 成案・提出決定(全) (賛-自民・民主・維新・公明・次世代・生活)	11.18 可決	農林水産 11.18 可決 (附)	11.19 可決	11.27 法119号

参　法

件　　名	提出日	衆　　議　　院					参　議　院		公布日 番　号
		趣　旨 説　明	委　　員　　会			本会議	委員会名 議決日 結　果	本会議	
			付託日 提　案 理　由	質　疑	議 決 日 結　　果	議決日 結　果		議決日 結　果	
鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（参議院提出、参法第２号）	参 26.11. 6		11. 7 11.12		11.12 可決（全） （賛-自民・民主・維新・公明・次世代・生活）	11.13 可決	農林水産 11. 6 成案・提出決定	11. 7 可決	11.19 法111号

(3) 国政調査

国政調査では、質疑及び決議が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○　主な質疑内容

- 農林水産業・地域の活力創造プランに示された「農業・農村全体の所得倍増」の考え方
- 日豪経済連携協定（ＥＰＡ）発効１年以内に牛肉関税が２回削減されることによる影響
- 新興市場である東南アジアへのリンゴの輸出拡大に向けた取組
- 平成26年産米の概算金の下落要因
- 鳥獣被害対策実施隊が設置されていない市町村における捕獲の人材確保に対する農林水産省の見解
- 子牛価格の高騰に対処して、肉用牛肥育経営安定特別対策（新マルキン）事業による支援の拡充及び当面の資金繰りのための融資を行う必要性
- 農業委員会改革において、農業委員の公選制を廃止する趣旨
- 平成26年６月に閣議決定された規制改革実施計画を踏まえての農協改革に対する農林水産大臣の見解
- 中山間地域等直接支払が多面的機能の維持に果たす役割
- 小笠原諸島周辺海域における中国サンゴ船による違法操業の現状及び対策

(4) 決議

決議は１件で、その内容は次のとおりである。

外国漁船による違法操業の取締りに関する件（平成26.11.18）

我が国の領海や排他的経済水域での外国漁船による違法操業は、我が国周辺水域における水産資源管理の取組や我が国漁業者による円滑な漁場利用に対する大きな障害となっており、その確実な取締りが求められている。特に、中国漁船の大量越境操業への対応が喫緊の課題となっている。

よって政府は、「外国人漁業の規制に関する法律及び排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律の一部を改正する法律」の施行に当たり、左記事項の実現に万全を期すべきである。

記

１　外国漁船の違法操業に係る罰則の強化等に対応し、水産庁及び海上保安庁による漁業取締体制の一層の充実、強化を図ること。

２　漁業取締船、巡視船艇、航空機の整備、充実に努めるとともに、違法操業の現場を確実に捕捉するため、小型高速艇の導入を検討すること。

３　近隣諸国の事例に鑑みれば、取締時における外国漁船側の抵抗の激化が懸念されることから、漁業監督官等の安全を確保するため、装備等の充実を図ること。

右決議する。

(5) 連合審査会

連合審査会	開会日	審査・調査案件
外務委員会 農林水産委員会連合審査会	平成26.10.29	経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の締結について承認を求めるの件（条約）

【第188回国会】

(1) 委員名簿（40人）

委員長	江藤	拓君	自民				
理　事	伊東	良孝君	自民	理　事	齋藤	健君	自民
理　事	谷川	弥一君	自民	理　事	宮腰	光寛君	自民
理　事	吉川	貴盛君	自民	理　事	篠原	孝君	民主
理　事	村岡	敏英君	維新	理　事	石田	祝稔君	公明
	井野	俊郎君	自民		池田	道孝君	自民
	加藤	寛治君	自民		金子	万寿夫君	自民
	菅家	一郎君	自民		坂本	哲志君	自民
	鈴木	憲和君	自民		武井	俊輔君	自民
	武部	新君	自民		津島	淳君	自民
	中川	郁子君	自民		橋本	英教君	自民
	堀井	学君	自民		宮路	拓馬君	自民
	森山	裕君	自民		簗	和生君	自民
	山本	拓君	自民		若狭	勝君	自民
	渡辺	孝一君	自民		黒岩	宇洋君	民主
	佐々木	隆博君	民主		玉木	雄一郎君	民主
	寺田	学君	民主		鷲尾	英一郎君	民主
	坂本	祐之輔君	維新		升田	世喜男君	維新
	稲津	久君	公明		佐藤	英道君	公明
	斉藤	和子君	共産		畠山	和也君	共産
	仲里	利信君	無				

(2) 議案審査

付託された議案はなかった。

(3) 国政調査

国政調査では、質疑及び決議が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○　主な質疑内容

（閉会中審査）

- 乳用牛飼養戸数の減少に歯止めがかからない状況に対する農林水産大臣の認識及び対応策
- 加工原料乳生産者補給金の算定に用いられる牛乳生産費の近年の傾向及び交付対象数量の達成状況
- 平成26年度補正予算及び平成27年度当初予算における畜産物の輸出促進策
- 日豪ＥＰＡ発効に伴う畜産・酪農への影響の調査を行い、甚大な影響があった場合に対策を講ずる必要性
- 主食用米から飼料用米への転換を推進する支援策
- 全国農業協同組合中央会の農協に対する強制監査権限の廃止と農家所得の増大との

関係についての農林水産大臣の見解
・　学校教育における農作業等の体験活動の取組状況及び今後の推進方針

(4) 決議

決議は１件で、その内容は次のとおりである。

平成27年度畜産物価格等に関する件（平成27.1.13）

我が国の畜産・酪農は、高齢化や離農の増加による生産基盤の弱体化に歯止めがかからず、子牛価格の高騰による肥育経営への影響や、国内乳製品需給のひっ迫のため乳製品の追加輸入を余儀なくされるなど危機的な状況にある。

よって政府は、こうした情勢を踏まえ、平成27年度の畜産物価格及び関連対策の決定に当たり、左記事項の実現に万全を期すべきである。

記

１　我が国畜産・酪農の生産基盤の維持・拡大を図るため、地域農業・地域社会を支える多様な畜産・酪農の経営類型ごとの指標を示し、生産物の付加価値の向上や飼料費等の生産費削減、効率化等の取組を通じて、将来に向けて魅力ある持続可能な経営が実現できるよう、十分な所得を確保できる実効ある制度を含め、中・長期的な畜産・酪農の基本政策を確立すること。

２　加工原料乳生産者補給金の単価及び交付対象数量については、飼料価格の高騰等を踏まえ、酪農家の経営努力が報われ、営農意欲が喚起されるよう、再生産の確保を図ることを旨として適切に決定すること。

また、需要の拡大が期待できる国産チーズの生産拡大のための対策を充実・強化するとともに、担い手の労働負担を軽減する搾乳ロボット等の設備・技術の導入や酪農ヘルパー・育成センター等の地域営農支援組織への支援を充実すること。

３　牛肉・豚肉の安定価格及び肉用子牛の保証基準価格等については、畜産農家の経営安定に資するよう、需給動向、価格の推移、飼料価格の高騰等に十分配慮し、再生産の確保を図ることを旨として適切に決定すること。

また、肉用牛繁殖基盤の拡大等に一定の期間を要する中で、肥育経営の安定を図るため、肉用牛肥育経営安定特別対策（新マルキン）事業等については、必要な財源を確保し、その充実を図ること。

４　高収益型の畜産を実現するため、関係事業者が連携・結集した地域ぐるみの畜産クラスターの構築を推進するとともに、施設整備、機械のリース整備への支援を充実・強化すること。また、和牛受精卵移植を活用した和子牛生産や繁殖雌牛の増頭支援、酪農後継牛確保のための性判別精液・受精卵の活用への支援を一層強化すること。

５　配合飼料価格安定制度については、畜産・酪農経営の安定に寄与するよう、必要な財源を確保するとともに、制度の拡充を図ること。

６　輸入飼料依存から脱却し、国産飼料の一層の生産と利用を促進するため、コントラクター・ＴＭＲセンターの育成・活用や高栄養粗飼料の増産、草地改良の実施、放牧の推進等への支援を充実・強化すること。特に、飼料用米の活用促進を図るため、多収性専用品種の種子の確保・普及や改良を進めるとともに、流通や製造体制の整備を支援すること。

７　地産地消や食育の取組を進め、国産畜産物の消費拡大を推進すること。また、家畜疾病や原発事故等を要因とする各国の輸入規制の撤廃・緩和に向けた働きかけを強化

するとともに、食肉センターの輸出拡大に向けた整備の促進や、ジャパンブランドとして一元的な輸出に資する取組への支援等輸出促進対策を一層進めること。

８　原発事故に伴う放射性物質により汚染された牧草地の除染対策と汚染された稲わら、牧草及び堆肥の処理を強力に推進するとともに、原発事故に係る風評被害対策に徹底して取り組むこと。

９　畜産経営に大きな被害を及ぼす家畜疾病については、適切な飼養管理の徹底や予防対策が重要であり、ワクチンの供給や予防に必要な消毒資材に対する支援を充実すること。

10　日豪ＥＰＡの発効に伴う畜産・酪農経営及び地域経済への影響を注視し、必要と認められる場合は速やかに適切かつ十全な対策を講ずること。

11　ＴＰＰ交渉については、我が国の畜産・酪農が今後とも安定的に発展できるよう、平成25年４月の本委員会決議「環太平洋パートナーシップ（ＴＰＰ）協定交渉参加に関する件」を遵守し、確固たる決意をもって臨むこと。

右決議する。

９　経済産業委員会

【第186回国会】

(1) 委員名簿（40人）

委員長	富田	茂之君	公明				
理　事	塩谷	立君	自民	理　事	鈴木	淳司君	自民
理　事	宮下	一郎君	自民	理　事	山際	大志郎君	自民
理　事	渡辺	博道君	自民	理　事	田嶋	要君	民主
理　事	今井	雅人君	維新	理　事	江田	康幸君	公明
	秋元	司君	自民		穴見	陽一君	自民
	石﨑	徹君	自民		越智	隆雄君	自民
	大見	正君	自民		勝俣	孝明君	自民
	佐々木	紀君	自民		白石	徹君	自民
	菅原	一秀君	自民		田中	良生君	自民
	武村	展英君	自民		辻	清人君	自民
	冨樫	博之君	自民		根本	幸典君	自民
	福田	達夫君	自民		細田	健一君	自民
	宮崎	謙介君	自民		宮﨑	政久君	自民
	八木	哲也君	自民		山田	美樹君	自民
	枝野	幸男君	民主		岸本	周平君	民主
	近藤	洋介君	民主		辻元	清美君	民主
	伊東	信久君	維新		木下	智彦君	維新
	丸山	穂高君	維新		國重	徹君	公明
	三谷	英弘君	みんな		小池	政就君	結い
	塩川	鉄也君	共産				

(2) 議案審査

付託された議案は、内閣提出法律案７件、議員提出法律案１件（継続審査）及び承認を求めるの件１件（継続審査）で、審査の概況は、次のとおりである。

①　貿易保険法の一部を改正する法律案（内閣提出第17号）

○　要旨

本邦企業の国際的事業展開を取り巻く環境の変化を踏まえ、貿易保険の制度の整備を図るため、本邦企業の海外の関係法人等による輸出、技術提供等に伴う危険を保険する貿易保険を新設する等の所要の措置を講ずるもの

○　主な質疑内容

- 海外進出を検討している中小企業へ与える本改正の効果
- 本改正に伴う民業圧迫の懸念に対する政府の見解
- 独立行政法人日本貿易保険（ＮＥＸＩ）の特殊会社化及び貿易再保険特別会計の廃止についての政府の方針

○　審査結果

可決（附帯決議）

② 中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第26号）

○ 要旨

中心市街地の一層の活性化を図るため、中心市街地への来訪者等の増加による経済活力の向上を目指して行う事業及び中心市街地の商業の活性化に資する事業の認定制度並びにこれに係る支援措置の創設等の措置を講ずるもの

○ 主な質疑内容

- 現行法における中心市街地活性化基本計画のうち目標達成の指標が３割に満たない原因及びその評価
- 中心市街地活性化基本計画の認定要件を緩和する目的及びその妥当性
- 特例通訳案内士制度について国家試験に合格した通訳案内士との競合及び質の確保への懸念

○ 視察

○ 審査結果

可決（附帯決議）

③ 原子力損害賠償支援機構法の一部を改正する法律案（内閣提出第37号）

○ 要旨

原子力事業者による特定原子力施設の廃炉等に必要な措置の適切な実施を確保するため、原子力損害賠償支援機構を改組し、当該措置に必要な技術の研究及び開発等の業務を追加する等の措置を講ずるもの

○ 主な質疑内容

- 東京電力福島第一原子力発電所におけるこれまでの廃炉及び汚染水対策の問題点並びに本法律案における対策
- 原子力損害賠償支援機構が賠償業務と廃炉業務を併せて行うことの相乗効果
- 原子力損害賠償法の抜本的見直しの検討状況

○ 参考人からの意見の聴取

○ 審査結果

可決（附帯決議）

④ 電気事業法等の一部を改正する法律案（内閣提出第44号）

○ 要旨

電気事業法の一部を改正する法律（平成25年法律第74号）附則第11条の規定に基づく電気事業に係る制度の抜本的な改革に係る措置として、電気の小売業への参入の全面自由化を実施するため、一般の需要に応じ電気を供給する事業を営もうとする者に係る経済産業大臣の登録制度の創設、電気の先物取引に係る制度の整備、再生可能エネルギー電気の調達に係る制度の整備等の所要の措置を講ずるもの

○ 主な質疑内容

- 我が国の卸電力市場における取引量が少ない理由及び卸電力市場の活性化のために必要な具体的方策
- 小売の全面自由化に際しての健全な競争環境実現のための条件
- 電気事業を総合的に監視するための独立規制機関設置の必要性

○ 参考人からの意見の聴取

○　審査結果
可決（附帯決議）

⑤　小規模企業振興基本法案（内閣提出第51号）

○　要旨
小規模企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、小規模企業の振興に関する施策について、基本原則を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、小規模企業の振興に関する施策の基本となる事項等について定めるもの

○　主な質疑内容
・　中小企業基本法が目指す「企業の成長発展」と本法案が目指す「小規模企業の事業の持続的発展」のバランスの在り方
・　本法案に規定する国の関係行政機関における相互連携の具体策
・　個別事業者への支援に限らず観光、商店街、ブランドづくり等の面的な支援を行う必要性

○　参考人からの意見の聴取

○　審査結果
可決（附帯決議）

⑥　商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第52号）

○　要旨
商工会及び商工会議所による小規模事業者の経営支援の取組を一層強化するため、商工会及び商工会議所が行う小規模事業者の経営の発達に特に資する事業について、その認定及びこれに係る支援のための措置を講ずるもの

○　主な質疑内容
・　地域の商工会及び商工会議所の経営支援能力向上のための政府の具体的取組
・　中小・小規模企業経営者が経営相談を行う支援機関の現状
・　商工会及び商工会議所による経営発達支援計画の策定・実行に当たり政府が指針等を示して評価を行う必要性

○　参考人からの意見の聴取

○　審査結果
可決（附帯決議）

⑦　特許法等の一部を改正する法律案（内閣提出第65号）（参議院送付）

○　要旨
我が国産業の競争力の強化に資するため、特許法における手続期間に関する救済措置の拡充、意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定の実施のための規定の整備、色彩、音等の新しい商標の保護対象への追加及び弁理士の業務追加等の所要の措置を講ずるもの

○　主な質疑内容
・　制度変遷を踏まえた特許異議申立て制度創設の理由
・　諸外国における保護の動向を踏まえた色彩や音が商標法の保護対象に追加されたことの意義

・　弁理士の使命条項の明確化について知的財産の分野において弁護士など他の専門家と連携を図る必要性

○　審査結果

可決（附帯決議）

⑧　公的資金再生事業者と同種の業務を営む事業者との対等な競争条件の確保に関する法律案（原田義昭君外２名提出、第185回国会衆法第４号）

○　要旨

公的資金による事業再生支援が公正かつ自由な競争を阻害するおそれがあることに鑑み、公的資金再生事業者と同種の業務を営む事業者との対等な競争条件の確保に関する指針の策定等について定めるもの

○　審査結果

継続審査

⑨　外国為替及び外国貿易法第10条第２項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件（内閣提出、第183回国会承認第５号）

○　要旨

平成25年４月14日から平成27年４月13日までの間、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入について経済産業大臣の承認を受ける義務を課す等の措置を講じたことにつき、承認を求めるもの

○　審査結果

継続審査

《議案審査一覧》

閣　法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨 説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案 理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
貿易保険法の一部を改正する法律案（内閣提出第17号）	26. 2. 7		3.18 3.19	3.26	3.26 可決（多） （賛-自民・民主・維新・公明・みんな・結い） （反-共産） （附）	3.27 可決	経済産業 4. 3 可決 （附）	4. 4 可決	4.11 法19号
中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第26号）	2.12		3.26 3.28	4. 2	4. 4 可決（多） （賛-自民・民主・維新・公明・みんな・結い） （反-共産） （附）	4. 8 可決	経済産業 4.17 可決 （附）	4.18 可決	4.25 法30号

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨 説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案 理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
原子力損害賠償支援機構法の一部を改正する法律案（内閣提出第37号）	2.28		4.3 4.4	4.9 4.11 4.16	4.16 可決（多） （賛-自民・民主・維新・公明） （反-みんな・結い・共産） （附）	4.17 可決	経済産業 5.13 可決 （附）	5.14 可決	5.21 法40号
電気事業法等の一部を改正する法律案（内閣提出第44号）	2.28	4.11	4.11 4.23	4.25 5.7 5.9 5.14 5.16	5.16 可決（多） （賛-自民・民主・維新・公明・結い） （反-みんな・共産） （附）	5.20 可決	経済産業 6.10 可決 （附）	6.11 可決	6.18 法72号
小規模企業振興基本法案（内閣提出第51号）	3.7	5.20	5.20 5.21	5.28 5.30 6.4	6.4 可決（全） （賛-自民・民主・維新・公明・みんな・結い・共産） （附）	6.5 可決	経済産業 6.19 可決 （附）	6.20 可決	6.27 法94号
商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第52号）	3.7		5.20 5.21	5.28 5.30 6.4	6.4 可決（全） （賛-自民・民主・維新・公明・みんな・結い・共産） （附）	6.5 可決	経済産業 6.19 可決 （附）	6.20 可決	6.27 法95号
特許法等の一部を改正する法律案（内閣提出第65号）（参議院送付）	参 3.13		4.14 4.16	4.18	4.23 可決（全） （賛-自民・民主・維新・公明・みんな・結い・共産） （附）	4.25 可決	経済産業 4.1 可決 （附）	4.2 可決	5.14 法36号

衆法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨 説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案 理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
公的資金再生事業者と同種の業務を営む事業者との対等な競争条件の確保に関する法律案（原田義昭君外２名提出、第185回国会衆法第４号）	(25.11.8)		26.1.24			6.20 閉会中 審査			

承認を求めるの件

件名	提出日	衆議院					参議院		備考
		趣旨説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
外国為替及び外国貿易法第10条第２項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件（内閣提出、第183回国会承認第５号）	(25. 4.19)		26. 1.24			6.20 閉会中 審査			

(3) 国政調査

国政調査では、質疑及び視察が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- 東京電力福島第一原子力発電所における多核種除去設備（ＡＬＰＳ）の不具合の発生経緯及び対応状況
- 東京電力福島第一原子力発電所の緊急安全対策の進捗状況
- エネルギー基本計画において再生可能エネルギー導入の具体的数値目標を明示する必要性
- 再生可能エネルギー固定価格買取制度により設備認定を受けた太陽光発電の運転開始が進んでいない理由及び認定要件の厳格化等の今後の対応方法
- 産業競争力強化法の企業実証特例制度及びグレーゾーン解消制度の利用状況
- 株式会社海外需要開拓支援機構（クールジャパン機構）のこれまでの成果及び今後の戦略
- 貿易赤字拡大の要因及び今後の見通し
- 環太平洋パートナーシップ（ＴＰＰ）協定の我が国経済への影響についての経済産業大臣の見解
- 中小企業経営者の高齢化及び事業承継の促進へ向けた政府の施策
- 消費税率引上げに伴う転嫁拒否等の現状及びそれを踏まえた今後の政府の取組方針

(4) 参考人

出頭日	職業	氏名	審査・調査案件
平成 26. 2.21	日本銀行理事	雨宮　正佳君	経済産業の基本施策に関する件 私的独占の禁止及び公正取引に関する件
3.28	東京電力株式会社代表執行役社長	廣瀬　直己君	
4. 4	東京電力株式会社代表執行役社長	廣瀬　直己君	

出頭日	職　　業	氏　　名	審査・調査案件
4. 9	東京電力株式会社代表執行役社長	廣瀬　直己君	原子力損害賠償支援機構法の一部を改正する法律案（内閣提出）
4.11	京都大学原子炉実験所教授	山名　　元君	
	関西大学特任教授 京都大学名誉教授	大西　有三君	
	東京大学公共政策大学院非常勤講師	諸葛　宗男君	
	大阪市立大学大学院経営学研究科教授	除本　理史君	
4.16	東京電力株式会社代表執行役社長	廣瀬　直己君	経済産業の基本施策に関する件 私的独占の禁止及び公正取引に関する件
4.23	東京電力株式会社代表執行役社長	廣瀬　直己君	
4.25	株式会社日本政策投資銀行常務執行役員	長尾　尚人君	電気事業法等の一部を改正する法律案（内閣提出）
5. 7	東京大学社会科学研究所教授	松村　敏弘君	
	21世紀政策研究所研究主幹 ＮＰＯ法人国際環境経済研究所所長	澤　　昭裕君	
	一般社団法人全国消費者団体連絡会事務局長（共同代表）	河野　康子君	
	株式会社政策工房代表取締役社長	原　　英史君	
5. 9	電気事業連合会会長	八木　　誠君	
	東京ガス株式会社代表取締役社長	広瀬　道明君	
	中央大学法科大学院教授	安念　潤司君	
	京都大学大学院経済学研究科教授	植田　和弘君	
5.14	東京電力株式会社代表執行役副社長	山口　　博君	
5.21	東京電力株式会社代表執行役社長	廣瀬　直己君	経済産業の基本施策に関する件 私的独占の禁止及び公正取引に関する件

出頭日	職　　業	氏　　名	審査・調査案件
5.28	全国商工会連合会会長	石澤　義文君	小規模企業振興基本法案（内閣提出） 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）
	中小企業家同友会全国協議会副会長	国吉　昌晴君	
	板橋区立企業活性化センターセンター長	中嶋　　修君	
	ダイヤ精機株式会社代表取締役	諏訪　貴子君	

(5) 視察・議員海外派遣

①　視察

視察日	視察地名	視 察 目 的	視察委員
平成 26. 3.31	滋賀県	中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）の審査に資するため	20人
6. 9	福島県	東京電力福島第一原子力発電所における汚染水対策の状況等調査	11人

②　議員海外派遣

派遣議員団	派遣期間	派遣国名	派 遣 目 的	派遣議員
衆議院アジア大洋州各国経済産業事情等調査議員団	（閉会中） 平成26. 7.29 ～ 8. 5	シンガポール、オーストラリア、ニュージーランド	アジア大洋州各国の産業・エネルギー事情及び我が国との経済連携に関する取組み等調査	５人

【第187回国会】

(1) 委員名簿（40人）

委員長	江田	康幸君	公明				
理　事	鈴木	淳司君	自民	理　事	田中	良生君	自民
理　事	牧原	秀樹君	自民	理　事	三原	朝彦君	自民
理　事	若宮	健嗣君	自民	理　事	田嶋	要君	民主
理　事	鈴木	義弘君	維新	理　事	富田	茂之君	公明
	穴見	陽一君	自民		石﨑	徹君	自民
	岩田	和親君	自民		大見	正君	自民
	勝俣	孝明君	自民		黄川田	仁志君	自民
	佐々木	紀君	自民		白石	徹君	自民
	関	芳弘君	自民		武村	展英君	自民
	辻	清人君	自民		冨樫	博之君	自民
	根本	幸典君	自民		福田	達夫君	自民
	細田	健一君	自民		松島	みどり君	自民
	宮崎	謙介君	自民		宮﨑	政久君	自民
	八木	哲也君	自民		山田	美樹君	自民
	生方	幸夫君	民主		大畠	章宏君	民主
	岸本	周平君	民主		近藤	洋介君	民主
	木下	智彦君	維新		小池	政就君	維新
	椎名	毅君	維新		國重	徹君	公明
	杉田	水脈君	次世代		柏倉	祐司君	みんな
	塩川	鉄也君	共産				

(2) 議案審査

付託された議案は、内閣提出法律案１件、議員提出法律案１件（継続審査）及び承認を求めるの件１件（継続審査）で、審査の概況は、次のとおりである。

①　官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第４号）

○　要旨

中小企業者に対する需要の増進を図り、もって中小企業者の事業活動を促進するため、国等の契約に関し創業10年未満の新規中小企業者をはじめとする中小企業者が受注する機会の増大を図るための基本的な方針を国が作成するものとするとともに、中小企業者による地域産業資源を活用した事業活動を促進するための支援措置を拡充するほか、独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務として市町村が行う中小企業者の事業活動を支援する事業に対する協力業務を追加する等の措置を講ずるもの

○　主な質疑内容

- 本法律案による新規中小企業者の受注額拡大目標
- 国が個々の地域産業資源活用事業の効果を検証する必要性
- 本法律案により追加される独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務及びその効果

○　参考人からの意見の聴取

○　**審査結果**

可決（附帯決議）

（参議院において審査未了）

②　公的資金再生事業者と同種の業務を営む事業者との対等な競争条件の確保に関する法律案（原田義昭君外１名提出、第185回国会衆法第４号）

○　**要旨**

（第186回国会参照）

○　**審査結果**

（解散のため本院において審査未了）

③　外国為替及び外国貿易法第10条第２項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件（内閣提出、第183回国会承認第５号）

○　**要旨**

（第186回国会参照）

○　**審査結果**

（解散のため本院において審査未了）

《議案審査一覧》

閣　法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨 説明	委員会 付託日 提案 理由	委員会 質疑	委員会 議決日 結果	本会議 議決日 結果	委員会名 議決日 結果	本会議 議決日 結果	
官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第４号）	26.10. 3		10.30 10.31	11. 5 11. 7	11.12 可決（全） （賛-自民・民主・維新・公明・次世代・みんな・共産） （附）	11.13 可決	経済産業 （審査未了）		

衆　法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨 説明	委員会 付託日 提案 理由	委員会 質疑	委員会 議決日 結果	本会議 議決日 結果	委員会名 議決日 結果	本会議 議決日 結果	
公的資金再生事業者と同種の業務を営む事業者との対等な競争条件の確保に関する法律案（原田義昭君外１名提出、第185回国会衆法第４号）	(25.11. 8)		26. 9.29		（審査未了）				

承認を求めるの件

件名	提出日	衆議院					参議院		備考
		趣旨説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
外国為替及び外国貿易法第10条第２項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件（内閣提出、第183回国会承認第５号）	(25. 4.19)		26. 9.29		（審査未了）				

(3) 国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- 東京電力福島第一原子力発電所事故に係る汚染水対策及び電力システム改革の推進に向けた経済産業大臣の決意
- 再生可能エネルギーによる発電電力の系統接続申込みに対する電力会社の回答保留問題についての経済産業省の対処状況
- 九州電力川内原子力発電所を始めとした原子力発電所の再稼働に際しての要件及び政府の対応
- 円安局面においても輸出増加及びそれに伴う国内生産増加・賃金上昇という好循環が生じない原因
- 地方創生についての省庁間の役割分担及び経済産業省が担う役割
- 成長戦略におけるロボット活用の重要性
- 小渕経済産業大臣の後援会主催の観劇会の収支状況についての確認

(4) 参考人

出頭日	職業	氏名	審査・調査案件
平成 26.11. 5	日本銀行理事	雨宮　正佳君	官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出）
	佐賀県武雄市長	樋渡　啓祐君	
	国士舘大学政経学部教授	平石　正美君	
	成蹊大学法科大学院客員教授 弁護士	村上　政博君	
	合同会社フォーティＲ＆Ｃ代表社員	水津　陽子君	

【第188回国会】

(1) 委員名簿（40人）

委員長	江田　　康幸君	公明	
理　事	鈴木　　淳司君	自民	
理　事	牧原　　秀樹君	自民	
理　事	若宮　　健嗣君	自民	
理　事	鈴木　　義弘君	維新	
	穴見　　陽一君	自民	
	岩田　　和親君	自民	
	勝俣　　孝明君	自民	
	佐々木　　紀君	自民	
	関　　芳弘君	自民	
	辻　　清人君	自民	
	根本　　幸典君	自民	
	細田　　健一君	自民	
	宮崎　　謙介君	自民	
	八木　　哲也君	自民	
	大畠　　章宏君	民主	
	岸本　　周平君	民主	
	西村　智奈美君	民主	
	松田　　直久君	維新	
	藤野　　保史君	共産	
	野間　　健君	無	
理　事	田中　　良生君	自民	
理　事	三原　　朝彦君	自民	
理　事	田嶋　　要君	民主	
理　事	富田　　茂之君	公明	
	石崎　　徹君	自民	
	大見　　正君	自民	
	黄川田　仁志君	自民	
	白石　　徹君	自民	
	武村　　展英君	自民	
	冨樫　　博之君	自民	
	福田　　達夫君	自民	
	松島　みどり君	自民	
	宮﨑　　政久君	自民	
	山田　　美樹君	自民	
	岡本　　充功君	民主	
	近藤　　洋介君	民主	
	木下　　智彦君	維新	
	國重　　徹君	公明	
	真島　　省三君	共産	

(2) 議案審査

付託された議案はなかった。

10　国土交通委員会

【第186回国会】

(1) 委員名簿（45人）

委員長	梶山	弘志君	自民				
理　事	赤澤	亮正君	自民	理　事	秋元	司君	自民
理　事	大塚	高司君	自民	理　事	西村	明宏君	自民
理　事	望月	義夫君	自民	理　事	若井	康彦君	民主
理　事	井上	英孝君	維新	理　事	伊藤	渉君	公明
	秋本	真利君	自民		井林	辰憲君	自民
	泉原	保二君	自民		岩田	和親君	自民
	大西	英男君	自民		門	博文君	自民
	國場	幸之助君	自民		佐田	玄一郎君	自民
	斎藤	洋明君	自民		坂井	学君	自民
	桜井	宏君	自民		白須賀	貴樹君	自民
	谷川	弥一君	自民		土井	亨君	自民
	中村	裕之君	自民		長坂	康正君	自民
	林	幹雄君	自民		原田	憲治君	自民
	ふくだ	峰之君	自民		前田	一男君	自民
	宮澤	博行君	自民		務台	俊介君	自民
	泉	健太君	民主		川端	達夫君	民主
	後藤	祐一君	民主		寺島	義幸君	民主
	岩永	裕貴君	維新		坂元	大輔君	維新
	西岡	新君	維新		松田	学君	維新
	村岡	敏英君	維新		北側	一雄君	公明
	佐藤	英道君	公明		杉本	かずみ君	みんな
	穀田	恵二君	共産		亀井	静香君	無

(2) 議案審査等

付託された議案は、内閣提出法律案11件、議員提出法律案１件（継続審査）及び参議院提出法律案３件、委員会提出法律案は２件で、審査等の概況は、次のとおりである。

①　奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第４号）

○　要旨

奄美群島及び小笠原諸島の特殊事情に鑑み、その基礎条件の改善並びに地理的及び自然的特性に即した振興開発を図るため、奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の有効期限を平成31年３月31日まで延長するとともに、交付金制度の創設等の措置を講ずるもの

○　主な質疑内容

・　法の目的に定住の促進を追加した理由及び今後の支援の方向性
・　奄美群島振興交付金の農林水産物輸送費支援の対象として加工品も追加する必要

性

・　本改正案に規定された人の往来等に要する費用の低廉化に係る具体的な施策

○　審査結果

可決（附帯決議）

②　株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法案（内閣提出第18号）

○　要旨

海外において交通事業又は都市開発事業を行う者等に対し資金の供給、専門家の派遣その他の支援を行うことを目的とする株式会社海外交通・都市開発事業支援機構に関し、その設立、機関、財政上の措置等を定めるもの

○　主な質疑内容

・　機構の存続期間と出口戦略

・　機構と類似機関（国際協力機構（ＪＩＣＡ）、国際協力銀行（ＪＢＩＣ）、日本貿易保険（ＮＥＸＩ））との業務の相違等

・　インフラの海外展開に際しての交通事業及び都市開発事業とそれ以外の事業とのリスクの特性の相違

○　審査結果

可決（附帯決議）

③　港湾法の一部を改正する法律案（内閣提出第19号）

○　要旨

国際戦略港湾の国際競争力を強化するため、国際戦略港湾の港湾運営会社が行う埠頭群の運営の事業に対し政府出資を可能とする措置等を講ずるとともに、非常災害時における船舶の交通の確保に資するよう、特別特定技術基準対象施設の改良に係る無利子貸付制度を創設するもの

○　主な質疑内容

・　スーパー中枢港湾政策及び国際コンテナ戦略港湾政策に対する評価

・　国が港湾運営会社に出資することによる具体的効果及び国がリーダーシップを発揮できる出資の在り方

・　災害時における港湾機能を維持するために国がこれまでに行った取組及び今後行う取組

○　審査結果

可決

④　道路法等の一部を改正する法律案（内閣提出第27号）

○　要旨

多様な資金の活用により高速道路の適正な管理を図るため、道路の立体的区域の決定に係る制度の拡充、インターチェンジの整備に要する費用の貸付け制度の創設、高速道路の料金の徴収期間の満了の日の変更等の所要の措置を講ずるもの

○　主な質疑内容

・　民営化時に更新需要の発生を想定しながら大規模修繕や更新の費用の推計をしなかった理由

・　高速道路料金の徴収期間を15年延長する理由

・　スマートインターチェンジに関するこれまでの利便増進事業と本法律案の補助制

度との相違

○　**視察**

○　**審査結果**

可決（附帯決議）

⑤　都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案（内閣提出第28号）

○　**要旨**

住宅及び医療施設、福祉施設、商業施設その他の居住に関連する施設の立地の適正化を図るため、市町村による立地適正化計画の作成について定めるとともに、当該施設についての容積率及び用途の制限の緩和等の所要の措置を講ずるもの

○　**主な質疑内容**

・　本法律案が提出されるに至った背景

・　立地適正化計画の作成を想定している都市の人口規模

・　都市機能誘導区域及び居住誘導区域の規模、範囲及びそれぞれの区域で講ずべき施策

○　**参考人からの意見の聴取**

○　**審査結果**

可決（附帯決議）

⑥　地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第29号）

○　**要旨**

持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するため、市町村等による地域公共交通網形成計画の作成、同計画に定められた地域公共交通再編事業を実施するための地域公共交通再編実施計画の作成、同計画が国土交通大臣の認定を受けた場合における同事業の実施に関する道路運送法等の特例等について定めるもの

○　**主な質疑内容**

・　本法律案が提出されるに至った背景

・　地域公共交通再編実施計画策定に当たっての合意形成を可能とするような支援の枠組の必要性

・　地域公共交通を担当する地方公共団体の人材、ノウハウの不足に対する国土交通省の支援

○　**参考人からの意見の聴取**

○　**審査結果**

可決（附帯決議）

⑦　マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第45号）

○　**要旨**

地震に対する安全性が確保されていないマンションの建替え等の円滑化を図るため、マンション及びその敷地の売却を多数決により行うことを可能とする制度を創設する等の所要の措置を講ずるもの

○　**主な質疑内容**

・　マンション敷地売却制度の創設による効果

・　マンション敷地売却により住み替えができず取り残される高齢者や低所得者、借家人などの弱者への配慮

・　マンション敷地売却決議が借家契約を更新拒絶する正当事由となるかの確認、借家人の権利保護方策及び借家人に支払われる補償金の算定基準

○　**審査結果**

可決（附帯決議）

⑧　海岸法の一部を改正する法律案（内閣提出第53号）

○　**要旨**

津波、高潮等に対する防災・減災対策を推進するとともに、海岸管理をより適切なものとするため、減災機能を有する海岸保全施設の整備の推進、海岸保全施設の適切な維持管理の推進、水門等の操作規則等の策定、海岸協力団体制度の創設等の所要の措置を講ずるもの

○　**主な質疑内容**

・　「緑の防潮堤」の海側にも樹林を整備する可能性

・　協議会の構成員として住民やＮＰＯ法人を参加させる必要性

・　水門等の現場作業を担っている近隣民間企業、自治会、町内会、個人への安全最優先の徹底に向けた取組状況

○　**審査結果**

可決（附帯決議）

⑨　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第59号）

○　**要旨**

2004年の船舶のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理のための国際条約の締結に伴い、船舶からの有害水バラストの排出の規制を行う等の所要の措置を講ずるもの

○　**主な質疑内容**

・　船舶バラスト水規制管理条約の締結状況及び発効の見通し

・　ノンバラスト船の研究開発の結果及び今後の普及の見通し

・　外国船舶への立入検査（ポートステートコントロール＝ＰＳＣ）方法及びＰＳＣに従事する外国船舶監督官の確保状況

○　**審査結果**

可決

⑩　建設業法等の一部を改正する法律案（内閣提出第61号）（参議院送付）

○　**要旨**

建設業を取り巻く社会経済情勢の変化等に鑑み、建設工事の適正な施工を確保するため、許可に係る業種区分に解体工事業を追加するとともに、暴力団員であること等を許可に係る欠格要件及び取消事由に追加するほか、公共工事の入札に参加しようとする者に対し入札金額の内訳の提出を義務付ける等の所要の措置を講ずるもの

○　**主な質疑内容**

・　本法律案のダンピング受注の防止に係る具体的な内容及び法改正を受けての低入

札価格調査制度の今後の活用方針
・　法改正に伴う建設業の担い手確保のための国の具体的支援策
・　建設業の業種区分に解体工事業を追加した理由

○　審査結果

可決（附帯決議）

⑪　建築基準法の一部を改正する法律案（内閣提出第62号）（参議院送付）

○　要旨

より合理的かつ実効性の高い建築規制制度を構築するため、構造計算適合性判定の対象となる建築物の範囲の見直し、木造建築物に係る制限の合理化、建築物等についての国の調査権限の創設、容積率制限の合理化等の所要の措置を講ずるもの

○　主な質疑内容

・　本法律案により見込まれる木造３階建ての学校の建設需要及び利用が見込まれる木材の量
・　昇降機の昇降路の部分を容積率算定の際の床面積に算入しない緩和措置を早期に施行する必要性
・　定期調査・検査報告制度の見直しにおける調査・検査資格者に係る改正内容

○　審査結果

可決（附帯決議）

⑫　国等が行う公共工事についての地元建設業者の受注の確保等に関する法律案（衛藤征士郎君外２名提出、第183回国会衆法第44号）

○　要旨

地域における建設業の健全な発達及び地域経済の活性化に資するため、国等が行う公共工事の契約の締結に際し地元建設業者の受注の機会を確保するための措置等を定めるもの

○　審査結果

継続審査

⑬　宅地建物取引業法の一部を改正する法律案（国土交通委員長提出、衆法第26号）

○　要旨

宅地建物取引業の業務の適正な実施を確保するため、宅地建物取引主任者を宅地建物取引士の名称に変更するとともに、宅地建物取引士の業務処理の原則、従業者への必要な教育を行う宅地建物取引業者の努力義務、宅地建物取引業の免許及び宅地建物取引士の登録に係る欠格事由に暴力団員等であることの追加等について定めるもの

○　結果

成案・提出決定

⑭　建築士法の一部を改正する法律案（国土交通委員長提出、衆法第36号）

○　要旨

建築物の設計及び工事監理の業務の適正化並びに建築主等への情報開示の充実を図るため、書面による契約等による設計等の業の適正化、管理建築士の責務の明確化、建築士免許証提示の義務化、建築設備に係る業務の適正化等の所要の措置を講ずるもの

○　**結果**

成案・提出決定

⑮　水循環基本法案（参議院提出、参法第３号）

○　**要旨**

水循環に関する施策を総合的かつ一体的に推進するため、その基本理念、国の責務及び施策の基本となる事項等を定めるとともに、内閣に水循環政策本部を設置するもの

○　**審査結果**

可決

⑯　雨水の利用の推進に関する法律案（参議院提出、参法第４号）

○　**要旨**

雨水の利用を推進し、もって水資源の有効な利用を図り、あわせて下水道、河川等への雨水の集中的な流出の抑制に寄与するため、雨水の利用の推進に関し、国等の責務を明らかにするとともに、基本方針等の策定その他の必要な事項を定めるもの

○　**審査結果**

可決

⑰　公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律案（参議院提出、参法第８号）

○　**要旨**

公共工事の品質確保の促進を図るため、基本理念、発注者の責務等として、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保、その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結の防止等を定めるとともに、多様な入札及び契約の方法等について定めるもの

○　**審査結果**

可決（附帯決議）

《議案審査等一覧》

閣　法

件　名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番　号
		趣　旨 説　明	委員会 付託日 提　案 理　由	委員会 質　疑	委員会 議決日 結　果	本会議 議決日 結　果	委員会名 議決日 結　果	本会議 議決日 結　果	
奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第４号）	26. 1.31		3. 7 3.12	3.14	3.14 可決（全） （賛-自民・民主・維新・公明・みんな・共産） （欠-亀井静香君） （附）	3.18 可決	国土交通 3.27 可決 （附）	3.28 可決	3.31 法６号

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨 説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案 理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法案（内閣提出第18号）	2. 7		3.24 3.26	4. 2	4. 2 可決（多） （賛−自民・民主・維新・公明） （反−みんな・共産） （欠−亀井静香君） （附）	4. 4 可決	国土交通 4.10 可決 （附）	4.11 可決	4.18 法24号
港湾法の一部を改正する法律案（内閣提出第19号）	2. 7		3.28 4. 2	4. 4	4. 4 可決（多） （賛−自民・民主・維新・公明・みんな） （反−共産） （欠−亀井静香君）	4. 8 可決	国土交通 4.22 可決	4.23 可決	5. 1 法33号
道路法等の一部を改正する法律案（内閣提出第27号）	2.12	4. 4	4. 4 4.16	4.18 4.23	4.23 可決（多） （賛−自民・民主・維新・公明・みんな） （反−共産） （欠−亀井静香君） （附）	4.25 可決	国土交通 5.27 可決 （附）	5.28 可決	6. 4 法53号
都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案（内閣提出第28号）	2.12		4. 7 4. 8	4. 9 4.11 4.15	4.15 可決（多） （賛−自民・民主・維新・公明・みんな） （反−共産） （欠−亀井静香君） （附）	4.17 可決	国土交通 5.13 可決 （附）	5.14 可決	5.21 法39号
地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第29号）	2.12		4. 7 4. 8	4. 9 4.11 4.15	4.15 可決（全） （賛−自民・民主・維新・公明・みんな・共産） （欠−亀井静香君） （附）	4.17 可決	国土交通 5.13 可決 （附）	5.14 可決	5.21 法41号
マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第45号）	2.28		5.14 5.16	5.21	5.21 可決（多） （賛−自民・民主・維新・公明・みんな） （反−共産） （欠−亀井静香君） （附）	5.22 可決	国土交通 6.17 可決 （附）	6.18 可決	6.25 法80号

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
海岸法の一部を改正する法律案（内閣提出第53号）	3. 7		4.21 4.23	5.14	5.14 可決（全） （賛-自民・民主・維新・公明・みんな・共産） （欠-亀井静香君） （附）	5.15 可決	国土交通 6. 3 可決 （附）	6. 4 可決	6.11 法61号
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第59号）	3.13		4.21 4.23	5.14	5.14 可決（全） （賛-自民・民主・維新・公明・みんな・共産） （欠-亀井静香君）	5.15 可決	国土交通 6.10 可決	6.11 可決	6.18 法73号
建設業法等の一部を改正する法律案（内閣提出第61号） （参議院送付）	参 3.13		5.19 5.21	5.23 5.27	5.27 可決（全） （賛-自民・民主・維新・公明・みんな・共産） （欠-亀井静香君） （附）	5.29 可決	国土交通 4. 3 可決 （附）	4. 4 可決	6. 4 法55号
建築基準法の一部を改正する法律案（内閣提出第62号） （参議院送付）	参 3.13		5.19 5.21	5.23 5.27	5.27 可決（全） （賛-自民・民主・維新・公明・みんな・共産） （欠-亀井静香君） （附）	5.29 可決	国土交通 4. 3 可決 （附）	4. 4 可決	6. 4 法54号

衆　法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
国等が行う公共工事についての地元建設業者の受注の確保等に関する法律案（衛藤征士郎君外２名提出、第183回国会衆法第44号）	(25. 6.20)		26. 1.24			6.20 閉会中 審査			
宅地建物取引業法の一部を改正する法律案（国土交通委員長提出、衆法第26号）	5.30				5.30 成案・提出決定（全） （賛-自民・民主・維新・公明・みんな・共産） （欠-亀井静香君）	6. 3 可決	国土交通 6.17 可決	6.18 可決	6.25 法81号

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
建築士法の一部を改正する法律案（国土交通委員長提出、衆法第36号）	6.11				6.11 成案・提出決定(全) (賛-自民・民主・維新・公明・みんな・共産) (欠-亀井静香君)	6.13 可決	国土交通 6.19 可決	6.20 可決	6.27 法92号

参　法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
水循環基本法案（参議院提出、参法第３号）	参 26. 3.17		3.20 3.26		3.26 可決(全) (賛-自民・民主・維新・公明・みんな・共産) (欠-亀井静香君)	3.27 可決	国土交通 3.17 成案・提出決定	3.20 可決	4. 2 法16号
雨水の利用の推進に関する法律案（参議院提出、参法第４号）	参 3.17		3.20 3.26		3.26 可決(全) (賛-自民・民主・維新・公明・みんな・共産) (欠-亀井静香君)	3.27 可決	国土交通 3.17 成案・提出決定	3.20 可決	4. 2 法17号
公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律案（参議院提出、参法第８号）	参 4. 3		4. 4 5.27		5.27 可決(全) (賛-自民・民主・維新・公明・みんな・共産) (欠-亀井静香君) (附)	5.29 可決	国土交通 4. 3 成案・提出決定	4. 4 可決	6. 4 法56号

(3) 国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○　主な質疑内容

- 国土交通省所管のインフラ施設の老朽化対策に当たり、人材が不足している市町村への支援の必要性
- トラック産業の人手不足に対する国土交通大臣の考え
- 「建設分野における外国人材の活用に係る緊急措置」の目的及び国内人材の育成・確保の阻害要因となる懸念

・　公共事業の入札不調解消に向けた対策の内容及び毎年度の公共事業費を平準化するための新たな仕組みを導入する必要性
・　新たな「国土のグランドデザイン」を策定する意義及び国土交通大臣の考え
・　スマートインターチェンジの整備効果、整備中の箇所数及び整備手続
・　ＪＲ北海道の抜本的体質改善に向けた取組の必要性及び同社の今後の経営基盤強化の方向性
・　リニア中央新幹線の大阪までの同時開業実現の必要性及び同時開業が実現した場合に伊丹空港の活性化策を講じる必要性
・　港湾の国際競争力強化のため国が実施しようとしている施策の内容
・　航空業界におけるパイロット及び整備士の人員不足に対する国土交通省の取組方針
・　訪日外国人旅行者2,000万人の目標達成に向けた国土交通大臣の決意

(4) 参考人

出頭日	職　　業	氏　　名	審査・調査案件
平成 26. 3.26	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構理事長	石川　裕己君	国土交通行政の基本施策に関する件
4.11	東京大学工学系研究科教授	浅見　泰司君	都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案（内閣提出） 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）
	富山市長	森　　雅志君	
	一般財団法人計量計画研究所シニアフェロー	竹内　佑一君	
	立命館大学名誉教授	土居　靖範君	

(5) 視察・議員海外派遣

①　視察

視察日	視察地名	視 察 目 的	視察委員
平成 26. 4.22	東京都（品川区、中央区、港区）	道路法等の一部を改正する法律案（内閣提出）の審査に資するため	16人

②　議員海外派遣

派遣議員団	派遣期間	派遣国名	派 遣 目 的	派遣議員
衆議院中米諸国における国土交通事情等調査議員団	（閉会中） 平成26. 7.11 ～ 7.21	エルサルバドル、コスタリカ、パナマ、米国	中米諸国における国土交通事情等の調査	７人

【第187回国会】

(1) 委員名簿（45人）

委員長	今村　雅弘君	自民			
理　事	泉原　保二君	自民	理　事	金子　恭之君	自民
理　事	坂井　学君	自民	理　事	土井　亨君	自民
理　事	ふくだ　峰之君	自民	理　事	荒井　聰君	民主
理　事	井上　英孝君	維新	理　事	赤羽　一嘉君	公明
	秋元　司君	自民		秋本　真利君	自民
	井林　辰憲君	自民		岩田　和親君	自民
	うえの賢一郎君	自民		大塚　高司君	自民
	大西　英男君	自民		梶山　弘志君	自民
	門　博文君	自民		國場　幸之助君	自民
	佐田　玄一郎君	自民		斎藤　洋明君	自民
	桜井　宏君	自民		白須賀　貴樹君	自民
	中村　裕之君	自民		長坂　康正君	自民
	野田　聖子君	自民		林　幹雄君	自民
	前田　一男君	自民		宮澤　博行君	自民
	務台　俊介君	自民		山本　公一君	自民
	泉　健太君	民主		後藤　祐一君	民主
	馬淵　澄夫君	民主		松原　仁君	民主
	岩永　裕貴君	維新		村岡　敏英君	維新
	百瀬　智之君	維新		北側　一雄君	公明
	樋口　尚也君	公明		坂元　大輔君	次世代
	西野　弘一君	次世代		杉本　かずみ君	みんな
	穀田　恵二君	共産		亀井　静香君	無

(2) 議案審査等

付託された議案は、内閣提出法律案１件及び議員提出法律案１件（継続審査）、委員会提出法律案は１件で、審査等の概況は、次のとおりである。

① 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第19号）

○ 要旨

土砂災害から国民の生命及び身体を保護するため、都道府県による基礎調査の結果の公表を義務付けるとともに、土砂災害警戒区域における警戒避難体制を整備する等の措置を講ずるもの

○ 主な質疑内容

- 土砂災害防止法施行後10年以上が経過して都道府県によって土砂災害警戒区域等の指定の進捗状況に大きな差が生じた理由
- 基礎調査、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定が促進されるよう人材及び財源の確保に向け支援する必要性
- 不動産購入予定者に対する宅地建物取引業者の重要事項説明（宅地建物取引業法

第35条）の対象に当該不動産が土砂災害危険箇所内にあること等を追加することを検討する必要性

○　審査結果

可決（附帯決議）

②　国等が行う公共工事についての地元建設業者の受注の確保等に関する法律案（衛藤征士郎君外２名提出、第183回国会衆法第44号）

○　要旨

（第186回国会参照）

○　審査結果

（解散のため本院において審査未了）

③　空家等対策の推進に関する特別措置法案（国土交通委員長提出、衆法第11号）

○　要旨

地域住民の生活環境の保全等を図るため、市町村による空家等対策計画の作成、著しく保安上危険又は衛生上有害となるおそれがある等の状態にある空家等に対する措置等、空家等に関する施策を推進するために必要な事項を定めるもの

○　結果

成案・提出決定

《議案審査等一覧》

閣　法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨 説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案 理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第19号）	26.10.14	10.23	10.23 10.24	10.29 10.31	10.31 可決（全） （賛-自民・民主・維新・公明・次世代・みんな・共産） （欠-亀井静香君） （附）	11.4 可決	国土交通 11.11 可決 （附）	11.12 可決	11.19 法109号

衆　法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨 説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案 理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
国等が行う公共工事についての地元建設業者の受注の確保等に関する法律案（衛藤征士郎君外２名提出、第183回国会衆法第44号）	(25.6.20)		26.9.29		（審査未了）				

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨 説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案 理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
空家等対策の推進に関する特別措置法案（国土交通委員長提出、衆法第11号）	11.14				11.14 成案・提出決定(全) (賛-自民・民主・維新・公明・次世代・みんな・共産) (欠-亀井静香君)	11.14 可決	国土交通 11.18 可決 (附)	11.19 可決	11.27 法127号

(3) 国政調査

国政調査では、質疑及び視察が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- 空き家の増加、実態等に対する国土交通大臣の基本認識並びに空き家対策へのこれまでの取組状況及び空き家再生等推進事業の補助要件を見直す必要性
- リニア中央新幹線の工事に伴う河川水量の減少や土砂運搬車両の増加等自然環境、生活環境に与える影響に対する国土交通大臣の認識
- 中小トラック事業者が荷主に対して適正な運賃を請求できない現状についての国土交通省における原因分析と今後の対応
- 小笠原諸島周辺海域における中国漁船によるアカサンゴの密漁に対して海上保安庁の現有体制で対応可能かどうかの確認及び平成27年度予算概算要求における海上保安体制強化の内容
- 気象庁が、御嶽山の噴火前に火山性地震や低周波地震が起きていたにもかかわらず噴火警戒レベルを引き上げなかった理由及び火山の分野の人材確保、育成に取り組む必要性
- 訪日観光客数2,000万人達成に向けた国土交通大臣の決意

(4) 視察

視察日	視察地名	視察目的	視察委員
平成 26.11.12	山梨県	国土交通行政に関する実情調査	10人

【第188回国会】

(1) 委員名簿（45人）

委員長	今村　雅弘君	自民	
理　事	大西　英男君	自民	
理　事	坂井　学君	自民	
理　事	ふくだ　峰之君	自民	
理　事	井上　英孝君	維新	
	秋元　司君	自民	
	井林　辰憲君	自民	
	うえの賢一郎君	自民	
	大塚　高司君	自民	
	梶山　弘志君	自民	
	木村　弥生君	自民	
	佐田　玄一郎君	自民	
	白須賀　貴樹君	自民	
	長坂　康正君	自民	
	前田　一男君	自民	
	務台　俊介君	自民	
	泉　健太君	民主	
	後藤　祐一君	民主	
	馬淵　澄夫君	民主	
	下地　幹郎君	維新	
	村岡　敏英君	維新	
	中川　康洋君	公明	
	穀田　恵二君	共産	
理　事	金子　恭之君	自民	
理　事	土井　亨君	自民	
理　事	荒井　聰君	民主	
理　事	赤羽　一嘉君	公明	
	秋本　真利君	自民	
	岩田　和親君	自民	
	尾身　朝子君	自民	
	加藤　鮎子君	自民	
	門　博文君	自民	
	國場　幸之助君	自民	
	斎藤　洋明君	自民	
	中村　裕之君	自民	
	野田　聖子君	自民	
	宮澤　博行君	自民	
	山本　公一君	自民	
	吉良　州司君	民主	
	田島　一成君	民主	
	松原　仁君	民主	
	水戸　将史君	維新	
	北側　一雄君	公明	
	樋口　尚也君	公明	
	本村　伸子君	共産	

(2) 議案審査

付託された議案はなかった。

11　環境委員会

【第186回国会】

(1) 委員名簿（30人）

委員長	伊藤　信太郎君	自民				
理　事	泉原　　保二君	自民	理　事	うえの賢一郎君	自民
理　事	田中　　和徳君	自民	理　事	盛山　　正仁君	自民
理　事	吉野　　正芳君	自民	理　事	吉田　　泉君	民主
理　事	河野　　正美君	維新	理　事	斉藤　　鉄夫君	公明
	赤枝　　恒雄君	自民		穴見　　陽一君	自民
	井野　　俊郎君	自民		井林　　辰憲君	自民
	井上　　貴博君	自民		石川　　昭政君	自民
	岩田　　和親君	自民		小倉　　將信君	自民
	大久保　三代君	自民		小林　　史明君	自民
	助田　　重義君	自民		藤原　　崇君	自民
	牧原　　秀樹君	自民		荒井　　聰君	民主
	生方　　幸夫君	民主		小沢　　鋭仁君	維新
	百瀬　　智之君	維新		浮島　　智子君	公明
	中島　　克仁君	みんな		林　　宙紀君	結い
	野間　　健君	無			

(2) 議案審査等

付託された議案は、内閣提出法律案２件及び議員提出法律案２件、委員会提出法律案は１件で、審査等の概況は、次のとおりである。

①　放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第36号）

○　要旨

核物質の防護に関する条約の改正の適確な実施を確保するため、特定核燃料物質をみだりに輸出入する行為等の処罰規定を整備するもの

○　主な質疑内容

・　本法律案の提出の経緯及び「核物質の防護に関する条約」の改正の批准の必要性についての環境大臣の見解
・　改正を受けて政府が取り組む核セキュリティの具体策
・　原子力施設における作業員等の信頼性確認対策の現状

○　審査結果

可決

②　鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第57号）

○　要旨

最近における鳥獣の生息の状況及び狩猟の実態に鑑み、鳥獣の保護及び管理並びに

狩猟の適正化の一層の推進を図るため、集中的かつ広域的に管理を図る必要がある鳥獣の捕獲等をする事業の創設、鳥獣の捕獲等をする事業の認定制度の導入等の措置を講ずるもの

○　主な質疑内容

・　鳥獣による被害の現状及び本法律案により自然環境の保全から管理への方針転換を図るに至った理由についての環境省及び農林水産省の認識
・　現行の特定鳥獣保護管理計画の実効性及び制度の見直しの必要性
・　夜間銃猟の導入後にその効果を検証する必要性

○　参考人からの意見の聴取

○　審査結果

可決（附帯決議）

③　廃棄物の集積又は貯蔵等に起因する周辺の生活環境の保全上の支障の除去等に関する法律案（小沢鋭仁君外８名提出、衆法第22号）

○　要旨

廃棄物の集積若しくは貯蔵又は多数の動物に対する給餌若しくは給水に起因する周辺の環境衛生上の支障その他の生活環境の保全上の支障が生じていることに鑑み、周辺地域における住民の生活環境の保全に資するため、当該支障の除去のための措置、当該支障を生じさせている者等に対する支援等について定めるもの

○　審査結果

継続審査

④　地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律案（環境委員長提出、衆法第31号）

○　要旨

地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進を図り、もって地域社会の健全な発展に資するため、地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関し、基本方針の策定、地域計画の作成等について定め、地域計画に基づく事業又は活動の実施について自然公園法等の特例措置等を講ずるもの

○　結果

成案・提出決定

⑤　琵琶湖の保全及び再生に関する特別措置法案（吉田泉君外２名提出、衆法第40号）

○　要旨

琵琶湖の保全及び再生を図ることが困難な状況にあることに鑑み、国民的資産である琵琶湖を健全で恵み豊かな湖として保全及び再生を図るため、琵琶湖の保全及び再生に関し、基本方針を定めるとともに、実施すべき施策に関する計画を策定し、その実施を推進する等の特別の措置を講ずるもの

○　審査結果

継続審査

《議案審査等一覧》

閣　法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第36号）	26. 2.25		3.28 3.28	4. 1	4. 1 可決(全) (賛-自民・民主・維新・公明・みんな・結い・野間健君)	4. 4 可決	環境 4.15 可決	4.16 可決	4.23 法25号
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第57号）	3.11	4. 8	4. 8 4. 8	4.11 4.15 4.18	4.18 可決(全) (賛-自民・民主・維新・公明・みんな・結い・野間健君) (附)	4.22 可決	環境 5.22 可決 (附)	5.23 可決	5.30 法46号

衆　法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
廃棄物の集積又は貯蔵等に起因する周辺の生活環境の保全上の支障の除去等に関する法律案（小沢鋭仁君外８名提出、衆法第22号）	26. 5.16		6.18			6.20 閉会中審査			
地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律案（環境委員長提出、衆法第31号）	6. 6				6. 6 成案・提出決定(全) (賛-自民・民主・維新・公明・みんな・結い・野間健君)	6.10 可決	環境 6.17 可決	6.18 可決	6.25 法85号
琵琶湖の保全及び再生に関する特別措置法案（吉田泉君外２名提出、衆法第40号）	6.13		6.18			6.20 閉会中審査			

(3) 国政調査

国政調査では、質疑、委員派遣及び視察が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○　主な質疑内容

・　除染土壌等の中間貯蔵施設建設に係る住民の生活再建策及び地域振興策

・　中間貯蔵施設の安全性に対する信頼性確保のために環境省が行っている方策
・　各省による環境分野の国際協力における司令塔の役割を果たすことへの期待に対する環境大臣の所見
・　我が国で初めての開催となった気候変動に関する政府間パネル（ＩＰＣＣ）第38回総会を終えて気候変動対策にかける環境大臣の決意
・　我が国の2020年の温室効果ガス削減目標を2005年比で3.8%減とした理由
・　福島県「県民健康管理調査『甲状腺検査』」の未受診者への追加検査の状況及び受診体制整備の現状
・　東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会（政府事故調）において非公開で行われたヒアリング内容の開示の是非に対する原子力防災担当大臣の見解
・　民主党政権時に策定された「原子力規制委員会委員長及び委員の要件」の欠格要件に該当する候補者の原子力規制委員会委員への任命の妥当性
・　海の生態系保全のための重要海域設定の公表に向けた政府の取組状況
・　国立公園等の利用者から料金を徴収することに対する環境省の認識

(4) 参考人

出頭日	職　　業	氏　　名	審査・調査案件
平成 26. 4. 8	東京電力株式会社代表執行役副社長	相澤　善吾君	環境の基本施策に関する件
4.15	一般社団法人大日本猟友会会長	佐々木洋平君	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）
	公益財団法人世界自然保護基金ジャパン事務局長付	草刈　秀紀君	
	兵庫県農政環境部環境創造局長	田中　基康君	
	角川農業組合電柵部会長	池田　計巳君	

(5) 委員派遣・視察

①　委員派遣

派遣日	派遣地名	派 遣 目 的	派遣委員
(閉会中) 平成 26. 6.23 ～ 6.24	鹿児島県	屋久島世界自然遺産地域における自然環境の保全状況等に関する実情調査	８人

②　視察

視察日	視察地名	視 察 目 的	視察委員
平成 26. 6.10	神奈川県	環境の基本施策に関する実情調査	13人

【第187回国会】

(1) 委員名簿（30人）

委員長	北川	知克君	自民			
理　事	石原	宏高君	自民	理　事	泉原	保二君　自民
理　事	平井	たくや君	自民	理　事	牧原	秀樹君　自民
理　事	盛山	正仁君	自民	理　事	近藤	昭一君　民主
理　事	河野	正美君	維新	理　事	斉藤	鉄夫君　公明
	赤枝	恒雄君	自民		穴見	陽一君　自民
	井野	俊郎君	自民		井林	辰憲君　自民
	井上	貴博君	自民		伊藤	信太郎君　自民
	石川	昭政君	自民		小倉	將信君　自民
	小林	史明君	自民		助田	重義君　自民
	高橋	ひなこ君	自民		福山	守君　自民
	藤原	崇君	自民		福田	昭夫君　民主
	吉田	泉君	民主		大熊	利昭君　維新
	新原	秀人君	維新		林	宙紀君　維新
	浮島	智子君	公明		田沼	隆志君　次世代
	野間	健君	無			

(2) 議案審査

付託された議案は、内閣提出法律案１件及び議員提出法律案２件（継続審査）で、審査の概況は、次のとおりである。

①　日本環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律案（内閣提出第５号）

○　要旨

中間貯蔵の確実かつ適正な実施の確保を図り、東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所事故に由来する放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減することに資するため、国は、中間貯蔵施設を整備し、及びその安全を確保するとともに、中間貯蔵開始後30年以内に、福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずる旨等を規定することに加え、日本環境安全事業株式会社を中間貯蔵・環境安全事業株式会社に改組し、その事業に中間貯蔵に係る事業を追加する等の措置を講ずるもの

○　主な質疑内容

- 福島県内除去土壌等の中間貯蔵施設への輸送の安全性を確保する必要性
- 中間貯蔵開始後30年以内に福島県外への最終処分を完了する国の責務についての環境大臣の決意
- 日本環境安全事業株式会社に中間貯蔵に係る事業を行わせることとした理由
- 中間貯蔵施設建設のための用地補償額の算定及び地権者の特定の在り方

○　参考人からの意見の聴取

○　審査結果

可決（附帯決議）

② 廃棄物の集積又は貯蔵等に起因する周辺の生活環境の保全上の支障の除去等に関する法律案（小沢鋭仁君外８名提出、第186回国会衆法第22号）

○ 要旨

（第186回国会参照）

○ 審査結果

（解散のため本院において審査未了）

③ 琵琶湖の保全及び再生に関する特別措置法案（吉田泉君外２名提出、第186回国会衆法第40号）

○ 要旨

（第186回国会参照）

○ 審査結果

（解散のため本院において審査未了）

《議案審査一覧》

閣 法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨 説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案 理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
日本環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律案（内閣提出第５号）	26.10. 3		10.23 10.24	10.28 10.31	10.31 可決（全） （賛-自民・民主・維新・公明・次世代・野間健君） （附）	11. 4 可決	環境 11.18 可決 （附）	11.19 可決	11.27 法120号

衆 法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨 説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案 理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
廃棄物の集積又は貯蔵等に起因する周辺の生活環境の保全上の支障の除去等に関する法律案（小沢鋭仁君外８名提出、第186回国会衆法第22号）	(26. 5.16)		26. 9.29		（審査未了）				
琵琶湖の保全及び再生に関する特別措置法案（吉田泉君外２名提出、第186回国会衆法第40号）	(26. 6.13)		9.29		（審査未了）				

(3) 国政調査

国政調査では、質疑及び視察が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- 漂着ごみの回収及び処理に支障が出ないよう今後も財源を確保する必要性
- 宮城県栗原市の指定廃棄物最終処分場候補地が地滑りの発生するおそれのある地域であるため、候補地から除外するべきとの意見に対する環境大臣の見解
- 指定廃棄物の処理について地元住民の理解が得られるよう国が必要な調整を図っていくことについての環境大臣の決意
- 環境カウンセラーの九州地区の研修において原子力に偏った研修プログラムが策定された経緯
- 泉南アスベスト訴訟において国の責任を認める最高裁判決が出されたことを受け、現行の環境省所管の健康被害救済制度を見直す必要性についての環境大臣の見解
- 電力会社が再生可能エネルギーの新規受入れを中断していることに対する環境大臣の見解
- 放射性物質汚染対処特別措置法の施行前に除染により生じた学校等の汚染土壌も中間貯蔵施設への搬入を可能とする施策の必要性
- 小笠原諸島及び伊豆諸島周辺海域における中国漁船によるサンゴの密漁問題に対する環境大臣の見解
- 原子力分野を担う若者・技術者等の人材確保の取組に向けた環境大臣の決意
- 九州電力川内原子力発電所の再稼働に係る地域防災計画及び避難計画の策定に対する国の支援並びに同計画策定の現状

(4) 参考人

出頭日	職　　業	氏　　名	審査・調査案件
平成 26.10.28	京都大学環境科学センターセンター長・教授	酒井　伸一君	日本環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律案（内閣提出）
	福島県トラック政策推進協議会会長 公益社団法人福島県トラック協会会長	渡邉　泰夫君	
10.31	東京電力株式会社代表執行役社長	廣瀬　直己君	

(5) 視察

視察日	視察地名	視 察 目 的	視察委員
平成 26.11.10	愛知県	環境の基本施策に関する実情調査	６人

【第188回国会】

(1) 委員名簿（30人）

委員長	北川　知克君	自民	
理　事	石原　宏高君	自民	
理　事	平井　たくや君	自民	
理　事	盛山　正仁君	自民	
理　事	河野　正美君	維新	
	赤枝　恒雄君	自民	
	井野　俊郎君	自民	
	井林　辰憲君	自民	
	石川　昭政君	自民	
	小林　史明君	自民	
	福山　守君	自民	
	小山　展弘君	民主	
	平野　博文君	民主	
	太田　和美君	維新	
	浮島　智子君	公明	
	玉城　デニー君	生活	
理　事	助田　重義君	自民	
理　事	牧原　秀樹君	自民	
理　事	近藤　昭一君	民主	
理　事	斉藤　鉄夫君	公明	
	穴見　陽一君	自民	
	井上　貴博君	自民	
	伊藤　信太郎君	自民	
	小倉　將信君	自民	
	高橋　ひなこ君	自民	
	藤原　崇君	自民	
	伴野　豊君	民主	
	福田　昭夫君	民主	
	横山　博幸君	維新	
	島津　幸広君	共産	

(2) 議案審査

付託された議案はなかった。

12　安全保障委員会

【第186回国会】

(1) 委員名簿（30人）

委員長	江渡	聡徳君	自民				
理　事	今津	寛君	自民	理　事	左藤	章君	自民
理　事	薗浦	健太郎君	自民	理　事	中山	泰秀君	自民
理　事	武藤	容治君	自民	理　事	長島	昭久君	民主
理　事	中丸	啓君	維新	理　事	遠山	清彦君	公明
	岩屋	毅君	自民		大野	敬太郎君	自民
	勝沼	栄明君	自民		門山	宏哲君	自民
	木原	稔君	自民		笹川	博義君	自民
	東郷	哲也君	自民		中谷	真一君	自民
	野中	厚君	自民		浜田	靖一君	自民
	武藤	貴也君	自民		若宮	健嗣君	自民
	中川	正春君	民主		渡辺	周君	民主
	今村	洋史君	維新		宮沢	隆仁君	維新
	伊佐	進一君	公明		三谷	英弘君	みんな
	赤嶺	政賢君	共産		玉城	デニー君	生活
	照屋	寛徳君	社民				

(2) 議案審査

付託された議案は、内閣提出法律案１件で、審査の概況は、次のとおりである。

防衛省設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出第20号）

○　要旨

自衛隊の任務の円滑な遂行を図るため、自衛官定数等の変更、内部部局の職員に自衛官を加えるための規定の整備、防衛審議官の新設、航空自衛隊の航空総隊の改編、早期退職募集制度に対応するための若年定年退職者給付金の支給に係る規定の整備等を行うもの

○　主な質疑内容

・　内部部局における自衛官ポストの定員化により防衛戦略の企画立案機能の強化という目的を果たせるか否かに関する防衛省の見解

・　防衛審議官と事務次官の間で調整及び情報共有が必要となることから業務がかえって煩雑になるという懸念に対する防衛省の見解

・　自衛官ポストが定員化される具体的な内部部局の部署及び防衛政策局次長ポストへ自衛官を配置する予定の有無

○　審査結果

可決

《議案審査一覧》

閣　法

件　　名	提出日	衆　　議　　院					参　議　院		公布日 番　号
		趣　旨 説　明	委　　員　　会			本会議	委員会名 議決日 結　果	本会議	
			付託日 提　案 理　由	質　疑	議決日 結　果	議決日 結　果		議決日 結　果	
防衛省設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出第20号）	26. 2. 7		4. 2 4. 3	4. 8	4. 8 可決(多) (賛-自民・民主・維新・公明・生活) (反-みんな・共産・社民)	4.10 可決	外交防衛 6. 5 可決	6. 6 可決	6.13 法65号

(3) 国政調査

国政調査では、質疑及び委員派遣が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○　主な質疑内容

・　外務・防衛閣僚協議（「２＋２」）を開催している日露関係の現状に関する外務大臣の見解
・　我が国の「国家安全保障戦略」と米国の「４年毎の国防計画の見直し（ＱＤＲ）」の対応関係に関する防衛大臣の見解
・　防衛装備移転三原則の運用に当たってはこれまでの平和国家としての理念を引き続き堅持する必要性に関する防衛大臣の見解
・　防衛省が企業への防衛装備品の発注を当初の調達予定数から大幅に減らした場合の対応に関する防衛大臣の見解
・　サイバー防衛隊を新編した目的及びサイバー空間防衛の重要性に対する防衛大臣の認識
・　陸上自衛隊の水陸機動団の新編と米軍・自衛隊の役割分担の見直しとの関係に関する防衛大臣の認識
・　日米防衛協力のための指針（ガイドライン）の改定作業と同時期に我が国における集団的自衛権行使容認等の検討が行われていることから同指針で定める我が国の役割が拡大するのではないかという懸念に対する防衛大臣の認識
・　総理が集団的自衛権の限定容認論を採用したことに関する外務大臣の見解
・　昭和34年のいわゆる砂川事件最高裁大法廷判決を基に我が国の集団的自衛権の行使を容認することの是非に関する外務大臣の認識及びその根拠
・　日米地位協定に基づき提供された米軍施設・区域の運用を停止又は中止するためには日米間で合意する必要があるか否かに関する防衛大臣の見解

(4) 連合審査会

連合審査会	開会日	審査・調査案件
安全保障委員会 外務委員会連合審査会	平成26. 6. 2	国の安全保障に関する件

(5) 委員派遣・議員海外派遣

① 委員派遣

派遣日	派遣地名	派 遣 目 的	派遣委員
(閉会中)平成26. 6.24～6.25	沖縄県	国の安全保障における防衛等の実情調査	10人

② 議員海外派遣

派遣議員団	派遣期間	派遣国名	派 遣 目 的	派遣議員
衆議院東南アジア各国安全保障政策等調査議員団	(閉会中)平成26. 7. 6～7.15	ベトナム、フィリピン、インドネシア	東南アジア各国における安全保障政策等の実情調査	６人

【第187回国会】

(1) 委員名簿（30人）

委員長	北村	誠吾君	自民				
理　事	小野寺	五典君	自民	理　事	木原	誠二君	自民
理　事	新藤	義孝君	自民	理　事	武田	良太君	自民
理　事	谷川	弥一君	自民	理　事	津村	啓介君	民主
理　事	足立	康史君	維新	理　事	佐藤	茂樹君	公明
	今津	寛君	自民		岩屋	毅君	自民
	大野	敬太郎君	自民		勝沼	栄明君	自民
	門山	宏哲君	自民		笹川	博義君	自民
	東郷	哲也君	自民		中谷	真一君	自民
	野中	厚君	自民		浜田	靖一君	自民
	原田	憲治君	自民		武藤	貴也君	自民
	大串	博志君	民主		大西	健介君	民主
	三木	圭恵君	維新		伊佐	進一君	公明
	中丸	啓君	次世代		三谷	英弘君	みんな
	赤嶺	政賢君	共産		村上	史好君	生活
	照屋	寛徳君	社民				

(2) 議案審査

付託された議案は、内閣提出法律案１件で、審査の概況は、次のとおりである。

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第13号）

○　要旨

一般職の国家公務員の例に準じて防衛省職員の俸給月額等を改定する等所要の措置を講ずるもの

○　主な質疑内容

- 自衛官の勤務等の特殊性を踏まえた給与体系の在り方を検討する必要性
- 自衛官宿舎の宿舎費の引上げが自衛隊の即応態勢に与える影響
- 自衛官の災害派遣等手当の日額を引き上げる必要性
- 防衛出動及びそれに伴い戦闘に従事した場合の手当の額を早急に決定する必要性

○　審査結果

可決

《議案審査一覧》

閣　法

件　　名	提出日	衆　　議　　院					参　議　院		公布日 番　号
		趣　旨 説　明	委　　員　　会			本会議	委員会名 議決日 結　果	本会議	
			付託日 提　案 理　由	質　疑	議決日 結　果	議決日 結　果		議決日 結　果	
防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第13号）	26.10. 7		10.30 11. 6	11. 7	11. 7 可決（多） （賛-自民・民主・公明・次世代・生活・社民） （反-維新・みんな・共産）	11.11 可決	外交防衛 11.20 可決	11.21 可決	11.28 法135号

(3) 国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○　主な質疑内容

・　日米防衛協力のための指針（ガイドライン）の見直しについて武力行使新３要件を踏まえた内容にする必要性
・　安全保障法制の整備とガイドライン見直しの最終合意を同時期に行う必要性
・　ガイドラインの見直し作業に内閣法制局が関与する必要性
・　ホルムズ海峡での機雷除去活動に対する武力行使新３要件の適合性
・　中国に対して同国漁船による小笠原周辺海域におけるアカサンゴ密漁の防止を促すための外交的対処の在り方
・　いわゆる領域警備法を整備する必要性
・　米軍普天間飛行場の５年以内の運用停止に向けた政府の取組
・　防衛大臣が当委員会における挨拶の中で言及した「目に見える沖縄の負担軽減」の具体的内容
・　米軍の運用により岩国飛行場から普天間飛行場代替施設へ戦闘機が飛来する可能性に関する防衛大臣の認識
・　防衛大臣が自身の資金管理団体の政治資金収支報告書を訂正した経緯

【第188回国会】

(1) 委員名簿（30人）

委員長	北村　誠吾君	自民	
理　事	小野寺　五典君	自民	
理　事	新藤　義孝君	自民	
理　事	谷川　弥一君	自民	
理　事	足立　康史君	維新	
	今津　寛君	自民	
	大野　敬太郎君	自民	
	門山　宏哲君	自民	
	鈴木　隼人君	自民	
	野中　厚君	自民	
	原田　憲治君	自民	
	武藤　貴也君	自民	
	大西　健介君	民主	
	木内　孝胤君	維新	
	伊佐　進一君	公明	
	照屋　寛徳君	社民	
理　事	木原　誠二君	自民	
理　事	武田　良太君	自民	
理　事	津村　啓介君	民主	
理　事	佐藤　茂樹君	公明	
	岩屋　毅君	自民	
	勝沼　栄明君	自民	
	笹川　博義君	自民	
	中谷　真一君	自民	
	浜田　靖一君	自民	
	前川　恵君	自民	
	大串　博志君	民主	
	神山　洋介君	民主	
	下地　幹郎君	維新	
	赤嶺　政賢君	共産	

(2) 議案審査

付託された議案はなかった。

13　国家基本政策委員会

【第186回国会】

(1) 委員名簿（30人）

委員長	山本	公一君	自民			
理　事	あかま	二郎君	自民	理　事	石田	真敏君　自民
理　事	小此木	八郎君	自民	理　事	北村	茂男君　自民
理　事	三原	朝彦君	自民	理　事	後藤	斎君　民主
理　事	松野	頼久君	維新	理　事	井上	義久君　公明
	石破	茂君	自民		鴨下	一郎君　自民
	河村	建夫君	自民		高村	正彦君　自民
	佐藤	勉君	自民		塩崎	恭久君　自民
	高市	早苗君	自民		棚橋	泰文君　自民
	野田	聖子君	自民		浜田	靖一君　自民
	平沢	勝栄君	自民		細田	博之君　自民
	松本	純君	自民		大畠	章宏君　民主
	海江田	万里君	民主		石原	慎太郎君　維新
	藤井	孝男君	維新		浅尾	慶一郎君　みんな
	小沢	一郎君	生活		阿部	寿一君　無
	中村	喜四郎君	無			

(2) 議案審査

付託された議案はなかった。

(3) 合同審査会

参議院国家基本政策委員会との合同審査会において内閣総理大臣と野党党首との討議が行われた。主な討議内容は、次のとおりである。

討　議　内　容	開会日	討　議　者
1　外交・安保関係		
⑴　集団的自衛権の行使		
①　集団的自衛権の行使に向けて、憲法の改正ではなく解釈の変更で対応しようとする理由	平成 26. 6.11	海江田万里君（民主） 安倍晋三内閣総理大臣
②　集団的自衛権の行使として自衛隊に犠牲を伴う可能性のある任務を課すことの是非		
③　集団的自衛権を行使し米国と対等なパートナーシップを実現することで、総理が米国に主張したい内容		

討　　議　　内　　容	開会日	討　議　者
⑵　日米関係全般		
日本が米国との関係を重視しつつも国としての自主性を保っていくことの必要性	6.11	石原慎太郎君（維新） 安倍晋三内閣総理大臣
2　財政金融関係		
みんなの党の経済、改革政策		
①　みんなの党が提案する経済、改革政策の政府における採用可否についての見解	6.11	浅尾慶一郎君（みんな） 安倍晋三内閣総理大臣
②　これらの政策の採用の可否を決める政府側の交渉担当者を決定する必要性		
3　その他		
憲法は自主的に制定、改正されるものであることが世界の常識であるとの考えについての見解	6.11	石原慎太郎君（維新） 安倍晋三内閣総理大臣

党首討論（第186回国会）

【第187回国会】

(1) 委員名簿（30人）

委員長	宮路　和明君	自民	
理　事	小此木　八郎君	自民	
理　事	野田　聖子君	自民	
理　事	浜田　靖一君	自民	
理　事	江田　憲司君	維新	
	稲田　朋美君	自民	
	高村　正彦君	自民	
	塩谷　立君	自民	
	棚橋　泰文君	自民	
	寺田　稔君	自民	
	林　幹雄君	自民	
	茂木　敏充君	自民	
	海江田　万里君	民主	
	藤井　孝男君	次世代	
	小沢　一郎君	生活	
	中村　喜四郎君	無	
理　事	田中　和徳君	自民	
理　事	馳　浩君	自民	
理　事	安住　淳君	民主	
理　事	井上　義久君	公明	
	岸　信夫君	自民	
	佐藤　勉君	自民	
	髙木　毅君	自民	
	谷垣　禎一君	自民	
	二階　俊博君	自民	
	細田　博之君	自民	
	枝野　幸男君	民主	
	平沼　赳夫君	次世代	
	浅尾　慶一郎君	みんな	
	阿部　寿一君	無	

(2) 議案審査

付託された議案はなかった。

【第188回国会】

(1) 委員名簿（30人）

委員長	逢沢　一郎君	自民	
理　事	小此木　八郎君	自民	
理　事	野田　聖子君	自民	
理　事	浜田　靖一君	自民	
理　事	松野　頼久君	維新	
	稲田　朋美君	自民	
	高村　正彦君	自民	
	塩谷　立君	自民	
	棚橋　泰文君	自民	
	寺田　稔君	自民	
	細田　博之君	自民	
	茂木　敏充君	自民	
	緒方　林太郎君	民主	
	江田　憲司君	維新	
	志位　和夫君	共産	
	小沢　一郎君	生活	
理　事	田中　和徳君	自民	
理　事	馳　浩君	自民	
理　事	安住　淳君	民主	
理　事	井上　義久君	公明	
	岸　信夫君	自民	
	佐藤　勉君	自民	
	髙木　毅君	自民	
	谷垣　禎一君	自民	
	二階　俊博君	自民	
	松本　文明君	自民	
	枝野　幸男君	民主	
	福島　伸享君	民主	
	漆原　良夫君	公明	
	園田　博之君	次世代	

(2) 議案審査

付託された議案はなかった。

14　予算委員会

【第186回国会】

(1) 委員名簿（50人）

委員長	二階　俊博君	自民	
理　事	上杉　光弘君	自民	
理　事	塩崎　恭久君	自民	
理　事	林　幹雄君	自民	
理　事	長妻　昭君	民主	
理　事	石田　祝稔君	公明	
	秋元　司君	自民	
	今村　雅弘君	自民	
	うえの賢一郎君	自民	
	越智　隆雄君	自民	
	金子　一義君	自民	
	佐田　玄一郎君	自民	
	関　芳弘君	自民	
	中山　泰秀君	自民	
	野田　毅君	自民	
	船田　元君	自民	
	保岡　興治君	自民	
	山本　有二君	自民	
	岡田　克也君	民主	
	玉木　雄一郎君	民主	
	坂本　祐之輔君	維新	
	杉田　水脈君	維新	
	西野　弘一君	維新	
	濵地　雅一君	公明	
	柿沢　未途君	結い	
	畑　浩治君	生活	
理　事	金田　勝年君	自民	
理　事	萩生田　光一君	自民	
理　事	森山　裕君	自民	
理　事	山田　宏君	維新	
	あかま　二郎君	自民	
	伊藤　達也君	自民	
	岩屋　毅君	自民	
	衛藤　征士郎君	自民	
	大島　理森君	自民	
	小池　百合子君	自民	
	菅原　一秀君	自民	
	薗浦　健太郎君	自民	
	西川　公也君	自民	
	原田　義昭君	自民	
	宮路　和明君	自民	
	山本　幸三君	自民	
	大串　博志君	民主	
	篠原　孝君	民主	
	古川　元久君	民主	
	重徳　和彦君	維新	
	中山　成彬君	維新	
	伊佐　進一君	公明	
	佐藤　正夫君	みんな	
	志位　和夫君	共産	

(2) 予算審議の概況

① **平成25年度一般会計補正予算**（第１号）
平成25年度特別会計補正予算（特第１号）
平成25年度政府関係機関補正予算（機第１号）

○　補正予算の概要

本補正予算は、歳出面において、平成25年12月５日に閣議決定された「好循環実現のための経済対策」を実施するために必要な経費の追加等を行うため、一般会計の歳出については合計６兆9,988億円を計上するとともに、既定経費の減額として合計１兆5,334億円の修正減少を行う一方、歳入については、租税及印紙収入の増収等を見込むとともに、前年度剰余金の受入れを計上すること等により、

合計６兆8,174億円を計上すること等を内容とするもので、平成26年１月24日、国会に提出され、同日、予算委員会に付託された。

本補正後の平成25年度一般会計予算の総額は、成立予算に対し、歳入歳出とも、５兆4,654億円増加して、98兆770億円となっている。

特別会計予算においては、東日本大震災復興特別会計など13特別会計について、所要の補正を行っている。

政府関係機関予算においては、株式会社日本政策金融公庫について、所要の補正を行っている。

○　審議経過

衆議院予算委員会においては、１月30日、麻生財務大臣から提案理由の説明を聴取した。

１月31日及び２月３日には、基本的質疑が行われた。

１月31日には、成長戦略における女性の力の活用、国家戦略特区、特定秘密保護法、消費税率引上げ、原子力政策、好循環実現への道筋、環太平洋パートナーシップ（ＴＰＰ）協定交渉、日本放送協会等について質疑が行われた。

２月３日には、基金事業、農業政策、特定秘密保護法、従軍慰安婦問題、原子力政策、教育委員会制度改革、公務員制度改革、日本放送協会、復興特別法人税等について質疑が行われた。

２月４日には、締めくくり質疑が行われ、消費税率引上げ、臨時福祉給付金、子ども・子育て支援、基金事業、財政健全化、米軍普天間飛行場移設問題、公共事業費等について質疑を行い、質疑は終局した。

質疑終局後、みんなから提出された「平成25年度一般会計補正予算、平成25年度特別会計補正予算及び平成25年度政府関係機関補正予算につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議」について趣旨弁明を聴取し、討論、採決の結果、動議は否決され、本補正予算は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと議決された。

同日に開かれた本会議においても、討論、採決の結果、本補正予算は賛成多数で可決され参議院に送付された。

参議院予算委員会においては、１月30日、麻生財務大臣から趣旨説明を聴取し、２月５日及び６日に質疑を行い、６日に質疑を終局した後、討論、採決の結果、賛成多数で可決すべきものと議決された。同日に開かれた本会議においても、討論、採決の結果、賛成129、反対102で可決され、本補正予算は成立した。

②　平成26年度一般会計予算
平成26年度特別会計予算
平成26年度政府関係機関予算

○　予算の概要

我が国経済は、家計や企業のマインドが改善し、消費等の内需を中心として景気回復の動きが広がっている。

このような中で、平成26年度予算は、デフレ不況からの脱却、経済再生と財政健全化をあわせて目指す予算であり、平成25年度補正予算と一体として、日本の競争力の強化につながる未来への投資や、生活の基盤を守る暮らしの安全、安心といった事項に予算を重点化するとともに、社会保障・税一体改革を実現する最初の予算であり、消費税増収分を活用し、社会保障の充実と安定化を図るものとして編成され、平成26年１月24日、国会に提出され、同日、予算委員会に付託された。

一般会計予算の規模は、95兆8,823億円で、平成25年度当初予算額に対して３兆2,708億円（3.5％）の増加となっている。

歳出については、国債費を除いた、基礎的財政収支対象経費の規模は72兆6,121億円であり、平成25年度当初予算額に対して２兆2,421億円（3.2％）の増加となっている。

ア　社会保障関係費については、高齢化等に伴って必要となる年金・医療等の経費につ

いて、重点化を図りつつ所要額を確保する。その際、消費税増収分を活用した社会保障の充実・安定化を図ることとしている。具体的には、国分の消費税収の使途が高齢者３経費（基礎年金、老人医療、介護）から社会保障４経費（年金、医療、介護、少子化対策）に拡大されることにあわせ、「待機児童解消加速化プラン」による保育の受け皿の拡大や病床機能の分化・連携等のための新たな財政支援制度の創設、難病の対象疾患の拡充などを実施することとしている。あわせて、基礎年金国庫負担割合の２分の１への引上げを恒久化するとともに、消費税率引上げに伴って生じる社会保障４経費の増加について、医療機関、介護事業者等への課税仕入れにかかるコスト増への対応を適切に行うこととしている。これらの結果、平成25年度当初予算額に対して4.8％増の30兆5,175億円を計上している。

イ　文教及び科学振興費については、将来を担う人材を養成するためのグローバル人材育成や大学改革等を推進するとともに、奨学金等の就学支援、いじめ問題対策等の施策を充実することとし、また、科学技術関係予算については、総合科学技術会議が、司令塔機能強化のため、みずから予算の重点配分を行う仕組みを創設するとともに、日本版ＮＩＨの創設に向けて医療分野の研究開発関連予算を充実することとし、平成25年度当初予算額に対して1.4％増の５兆4,421億円を計上している。

ウ　防衛関係費については、新たに策定された防衛大綱及び中期防衛力整備計画に沿って、周辺海空域における警戒監視能力の強化、島嶼部に対する危機対応能力の強化等を図る観点から、平成25年度に引き続き充実を図ることとし、同年度当初予算額に対して2.8％増の４兆8,848億円を計上している。

エ　公共事業関係費については、引き続き投資の重点化、効率化を図りつつ、国民の命と暮らしを守るインフラ老朽化対策や、南海トラフ地震等に備えた防災・減災対策等の課題に対応するため、真に必要な社会資本整備等に取り組むこととし、平成25年度当初予算額に対して12.9％増の５兆9,685億円を計上している。

オ　経済協力費については、日本企業等の海外展開支援を始め、日本の持続的な成長にもつながる分野等への重点化を進めつつ、ＯＤＡ全体の事業量の確保を図ることとし、平成25年度当初予算額に対して1.0％減の5,098億円を計上している。

カ　中小企業対策費については、ものづくり技術の研究開発等への支援を充実させるほか、中小企業の資金繰り対策や消費税転嫁対策等にも万全を期すこととし、平成25年度当初予算額に対して2.3％増の1,853億円を計上している。

キ　エネルギー対策費については、国内資源の開発及び海外資源の権益確保、省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの導入拡大に向けた支援に重点化しているほか、原子力規制・防災対策を推進し、原子力損害賠償支援機構へ資金交付等を行うこととし、平成25年度当初予算額に対して13.5％増の9,642億円を計上している。

ク　国債費については、一般会計の負担に属する公債等及び借入金の償還並びに公債及び借入金の利子等の支払に必要な経費と、これらの償還及び発行に必要な手数料等の経費を国債整理基金特別会計へ繰り入れるものとして、平成25年度当初予算額に対して4.6％増の23兆2,702億円を計上している。

ケ　地方財政については、地方の税収増を反映して地方交付税交付金等を縮減しつつ、地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の地方の一般財源の総額については、社会保障の充実分等を増額し、地方に最大限配慮することとし、地方交付税交付金等として、平成25年度当初予算額に対して1.5％減の16兆1,424億円を計上している。

歳入については、租税及印紙収入は、「消費税率及び地方消費税率の引上げとそれに伴う対応について」（平成25年10月１日閣議決定）での決定事項及びこれに追加して決定する事項等の税制改正を行うこととしている結

果、平成25年度当初予算額に対して16.0％増の50兆10億円になると見込まれている。その他収入については、平成25年度当初予算額に対して14.3％増の４兆6,313億円になると見込まれている。

公債発行額については、平成25年度当初予算額に対して3.7％減の41兆2,500億円を予定しており、公債依存度は43.0％となる。

特別会計及び政府関係機関予算については、特別会計の歳出総額は411兆4,258億円であり、このうち、会計間取引額などの重複額等を控除した歳出純計額は195兆2,049億円となっている。特別会計の数は15であり、政府関係機関の数は４である。

財政投融資計画については、デフレ脱却・経済再生に向けて、長期リスクマネー等を呼び水として供給し、民間投資の活性化、経営改善に取り組む中小企業等の支援、日本企業の海外展開支援、インフラ輸出・資源確保等に的確に対応することとしている。その規模は、平成25年度計画に対して12.0％減の16兆1,800億円となっている。

○　審議経過

平成26年１月24日、衆・参両院の本会議において安倍内閣総理大臣の施政方針演説、麻生財務大臣の財政演説等政府４演説が行われ、これらに対する各党の代表質問は、１月28日、29日及び30日の３日間、衆・参両院の本会議で行われた。

衆議院予算委員会においては、１月30日、麻生財務大臣から提案理由の説明を聴取した。

２月10日、12日及び13日の３日間、基本的質疑が行われた。

同月10日には、社会保障制度改革、農政改革、労働者不足問題、女性の活躍推進、予算編成の在り方、エネルギー政策、集団的自衛権、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催、靖国神社参拝等について質疑が行われた。

同月12日には、集団的自衛権、靖国神社参拝、中国による防空識別圏設定、特定秘密保護法の運用における第三者機関、基金事業、従軍慰安婦問題、ＴＰＰ協定交渉、歳入庁の創設、安倍内閣の経済財政運営、再生医療と成長戦略等について質疑が行われた。

同月13日には、対ロシア関係、東京オリンピック・パラリンピック、外国人労働者の受入れ、地域主権改革、特定秘密保護法に基づく適性評価、基礎的財政収支、財政運営及び金融政策、大阪都構想、本予算と補正予算の関係、官庁における内部告発者保護の在り方、日本放送協会、日・インド原子力協定、日本の伝統・文化等について質疑が行われた。

２月14日には、一般的質疑が行われ、東京オリンピック・パラリンピック、若者の就労支援、国有財産の売却、喫煙とたばこ税の在り方、日本放送協会、教育の情報化、東京電力福島第一原子力発電所事故由来の放射性廃棄物処分、労働者派遣法改正案等について質疑が行われた。

２月17日には、安倍内閣総理大臣も出席して社会保障と税・教育等について集中審議が行われ、豪雪被害対策、社会保障・税の一体改革、地域包括ケアシステムの推進、教育委員会制度改革、介護保険制度改革、労働者派遣法改正案、財政再建、成長戦略、再生医療、安倍内閣の経済財政運営、年金問題、大学教育における経済的負担の軽減等について質疑が行われた。

２月18日及び19日には、一般的質疑が行われた。

同月18日には、非正規の国家公務員、震災復興、災害対策、英語教育改革、豪雪被害、消費税率引上げ、ＴＰＰ協定交渉、米軍機による騒音被害、平成26年度の政府経済見通し等について質疑が行われた。

同月19日には、国家戦略特区、外国人留学生の受入れ、国家公務員の定員合理化、労働者派遣法改正案、金融政策、子育て支援、学校教育行政、いじめ対策、豪雪被害、教育委員会制度改革、重要インフラの安全性確保、官民ファンド、社会資本の老朽化対策、米軍の演習等に関する安全管理等について質疑が行われた。

２月20日には、安倍内閣総理大臣も出席して外交安保・歴史認識・公共放送等について集中審議が行われ、安倍内閣の安全保障政策、

集団的自衛権、日本放送協会、靖国神社参拝、従軍慰安婦問題、自衛隊の国際平和協力活動（ＰＫＯ）、米軍普天間飛行場移設問題等について質疑が行われた。

２月21日には、国民各層から意見を聴取するため、山梨県及び鹿児島県においていわゆる地方公聴会（委員派遣）が開会された。

２月24日には、安倍内閣総理大臣も出席して復興・災害・行革等について集中審議が行われ、国土強靱化、豪雪被害、東日本大震災復興事業、行政事業レビュー、年金問題、経済成長、公務員制度改革、危機管理庁の創設、東京電力福島第一原子力発電所事故対策等について質疑が行われた。

２月25日には、公聴会が開会された。

２月26日には、分科会が開会された。

２月27日には、安倍内閣総理大臣も出席してＴＰＰ・エネルギー等について集中審議が行われ、ＴＰＰ協定交渉、エネルギー基本計画、日本放送協会、トルコとの原子力協定、原子力損害賠償制度、エネルギー政策等について質疑が行われた。

２月28日には、維新及び結いから共同提出された「平成26年度一般会計予算に対する修正案」、「平成26年度特別会計予算に対する修正案」及び「平成26年度政府関係機関予算に対する修正案」について趣旨説明を聴取し、平成26年度予算３案及び平成26年度予算３案に対する各修正案を一括して締めくくり質疑が行われ、集団的自衛権、年金問題、選挙制度改革、平成26年度総予算、修正案で法人税減税を入れた理由、河野談話、原発の在り方、政党交付金、ＴＰＰ協定交渉等について質疑が行われ、平成26年度予算３案及び平成26年度予算３案に対する各修正案の質疑は終局した。

平成26年度予算審査における質疑・答弁の主なものは次のとおりである。

第１に、**財政再建**について、プライマリーバランス黒字化についての質疑に対し、甘利経済再生担当大臣から「財政構造を改善していくことが重要である。2015年までにプライマリーバランスの赤字を半分にする、これは厳しい目標であるが、比較的順調な歩みを来年度に向けて進めることができた。2015年度以降2020年まで厳しいのが正直なところである。中期財政計画では、2015年から先は自然体で構えており、そこでまだ達成できないということになっている。2015年までの改善を見据え、一層の歳出歳入の努力が必要だということを明記している」旨の答弁があった。

第２に、**経済財政政策**について、経済成長と財政再建との関係についての質疑に対し、安倍内閣総理大臣から「名目成長を大きくする努力が極めて大切である。名目成長を伸ばしていくためにも、デフレから脱却をしなければならない。デフレから脱却して、成長戦略を進めていく中において、名目成長を確保していきながら税収を確保し、そして、もちろん無駄遣いもなくしていく中において、財政の健全化も目指していきたい」旨の答弁があった。

第３に、**ＴＰＰ協定交渉**について、現在の日米交渉についての質疑に対し、安倍内閣総理大臣から「基本的には、国益を最大限確保するために全力を尽くして交渉に当たっているところであり、甘利大臣が様々な機会に発言をしているが、こうした発言は、米国との間においては米国に向けて発せられるメッセージでもあると同時に、他の国々も参加をしているので、そうした国々に対してのメッセージでもある。いずれにせよ、今現在、国益をかけてぎりぎりの交渉をしている最中であるが、全力を尽くして私たちの守るべきものを守っていきたい、同時に、攻めるべきものはしっかりと攻めていきたいと考えている」旨の答弁があった。

第４に、**東日本大震災**について、被災地での復興事業についての質疑に対し、安倍内閣総理大臣から「地震、津波被害からの復興については、被災者の方々に住まいの見通しを持っていただくために、住まいの復興工程表を発表した。現在、高台移転や災害公営住宅の建設は、計画の約７割以上で事業が始まっており、計画策定の段階から工事の段階に移っている。産業そしてなりわいの再生については、中小企業グループ補助金による施設の

復旧や、仮設店舗、工場の整備を支援することなどによって、鉱工業生産は震災前の水準に戻ってきている。原発事故災害からの福島の再生に当たっては、住民の早期帰還に必要な環境整備のため、復興再生事業の工程表の策定や、長期避難者のコミュニティー確保に向けて復興公営住宅の整備、そして、中通りなどの定住対策として子供の運動機会確保のための施設の設置などを行っている。これまでの３年間で一定の成果は出ているが、なお27万人の方々が避難生活を強いられている。被災地の復興なくして日本の再生はなし、この基本的な考え方のもと、復興の加速化に向けて全力を尽くしていく」旨の答弁があった。

第５に、**教育**について、教育委員会制度の見直しについての質疑に対し、安倍内閣総理大臣から「現在の教育行政は、様々な課題、問題が現場において発生する。こうした対応について、誰が最終的に責任を持っていくかという大きな課題がある。今は、教育委員会、教育長、首長が、それぞれが責任を持っている。そういう中において、スムーズに対応できるようにしていくために、体制をもう一度見直ししていく必要があるという観点から、先般、中教審において、改革案をまとめてもらい、現在、与党において協議を進めている」旨の答弁があった。

第６に、**集団的自衛権**について、集団的自衛権の行使容認についての質疑に対し、安倍内閣総理大臣から「まず時代認識、現状認識として、我が国を取り巻く安全保障環境は厳しさを増しており、脅威は容易に国境を越えてくるため、もはやどの国も一国のみでは自国の平和と安全を守ることはできないと思う。だからこそ、国際社会と協力して、地域や世界の平和を確保していくことが不可欠である。このような観点に立って安全保障の法的基盤を再構築する必要があると考えている。この認識のもとに、現在、安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会において、集団的自衛権と憲法との関係について検討が行われており、例えば集団的自衛権の行使等々についても、今の憲法のままで解釈の変更があり得るのかということについて、この懇談会において議論を今深めているところである。この議論の行く末、結論を待ちたいと思っている」旨の答弁があった。

２月28日の質疑終局後、みんな、共産、生活からそれぞれ提出された「平成26年度一般会計予算、平成26年度特別会計予算及び平成26年度政府関係機関予算につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議」について趣旨弁明を聴取し、討論、採決の結果、各動議及び各修正案はいずれも否決され、平成26年度予算３案は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと議決された。

同日に開かれた本会議において、民主から提出された「平成26年度一般会計予算、平成26年度特別会計予算及び平成26年度政府関係機関予算につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議」並びに維新及び結いから共同提出された「平成26年度一般会計予算、平成26年度特別会計予算及び平成26年度政府関係機関予算に対する修正案」の趣旨弁明を行い、討論、採決の結果、動議及び修正案はいずれも否決され、平成26年度予算３案は記名投票による採決の結果、賛成325、反対140で可決され、参議院に送付された。

参議院の予算委員会は、１月30日に麻生財務大臣から平成26年度予算３案の趣旨説明を聴取し、３月３日から質疑に入り、基本的質疑、一般質疑、集中審議、委員派遣、公聴会、委嘱審査、締めくくり質疑を行い、３月20日に質疑を終局した。その後、討論、採決の結果、平成26年度予算３案は、賛成多数で可決すべきものと議決された。同日に開かれた本会議においても、討論、採決の結果、賛成136、反対102で可決され、本予算は成立した。

（予算通過後の主な動き）

５月28日、安倍内閣総理大臣も出席して集団的自衛権等について集中審議が行われ、集団的自衛権、ＴＰＰ協定交渉、年金問題、河野談話、農業改革、安倍内閣の政治姿勢等について質疑が行われた。

（閉会中審査）

７月14日、安倍内閣総理大臣も出席して外交・安全保障政策について集中審議が行われ、安保法制整備に係る閣議決定、集団的自衛権、国連の集団安全保障措置、従軍慰安婦問題等について質疑が行われた。なお、本集中審議は、７月１日「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」の閣議決定がなされたことを受けて行われたものである。

《議案審査一覧》

予　算

件名	提出日	衆議院					参議院		備考
		大臣発言	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
平成25年度一般会計補正予算（第１号） 平成25年度特別会計補正予算（特第１号） 平成25年度政府関係機関補正予算（機第１号）	26. 1.24		1.24 1.30	1.31 2. 3 2. 4	2. 4 可決(多) (賛-自民・公明) (反-民主・維新・みんな・結い・共産・生活)	2. 4 可決	予算 2. 6 可決	2. 6 可決	
平成26年度一般会計予算 平成26年度特別会計予算 平成26年度政府関係機関予算	1.24		1.24 1.30	2.10 2.12 2.13 2.14 2.17 〃 2.20 2.21(地公) 2.24 2.25(公職) 2.26(消) 2.27 2.28	2.28 可決(多) (賛-自民・公明) (反-維新・みんな・結い・共産・生活)	2.28 可決	予算 3.20 可決	3.20 可決	

（3）国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○　主な質疑内容

- 「女性が輝く社会」を実現するための具体像
- 平成25年度補正予算総額の根拠
- 減反政策見直しの具体像を示す必要性
- 2020年東京オリンピック・パラリンピック大会の目指す開催像
- 憲法改正の必要性
- 社会保障制度における不公平を是正する必要性
- 今後のエネルギー政策に対する政府の取組
- 米軍普天間飛行場移設問題に関する政府の方針
- 集団的自衛権に係る憲法解釈を変更する可能性
- ＴＰＰ協定交渉に関する情報開示の必要性

・　未解明年金記録に対する政府の能動的対応の必要性
・　従軍慰安婦問題に関する河野官房長官談話の検証作業の進捗状況

（閉会中審査）

・　安保法制整備に係る閣議決定時期の妥当性
・　「自衛の措置としての武力の行使の新三要件」と従来の政府見解との整合性
・　国連の集団安全保障措置への参加が現行憲法下で認められる可能性
・　従軍慰安婦問題の解決に向けた取組

（4）分科会・公聴会

①　分科会

分科会	所　　管	設置日	構　成	開会日
第１分科会	皇室費、国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、復興庁及び防衛省所管並びに他の分科会の所管以外の事項	平成 26. 2.24	分科員６人	2.26
第２分科会	総務省所管	2.24	分科員６人	2.26
第３分科会	法務省、外務省及び財務省所管	2.24	分科員６人	2.26
第４分科会	文部科学省所管	2.24	分科員７人	2.26
第５分科会	厚生労働省所管	2.24	分科員７人	2.26
第６分科会	農林水産省及び環境省所管	2.24	分科員６人	2.26
第７分科会	経済産業省所管	2.24	分科員６人	2.26
第８分科会	国土交通省所管	2.24	分科員６人	2.26

②　公聴会

開会承認要求日	承認日	公聴会を開いた議案	意見を聞いた問題	開会日
平成 26. 2.18	2.18	平成26年度一般会計予算 平成26年度特別会計予算 平成26年度政府関係機関予算	平成26年度総予算について	2.25

(5) 公述人・参考人・意見陳述者

① 公述人

出頭日	職　　業	氏　　名	意見を聞いた問題
平成26. 2.25	株式会社野村総合研究所顧問 東京大学公共政策大学院客員教授	増田　寛也君	平成26年度総予算について
	日本労働組合総連合会事務局長	神津里季生君	
	桜美林大学リベラルアーツ学群教授	藤田　　実君	
	一般財団法人キヤノングローバル戦略研究所研究主幹	山下　一仁君	
	ＳＭＢＣ日興証券金融経済調査部部長 金融財政アナリスト	末澤　豪謙君	
	ソシエテジェネラル証券会社東京支店東京支店長	島本　幸治君	
	パーソナルケア株式会社代表取締役	木村惠津子君	
	日本金融財政研究所所長	菊池　英博君	

② 参考人

出頭日	職　　業	氏　　名	審査・調査案件
平成26. 1.31	日本銀行総裁	黒田　東彦君	平成25年度一般会計補正予算（第１号） 平成25年度特別会計補正予算（特第１号） 平成25年度政府関係機関補正予算（機第１号）
	日本放送協会会長	籾井　勝人君	
	日本放送協会経営委員会委員長	浜田健一郎君	
2. 3	日本放送協会会長	籾井　勝人君	
	日本放送協会経営委員会委員長	浜田健一郎君	
	日本銀行理事	木下　信行君	
2. 4	日本銀行総裁	黒田　東彦君	予算の実施状況に関する件（安倍内閣の基本姿勢）
2.12	日本銀行総裁	黒田　東彦君	平成26年度一般会計予算 平成26年度特別会計予算 平成26年度政府関係機関予算
	日本放送協会経営委員会委員長	浜田健一郎君	
	日本放送協会会長	籾井　勝人君	

出頭日	職　　業	氏　　名	審査・調査案件
2.13	日本銀行総裁	黒田　東彦君	平成26年度一般会計予算 平成26年度特別会計予算 平成26年度政府関係機関予算
	日本放送協会会長	籾井　勝人君	
	日本放送協会経営委員会委員長	浜田健一郎君	
	原子力委員会委員長	近藤　駿介君	
2.14	日本放送協会会長	籾井　勝人君	
2.18	日本放送協会会長	籾井　勝人君	
2.19	日本銀行総裁	黒田　東彦君	
2.20	日本放送協会会長	籾井　勝人君	
	日本放送協会経営委員会委員長	浜田健一郎君	
	元内閣官房副長官	石原　信雄君	
2.24	年金積立金管理運用独立行政法人理事長	三谷　隆博君	
2.27	日本放送協会経営委員会委員長	浜田健一郎君	
	東京電力株式会社代表執行役社長	廣瀬　直己君	
	日本放送協会会長	籾井　勝人君	
	日本銀行総裁	黒田　東彦君	
2.28	日本銀行副総裁	岩田規久男君	
5.28	大阪大学大学院法学研究科教授	坂元　一哉君	予算の実施状況に関する件（集団的自衛権等）

（第２分科会）

出頭日	職　　業	氏　　名	審査・調査案件
平成 26. 2.26	日本放送協会経営委員会委員長	浜田健一郎君	平成26年度一般会計予算 平成26年度特別会計予算 平成26年度政府関係機関予算 （総務省所管）
	日本放送協会会長	籾井　勝人君	

（第３分科会）

出頭日	職　　業	氏　　名	審査・調査案件
平成 26. 2.26	日本銀行総裁	黒田　東彦君	平成26年度一般会計予算 平成26年度特別会計予算 平成26年度政府関係機関予算 （法務省、外務省及び財務省所管）

（第４分科会）

出頭日	職　　業	氏　　名	審査・調査案件
平成 26. 2.26	東京電力株式会社常務執行役	増田　祐治君	平成26年度一般会計予算 平成26年度特別会計予算 平成26年度政府関係機関予算 （文部科学省所管）

（第８分科会）

出頭日	職　　業	氏　　名	審査・調査案件
平成 26. 2.26	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構理事長	石川　裕己君	平成26年度一般会計予算 平成26年度特別会計予算 平成26年度政府関係機関予算 （国土交通省所管）

③　意見陳述者

期日	場所	職　　業	氏　　名	意見を聴取した問題
平成 26. 2.21	山梨県	山梨県知事	横内　正明君	平成26年度一般会計予算、平成26年度特別会計予算及び平成26年度政府関係機関予算について
		公立大学法人山梨県立大学理事	波木井　昇君	
		山梨学院大学法学部教授	中井　道夫君	
		萌木の村株式会社代表取締役社長	舩木　上次君	
	鹿児島県	鹿児島県知事	伊藤祐一郎君	
		株式会社カクイックスウィング顧問	西園　靖彦君	
		一般社団法人鹿児島県建設業協会会長	川畑　俊彦君	
		鹿児島国際大学短期大学部准教授	八木　　正君	

（6）委員派遣・議員海外派遣

①　委員派遣

派遣日	派遣地名	派 遣 目 的	派遣委員
平成 26. 2.21	第１班　山梨県 第２班　鹿児島県	平成26年度一般会計予算、平成26年度特別会計予算及び平成26年度政府関係機関予算の審査	第１班 15人 第２班 15人

② 議員海外派遣

派遣議員団	派遣期間	派遣国名	派 遣 目 的	派遣議員
衆議院アジアの政経事情等調査議員団	（閉会中） 平成26. 7.22 ～ 7.30	中国（香港、マカオ）、インドネシア、ベトナム、ミャンマー	アジア諸国における経済、財政及び政治状況等に関する調査	９人

【第187回国会】

(1) 委員名簿（50人）

委員長	大島	理森君	自民				
理　事	上杉	光弘君	自民	理　事	金田	勝年君	自民
理　事	菅原	一秀君	自民	理　事	萩生田	光一君	自民
理　事	原田	義昭君	自民	理　事	森山	裕君	自民
理　事	前原	誠司君	民主	理　事	今井	雅人君	維新
理　事	上田	勇君	公明		秋元	司君	自民
	井上	貴博君	自民		伊藤	忠彦君	自民
	石原	宏高君	自民		岩屋	毅君	自民
	衛藤	征士郎君	自民		金子	一義君	自民
	菅野	さちこ君	自民		岸	信夫君	自民
	熊田	裕通君	自民		小池	百合子君	自民
	佐田	玄一郎君	自民		白石	徹君	自民
	寺田	稔君	自民		土井	亨君	自民
	根本	匠君	自民		野田	毅君	自民
	船田	元君	自民		古屋	圭司君	自民
	松本	文明君	自民		保岡	興治君	自民
	山本	幸三君	自民		山本	有二君	自民
	若宮	健嗣君	自民		小川	淳也君	民主
	階	猛君	民主		辻元	清美君	民主
	細野	豪志君	民主		山井	和則君	民主
	井坂	信彦君	維新		遠藤	敬君	維新
	坂本	祐之輔君	維新		重徳	和彦君	維新
	中野	洋昌君	公明		樋口	尚也君	公明
	西野	弘一君	次世代		山田	宏君	次世代
	佐藤	正夫君	みんな		志位	和夫君	共産
	玉城	デニー君	生活				

(2) 議案審査

付託された議案はなかった。

(3) 国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○　主な質疑内容

- 御嶽山噴火被害対策及び自然災害防止対策等の必要性
- 安倍内閣の地方創生への取組姿勢
- 女性が輝く社会の実現に向けての具体的政策
- 消費税率10％への引上げ判断の在り方
- 現時点におけるアベノミクスの成果

・　年金積立金管理運用独立行政法人（ＧＰＩＦ）改革におけるポートフォリオ見直し及びガバナンス方針
・　九州電力川内原子力発電所再稼働の在り方
・　集団的自衛権行使及び安全保障法制整備の在り方
・　従軍慰安婦問題において我が国の名誉を回復させるための政府の取組方針
・　北朝鮮拉致問題の解決に向けた戦略的対応の必要性

（4）参考人

出頭日	職　　業	氏　　名	審査・調査案件
平成26.10. 3	日本銀行総裁	黒田　東彦君	予算の実施状況に関する件
10. 6	日本郵政株式会社取締役兼代表執行役社長	西室　泰三君	
10.30	日本銀行総裁	黒田　東彦君	予算の実施状況に関する件（経済・財政・ＴＰＰ・地方創生等）

予算委員会（第187回国会）

【第188回国会】

(1) 委員名簿（50人）

委員長	大島　　理森君	自民	
理　事	金田　　勝年君	自民	熊田　　裕通君　自民
理　事	萩生田　光一君	自民	原田　　義昭君　自民
理　事	御法川　信英君	自民	森山　　裕君　自民
理　事	前原　　誠司君	民主	今井　　雅人君　維新
理　事	上田　　勇君	公明	秋元　　司君　自民
	井上　　貴博君	自民	伊藤　　忠彦君　自民
	伊藤　　達也君	自民	石原　　宏高君　自民
	岩屋　　毅君	自民	衛藤　征士郎君　自民
	金子　　一義君	自民	小池　百合子君　自民
	佐田　玄一郎君	自民	白石　　徹君　自民
	田畑　　裕明君	自民	谷　　公一君　自民
	寺田　　稔君	自民	土井　　亨君　自民
	冨樫　　博之君	自民	根本　　匠君　自民
	野田　　毅君	自民	船田　　元君　自民
	古屋　　圭司君	自民	松本　　文明君　自民
	保岡　　興治君	自民	山本　　幸三君　自民
	山本　　有二君	自民	小川　　淳也君　民主
	階　　猛君	民主	辻元　　清美君　民主
	細野　　豪志君	民主	宮崎　　岳志君　民主
	本村　賢太郎君	民主	山井　　和則君　民主
	坂本　祐之輔君	維新	重徳　　和彦君　維新
	松木けんこう君	維新	松浪　　健太君　維新
	中野　　洋昌君	公明	樋口　　尚也君　公明
	吉田　　宣弘君	公明	赤嶺　　政賢君　共産
	高橋　千鶴子君	共産	

(2) 議案審査

付託された議案はなかった。

15　決算行政監視委員会

【第186回国会】

(1) 委員名簿（40人）

委員長	松浪	健太君	維新				
理　事	今村	雅弘君	自民	理　事	河野	太郎君	自民
理　事	平	将明君	自民	理　事	橘	慶一郎君	自民
理　事	武藤	容治君	自民	理　事	柚木	道義君	民主
理　事	桜内	文城君	維新	理　事	伊藤	渉君	公明
	秋本	真利君	自民		大岡	敏孝君	自民
	勝沼	栄明君	自民		菅野	さちこ君	自民
	工藤	彰三君	自民		熊田	裕通君	自民
	小林	茂樹君	自民		國場	幸之助君	自民
	坂本	剛二君	自民		笹川	博義君	自民
	島田	佳和君	自民		白石	徹君	自民
	瀬戸	隆一君	自民		田畑	毅君	自民
	武井	俊輔君	自民		武村	展英君	自民
	辻	清人君	自民		福田	達夫君	自民
	村上	誠一郎君	自民		野田	佳彦君	民主
	馬淵	澄夫君	民主		河野	正美君	維新
	谷畑	孝君	維新		宮沢	隆仁君	維新
	石井	啓一君	公明		青柳	陽一郎君	結い
	村上	史好君	生活		吉川	元君	社民
	小泉	龍司君	無		長崎	幸太郎君	無

欠員１

(2) 議案審査

付託された議案は、決算等13件（継続審査）及び承諾を求めるの件13件（うち継続審査９件）で、審査の概況は、次のとおりである。

①　平成21年度一般会計歳入歳出決算
平成21年度特別会計歳入歳出決算
平成21年度国税収納金整理資金受払計算書
平成21年度政府関係機関決算書

○　概要

平成21年度一般会計決算は、収納済歳入額は107兆1,142億円余、支出済歳出額は100兆9,734億円余であり、差引き６兆1,408億円余の剰余金は、財政法第41条の規定により平成22年度一般会計歳入に繰り入れることとした。

平成21年度特別会計（21会計）決算は、収納済歳入額の合計額は377兆8,931億円余、支出済歳出額の合計額は348兆600億円余である。

平成21年度国税収納金整理資金の収納済額は、50兆4,845億円余である。

平成21年度政府関係機関（３機関）決算は、収入済額の合計額は１兆2,771億円余、

支出済額の合計額は１兆5,300億円余である。

○　主な質疑内容（①から⑨までの９件について）

・　決算審査の充実を図り行政監視機能を向上させるための決算行政監視委員会の改革の必要性についての総務大臣の見解
・　基金事業の制度としての必要性及び執行上の留意点
・　建設分野の人材不足対策についての取組と今後の見通しに対する国土交通大臣の所見と決意
・　いわゆる「残業代ゼロ制度」における年収要件が今後1,000万円から引き下げられる可能性に対する総理大臣及び厚生労働大臣の見解
・　年金積立金管理運用独立行政法人（ＧＰＩＦ）と国家公務員共済組合連合会等の運用リスクに官民格差が生じる懸念
・　短期集中特別訓練事業に係る予算の国庫返納の可能性についての厚生労働大臣の見解
・　巨大防潮堤の建設について景観問題等を踏まえた国土交通大臣の見解
・　復興事業に対する会計検査院の検査の甘さが指摘されているが、当該指摘に対する検査院としての認識
・　基金の積み増し、公共事業のバラマキ、官民ファンド等、即効性のない政策や効果の検証が出来ていない政策が実施されており、ＰＤＣＡサイクルも機能していない状況に対する行政改革担当大臣の認識
・　東京オリンピックや全国的な国土強靱化を実施しても、被災地が忘れられることのないよう、復興が完了するまで必要な復興財源を確保することの重要性

○　審査結果

議決案（決算行政監視委員長提出）のとおり議決

＜議決案＞

本院は、各年度決算について、予算執行の実績とその効果、会計検査院の検査報告などに重点を置いて審議を行ってきたが、さらに改善を要するものが認められるのは遺憾である。

一　予算の執行状況などからみて、所期の目的が十分達成されるよう、なお一層の努力を要する事項などが見受けられる。

次の事項がその主なものであるが、政府は、これらについて特に留意して適切な措置を執り、その結果を次の常会に本院に報告すべきである。

１　決算の参照書類である「国の債務に関する計算書」に多数の誤りがあったことについては、決算に関連する各計数の信頼性を損ないかねない重大な事態であり、誠に遺憾である。政府は、深く反省するとともに、二度とこのようなことが生じないよう改善し再発防止に取り組むべきである。

２　財政健全化については、国の財政は、国と地方を合わせた公的債務残高が年々増加の一途を辿り、非常に厳しい状況にあることから極めて重要な課題であると認識しなければならない。政府は、財政運営に対する信認を確保するため、国と地方の基礎的財政収支の黒字化、公的債務残高の対国内総生産比の安定的な低下を可能な限り早期に実現すべきである。そのため、昨年８月に策定された「中期財政計画」を踏まえ、財政健全化に向けた現実的かつ具体的な道筋を可及的速やかに国民に示すべきである。また、基礎的財政収支が黒字化された場合であっても、依然として多額の国債費の支払が必要となることを国民に対し十分に周知すべきである。

あわせて、歳出面については、社会保障支出の見直しに取り組むとともに、行政事業レビュー・政策評価の適切な反映など予算のＰＤＣＡを徹底し、税金の無駄遣いを削減し、予算の重点化・効率化を進め、歳入面については、政策税制の適正化に向けた取組を進めるなど、歳入・歳出改革に全力で取り組むべきである。

補正予算の編成に当たっては、その規模が過大にならないよう事業の必要性等の精査を厳格に行い、財政規律の確保に努めるべきである。

また、予算統制の観点、財政の健全性の確保の観点から、ストック及びフローに関する国の財務情報を把握することが重要であり、インフラ資産の固定資産台帳の整備等の検討とともに、複式簿記、発生主義に基づく財務諸表の開示に努めるべきである。さらに、税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現のため、マイナンバー制度の活用等を含めた税の徴収基盤の一層の強化を図るとともに、税務当局の職員の能力の向上に努めるべきである。

3　東日本大震災からの復旧・復興については、一昨年、復興予算の使途が問題となったことに続き、自治体などが基金を造成して行う復興事業においても同様の事態が見受けられ、これらについて、政府において使途の厳格化の対応が図られているが、他方で、多額の繰越、不用額が生じているなど、復興に関する問題は未だ解消されていない。政府においては、復興関連の事業に対し適切に点検を行い、事業用地の取得迅速化のために既存の制度の抜本的な見直しを含め、被災地に必要かつ十分な支援が確実に届くよう最大限の努力をするとともに、引き続き震災関連死の防止に全力で取り組むべきである。

また、被害総額の算定方法の妥当性、これまでに投下された復興予算の規模の適正性、民間に対する補償の在り方、効率的かつ迅速な復旧・復興の進め方について、あらゆる知見を活用して徹底した検証を行うべきである。特に今後発生が予測されている南海トラフ巨大地震については、169兆円を超える被害額が見込まれていることを想起すれば、より効果的な復旧・復興の対応策が求められている。今回の震災を教訓に様々な視点から検討を行い、対応に万全を期するべきである。

東京電力株式会社による被害者への賠償金の支払い対応については、迅速かつ誠実に行われるよう指導すべきである。

なお、会計検査院においては、今回の復興関連の事業について、正確性、合規性、経済性、効率性及び有効性の観点から検査を行うとされている会計検査院法の趣旨に沿った検査が行われているとは言い難いとの指摘もある。各事業の適正性及び政策効果の検証を一段と深め、国民の負託に応えるべきである。

4　社会保障制度の改革に当たっては、給付の重点化、制度運営の効率化を進めることにより、国民負担の増大を抑制しつつ、世代間格差を是正する制度を実現すべきである。また、救急医療体制の整備、医療従事者、介護従事者の十分な確保、後発医薬品の普及促進、国公立病院等の経営状況の改善等に全力で取り組むとともに、リビング・ウィルの制度化を含めた終末期医療の在り方についての検討を加速すべきである。

さらに、生活保護制度の運用に当たっては、被保護者の自立支援を充実させるとともに、不正・不適正受給対策を推進すべきである。

社会福祉法人の財務については、透明性を高めるとともに、内部留保の使用目的を明確化するよう指導すべきである。

５　エネルギー政策については、原子力規制委員会の任務の遂行における独立性の確保に十分留意すべきである。また、高速増殖原型炉もんじゅにおいて機器の保守管理に多数の不備が発生したことは極めて遺憾である。本件に係る責任の明確化を図り、再発防止の体制整備に全力で取り組むべきである。また、現在使用されていないリサイクル機器試験施設については、その利活用方策を早急に検討すべきである。さらに、放射性廃棄物の最終処分地の選定作業が遅延している現状にかんがみ、国民の理解の促進、地元住民への説明等において国が主導的な役割を果たすべきである。

また、太陽光発電等の再生可能エネルギーの普及が促進されるような環境整備に努めるとともに、最先端の技術開発を推進すべきである。

６　我が国経済については、長期にわたるデフレと景気低迷からの脱却を実現することが直面する課題であるが、その後も長期的に安定した成長を実現していくためには、規制緩和を推進しつつ、道州制を見据えた経済成長戦略を実行していく必要がある。

また、内外の潜在需要を顕在化させつつ、中小企業やベンチャー企業が効果的に資金調達できる枠組みを検討するなど、民間投資を喚起する必要がある。加えて、観光資源等のポテンシャルを活かし、世界の多くの人々を地域に呼び込む社会の実現に努めるべきである。

成長戦略を実行するには、日本国内のみならずグローバル化を活かしたヒト・モノ・カネが自由に行き来できる環境を整備することが必要であり、それを支える足元のインフラのひとつである日本籍船の海上輸送の国際競争力強化、船員の確保・養成を図り、経済安全保障を強化していくことは重要な課題である。また、世界的な水問題に対し、我が国企業の強みを生かしてその解決に貢献するため、水ビジネスの積極的な国際展開を進めるべきである。

労働者の賃金上昇と雇用の拡大によってデフレからの脱却を図るよう政府としても引き続き必要な役割を果たすべきである。また、行政職場における臨時非常勤の増加に留意し、その処遇改善を図るべきである。

７　独立行政法人改革に当たっては、国民に対する説明責任を果たすために、運営費交付金の使途を明確にして、透明性のある効率的な業務運営を行うよう見直しを進めるべきである。また、法人役員の責任の明確化、監事の機能強化、再就職規制の導入等により徹底した内部統制の確立を図るべきである。

８　航空行政の実施に当たっては、国際競争基盤としての空港の重要性を十分に認識し、首都圏空港、近畿圏・中部圏空港、一般空港それぞれの機能が十分に発揮されるよう役割の明確化を図るとともに、各空港の利便性の一層の向上に努めるべきである。また、企業再生への対応に当たっては、会社間の健全な発展、安全対策の適切な実施について、十分配慮する必要もある。

９　拉致問題の解決に当たっては、拉致事件の規模や被害者数が想定以上に大規模となる可能性が生じていることにかんがみ、全ての拉致被害者の安全確保及び即時帰国、特定失踪者の消息解明、また、拉致に関する真相究明などに全力をあげて取り組むべきである。

二　会計検査院が検査報告で指摘した不当事項については、本院もこれを不当と認める。

政府は、これらの指摘事項について、それぞれ是正の措置を講じるとともに、綱紀を粛正して、今後再びこのような不当事項が発生することのないよう万全を

期すべきである。

三　決算のうち、前記以外の事項については不法又は不当な収入支出は認められないため異議がない。

政府は、今後予算の作成及び執行に当たっては、本院の決算審議の経過と結果を十分考慮して、行財政改革を強力に推進し、財政運営の健全化、行政の活性化・効率化を図るとともに、政策評価等の実施を通じた効果的かつ効率的な行政を推進し、もって国民の信託にこたえるべきである。

②　平成21年度国有財産増減及び現在額総計算書

○　概要

国有財産は、行政財産と普通財産に区分され、不動産（土地、土地の定着物）、動産の一部（船舶、航空機等）及びその他の財産である。

平成21年度中の国有財産の総増加額は12兆6,745億円余、総減少額は７兆6,687億円余であり、年度末の国有財産現在額は107兆3,748億円余である。

○　主な質疑内容

（①参照）

○　審査結果

是認

③　平成21年度国有財産無償貸付状況総計算書

○　概要

国有財産の無償貸付は、公園、緑地等の公共性の強い用途に供するものであり、平成21年度末現在、国から地方公共団体等に無償で貸し付けている国有財産の総額は、１兆834億円余である。

○　主な質疑内容

（①参照）

○　審査結果

是認

④　平成22年度一般会計歳入歳出決算
平成22年度特別会計歳入歳出決算
平成22年度国税収納金整理資金受払計算書
平成22年度政府関係機関決算書

○　概要

平成22年度一般会計決算は、収納済歳入額は100兆5,345億円余、支出済歳出額は95兆3,123億円余であり、差引き５兆2,222億円余の剰余金は、財政法第41条の規定により平成23年度一般会計歳入に繰り入れることとした。

平成22年度特別会計（18会計）決算は、収納済歳入額の合計額は386兆9,849億円余、支出済歳出額の合計額は345兆740億円余である。

平成22年度国税収納金整理資金の収納済額は、51兆3,859億円余である。

平成22年度政府関係機関（３機関）決算は、収入済額の合計額は１兆2,044億円余、支出済額の合計額は１兆4,063億円余である。

○　主な質疑内容
（①参照）
○　審査結果
議決案（決算行政監視委員長提出）のとおり議決（①参照）

⑤　平成22年度国有財産増減及び現在額総計算書

○　概要
国有財産は、行政財産と普通財産に区分され、不動産（土地、土地の定着物）、動産の一部（船舶、航空機等）及びその他の財産である。
平成22年度中の国有財産の総増加額は11兆4,195億円余、総減少額は17兆6,004億円余であり、年度末の国有財産現在額は101兆1,939億円余である。
○　主な質疑内容
（①参照）
○　審査結果
是認

⑥　平成22年度国有財産無償貸付状況総計算書

○　概要
国有財産の無償貸付は、公園、緑地等の公共性の強い用途に供するものであり、平成22年度末現在、国から地方公共団体等に無償で貸し付けている国有財産の総額は、１兆598億円余である。
○　主な質疑内容
（①参照）
○　審査結果
是認

⑦　平成23年度一般会計歳入歳出決算
平成23年度特別会計歳入歳出決算
平成23年度国税収納金整理資金受払計算書
平成23年度政府関係機関決算書

○　概要
平成23年度一般会計決算は、収納済歳入額は109兆9,795億円余、支出済歳出額は100兆7,154億円余であり、差引き９兆2,641億円余の剰余金は、財政法第41条の規定により平成24年度一般会計歳入に繰り入れることとした。
平成23年度特別会計（17会計）決算は、収納済歳入額の合計額は409兆9,236億円余、支出済歳出額の合計額は376兆4,631億円余である。
平成23年度国税収納金整理資金の収納済額は、52兆3,357億円余である。
平成23年度政府関係機関（３機関）決算は、収入済額の合計額は１兆1,711億円余、支出済額の合計額は１兆2,736億円余である。
○　主な質疑内容
（①参照）
○　審査結果
議決案（決算行政監視委員長提出）のとおり議決（①参照）

⑧　平成23年度国有財産増減及び現在額総計算書

○　概要

国有財産は、行政財産と普通財産に区分され、不動産（土地、土地の定着物）、動産の一部（船舶、航空機等）及びその他の財産である。

平成23年度中の国有財産の総増加額は８兆6,577億円余、総減少額は６兆9,974億円余であり、年度末の国有財産現在額は102兆8,543億円余である。

○　主な質疑内容

（①参照）

○　審査結果

是認

⑨　平成23年度国有財産無償貸付状況総計算書

○　概要

国有財産の無償貸付は、公園、緑地等の公共性の強い用途に供するものであり、平成23年度末現在、国から地方公共団体等に無償で貸し付けている国有財産の総額は、１兆442億円余である。

○　主な質疑内容

（①参照）

○　審査結果

是認

⑩　平成24年度一般会計歳入歳出決算
平成24年度特別会計歳入歳出決算
平成24年度国税収納金整理資金受払計算書
平成24年度政府関係機関決算書

○　概要

平成24年度一般会計決算は、収納済歳入額は107兆7,620億円余、支出済歳出額は97兆871億円余であり、差引き10兆6,748億円余の剰余金は、財政法第41条の規定により平成25年度一般会計歳入に繰り入れることとした。

平成24年度特別会計（18会計）決算は、収納済歳入額の合計額は412兆5,334億円余、支出済歳出額の合計額は377兆117億円余である。

平成24年度国税収納金整理資金の収納済額は、54兆1,067億円余である。

平成24年度政府関係機関（４機関）決算は、収入済額の合計額は１兆1,828億円余、支出済額の合計額は１兆2,158億円余である。

○　審査結果

継続審査

⑪　平成24年度国有財産増減及び現在額総計算書

○　概要

国有財産は、行政財産と普通財産に区分され、不動産（土地、土地の定着物）、動産の一部（船舶、航空機等）及びその他の財産である。

平成24年度中の国有財産の総増加額は10兆2,045億円余、総減少額は７兆8,041億円余であり、年度末の国有財産現在額は105兆2,547億円余である。

○　**審査結果**
継続審査

⑫　平成24年度国有財産無償貸付状況総計算書

○　**概要**
国有財産の無償貸付は、公園、緑地等の公共性の強い用途に供するものであり、平成24年度末現在、国から地方公共団体等に無償で貸し付けている国有財産の総額は、１兆169億円余である。

○　**審査結果**
継続審査

⑬　平成24年度一般会計国庫債務負担行為総調書（その１）

○　**概要**
財政法第15条第２項の規定による平成24年度一般会計国庫債務負担行為の限度額1,000億円のうち、平成24年10月26日に決定した国庫債務負担行為総額は、「大型巡視船代船建造」等３件、計343億円余である。

○　**主な質疑内容**（⑬から㉒までの10件について）
・　地方議会で決算を不認定としても何の効果もないことへの政府の対応策
・　消費税増税に当たり、公共事業より社会保障を充実させる必要性
・　平成20年度から24年度の文部科学省の科学技術振興予算について、各年度の多額の翌年度繰越額が当該年度の補正予算額と同規模となっている理由
・　経済危機対応の経費を予備費としてあらかじめ予算計上することの是非についての財務大臣の現在の見解
・　過去１年間の安倍内閣における経済財政政策の進捗状況及び現状分析に関する財務大臣の見解
・　水俣病被害者の救済に必要な経費を平成23年度及び平成24年度一般会計の予備費で措置した理由

○　**審査結果**
異議がないと議決

⑭　平成23年度一般会計東日本大震災復旧・復興予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件）（第183回国会、内閣提出）

○　**概要**
平成23年度一般会計東日本大震災復旧・復興予備費予算額5,656億円余のうち、平成23年８月19日から平成24年２月10日までの間に使用を決定した「東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質の除染事業等に必要な経費」等９件、計4,909億円余について事後に承諾を求めるもの

○　**主な質疑内容**
（⑬参照）

○　**審査結果**
承諾

⑮　平成23年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件）（第183回国会、内閣提出）

○　概要

平成23年度一般会計予備費予算額3,500億円のうち、平成23年４月19日から平成24年３月27日までの間に使用を決定した「災害救助費等負担金の不足を補うために必要な経費」等９件、計748億円余について事後に承諾を求めるもの

○　主な質疑内容

（⑬参照）

○　審査結果

承諾

⑯　平成23年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件）（第183回国会、内閣提出）

○　概要

平成23年度特別会計予備費予算総額１兆484億円余のうち、平成24年３月27日に使用を決定した「社会資本整備事業特別会計道路整備勘定における大雪に伴う道路事業に必要な経費」１件、16億円について事後に承諾を求めるもの

○　主な質疑内容

（⑬参照）

○　審査結果

承諾

⑰　平成23年度特別会計予算総則第17条第１項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（承諾を求めるの件）（第183回国会、内閣提出）

○　概要

平成23年度特別会計予算総則第17条第１項の規定により、平成23年４月18日から平成24年３月27日までの間に経費の増額を決定した「地震再保険特別会計における再保険金に必要な経費の増額」等２特別会計12件、計4,938億円余について事後に承諾を求めるもの

○　主な質疑内容

（⑬参照）

○　審査結果

承諾

⑱　平成24年度一般会計経済危機対応・地域活性化予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件）（第183回国会、内閣提出）

○　概要

平成24年度一般会計経済危機対応・地域活性化予備費予算額は9,099億9,947万9,000円であり、平成24年10月26日から11月30日までの間に使用を決定した「保育所緊急整備事業等に必要な経費」等108件、計9,099億9,947万9,000円について事後に承諾を求めるもの

○　主な質疑内容

（⑬参照）

○　審査結果
承諾

⑲　平成24年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）（承諾を求めるの件）（第183回国会、内閣提出）

○　概要
平成24年度一般会計予備費予算額3,500億円のうち、平成24年６月12日から12月20日までの間に使用を決定した「衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に必要な経費」等16件、計1,131億円余について事後に承諾を求めるもの

○　主な質疑内容
（⑬参照）

○　審査結果
承諾

⑳　平成24年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）（承諾を求めるの件）（第183回国会、内閣提出）

○　概要
平成24年度特別会計予備費予算総額２兆1,649億円余のうち、平成24年10月26日から11月30日までの間に使用を決定した「東日本大震災復興特別会計における東日本大震災により被害を受けた中小企業者の施設等に係る中小企業等グループ施設等復旧整備事業に必要な経費」等１特別会計10件、計3,396億円余について事後に承諾を求めるもの

○　主な質疑内容
（⑬参照）

○　審査結果
承諾

㉑　平成24年度特別会計予算総則第22条第１項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その１）（承諾を求めるの件）（第183回国会、内閣提出）

○　概要
平成24年度特別会計予算総則第22条第１項の規定により、平成24年７月６日から11月30日までの間に経費の増額を決定した「社会資本整備事業特別会計治水勘定における防災・減災対策に係る河川事業に必要な経費の増額」等２特別会計20件、計1,059億円余について事後に承諾を求めるもの

○　主な質疑内容
（⑬参照）

○　審査結果
承諾

㉒　平成24年度特別会計予算総則第22条第１項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その２）（承諾を求めるの件）（第183回国会、内閣提出）

○　概要
平成24年度特別会計予算総則第22条第１項の規定により、平成25年２月26日に経費の増額を決定した「交付税及び譲与税配付金特別会計交付税及び譲与税配付金勘定に

おける地方譲与税譲与金に必要な経費の増額」１件、145億円余について事後に承諾を求めるもの

○　主な質疑内容

（⑬参照）

○　審査結果

承諾

㉓　平成25年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）（承諾を求めるの件）

○　概要

平成25年度一般会計予備費予算額3,000億円のうち、平成25年４月23日から平成26年１月７日までの間に使用を決定した「汚染水対策に必要な経費」等６件、計254億円余について事後に承諾を求めるもの

○　審査結果

継続審査

㉔　平成25年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）（承諾を求めるの件）

○　概要

平成25年度特別会計予備費予算総額8,626億円余のうち、平成25年12月９日に使用を決定した「農業共済再保険特別会計果樹勘定における再保険金の不足を補うために必要な経費」１件、５億円余について事後に承諾を求めるもの

○　審査結果

継続審査

㉕　平成25年度特別会計予算総則第20条第１項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その１）（承諾を求めるの件）

○　概要

平成25年度特別会計予算総則第20条第１項の規定により、平成25年６月25日から11月29日までの間に経費の増額を決定した「社会資本整備事業特別会計治水勘定における災害対策等緊急事業に係る河川事業の推進に必要な経費の増額」等１特別会計９件、計68億円余について事後に承諾を求めるもの

○　審査結果

継続審査

㉖　平成25年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その２）（承諾を求めるの件）

○　概要

平成25年度特別会計予備費予算総額8,626億円余のうち、平成26年３月19日に使用を決定した「農業共済再保険特別会計園芸施設勘定における再保険金の不足を補うために必要な経費」１件、１億円余について事後に承諾を求めるもの

○　審査結果

継続審査

《議案審査一覧》

決算等

件名	提出日	衆議院					参議院		備考
		大臣発言	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
平成21年度一般会計歳入歳出決算 平成21年度特別会計歳入歳出決算 平成21年度国税収納金整理資金受払計算書 平成21年度政府関係機関決算書（注）	(22.11.19)		26. 1.24 (23.12. 8) (25. 4. 3)	6.16	6.16 議決（多） （賛-自民・民主・維新・公明・結い・生活・小泉龍司君・長崎幸太郎君） （反-社民）	6.19 議決			
平成21年度国有財産増減及び現在額総計算書（注）	(22.11.19)		1.24 (23.12. 8) (25. 4. 3)	6.16	6.16 是認（多） （賛-自民・民主・維新・公明・生活・小泉龍司君・長崎幸太郎君） （反-結い・社民）	6.19 是認			
平成21年度国有財産無償貸付状況総計算書（注）	(22.11.19)		1.24 (23.12. 8) (25. 4. 3)	6.16	6.16 是認（多） （賛-自民・民主・維新・公明・生活・社民・小泉龍司君・長崎幸太郎君） （反-結い）	6.19 是認			
平成22年度一般会計歳入歳出決算 平成22年度特別会計歳入歳出決算 平成22年度国税収納金整理資金受払計算書 平成22年度政府関係機関決算書（注）	(23.11.22)		1.24 (23.12. 8) (25. 4. 3)	6.16	6.16 議決（多） （賛-自民・民主・維新・公明・結い・生活・小泉龍司君・長崎幸太郎君） （反-社民）	6.19 議決			
平成22年度国有財産増減及び現在額総計算書（注）	(23.11.22)		1.24 (23.12. 8) (25. 4. 3)	6.16	6.16 是認（多） （賛-自民・民主・維新・公明・生活・社民・小泉龍司君・長崎幸太郎君） （反-結い）	6.19 是認			

（注）決算等は、先例により衆参別々に提出され、各議院で別個に審議、議決される。このため、参議院においては、平成21年度決算等については第179回国会で、平成22年度決算等については第183回国会で既に審議を終了している。

件名	提出日	衆議院					参議院		備考
		大臣発言	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
平成22年度国有財産無償貸付状況総計算書（注）	(23.11.22)		1.24 (23.12.8) (25.4.3)	6.16	6.16 是認(多) (賛-自民・民主・維新・公明・生活・社民・小泉龍司君・長崎幸太郎君) (反-結い)	6.19 是認			
平成23年度一般会計歳入歳出決算 平成23年度特別会計歳入歳出決算 平成23年度国税収納金整理資金受払計算書 平成23年度政府関係機関決算書	(24.11.16)		1.24 (25.5.31)	6.16	6.16 議決(多) (賛-自民・民主・維新・公明・結い・生活・小泉龍司君・長崎幸太郎君) (反-社民)	6.19 議決	決算 6.9 是認	6.11 是認	
平成23年度国有財産増減及び現在額総計算書	(24.11.16)		1.24 (25.5.31)	6.16	6.16 是認(多) (賛-自民・民主・維新・公明・生活・小泉龍司君・長崎幸太郎君) (反-結い・社民)	6.19 是認	決算 6.9 是認	6.11 是認	
平成23年度国有財産無償貸付状況総計算書	(24.11.16)		1.24 (25.5.31)	6.16	6.16 是認(多) (賛-自民・民主・維新・公明・生活・社民・小泉龍司君・長崎幸太郎君) (反-結い)	6.19 是認	決算 6.9 是認	6.11 是認	
平成24年度一般会計歳入歳出決算 平成24年度特別会計歳入歳出決算 平成24年度国税収納金整理資金受払計算書 平成24年度政府関係機関決算書	(25.11.19)		1.24			6.20 閉会中 審査	決算 6.9 是認	6.11 是認	
平成24年度国有財産増減及び現在額総計算書	(25.11.19)		1.24			6.20 閉会中 審査	決算 6.9 是認	6.11 是認	

（注）決算等は、先例により衆参別々に提出され、各議院で別個に審議、議決される。このため、参議院においては平成22年度決算等は第183回国会で既に審議を終了している。

件名	提出日	衆議院					参議院		備考
		大臣発言	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
平成24年度国有財産無償貸付状況総計算書	(25.11.19)		1.24			6.20 閉会中審査	決算 6. 9 是認	6.11 是認	
平成24年度一般会計国庫債務負担行為総調書（その１）	(25. 3.19)		1.24 4. 4	4.17	4.17 異議がない(多) (賛-自民・民主・維新・公明・結い・生活・小泉龍司君) (反-社民) (欠-長崎幸太郎君)	4.22 異議がない	決算 5.26 是認	5.28 是認	

承諾を求めるの件

件名	提出日	衆議院					参議院		備考
		大臣発言	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
平成23年度一般会計東日本大震災復旧・復興予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件）（第183回国会、内閣提出）	(25. 2.19)		26. 1.24 4. 4	4.17	4.17 承諾(全) (賛-自民・民主・維新・公明・結い・生活・社民・小泉龍司君) (欠-長崎幸太郎君)	4.22 承諾	決算 5.26 承諾	5.28 承諾	
平成23年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件）（第183回国会、内閣提出）	(25. 2.19)		1.24 4. 4	4.17	4.17 承諾(全) (賛-自民・民主・維新・公明・結い・生活・社民・小泉龍司君) (欠-長崎幸太郎君)	4.22 承諾	決算 5.26 承諾	5.28 承諾	
平成23年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件）（第183回国会、内閣提出）	(25. 2.19)		1.24 4. 4	4.17	4.17 承諾(全) (賛-自民・民主・維新・公明・結い・生活・社民・小泉龍司君) (欠-長崎幸太郎君)	4.22 承諾	決算 5.26 承諾	5.28 承諾	

件名	提出日	衆議院					参議院		備考
		大臣発言	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
平成23年度特別会計予算総則第17条第１項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（承諾を求めるの件）（第183回国会、内閣提出）	(25. 2.19)		1.24 4. 4	4.17	4.17 承諾(全) (賛-自民・民主・維新・公明・結い・生活・社民・小泉龍司君) (欠-長崎幸太郎君)	4.22 承諾	決算 5.26 承諾	5.28 承諾	
平成24年度一般会計経済危機対応・地域活性化予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件）（第183回国会、内閣提出）	(25. 3.19)		1.24 4. 4	4.17	4.17 承諾(多) (賛-自民・民主・公明・生活・小泉龍司君) (反-維新・結い・社民) (欠-長崎幸太郎君)	4.22 承諾	決算 5.26 承諾	5.28 承諾	
平成24年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）（承諾を求めるの件）（第183回国会、内閣提出）	(25. 3.19)		1.24 4. 4	4.17	4.17 承諾(多) (賛-自民・民主・維新・公明・結い・生活・小泉龍司君) (反-社民) (欠-長崎幸太郎君)	4.22 承諾	決算 5.26 承諾	5.28 承諾	
平成24年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）（承諾を求めるの件）（第183回国会、内閣提出）	(25. 3.19)		1.24 4. 4	4.17	4.17 承諾(全) (賛-自民・民主・維新・公明・結い・生活・社民・小泉龍司君) (欠-長崎幸太郎君)	4.22 承諾	決算 5.26 承諾	5.28 承諾	
平成24年度特別会計予算総則第22条第１項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その１）（承諾を求めるの件）（第183回国会、内閣提出）	(25. 3.19)		1.24 4. 4	4.17	4.17 承諾(全) (賛-自民・民主・維新・公明・結い・生活・社民・小泉龍司君) (欠-長崎幸太郎君)	4.22 承諾	決算 5.26 承諾	5.28 承諾	
平成24年度特別会計予算総則第22条第１項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その２）（承諾を求めるの件）（第183回国会、内閣提出）	(25. 5.21)		1.24 4. 4	4.17	4.17 承諾(全) (賛-自民・民主・維新・公明・結い・生活・社民・小泉龍司君) (欠-長崎幸太郎君)	4.22 承諾	決算 5.26 承諾	5.28 承諾	

件名	提出日	衆議院					参議院		備考
		大臣発言	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
平成25年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）（承諾を求めるの件）	3.18		6.18			6.20 閉会中 審査			
平成25年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）（承諾を求めるの件）	3.18		6.18			6.20 閉会中 審査			
平成25年度特別会計予算総則第20条第１項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その１）（承諾を求めるの件）	3.18		6.18			6.20 閉会中 審査			
平成25年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その２）（承諾を求めるの件）	5.20		6.18			6.20 閉会中 審査			

(3) 国政調査

国政調査では、委員派遣が行われた。

(4) 委員派遣

派遣日	派遣地名	派遣目的	派遣委員
(閉会中) 平成 26. 8.19 ～ 8.21	岩手県、宮城県	歳入歳出の実況及び行政監視（東日本大震災の復旧・復興等）に関する実情調査	15人

【第187回国会】

(1) 委員名簿（40人）

委員長	石関	貴史君	維新				
理　事	伊藤	忠彦君	自民	理　事	河井	克行君	自民
理　事	後藤田	正純君	自民	理　事	河野	太郎君	自民
理　事	松本	文明君	自民	理　事	若井	康彦君	民主
理　事	青柳	陽一郎君	維新	理　事	伊藤	渉君	公明
	秋本	真利君	自民		石原	伸晃君	自民
	小渕	優子君	自民		大岡	敏孝君	自民
	鴨下	一郎君	自民		工藤	彰三君	自民
	小林	茂樹君	自民		國場	幸之助君	自民
	坂本	剛二君	自民		笹川	博義君	自民
	島田	佳和君	自民		瀬戸	隆一君	自民
	田畑	毅君	自民		武井	俊輔君	自民
	武村	展英君	自民		辻	清人君	自民
	福田	達夫君	自民		村上	誠一郎君	自民
	吉野	正芳君	自民		岡田	克也君	民主
	原口	一博君	民主		谷畑	孝君	維新
	松浪	健太君	維新		石井	啓一君	公明
	園田	博之君	次世代		小宮山	泰子君	生活
	吉川	元君	社民		小泉	龍司君	無
	長崎	幸太郎君	無		林原	由佳君	無

欠員１

(2) 議案審査

付託された議案は、決算等３件（継続審査）及び承諾を求めるの件４件（継続審査）で、審査の概況は、次のとおりである。

① 平成24年度一般会計歳入歳出決算
平成24年度特別会計歳入歳出決算
平成24年度国税収納金整理資金受払計算書
平成24年度政府関係機関決算書

○ 概要

（第186回国会参照）

○ 審査結果

（解散のため審査未了）

② 平成24年度国有財産増減及び現在額総計算書

○ 概要

（第186回国会参照）

○ 審査結果

（解散のため審査未了）

③　平成24年度国有財産無償貸付状況総計算書

○　**概要**

（第186回国会参照）

○　**審査結果**

（解散のため審査未了）

④　平成25年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）（承諾を求めるの件）（第186回国会、内閣提出）

○　**概要**

（第186回国会参照）

○　**審査結果**

（解散のため本院において審査未了）

⑤　平成25年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）（承諾を求めるの件）（第186回国会、内閣提出）

○　**概要**

（第186回国会参照）

○　**審査結果**

（解散のため本院において審査未了）

⑥　平成25年度特別会計予算総則第20条第１項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その１）（承諾を求めるの件）（第186回国会、内閣提出）

○　**概要**

（第186回国会参照）

○　**審査結果**

（解散のため本院において審査未了）

⑦　平成25年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その２）（承諾を求めるの件）（第186回国会、内閣提出）

○　**概要**

（第186回国会参照）

○　**審査結果**

（解散のため本院において審査未了）

《議案審査一覧》

決算等

件名	提出日	衆議院					参議院		備考
		大臣発言	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
平成24年度一般会計歳入歳出決算 平成24年度特別会計歳入歳出決算 平成24年度国税収納金整理資金受払計算書 平成24年度政府関係機関決算書（注）	(25.11.19)		26. 9.29		（審査未了）				
平成24年度国有財産増減及び現在額総計算書（注）	(25.11.19)		9.29		（審査未了）				
平成24年度国有財産無償貸付状況総計算書（注）	(25.11.19)		9.29		（審査未了）				

（注）決算等は、先例により衆参別々に提出され、各議院で別個に審議、議決される。このため、参議院においては平成24年度決算等は第186回国会で既に審議を終了している。

承諾を求めるの件

件名	提出日	衆議院					参議院		備考
		大臣発言	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
平成25年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）（承諾を求めるの件）（第186回国会、内閣提出）	(26. 3.18)		26. 9.29		（審査未了）				
平成25年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）（承諾を求めるの件）（第186回国会、内閣提出）	(26. 3.18)		9.29		（審査未了）				
平成25年度特別会計予算総則第20条第１項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その１）（承諾を求めるの件）（第186回国会、内閣提出）	(26. 3.18)		9.29		（審査未了）				
平成25年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その２）（承諾を求めるの件）（第186回国会、内閣提出）	(26. 5.20)		9.29		（審査未了）				

【第188回国会】

(1) 委員名簿（40人）

委員長	石関	貴史君	維新				
理　事	伊藤	忠彦君	自民	理　事	工藤	彰三君	自民
理　事	後藤田	正純君	自民	理　事	河野	太郎君	自民
理　事	松本	文明君	自民	理　事	小宮山	泰子君	民主
理　事	青柳	陽一郎君	維新	理　事	伊藤	渉君	公明
	秋本	真利君	自民		石原	伸晃君	自民
	小渕	優子君	自民		大岡	敏孝君	自民
	大隈	和英君	自民		大西	宏幸君	自民
	鴨下	一郎君	自民		河井	克行君	自民
	國場	幸之助君	自民		笹川	博義君	自民
	島田	佳和君	自民		瀬戸	隆一君	自民
	武井	俊輔君	自民		武村	展英君	自民
	辻	清人君	自民		福田	達夫君	自民
	村上	誠一郎君	自民		吉野	正芳君	自民
	若狭	勝君	自民		赤松	広隆君	民主
	岡田	克也君	民主		原口	一博君	民主
	福島	伸享君	民主		牧	義夫君	維新
	石井	啓一君	公明		清水	忠史君	共産
	宮本	徹君	共産		園田	博之君	次世代
	浅尾	慶一郎君	無		中村	喜四郎君	無

欠員１

(2) 議案審査

付託された議案は、決算等６件で、審査の概況は、次のとおりである。

① 平成24年度一般会計歳入歳出決算
平成24年度特別会計歳入歳出決算
平成24年度国税収納金整理資金受払計算書
平成24年度政府関係機関決算書

○ 概要

（第186回国会参照）

○ 審査結果

継続審査

② 平成24年度国有財産増減及び現在額総計算書

○ 概要

（第186回国会参照）

○ 審査結果

継続審査

③　平成24年度国有財産無償貸付状況総計算書

○　**概要**

（第186回国会参照）

○　**審査結果**

継続審査

④　平成25年度一般会計歳入歳出決算
平成25年度特別会計歳入歳出決算
平成25年度国税収納金整理資金受払計算書
平成25年度政府関係機関決算書

○　**概要**

平成25年度一般会計決算は、収納済歳入額は106兆446億円余、支出済歳出額は100兆1,888億円余であり、差引き５兆8,557億円余の剰余金は、財政法第41条の規定により平成26年度一般会計歳入に繰り入れること等とした。

平成25年度特別会計（18会計）決算は、収納済歳入額の合計額は422兆8,505億円余、支出済歳出額の合計額は382兆7,169億円余である。

平成25年度国税収納金整理資金の収納済額は、58兆1,085億円余である。

平成25年度政府関係機関（４機関）決算は、収入済額の合計額は１兆1,473億円余、支出済額の合計額は１兆1,333億円余である。

○　**審査結果**

継続審査

⑤　平成25年度国有財産増減及び現在額総計算書

○　**概要**

国有財産は、行政財産と普通財産に区分され、不動産（土地、土地の定着物）、動産の一部（船舶、航空機等）及びその他の財産である。

平成25年度中の国有財産の総増加額は17兆9,965億円余、総減少額は18兆4,381億円余であり、年度末の国有財産現在額は104兆8,131億円余である。

○　**審査結果**

継続審査

⑥　平成25年度国有財産無償貸付状況総計算書

○　**概要**

国有財産の無償貸付は、公園、緑地等の公共性の強い用途に供するものであり、平成25年度末現在、国から地方公共団体等に無償で貸し付けている国有財産の総額は、１兆262億円余である。

○　**審査結果**

継続審査

《議案審査一覧》

決算等

件名	提出日	衆議院					参議院		備考
		大臣発言	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
平成24年度一般会計歳入歳出決算 平成24年度特別会計歳入歳出決算 平成24年度国税収納金整理資金受払計算書 平成24年度政府関係機関決算書（注）	(25.11.19)		26.12.25			12.26 閉会中 審査			
平成24年度国有財産増減及び現在額総計算書（注）	(25.11.19)		12.25			12.26 閉会中 審査			
平成24年度国有財産無償貸付状況総計算書（注）	(25.11.19)		12.25			12.26 閉会中 審査			
平成25年度一般会計歳入歳出決算 平成25年度特別会計歳入歳出決算 平成25年度国税収納金整理資金受払計算書 平成25年度政府関係機関決算書	(26.11.18)		12.25			12.26 閉会中 審査			
平成25年度国有財産増減及び現在額総計算書	(26.11.18)		12.25			12.26 閉会中 審査			
平成25年度国有財産無償貸付状況総計算書	(26.11.18)		12.25			12.26 閉会中 審査			

（注）決算等は、先例により衆参別々に提出され、各議院で別個に審議、議決される。このため、参議院においては平成24年度決算等は第186回国会で既に審議を終了している。

16　議院運営委員会

【第186回国会】

(1) 委員名簿（25人）

委員長	逢沢	一郎君	自民				
理　事	平沢	勝栄君	自民	理　事	松野	博一君	自民
理　事	長島	忠美君	自民	理　事	永岡	桂子君	自民
理　事	御法川	信英君	自民	理　事	大塚	高司君	自民
理　事	後藤	斎君	民主	理　事	石関	貴史君	維新
理　事	大口	善徳君	公明		あべ	俊子君	自民
	鈴木	憲和君	自民		田野瀬	太道君	自民
	根本	幸典君	自民		藤丸	敏君	自民
	星野	剛士君	自民		牧島	かれん君	自民
	泉	健太君	民主		大西	健介君	民主
	椎木	保君	維新		樋口	尚也君	公明
	山内	康一君	みんな		畠中	光成君	結い
	佐々木	憲昭君	共産		小宮山	泰子君	生活

(2) 特別委員会の設置

特別委員会の設置については、国家安全保障に関する特別委員会を除く従前の災害対策特別委員会外９特別委員会を設置することに協議決定した。

(3) 本会議における議案の趣旨説明聴取

所得税法等の一部を改正する法律案外26案件について、本会議において趣旨説明聴取及び質疑を行うことに協議決定した。

(4) 議案審査等

付託された議案は、議員提出法律案６件（うち継続審査３件）、議員提出規則案１件及び議員提出規程案１件、委員会提出規則案は１件、本会議の議題とすることに協議決定した決議案は２件で、審査等の概況は、次のとおりである。

①　地方自治法及び国会法の一部を改正する法律案（浦野靖人君外４名提出、第183回国会衆法第23号）

○　要旨

参議院議員と地方公共団体の長の兼職を解禁するもの

○　審査結果

継続審査

② 任命に当たり両議院の同意を要する国家公務員等の範囲の適正化等のための関係法律の整備に関する法律案（馬場伸幸君外４名提出、第183回国会衆法第35号）

○ 要旨

任命に当たり両議院の同意を要する国家公務員等の範囲を、必要最小限に限定するとともに、任期満了時における職務継続規定の整備等を行うもの

○ 審査結果

継続審査

③ 国会法の一部を改正する法律案（渡辺周君外２名提出、第185回国会衆法第14号）

○ 要旨

各議院又は各議院の委員会から、審査又は調査のため、各議院の議決により定める情報の保護措置を講じた上で、内閣又は官公署に対し、必要な報告又は記録の提出を求めたときは、内閣又は官公署は、原則としてその求めに応じなければならないとするもの

○ 審査結果

（審査未了）

④ 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案（小沢鋭仁君外６名提出、衆法第18号）

○ 要旨

現在の衆議院議員の任期中、各議院の議長、副議長及び議員の受ける歳費及び期末手当の額を３割削減するもの

○ 審査結果

継続審査

⑤ 国会法等の一部を改正する法律案（町村信孝君外２名提出、衆法第27号）

○ 要旨

各議院に情報監視審査会を設置するとともに、国会において特定秘密の提出を受ける際の手続その他国会における特定秘密の保護措置を定めようとするもの

○ 主な質疑内容（⑤、⑧及び⑨の３件について）

- 情報監視審査会の委員構成や運営等について
- サードパーティールールと国会への情報提供の関係について
- 国会の保護措置の具体的内容について
- 職員の適性評価の在り方について
- 議員の免責特権と懲罰の在り方について

○ 参考人からの意見の聴取

○ 審査結果

可決

⑥ 国会法の一部を改正する法律案（大島敦君外４名提出、衆法第32号）

○ 要旨

各議院又は各議院の委員会から、審査又は調査のため、内閣又は官公署に対し必要な報告等を求めたときにおける、内閣等の応諾義務について定めようとするもの

○　**主な質疑内容**

・　本法律案の意義、提出の理由について

・　野党案（⑥）及び与党案（⑤、⑧、⑨）の関係について

・　政府が国会に提出を拒否しうる情報か否かを議長が当該情報を閲覧した上で判断する仕組みにした場合の議長の負担について

○　**参考人からの意見の聴取**

○　**審査結果**

否決

⑦　衆議院規則の一部を改正する規則案（議院運営委員長提出、規則第１号）

○　**要旨**

人事院の所管に属する事項を内閣委員会の所管とすること

○　**結果**

成案・提出決定

⑧　衆議院規則の一部を改正する規則案（町村信孝君外２名提出、規則第２号）

○　**要旨**

議院又は委員会に提出され、保管されている特定秘密の閲覧手続を定めるとともに、議員が議院又は委員会で秘密を要すると議決されたもの及び議院又は委員会に提出された特定秘密を漏らした場合の取扱いを明確化しようとするもの

○　**主な質疑内容**

（⑤参照）

○　**参考人からの意見の聴取**

○　**審査結果**

修正

＜修正内容＞

委員長が処分を求めない場合において委員の３分の１以上から懲罰の動議を提出することができることとする規定の削除等

⑨　衆議院情報監視審査会規程案（町村信孝君外２名提出、規程第１号）

○　**要旨**

衆議院に設置される情報監視審査会について、その議事、保護措置等を定めようとするもの

○　**主な質疑内容**

（⑤参照）

○　**参考人からの意見の聴取**

○　**審査結果**

修正

＜修正内容＞

会長が処分を求めない場合において委員の３分の１以上から懲罰の動議を提出することができることとする規定の削除等

⑩　環境大臣石原伸晃君不信任決議案（松原仁君外７名提出、決議第１号）

○　結果

本会議の議題とすることに協議決定（本会議において否決）

⑪　環境委員長伊藤信太郎君解任決議案（松原仁君外６名提出、決議第２号）

○　結果

本会議の議題とすることに協議決定（本会議において否決）

《議案審査等一覧》

衆　法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨 説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案 理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
地方自治法及び国会法の一部を改正する法律案（浦野靖人君外４名提出、第183回国会衆法第23号）	(25. 5.29)		26. 1.24			6.20 閉会中 審査			
任命に当たり両議院の同意を要する国家公務員等の範囲の適正化等のための関係法律の整備に関する法律案（馬場伸幸君外４名提出、第183回国会衆法第35号）	(25. 6.11)		1.24			6.20 閉会中 審査			
国会法の一部を改正する法律案（渡辺周君外２名提出、第185回国会衆法第14号）	(25.11.19)		1.24		（審査未了）				
国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案（小沢鋭仁君外６名提出、衆法第18号）	4.24		6.18			6.20 閉会中 審査			
国会法等の一部を改正する法律案（町村信孝君外２名提出、衆法第27号）	5.30		6.10 6.10	6.11 6.12	6.12 可決(多) (賛-自民・維新・公明・みんな・結い) (反-民主・共産・生活)	6.13 可決	議院運営 6.20 可決	6.20 可決	6.27 法86号
国会法の一部を改正する法律案（大島敦君外４名提出、衆法第32号）	6.10		6.10 6.10	6.11 6.12	6.12 否決(少) (賛-民主・維新・結い・生活) (反-自民・公明・みんな・共産)	6.13 否決			

規則案

件名	提出日	衆議院				
		趣旨説明	委員会			本会議
			付託日 / 提案理由	質疑	議決日 / 結果	議決日 / 結果
衆議院規則の一部を改正する規則案（議院運営委員長提出、規則第１号）	26. 5.29				5.29 成案・提出決定(全) (賛-自民・民主・維新・公明・みんな・結い・共産・生活)	5.29 可決
衆議院規則の一部を改正する規則案（町村信孝君外２名提出、規則第２号）	6. 5		6.10 6.10	6.11 6.12	6.12 修正(多) (賛-自民・維新・公明・みんな・結い) (反-民主・共産・生活)	6.13 修正

規程案

件名	提出日	衆議院				
		趣旨説明	委員会			本会議
			付託日 / 提案理由	質疑	議決日 / 結果	議決日 / 結果
衆議院情報監視審査会規程案（町村信孝君外２名提出、規程第１号）	26. 6. 5		6.10 6.10	6.11 6.12	6.12 修正(多) (賛-自民・維新・公明・みんな・結い) (反-民主・共産・生活)	6.13 修正

決議案

件名	提出日	衆議院				
		趣旨説明	委員会			本会議
			付託日 / 提案理由	質疑	議決日 / 結果	議決日 / 結果
環境大臣石原伸晃君不信任決議案（松原仁君外７名提出、決議第１号）	26. 6.20				審査省略	6.20 否決
環境委員長伊藤信太郎君解任決議案（松原仁君外６名提出、決議第２号）	6.20				審査省略	6.20 否決

また、衆議院事務局職員の定員に関する件の一部改正の件及び国立国会図書館職員定員規程の一部改正の件について３月25日、国会議員の秘書の退職手当支給規程の一部改正の件及び国会職員退職手当審査会等に関する規程の一部改正の件について５月29日、協議決定した。

(5) 小委員会

小 委 員 会	設置日	構　　成	開会日	審査・調査案件
国会法改正等及び国会改革に関する小委員会	平成 26. 1.24	小委員10人	(開会するに至らず)	
図書館運営小委員会	1.24	小委員９人	(閉会中) 8.26	平成27年度国立国会図書館予算概算要求の件
院内の警察及び秩序に関する小委員会	1.24	小委員９人	(開会するに至らず)	
庶務小委員会	1.24	小委員９人	(閉会中) 8.26	平成27年度本院予算概算要求の件

(6) 参考人

出頭日	職　　業	氏　　名	審査・調査案件
平成 26. 2. 4	人事官候補者（株式会社情報通信総合研究所特別研究員・元社団法人日本経済団体連合会専務理事）	立花　　宏君	人事官任命につき同意を求めるの件
6.12	拓殖大学特任教授	森本　　敏君	国会法等の一部を改正する法律案（町村信孝君外２名提出） 国会法の一部を改正する法律案（大島敦君外４名提出） 衆議院規則の一部を改正する規則案（町村信孝君外２名提出） 衆議院情報監視審査会規程案（町村信孝君外２名提出）
	法政大学人間環境学部教授	永野　秀雄君	
	弁護士・日本弁護士連合会情報問題対策委員会委員	清水　　勉君	
	特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス理事長	三木由希子君	

(7) 議員海外派遣

派遣議員団	派遣期間	派遣国名	派 遣 目 的	派遣議員
衆議院インド及び中東各国議会制度等調査議員団	(閉会中) 平成26. 6.25 ～ 7. 4	インド、トルコ、ヨルダン、アラブ首長国連邦	インド及び中東各国における議会制度及び政治経済事情調査	６人

【第187回国会】

(1) 委員名簿（25人）

委員長	逢沢　一郎君	自民			
理　事	髙木　毅君	自民	理　事	岸　信夫君	自民
理　事	若宮　健嗣君	自民	理　事	木原　誠二君	自民
理　事	鈴木　馨祐君	自民	理　事	伊東　良孝君	自民
理　事	笠　浩史君	民主	理　事	畠中　光成君	維新
理　事	竹内　譲君	公明		鈴木　憲和君	自民
	田野瀬　太道君	自民		橘　慶一郎君	自民
	根本　幸典君	自民		藤丸　敏君	自民
	星野　剛士君	自民		牧島　かれん君	自民
	奥野　総一郎君	民主		後藤　祐一君	民主
	椎木　保君	維新		國重　徹君	公明
	上野　ひろし君	次世代		山内　康一君	みんな
	穀田　恵二君	共産		小宮山　泰子君	生活

(2) 特別委員会の設置

特別委員会の設置については、青少年問題に関する特別委員会及び海賊行為への対処並びに国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動等に関する特別委員会を除く従前の災害対策特別委員会外７特別委員会のほか、次の特別委員会を設置することに協議決定した。

特別委員会	設置議決日	構　成	設　置　目　的
地方創生に関する特別委員会	平成 26.10. 9	委員40人	地方創生に関する総合的な対策を樹立するため

(3) 本会議における議案の趣旨説明聴取

まち・ひと・しごと創生法案外４案件について、本会議において趣旨説明聴取及び質疑を行うことに協議決定した。

(4) 議案審査等

付託された議案は、議員提出法律案３件（継続審査）、委員会提出法律案は１件で、審査等の概況は、次のとおりである。

①　地方自治法及び国会法の一部を改正する法律案（浦野靖人君外４名提出、第183回国会衆法第23号）

○　要旨

（第 186 回国会参照）

○　審査結果

（解散のため本院において審査未了）

② 任命に当たり両議院の同意を要する国家公務員等の範囲の適正化等のための関係法律の整備に関する法律案（馬場伸幸君外４名提出、第183回国会衆法第35号）

○ 要旨

（第 186 回国会参照）

○ 審査結果

（解散のため本院において審査未了）

③ 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案（小沢鋭仁君外６名提出、第186回国会衆法第18号）

○ 要旨

（第186回国会参照）

○ 審査結果

（解散のため本院において審査未了）

④ 国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（議院運営委員長提出、衆法第５号）

○ 要旨

人事院勧告に基づく政府職員の給与改定に準じて、国会議員の秘書の給料月額の引上げ、勤勉手当の支給率の引上げ、地域間給与配分の見直しに対応した措置等を講じようとするもの

○ 結果

成案・提出決定

《議案審査等一覧》

衆　法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨 説明	委員会 付託日 提案 理由	委員会 質疑	委員会 議決日 結果	本会議 議決日 結果	委員会名 議決日 結果	本会議 議決日 結果	
地方自治法及び国会法の一部を改正する法律案（浦野靖人君外４名提出、第183回国会衆法第23号）	(25. 5.29)		26. 9.29		（審査未了）				
任命に当たり両議院の同意を要する国家公務員等の範囲の適正化等のための関係法律の整備に関する法律案（馬場伸幸君外４名提出、第183回国会衆法第35号）	(25. 6.11)		9.29		（審査未了）				
国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案（小沢鋭仁君外６名提出、第186回国会衆法第18号）	(26. 4.24)		9.29		（審査未了）				

件　　名	提出日	衆　　議　　院					参　議　院		公布日 番　号
		趣　旨 説　明	委　　員　　会			本会議	委員会名 議決日 結　果	本会議	
			付託日 提　案 理　由	質　疑	議 決 日 結　　果	議決日 結　果		議決日 結　果	
国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（議院運営委員長提出、衆法第５号）	11. 4				11. 4 成案・提出決定(多) (賛-自民・民主・公明・生活) (反-維新・次世代・みんな・共産)	11. 4 可決	議院運営 11.12 可決	11.12 可決	11.19 法108号

また、国会議員の秘書の退職手当支給規程の一部改正の件及び国会職員の給与等に関する規程等の一部改正の件について11月４日、協議決定した。

(5) 小委員会

小 委 員 会	設置日	構　　成	開会日	審査・調査案件
国会法改正等及び国会改革に関する小委員会	平成 26. 9.29	小委員10人	(開会するに至らず)	
図書館運営小委員会	9.29	小委員９人	(開会するに至らず)	
院内の警察及び秩序に関する小委員会	9.29	小委員９人	(開会するに至らず)	
庶務小委員会	9.29	小委員９人	(開会するに至らず)	

【第188回国会】

(1) 委員名簿（25人）

委員長	林	幹雄君	自民				
理　事	髙木	毅君	自民	理　事	岸	信夫君	自民
理　事	若宮	健嗣君	自民	理　事	木原	誠二君	自民
理　事	伊東	良孝君	自民	理　事	笠	浩史君	民主
理　事	遠藤	敬君	維新	理　事	竹内	譲君	公明
	大塚	高司君	自民		鈴木	憲和君	自民
	田野瀬	太道君	自民		橘	慶一郎君	自民
	中川	俊直君	自民		根本	幸典君	自民
	橋本	英教君	自民		藤丸	敏君	自民
	星野	剛士君	自民		牧島	かれん君	自民
	奥野	総一郎君	民主		小宮山	泰子君	民主
	後藤	祐一君	民主		落合	貴之君	維新
	國重	徹君	公明		塩川	鉄也君	共産

(2) 各委員会の理事の員数及び各会派割当基準等

各委員会の理事の員数及び各会派割当基準並びに憲法審査会及び政治倫理審査会の幹事の員数及び各会派割当数について、協議決定した。

(3) 特別委員会の設置

特別委員会の設置については、従前の災害対策特別委員会外８特別委員会を設置することに協議決定した。

(4) 議案審査

付託された議案は、議員提出法律案２件で、審査の概況は、次のとおりである。

①　国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案（江田憲司君外４名提出、衆法第２号）

○　要旨

現在の衆議院議員の任期中、各議院の議長、副議長及び議員の受ける歳費及び期末手当の額を３割削減するもの

○　審査結果

継続審査

②　国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案（江田憲司君外４名提出、衆法第３号）

○　要旨

文書通信交通滞在費の使途の報告及び公開の制度を設けるもの

○　**審査結果**

継続審査

《議案審査一覧》

衆　法

件　　名	提出日	衆　議　院					参　議　院		公布日 番　号
		趣　旨 説　明	委　員　会			本会議	委員会名 議決日 結　果	本会議	
			付託日 提　案 理　由	質　疑	議決日 結　果	議決日 結　果		議決日 結　果	
国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案（江田憲司君外４名提出、衆法第２号）	26.12.25		12.25			12.26 閉会中 審査			
国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案（江田憲司君外４名提出、衆法第３号）	12.25		12.25			12.26 閉会中 審査			

(5) 小委員会

小　委　員　会	設置日	構　　成	開会日	審査・調査案件
国会法改正等及び国会改革に関する小委員会	平成 26.12.25	小委員10人	(開会するに至らず)	
図書館運営小委員会	12.25	小委員９人	(開会するに至らず)	
院内の警察及び秩序に関する小委員会	12.25	小委員９人	(開会するに至らず)	
庶務小委員会	12.25	小委員９人	(開会するに至らず)	

17　懲罰委員会

【第186回国会】

(1) 委員名簿（20人）

委員長	髙木	義明君	民主				
理　事	金子	一義君	自民	理　事	小池	百合子君	自民
理　事	佐田	玄一郎君	自民	理　事	松原	仁君	民主
理　事	園田	博之君	維新		遠藤	利明君	自民
	大島	理森君	自民		川崎	二郎君	自民
	額賀	福志郎君	自民		保利	耕輔君	自民
	細田	博之君	自民		町村	信孝君	自民
	森	英介君	自民		菅	直人君	民主
	平沼	赳夫君	維新		漆原	良夫君	公明
	江田	憲司君	結い		畠中	光成君	結い

欠員１

(2) 懲罰事犯の件

付託された懲罰事犯の件はなかった。

【第187回国会】

(1) 委員名簿（20人）

委員長	髙木　義明君	民主	
理　事	金子　一義君	自民	
理　事	佐田　玄一郎君	自民	
理　事	松野　頼久君	維新	
	川崎　二郎君	自民	
	額賀　福志郎君	自民	
	細田　博之君	自民	
	森　英介君	自民	
	野田　佳彦君	民主	
	漆原　良夫君	公明	
理　事	小池　百合子君	自民	
理　事	川端　達夫君	民主	
	遠藤　利明君	自民	
	河村　建夫君	自民	
	保利　耕輔君	自民	
	町村　信孝君	自民	
	菅　直人君	民主	
	小沢　鋭仁君	維新	
	石原　慎太郎君	次世代	

欠員１

(2) 懲罰事犯の件

付託された懲罰事犯の件はなかった。

【第188回国会】

(1) 委員名簿（20人）

委員長	髙木	義明君	民主			
	伊吹	文明君	自民	遠藤	利明君	自民
	金子	一義君	自民	川崎	二郎君	自民
	河村	建夫君	自民	小池	百合子君	自民
	佐田	玄一郎君	自民	佐藤	勉君	自民
	額賀	福志郎君	自民	細田	博之君	自民
	森	英介君	自民	菅	直人君	民主
	野田	佳彦君	民主	小沢	鋭仁君	維新
	谷畑	孝君	維新	漆原	良夫君	公明
	笠井	亮君	共産	平沼	赳夫君	次世代

欠員１

(2) 懲罰事犯の件

付託された懲罰事犯の件はなかった。

18　災害対策特別委員会

【第186回国会】

(1) 委員名簿（40人）

委員長	坂本	剛二君	自民			
理　事	うえの賢一郎君		自民	理　事	北村	茂男君	自民
理　事	原田	憲治君	自民	理　事	福井	照君	自民
理　事	盛山	正仁君	自民	理　事	細野	豪志君	民主
理　事	山之内	毅君	維新	理　事	石田	祝稔君	公明
	井林	辰憲君	自民		井上	貴博君	自民
	伊東	良孝君	自民		泉原	保二君	自民
	大見	正君	自民		神山	佐市君	自民
	木内	均君	自民		北村	誠吾君	自民
	工藤	彰三君	自民		笹川	博義君	自民
	清水	誠一君	自民		竹下	亘君	自民
	長島	忠美君	自民		林	幹雄君	自民
	藤丸	敏君	自民		務台	俊介君	自民
	湯川	一行君	自民		吉川	赳君	自民
	黄川田	徹君	民主		寺島	義幸君	民主
	中川	正春君	民主		吉田	泉君	民主
	今井	雅人君	維新		上野	ひろし君	維新
	宮沢	隆仁君	維新		濱村	進君	公明
	樋口	尚也君	公明		杉本	かずみ君	みんな
	椎名	毅君	結い		高橋	千鶴子君	共産
	小宮山	泰子君	生活				

(2) 設置の目的

災害対策を樹立するため

(3) 議案審査

付託された議案はなかった。

(4) 国政調査

国政調査では、質疑、決議及び委員派遣が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○　主な質疑内容

- 今大雪に係る各省庁の支援策を取りまとめ、一括して公表する必要性
- 大雪により大きな被害が発生した２月15日の日中・夜間における内閣府の人員体制
- 除排雪に係る特別交付税措置の内容と積雪状況や自治体の要望を踏まえてその措置

を行う必要性
・　大雪等による地域の孤立に備え、消防団や地元に密着した事業者等地域防災力を強化する必要性
・　現場の状況を把握する警察の情報を市町村や道路管理者と共有し、その情報を交通規制等に更に生かす必要性
・　被災農業者が営農を継続できるよう、倒壊したビニールハウス等の復旧に対する融資に加えて助成措置を講じる必要性
・　雪が普段余り降らないところへの雪害対応として、法制度等を改正する必要性
・　雪に強い防災まちづくりのため、積雪寒冷特別地域以外の地域においても社会資本整備総合交付金を活用する必要性
・　被災者生活再建支援法の全壊家屋戸数の適用要件を見直す必要性
・　特別警報の発表基準等の運用を見直す必要性

（閉会中審査）
・　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の在り方等の現行の土砂災害防止法の問題点
・　避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン（案）の周知徹底及び本ガイドラインに基づく防災計画等の見直しを促す必要性
・　国が主体となって今後の土砂災害発生を防ぐ体制を整備する必要性

(5) 決議

決議は１件で、その内容は次のとおりである。

平成25年度冬期の雪害対策の推進に関する件（平成26.3.28）

我が国における雪害対策は、豪雪地帯対策特別措置法に基づく豪雪地帯を主たる対象として進められてきた。しかしながら、特に、今般（平成26年２月14日から16日）の大雪災害では、ふだん雪が少ない地域に大雪が降り、従来とは異なる雪害ももたらされた。甚大な人的・物的被害及び社会的、経済的被害に鑑みれば、これまでの枠組みを超えた支援が必要である。政府においては、平成25年度冬期の大雪災害に対して、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期するべきである。

１　被災農家等の経営の早期再建を図るため、災害関連資金の貸付け、農業用ハウス等の再建・修繕への助成等各種の支援対策については、迅速にその審査、貸付け・事業の採択を行うこと。

２　果樹の改植、園地整備及び未収益期間に係る支援については、産地の実情に応じて弾力的に運用すること。

３　今回の想定外の雪害等の経験を踏まえて、より多くの農業者が災害に備えることができるよう、未加入農家等の加入促進を図るとともに、現行の農業災害補償制度の見直しも含めて検討し、必要な措置を講ずること。

４　被災した森林の復旧を図るため、森林国営保険に係る被害調査、保険金の決定及び支給を迅速に行うとともに、被災森林の状況に応じた森林整備事業、山林施設災害復旧等事業等関連施策を着実に実施すること。

５　住宅や農業用ハウス等の災害廃棄物の処理に要する費用については、市町村の負担が軽減されるよう、被害の実態を踏まえ、必要な財政上の措置を講ずること。

６　今般の大雪の影響により売上げ等が減少している中小事業者については、突発的

災害に係るセーフティネット保証４号による支援が受けられるよう、地域指定や利用対象者の認定において、弾力的な運用をすること。

7　今般の大雪では、道路に立ち往生・放置された車両が除雪の障害となったことを踏まえ、交通障害への対応について検討すること。

8　今般の大雪により、恒常的な降雪がない地域においても被災自治体に特別な財政需要が生じているため、必要な特別交付税の配分などの地方財政措置を講じるとともに、国土交通省の臨時特例措置により道路の除雪費の支援について特段の配慮をするなど、雪害の対応には万全を期すこと。

9　異常な降雪が地域経済に重大な影響を及ぼす実情に鑑み、被害を受けた都道府県が、地域経済の再建及びその活性化を図ることを目的として、商業、観光業、林業等の被害を受けたものへの支援に必要な費用に充てるための基金を設立する場合には、その基金に対する拠出を検討すること。

10　今後、融雪時に雪崩や雪解け水による増水等により、山林、河川を含めて様々な状況が発生する可能性が指摘されており、万全の備えを整え、必要な措置を講ずること。

11　今冬の大雪に係る教訓を踏まえ、災害救助法に基づく障害物の除去の積極的な活用による住宅の周囲の除雪、住宅再建の促進等、被害を軽減し、早期の復旧を図るための雪害対策等の在り方について検討すること。

右決議する。

（6）参考人

出頭日	職　　業	氏　　名	審査・調査案件
平成 26. 2.25	日本放送協会理事	森永　公紀君	災害対策に関する件（大雪等の被害に関する政府の対応について）

（7）委員派遣・議員海外派遣

①　委員派遣

派遣日	派遣地名	派 遣 目 的	派遣委員
平成 26. 3. 5	山梨県	大雪による被害状況等調査	11人
(閉会中) 9.18	広島県	平成26年８月豪雨による被害状況等調査	10人

②　議員海外派遣

派遣議員団	派遣期間	派遣国名	派 遣 目 的	派遣議員
衆議院米国における防災対策等調査議員団	(閉会中) 平成26. 8.18 ～ 8.23	米国	米国における防災対策等の実情調査	３人

【第187回国会】

(1) 委員名簿（40人）

委員長	梶山　弘志君	自民			
理　事	泉原　保二君	自民	理　事	林田　彪君	自民
理　事	平口　洋君	自民	理　事	福井　照君	自民
理　事	松本　文明君	自民	理　事	泉　健太君	民主
理　事	山之内　毅君	維新	理　事	石田　祝稔君	公明
	井林　辰憲君	自民		井上　貴博君	自民
	大岡　敏孝君	自民		大見　正君	自民
	金子　万寿夫君	自民		神山　佐市君	自民
	木内　均君	自民		工藤　彰三君	自民
	笹川　博義君	自民		清水　誠一君	自民
	髙鳥　修一君	自民		武部　新君	自民
	冨岡　勉君	自民		藤井　比早之君	自民
	藤丸　敏君	自民		務台　俊介君	自民
	湯川　一行君	自民		吉川　赳君	自民
	大畠　章宏君	民主		菊田　真紀子君	民主
	中川　正春君	民主		吉田　泉君	民主
	柿沢　未途君	維新		鈴木　望君	維新
	浮島　智子君	公明		濱村　進君	公明
	中丸　啓君	次世代		西野　弘一君	次世代
	山内　康一君	みんな		高橋　千鶴子君	共産
	小宮山　泰子君	生活			

(2) 設置の目的

災害対策を樹立するため

(3) 議案審査

付託された議案は、内閣提出法律案１件で、審査の概況は、次のとおりである。

災害対策基本法の一部を改正する法律案（内閣提出第18号）

○　要旨

災害時における緊急通行車両の通行を確保するため、道路管理者が自ら緊急通行車両の通行の妨害となる車両その他の物件の移動等をすることができることとし、併せて道路管理者間及び関係機関の連携及び調整、損失補償等について定めるもの

○　主な質疑内容

- 運転免許保有者に対する災害時の車両の運転の在り方等についての広報・啓発の必要性
- 改正後の運用を周知するに当たり、運用マニュアルを作成する必要性
- 損失補償に要する費用を国が財政支援をする必要性

○　審査結果

可決（附帯決議）

《議案審査一覧》

閣　法

件　　名	提出日	衆　　議　　院					参　議　院		公布日 番　号
		趣　旨 説　明	委　　員　　会			本会議	委員会名 議決日 結　果	本会議	
			付託日 提　案 理　由	質　疑	議決日 結　果	議決日 結　果		議決日 結　果	
災害対策基本法の一部を改正する法律案（内閣提出第18号）	26.10.14		10.23 10.24	10.31	10.31 可決（全） （賛-自民・民主・維新・公明・次世代・みんな・共産・生活） （附）	11. 4 可決	災害対策特 11.12 可決 （附）	11.14 可決	11.21 法114号

（4）国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○　主な質疑内容

・　国による積極的な指導により、避難シェルターの整備や避難に係る火山防災を進めていく必要性
・　火山情報の発信の在り方を改善していく必要性に対する防災担当大臣の見解
・　桜島をモデルケースとして大規模降灰への対策を検討する必要性
・　２月の豪雪災害により被災した農業用ハウスに対する来年度以降の支援
・　自衛隊、警察、消防の指揮命令系統一本化の必要性等に鑑み、非常事態法制について、憲法改正も視野に入れた国民的議論を行う必要性
・　地区ごとの特性に合わせた地区防災計画の策定の推進に係る政府の取組
・　第３回国連防災世界会議への日本のＮＰＯの参加を支援し、東日本大震災の被災者の声等を国際社会に対して発信していく必要性
・　感震ブレーカーの普及のため、国が設置費用を補助する必要性
・　災害時に救助・救援活動を行うヘリコプターの運航管理における「災害救援航空機情報共有ネットワーク（D-ＮＥＴ）」の技術を活用した新たな動態管理システムを関係省庁が導入し、共有を図る必要性

【第188回国会】

(1) 委員名簿（40人）

委員長	梶山	弘志君	自民			
理　事	大見	正君	自民	理　事	平口	洋君　自民
理　事	藤丸	敏君	自民	理　事	松本	文明君　自民
理　事	務台	俊介君	自民	理　事	泉	健太君　民主
理　事	柿沢	未途君	維新	理　事	石田	祝稔君　公明
	井上	貴博君	自民		井林	辰憲君　自民
	大岡	敏孝君	自民		岡下	昌平君　自民
	金子	万寿夫君	自民		神谷	昇君　自民
	神山	佐市君	自民		木内	均君　自民
	工藤	彰三君	自民		笹川	博義君　自民
	髙鳥	修一君	自民		武部	新君　自民
	谷川	とむ君	自民		冨岡	勉君　自民
	藤井	比早之君	自民		古川	康君　自民
	古田	圭一君	自民		宮路	拓馬君　自民
	宗清	皇一君	自民		大畠	章宏君　民主
	菊田	真紀子君	民主		小宮山	泰子君　民主
	小山	展弘君	民主		中川	正春君　民主
	井坂	信彦君	維新		井上	英孝君　維新
	河野	正美君	維新		浮島	智子君　公明
	濱村	進君	公明		大平	喜信君　共産
	堀内	照文君	共産			

(2) 設置の目的

災害対策を樹立するため

(3) 議案審査

付託された議案はなかった。

19　政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会

【第186回国会】

(1) 委員名簿（40人）

委員長	保岡　興治君	自民			
理　事	赤澤　亮正君	自民	理　事	大塚　拓君	自民
理　事	原田　義昭君	自民	理　事	ふくだ　峰之君	自民
理　事	山口　俊一君	自民	理　事	篠原　孝君	民主
理　事	浦野　靖人君	維新	理　事	大口　善徳君	公明
	安藤　裕君	自民		井野　俊郎君	自民
	石川　昭政君	自民		石﨑　徹君	自民
	大串　正樹君	自民		今野　智博君	自民
	白須賀　貴樹君	自民		助田　重義君	自民
	田所　嘉徳君	自民		高橋　ひなこ君	自民
	中村　裕之君	自民		長坂　康正君	自民
	鳩山　邦夫君	自民		藤井　比早之君	自民
	宮内　秀樹君	自民		宮川　典子君	自民
	務台　俊介君	自民		吉川　赳君	自民
	小川　淳也君	民主		岡田　克也君	民主
	奥野　総一郎君	民主		後藤　祐一君	民主
	上西　小百合君	維新		坂元　大輔君	維新
	西野　弘一君	維新		井上　義久君	公明
	國重　徹君	公明		佐藤　正夫君	みんな
	井出　庸生君	結い		佐々木　憲昭君	共産
	玉城　デニー君	生活			

(2) 設置の目的

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する調査を行うため

(3) 議案審査

付託された議案は、議員提出法律案２件（継続審査）で、審査の概況は、次のとおりである。

①　公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案（海江田万里君外６名提出、第183回国会衆法第８号）

○　要旨

平成22年の国勢調査の結果に基づく衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案について、人口に比例して都道府県に配分した選挙区の数を基にその改定案を改めて作成することとし、あわせて、衆議院議員の定数を400人とし、そのうち小選挙区選出議員の定数を270人、比例代表選出議員の定数を130人とするもの

○　審査結果
継続審査

②　公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案（園田博之君外11名提出、第183回国会衆法第13号）

○　要旨
衆議院議員の定数を336人とし、そのうち小選挙区選出議員の定数を240人、比例代表選出議員の定数を96人とし、これに伴い衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定を行う等のもの

○　審査結果
継続審査

《議案審査一覧》

衆　法

件　名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番　号
		趣旨 説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結　果	本会議	
			付託日 提案 理由	質疑	議決日 結　果	議決日 結　果		議決日 結　果	
公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案（海江田万里君外６名提出、第183回国会衆法第８号）	(25. 4.16)		26. 1.24			6.20 閉会中 審査			
公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案（園田博之君外11名提出、第183回国会衆法第13号）	(25. 5.16)		1.24			6.20 閉会中 審査			

【第187回国会】

(1) 委員名簿（40人）

委員長	山本　　拓君	自民			
理　事	伊藤　忠彦君	自民	理　事	坂本　哲志君	自民
理　事	田中　良生君	自民	理　事	ふくだ　峰之君	自民
理　事	盛山　正仁君	自民	理　事	玉木　雄一郎君	民主
理　事	新原　秀人君	維新	理　事	佐藤　茂樹君	公明
	安藤　　裕君	自民		井野　俊郎君	自民
	石川　昭政君	自民		石﨑　　徹君	自民
	大串　正樹君	自民		熊田　裕通君	自民
	今野　智博君	自民		白須賀　貴樹君	自民
	助田　重義君	自民		田所　嘉徳君	自民
	中村　裕之君	自民		長坂　康正君	自民
	藤井　比早之君	自民		宮内　秀樹君	自民
	宮川　典子君	自民		務台　俊介君	自民
	吉川　　赳君	自民		渡辺　孝一君	自民
	後藤　祐一君	民主		郡　　和子君	民主
	篠原　　孝君	民主		津村　啓介君	民主
	井出　庸生君	維新		浦野　靖人君	維新
	井上　義久君	公明		國重　　徹君	公明
	坂元　大輔君	次世代		宮沢　隆仁君	次世代
	山内　康一君	みんな		佐々木　憲昭君	共産
	玉城　デニー君	生活			

(2) 設置の目的

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する調査を行うため

(3) 議案審査

付託された議案は、内閣提出法律案１件及び議員提出法律案２件（継続審査）で、審査の概況は、次のとおりである。

①　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案（内閣提出第17号）

○　要旨

全国多数の地方公共団体の議会の議員又は長の任期が平成27年３月、４月又は５月中に満了することとなる実情に鑑み、国民の地方選挙に対する関心を高めるとともに、これらの選挙の円滑かつ効率的な執行を図るため、これらの選挙の期日を統一するとともに、これに伴う公職選挙法の特例を定めようとするもの

○　主な質疑内容

・　統一地方選挙の統一率が低下しているにもかかわらず、統一地方選挙を実施する意義についての総務大臣の基本的認識

・　地方選挙の期日の再統一についての総務省の見解
・　投票しやすい環境づくりのため、今後検討が必要とされる投票への参加方法についての総務大臣の見解

○　審査結果

可決

②　公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案（海江田万里君外６名提出、第183回国会衆法第８号）

○　要旨

（第186回国会参照）

○　審査結果

（解散のため本院において審査未了）

③　公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案（園田博之君外11名提出、第183回国会衆法第13号）

○　要旨

（第186回国会参照）

○　審査結果

（解散のため本院において審査未了）

《議案審査一覧》

閣　法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日番号
		趣旨説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案（内閣提出第17号）	26.10.10		10.28 11. 6	11. 6	11. 6 可決（全） （賛-自民・民主・維新・公明・次世代・みんな・共産・生活）	11.11 可決	倫理選挙特 11.17 可決	11.19 可決	11.27 法125号

衆　法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日番号
		趣旨説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案（海江田万里君外６名提出、第183回国会衆法第８号）	(25. 4.16)		26. 9.29		（審査未了）				

件　　名	提出日	衆　　議　　院					参　議　院		公布日 番　号
		趣　旨 説　明	委　　員　　会			本会議	委員会名 議決日 結　果	本会議	
			付託日 提　案 理　由	質　疑	議決日 結　果	議決日 結　果		議決日 結　果	
公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案（園田博之君外11名提出、第183回国会衆法第13号）	(25. 5.16)		9.29		（審査未了）				

(4) 国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○　主な質疑内容

・　選挙の実態に合わせて公職選挙法の改正を行っていく必要性
・　インターネット選挙運動が解禁されて最初の国政選挙である平成25年参議院議員通常選挙における投票率及び投票行動の変化など解禁に伴う影響についての総務省の見解
・　若い世代の投票率が低い原因及び投票率向上の手段についての総務大臣の見解
・　平成25年参議院議員通常選挙の開票作業に関し高松市で発生した不正行為について、発生原因及び再発防止策の総務大臣への確認
・　政治家の後援会から政治家への金銭等による寄附の禁止の立法趣旨についての総務大臣の見解
・　諸外国の趨勢が18歳から選挙権を付与する流れにある中、公職選挙法上の選挙権年齢を18歳に引き下げることについての総務大臣の見解

【第188回国会】

(1) 委員名簿（40人）

委員長	山本	拓君	自民		
理　事	伊藤	忠彦君	自民	理　事	坂本　哲志君　自民
理　事	田中	良生君	自民	理　事	ふくだ　峰之君　自民
理　事	盛山	正仁君	自民	理　事	玉木　雄一郎君　民主
理　事	浦野	靖人君	維新	理　事	佐藤　茂樹君　公明
	安藤	裕君	自民		井野　俊郎君　自民
	石川	昭政君	自民		石﨑　徹君　自民
	大串	正樹君	自民		熊田　裕通君　自民
	今野	智博君	自民		佐藤　ゆかり君　自民
	白須賀	貴樹君	自民		助田　重義君　自民
	田所	嘉徳君	自民		中村　裕之君　自民
	長尾	敬君	自民		長坂　康正君　自民
	藤井	比早之君	自民		宮内　秀樹君　自民
	宮川	典子君	自民		務台　俊介君　自民
	渡辺	孝一君	自民		神山　洋介君　民主
	後藤	祐一君	民主		郡　和子君　民主
	篠原	孝君	民主		津村　啓介君　民主
	井出	庸生君	維新		松田　直久君　維新
	横山	博幸君	維新		井上　義久君　公明
	國重	徹君	公明		穀田　恵二君　共産
	塩川	鉄也君	共産		

(2) 設置の目的

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する調査を行うため

(3) 議案審査

付託された議案は、議員提出法律案１件で、審査の概況は、次のとおりである。

公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案（江田憲司君外４名提出、衆法第１号）

○　要旨

衆議院議員の定数を336人とし、そのうち小選挙区選出議員の定数を240人、比例代表選出議員の定数を96人とし、これに伴い衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定を行う等のもの

○　審査結果

継続審査

《議案審査一覧》

衆　法

件　　名	提出日	衆　　議　　院					参　議　院		公布日 番　号
		趣　旨 説　明	委　　員　　会			本会議	委員会名 議決日 結　果	本会議	
			付託日 提　案 理　由	質　疑	議決日 結　果	議決日 結　果		議決日 結　果	
公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案（江田憲司君外４名提出、衆法第１号）	26.12.25		12.25			12.26 閉会中 審査			

20　沖縄及び北方問題に関する特別委員会

【第186回国会】

(1) 委員名簿（25人）

委員長	安住	淳君	民主				
理　事	今津	寛君	自民	理　事	関	芳弘君	自民
理　事	西銘	恒三郎君	自民	理　事	宮腰	光寛君	自民
理　事	宮路	和明君	自民	理　事	菊田	真紀子君	民主
理　事	阪口	直人君	維新	理　事	佐藤	英道君	公明
	秋元	司君	自民		伊東	良孝君	自民
	國場	幸之助君	自民		武部	新君	自民
	永山	文雄君	自民		比嘉	奈津美君	自民
	堀井	学君	自民		宮崎	政久君	自民
	渡辺	孝一君	自民		前原	誠司君	民主
	石関	貴史君	維新		西岡	新君	維新
	遠山	清彦君	公明		杉本	かずみ君	みんな
	井坂	信彦君	結い		赤嶺	政賢君	共産

(2) 設置の目的

沖縄及び北方問題に関する対策樹立のため

(3) 議案審査

付託された議案は、内閣提出法律案１件で、審査の概況は、次のとおりである。

沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第５号）

○　要旨

沖縄の自主性を尊重しつつその総合的かつ計画的な振興を図るため、課税の特例に関し、経済金融活性化特別地区に係る特例措置を創設すること、情報通信産業振興計画等を沖縄県知事が定めることとすること、航空機燃料税の軽減措置の対象となる路線の範囲を拡大すること等の所要の措置を講ずるもの

○　主な質疑内容

・　本法律案によってもたらされる沖縄振興の効果
・　経済金融活性化特別地区について、地区指定を国が行うこととなっている理由及び対象として想定される産業
・　航空機燃料税の軽減措置が離島住民の生活に与える効果

○　審査結果

可決（附帯決議）

《議案審査一覧》

閣　法

件　　名	提出日	衆　　議　　院					参　議　院		公布日 番　号
		趣　旨 説　明	委　　員　　会			本会議	委員会名 議決日 結　果	本会議	
			付託日 提　案 理　由	質　疑	議 決 日 結　　果	議決日 結　果		議決日 結　果	
沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第５号）	26. 2. 4		3. 7 3.12	3.12	3.12 可決（全） （賛-自民・民主・維新・公明・みんな・結い・共産） （附）	3.14 可決	沖縄北方特 3.26 可決 （附）	3.28 可決	3.31 法７号

（4）国政調査

国政調査では、質疑及び視察が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○　主な質疑内容

・　沖縄の不発弾処理に取り組む姿勢についての沖縄及び北方対策担当大臣の所見
・　沖縄の自立につながるよう、沖縄振興一括交付金の使途を政府が厳しくチェックする必要性
・　沖縄戦の遺骨収集に関し、予算を集中的に配分し、期限を付して行う必要性
・　北方四島交流等事業使用船舶「えとぴりか」の発着岸壁や待合所を整備する必要性
・　北方領土問題に関して自国の立場を主張するため、諸外国に対する戦略的な広報活動を推進する必要性
・　国後・択捉両島におけるロシアによるインフラ整備及び開発状況についての沖縄及び北方対策担当大臣の所見

（5）視察・議員海外派遣

①　視察

視察日	視察地名	視　察　目　的	視察委員
平成 26. 2.24	沖縄県	沖縄問題に関する実情調査	10人
5.19	北海道	北方問題に関する実情調査	８人

②　議員海外派遣

派遣議員団	派遣期間	派遣国名	派　遣　目　的	派遣議員
衆議院北方領土問題等に関する調査議員団	（閉会中） 平成26. 7.27 ～ 8. 2	フィンランド、スウェーデン、フランス	欧州各国の領土問題を調査するとともに我が国の北方領土問題について理解を求める等のため	３人

【第187回国会】

(1) 委員名簿（25人）

委員長	松原	仁君	民主				
理　事	秋元	司君	自民	理　事	伊東	良孝君	自民
理　事	今津	寛君	自民	理　事	櫻田	義孝君	自民
理　事	宮腰	光寛君	自民	理　事	鷲尾	英一郎君	民主
理　事	阪口	直人君	維新	理　事	稲津	久君	公明
	亀岡	偉民君	自民		木原	稔君	自民
	國場	幸之助君	自民		武部	新君	自民
	永山	文雄君	自民		比嘉	奈津美君	自民
	堀井	学君	自民		前田	一男君	自民
	宮﨑	政久君	自民		渡辺	孝一君	自民
	馬淵	澄夫君	民主		百瀬	智之君	維新
	遠山	清彦君	公明		西田	譲君	次世代
	杉本	かずみ君	みんな		赤嶺	政賢君	共産

(2) 設置の目的

沖縄及び北方問題に関する対策樹立のため

(3) 議案審査

付託された議案はなかった。

【第188回国会】

(1) 委員名簿（25人）

委員長	松原	仁君	民主				
理　事	秋元	司君	自民	理　事	伊東	良孝君	自民
理　事	今津	寛君	自民	理　事	櫻田	義孝君	自民
理　事	宮腰	光寛君	自民	理　事	鷲尾	英一郎君	民主
理　事	下地	幹郎君	維新	理　事	稲津	久君	公明
	岡下	昌平君	自民		神谷	昇君	自民
	亀岡	偉民君	自民		木原	稔君	自民
	國場	幸之助君	自民		武部	新君	自民
	比嘉	奈津美君	自民		堀井	学君	自民
	前田	一男君	自民		宮﨑	政久君	自民
	渡辺	孝一君	自民		馬淵	澄夫君	民主
	山尾	志桜里君	民主		松木けんこう君		維新
	遠山	清彦君	公明		赤嶺	政賢君	共産

(2) 設置の目的

沖縄及び北方問題に関する対策樹立のため

(3) 議案審査

付託された議案はなかった。

21　青少年問題に関する特別委員会

【第186回国会】

(1) 委員名簿（25人）

委員長	遠藤　　利明君	自民			
理　事	鈴木　　淳司君	自民	理　事	とかしきなおみ君	自民
理　事	中根　　一幸君	自民	理　事	永岡　　桂子君	自民
理　事	山本ともひろ君	自民	理　事	中根　　康浩君	民主
理　事	坂本　祐之輔君	維新	理　事	稲津　　久君	公明
	赤枝　　恒雄君	自民		秋元　　司君	自民
	岩田　　和親君	自民		熊田　　裕通君	自民
	小林　　茂樹君	自民		新開　　裕司君	自民
	田畑　　裕明君	自民		堀内　　詔子君	自民
	宮川　　典子君	自民		菊田　真紀子君	民主
	柚木　　道義君	民主		遠藤　　敬君	維新
	鈴木　　望君	維新		佐藤　　英道君	公明
	佐藤　　正夫君	みんな		青柳　陽一郎君	結い

(2) 設置の目的

青少年問題の総合的な対策を確立するため

(3) 議案審査

付託された議案はなかった。

(4) 国政調査

国政調査では、質疑及び視察が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○　主な質疑内容

- 若者の失業率を改善するための総合的な取組の必要性
- 乳児期における保護者との愛着形成がニート、ひきこもり等の問題に与える影響
- 青少年問題を担当する内閣府特命担当大臣の職務及び多くの行政分野にまたがる青少年育成施策の総合調整の取組状況
- 青少年によるスマートフォン利用が拡大する状況において、無線ＬＡＮに対応するフィルタリングの普及を進める必要性
- 教育現場における子どもに対するメディアやインターネットに係るリテラシー教育の取組状況
- 居所不明児童の所在把握のための現状の取組及び更なる取組の徹底を図る必要性
- 放課後児童クラブの定員について、平成31年度までに30万人増を実現するための取組方針

(5) 参考人

出頭日	職　　業	氏　　名	審査・調査案件
平成 26. 5.22	全国ｗｅｂカウンセリング協議会理事長	安川　雅史君	青少年問題に関する件（青少年とインターネットをめぐる諸問題）
	千葉大学教育学部教授	藤川　大祐君	
	前刈谷市児童生徒愛護会委員長（愛知県刈谷市立雁が音中学校校長）	大橋普支俊君	
	デジタルアーツ株式会社代表取締役社長	道具登志夫君	

(6) 視察・議員海外派遣

① 視察

視察日	視察地名	視 察 目 的	視察委員
(閉会中) 平成 26. 8.26	東京都（新宿区、練馬区）	青少年問題（児童虐待問題）に関する実情調査	８人

② 議員海外派遣

派遣議員団	派遣期間	派遣国名	派 遣 目 的	派遣議員
衆議院欧州各国における青少年問題等実情調査議員団	（閉会中） 平成26. 7. 1 ～ 7. 9	イタリア、ギリシャ	欧州各国における青少年問題等の実情調査	５人

22　海賊行為への対処並びに国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動等に関する特別委員会

【第186回国会】

(1) 委員名簿（45人）

委員長	谷畑	孝君	維新				
理　事	岩屋	毅君	自民	理　事	鈴木	馨祐君	自民
理　事	橋本	岳君	自民	理　事	松本	洋平君	自民
理　事	望月	義夫君	自民	理　事	辻元	清美君	民主
理　事	今村	洋史君	維新	理　事	遠山	清彦君	公明
	池田	道孝君	自民		池田	佳隆君	自民
	大野	敬太郎君	自民		神田	憲次君	自民
	助田	重義君	自民		高木	宏壽君	自民
	武部	新君	自民		津島	淳君	自民
	辻	清人君	自民		冨樫	博之君	自民
	中川	俊直君	自民		中谷	元君	自民
	中谷	真一君	自民		永山	文雄君	自民
	西銘	恒三郎君	自民		野中	厚君	自民
	橋本	英教君	自民		藤井	比早之君	自民
	船橋	利実君	自民		前田	一男君	自民
	牧島	かれん君	自民		宮内	秀樹君	自民
	湯川	一行君	自民		枝野	幸男君	民主
	奥野	総一郎君	民主		岸本	周平君	民主
	玉木	雄一郎君	民主		井上	英孝君	維新
	中丸	啓君	維新		馬場	伸幸君	維新
	石井	啓一君	公明		岡本	三成君	公明
	大熊	利昭君	みんな		林	宙紀君	結い
	赤嶺	政賢君	共産		村上	史好君	生活

(2) 設置の目的

海賊行為への対処並びに国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動等の諸問題を調査するため

(3) 議案審査

付託された議案はなかった。

(4) 国政調査

国政調査では、質疑、決議及び視察が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○　主な質疑内容

・　ソマリア沖・アデン湾での海賊発生件数が減少する一方で不審船目撃回数が減少していない現状においては海賊対処行動から我が国は撤退すべきではないという認識に対する外務大臣及び防衛大臣の見解
・　テロの背景たり得る「恨み」を解消する役目を我が国が担う必要性に関する外務大臣の認識
・　海外での武力行使が我が国に対する国際テロのリスク増大に繋がる可能性に関する防衛大臣の見解
・　2020年の東京オリンピック及び2016年の主要国首脳会議（サミット）等我が国の国際的重要行事におけるテロ対策の進め方に関する外務省の見解
・　ソマリア沖・アデン湾における海賊問題の根本的解決に向けてソマリアに対し我が国が全面的に支援していく必要性に関する外務大臣の見解
・　海賊の疑いのある船舶に対して強制的な臨検を行うことの可否に関する海上保安庁の見解
・　イスラム過激派組織「ボコ・ハラム」による女子生徒集団拉致事案に対する今後の我が国の支援に関する外務大臣の見解

(5) 決議

決議は１件で、その内容は次のとおりである。

イスラム過激派組織「ボコ・ハラム」による拉致事件等に関する件（平成26.6.20）

イスラム過激派組織「ボコ・ハラム」は、ナイジェリア連邦共和国ボルノ州において200名を超える女子生徒を拉致し、未だ生徒たちは解放されておらず、その基本的人権が著しく損なわれている。

また、同組織は、この事件以外にも、首都アブジャ郊外で70名以上が犠牲となる爆弾テロやボルノ州の４集落で数百名が犠牲となる襲撃事件等も起こしている。

かかるテロ行為は、いかなる理由や目的によっても正当化されず、当委員会はあらゆる形態のテロリズムを断固として非難するとともに、一刻も早い女子生徒の解放を要求する。

政府は、ナイジェリア国民及び政府との連帯の決意を新たにするとともに、本件の人道的重要性を十分踏まえ、引き続き国際社会と連携しつつ、今次決定した保健・医療分野での支援策をはじめとする我が国の法制度に基づいた更なる具体的な支援策を決定した上で、実施し、ナイジェリア、ひいては地域の安定に寄与すべきである。

右決議する。

(6) 視察

視察日	視察地名	視 察 目 的	視察委員
平成 26. 5.19	兵庫県	海賊行為への対処並びに国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動等に関する実情調査	10人

23　北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会

【第186回国会】

(1) 委員名簿（25人）

委員長	山本	拓君	自民				
理　事	薗浦	健太郎君	自民	理　事	中山	泰秀君	自民
理　事	御法川	信英君	自民	理　事	山口	泰明君	自民
理　事	義家	弘介君	自民	理　事	鷲尾	英一郎君	民主
理　事	田沼	隆志君	維新	理　事	上田	勇君	公明
	池田	佳隆君	自民		石﨑	徹君	自民
	金子	恵美君	自民		斎藤	洋明君	自民
	新開	裕司君	自民		高木	宏壽君	自民
	中川	郁子君	自民		細田	健一君	自民
	原口	一博君	民主		笠	浩史君	民主
	丸山	穂高君	維新		三宅	博君	維新
	竹内	譲君	公明		中島	克仁君	みんな
	青柳	陽一郎君	結い		笠井	亮君	共産

(2) 設置の目的

北朝鮮による拉致等に関する諸問題を調査し、その対策樹立に資するため

(3) 議案審査

付託された議案はなかった。

(4) 国政調査

国政調査では、質疑及び視察が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○　主な質疑内容

- 北朝鮮に拉致の再調査を要求する場合に日本側が再調査の結果を検証する仕組みの必要性
- 在日朝鮮人の帰還事業で北朝鮮に渡った日本人渡航者の全容把握及び帰国に対する支援の必要性
- 核実験・ミサイル問題が発生した場合の我が国の日朝政府間協議への対応の在り方
- 拉致被害者への今後の支援策
- 自らも帰国を望んでいるよど号犯の逮捕帰国が進まない理由及びその取調べ、手続の進捗状況
- 拉致の可能性を排除できない事案に係る方々を特定するためのＤＮＡ型鑑定用資料の採取について、家族の同意が得られていないケースの対応
- 拉致被害者の死亡情報を北朝鮮が覆すことが重要だという有本恵子さんのご家族の発言を踏まえた拉致問題の全面解決についての拉致問題担当大臣の所見

・　政府や特定失踪者問題調査会が北朝鮮にいる拉致被害者向けに行っている短波放送に対する北朝鮮の妨害電波が平成25年12月頃から止まっている理由についての政府の認識
・　特別調査委員会の設置に関し、設置時期の見込み及び日本側が北朝鮮側に求めている内容
・　「対話と圧力」という対北朝鮮政策の基本方針が維持されていることについての拉致問題担当大臣の見解

(5) 視察

視察日	視察地名	視 察 目 的	視察委員
平成 26. 4.21	新潟県	北朝鮮による拉致問題等に関する実情調査	13人
6. 2	大阪府、兵庫県	北朝鮮による拉致問題等に関する実情調査	10人

【第187回国会】

(1) 委員名簿（25人）

委員長	平沢	勝栄君	自民				
理　事	髙鳥	修一君	自民	理　事	土井	亨君	自民
理　事	原田	義昭君	自民	理　事	山口	泰明君	自民
理　事	義家	弘介君	自民	理　事	大島	敦君	民主
理　事	青柳	陽一郎君	維新	理　事	上田	勇君	公明
	池田	佳隆君	自民		石﨑	徹君	自民
	金子	恵美君	自民		斎藤	洋明君	自民
	新開	裕司君	自民		髙木	毅君	自民
	高木	宏壽君	自民		古屋	圭司君	自民
	細田	健一君	自民		寺島	義幸君	民主
	笠	浩史君	民主		三木	圭恵君	維新
	竹内	譲君	公明		三宅	博君	次世代
	中島	克仁君	みんな		笠井	亮君	共産

(2) 設置の目的

北朝鮮による拉致等に関する諸問題を調査し、その対策樹立に資するため

(3) 議案審査等

付託された議案はなかった。委員会提出法律案は１件で、審査等の概況は、次のとおりである。

北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律の一部を改正する法律案
（北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員長提出、衆法第８号）

○　要旨

北朝鮮当局によって拉致された被害者等が置かれている状況に鑑み、永住被害者及び永住配偶者の老後における所得を補完しその良好かつ平穏な生活の確保に資する等のため、老齢給付金の支給等の施策を講ずるもの

○　内閣の意見の聴取

○　結果

成案・提出決定

《議案審査等一覧》

衆　法

件　　名	提出日	衆　　議　　院					参　議　院		公布日 番　号
		趣　旨 説　明	委　　員　　会			本会議	委員会名 議決日 結　果	本会議	
			付託日 提　案 理　由	質　疑	議 決 日 結　　果	議決日 結　果		議決日 結　果	
北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律の一部を改正する法律案（北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員長提出、衆法第８号）	26.11.14				11.14 成案・提出決定(全) (賛-自民・民主・維新・公明・次世代・みんな・共産)	11.14 可決	拉致特 11.17 可決	11.19 可決	11.27 法123号

【第188回国会】

(1) 委員名簿（25人）

委員長	平沢	勝栄君	自民				
理　事	髙鳥	修一君	自民	理　事	土井	亨君	自民
理　事	原田	義昭君	自民	理　事	山口	泰明君	自民
理　事	義家	弘介君	自民	理　事	大島	敦君	民主
理　事	青柳	陽一郎君	維新	理　事	上田	勇君	公明
	池田	佳隆君	自民		石﨑	徹君	自民
	金子	めぐみ君	自民		斎藤	洋明君	自民
	髙木	毅君	自民		高木	宏壽君	自民
	谷川	とむ君	自民		古田	圭一君	自民
	古屋	圭司君	自民		細田	健一君	自民
	中島	克仁君	民主		福島	伸享君	民主
	笠	浩史君	民主		木内	孝胤君	維新
	竹内	譲君	公明		穀田	恵二君	共産

(2) 設置の目的

北朝鮮による拉致等に関する諸問題を調査し、その対策樹立に資するため

(3) 議案審査

付託された議案はなかった。

24　消費者問題に関する特別委員会

【第186回国会】

(1) 委員名簿（40人）

委員長	山本	幸三君	自民				
理　事	泉原	保二君	自民	理　事	大塚	高司君	自民
理　事	北村	誠吾君	自民	理　事	永岡	桂子君	自民
理　事	原田	憲治君	自民	理　事	郡	和子君	民主
理　事	重徳	和彦君	維新	理　事	古屋	範子君	公明
	秋本	真利君	自民		穴見	陽一君	自民
	小倉	將信君	自民		鬼木	誠君	自民
	金子	恵美君	自民		小島	敏文君	自民
	田畑	毅君	自民		田畑	裕明君	自民
	武井	俊輔君	自民		豊田	真由子君	自民
	比嘉	奈津美君	自民		藤丸	敏君	自民
	藤原	崇君	自民		堀井	学君	自民
	堀内	詔子君	自民		宮崎	謙介君	自民
	宮﨑	政久君	自民		山田	美樹君	自民
	泉	健太君	民主		大西	健介君	民主
	武正	公一君	民主		中根	康浩君	民主
	上西	小百合君	維新		河野	正美君	維新
	清水	鴻一郎君	維新		國重	徹君	公明
	濵地	雅一君	公明		柏倉	祐司君	みんな
	井坂	信彦君	結い		穀田	恵二君	共産
	青木	愛君	生活				

(2) 設置の目的

消費者の利益の擁護及び増進等に関する総合的な対策を樹立するため

(3) 議案審査

付託された議案は、内閣提出法律案１件で、審査の概況は、次のとおりである。

不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律案（内閣提出第54号）

○　要旨

消費者の安全・安心の確保を図るため、国及び都道府県の不当表示等に対する監視指導態勢を強化するとともに、事業者に表示等に係る適正な管理体制の整備を義務付けるほか、地域の消費者を見守るため、関係機関の間で消費生活相談等により得られた情報を共有して利用できる仕組みを創設し、消費生活相談体制を強化するための所要の規定を整備するもの

○　主な質疑内容

・　都道府県の執行体制強化及び国との連携の方策

・　課徴金制度の導入に当たり、消費者被害回復の視点を入れる必要性
・　不実証広告を課徴金の対象とする必要性
・　消費生活相談員資格の国家資格化に伴い消費生活相談員の処遇改善を図る必要性
・　表示等の管理体制整備に際し、中小零細事業者へ配慮する必要性
・　消費者安全確保地域協議会における秘密保持義務
・　消費者行政強化を図るための「あっせん」率向上の必要性とその方策

○　参考人からの意見の聴取

○　審査結果

可決（附帯決議）

《議案審査一覧》

閣　法

件　名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番　号
		趣旨 説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結　果	本会議	
			付託日 提案 理由	質　疑	議決日 結　果	議決日 結　果		議決日 結　果	
不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律案（内閣提出第54号）	26. 3.11	3.28	3.28 4. 3	4.10 4.15 4.17 4.22 5. 8	5. 8 可決（全） （賛-自民・民主・維新・公明・みんな・結い・共産・生活） （附）	5. 9 可決	消費者特 6. 4 可決 （附）	6. 6 可決	6.13 法71号

(4) 国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○　主な質疑内容

・　表示の適正化に向け、景品表示法のガイドラインの周知等を徹底する必要性
・　高齢者被害の予防策についての取組状況
・　インターネット上の仮想通貨ビットコイン問題に対する各関係機関の検討状況
・　独立行政法人国民生活センターの土日祝日消費生活相談業務の外部委託を廃止し、職員を活用する必要性
・　ビッグデータの利活用と個人情報保護の観点からの懸念事項
・　健康食品の機能性表示に係る新制度の導入が消費者トラブルを拡大させる懸念

(5) 参考人

出頭日	職　業	氏　名	審査・調査案件
平成 26. 3.25	日本銀行決済機構局長	青木　周平君	消費者の利益の擁護及び増進等に関する総合的な対策に関する件
	独立行政法人国民生活センター理事長	松本　恒雄君	

出頭日	職　　業	氏　　名	審査・調査案件
4.10	独立行政法人国民生活センター理事長	松本　恒雄君	不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律案（内閣提出）
4.15	一般社団法人日本経済団体連合会専務理事	久保田政一君	
	公益財団法人食の安全・安心財団・理事・事務局長	中村　啓一君	
	甲南大学法科大学院教授 神戸大学名誉教授	根岸　　哲君	
	公益社団法人全国消費生活相談員協会専務理事	増田　悦子君	
4.17	新宿区長	中山　弘子君	
	弁護士	池本　誠司君	
	ＮＰＯ法人高齢社会をよくする女性の会理事長	樋口　恵子君	
4.22	独立行政法人国民生活センター理事長	松本　恒雄君	

（6）議員海外派遣

派遣議員団	派遣期間	派遣国名	派 遣 目 的	派遣議員
衆議院イタリアにおける消費者問題等調査議員団	（閉会中） 平成26. 8.17 ～ 8.24	イタリア	消費者問題に関するイタリア及び国際機関等への調査	５人

【第187回国会】

(1) 委員名簿（40人）

委員長	鴨下　一郎君	自民				
理　事	亀岡　偉民君	自民	理　事	木原　誠二君	自民
理　事	後藤田　正純君	自民	理　事	とかしきなおみ君	自民
理　事	冨岡　勉君	自民	理　事	中根　康浩君	民主
理　事	重徳　和彦君	維新	理　事	古屋　範子君	公明
	秋本　真利君	自民		穴見　陽一君	自民
	小倉　將信君	自民		鬼木　誠君	自民
	金子　恵美君	自民		小島　敏文君	自民
	田畑　毅君	自民		田畑　裕明君	自民
	武井　俊輔君	自民		豊田　真由子君	自民
	比嘉　奈津美君	自民		藤丸　敏君	自民
	藤原　崇君	自民		堀井　学君	自民
	堀内　詔子君	自民		宮崎　謙介君	自民
	宮﨑　政久君	自民		山田　美樹君	自民
	生方　幸夫君	民主		大西　健介君	民主
	近藤　昭一君	民主		柚木　道義君	民主
	井坂　信彦君	維新		上西　小百合君	維新
	岡本　三成君	公明		濵地　雅一君	公明
	田沼　隆志君	次世代		松田　学君	次世代
	佐藤　正夫君	みんな		穀田　恵二君	共産
	村上　史好君	生活			

(2) 設置の目的

消費者の利益の擁護及び増進等に関する総合的な対策を樹立するため

(3) 議案審査

付託された議案は、内閣提出法律案１件で、審査の概況は、次のとおりである。

不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律案（内閣提出第25号）

○　要旨

不当表示規制の抑止力を強化するため、不当表示をした事業者に課徴金を課す制度を導入するとともに、併せて一般消費者の被害の回復を促進する観点から返金措置を実施した事業者に対する課徴金の額の減額等の措置を講ずるもの

○　主な質疑内容

- 課徴金の規模基準を引き下げる必要性
- 課徴金額の算定率を、不当表示がされた商品・役務の売上高の３％とした根拠
- 事業者の注意義務に関して、消費者庁が立証責任を負うこととした理由

○　審査結果

可決（附帯決議）

《議案審査一覧》

閣　法

件　　名	提出日	衆　　議　　院					参　議　院		公布日 番　号
		趣　旨 説　明	委　　員　　会			本会議	委員会名 議決日 結　果	本会議	
			付託日 提　案 理　由	質　疑	議 決 日 結　　果	議決日 結　果		議決日 結　果	
不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律案 （内閣提出第25号）	26.10.24		10.29 10.30	11. 6 11.10	11.10 可決（全） （賛-自民・民主・維新・公明・次世代・みんな・共産・生活） （附）	11.11 可決	消費者特 11.18 可決 （附）	11.19 可決	11.27 法118号

(4) 国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○　主な質疑内容

・　消費者教育に際し、基本方針に基づく施策の進捗状況
・　食品表示基準における製造所固有記号を廃止する必要性
・　商品先物取引における不招請勧誘禁止規定に関する消費者庁の方針
・　中小零細事業者において、消費税増税分の価格転嫁ができていない現状に対する消費者担当大臣の認識
・　脱税で有罪判決を受けた企業からの献金問題に対する消費者担当大臣の見解
・　罰則導入など公益通報者保護法を見直す必要性
・　ＩＴを活用した高齢者見守りシステムの構築の必要性

(5) 参考人

出頭日	職　　業	氏　　名	審査・調査案件
平成 26.10.28	独立行政法人国民生活センター理事長	松本　恒雄君	消費者の利益の擁護及び増進等に関する総合的な対策に関する件

【第188回国会】

(1) 委員名簿（40人）

委員長	鴨下　一郎君	自民				
理　事	亀岡　偉民君	自民	理　事	木原　誠二君	自民
理　事	後藤田　正純君	自民	理　事	とかしきなおみ君	自民
理　事	冨岡　勉君	自民	理　事	中根　康浩君	民主
理　事	重徳　和彦君	維新	理　事	古屋　範子君	公明
	秋本　真利君	自民		穴見　陽一君	自民
	小倉　將信君	自民		鬼木　誠君	自民
	金子　めぐみ君	自民		小島　敏文君	自民
	田畑　裕明君	自民		武井　俊輔君	自民
	豊田　真由子君	自民		比嘉　奈津美君	自民
	藤丸　敏君	自民		藤原　崇君	自民
	古川　康君	自民		堀井　学君	自民
	堀内　詔子君	自民		宮崎　謙介君	自民
	宮﨑　政久君	自民		宮路　拓馬君	自民
	山田　美樹君	自民		大西　健介君	民主
	近藤　昭一君	民主		宮崎　岳志君	民主
	本村　賢太郎君	民主		柚木　道義君	民主
	上西　小百合君	維新		太田　和美君	維新
	高井　崇志君	維新		岡本　三成君	公明
	濵地　雅一君	公明		梅村　さえこ君	共産
	清水　忠史君	共産			

(2) 設置の目的

消費者の利益の擁護及び増進等に関する総合的な対策を樹立するため

(3) 議案審査

付託された議案はなかった。

25　科学技術・イノベーション推進特別委員会

【第186回国会】

(1) 委員名簿（40人）

委員長	竹本　直一君	自民	
理　事	丹羽　秀樹君	自民	
理　事	三原　朝彦君	自民	
理　事	渡辺　博道君	自民	
理　事	伊東　信久君	維新	
	大串　正樹君	自民	
	加藤　寛治君	自民	
	小林　史明君	自民	
	武村　展英君	自民	
	福田　達夫君	自民	
	前田　一男君	自民	
	武藤　容治君	自民	
	八木　哲也君	自民	
	山下　貴司君	自民	
	小川　淳也君	民主	
	津村　啓介君	民主	
	鈴木　義弘君	維新	
	林原　由佳君	維新	
	輿水　恵一君	公明	
	小池　政就君	結い	
	青木　愛君	生活	
理　事	馳　浩君	自民	
理　事	宮下　一郎君	自民	
理　事	福田　昭夫君	民主	
理　事	伊藤　渉君	公明	
	大野　敬太郎君	自民	
	神田　憲次君	自民	
	関　芳弘君	自民	
	渡海　紀三朗君	自民	
	船橋　利実君	自民	
	宮崎　謙介君	自民	
	村井　英樹君	自民	
	簗　和生君	自民	
	山田　賢司君	自民	
	大島　敦君	民主	
	古川　元久君	民主	
	高橋　みほ君	維新	
	伊佐　進一君	公明	
	柏倉　祐司君	みんな	
	宮本　岳志君	共産	

(2) 設置の目的

科学技術、イノベーション推進の総合的な対策を樹立するため

(3) 議案審査

付託された議案はなかった。

(4) 国政調査

国政調査では、質疑、委員派遣及び視察が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○　主な質疑内容

- 科学技術予算が科学技術基本計画で定める目標額に到達しない理由
- 総合科学技術会議が予算編成プロセスを主導するための具体的な方策
- 科学技術・イノベーション政策推進のために科学技術政策担当大臣が果たす司令塔

機能の具体例

・　平成25年度末で終了した最先端研究開発支援プログラム（ＦＩＲＳＴ）の研究課題に対する今後の財政的支援の方針
・　革新的研究開発推進プログラム（ＩｍＰＡＣＴ）のプログラムマネージャーの公募状況及び選考方針
・　戦略的イノベーション創造プログラム（ＳＩＰ）のプログラムディレクターの選任方法及び10課題への予算配分の考え方
・　ＳＴＡＰ細胞論文問題を受けた独立行政法人理化学研究所の状況に対する文部科学省の認識

(5) 参考人

出頭日	職　　業	氏　　名	審査・調査案件
平成 26. 4. 8	独立行政法人宇宙航空研究開発機構理事長	奥村　直樹君	科学技術、イノベーション推進の総合的な対策に関する件
	独立行政法人理化学研究所理事長	野依　良治君	

(6) 委員派遣・視察

①　委員派遣

派遣日	派遣地名	派 遣 目 的	派遣委員
(閉会中) 平成 26. 7.22 ～ 7.23	北海道	科学技術、イノベーション推進の総合的な対策に関する実情調査	６人

②　視察

視察日	視察地名	視 察 目 的	視察委員
平成 26. 6. 9	東京都（立川市、調布市、目黒区）	科学技術、イノベーション推進の総合的な対策に関する実情調査	15人

【第187回国会】

(1) 委員名簿（40人）

委員長	清水	鴻一郎君	維新				
理　事	石原	宏高君	自民	理　事	坂井	学君	自民
理　事	馳	浩君	自民	理　事	三原	朝彦君	自民
理　事	山本	幸三君	自民	理　事	小川	淳也君	民主
理　事	岩永	裕貴君	維新	理　事	伊藤	渉君	公明
	大串	正樹君	自民		大野	敬太郎君	自民
	加藤	寛治君	自民		神田	憲次君	自民
	小林	史明君	自民		小松	裕君	自民
	田中	良生君	自民		武村	展英君	自民
	渡海	紀三朗君	自民		福田	達夫君	自民
	船橋	利実君	自民		前田	一男君	自民
	宮内	秀樹君	自民		宮崎	謙介君	自民
	村井	英樹君	自民		八木	哲也君	自民
	簗	和生君	自民		山下	貴司君	自民
	山田	賢司君	自民		大串	博志君	民主
	田嶋	要君	民主		細野	豪志君	民主
	前原	誠司君	民主		鈴木	義弘君	維新
	伊佐	進一君	公明		輿水	恵一君	公明
	三宅	博君	次世代		宮沢	隆仁君	次世代
	柏倉	祐司君	みんな		宮本	岳志君	共産
	村上	史好君	生活				

(2) 設置の目的

科学技術、イノベーション推進の総合的な対策を樹立するため

(3) 議案審査

付託された議案はなかった。

(4) 国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○　主な質疑内容

- 職務発明制度の見直しについての政府の検討状況
- 若手研究者及び博士課程の学生への支援の拡充の必要性
- 御嶽山が噴火した９月27日より前に観測された火山性地震の情報の活用状況
- 総合科学技術・イノベーション会議が司令塔機能を十分に果たしているか否かについての科学技術政策担当大臣の見解
- 科学研究費助成事業の利便性の向上及び短期的に成果の表れない研究への支援の必

要性

- 新「宇宙基本計画」の検討における安全保障の観点
- 「はやぶさ２」計画の概要、小惑星探査の重要性及び今後の予算確保の必要性
- 科学技術政策の情報公開の方向性及び詳細な議論を公開する必要性

【第188回国会】

(1) 委員名簿（40人）

委員長	坂本　祐之輔君	維新	
理　事	石原　宏高君	自民	
理　事	馳　浩君	自民	
理　事	山本　幸三君	自民	
理　事	鈴木　義弘君	維新	
	大串　正樹君	自民	
	加藤　寛治君	自民	
	小林　史明君	自民	
	佐藤　ゆかり君	自民	
	武村　展英君	自民	
	長尾　敬君	自民	
	前田　一男君	自民	
	宮崎　謙介君	自民	
	八木　哲也君	自民	
	山下　貴司君	自民	
	大串　博志君	民主	
	田嶋　要君	民主	
	前原　誠司君	民主	
	吉村　洋文君	維新	
	輿水　恵一君	公明	
	真島　省三君	共産	
理　事	坂井　学君	自民	
理　事	三原　朝彦君	自民	
理　事	小川　淳也君	民主	
理　事	伊藤　渉君	公明	
	大野　敬太郎君	自民	
	神田　憲次君	自民	
	小松　裕君	自民	
	田中　良生君	自民	
	渡海　紀三朗君	自民	
	福田　達夫君	自民	
	宮内　秀樹君	自民	
	村井　英樹君	自民	
	簗　和生君	自民	
	山田　賢司君	自民	
	金子　恵美君	民主	
	細野　豪志君	民主	
	落合　貴之君	維新	
	伊佐　進一君	公明	
	島津　幸広君	共産	

(2) 設置の目的

科学技術、イノベーション推進の総合的な対策を樹立するため

(3) 議案審査

付託された議案はなかった。

26　東日本大震災復興特別委員会

【第186回国会】

(1) 委員名簿（45人）

委員長	秋葉　賢也君	自民			
理　事	あかま　二郎君	自民	理　事	橘　慶一郎君	自民
理　事	寺田　稔君	自民	理　事	長島　忠美君	自民
理　事	西村　明宏君	自民	理　事	黄川田　徹君	民主
理　事	椎木　保君	維新	理　事	高木　美智代君	公明
	石川　昭政君	自民		小田原　潔君	自民
	大久保　三代君	自民		勝沼　栄明君	自民
	門　博文君	自民		菅家　一郎君	自民
	菅野　さちこ君	自民		黄川田　仁志君	自民
	小泉　進次郎君	自民		小林　鷹之君	自民
	今野　智博君	自民		佐々木　紀君	自民
	桜井　宏君	自民		島田　佳和君	自民
	鈴木　憲和君	自民		瀬戸　隆一君	自民
	高橋　ひなこ君	自民		津島　淳君	自民
	冨樫　博之君	自民		中川　俊直君	自民
	橋本　英教君	自民		藤原　崇君	自民
	玄葉　光一郎君	民主		郡　和子君	民主
	階　猛君	民主		福田　昭夫君	民主
	足立　康史君	維新		小熊　慎司君	維新
	三木　圭恵君	維新		村岡　敏英君	維新
	石田　祝稔君	公明		中野　洋昌君	公明
	中島　克仁君	みんな		林　宙紀君	結い
	高橋　千鶴子君	共産		畑　浩治君	生活

(2) 設置の目的

東日本大震災からの復興に当たり、その総合的対策を樹立するため

(3) 議案審査等

付託された議案は、議員提出法律案４件（うち継続審査１件)、委員会提出法律案は１件で、審査等の概況は、次のとおりである。

①　東日本大震災からの復興の推進のための復興整備事業の実施に必要な権利者による土地等の処分の迅速化に関する法律案（黄川田徹君外９名提出、第183回国会衆法第49号）

○　要旨

東日本大震災からの復興の推進に寄与するため、復興整備事業の実施主体による権利者又は権利者の所在が明らかでない土地及び遺産の分割がされていない土地等の権

利者及び権利者の所在の調査の迅速化、不在者財産管理人等の活用を促進するための措置、家庭裁判所の人的体制の充実等について定めることにより、復興整備事業の実施に必要な権利者による土地等の処分の迅速化を図るもの

○　**審査結果**

（審査未了）

②　東日本大震災復興特別区域法の一部を改正する法律案（畑浩治君外４名提出、衆法第４号）

○　**要旨**

復興整備事業の実施の状況に鑑み、復興整備事業に係る土地収用法に規定する緊急使用の期間を更新できることとするとともに、復興整備事業に小規模団地住宅施設整備事業を追加し、小規模団地住宅施設整備事業に係る施設については、都市計画法に規定する一団地の住宅施設とみなすこととする等の措置を講ずるもの

○　**審査結果**

撤回許可

③　東日本大震災復興特別区域法の一部を改正する法律案（長島忠美君外７名提出、衆法第５号）

○　**要旨**

復興整備事業の実施の状況に鑑み、復興整備事業に係る土地収用法に規定する裁決申請書の添付書類の一部を省略することができることとし、復興整備事業に係る同法に規定する緊急使用の期間を１年とするとともに、復興整備事業に小規模団地住宅施設整備事業を追加し、小規模団地住宅施設整備事業に係る施設については、都市計画法に規定する一団地の住宅施設とみなすこととする等の措置を講ずるもの

○　**審査結果**

撤回許可

④　東日本大震災復興特別区域法の一部を改正する法律案（階猛君外２名提出、衆法第13号）

○　**要旨**

復興整備事業の実施の状況に鑑み、その円滑化及び迅速化を図るため、被災関連都道県知事の所轄の下に用地委員会を設置するとともに、補償金の予納に基づく権利取得裁決前の土地の使用、土地に関する権利の取得及び各筆の土地に関する権利に対する損失の補償等の裁決、各人別の損失の補償等の裁決等を内容とする土地の収用又は使用に係る特別の措置を創設するもの

○　**審査結果**

継続審査

⑤　東日本大震災復興特別区域法の一部を改正する法律案（東日本大震災復興特別委員長提出、衆法第17号）

○　**要旨**

復興整備事業の実施の状況に鑑み、復興整備事業に係る土地収用法に規定する裁決申請書の添付書類の一部を省略することができることとし、復興整備事業に係る同法に規定する緊急使用の期間を１年とするとともに、復興整備事業に小規模団地住宅

施設整備事業を追加し、小規模団地住宅施設整備事業に係る施設については、都市計画法に規定する一団地の住宅施設とみなすこととする等の措置を講ずるもの

○　結果

成案・提出決定

《議案審査等一覧》

衆　法

件　　名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番　号
		趣旨 説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結　果	本会議	
			付託日 提案 理由	質　疑	議決日 結　果	議決日 結　果		議決日 結　果	
東日本大震災からの復興の推進のための復興整備事業の実施に必要な権利者による土地等の処分の迅速化に関する法律案（黄川田徹君外９名提出、第183回国会衆法第49号)	(25. 6.24)		26. 1.24		（審査未了）				
東日本大震災復興特別区域法の一部を改正する法律案（畑浩治君外４名提出、衆法第４号)	3.25		4. 2 4. 3		4.16 撤回許可				
東日本大震災復興特別区域法の一部を改正する法律案（長島忠美君外７名提出、衆法第５号)	3.25		4. 2 4. 3		4.16 撤回許可				
東日本大震災復興特別区域法の一部を改正する法律案（階猛君外２名提出、衆法第13号)	4. 2		6.18			6.20 閉会中 審査			
東日本大震災復興特別区域法の一部を改正する法律案（東日本大震災復興特別委員長提出、衆法第17号)	4.16				4.16 成案・提出決定(全) (賛-自民・民主・維新・公明・みんな・結い・共産・生活)	4.17 可決	東日本大震災復興特 4.21 可決	4.23 可決	5. 1 法32号

(4) 国政調査

国政調査では、質疑、決議、委員派遣及び視察が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○　主な質疑内容

・　東京電力福島第一原子力発電所事故に係る風評被害対策において環境放射線量測定の機器や条件、方法等を統一し、測定結果の信頼を確保する必要性

・　復興まちづくりに係る用地取得が速やかに進められるよう、自治体に対してノウハウやマンパワーの提供といった支援を行うことの重要性

・　小児甲状腺がんの発症率は「放射線の影響とは考えにくい」との福島県立医大の結論に対する厚生労働省の見解
・　福島県民の健康調査、健康診断状況及び東京電力福島第一原子力発電所における作業従事者の健康管理状況、被曝管理調査の現状と今後の定期的進め方
・　復興事業に係る用地取得迅速化のための特別措置法の必要性
・　帰還困難区域についての除染計画等を含めた工程表を早期に策定する必要性
・　2020年の東京オリンピック・パラリンピックまでに廃炉に関する一定の目に見える成果を上げることの重要性に対する東京電力の見解
・　東北地方における医学部新設の意義
・　ＪＲ山田線の三陸鉄道への移管について国がＪＲ東日本に対する指導を強化するなど早期復旧に向けた環境整備をする必要性
・　放射性廃棄物の中間貯蔵施設及び最終処分場の建設候補地の選定
・　指定廃棄物の最終処分場を福島県外に設置することの法制化についての検討状況

(5) 決議

決議は１件で、その内容は次のとおりである。

東日本大震災の被災地における復興整備事業の用地取得の更なる迅速化に関する件（平成26.4.16）

政府は、東日本大震災の被災地において、所有者不明、相続未処理、多数共有の土地等円滑に取得が進まない案件が多数存在し、その迅速な確保が喫緊の課題となっていることに鑑み、東日本大震災復興特別区域法の一部を改正する法律の施行に当たっては、以下の点に配慮するものとし、この旨を通達等により適切に関係者に周知、指導するとともに、その運用に遺漏なきを期すべきである。

１　土地収用法による事業認定及び収用裁決申請においては、復興整備事業の円滑かつ迅速な推進の必要性に鑑み、任意交渉を行うことを必須の前提とする運用は行わず、周辺状況等も踏まえ、柔軟に運用すること。

２　本法律により、収用の裁決申請時には、登記簿に現れた土地所有者及び関係人の氏名及び住所を記載すれば足りることとなり、土地調書の添付が不要とされたことにより、このような記載がなされているのみで土地調書が添付されていない段階で、緊急使用の申立、緊急使用の許可に伴う土地所有者等への通知、土地所有者及び関係人に対する支払請求に基づく損失補償の支払がなされる場合が想定される。通知や損失補償支払に当たっての土地所有者等の調査義務については、登記簿、戸籍、住民票等の公簿で確認できる範囲で足りるとするなどの柔軟な運用を行うこと。

３　緊急使用の期間１年が経過してもなお、収用裁決がなされず、緊急使用に係る事業の使用権限が失効してしまうことがないように、不明裁決を柔軟かつ積極的に活用することなどにより、最終的な収用裁決及び必要な場合の公示送達、多数権利者に係る土地や物件の明渡し等の対応に要する期間全体が１年以内に終了するように合理的な範囲内で最大限柔軟かつ効率的な調査、審理等の運用に努めること。

右決議する。

（6）参考人

出頭日	職　　業	氏　　名	審査・調査案件
平成 26. 4. 3	東京電力株式会社代表執行役社長	廣瀬　直己君	東日本大震災復興の総合的対策に関する件

（7）委員派遣・視察

①　委員派遣

派遣日	派遣地名	派 遣 目 的	派遣委員
(閉会中) 平成 26. 8.26 ～ 8.27	北海道	北海道南西沖地震による津波被害からの復興状況等調査	９人

②　視察

視察日	視察地名	視 察 目 的	視察委員
平成 26. 5.28	岩手県	東日本大震災の復旧・復興状況等調査	８人
6.16	第１班　宮城県 第２班　福島県	東日本大震災の復旧・復興状況等調査	第１班 ６人 第２班 ９人

【第187回国会】

(1) 委員名簿（45人）

委員長	伊藤　信太郎君	自民			
理　事	亀岡　　偉民君	自民	理　事	坂井　　学君	自民
理　事	坂本　　剛二君	自民	理　事	橘　　慶一郎君	自民
理　事	土井　　亨君	自民	理　事	黄川田　　徹君	民主
理　事	椎木　　保君	維新	理　事	高木　美智代君	公明
	石川　　昭政君	自民		小田原　　潔君	自民
	大久保　三代君	自民		勝沼　　栄明君	自民
	門　　博文君	自民		菅家　　一郎君	自民
	菅野　さちこ君	自民		黄川田　仁志君	自民
	小泉　進次郎君	自民		小林　　鷹之君	自民
	今野　　智博君	自民		佐々木　　紀君	自民
	桜井　　宏君	自民		島田　　佳和君	自民
	鈴木　　憲和君	自民		瀬戸　　隆一君	自民
	谷　　公一君	自民		津島　　淳君	自民
	冨樫　　博之君	自民		中川　　俊直君	自民
	橋本　　英教君	自民		藤原　　崇君	自民
	玄葉　光一郎君	民主		郡　　和子君	民主
	階　　猛君	民主		福田　　昭夫君	民主
	足立　　康史君	維新		林　　宙紀君	維新
	村岡　　敏英君	維新		赤羽　　一嘉君	公明
	中野　　洋昌君	公明		今村　　洋史君	次世代
	杉田　　水脈君	次世代		中島　　克仁君	みんな
	高橋　千鶴子君	共産		畑　　浩治君	生活

(2) 設置の目的

東日本大震災からの復興に当たり、その総合的対策を樹立するため

(3) 議案審査

付託された議案は、議員提出法律案１件（継続審査）で、審査の概況は、次のとおりである。

東日本大震災復興特別区域法の一部を改正する法律案（階猛君外２名提出、第186回国会衆法第13号）

○　要旨

（第186回国会参照）

○　審査結果

（解散のため本院において審査未了）

《議案審査一覧》

衆　法

件　　名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番　号
		趣　旨 説　明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結　果	本会議	
			付託日 提　案 理　由	質　疑	議決日 結　果	議決日 結　果		議決日 結　果	
東日本大震災復興特別区域法の一部を改正する法律案（階猛君外２名提出、第186回国会衆法第13号）	(26. 4. 2)		26. 9.29		（審査未了）				

(4) 国政調査

国政調査では、質疑及び視察が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○　主な質疑内容

・　住民の意向の変化に沿った様々な計画の見直しについての政府の方針
・　集中復興期間終了後の予算及び財政措置についての復興大臣の所見
・　子ども被災者支援法の基本方針に基づく各省庁の施策の実施状況を復興庁が一元的に把握し、公表する必要性
・　福島県を燃料デブリの取出し及び処理作業の研究開発拠点に位置付ける必要性
・　低迷する福島県の県民健康調査の回答率・受診率を向上させるため、訪問調査を行えるようにするなど国が積極的に支援をする必要性
・　宮城県や栃木県の指定廃棄物最終処分場の候補地選定手続についての復興大臣の見解
・　資材や人件費の高騰に伴い住宅建設に係る新たな支援を行うことについての復興大臣の見解
・　被災地において新たなまちづくりが進まないことが、仮設住宅からの退去が遅れる原因となっている可能性

(5) 視察

視察日	視察地名	視　察　目　的	視察委員
平成 26.11.10	岩手県	東日本大震災の復旧・復興状況等調査	10人
11.17	第１班　宮城県 第２班　福島県	東日本大震災の復旧・復興状況等調査	第１班 ２人 第２班 ６人

【第188回国会】

(1) 委員名簿（45人）

委員長	伊藤　信太郎君	自民				
理　事	亀岡　　偉民君	自民	理　事	菅家　　一郎君	自民
理　事	坂井　　学君	自民	理　事	橘　　慶一郎君	自民
理　事	土井　　亨君	自民	理　事	黄川田　　徹君	民主
理　事	小熊　　慎司君	維新	理　事	高木　美智代君	公明
	石川　　昭政君	自民		小田原　　潔君	自民
	尾身　　朝子君	自民		加藤　　鮎子君	自民
	勝沼　　栄明君	自民		門　　博文君	自民
	木村　　弥生君	自民		黄川田　仁志君	自民
	小泉　進次郎君	自民		小林　　鷹之君	自民
	今野　　智博君	自民		佐々木　　紀君	自民
	島田　　佳和君	自民		鈴木　　憲和君	自民
	鈴木　　隼人君	自民		瀬戸　　隆一君	自民
	谷　　公一君	自民		津島　　淳君	自民
	冨樫　　博之君	自民		中川　　俊直君	自民
	橋本　　英教君	自民		藤原　　崇君	自民
	逢坂　　誠二君	民主		玄葉　光一郎君	民主
	郡　　和子君	民主		階　　猛君	民主
	中島　　克仁君	民主		福田　　昭夫君	民主
	足立　　康史君	維新		升田　世喜男君	維新
	吉田　　豊史君	維新		赤羽　　一嘉君	公明
	中野　　洋昌君	公明		真山　　祐一君	公明
	高橋　千鶴子君	共産		畠山　　和也君	共産

(2) 設置の目的

東日本大震災からの復興に当たり、その総合的対策を樹立するため

(3) 議案審査

付託された議案はなかった。

27　原子力問題調査特別委員会

【第186回国会】

(1) 委員名簿（40人）

委員長	森	英介君	自民		
理　事	塩崎	恭久君	自民	理　事	鈴木	馨祐君	自民
理　事	鈴木	淳司君	自民	理　事	宮下	一郎君	自民
理　事	山際	大志郎君	自民	理　事	中川	正春君	民主
理　事	足立	康史君	維新	理　事	江田	康幸君	公明
	うえの賢一郎君		自民		大島	理森君	自民
	川田	隆君	自民		菅家	一郎君	自民
	菅野	さちこ君	自民		北村	茂男君	自民
	佐々木	紀君	自民		齋藤	健君	自民
	白石	徹君	自民		新谷	正義君	自民
	中村	裕之君	自民		丹羽	秀樹君	自民
	額賀	福志郎君	自民		細田	健一君	自民
	細田	博之君	自民		宮澤	博行君	自民
	簗	和生君	自民		渡辺	孝一君	自民
	荒井	聰君	民主		生方	幸夫君	民主
	辻元	清美君	民主		馬淵	澄夫君	民主
	小熊	慎司君	維新		木下	智彦君	維新
	西田	譲君	維新		斉藤	鉄夫君	公明
	中野	洋昌君	公明		山内	康一君	みんな
	椎名	毅君	結い		笠井	亮君	共産
	玉城	デニー君	生活				

(2) 設置の目的

原子力に関する諸問題を調査するため

(3) 議案審査

本委員会は「『原子力問題調査特別委員会』の設置に関する申合せ」（平成25年１月24日議院運営委員会理事会）により、法律案を付託しての審査は行わないこととされている。

(4) 国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○　主な質疑内容

・　新規制基準に基づく適合性審査において九州電力株式会社川内原子力発電所（以下「川内原発」という。）を優先的に審査することとした理由及び他の原発の適合性審査に遅れが生じるおそれ

・　火砕流の危険性に対する新規制基準の考え方及び川内原発の適合性審査で桜島が噴火した場合における火砕流の影響の考慮の現状
・　適合性審査の効率化のための具体策
・　関係自治体が原発事故の際の避難計画を策定することを原発再稼働の要件とする必要性
・　原発再稼働に向け立地自治体及び周辺自治体の理解を得るために国が行う具体的取組
・　函館市が提起した電源開発株式会社大間原子力発電所（青森県大間町）の建設差止訴訟の法的影響
・　海外の原子力規制機関と比較した場合の現在の原子力規制委員会の人数、人材、検査体制等に対する同委員会委員長の評価
・　原発のテロ対策や核セキュリティ対策の重要性についての原子力規制委員会委員長の見解
・　東京電力福島第一原子力発電所の汚染水対策の今後の取組方針
・　廃炉を促進するための体制整備の必要性

（閉会中審査）

・　現在の原子力規制委員会が合議制の委員会として機能していないおそれ
・　川内原発の適合性審査において火山についての議論を積極的に行う必要性
・　原発再稼働を国の責任で行う必要性

（5）参考人

出頭日	職　　業	氏　　名	審査・調査案件
平成 26. 4. 3	東京電力株式会社代表執行役社長	廣瀬　直己君	原子力問題に関する件
4.17	東京電力株式会社代表執行役副社長	相澤　善吾君	
4.24	東京電力株式会社代表執行役副社長	山口　　博君	
5.29	東京大学公共政策大学院非常勤講師	諸葛　宗男君	原子力問題に関する件（原子力規制行政の在り方）
	21世紀政策研究所研究主幹 ＮＰＯ法人国際環境経済研究所所長	澤　　昭裕君	
	東京工業大学特任教授	西脇　由弘君	
	東京大学名誉教授	井野　博満君	
6. 5	東京大学大学院工学系研究科教授	岡本　孝司君	
	前福島県知事	佐藤榮佐久君	
	福島県南相馬市長	桜井　勝延君	
	東京大学公共政策大学院特任准教授	松浦　正浩君	

出頭日	職　　業	氏　　名	審査・調査案件
(閉会中) 8. 7	東京電力株式会社代表執行役社長	廣瀬　直己君	原子力問題に関する件

【第187回国会】

(1) 委員名簿（40人）

委員長	吉野	正芳君	自民				
理　事	岸	信夫君	自民	理　事	齋藤	健君	自民
理　事	鈴木	馨祐君	自民	理　事	鈴木	淳司君	自民
理　事	牧原	秀樹君	自民	理　事	辻元	清美君	民主
理　事	椎名	毅君	維新	理　事	赤羽	一嘉君	公明
	金子	万寿夫君	自民		川田	隆君	自民
	菅家	一郎君	自民		菅野	さちこ君	自民
	佐々木	紀君	自民		斎藤	洋明君	自民
	白石	徹君	自民		新谷	正義君	自民
	助田	重義君	自民		髙木	毅君	自民
	髙鳥	修一君	自民		津島	淳君	自民
	中村	裕之君	自民		額賀	福志郎君	自民
	細田	健一君	自民		細田	博之君	自民
	宮澤	博行君	自民		簗	和生君	自民
	荒井	聰君	民主		奥野	総一郎君	民主
	田嶋	要君	民主		若井	康彦君	民主
	今井	雅人君	維新		小熊	慎司君	維新
	中野	洋昌君	公明		樋口	尚也君	公明
	今村	洋史君	次世代		西田	譲君	次世代
	柏倉	祐司君	みんな		笠井	亮君	共産
	青木	愛君	生活				

(2) 設置の目的

原子力に関する諸問題を調査するため

(3) 議案審査

本委員会は「『原子力問題調査特別委員会』の設置に関する申合せ」（平成25年１月24日議院運営委員会理事会）により、法律案を付託しての審査は行わないこととされている。

(4) 国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○　主な質疑内容

- 原子力規制委員会の独立性における外部とのコミュニケーションの在り方
- 原子力発電所の敷地内破砕帯の調査に関する有識者会合の法的位置付けが不明確であることにより、公平性、公正性及び透明性に疑義が生じるおそれ
- 地域住民の避難に対する原子力事業者の法的責任についての東京電力の見解
- 原子力発電所の再稼働において自治体等による同意のプロセスや対象を法的に定め

る必要性
・　原子力災害対策指針の「原子力事業者が、災害の原因である事故等の収束に一義的な責任を有する」との規定と九州電力川内原子力発電所の再稼働に向けて経済産業大臣の「国が責任を持つ」旨の発言との関係
・　鹿児島県議会での九州電力幹部の破局的噴火の兆候に関する「数十年のオーダーでわかる」旨の発言の科学的な適格性
・　東京電力福島第一原子力発電所における原子炉建屋海側の地下トンネル（トレンチ）内の凍土壁事業の進捗状況及びトレンチ内の汚染水の除去の見通し
・　使用済核燃料の中間貯蔵施設建設等の具体的見通し

(5) 参考人

出頭日	職　　業	氏　　名	審査・調査案件
平成 26.11. 6	東京電力株式会社常務執行役	姉川　尚史君	原子力問題に関する件

【第188回国会】

(1) 委員名簿（40人）

委員長	吉野	正芳君	自民			
理　事	岸	信夫君	自民	理　事	齋藤	健君　自民
理　事	白石	徹君	自民	理　事	鈴木	淳司君　自民
理　事	牧原	秀樹君	自民	理　事	辻元	清美君　民主
理　事	今井	雅人君	維新	理　事	赤羽	一嘉君　公明
	大西	宏幸君	自民		金子	万寿夫君　自民
	菅家	一郎君	自民		佐々木	紀君　自民
	斎藤	洋明君	自民		新谷	正義君　自民
	助田	重義君	自民		鈴木	馨祐君　自民
	髙木	毅君	自民		髙鳥	修一君　自民
	津島	淳君	自民		中村	裕之君　自民
	額賀	福志郎君	自民		細田	健一君　自民
	細田	博之君	自民		前川	恵君　自民
	宮澤	博行君	自民		簗	和生君　自民
	若狭	勝君	自民		荒井	聰君　民主
	奥野	総一郎君	民主		黒岩	宇洋君　民主
	佐々木	隆博君	民主		田嶋	要君　民主
	木下	智彦君	維新		篠原	豪君　維新
	初鹿	明博君	維新		中野	洋昌君　公明
	樋口	尚也君	公明		塩川	鉄也君　共産
	藤野	保史君	共産			

(2) 設置の目的

原子力に関する諸問題を調査するため

(3) 議案審査

本委員会は「『原子力問題調査特別委員会』の設置に関する申合せ」（平成25年１月24日議院運営委員会理事会）により、法律案を付託しての審査は行わないこととされている。

28　地方創生に関する特別委員会

【第187回国会】

(1) 委員名簿（40人）

委員長	鳩山	邦夫君	自民				
理　事	後藤	茂之君	自民	理　事	新藤	義孝君	自民
理　事	土屋	正忠君	自民	理　事	寺田	稔君	自民
理　事	義家	弘介君	自民	理　事	渡辺	周君	民主
理　事	重徳	和彦君	維新	理　事	石田	祝稔君	公明
	伊藤	忠彦君	自民		伊藤	達也君	自民
	石川	昭政君	自民		加藤	寛治君	自民
	金子	万寿夫君	自民		金子	恵美君	自民
	河村	建夫君	自民		木原	稔君	自民
	坂井	学君	自民		鈴木	俊一君	自民
	鈴木	淳司君	自民		瀬戸	隆一君	自民
	高木	宏壽君	自民		とかしきなおみ君		自民
	林	幹雄君	自民		福井	照君	自民
	宮川	典子君	自民		宮腰	光寛君	自民
	小川	淳也君	民主		後藤	祐一君	民主
	近藤	洋介君	民主		篠原	孝君	民主
	小熊	慎司君	維新		村岡	敏英君	維新
	稲津	久君	公明		濱村	進君	公明
	桜内	文城君	次世代		中丸	啓君	次世代
	佐藤	正夫君	みんな		宮本	岳志君	共産
	畑	浩治君	生活				

(2) 設置の目的

地方創生に関する総合的な対策を樹立するため

(3) 議案審査

付託された議案は、内閣提出法律案３件及び議員提出法律案１件で、審査の概況は、次のとおりである。

①　まち・ひと・しごと創生法案（内閣提出第１号）

○　要旨

我が国における急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくためには、まち・ひと・しごと創生が重要となっていることに鑑み、まち・ひと・しごと創生について、基本理念、国等の責務、まち・ひと・しごと創生総合戦略の作成等を定めるとともに、まち・ひと・しごと創生本部を設置しようとするもの

○　**主な質疑内容**（①及び②の２件について）

・　これまでの地域活性化施策と今回の地方創生の取組との相違についての地方創生担当大臣の見解

・　東京一極集中及び我が国の人口減少の現状に対し、まち・ひと・しごと創生法案及び地域再生法の一部を改正する法律案が与える影響についての地方創生担当大臣の見解

・　地方の自主的な取組を支援するため、ソフト事業に対する新型の交付金を設けるべきとの考えに対する内閣総理大臣の見解

○　**参考人からの意見の聴取**

○　**委員派遣及び意見陳述者からの意見の聴取**

○　**審査結果**

可決

②　地域再生法の一部を改正する法律案（内閣提出第２号）

○　**要旨**

地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、地域再生計画の認定の申請をしようとする地方公共団体による政府が講ずべき新たな措置に関する提案制度を創設するほか、認定地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置の追加等を行おうとするもの

○　**主な質疑内容**

（①参照）

○　**参考人からの意見の聴取**

○　**委員派遣及び意見陳述者からの意見の聴取**

○　**審査結果**

可決

③　国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案（内閣提出第31号）

○　**要旨**

産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する施策の総合的かつ集中的な推進を図るため、公立国際教育学校等管理事業に係る学校教育法等の特例措置その他の国家戦略特別区域に係る法律の特例に関する措置の追加等を行うとともに、経済社会の構造改革及び地域の活性化を図るため、民間事業者による公社管理道路運営事業に係る道路整備特別措置法等の特例措置その他の構造改革特別区域に係る法律の特例に関する措置を追加しようとするもの

○　**主な質疑内容**

・　本法律案に基づく公立国際教育学校等管理事業が我が国の教育水準の向上に及ぼす影響についての文部科学大臣の見解

○　**審査結果**

（解散のため本院において審査未了）

④　国と地方公共団体との関係の抜本的な改革の推進に関する法律案（馬淵澄夫君外７名提出、衆法第４号）

○　要旨

国と地方公共団体との関係の抜本的な改革を推進するため、当該改革に関する基本理念等について定めるもの

○　主な質疑内容

・　地方の自立に向けて中央集権体制を見直し、道州制を含めた地方分権を推進する必要があるとの意見に対する提出者の見解

○　審査結果

否決

《議案審査一覧》

閣　法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
まち・ひと・しごと創生法案（内閣提出第１号）	26. 9.29	10.14	10.14 10.14	10.15 10.17 10.22(地公) 10.29 ～ 10.31 11. 5	11. 5 可決(多) (賛-自民・公明・次世代) (反-民主・維新・みんな・共産・生活)	11. 6 可決	地方創生特 11.19 可決	11.21 可決	11.28 法136号
地域再生法の一部を改正する法律案（内閣提出第２号）	9.29	10.14	10.14 10.14	10.15 10.17 10.22(地公) 10.29 ～ 10.31 11. 5	11. 5 可決(多) (賛-自民・公明・次世代) (反-民主・維新・みんな・共産・生活)	11. 6 可決	地方創生特 11.19 可決	11.21 可決	11.28 法128号
国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案（内閣提出第31号）	10.31		11.10 11.11	11.13	（審査未了）				

衆　法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
国と地方公共団体との関係の抜本的な改革の推進に関する法律案（馬淵澄夫君外７名提出、衆法第４号）	26.10.31		11. 4 11. 5	11. 5	11. 5 否決(少) (賛-民主・維新・みんな・生活) (反-自民・公明・次世代・共産)	11. 6 否決			

（4）参考人・意見陳述者

①　参考人

出頭日	職　　業	氏　　名	審査・調査案件
平成 26.10.30	富山市長	森　　雅志君	まち・ひと・しごと創生法案（内閣提出） 地域再生法の一部を改正する法律案（内閣提出）
	一橋大学大学院法学研究科教授	辻　　琢也君	
	公益財団法人地方自治総合研究所所長	辻山　幸宣君	
	前横手市長	五十嵐忠悦君	

②　意見陳述者

期日	場所	職　　業	氏　　名	意見を聴取した問題
平成 26.10.22	徳島県	特定非営利活動法人グリーンバレー理事長	大南　信也君	まち・ひと・しごと創生法案（内閣提出）及び地域再生法の一部を改正する法律案（内閣提出）について
		株式会社いろどり代表取締役社長	横石　知二君	
		特定非営利活動法人どりーまぁサービス理事長	山口　浩志君	
		徳島県知事	飯泉　嘉門君	

（5）委員派遣

派遣日	派遣地名	派 遣 目 的	派遣委員
平成 26.10.22	徳島県	まち・ひと・しごと創生法案（内閣提出）及び地域再生法の一部を改正する法律案（内閣提出）の審査	15人

地方創生に関する特別委員会（第187回国会）

【第188回国会】

(1) 委員名簿（40人）

委員長	鳩山	邦夫君	自民				
理　事	後藤	茂之君	自民	理　事	新藤	義孝君	自民
理　事	土屋	正忠君	自民	理　事	寺田	稔君	自民
理　事	義家	弘介君	自民	理　事	渡辺	周君	民主
理　事	重徳	和彦君	維新	理　事	石田	祝稔君	公明
	伊藤	忠彦君	自民		伊藤	達也君	自民
	石川	昭政君	自民		小此木	八郎君	自民
	大隈	和英君	自民		加藤	寛治君	自民
	金子	万寿夫君	自民		金子	めぐみ君	自民
	河村	建夫君	自民		木原	稔君	自民
	坂井	学君	自民		鈴木	俊一君	自民
	鈴木	淳司君	自民		瀬戸	隆一君	自民
	高木	宏壽君	自民		とかしきなおみ君		自民
	宮川	典子君	自民		宮腰	光寛君	自民
	宗清	皇一君	自民		小川	淳也君	民主
	後藤	祐一君	民主		近藤	洋介君	民主
	篠原	孝君	民主		寺田	学君	民主
	小熊	慎司君	維新		水戸	将史君	維新
	村岡	敏英君	維新		稲津	久君	公明
	濱村	進君	公明		田村	貴昭君	共産
	宮本	岳志君	共産				

(2) 設置の目的

地方創生に関する総合的な対策を樹立するため

(3) 議案審査

付託された議案はなかった。

29　政治倫理審査会

【第186回国会】

(1) 委員名簿（25人）

会　長	村上　誠一郎君	自民			
	あべ　　俊子君	自民	越智　　隆雄君	自民
	大塚　　高司君	自民	鈴木　　憲和君	自民
	田野瀬　太道君	自民	永岡　　桂子君	自民
	長島　　忠美君	自民	根本　　幸典君	自民
	平沢　　勝栄君	自民	藤丸　　敏君	自民
	星野　　剛士君	自民	牧島　かれん君	自民
	松野　　博一君	自民	松本　　純君	自民
	三ッ林　裕巳君	自民	御法川　信英君	自民
	後藤　　斎君	民主	古川　　元久君	民主
	山井　　和則君	民主	高橋　　みほ君	維新
	中田　　宏君	維新	西田　　譲君	維新
	漆原　　良夫君	公明	濱村　　進君	公明

(2) 事案審査

事案の審査は行われなかった。

【第187回国会】

(1) 委員名簿（25人）

会　長	村上　誠一郎君	自民			
	伊東　　良孝君	自民	木原　　誠二君	自民
	岸　　信夫君	自民	鈴木　　馨祐君	自民
	鈴木　　憲和君	自民	田野瀬　太道君	自民
	髙木　　毅君	自民	橘　　慶一郎君	自民
	寺田　　稔君	自民	土井　　亨君	自民
	根本　　幸典君	自民	藤丸　　敏君	自民
	星野　　剛士君	自民	牧島　かれん君	自民
	三ッ林　裕巳君	自民	若宮　　健嗣君	自民
	古川　　元久君	民主	横路　　孝弘君	民主
	渡辺　　周君	民主	高橋　　みほ君	維新
	畠中　　光成君	維新	漆原　　良夫君	公明
	富田　　茂之君	公明	中田　　宏君	次世代

(2) 事案審査

事案の審査は行われなかった。

【第188回国会】

(1) 委員名簿（25人）

会　長	村上　誠一郎君	自民	
幹　事	木原　　誠二君	自民	幹　事　岸　　信夫君　自民
幹　事	髙木　　毅君	自民	幹　事　若宮　　健嗣君　自民
幹　事	古川　　元久君	民主	幹　事　牧　　義夫君　維新
幹　事	漆原　　良夫君	公明	伊東　　良孝君　自民
	鈴木　　馨祐君	自民	鈴木　　憲和君　自民
	田野瀬　太道君	自民	橘　　慶一郎君　自民
	土井　　亨君	自民	根本　　幸典君　自民
	藤丸　　敏君	自民	星野　　剛士君　自民
	牧島　かれん君	自民	三ッ林　裕巳君　自民
	緒方　林太郎君	民主	横路　　孝弘君　民主
	渡辺　　周君	民主	水戸　　将史君　維新
	富田　　茂之君	公明	穀田　　恵二君　共産

(2) 事案審査

事案の審査は行われなかった。

第4

憲法審査会

第４　憲法審査会

憲法審査会は、日本国憲法及び日本国憲法に密接に関連する基本法制について広範かつ総合的に調査を行い、憲法改正原案、日本国憲法に係る改正の発議又は国民投票に関する法律案等を審査する機関である。

【第186回国会】

１　委員名簿（50人）

会　長	保利　耕輔君	自民	
幹　事	伊藤　達也君	自民	
幹　事	中谷　元君	自民	
幹　事	平沢　勝栄君	自民	
※幹　事	武正　公一君	民主	
幹　事	北側　一雄君	公明	
	上杉　光弘君	自民	
	大塚　高司君	自民	
	城内　実君	自民	
	佐藤　勉君	自民	
	田中　和徳君	自民	
	棚橋　泰文君	自民	
	西村　明宏君	自民	
	馳　浩君	自民	
	原田　憲治君	自民	
	松本　洋平君	自民	
	保岡　興治君	自民	
	山本ともひろ君	自民	
	長島　昭久君	民主	
	古本　伸一郎君	民主	
	伊東　信久君	維新	
	新原　秀人君	維新	
	三木　圭恵君	維新	
	斉藤　鉄夫君	公明	
	畠中　光成君	結い	
	鈴木　克昌君	生活	
幹　事	齋藤　健君	自民	
幹　事	平井　たくや君	自民	
幹　事	船田　元君	自民	
幹　事	馬場　伸幸君	維新	
	泉原　保二君	自民	
	衛藤　征士郎君	自民	
	大塚　拓君	自民	
	河野　太郎君	自民	
	鈴木　馨祐君	自民	
	高木　宏壽君	自民	
	土屋　正忠君	自民	
	野田　毅君	自民	
	鳩山　邦夫君	自民	
	福井　照君	自民	
	武藤　容治君	自民	
	山下　貴司君	自民	
	枝野　幸男君	民主	
	長妻　昭君	民主	
	細野　豪志君	民主	
	坂本　祐之輔君	維新	
	西野　弘一君	維新	
	大口　善徳君	公明	
	三谷　英弘君	みんな	
	笠井　亮君	共産	

※は、会長代理（平成23年11月17日の憲法審査会幹事会における申合せにより、会長が野党第一党の幹事の中から指名）

２　議案審査

付託された議案は、議員提出法律案２件（うち継続審査１件）で、審査の概況は、次のとおりである。

①　日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案（馬場伸幸君外３名提出、第183回国会衆法第14号）

○　要旨

憲法改正案に係る国民投票の投票権年齢を選挙権年齢等に先行して18歳に引き下げるとともに、専ら憲法改正案に対する賛成若しくは反対の投票等の勧誘又は憲法改正に関する意見の表明等としてなされる公務員の行為について国家公務員法等の規定の適用除外を定めるもの

○　審査結果

撤回許可

②　日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案（船田元君外７名提出、衆法第14号）

○　要旨

改正法施行後４年を経過するまでの間、憲法改正国民投票の投票権年齢を満20年以上とし、選挙権年齢等の引下げについては改正法施行後速やかに必要な法制上の措置を講ずるものとするとともに、公務員の政治的行為の制限に関する特例を定め、あわせて裁判官等の国民投票運動を禁止するほか、憲法改正国民投票以外の国民投票制度について更に検討を加え、必要な措置を講ずるものとするもの

○　主な質疑内容

- 選挙権年齢や成人年齢等の18歳への引下げのための法整備の進め方
- 国家公務員と地方公務員の政治的行為禁止の態様
- 国民投票の対象拡大についての検討の進め方

○　参考人からの意見の聴取

○　審査結果

可決（附帯決議）

《議案審査一覧》

衆　法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨 説明	審査会			本会議	審査会	本会議	
			付託日 提案 理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果	議決日 結果	議決日 結果	
日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案（馬場伸幸君外３名提出、第183回国会衆法第14号）	(25. 5.16)		26. 1.24		4.10 撤回許可				
日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案（船田元君外７名提出、衆法第14号）	4. 8		4.10 4.10	4.17 4.22 4.24 5. 8	5. 8 可決(多) (賛-自民・民主・維新・公明・みんな・結い・生活) (反-共産) (附)	5. 9 可決	6.11 可決 (附)	6.13 可決	6.20 法75号

３　参考人

出頭日	職　　業	氏　　名	審査・調査案件
平成 26. 4.22	特定非営利活動法人Ｒｉｇｈｔｓ代表理事 中央大学商学部特任准教授	高橋　亮平君	日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案（船田元君外７名提出）
	一般社団法人リビジョン代表理事 ティーンズライツムーブメント発起人	斎木　陽平君	
	日本大学法学部教授	百地　　章君	
	弁護士 元自由法曹団幹事長	田中　　隆君	
5. 8	上智大学総合人間科学部教育学科教授	田中　治彦君	
	元慶應義塾大学大学院法学研究科講師	南部　義典君	
	日本自治体労働組合総連合副中央執行委員長	松繁　美和君	
	日本弁護士連合会副会長	水地　啓子君	

４　議員海外派遣

派遣議員団	派遣期間	派遣国名	派 遣 目 的	派遣議員
衆議院欧州各国憲法及び国民投票制度調査議員団	（閉会中） 平成26. 7.16 ～ 7.26	ギリシャ、ポルトガル、スペイン	欧州各国の憲法及び国民投票制度に関する実情調査	７人

【第187回国会】

１　委員名簿（50人）

会　長	保利　耕輔君	自民					
幹　事	中谷　元君	自民		幹　事	根本　匠君	自民
幹　事	平井　たくや君	自民		幹　事	船田　元君	自民
幹　事	古屋　圭司君	自民		幹　事	保岡　興治君	自民
※幹　事	武正　公一君	民主		幹　事	馬場　伸幸君	維新
幹　事	北側　一雄君	公明			石原　伸晃君	自民
	泉原　保二君	自民			上杉　光弘君	自民
	江崎　鐵磨君	自民			衛藤　征士郎君	自民
	熊田　裕通君	自民			河野　太郎君	自民
	佐藤　勉君	自民			櫻田　義孝君	自民
	新藤　義孝君	自民			鈴木　馨祐君	自民
	田中　和徳君	自民			田村　憲久君	自民
	高木　宏壽君	自民			橘　慶一郎君	自民
	棚橋　泰文君	自民			土屋　正忠君	自民
	野田　毅君	自民			鳩山　邦夫君	自民
	平口　洋君	自民			福井　照君	自民
	牧原　秀樹君	自民			山下　貴司君	自民
	若宮　健嗣君	自民			長島　昭久君	民主
	長妻　昭君	民主			古本　伸一郎君	民主
	松本　剛明君	民主			山井　和則君	民主
	伊東　信久君	維新			柿沢　未途君	維新
	畠中　光成君	維新			三木　圭恵君	維新
	斉藤　鉄夫君	公明			濵地　雅一君	公明
	桜内　文城君	次世代			西野　弘一君	次世代
	三谷　英弘君	みんな			笠井　亮君	共産
	鈴木　克昌君	生活				

※は、会長代理（平成23年11月17日の憲法審査会幹事会における申合せにより、会長が野党第一党の幹事の中から指名）

２　議案審査

付託された議案はなかった。

３　国政調査

国政調査では、海外派遣報告及びこれに関連した参加委員からの発言のほか、自由討議及び委員派遣が行われた。主な発言内容及び委員派遣における主な質疑内容は、次のとおりである。

○　主な発言内容

〈海外派遣に参加した委員からの発言及び自由討議〉

・　ギリシャにおける憲法解釈規定変更の難しさ、緊急事態条項の問題点及び歴史教育・

憲法教育の重要性

- ポルトガルにおける憲法裁判所の政治的中立性及び環境権条項の意義
- スペインにおける財政規律条項導入及び憲法と歴史の不可分性

〈「今後の憲法審査会で議論すべきこと」についての自由討議〉

- 憲法における緊急事態、環境権及び財政規律に関する条項創設の必要性の有無
- ９条の在り方及び憲法改正手続の要件緩和の是非
- 一院制を含めた衆参両院の役割分担、選挙制度等国会の在り方
- 選挙権年齢引下げ等に伴う憲法教育の必要性

○　委員派遣における主な質疑内容

〈「改正国民投票法の施行を受けて、これからの憲法審査会に望むこと」について〉

- 憲法改正の発議要件の在り方
- 東日本大震災への対応を踏まえた緊急事態条項創設の必要性の有無
- 学校における憲法教育・政治教育充実の方策
- 環境権を規定する場合の規定の仕方
- 最低投票率制度導入の是非
- 今後の憲法審査会で取り上げるべきテーマ
- 平成26年７月１日の集団的自衛権行使容認に係る閣議決定に対する評価

４　意見陳述者

期日	場所	職　　業	氏　　名	意見を聴取した問題
平成 26.11.17	岩手県	東北大学大学院法学研究科教授	糠塚　康江君	改正国民投票法の施行を受けて、これからの憲法審査会に望むこと
		弁護士	小笠原基也君	
		宮城県議会議員	相沢　光哉君	
		岩手県生活協同組合連合会会長理事	加藤　善正君	
		日本大学名誉教授	小林　宏晨君	

５　委員派遣

派遣日	派遣地名	派 遣 目 的	派遣委員
平成 26.11.17	岩手県	日本国憲法及び日本国憲法に密接に関連する基本法制に関する調査	10人

【第188回国会】

１　委員名簿（50人）

会　長	保岡　興治君	自民	
幹　事	江渡　聡徳君	自民	
幹　事	根本　匠君	自民	
幹　事	船田　元君	自民	
幹　事	武正　公一君	民主	
幹　事	北側　一雄君	公明	
	石原　伸晃君	自民	
	衛藤　征士郎君	自民	
	神田　憲次君	自民	
	河野　太郎君	自民	
	櫻田　義孝君	自民	
	鈴木　馨祐君	自民	
	田村　憲久君	自民	
	橘　慶一郎君	自民	
	土屋　正忠君	自民	
	鳩山　邦夫君	自民	
	牧原　秀樹君	自民	
	若宮　健嗣君	自民	
	鈴木　克昌君	民主	
	長妻　昭君	民主	
	松本　剛明君	民主	
	伊東　信久君	維新	
	初鹿　明博君	維新	
	斉藤　鉄夫君	公明	
	吉田　宣弘君	公明	
	大平　喜信君	共産	
幹　事	寺田　稔君	自民	
幹　事	平井　たくや君	自民	
幹　事	古屋　圭司君	自民	
幹　事	馬場　伸幸君	維新	
	池田　佳隆君	自民	
	江﨑　鐵磨君	自民	
	大野　敬太郎君	自民	
	熊田　裕通君	自民	
	佐藤　勉君	自民	
	新藤　義孝君	自民	
	田中　和徳君	自民	
	高木　宏壽君	自民	
	棚橋　泰文君	自民	
	野田　毅君	自民	
	平口　洋君	自民	
	山下　貴司君	自民	
	岡本　充功君	民主	
	長島　昭久君	民主	
	古本　伸一郎君	民主	
	山井　和則君	民主	
	柿沢　未途君	維新	
	丸山　穂高君	維新	
	濵地　雅一君	公明	
	赤嶺　政賢君	共産	

２　議案審査

付託された議案はなかった。

第5

情報監視審査会

第５　情報監視審査会

情報監視審査会は、行政における特定秘密の保護に関する制度の運用を常時監視するため特定秘密の指定・解除及び適性評価の実施状況について調査を行うとともに、委員会等が行った特定秘密の提出要求に行政機関の長が応じなかった場合に、その判断の適否等を審査するために設置された常設の機関である。

情報監視審査会は、特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）の施行の日（平成26年12月10日）から、国会法第102条の13の規定に基づき各議院に設けられた。

なお、平成26年12月26日（第188回国会会期終了日）の時点では、情報監視審査会の委員の選任はなされていない。

（参考）

情報監視審査会は、国会法等の一部を改正する法律（平成26年法律第86号）に基づいて設置されることとなったものである。

（参照条文）

○国会法（昭和22年法律第79号）（抄）

第11章の４　情報監視審査会

〔情報監視審査会の設置〕

第102条の13　行政における特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」という。）第３条第１項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）の保護に関する制度の運用を常時監視するため特定秘密の指定（同項の規定による指定をいう。）及びその解除並びに適性評価（特定秘密保護法第12条第１項に規定する適性評価をいう。）の実施の状況について調査し、並びに各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会からの第104条第１項（第54条の４第１項において準用する場合を含む。）の規定による特定秘密の提出の要求に係る行政機関の長（特定秘密保護法第３条第１項に規定する行政機関の長をいう。以下同じ。）の判断の適否等を審査するため、各議院に情報監視審査会を設ける。

附　則〔平成26年６月27日法律第86号〕（抄）

（施行期日）

１　この法律は、特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）の施行の日から施行する。〔後略〕

○特定秘密の保護に関する法律の施行期日を定める政令（政令第335号）

内閣は、特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）附則第１条の規定に基づき、この政令を制定する。

特定秘密の保護に関する法律の施行期日は、平成26年12月10日とする。

第6

請願等

第６　請願等

１　請願審議の概況等

【第186回国会】

第186回国会に提出された請願は、2,424件（232種類）であり、このうち件数の多かったものは、「障害者福祉についての新たな法制に関する請願」188件、「腎疾患総合対策の早期確立に関する請願」171件、「肝硬変・肝がん患者の療養支援の推進に関する請願」156件、「教育費負担の公私間格差をなくし、子供たちに行き届いた教育を求める私学助成に関する請願」134件、「難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患の総合対策を求めることに関する請願」122件などであった。

請願者の総数は、1,222万8,394人であった。

６月20日、各委員会及び憲法審査会において請願の審査が行われ、委員会において439件（５種類）の請願が採択の上内閣に送付すべきものと議決された。次いで、同日の本会議において「法務局・更生保護官署・入国管理官署及び少年院施設の増員に関する請願」外438件が採択され、即日これを内閣に送付した。

また、第186回国会に受領し、各委員会及び憲法審査会に参考送付した陳情書は180件、意見書は3,284件であった。

委員会等名	請願						陳情書参考送付	意見書参考送付
	委員会等					本会議		
	付託	採択	議決不要	審査未了	取下	採択		
内閣	226	0	0	226	0	0	27	700
総務	10	0	0	10	0	0	11	203
法務	111	28	9	74	0	28	27	42
外務	50	0	0	50	0	0	9	51
財務金融	235	118	0	117	0	118	6	177
文部科学	270	0	0	270	0	0	11	133
厚生労働	1,192	293	0	899	0	293	27	925
農林水産	9	0	0	9	0	0	5	338
経済産業	56	0	0	56	0	0	9	116
国土交通	83	0	0	83	0	0	11	114
環境	32	0	0	32	0	0	7	217
安全保障	8	0	0	8	0	0	2	6
議院運営	2	0	0	2	0	0	0	0
災害対策特	0	0	0	0	0	0	6	76
倫理選挙特	7	0	0	7	0	0	2	2
沖縄北方特	0	0	0	0	0	0	1	1
青少年特	4	0	0	4	0	0	0	10
拉致問題特	0	0	0	0	0	0	0	18
消費者問題特	1	0	0	1	0	0	4	53
震災復興特	49	0	0	49	0	0	2	32
憲法審査会	79	0	0	79	0	0	13	70
計	2,424	439	9	1,976	0	439	180	3,284

※１　「採択」は「採択の上内閣に送付」を示す。

２　付託された請願、参考送付された陳情書・意見書がない委員会等は掲載していない。

【第187回国会】

第187回国会に提出された請願は、394件（93種類）であり、このうち件数の多かったものは、「事業主報酬制度の早期実現、小規模企業における事業承継税制の創設に関する請願」47件、「海外で戦争する国にする集団的自衛権行使容認反対に関する請願」24件、「憲法の改悪反対、九条を守ることに関する請願」18件、「特定秘密保護法の撤廃に関する請願」16件などであった。

請願者の総数は、168万5,215人であった。

各委員会及び憲法審査会に付託された請願394件（93種類）は、解散のため審査未了となった。

また、第187回国会に受領し、各委員会及び憲法審査会に参考送付した陳情書は162件、意見書は4,852件であった。

委員会等名	請願						陳情書参考送付	意見書参考送付
	委員会等					本会議		
	付託	採択	議決不要	審査未了	取下	採択		
内閣	56	0	0	56	0	0	15	1,083
総務	0	0	0	0	0	0	10	248
法務	21	0	0	21	0	0	17	69
外務	13	0	0	13	0	0	2	23
財務金融	110	0	0	110	0	0	8	90
文部科学	19	0	0	19	0	0	12	547
厚生労働	78	0	0	78	0	0	22	1,323
農林水産	0	0	0	0	0	0	13	622
経済産業	15	0	0	15	0	0	9	145
国土交通	1	0	0	1	0	0	17	89
環境	1	0	0	1	0	0	5	101
安全保障	0	0	0	0	0	0	3	62
議院運営	0	0	0	0	0	0	1	0
災害対策特	0	0	0	0	0	0	5	108
倫理選挙特	4	0	0	4	0	0	2	63
沖縄北方特	0	0	0	0	0	0	1	1
拉致問題特	0	0	0	0	0	0	1	19
消費者問題特	0	0	0	0	0	0	1	3
震災復興特	1	0	0	1	0	0	3	15
地方創生特	0	0	0	0	0	0	1	19
憲法審査会	75	0	0	75	0	0	14	222
計	394	0	0	394	0	0	162	4,852

※１　「採択」は「採択の上内閣に送付」を示す。
　２　付託された請願、参考送付された陳情書・意見書がない委員会等は掲載していない。

【第188回国会】

請願及び陳情書は会期が短いため受理されなかった。

また、各委員会及び憲法審査会に参考送付された意見書は238件であった。

2　採択された請願の概要

【第186回国会】

◇法務委員会

〇法務局・更生保護官署・入国管理官署及び少年院施設の増員に関する請願（12件）

法務局、更生保護官署、入国管理官署、少年院施設の定員を増員されたい。

〇裁判所の人的・物的充実に関する請願（16件）

1　裁判所職員の人的体制を整備すること。

2　裁判所施設を充実させること。

◇財務金融委員会

〇健全な飲酒環境の整備に関する請願（118件）

1　特殊性を有する酒類の危険な価格競争を収束させるべきである。酒類は、致酔性・習慣性を有し、かつ、担税物資である特殊性を有している。酒類の過度な価格競争は、大量飲酒などの社会的問題を招く。さらに、清涼飲料水に近い価格の酒類は、未成年者の飲酒問題につながり、治安の悪化や深刻な家庭内問題などの要因となる。国は、特殊性を有する酒類の危険な価格競争を終わらせるよう努めること。

2　小売酒販組合が行う公益活動は、全酒類小売業者が支えるべきである。社会貢献活動や国への協力を行っている小売酒販組合は、昔ながらの中小零細酒販店によって支えられている。公益活動は、全業者によって運営されなければ不公平であり、国は、全酒類小売業者がともに公益活動を行う仕組みづくりをすること。

3　規制緩和の名目のもと、酒類小売業免許が実質自由化された結果、地域に貢献していた組合員酒販店約７万1,000が倒産・転廃業、約3,700人が自殺・失踪をしている。街の酒屋は、酒類の特殊性を理解し、飲酒環境整備や販売管理の確保に力を注いできた。また、地域の消費者からいただいた利益を地域に還元すべく行っている公益活動は、何にも増して消費者から信頼を得てきた。国は、地域社会を下支えしてきた、中小零細酒販店を狙い撃ちした規制緩和を改め、酒類小売業免許の要件強化の検討をすること。

◇厚生労働委員会

〇腎疾患総合対策の早期確立に関する請願（171件）

1　腎疾患の発症と重症化予防に向けた総合的な対策が進むように努めること。

2　介護が必要な腎臓病患者が介護保険を利用できるように検討すること。とりわけ通院困難な透析患者の通院を保障する体制の公的な整備を検討すること。

3　どこで大災害が発生しても人工透析治療を受けることができるように努めること。

4　腎臓病に対する再生医療の研究が進むように努めること。

〇難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患の総合対策を求めることに関する請願（122件）

1　医療、福祉、年金、介護、就労支援などを含めた総合的な難病対策の実現を急ぐこと。

2　高額療養費制度の見直しを行い、患者負担を軽減すること。生涯にわたって治療を必要とする難病や長期慢性疾患の医療費助成施策の充実を図ること。

3　難病・慢性疾患の子供たちの医療費助成制度の拡充、特別支援教育の充実を進めること。

特に小児慢性特定疾患治療研究事業対象者の大人への移行期支援の充実を図ること。

4　全国どこに住んでいても我が国の進んだ医療が安心して受けられるよう、専門医療の充実を図るとともに、医師、看護師、医療スタッフの不足による医療の地域不平等の解消を急ぐこと。

5　都道府県難病相談・支援センターの活動の充実と患者・家族団体の活動を支援し、難病問題についての国民的な理解を促進するため、全国難病相談・支援センターの設置を検討すること。

【第187回国会】

採択された請願はなかった。

第7

予備的調査

第７　予備的調査

１　予備的調査制度の概要

「予備的調査」とは、衆議院の委員会が行う審査又は調査のために、委員会がいわゆる下調査として衆議院調査局長又は衆議院法制局長に命じて行わせるものであり、平成10年から実施されている。

２　平成26年における予備的調査の概要等

平成26年における予備的調査の命令はなかった。

第8

衆議院改革の動き

第８　衆議院改革の動き

１　議会制度協議会

衆議院改革に係る諸問題については、衆議院議会制度に関する協議会（以下「議会制度協議会」という。）を中心に検討が進められている。

議会制度協議会は、第51回国会昭和41年３月10日の議院運営委員会の決定により設置された。同協議会は、議長の諮問機関として、議院運営委員会の委員長、理事等で構成され、議長及び副議長出席のもと、構成員相互の間で、その時の当面の問題ばかりでなく、議会制度全般の問題について、時には党派の立場を離れて大所高所の観点から率直な意見の交換を行っている。

議会制度協議会においては、これまでに、「国会法の改正問題」「議院の運営上の問題」「政治倫理の問題」「国会の制度改革の問題」等議会制度に関わる各般の問題について幅広く協議されている。

２　衆議院選挙制度に関する調査会

衆議院選挙制度に関する調査会は、衆議院議院運営委員会の議決（平成26年６月19日）に基づき、衆議院選挙制度に関する調査・検討等を行うため、議長の諮問機関として設置された。

同調査会は、有識者の委員15名で構成され、議院運営委員長の陪席のもと、①現行制度を含めた選挙制度の評価（長短所、理想論と実現性）、②各党の総選挙公約にある衆議院議員定数削減の処理、③一票の較差を是正する方途、④現行憲法の下での衆参議院選挙制度の在り方の問題点の諮問事項について、調査、検討し、その意見を集約し議長に答申することとされている。

平成26年においては、９月11日に第１回調査会が開催され、合計４回開催された。

（参考）

衆議院選挙制度に関する調査会

一、調査会の設置

衆議院に、衆議院選挙制度に関する調査・検討等を行うため、有識者による議長の諮問機関を置く。

二、構成

１　調査会は、委員15名程度をもって組織する。

２　委員は、議員以外の学識経験のある者のうちから、議長がこれを委嘱する。

三、諮問事項

１　現行制度を含めた選挙制度の評価（長短所、理想論と実現性）

２　各党の総選挙公約にある衆議院議員定数削減の処理

３　一票の較差を是正する方途

４　現行憲法の下での衆参議院選挙制度の在り方の問題点

四、運営

議院運営委員長はオブザーバーとして陪席し、各会派の代表は求めに応じて出席し、参考意見を述べることができる。

五、答申

１　調査会は、諮問事項について調査、検討し、その意見を集約し議長に答申する。

２　各会派は、調査会の答申を尊重するも

のとする。
３　答申の時期については、現議員の任期を念頭に、立法作業や周知期間を考え答申願う（従って、答申が累次のものとなることも予想される）。

衆議院選挙制度に関する調査会委員名簿

座長　佐々木　毅　明るい選挙推進協会会長、元東京大学総長
荒木　　毅　富良野商工会議所会頭
岩崎美紀子　筑波大学教授
大石　　眞　京都大学教授
大竹　邦実　地域社会ライフプラン協会理事長、元衆議院調査室長
加藤　淳子　東京大学教授
萱野　稔人　津田塾大学教授
小谷真生子　報道キャスター
櫻井　敬子　学習院大学教授
佐藤　祐文　横浜市会議長
曽根　泰教　慶應義塾大学教授
並木　泰宗　日本労働組合総連合会政治局局長
平井　伸治　鳥取県知事
堀籠　幸男　慶應義塾大学特別招聘教授、元最高裁判事
山田　孝男　毎日新聞社特別編集委員

第9

国際交流

第９　国際交流

1　議員海外派遣

平成26年の議員海外派遣は以下のとおりである。

【第185回国会閉会中】

渡航(派遣)期間	国名	派遣の目的	派遣議員名
平成26. 1. 6 ～ 1.10	ミャンマー	ミャンマー議会との交流促進及び政治経済事情調査	逢沢　一郎君、山本　幸三君、渡辺　博道君、中川　正春君、椎木　　保君、輿水　恵一君
1. 7 ～ 1.13	キューバ	キューバ国会との交流促進及び政治経済事情調査	生方　幸夫君、平井たくや君、西村　明宏君
1.12 ～ 1.19	ドイツ 英国 米国	欧米各国の情報機関に対する議会の監視等に関する実情調査	中谷　　元君、平沢　勝栄君、渡辺　　周君、大島　　敦君、三日月大造君、石関　貴史君、山田　　宏君、大口　善徳君、山内　康一君、宮本　岳志君、玉城デニー君
1.13 ～ 1.18	オランダ	オランダ議会との交流促進及び政治経済事情調査	衛藤征士郎君、鈴木　淳司君、宮下　一郎君、藤井　孝男君

【第186回国会開会中】

渡航(派遣)期間	国名	派遣の目的	派遣議員名
平成26. 3.24 ～ 3.25	韓国	大韓民国国会との交流促進	河村　建夫君

【第186回国会閉会中】

渡航(派遣)期間	国名	派遣の目的	派遣議員名
平成26. 6.23 ～ 6.30	チェコ クロアチア	欧州各国における議会制度及び政治経済事情調査	小此木八郎君、笠　　浩史君、中田　　宏君、秋元　　司君、越智　隆雄君

渡航(派遣)期間	国名	派遣の目的	派遣議員名
平成 26. 6.25 ～ 7. 4	インド トルコ ヨルダン アラブ首長国連邦	インド及び中東各国における議会制度及び政治経済事情調査	逢沢　一郎君、平沢　勝栄君、 松野　博一君、泉　　健太君、 石関　貴史君、小宮山泰子君
6.27 ～ 7. 4	ドイツ	ドイツ連邦議会との交流促進及び政治経済事情調査	川崎　二郎君、谷畑　　孝君、 城内　　実君、瀬戸　隆一君
6.29 ～ 7. 9	チェコ オランダ イスラエル ヨルダン ドイツ 英国	欧州・中東各国における政治経済事情調査	佐藤　　勉君、後藤　　斎君、 御法川信英君、大塚　高司君、 薗浦健太郎君
7. 1 ～ 7. 9	イタリア ギリシャ	欧州各国における青少年問題等の実情調査	遠藤　利明君、永岡　桂子君、 鈴木　淳司君、柚木　道義君、 青柳陽一郎君
7. 6 ～ 7.15	ベトナム フィリピン インドネシア	東南アジア各国における安全保障政策等の実情調査	江渡　聡徳君、今津　　寛君、 左藤　　章君、中丸　　啓君、 玉城デニー君、吉川　　元君
7.11 ～ 7.21	エルサルバドル コスタリカ パナマ 米国	中米諸国における国土交通事情等の調査	梶山　弘志君、望月　義夫君、 西村　明宏君、若井　康彦君、 井上　英孝君、伊藤　　渉君、 杉本かずみ君
7.14 ～ 7.22	ベルギー イタリア スイス	欧州各国における社会保障制度及び労働事情等調査	後藤　茂之君、金子　恭之君、 とかしきなおみ君、 山井　和則君、上野ひろし君、 古屋　範子君、中島　克仁君、 井坂　信彦君、高橋千鶴子君
7.16 ～ 7.26	ギリシャ ポルトガル スペイン	欧州各国の憲法及び国民投票制度に関する実情調査	保利　耕輔君、武正　公一君、 船田　　元君、中谷　　元君、 馬場　伸幸君、斉藤　鉄夫君、 笠井　　亮君
7.20 ～ 7.26	インドネシア シンガポール インド	東南アジア各国及びインドにおける経済政策等実情調査	柴山　昌彦君、西川　公也君、 平井たくや君、平　　将明君、 近藤　洋介君、高木美智代君
7.22 ～ 7.30	中国 インドネシア ベトナム ミャンマー	アジア諸国における経済、財政及び政治状況等に関する調査	二階　俊博君、塩崎　恭久君、 石田　祝稔君、林　　幹雄君、 上杉　光弘君、金田　勝年君、 森山　　裕君、萩生田光一君、 杉田　水脈君

渡航(派遣) 期　間	国　　名	派 遣 の 目 的	派 遣 議 員 名
平成 26. 7.27 ～ 8. 2	フィンランド スウェーデン フランス	欧州各国の領土問題を調査するとともに我が国の北方領土問題について理解を求める等	安住　　淳君、宮路　和明君、 西銘恒三郎君
7.29 ～ 8. 5	シンガポール オーストラリア ニュージーランド	アジア大洋州各国の産業・エネルギー事情及び我が国との経済連携に関する取組み等調査	富田　茂之君、塩谷　　立君、 渡辺　博道君、宮下　一郎君、 江田　康幸君
7.30 ～ 8. 3	スリランカ	スリランカ国会との交流促進及び政治経済事情調査	高村　正彦君、竹本　直一君、 山口　泰明君、吉野　正芳君、 小渕　優子君
8.16 ～ 8.27	アラブ首長国連邦 ギリシャ ポルトガル フランス	アラブ首長国連邦、ギリシャ共和国、ポルトガル共和国及びフランス共和国親善訪問	赤松　広隆副議長、 松原　　仁君
8.17 ～ 8.22	フランス ボスニア・ヘルツェゴビナ アルバニア	ボスニア・ヘルツェゴビナ及びアルバニア共和国親善訪問並びに欧州各国の政治経済事情等視察	伊吹　文明議長、 大口　善徳君、黄川田　徹君、 長島　忠美君、あべ　俊子君
8.17 ～ 8.24	イタリア	消費者問題に関するイタリア及び国際機関等への調査	山本　幸三君、北村　誠吾君、 原田　憲治君、中根　康浩君、 上西小百合君
8.17 ～ 8.28	英国 ベルギー ルーマニア トルコ アラブ首長国連邦	欧州及び中東各国における政治経済事情等調査	松本　　純君、小沢　鋭仁君、 うえの賢一郎君、橋本　　岳君
8.18 ～ 8.23	米国	米国における防災対策等の実情調査	坂本　剛二君、福井　　照君、 吉田　　泉君

２　国際会議及び出席議員

平成26年の国際会議及び出席議員は以下のとおりである。

【第185回国会閉会中】

会議期間	開　催　地	会　議　名	出　席　議　員　名
平成 26. 1.12 ～ 1.16	メキシコ （プエルト･バジャルタ）	第22回アジア・太平洋議員フォーラム（ＡＰＰＦ）総会	今村　雅弘君、左藤　　章君、 伊東　良孝君、後藤　祐一君、 中田　　宏君、畑　　浩治君

【第186回国会開会中】

会議期間	開　催　地	会　議　名	出　席　議　員　名
平成 26. 2.27 ～ 2.28	米国 （ワシントン）	第２回ＧＬＯＢＥ気候変動立法サミット	小池百合子君、濱村　　進君
3.17 ～ 3.20	スイス （ジュネーブ）	第130回ＩＰＵ会議	上杉　光弘君、長妻　　昭君、 とかしきなおみ君、 宮沢　隆仁君、國重　　徹君
6. 6 ～ 6. 8	メキシコ （メキシコ・シティ）	第２回ＧＬＯＢＥ世界議員サミット	小池百合子君、あかま二郎君

【第187回国会開会中】

会議期間	開　催　地	会　議　名	出　席　議　員　名
平成 26.10. 7	イタリア （ローマ）	第８回アジア欧州議員会議（ＡＳＥＰ８）	鈴木　俊一君
10.12 ～10.16	スイス （ジュネーブ）	第131回ＩＰＵ会議	上杉　光弘君、福井　　照君、 鷲尾英一郎君、金子　恵美君
10.13	中国 （北京）	第８回日中議会交流委員会・準備会合	逢沢　一郎君、髙木　　毅君、 笠　　浩史君、畠中　光成君、 大口　善徳君

3　国賓・公賓等の国会訪問及び行事

平成26年の国賓・公賓等の国会訪問及び行事は以下のとおりである。

【第186回国会開会中】

来訪日	国公賓等別	賓　　客	行　　事
平成 26. 2.12	参議院招待	パディ・バーク アイルランド上院議長	衆議院議長表敬 参議院議長表敬
2.25	戦略的実務者 招へい （外務省）	ソナム・キンガ ブータン王国上院（国民評議会）議長	衆議院議長表敬 参議院議長表敬
3.18	国　　賓	チュオン・タン・サン ベトナム社会主義共和国主席	衆議院議場演説

【第186回国会閉会中】

来訪日	国公賓等別	賓　　客	行　　事
平成 26. 9.10	参議院招待	モハメッド・シェイク・ビアディラ モロッコ王国参議院議長	衆議院議長表敬 参議院議長表敬

【第187回国会開会中】

来訪日	国公賓等別	賓　　客	行　　事
平成 26. 9.29	戦略的実務者 招へい （外務省）	アドリアノ・ド・ナシメント 東ティモール民主共和国国民議会第一副議長	衆議院副議長表敬 参議院議長表敬
10.23	実務訪問賓客	ギオルギ・マルグヴェラシヴィリ グルジア大統領	衆議院議長表敬
11.19	参議院招待	アシルベク・ジェエンベコフ キルギス共和国議会議長	衆議院議長表敬 参議院議長表敬

チュオン・タン・サン・
ベトナム社会主義共和国主席夫妻歓迎会（衆議院議場）

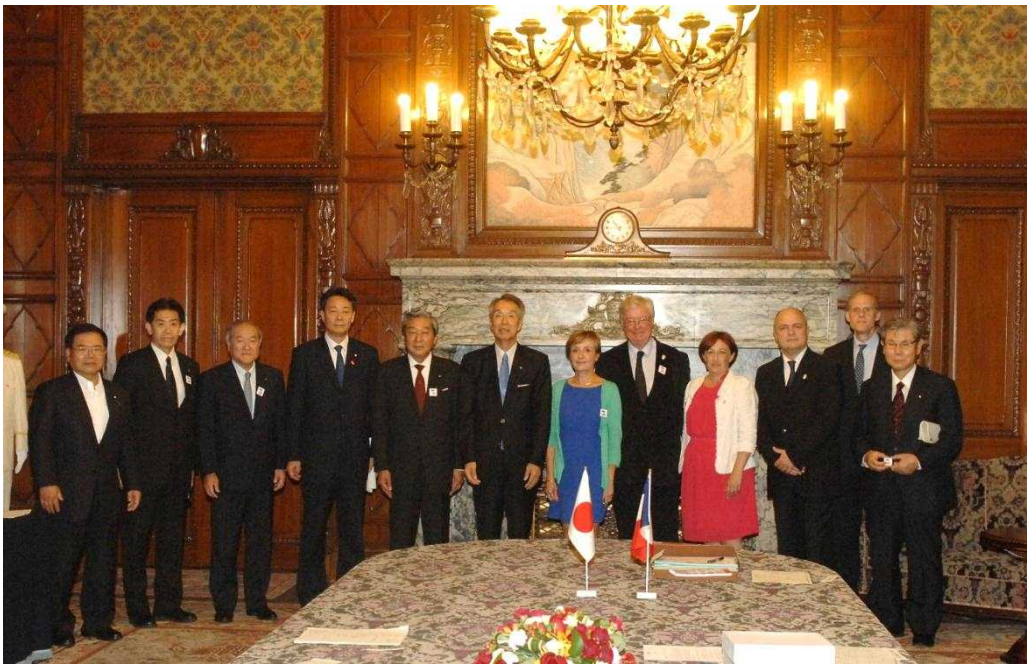

フランス共和国国民議会議員団の
衆議院議長表敬訪問（衆議院議長応接室）

4　正式招待による訪日外国国会議員団

平成26年の正式招待による訪日外国国会議員団は以下のとおりである。

【第186回国会開会中】

議 員 団 名	団長名及び招待人数	滞在期間	招 待 者
スペイン下院議長一行	ヘスス・ポサダ・モレノ スペイン下院議長 外４名	平成 26. 2. 3〜 2. 8	衆議院議長
クウェート国国民議会議員団	カリール・アブドゥラ・アリ・アブドゥラ 国民議会議員 クウェート・日本友好議員連盟会長 外５名	3. 9〜 3.14	衆議院
フランス共和国国民議会議員団	パスカル・ゴー 国民議会議員 仏日友好議員連盟会長 外４名	6.12〜 6.16	衆議院

【第187回国会開会中】

議 員 団 名	団長名及び招待人数	滞在期間	招 待 者
エチオピア連邦民主共和国下院（人民代表議会）議長一行	アバデュラ・ゲメダ 下院（人民代表議会）議長 外９名	平成 26.10.25〜10.30	衆議院議長
大韓民国国会議長一行	鄭義和 国会議長 外９名	10.26〜10.28	衆議院議長
オーストラリア連邦議会議員団	ドン・ランドール 下院議員 豪日友好議員連盟会長 外４名	11. 9〜11.15	衆議院

５　各委員会の委員長又は委員と訪日外国国会議員団等との懇談

平成26年の各委員会の委員長又は委員と訪日外国国会議員団等との懇談は以下のとおりである。

【第186回国会開会中】

来訪日	来　　訪　　者	懇　談　者
平成 26. 2.13	スウェーデン王国国会外務副委員長	外務委員長
3. 4	モンゴル国・国会（国家大会議）経済関係議員団一行	経済産業委員会
4. 8	ペルー共和国国会生産・小規模零細企業・協同組合委員会一行	経済産業委員長
4.14	トルコ共和国大国民議会外交委員会一行	外務委員長
4.22	バーレーン東アジア諸国友好議員委員会一行	外務委員長、安全保障委員長
4.23	バーレーン東アジア諸国友好議員委員会一行	法務委員長

【第186回国会閉会中】

来訪日	来　　訪　　者	懇　談　者
平成 26. 6.25	東ティモール民主共和国国民議会公共事業・運輸・通信委員会（E委員会）一行	国土交通委員長
7. 2	ベトナム社会主義共和国国会国防・治安委員会一行	安全保障委員会
9. 2	フランス共和国国民議会外務委員長	外務委員長
9. 9	東ティモール民主共和国国民議会外交・防衛・安全保障委員会（B委員会）一行	安全保障委員会
9.17	インドネシア共和国国会第２委員会一行	総務委員会

※　懇談者欄の「○○委員会」は、委員長、理事及び委員、「○○委員長」は委員長のみの懇談を表すものである。

国会関係資料

1　各会派所属議員数及び役員一覧

(1) 各会派所属議員数及び会派の動き（召集日現在）

第186回国会
召集日
平成26. 1.24

会派名	議員数
自由民主党	293
民主党・無所属クラブ	55
日本維新の会(注1)	53
公明党	31
みんなの党	9
結いの党(注2)	9
日本共産党	8
生活の党	7
社会民主党・市民連合	2
無所属	13
欠員	0
計	480

第187回国会
召集日
平成26. 9.29

会派名	議員数
自由民主党	294
民主党・無所属クラブ	55
維新の党(注3)	41
公明党	31
次世代の党(注4)	19
みんなの党	9
日本共産党	8
生活の党	7
社会民主党・市民連合	2
無所属	14
欠員	0
計	480

26.11.21 衆議院解散

26.12.14 第四十七回衆議院議員総選挙

- 自由民主党 届出(26.12.17)
- 民主党・無所属クラブ 届出(26.12.17)
- 維新の党 届出(26.12.16)
- 公明党 届出(26.12.17)
- 日本共産党 届出(26.12.16)
- 次世代の党 届出(26.12.16)
- 生活の党 届出(26.12.17)
- 社会民主党・市民連合 届出(26.12.16)

第188回国会
召集日
平成26.12.24

会派名	議員数
自由民主党(注5)	291
民主党・無所属クラブ(注5)	73
維新の党	41
公明党	35
日本共産党	21
次世代の党	2
生活の党(注6)	2
社会民主党・市民連合	2
無所属	8
欠員	0
計	475

（注１）26. 7. 9　日本維新の会、会派解散
（注２）26. 1.23　結いの党、会派結成　26. 7. 9　結いの党、会派解散
（注３）26. 7. 9　日本維新の会・結いの党、会派結成　26. 9.24　日本維新の会・結いの党、「維新の党」に会派名称変更
（注４）26. 7. 9　次世代の党、会派結成
（注５）26.12.24　議長、副議長　会派離脱
（注６）27. 1.14　生活の党、「生活の党と山本太郎となかまたち」に会派名称変更

(2) 衆議院役員等一覧

【第186回国会】

役職名		氏名（会派）	備考
議長		伊吹文明君	
副議長		赤松広隆君	
常任委員長	内閣委員長	柴山昌彦君(自民)	
	総務委員長	高木陽介君(公明)	平成26．9．4　辞任
	法務委員長	江﨑鐵磨君(自民)	
	外務委員長	鈴木俊一君(自民)	
	財務金融委員長	林田彪君(自民)	
	文部科学委員長	小渕優子君(自民)	平成26．9．3　辞任
	厚生労働委員長	後藤茂之君(自民)	
	農林水産委員長	坂本哲志君(自民)	
	経済産業委員長	富田茂之君(公明)	
	国土交通委員長	梶山弘志君(自民)	
	環境委員長	伊藤信太郎君(自民)	
	安全保障委員長	江渡聡徳君(自民)	平成26．9．3　辞任
	国家基本政策委員長	山本公一君(自民)	
	予算委員長	二階俊博君(自民)	平成26．9.17　辞任
	決算行政監視委員長	松浪健太君(維新※)	※平成26．7．9から維結 平成26．9.24から維新
	議院運営委員長	逢沢一郎君(自民)	
	懲罰委員長	高木義明君(民主)	
特別委員長	災害対策特別委員長	坂本剛二君(自民)	平成26．1.24　設置、就任
	政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長	保岡興治君(自民)	同上
	沖縄及び北方問題に関する特別委員長	安住淳君(民主)	同上
	青少年問題に関する特別委員長	遠藤利明君(自民)	同上
	海賊行為への対処並びに国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動等に関する特別委員長	谷畑孝君(維新※)	同上 ※平成26．7．9から維結 平成26．9.24から維新
	北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員長	山本拓君(自民)	平成26．1.24　設置、就任
	消費者問題に関する特別委員長	山本幸三君(自民)	同上
	科学技術・イノベーション推進特別委員長	竹本直一君(自民)	同上
	東日本大震災復興特別委員長	秋葉賢也君(自民)	同上
	原子力問題調査特別委員長	森英介君(自民)	同上
憲法審査会会長		保利耕輔君(自民)	
政治倫理審査会会長		村上誠一郎君(自民)	
事務総長		鬼塚誠君 向大野新治君	平成26．6.20　辞任 同日　就任

【第187回国会】

役職名		氏名（会派）	備考
議長		伊吹文明君	
副議長		赤松広隆君	
常任委員長	内閣委員長	井上信治君（自民）	
	総務委員長	桝屋敬悟君（公明）	
	法務委員長	奥野信亮君（自民）	
	外務委員長	土屋品子君（自民）	
	財務金融委員長	古川禎久君（自民）	
	文部科学委員長	西川京子君（自民）	
	厚生労働委員長	上川陽子君（自民） 渡辺博道君（自民）	平成26.10.21　辞任 同　日　就任
	農林水産委員長	江藤　拓君（自民）	
	経済産業委員長	江田康幸君（公明）	
	国土交通委員長	今村雅弘君（自民）	
	環境委員長	北川知克君（自民）	
	安全保障委員長	北村誠吾君（自民）	
	国家基本政策委員長	宮路和明君（自民）	
	予算委員長	大島理森君（自民）	
	決算行政監視委員長	石関貴史君（維新）	
	議院運営委員長	逢沢一郎君（自民）	
	懲罰委員長	髙木義明君（民主）	
特別委員長	災害対策特別委員長	梶山弘志君（自民）	平成26. 9.29　設置、就任
	政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長	山本　拓君（自民）	同　上
	沖縄及び北方問題に関する特別委員長	松原　仁君（民主）	同　上
	北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員長	平沢勝栄君（自民）	同　上
	消費者問題に関する特別委員長	鴨下一郎君（自民）	同　上
	科学技術・イノベーション推進特別委員長	渡辺博道君（自民） 清水鴻一郎君（維新）	同　上 平成26.10.24　辞任 同　日　就任
	東日本大震災復興特別委員長	伊藤信太郎君（自民）	平成26. 9.29　設置、就任
	原子力問題調査特別委員長	吉野正芳君（自民）	同　上
	地方創生に関する特別委員長	鳩山邦夫君（自民）	平成26.10. 9　設置、就任
憲法審査会会長		保利耕輔君（自民）	
政治倫理審査会会長		村上誠一郎君（自民）	
事務総長		向大野新治君	

【第188回国会】

役職名		氏名（会派）	備考
議長		町村信孝君	
副議長		川端達夫君	
常任委員長	内閣委員長	井上信治君（自民）	
	総務委員長	桝屋敬悟君（公明）	
	法務委員長	奥野信亮君（自民）	
	外務委員長	土屋品子君（自民）	
	財務金融委員長	古川禎久君（自民）	
	文部科学委員長	福井照君（自民）	
	厚生労働委員長	渡辺博道君（自民）	
	農林水産委員長	江藤拓君（自民）	
	経済産業委員長	江田康幸君（公明）	
	国土交通委員長	今村雅弘君（自民）	
	環境委員長	北川知克君（自民）	
	安全保障委員長	北村誠吾君（自民）	
	国家基本政策委員長	逢沢一郎君（自民）	
	予算委員長	大島理森君（自民）	
	決算行政監視委員長	石関貴史君（維新）	
	議院運営委員長	林幹雄君（自民）	
	懲罰委員長	髙木義明君（民主）	
特別委員長	災害対策特別委員長	梶山弘志君（自民）	平成26.12.25　設置、就任
	政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長	山本拓君（自民）	同上
	沖縄及び北方問題に関する特別委員長	松原仁君（民主）	同上
	北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員長	平沢勝栄君（自民）	同上
	消費者問題に関する特別委員長	鴨下一郎君（自民）	同上
	科学技術・イノベーション推進特別委員長	坂本祐之輔君（維新）	同上
	東日本大震災復興特別委員長	伊藤信太郎君（自民）	同上
	原子力問題調査特別委員長	吉野正芳君（自民）	同上
	地方創生に関する特別委員長	鳩山邦夫君（自民）	同上
憲法審査会会長		保岡興治君（自民）	
政治倫理審査会会長		村上誠一郎君（自民）	
事務総長		向大野新治君	

２　閣僚一覧

第　２　次　安　倍　内　閣	（平成24.12.26～26. 9. 3）	備　　考
内　閣　総　理　大　臣	安　倍　晋　三　君（自民）	
内閣法第９条の第１順位指定大臣（副総理） 財　務　大　臣 内　閣　府　特　命　担　当　大　臣 （金融） デフレ脱却・円高対策担当	麻　生　太　郎　君（自民）	
総　務　大　臣 内　閣　府　特　命　担　当　大　臣 （国家戦略特別区域※ 地方分権改革） 地域活性化担当 道州制担当	新　藤　義　孝　君（自民）	※平成25.12.13　就任
法　務　大　臣	谷　垣　禎　一　君（自民）	
外　務　大　臣	岸　田　文　雄　君（自民）	
文　部　科　学　大　臣 教育再生担当 東京オリンピック・パラリンピック担当※	下　村　博　文　君（自民）	※平成25. 9.13　就任
厚　生　労　働　大　臣	田　村　憲　久　君（自民）	
農　林　水　産　大　臣	林　　芳　正　君（自民）	
経　済　産　業　大　臣 内　閣　府　特　命　担　当　大　臣 （原子力損害賠償・廃炉等支援機構※） 原子力経済被害担当 産業競争力担当	茂　木　敏　充　君（自民）	※平成26. 8.18　就任
国　土　交　通　大　臣 水循環政策担当※	太　田　昭　宏　君（公明）	※平成26. 5.20　就任
環　境　大　臣 内　閣　府　特　命　担　当　大　臣 （原子力防災）	石　原　伸　晃　君（自民）	
防　衛　大　臣	小野寺　五　典　君（自民）	
内　閣　官　房　長　官 国家安全保障強化担当	菅　　義　偉　君（自民）	
復　興　大　臣 福島原発事故再生総括担当	根　本　　匠　君（自民）	
国　家　公　安　委　員　会　委　員　長 拉致問題担当 国土強靭化担当 内　閣　府　特　命　担　当　大　臣 （防災）	古　屋　圭　司　君（自民）	
内　閣　府　特　命　担　当　大　臣 （沖縄及び北方対策 科学技術政策　宇宙政策） 情報通信技術（ＩＴ）政策担当 海洋政策・領土問題担当	山　本　一　太　君（自民）	
女性活力・子育て支援担当 内　閣　府　特　命　担　当　大　臣 （消費者及び食品安全 少子化対策　男女共同参画）	森　　まさこ　君（自民）	
経済再生担当 社会保障・税一体改革担当 内　閣　府　特　命　担　当　大　臣 （経済財政政策）	甘　利　　明　君（自民）	
行政改革担当 国家公務員制度担当※ クールジャパン戦略担当 再チャレンジ担当 内　閣　府　特　命　担　当　大　臣 （規制改革）	稲　田　朋　美　君（自民）	※平成26. 5.30　就任

第２次安倍改造内閣	（平成26.9.3～26.12.24）	備考
内閣総理大臣	安倍晋三君（自民）	
内閣法第９条の第１順位指定大臣（副総理） 財務大臣 内閣府特命担当大臣（金融） デフレ脱却担当	麻生太郎君（自民）	
総務大臣	高市早苗君（自民）	
法務大臣	松島みどり君（自民） 上川陽子君（自民）	平成26.10.21　辞任 同日　就任
外務大臣	岸田文雄君（自民）	
文部科学大臣 教育再生担当 東京オリンピック・パラリンピック担当	下村博文君（自民）	
厚生労働大臣	塩崎恭久君（自民）	
農林水産大臣	西川公也君（自民）	
経済産業大臣 産業競争力担当 原子力経済被害担当 内閣府特命担当大臣（原子力損害賠償・廃炉等支援機構）	小渕優子君（自民） 宮沢洋一君（自民）	平成26.10.21　辞任 同日　就任
国土交通大臣 水循環政策担当	太田昭宏君（公明）	
環境大臣 内閣府特命担当大臣（原子力防災）	望月義夫君（自民）	
防衛大臣 安全保障法制担当	江渡聡徳君（自民）	
内閣官房長官 沖縄基地負担軽減担当	菅義偉君（自民）	
復興大臣 福島原発事故再生総括担当	竹下亘君（自民）	
国家公安委員会委員長 拉致問題担当 海洋政策・領土問題担当 国土強靱化担当 内閣府特命担当大臣（防災）	山谷えり子君（自民）	
内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策 科学技術政策　宇宙政策） 情報通信技術（ＩＴ）政策担当 再チャレンジ担当 クールジャパン戦略担当	山口俊一君（自民）	
女性活躍担当 行政改革担当 国家公務員制度担当 内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全　規制改革 少子化対策　男女共同参画）	有村治子君（自民）	
経済再生担当 社会保障・税一体改革担当 内閣府特命担当大臣（経済財政政策）	甘利明君（自民）	
地方創生担当 内閣府特命担当大臣（国家戦略特別区域）	石破茂君（自民）	

第　３　次　安　倍　内　閣	（平成26.12.24～）	備　　考
内　閣　総　理　大　臣	安　倍　晋　三　君（自民）	
内閣法第９条の第１順位指定大臣（副総理） 財　務　大　臣 内　閣　府　特　命　担　当　大　臣 （金融） デフレ脱却担当	麻　生　太　郎　君（自民）	
総　務　大　臣	高　市　早　苗　君（自民）	
法　務　大　臣	上　川　陽　子　君（自民）	
外　務　大　臣	岸　田　文　雄　君（自民）	
文　部　科　学　大　臣 教育再生担当 東京オリンピック・パラリンピック担当	下　村　博　文　君（自民）	
厚　生　労　働　大　臣	塩　崎　恭　久　君（自民）	
農　林　水　産　大　臣	西　川　公　也　君（自民）	
経　済　産　業　大　臣 産業競争力担当 原子力経済被害担当 内　閣　府　特　命　担　当　大　臣 （原子力損害賠償・廃炉等支援機構）	宮　沢　洋　一　君（自民）	
国　土　交　通　大　臣 水循環政策担当	太　田　昭　宏　君（公明）	
環　境　大　臣 内　閣　府　特　命　担　当　大　臣 （原子力防災）	望　月　義　夫　君（自民）	
防　衛　大　臣 安全保障法制担当	中　谷　　元　君（自民）	
内　閣　官　房　長　官 沖縄基地負担軽減担当	菅　　義　偉　君（自民）	
復　興　大　臣 福島原発事故再生総括担当	竹　下　　亘　君（自民）	
国　家　公　安　委　員　会　委　員　長 拉致問題担当 海洋政策・領土問題担当 国土強靱化担当 内　閣　府　特　命　担　当　大　臣 （防災）	山　谷　えり子　君（自民）	
内　閣　府　特　命　担　当　大　臣 （沖縄及び北方対策 消費者及び食品安全 科学技術政策　宇宙政策） 情報通信技術（ＩＴ）政策担当 再チャレンジ担当 クールジャパン戦略担当	山　口　俊　一　君（自民）	
経済再生担当 社会保障・税一体改革担当 内　閣　府　特　命　担　当　大　臣 （経済財政政策）	甘　利　　明　君（自民）	
女性活躍担当 行政改革担当 国家公務員制度担当 内　閣　府　特　命　担　当　大　臣 （規制改革　少子化対策 男女共同参画）	有　村　治　子　君（自民）	
地方創生担当 内　閣　府　特　命　担　当　大　臣 （国家戦略特別区域）	石　破　　茂　君（自民）	

３　議案経過一覧

【第186回国会】

衆議院における議案件数は、

○　予算６件（両院通過６件）
○　条約20件（両院通過17件、日本国憲法第61条の規定により本院の議決が国会の議決となったもの３件）
○　内閣提出法律案85件（成立82件、衆議院継続１件、参議院継続１件、衆議院未了１件（未付託未了））
○　衆議院議員提出法律案88件（成立18件、否決11件、衆議院継続34件、参議院継続３件、衆議院未了９件、撤回13件）
○　参議院議員提出法律案29件（成立３件、参議院継続６件、参議院未了20件（うち未付託未了17件））
○　承諾13件（両院通過９件、衆議院継続４件）
○　承認２件（両院通過１件、衆議院継続１件）
○　決算等14件（委員長報告のとおり議決したもの10件、衆議院継続３件、衆議院未了１件）
○　決議案２件（否決２件）

であった。

	提出件数	両院通過	継続審査		可決	否決	撤回	未了	
			衆議院	参議院				衆議院	参議院
予算	6	6							
条約	18 継続　2	18 継続　2							
閣法	81 継続　4	79 継続　3	継続　1	1				1	
衆法	46 継続 42	18	11 継続 23	3		10 継続　1	3 継続 10	1 継続　8	
参法	29	3		6					20
承諾	4 継続　9	継続　9	4						
承認	1 継続　1	1	継続　1						
決算等	継続 14	(本院議了) 継続 10	継続　3					継続　1	
決議案	2					2			
計	259	139 (本院議了) 10	43	10		13	13	11	20

【第187回国会】

衆議院における議案件数は、

○　条約２件（両院通過２件）

○　内閣提出法律案33件（成立23件、衆議院未了７件（うち未付託未了３件)、参議院未了３件（うち未付託未了２件))

○　衆議院議員提出法律案58件（成立10件、否決１件、衆議院未了46件（うち未付託未了12件)、撤回１件)

○　参議院議員提出法律案13件（成立１件、参議院未了12件（うち未付託未了５件))

○　承諾４件（衆議院未了４件）

○　承認１件（衆議院未了１件）

○　決算等８件（衆議院未了８件（うち未付託未了４件))

であった。

	提出件数	両院通過	継続審査		可決	否決	撤回	未了	
			衆議院	参議院				衆議院	参議院
条約	2	2							
閣法	31 継続　2	21 継続　2						7	3
衆法	21 継続 37	7 継続　3				1	1	12 継続 34	
参法	7 継続　6	1							6 継続　6
承諾	継続　4							継続　4	
承認	継続　1							継続　1	
決算等	4 継続　4							4 継続　4	
計	119	36				1	1	66	15

【第188回国会】

衆議院における議案件数は、

○　衆議院議員提出法律案４件（衆議院継続４件）

○　決算等８件（衆議院継続６件、衆議院未了２件）

であった。

	提出件数	両院通過	継続審査		可決	否決	撤回	未了	
			衆議院	参議院				衆議院	参議院
衆法	4		4						
決算等	継続　8		継続　6					継続　2	
計	12		10					2	

４　委員会に付託されるに至らなかった議案一覧

※　本議案一覧は、衆議院又は参議院に提出された議案のうち、各会期中、本院の委員会に付託されるに至らなかった議案である。

【第186回国会】

閣　法

提出日	議　　案　　名	備　考
平成 26. 3.11	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第56号）	衆議院 未　了

参　法

提出日	議　　案　　名	備　考
平成 26. 1.24	労働基準法等の一部を改正する法律案（小池晃君提出、参法第１号）（予備審査）	参議院 継　続
2.28	国の財務書類等の作成及び財務情報の開示等に関する法律案（尾立源幸君外１名提出、参法第２号）（予備審査）	参議院 未　了
3.26	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案（山田太郎君提出、参法第５号）（予備審査）	参議院 未　了
3.26	農地法の一部を改正する法律案（山田太郎君提出、参法第６号）（予備審査）	参議院 未　了
3.26	労働安全衛生法の一部を改正する法律案（薬師寺みちよ君外１名提出、参法第７号）（予備審査）	参議院 未　了
4.18	児童の通学安全の確保に関する施策の推進に関する法律案（斎藤嘉隆君外９名提出、参法第９号）（予備審査）	参議院 未　了
4.25	会社法の一部を改正する法律案（大久保勉君外６名提出、参法第10号）（予備審査）	参議院 未　了
5.21	戸籍法の一部を改正する法律案（前川清成君外７名提出、参法第11号）（予備審査）	参議院 未　了
5.21	民法の一部を改正する法律案（前川清成君外６名提出、参法第12号）（予備審査）	参議院 未　了
5.21	原子力規制委員会設置法の一部を改正する法律案（大塚耕平君外５名提出、参法第13号）（予備審査）	参議院 継　続
6. 9	特定原子力事業者の経営形態の見直しに関する施策の推進に関する法律案（松田公太君外１名提出、参法第14号）（予備審査）	参議院 未　了
6. 9	被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案（行田邦子君外４名提出、参法第15号）（予備審査）	参議院 未　了
6.11	子ども・若者育成支援推進法の一部を改正する法律案（中曽根弘文君外４名提出、参法第16号）（予備審査）	参議院 未　了
6.12	国家賠償法の一部を改正する法律案（中西健治君外２名提出、参法第17号）（予備審査）	参議院 未　了
6.12	国家公務員の給与の減額措置等による国家公務員の人件費の総額の削減に関する法律案（中西健治君提出、参法第18号）（予備審査）	参議院 未　了

提出日	議　　案　　名	備　考
平成 26. 6.12	政治資金規正法の一部を改正する法律案（松沢成文君提出、参法第19号）（予備審査）	参議院 未　了
6.12	政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律の一部を改正する法律案（中西健治君提出、参法第20号）（予備審査）	参議院 未　了
6.13	インターネット等を通じて国外から行われる役務の提供に対する消費税課税の適正化のための措置に関する法律案（大久保勉君外６名提出、参法第21号）（予備審査）	参議院 未　了
6.13	犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律の一部を改正する法律案（中西健治君外８名提出、参法第22号）（予備審査）	参議院 未　了
6.13	違法な国庫金の支出等に関する監査及び訴訟に関する法律案（中西健治君外６名提出、参法第23号）（予備審査）	参議院 未　了
6.13	歳入庁の設置による内国税並びに労働保険料及び年金保険料等の徴収に関する業務の効率化等の推進に関する法律案（中西健治君外３名提出、参法第24号）（予備審査）	参議院 未　了
6.16	特定秘密の保護に関する法律を廃止する法律案（小池晃君外３名提出、参法第25号）（予備審査）	参議院 未　了
6.16	瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律案（末松信介君外３名提出、参法第26号）（予備審査）	参議院 継　続
6.17	女性の健康の包括的支援に関する法律案（高階恵美子君外３名提出、参法第27号）（予備審査）	参議院 継　続
6.18	脳卒中対策基本法案（尾辻秀久君外３名提出、参法第28号）（予備審査）	参議院 継　続
6.18	臨床検査技師等に関する法律及び医療法の一部を改正する法律案（伊達忠一君外２名提出、参法第29号）（予備審査）	参議院 継　続

【第187回国会】

閣　法

提出日	議　　案　　名	備　考
平成 26.10. 7	特定防衛調達に係る国庫債務負担行為により支出すべき年限に関する特別措置法案（内閣提出第14号）	衆議院 未　了
10.24	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第24号）	衆議院 未　了
10.24	裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第26号）	衆議院 未　了

衆　法

提出日	議　　案　　名	備　考
平成 26.10.22	国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案（松野頼久君外10名提出、衆法第２号）	衆議院 未　了
10.29	北海道観光振興特別措置法案（佐田玄一郎君外５名提出、衆法第３号）	衆議院 未　了

提出日	議　　案　　名	備　考
平成 26.11. 4	社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（今井雅人君外６名提出、衆法第６号）	衆議院 未　了
11. 6	労働者の職務に応じた待遇の確保等のための施策の推進に関する法律案（井坂信彦君外７名提出、衆法第７号）	衆議院 未　了
11.14	特定土砂等の管理、土地の掘削等の規制等に関する法律案（足立康史君外３名提出、衆法第12号）	衆議院 未　了
11.17	領域等の警備に関する法律案（長島昭久君外２名提出、衆法第13号）	衆議院 未　了
11.17	労働基準法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律の一部を改正する法律案（桜内文城君外１名提出、衆法第14号）	衆議院 未　了
11.17	非正規労働者の希望に応じた正規労働者への転換の推進及び労働者の職務に応じた待遇の確保に関する法律案（畑浩治君外１名提出、衆法第15号）	衆議院 未　了
11.18	電気事業法等の一部を改正する法律案（小池政就君外２名提出、衆法第18号）	衆議院 未　了
11.18	農業者戸別所得補償法案（篠原孝君外１名提出、衆法第19号）	衆議院 未　了
11.18	特定秘密の保護に関する法律の一部を改正する法律案（大島敦君外４名提出、衆法第20号）	衆議院 未　了
11.19	公職選挙法等の一部を改正する法律案（船田元君外７名提出、衆法第21号）	衆議院 未　了

参　法

提出日	議　　案　　名	備　考
平成 26. 1.24	労働基準法等の一部を改正する法律案（小池晃君提出、第186回国会参法第１号）	参議院 未　了
5.21	原子力規制委員会設置法の一部を改正する法律案（大塚耕平君外６名提出、第186回国会参法第13号）	参議院 未　了
6.16	瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律案（末松信介君外２名提出、第186回国会参法第26号）	参議院 未　了
6.17	女性の健康の包括的支援に関する法律案（武見敬三君外４名提出、第186回国会参法第27号）	参議院 未　了
6.18	脳卒中対策基本法案（尾辻秀久君外４名提出、第186回国会参法第28号）	参議院 未　了
6.18	臨床検査技師等に関する法律及び医療法の一部を改正する法律案（伊達忠一君外２名提出、第186回国会参法第29号）	参議院 未　了
10.30	インターネット等を通じて国外から行われる役務の提供に対する消費税課税の適正化のための措置に関する法律案（大久保勉君外９名提出、参法第１号）（予備審査）	参議院 未　了
11.14	特定秘密の保護に関する法律等を廃止する等の法律案（小池晃君外３名提出、参法第３号）（予備審査）	参議院 未　了

提出日	議　　案　　名	備　考
平成 26.11.14	国の財務書類等の作成及び財務情報の開示等に関する法律案（尾立源幸君外１名提出、参法第４号）（予備審査）	参議院 未　了
11.14	児童の通学安全の確保に関する施策の推進に関する法律案（斎藤嘉隆君外８名提出、参法第５号）（予備審査）	参議院 未　了
11.14	高等教育に係る家計の負担を軽減するための税制上の措置その他の必要な施策の推進に関する法律案（井上義行君外２名提出、参法第６号）（予備審査）	参議院 未　了
11.14	歳入庁の設置による内国税並びに労働保険料及び年金保険料等の徴収に関する業務の効率化等の推進に関する法律案（中西健治君外４名提出、参法第７号）（予備審査）	参議院 未　了

決算等

提出日	議　　案　　名	備　考
平成 26.11.18	平成25年度一般会計歳入歳出決算 平成25年度特別会計歳入歳出決算 平成25年度国税収納金整理資金受払計算書 平成25年度政府関係機関決算書	未　了
11.18	平成25年度国有財産増減及び現在額総計算書	未　了
11.18	平成25年度国有財産無償貸付状況総計算書	未　了
11.21	日本放送協会平成25年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書	未　了

５　質問主意書一覧

【第186回国会】

衆議院に提出された質問主意書件数は、275件である（経過、質問本文及び答弁本文については、衆議院ホームページ参照）。

番号	提出日	件　　名
1	平成 26. 1.24	国立大学法人京都大学が掲載している求人広告の内容に関する質問主意書（大熊利昭君提出）
2	1.24	中国黒竜江省に安重根記念館が建設されたことに関する質問主意書（鈴木貴子君提出）
3	1.24	特定秘密保護法の法制化に係るプロセスに関する質問主意書（鈴木貴子君提出）
4	1.24	米軍普天間飛行場の辺野古移設に関する質問主意書（鈴木貴子君提出）
5	1.24	東京電力の再建計画に対する政府の認識に関する質問主意書（鈴木貴子君提出）
6	1.24	安倍晋三内閣総理大臣によるソチ冬季五輪開会式への出席に関する質問主意書（鈴木貴子君提出）
7	1.28	ＮＨＫ会長の各種発言に対する政府の見解に関する質問主意書（鈴木貴子君提出）
8	1.28	外務省在外公館が行っている便宜供与に関する質問主意書（鈴木貴子君提出）
9	1.28	タイにおける邦人殺害事件の真相解明に関する質問主意書（鈴木貴子君提出）
10	1.28	ミャンマーにおける邦人殺害事件の真相解明に関する質問主意書（鈴木貴子君提出）
11	1.29	オスプレイ配備に反対する沖縄県民大会実行委員会等から提出された「建白書」に関する質問主意書（照屋寛徳君提出）
12	1.29	医薬品のインターネット販売に関する質問主意書（田沼隆志君提出）
13	1.29	いわゆる「証人テスト」に関する質問主意書（鈴木貴子君提出）
14	1.29	在コンゴ民主共和国日本国大使館における放火事件に関する質問主意書（鈴木貴子君提出）
15	1.29	1992年から1993年にかけての我が国のプルトニウム輸送に係る当時の政府の対応に関する質問主意書（鈴木貴子君提出）
16	1.30	中国による防空識別圏が2010年に我が国に対して提示されていた件に関する質問主意書（鈴木貴子君提出）
17	1.30	外務省在外公館における外国人スタッフの専門職登用の是非に関する質問主意書（鈴木貴子君提出）
18	1.30	辺野古新基地建設に係る個別法、条例に基づく名護市長の許認可権限等に関する質問主意書（照屋寛徳君提出）
19	1.31	東北地方における医学部新設に関する質問主意書（階猛君提出）
20	1.31	「竹島の日」記念式典に関する質問主意書（鈴木貴子君提出）
21	1.31	安倍晋三内閣総理大臣の外遊に関する質問主意書（鈴木貴子君提出）
22	2. 6	外務省報償費がかつて官邸へ上納されていたことに対する安倍晋三内閣の認識等に関する質問主意書（鈴木貴子君提出）
23	2. 6	琉球処分に対する政府の認識等に関する質問主意書（鈴木貴子君提出）
24	2. 6	米軍普天間飛行場の辺野古移設に関する再質問主意書（鈴木貴子君提出）
25	2. 7	領海における無害通航でない航行および領土侵入に関する質問主意書（長島昭久君提出）
26	2. 7	病院における院内調剤と患者の利便性をはかるとされる病院敷地内門前薬局の整合性に関する質問主意書（柚木道義君提出）
27	2. 7	外務省が保管するワインに関する質問主意書（鈴木貴子君提出）
28	2. 7	在ウズベキスタン大使館に配置され所在がわからなくなった日本画に関する質問主意書（鈴木貴子君提出）
29	2.12	中央社会保険医療協議会で提示された「未妥結減算」に関する質問主意書（柚木道義君提出）
30	2.12	医師又は保健師による労働者のストレスの状況を把握するための検査の義務付けに関する質問主意書（小池政就君提出）
31	2.12	ＮＨＫ会長の各種発言に対する政府の見解に関する再質問主意書（鈴木貴子君提出）

番号	提出日	件　　名
32	2.12	外務省在外公館が行っている便宜供与に関する再質問主意書（鈴木貴子君提出）
33	2.12	北方領土と尖閣諸島をめぐるロシアと中国の共闘に対する政府の認識に関する質問主意書（鈴木貴子君提出）
34	2.13	原発の再稼働と地域防災計画に関する質問主意書（菅直人君提出）
35	2.13	北方領土における日ロ首脳会談の実現に関する質問主意書（鈴木貴子君提出）
36	2.14	精神科・心療内科・メンタルクリニックの質の維持と多剤処方についての診療報酬改定に関する質問主意書（小池政就君提出）
37	2.14	在コンゴ民主共和国日本国大使館における放火事件に関する再質問主意書（鈴木貴子君提出）
38	2.14	米国大使による我が国のイルカ漁に対する発言に関する質問主意書（鈴木貴子君提出）
39	2.14	内閣総理大臣の発言に対する政府ホームページの扱いに関する質問主意書（鈴木貴子君提出）
40	2.17	若者の雇用不安を増大させかねない労働者派遣制度の改正に関する質問主意書（山井和則君提出）
41	2.17	難病患者の方の治療の選択の幅を狭めるような特定疾患治療研究事業の運用に関する質問主意書（山井和則君提出）
42	2.19	米軍普天間飛行場の辺野古移設に関する第３回質問主意書（鈴木貴子君提出）
43	2.19	有事の際の我が国への核持ち込みに対する政府の見解に関する質問主意書（鈴木貴子君提出）
44	2.19	外務省報償費がかつて官邸へ上納されていたことに対する安倍晋三内閣の認識等に関する再質問主意書（鈴木貴子君提出）
45	2.20	「普天間飛行場の５年以内運用停止」等に関する質問主意書（照屋寛徳君提出）
46	2.20	「未妥結減算」にかかる赤石厚生労働大臣政務官の発言に関する質問主意書（柚木道義君提出）
47	2.21	外務省の褒賞制度である川口賞に関する質問主意書（鈴木貴子君提出）
48	2.21	外務省在外公館が保有する不動産等に関する質問主意書（鈴木貴子君提出）
49	2.25	瀬戸石ダム水利権更新に関する質問主意書（吉川元君提出）
50	2.25	在コンゴ民主共和国日本国大使館における放火事件に関する第３回質問主意書（鈴木貴子君提出）
51	2.25	米国大使による我が国のイルカ漁に対する発言に関する再質問主意書（鈴木貴子君提出）
52	2.26	外務省が保管するワインに関する再質問主意書（鈴木貴子君提出）
53	2.26	在ウズベキスタン大使館に配置され所在がわからなくなった日本画に関する再質問主意書（鈴木貴子君提出）
54	2.26	内閣総理大臣の発言に対する政府ホームページの扱いに関する再質問主意書（鈴木貴子君提出）
55	2.27	ＮＨＫ会長が理事に辞表提出を求めた件等に対する政府の見解に関する質問主意書（鈴木貴子君提出）
56	2.27	いわゆる「証人テスト」に関する再質問主意書（鈴木貴子君提出）
57	2.27	国の自殺対策や精神保健医療福祉施策を方向づける検討会の構成員の利益相反に関する質問主意書（小池政就君提出）
58	2.27	介護保険の要支援サービスの費用抑制に関する質問主意書（山井和則君提出）
59	3. 4	米軍普天間飛行場の辺野古移設を巡る沖縄の受け止め等に対する政府の認識に関する質問主意書（鈴木貴子君提出）
60	3. 4	返還前の沖縄と本土との渡航のあり方等に関する質問主意書（鈴木貴子君提出）
61	3. 4	北方四島への邦人の入域に係る閣議了解の見直しに関する質問主意書（鈴木貴子君提出）
62	3. 5	配合剤「ディレグラ」への新薬創出・適応外薬解消等促進加算の適用に関する質問主意書（柚木道義君提出）
63	3. 5	外務省の褒賞制度である川口賞に関する再質問主意書（鈴木貴子君提出）
64	3. 5	外務省報償費がかつて官邸へ上納されていたことに対する安倍晋三内閣の認識等に関する第３回質問主意書（鈴木貴子君提出）
65	3. 6	介護保険法改正に関する質問主意書（中根康浩君提出）
66	3. 6	安倍総理の賃金に対する認識に関する質問主意書（山井和則君提出）

番号	提出日	件　　名
67	3. 6	首相の適格性を欠く発言等に関する質問主意書（長妻昭君提出）
68	3. 6	公益社団法人日展における不正審査の疑い等に関する質問主意書（長妻昭君提出）
69	3. 7	子どもの連れ去りの問題に関する質問主意書（渡辺喜美君提出）
70	3.11	社会保険料算出における「交通費」の取り扱いに関する質問主意書（中根康浩君提出）
71	3.11	所得税法の「寡婦控除」に関する質問主意書（中根康浩君提出）
72	3.11	ＮＨＫ会長が理事に辞表提出を求めた件等に対する政府の見解に関する再質問主意書（鈴木貴子君提出）
73	3.11	ウクライナ情勢に係る駐ウクライナ日本国特命全権大使の発言に関する質問主意書（鈴木貴子君提出）
74	3.12	「普天間飛行場の５年以内運用停止」等に関する再質問主意書（照屋寛徳君提出）
75	3.13	内閣法制局長官の答弁のあり方等に関する質問主意書（鈴木貴子君提出）
76	3.14	平成26年度 国土強靭化関係予算案に関する質問主意書（穀田恵二君提出）
77	3.17	「戦後70年」の談話等に関する質問主意書（柿沢未途君提出）
78	3.17	年金制度の財政検証と所得代替率に関する質問主意書（柿沢未途君提出）
79	3.18	北方四島への邦人の入域に係る閣議了解の見直しに関する再質問主意書（鈴木貴子君提出）
80	3.18	我が国邦人が北方領土に入域した際の政府の対応等に関する質問主意書（鈴木貴子君提出）
81	3.18	医師又は保健師による労働者のストレスの状況を把握するための検査の義務付けに関する再質問主意書（小池政就君提出）
82	3.19	介護保険法の一部改正案に関する質問主意書（中根康浩君提出）
83	3.19	医療費にかかる消費税のあり方に関する質問主意書（河野正美君提出）
84	3.20	群馬県内における有毒物質を含む疑いのある鉄鋼スラグの使用実態に関する質問主意書（石関貴史君提出）
85	3.20	介護保険法改正に関する再質問主意書（中根康浩君提出）
86	3.24	河野談話に対する安倍晋三内閣の見解に関する質問主意書（鈴木貴子君提出）
87	3.24	公的支援を受けている日本航空が法人税負担を免れている件に対する財務大臣の見解に関する質問主意書（鈴木貴子君提出）
88	3.25	ガーナ人男性が強制送還の際に急死した件に関する質問主意書（鈴木貴子君提出）
89	3.25	駐日ガーナ大使が借りていたビルにおいて賭博がなされていた件に関する質問主意書（鈴木貴子君提出）
90	3.25	米軍普天間飛行場の辺野古移設を巡る沖縄の受け止め等に対する政府の認識に関する再質問主意書（鈴木貴子君提出）
91	3.25	安倍政権の河野談話見直しに関する質問主意書（辻元清美君提出）
92	3.25	安倍政権の慰安婦問題への謝罪に関する質問主意書（辻元清美君提出）
93	3.26	社会保険料算出における「交通費」の取り扱いに関する再質問主意書（中根康浩君提出）
94	3.27	第２次安倍内閣の河野談話承継に関する質問主意書（赤嶺政賢君提出）
95	3.27	いわゆる従軍慰安婦問題にかかる旧日本軍の関与に関する質問主意書（鈴木貴子君提出）
96	3.27	原発停止後も核燃料税が課税し続けられている件に関する質問主意書（鈴木貴子君提出）
97	3.27	ウクライナ情勢に係る駐ウクライナ日本国特命全権大使の発言に関する再質問主意書（鈴木貴子君提出）
98	3.27	いわゆる違法未加入年金・健保に関する質問主意書（長妻昭君提出）
99	3.31	第99回薬剤師国家試験の結果にみる薬剤師養成教育の在り方に関する質問主意書（柚木道義君提出）
100	3.31	『アンネの日記』破損事件に係る政府の説明等に関する質問主意書（鈴木貴子君提出）
101	3.31	社会保障の充実のための消費税増税による増収分の使い道に関する質問主意書（山井和則君提出）
102	4. 1	年金制度の財政検証と所得代替率に関する再質問主意書（柿沢未途君提出）

番号	提出日	件　　名
103	4. 1	公的支援を受けている日本航空が法人税負担を免れている件に対する財務大臣の見解に関する再質問主意書（鈴木貴子君提出）
104	4. 2	河野談話に対する安倍晋三内閣の見解に関する再質問主意書（鈴木貴子君提出）
105	4. 2	我が国の調査捕鯨活動に係る国際司法裁判所の判決に対する政府の見解に関する質問主意書（鈴木貴子君提出）
106	4. 4	いわゆる袴田事件に関する質問主意書（鈴木貴子君提出）
107	4. 7	ガーナ人男性が強制送還の際に急死した件に関する再質問主意書（鈴木貴子君提出）
108	4. 8	裁判における証拠の扱いに関する質問主意書（長妻昭君提出）
109	4. 8	特別交付税に関する省令に関する質問主意書（古川元久君提出）
110	4. 8	ウクライナ情勢に係る駐ウクライナ日本国特命全権大使の発言に関する第３回質問主意書（鈴木貴子君提出）
111	4. 8	我が国邦人が北方領土に入域した際の政府の対応等に関する再質問主意書（鈴木貴子君提出）
112	4. 8	駐日ガーナ大使が借りていたビルにおいて賭博がなされていた件に関する再質問主意書（鈴木貴子君提出）
113	4. 8	米軍普天間飛行場の辺野古移設を巡る沖縄の受け止め等に対する政府の認識に関する第３回質問主意書（鈴木貴子君提出）
114	4. 8	北方四島への邦人の入域に係る閣議了解の見直しに関する第３回質問主意書（鈴木貴子君提出）
115	4. 9	福島県「県民健康管理調査『甲状腺検査』」に関する質問主意書（杉本かずみ君提出）
116	4.10	安倍政権における村山談話及び河野談話に係る「統一的見解」に関する質問主意書（辻元清美君提出）
117	4.10	村山総理大臣談話の「閣議決定の有無」についての認識と、「事務方から上がってきたペーパー」に関する質問主意書（辻元清美君提出）
118	4.11	『アンネの日記』破損事件に係る政府の説明等に関する再質問主意書（鈴木貴子君提出）
119	4.11	政党代表が８億円を無利子無担保で借り入れたことに関する質問主意書（鈴木貴子君提出）
120	4.11	日豪ＥＰＡに関する質問主意書（鈴木貴子君提出）
121	4.15	安倍総理に対するヘーゲル米国防長官による表敬における安倍総理の発言に関する質問主意書（大熊利昭君提出）
122	4.15	河野談話に対する安倍晋三内閣の見解に関する第３回質問主意書（鈴木貴子君提出）
123	4.16	エネルギー基本計画に関する質問主意書（菅直人君提出）
124	4.16	1972年の沖縄返還時の原状回復補償費の肩代わりに係る密約に対する第１次・第２次安倍内閣の認識等に関する質問主意書（鈴木貴子君提出）
125	4.16	いわゆる袴田事件に関する再質問主意書（鈴木貴子君提出）
126	4.17	我が国の膨大な借金の原因に関する質問主意書（長妻昭君提出）
127	4.17	かつて在モスクワ日本国大使館に存在していたとされる裏金組織「ルーブル委員会」に対する安倍晋三内閣の見解に関する質問主意書（鈴木貴子君提出）
128	4.17	「北西太平洋における生物資源の保存、合理的利用及び管理並びに不正な取引の防止のための日本国政府とロシア連邦政府との間の協定」の効果に関する質問主意書（鈴木貴子君提出）
129	4.18	官民ファンドの検証に関する質問主意書（小池政就君提出）
130	4.21	ガーナ人男性が強制送還の際に急死した件に関する第３回質問主意書（鈴木貴子君提出）
131	4.21	安倍晋三内閣が環太平洋経済連携協定（ＴＰＰ）交渉に参加した経緯等に関する質問主意書（鈴木貴子君提出）
132	4.21	国会議員の歳費のあり方等に対する安倍晋三内閣の見解に関する質問主意書（鈴木貴子君提出）
133	4.22	我が国の調査捕鯨活動に係る国際司法裁判所の判決に対する政府の見解に関する再質問主意書（鈴木貴子君提出）
134	4.23	法務省幹部職員による不祥事に関する質問主意書（鈴木貴子君提出）
135	4.23	日中間の戦後補償訴訟に関連した中国政府による強制執行に関する質問主意書（鈴木貴子君提出）
136	4.23	ＴＰＰ交渉を巡る各種報道を誤報とした内閣審議官の記者会見等に関する質問主意書（鈴木貴子君提出）

番号	提出日	件　　名
137	4.23	統合失調症治療薬ゼプリオン水懸筋注に関する質問主意書（小池政就君提出）
138	4.24	年金制度の財政検証と所得代替率に関する第３回質問主意書（柿沢未途君提出）
139	4.24	経済財政諮問会議における社会保障給付の適正化・効率化をめぐる議論に関する質問主意書（柚木道義君提出）
140	4.24	自殺した自衛官を巡る訴訟問題に対する防衛省の対応に関する質問主意書（鈴木貴子君提出）
141	4.24	日豪ＥＰＡに関する再質問主意書（鈴木貴子君提出）
142	4.25	中華人民共和国における日本企業の供託金支払いに関する質問主意書（小池政就君提出）
143	4.25	我が国邦人が北方領土に入域した際の政府の対応等に関する第３回質問主意書（鈴木貴子君提出）
144	4.25	北方四島への邦人の入域に係る閣議了解に対する政府の見解に関する質問主意書（鈴木貴子君提出）
145	4.25	内閣法制局作成の「憲法関係答弁例集」に関する質問主意書（辻元清美君提出）
146	4.25	集団的自衛権の解釈に関する質問主意書（辻元清美君提出）
147	4.25	「砂川判決」と自衛隊の合憲性に関する質問主意書（辻元清美君提出）
148	4.25	「砂川判決」と集団的自衛権に関する質問主意書（辻元清美君提出）
149	5. 1	日米首脳会談と日米共同声明に関する質問主意書（辻元清美君提出）
150	5. 1	いわゆる袴田事件に関する第３回質問主意書（鈴木貴子君提出）
151	5. 1	かつて在モスクワ日本国大使館に存在していたとされる裏金組織「ルーブル委員会」に対する安倍晋三内閣の見解に関する再質問主意書（鈴木貴子君提出）
152	5. 1	1972年の沖縄返還時の原状回復補償費の肩代わりに係る密約に対する第１次・第２次安倍内閣の認識等に関する再質問主意書（鈴木貴子君提出）
153	5. 1	河野談話に対する安倍晋三内閣の見解を問う質問主意書に対する同内閣の回答ぶりに関する質問主意書（鈴木貴子君提出）
154	5. 7	2014年４月25日に発表された日米共同声明に関する質問主意書（鈴木貴子君提出）
155	5. 7	環太平洋経済連携協定で日米両政府が実質的に合意したとする読売新聞報道に関する質問主意書（鈴木貴子君提出）
156	5. 7	日中間の戦後補償訴訟に関連した中国政府による強制執行に対する我が国の民間企業の対応に関する質問主意書（鈴木貴子君提出）
157	5. 8	安倍晋三内閣が環太平洋経済連携協定（ＴＰＰ）交渉に参加した経緯等に関する再質問主意書（鈴木貴子君提出）
158	5. 8	国会議員の歳費のあり方等に対する安倍晋三内閣の見解に関する再質問主意書（鈴木貴子君提出）
159	5.14	福島第一原発事故の影響を描いた漫画表現の正否に対する政府の見解に関する質問主意書（鈴木貴子君提出）
160	5.14	米軍普天間飛行場の辺野古移設工事の開始時期等に関する質問主意書（鈴木貴子君提出）
161	5.15	法務省幹部職員による不祥事に関する再質問主意書（鈴木貴子君提出）
162	5.15	ＴＰＰ交渉を巡る各種報道を誤報とした内閣審議官の記者会見等に関する再質問主意書（鈴木貴子君提出）
163	5.16	いわゆる袴田事件に係る再審請求決定に対する即時抗告等に関する質問主意書（鈴木貴子君提出）
164	5.16	日豪ＥＰＡに関する第３回質問主意書（鈴木貴子君提出）
165	5.16	自殺した自衛官を巡る訴訟問題に対する防衛省の対応に関する再質問主意書（鈴木貴子君提出）
166	5.20	国会議員の歳費削減の終了に係る政府の見解に関する質問主意書（林宙紀君提出）
167	5.20	環太平洋経済連携協定で日米両政府が実質的に合意したとする読売新聞報道に関する再質問主意書（鈴木貴子君提出）
168	5.20	国会議員の歳費のあり方等に対する安倍晋三内閣の見解に関する第３回質問主意書（鈴木貴子君提出）
169	5.20	集団的自衛権の解釈に関する再質問主意書（辻元清美君提出）

番号	提出日	件　　名
170	5.21	「ＳＴＡＰ細胞」論文に係る第三者機関による再調査及び検証実験に関する質問主意書（泉健太君提出）
171	5.21	日米首脳会談と日米共同声明に関する再質問主意書（辻元清美君提出）
172	5.22	高速道路の騒音対策に関する質問主意書（西岡新君提出）
173	5.22	「検察の理念」を踏まえた法務省の過去の反省への取り組み等に関する質問主意書（鈴木貴子君提出）
174	5.22	2014年４月25日に発表された日米共同声明に関する再質問主意書（鈴木貴子君提出）
175	5.22	「美味しんぼ」問題についての閣僚発言に関する質問主意書（辻元清美君提出）
176	5.22	「美味しんぼ」問題についての安倍総理大臣発言に関する質問主意書（辻元清美君提出）
177	5.23	いわゆる「吉田調書」への政府の取扱い等に関する質問主意書（鈴木貴子君提出）
178	5.26	我が国邦人が北方領土に入域することに対する政府の認識等に関する質問主意書（鈴木貴子君提出）
179	5.26	福島第一原発事故の影響を描いた漫画表現の正否に対する政府の見解に関する再質問主意書（鈴木貴子君提出）
180	5.27	紛争時における在外邦人の国外脱出に関する質問主意書（辻元清美君提出）
181	5.27	正社員雇用増大のための中小企業の社会保険料負担軽減に関する質問主意書（中根康浩君提出）
182	5.28	私立大学等への補助金に関する会計検査院報告に関する質問主意書（大熊利昭君提出）
183	5.28	中国軍機の自衛隊機への異常接近に関する質問主意書（小池政就君提出）
184	5.28	いわゆる袴田事件に係る再審請求決定に対する即時抗告等に関する再質問主意書（鈴木貴子君提出）
185	5.28	自殺した自衛官を巡る訴訟問題に対する防衛省の対応に関する第３回質問主意書（鈴木貴子君提出）
186	5.29	安倍晋三内閣における河野談話への検証作業に関する質問主意書（鈴木貴子君提出）
187	5.29	ＮＨＫ経営委員が他国を揶揄する発言を行ったことに対する政府の見解に関する質問主意書（鈴木貴子君提出）
188	5.30	独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の出資、融資に関する質問主意書（山内康一君提出）
189	6. 2	国会議員の歳費のあり方等に対する安倍晋三内閣の答弁ぶりに関する質問主意書（鈴木貴子君提出）
190	6. 2	ＴＰＰ交渉に関する米国内の各種団体の声明等に対する政府の見解に関する質問主意書（鈴木貴子君提出）
191	6. 2	2014年４月25日に発表された日米共同声明に関する第３回質問主意書（鈴木貴子君提出）
192	6. 2	福島第一原子力発電所における「凍土壁」の解凍要件及び撤退要件に関する質問主意書（辻元清美君提出）
193	6. 3	集団的自衛権の解釈に関する第３回質問主意書（辻元清美君提出）
194	6. 3	「検察の理念」を踏まえた法務省の過去の反省への取り組み等に関する再質問主意書（鈴木貴子君提出）
195	6. 4	税理士法改正に関する質問主意書（小池政就君提出）
196	6. 4	福島第一原発事故の影響を描いた漫画表現の正否に対する政府の見解に関する第３回質問主意書（鈴木貴子君提出）
197	6. 4	いわゆる「吉田調書」への政府の取扱い等に関する再質問主意書（鈴木貴子君提出）
198	6. 5	学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律案成立により改正される学校教育法の施行と学長の人事権に関する質問主意書（大熊利昭君提出）
199	6. 5	医療裁判において判決後に鑑定結果の矛盾や誤り等が判明した場合に関する質問主意書（大西健介君提出）
200	6. 5	医療法人徳洲会グループ選挙違反事件における徳田虎雄前理事長の起訴中止処分に関する質問主意書（大西健介君提出）
201	6. 5	福島第一原子力発電所における「凍土壁」の選択経過及び代替工法に関する質問主意書（辻元清美君提出）
202	6. 6	司法試験短答式試験に関する質問主意書（小池政就君提出）

番号	提出日	件　　名
203	6. 6	竹島問題解決に向けた安倍晋三内閣の取り組みに関する質問主意書（鈴木貴子君提出）
204	6. 9	いわゆる袴田事件に係る再審請求決定に対する即時抗告等に関する第３回質問主意書（鈴木貴子君提出）
205	6. 9	ＮＨＫ経営委員が他国を揶揄する発言を行ったことに対する政府の見解に関する再質問主意書（鈴木貴子君提出）
206	6.10	司法試験予備試験に関する質問主意書（小池政就君提出）
207	6.10	自殺した自衛官を巡る訴訟問題に対する防衛省の対応の是非に関する質問主意書（鈴木貴子君提出）
208	6.10	ＴＰＰ交渉を巡る各種報道を誤報とした内閣審議官の記者会見等に関する第３回質問主意書（鈴木貴子君提出）
209	6.10	ＮＨＫ会長に対してその適格性を問う公開質問状が出された件に関する質問主意書（鈴木貴子君提出）
210	6.11	原子力規制委員会委員長及び委員の欠格要件の指針に関する質問主意書（林宙紀君提出）
211	6.11	大飯原発運転差し止め訴訟判決に対する政府の見解に関する質問主意書（林宙紀君提出）
212	6.12	私立大学等への補助金に関する会計検査院報告に関する再質問主意書（大熊利昭君提出）
213	6.12	特定健康保険組合における特例退職被保険者の保険料に関する質問主意書（杉本かずみ君提出）
214	6.12	2014年４月25日に発表された日米共同声明が英語のみで作成されていた件に関する質問主意書（鈴木貴子君提出）
215	6.12	国会議員の歳費のあり方等に対する安倍晋三内閣の答弁ぶりに関する再質問主意書（鈴木貴子君提出）
216	6.12	ＴＰＰ交渉に関する米国内の各種団体の声明等に対する政府の見解に関する再質問主意書（鈴木貴子君提出）
217	6.13	電子タバコの規制並びに分類に関する質問主意書（柚木道義君提出）
218	6.13	ニホンウナギをワシントン条約による取引規制の対象から回避するための政府の取り組みに関する質問主意書（中根康浩君提出）
219	6.13	中央省庁における期間業務職員の勤務環境と処遇の改善に関する質問主意書（古川元久君提出）
220	6.16	原発への消防車による水の注入に関する質問主意書（菅直人君提出）
221	6.16	集団的自衛権の行使を可能とする政府解釈の変更を閣議決定する件に関する質問主意書（鈴木貴子君提出）
222	6.16	いわゆる南京事件や従軍慰安婦を世界記憶遺産とすることを中国が申請した件に関する質問主意書（鈴木貴子君提出）
223	6.16	我が国における政教分離の原則に係る内閣官房参与の発言に関する質問主意書（鈴木貴子君提出）
224	6.16	原発事故における3,000万人避難計画に関する質問主意書（長妻昭君提出）
225	6.17	邦人輸送中の米国輸送艦の防護オペレーションに対する安倍内閣の見解に関する質問主意書（大熊利昭君提出）
226	6.17	集団的自衛権行使等を検討するための政府作成事例に関する質問主意書（長妻昭君提出）
227	6.17	宇宙政策の司令塔機能に関する質問主意書（古川元久君提出）
228	6.17	ガソリンスタンドの廃業に関する質問主意書（杉本かずみ君提出）
229	6.17	機能強化型在宅療養支援診療所・病院についての在宅看取り実績要件に関する質問主意書（馬淵澄夫君提出）
230	6.17	「国民の健康寿命が延伸する社会」に向けた予防・健康管理に係る取組の推進に関する質問主意書（玉木雄一郎君提出）
231	6.17	福島第一原発事故の影響を描いた漫画表現に対して政府が明確な見解を述べない件に関する質問主意書（鈴木貴子君提出）
232	6.17	いわゆる「吉田調書」への政府の取扱い等に関する第３回質問主意書（鈴木貴子君提出）
233	6.17	「検察の理念」を踏まえた法務省の過去の反省への取り組み等に関する第３回質問主意書（鈴木貴子君提出）
234	6.18	福島県「県民健康調査『甲状腺検査』の実施状況」に関する質問主意書（杉本かずみ君提出）
235	6.18	遺族年金及び障害年金に関する質問主意書（丸山穂高君提出）

番号	提出日	件　　名
236	6.18	医師の診療報酬と柔道整復師の施術に係る療養費に関する質問主意書（丸山穂高君提出）
237	6.18	柔軟仕上げ剤による香料公害に関する質問主意書（丸山穂高君提出）
238	6.18	会社設立に関する質問主意書（井坂信彦君提出）
239	6.18	「集団的自衛権の憲法解釈変更」に関する質問主意書（井坂信彦君提出）
240	6.18	「警察の適正な取り調べ」に関する質問主意書（井坂信彦君提出）
241	6.18	年金財政検証に関する質問主意書（井坂信彦君提出）
242	6.18	「日本語教育機関の運営に関する基準」に関する質問主意書（井坂信彦君提出）
243	6.18	我が国における違法伐採対策に関する質問主意書（河野正美君提出）
244	6.18	福島第一原発事故とその影響等に関する質問主意書（長妻昭君提出）
245	6.18	刑事裁判における証拠の扱いに関する質問主意書（長妻昭君提出）
246	6.18	法人税を納税していない一方、多額の政治献金をしている会社に関する質問主意書（長妻昭君提出）
247	6.18	戦没者数が概数でしか明らかにされていない問題に関する質問主意書（長妻昭君提出）
248	6.18	原発事故における、いわゆる吉田調書の公開に関する質問主意書（長妻昭君提出）
249	6.18	医療費のムダ削減に関する質問主意書（長妻昭君提出）
250	6.18	全要素生産性と格差の関係に関する質問主意書（長妻昭君提出）
251	6.18	日本の保有プルトニウム量の報告に関する質問主意書（阿部知子君提出）
252	6.18	自衛隊の教育訓練に係る隊員の死亡事故等に関する質問主意書（照屋寛徳君提出）
253	6.18	リニア中央新幹線の事業計画に関する質問主意書（佐々木憲昭君提出）
254	6.18	国際会計基準の強制適用に関する質問主意書（小池政就君提出）
255	6.18	介護サービスへの外国人導入に関する質問主意書（小池政就君提出）
256	6.18	信用保証制度の見直しに関する質問主意書（小池政就君提出）
257	6.18	在外自国民の保護に関する質問主意書（小池政就君提出）
258	6.18	第三国の民間船舶の防護に関する質問主意書（小池政就君提出）
259	6.18	ＮＨＫ経営委員が他国を揶揄する発言を行ったことに対する政府の見解に関する第３回質問主意書（鈴木貴子君提出）
260	6.18	いわゆる袴田事件に係る再審請求決定に対する即時抗告に対する政府の説明等に関する質問主意書（鈴木貴子君提出）
261	6.18	河野談話の作成過程における韓国側とのすり合わせ作業に関する質問主意書（鈴木貴子君提出）
262	6.18	竹島問題解決に向けた安倍晋三内閣の取り組みに関する再質問主意書（鈴木貴子君提出）
263	6.18	検察庁における調査活動費に対する政府の認識に関する質問主意書（鈴木貴子君提出）
264	6.18	集団的自衛権の行使を可能とする政府解釈の変更に係る閣議決定原案を内閣法制局が了承していた件に関する質問主意書（鈴木貴子君提出）
265	6.18	第186回通常国会閉会後の内閣改造に対する安倍晋三内閣総理大臣の見解に関する質問主意書（鈴木貴子君提出）
266	6.18	「いわゆる従軍慰安婦問題に関連する資料等」に関する質問主意書（辻元清美君提出）
267	6.18	「凍土壁」の解凍要件及び撤退要件、選択経過及び代替工法に関する質問主意書（辻元清美君提出）
268	6.18	「建屋の止水」と「凍土壁の解凍」「対策の見直し」の相関性等に関する質問主意書（辻元清美君提出）
269	6.18	「建屋の止水」の「実現性」等に関する質問主意書（辻元清美君提出）
270	6.18	福島第一原子力発電所における「建屋の止水」工事における作業被曝等に関する質問主意書（辻元清美君提出）
271	6.18	集団的自衛権の行使と報復攻撃に関する質問主意書（辻元清美君提出）
272	6.18	東京電力福島原子力発電所事故における事故調査・検証委員会が行ったヒアリング記録に関する質問主意書（辻元清美君提出）

番号	提出日	件　　名
273	6.18	吉田昌郎・元福島第一原子力発電所所長に対して行われたヒアリング記録に関する質問主意書（辻元清美君提出）
274	6.18	九州電力川内原子力発電所の火山影響評価に関する質問主意書（辻元清美君提出）
275	6.18	カルデラ噴火の兆候把握等に関する質問主意書（辻元清美君提出）

【第187回国会】

衆議院に提出された質問主意書件数は、82件である。

このうち、衆議院解散のため、内閣に転送したが答弁を得るに至らなかったものは４件（質問第79号～第82号）である（経過、質問本文及び答弁本文については、衆議院ホームページ参照）。

番号	提出日	件名
1	平成 26. 9.29	原子力発電所の再稼働に求められる安全性等に関する質問主意書（阿部知子君提出）
2	9.29	高校生等に対する自衛官等募集ダイレクトメール送付及び住民基本台帳情報利用に関する質問主意書（阿部知子君提出）
3	9.29	普天間飛行場の「５年以内運用停止」の期限算定の始期及び運用停止の状態等その定義に関する質問主意書（照屋寛徳君提出）
4	9.30	安倍内閣総理大臣の所信表明演説、新内閣に関する質問主意書（中根康浩君提出）
5	9.30	いわゆる「吉田調書」を政府が公開したことに関する質問主意書（鈴木貴子君提出）
6	9.30	国会議員の歳費等のあり方に対する安倍晋三内閣の答弁ぶりに関する質問主意書（鈴木貴子君提出）
7	10. 1	再生可能エネルギー固定価格買取制度に係る検討のあり方に関する質問主意書（阿部知子君提出）
8	10. 1	社会福祉法人の課税に関する質問主意書（中根康浩君提出）
9	10. 1	米国による広島・長崎両都市への原爆投下に対する日本政府の見解に関する質問主意書（山田宏君提出）
10	10. 1	御嶽山噴火の予兆に係る気象庁の対応に関する質問主意書（鈴木貴子君提出）
11	10. 1	川内原発再稼働の是非に関する質問主意書（鈴木貴子君提出）
12	10. 1	北朝鮮による邦人拉致被害者の調査に係る報告等に関する質問主意書（鈴木貴子君提出）
13	10. 2	国会議員定数削減の実現に向けた安倍晋三内閣総理大臣の取り組みに関する質問主意書（鈴木貴子君提出）
14	10. 2	給付型奨学金に関する質問主意書（中根康浩君提出）
15	10. 3	復興予算の執行に関する質問主意書（鈴木貴子君提出）
16	10. 7	バンクーバー総領事館で不適切な経理が行われていたことに関する質問主意書（鈴木貴子君提出）
17	10. 7	「命の教育」に関する質問主意書（中根康浩君提出）
18	10. 8	キャンプ・シュワブ沿岸部における海上保安庁の違法で過剰な警備行動等に関する質問主意書（照屋寛徳君提出）
19	10. 9	「農山漁村再生可能エネルギー法」を鑑みた「鳥獣被害対策」に関する質問主意書（鈴木克昌君提出）
20	10. 9	河野談話に係る与党幹部の発言に対する自民党総裁でもある安倍晋三内閣総理大臣の見解に関する質問主意書（鈴木貴子君提出）
21	10. 9	政党交付金の使途報告のあり方に対する安倍晋三内閣の見解に関する質問主意書（鈴木貴子君提出）
22	10.14	国会議員定数削減の実現に向けた安倍晋三内閣総理大臣の取り組みに関する再質問主意書（鈴木貴子君提出）
23	10.14	国会議員の歳費等のあり方に対する安倍晋三内閣の答弁ぶりに関する再質問主意書（鈴木貴子君提出）
24	10.14	いわゆる「吉田調書」を政府が公開したことに関する再質問主意書（鈴木貴子君提出）
25	10.15	高校生等に対する自衛官等募集ダイレクトメール送付及び住民基本台帳情報利用に関する再質問主意書（阿部知子君提出）
26	10.15	外務省ＨＰから慰安婦の記述が削除された件に関する質問主意書（鈴木貴子君提出）
27	10.16	在日米軍基地内・外に居住する米軍人・軍属並びにその家族らのＮＨＫ受信料支払い等に関する質問主意書（照屋寛徳君提出）
28	10.16	原子力発電所の経済性及び支援策に関する質問主意書（阿部知子君提出）
29	10.16	エボラ出血熱に関する質問主意書（鈴木貴子君提出）

番号	提出日	件　　名
30	10.16	ＧＰＩＦにおける年金積立金の運用リスク等に関する質問主意書（長妻昭君提出）
31	10.17	北朝鮮による邦人拉致被害者の調査に係る報告等に関する再質問主意書（鈴木貴子君提出）
32	10.17	復興予算の執行に関する再質問主意書（鈴木貴子君提出）
33	10.17	川内原発再稼働の是非に関する再質問主意書（鈴木貴子君提出）
34	10.17	第186回国会において成立した改正学校教育法の附帯決議と文部科学省の事務連絡の関係に関する質問主意書（大熊利昭君提出）
35	10.20	河野官房長官談話の作成過程に関する質問主意書（辻元清美君提出）
36	10.23	消費税率10パーセントへの引上げの判断の法律上の根拠に関する質問主意書（柿沢未途君提出）
37	10.23	東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性廃棄物等を保管する中間貯蔵施設及び同施設に貯蔵される廃棄物等に関する質問主意書（林宙紀君提出）
38	10.23	政党交付金の使途報告のあり方に対する安倍晋三内閣の見解に関する再質問主意書（鈴木貴子君提出）
39	10.23	河野談話に係る与党幹部の発言に対する自民党総裁でもある安倍晋三内閣総理大臣の見解に関する再質問主意書（鈴木貴子君提出）
40	10.23	バンクーバー総領事館で不適切な経理が行われていたことに関する再質問主意書（鈴木貴子君提出）
41	10.24	九州電力川内原子力発電所再稼働についての宮沢洋一経済産業大臣の発言に関する質問主意書（菅直人君提出）
42	10.24	在コンゴ民主共和国日本国大使館における放火事件に関する質問主意書（鈴木貴子君提出）
43	10.24	外務省におけるワインの保管体制等に関する質問主意書（鈴木貴子君提出）
44	10.27	子育て支援に関する質問主意書（林原由佳君提出）
45	10.28	外務省在外公館の定員割れに関する質問主意書（鈴木貴子君提出）
46	10.28	検察官によるセクハラ行為に関する質問主意書（鈴木貴子君提出）
47	10.30	「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律」の附帯決議に関する質問主意書（林原由佳君提出）
48	10.31	再生可能エネルギーの接続可能量の算定方法に関する質問主意書（阿部知子君提出）
49	10.31	川内原発再稼働の是非に関する第３回質問主意書（鈴木貴子君提出）
50	10.31	復興予算の執行に関する第３回質問主意書（鈴木貴子君提出）
51	10.31	外務省ＨＰから慰安婦の記述が削除された件に関する再質問主意書（鈴木貴子君提出）
52	10.31	安倍晋三内閣総理大臣の「捏造」等発言に関する質問主意書（長妻昭君提出）
53	10.31	日米防衛協力のための指針の見直しに関する質問主意書（小池政就君提出）
54	10.31	歳入庁設置に関する質問主意書（小池政就君提出）
55	10.31	小渕優子後援会事務所の家宅捜索に関する質問主意書（鈴木貴子君提出）
56	11. 4	国会議員定数削減の実現に向けた安倍晋三内閣総理大臣の取り組みに関する第３回質問主意書（鈴木貴子君提出）
57	11. 4	国会議員の歳費等のあり方に対する安倍晋三内閣の答弁ぶりに関する第３回質問主意書（鈴木貴子君提出）
58	11. 4	いわゆる「吉田調書」を政府が公開したことに関する第３回質問主意書（鈴木貴子君提出）
59	11. 4	動物の譲渡支援に関する質問主意書（井坂信彦君提出）
60	11. 5	外国船による違法操業に関する質問主意書（西野弘一君提出）
61	11. 5	「留学生30万人計画」に関する質問主意書（林原由佳君提出）
62	11. 5	政治資金収支報告書を巡る混乱に対する安倍晋三内閣総理大臣の見解に関する質問主意書（鈴木貴子君提出）
63	11. 5	中国漁船による我が国の排他的経済水域等における密漁に対する安倍晋三内閣の見解に関する質問主意書（鈴木貴子君提出）
64	11. 6	自動車関連税制に関する質問主意書（中根康浩君提出）
65	11.10	外務省におけるワインの保管体制等に関する再質問主意書（鈴木貴子君提出）

番号	提出日	件　　名
66	11.10	「撃ち方やめ」報道に関する質問主意書（辻元清美君提出）
67	11.10	ＧＰＩＦにおける年金積立金の運用リスク等に関する再質問主意書（長妻昭君提出）
68	11.10	派遣労働者の労働災害等に関する質問主意書（長妻昭君提出）
69	11.11	第186回国会において成立した改正学校教育法の附帯決議と文部科学省の事務連絡の関係に関する再質問主意書（大熊利昭君提出）
70	11.11	女性が輝く社会に関する質問主意書（西野弘一君提出）
71	11.11	沖縄県尖閣諸島の領有権に関する質問主意書（西野弘一君提出）
72	11.11	日中首脳会談に先立ち公表された４項目の合意文書に関する質問主意書（井坂信彦君提出）
73	11.13	薬物依存症者の治療や社会復帰のための支援の充実・強化に関する質問主意書（塩川鉄也君提出）
74	11.13	宝石サンゴの密漁対策に関する質問主意書（河野正美君提出）
75	11.13	バンクーバー総領事館で不適切な経理が行われていたことに関する第３回質問主意書（鈴木貴子君提出）
76	11.13	「九州電力株式会社川内原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（１号及び２号発電用原子炉施設の変更）に関する審査書に対する御意見への考え方」に関する質問主意書（近藤昭一君提出）
77	11.13	独立行政法人水資源機構法及び同法施行令のいわゆる「撤退ルール」に関する質問主意書（近藤昭一君提出）
78	11.13	尖閣諸島にかかる所有関係および米軍射爆撃場に関する質問主意書（近藤昭一君提出）
79	11.14	司法修習生に対する経済的支援に関する質問主意書（三谷英弘君提出）
80	11.14	信用保証協会の政府予算、税制措置および代位弁済請求等の実態に関する質問主意書（鈴木克昌君提出）
81	11.17	病院、診療所など医療機関の所有あるいは貸与する当該施設と連接した敷地内に薬局を設置することに関する質問主意書（柚木道義君提出）
82	11.17	一般用医薬品の流通促進にかかる政府の認識に関する質問主意書（柚木道義君提出）

【第188回国会】

衆議院に提出された質問主意書件数は、９件である（経過、質問本文及び答弁本文については、衆議院ホームページ参照）。

番号	提出日	件　　名
1	平成 26.12.24	集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈の変更等に関する質問主意書（岡田克也君提出）
2	12.24	病院、診療所など医療機関の所有あるいは貸与する当該施設と連接した敷地内に薬局を設置することに関する質問主意書（柚木道義君提出）
3	12.24	一般用医薬品の流通促進にかかる政府の認識に関する質問主意書（柚木道義君提出）
4	12.24	政府が標榜するセルフメディケーションの定義に関する質問主意書（柚木道義君提出）
5	12.24	公的年金積立金運用に関する質問主意書（中根康浩君提出）
6	12.24	ＧＰＩＦにおける年金積立金運用リスクの想定損失額等に関する質問主意書（長妻昭君提出）
7	12.24	集団的自衛権の発動に際しての「宣戦布告」に関する質問主意書（奥野総一郎君提出）
8	12.24	内閣総理大臣が行う靖国神社参拝に関する質問主意書（井坂信彦君提出）
9	12.24	消費増税延期に伴う国民の痛み、政府の痛みに関する質問主意書（井坂信彦君提出）

６　本会議、委員会等の開会回数及び公述人数等

区分＼国会回次等	第186回国会（常会）				第187回国会（臨時会）				第188回国会（特別会）			
	開会回数	公述人	証人	参考人	開会回数	公述人	証人	参考人	開会回数	公述人	証人	参考人
本会議	34				16				3			
（常任委員会）												
内閣	25			12	12			5	1			
総務	27			77	3			2	1			
法務	24			16	10			2	1			
外務	21			1	6				1			
財務金融	13			8	5			3	1			
文部科学	25 [2]	[6]		21	7			2	1			
厚生労働	31 [2]	[8]		35	10			3	1			
農林水産	21 [2]	[8]		6	6				2			
経済産業	23			25	8			5	1			
国土交通	22			5	6				1			
環境	10			5	6			3	1			
安全保障	9				6				1			
国家基本政策	1				1				1			
予算	18 {1} [2]	8 [8]		27	4			3	1			
決算行政監視	4				1				1			
議院運営	36 (2)			5	16				3			
懲罰					1							
（特別委員会）												
災害対策	8			1	6				2			
倫理選挙	2				4				2			
沖縄北方	5				2				2			
青少年	7			4	※第187回国会以降は設置されなかった。							
海賊・テロ	4				※同上							
拉致問題	5				3				2			
消費者問題	10			11	6			1	2			
科学技術	4			2	4				2			
震災復興	7			1	3				2			
原子力	9			12	2			1	2			
地方創生					10 [1]	[4]		4	2			

区分＼国会回次等	第186回国会（常会）				第187回国会（臨時会）				第188回国会（特別会）			
	開会回数	公述人	証人	参考人	開会回数	公述人	証人	参考人	開会回数	公述人	証人	参考人
（審査会等）												
政倫審									1			
分科会（予算委）	8 （8分科 1日間）			5								
連合審査会	3			2	2							
合同審査会	1 (国家基本政策)											
両院協議会												
憲法審査会	6			8	3 [1]	[5]			1			
常任委員長会議					1							
計	423 (2) {1} [8]	8 [30]		289	170 [2]	[9]		34	42			

※1　開会回数欄の、（　）内の数は小委員会、｛　｝内の数は公聴会、［　］内の数は委員派遣による地方公聴会の開会回数で、いずれも外数である。

2　開会回数には閉会中審査を含む。

3　公述人欄の［　］内の数は、委員派遣による地方公聴会の意見陳述者数で外数である。

7　国会に対する報告等一覧

法律の規定に基づき国会に対して報告、勧告又は提出されるもののうち、平成26年に内閣、人事院等から受領したものは、次のとおりである。

※　報告書等のうち、政府が「白書」として刊行しているものについては、刊行の際の名称を〈 〉内に記載した。

(1) 内閣から報告又は提出されたもの

年月日	名　　称
平成 26. 1.28	平成25年７月１日から同年12月31日までの間における国民生活安定緊急措置法の施行状況報告書
	厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律の施行状況に関する報告
1.31	平成25年10月15日から平成26年１月23日までの間における行政組織の新設改廃状況報告書
	平成24年度特別会計財務書類
2. 4	租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書
2. 7	平成26年度地方団体の歳入歳出総額の見込額書
	犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく報告（平成25年）
2.18	平成24年度における国有林野事業に係る債務の処理に関する施策の実施の状況に関する報告
	平成24年度における日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律に定める施策の実施の状況に関する報告
2.21	平成26年（2014年）豪雪非常災害現地対策本部の設置の報告
3. 4	平成25年度第３・四半期における予算使用の状況
	平成25年度第３・四半期における国庫の状況
3.14	平成26年特定独立行政法人の常勤職員数に関する報告
	地方財政の状況報告書　〈地方財政白書〉
4. 4	平成25年自衛隊員の営利企業への就職の承認に関する報告
	平成25年防衛省と民間企業との間の人事交流に関する報告
4.11	平成25年１月１日から同年12月31日までの間における無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の施行状況に関する報告
4.25	「平成25年度中小企業の動向」に関する報告 「平成26年度中小企業施策」についての文書　〈中小企業白書〉
5. 9	国民の保護に関する基本指針の変更の報告
5.23	「平成25年度水産の動向」に関する報告 「平成26年度水産施策」についての文書　〈水産白書〉
5.27	「平成25年度交通事故の状況及び交通安全施策の現況」の報告 「平成26年度交通安全施策に関する計画」の報告　〈交通安全白書〉
	「平成25年度食料・農業・農村の動向」に関する報告 「平成26年度食料・農業・農村施策」についての文書　〈食料・農業・農村白書〉
5.30	「平成25年度食育推進施策」に関する報告　〈食育白書〉
	「平成25年度森林及び林業の動向」に関する報告 「平成26年度森林及び林業施策」についての文書　〈森林・林業白書〉
6. 3	「平成25年度我が国における自殺の概要及び自殺対策の実施状況」に関する報告　〈自殺対策白書〉
	「平成25年度子ども・若者の状況及び子ども・若者育成支援施策の実施状況」に関する報告　〈子ども・若者白書〉

年月日	名　　称
6. 6	「平成25年度ものづくり基盤技術の振興施策」に関する報告　〈ものづくり白書〉
	「平成25年度環境の状況」に関する報告 「平成26年度環境の保全に関する施策」についての文書 「平成25年度循環型社会の形成の状況」に関する報告 「平成26年度循環型社会の形成に関する施策」についての文書 「平成25年度生物の多様性の状況」に関する報告 「平成26年度生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策」についての文書　〈環境白書／循環型社会白書／生物多様性白書〉
6.10	平成25年度東京電力福島原子力発電所事故調査委員会の報告書を受けて講じた措置に関する報告
	「平成25年度首都圏整備に関する年次報告」　〈首都圏白書〉
	「平成25年度土地に関する動向」に関する報告 「平成26年度土地に関する基本的施策」についての文書　〈土地白書〉
	「平成25年度観光の状況」に関する報告 「平成26年度観光施策」についての文書　〈観光白書〉
6.13	死因究明等推進計画の報告
	「平成25年度高齢化の状況及び高齢社会対策の実施状況」に関する報告 「平成26年度高齢社会対策」についての文書　〈高齢社会白書〉
	「平成25年度犯罪被害者等施策」に関する報告　〈犯罪被害者白書〉
	平成25年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告
	「平成25年度人権教育及び人権啓発施策」に関する報告　〈人権教育・啓発白書〉
6.17	「平成25年度障害者施策の概況」に関する報告　〈障害者白書〉
	「平成25年度少子化の状況及び少子化への対処施策の概況」に関する報告　〈少子化社会対策白書〉
	「平成25年度男女共同参画社会の形成の状況」に関する報告 「平成26年度男女共同参画社会の形成の促進施策」についての文書　〈男女共同参画白書〉
	「平成25年度消費者政策の実施の状況」に関する報告 平成25年度消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ結果の報告　〈消費者白書〉
	「平成25年度エネルギーに関する年次報告」　〈エネルギー白書〉
6.20	「防災に関してとった措置の概況」の報告 「平成26年度の防災に関する計画」の報告　〈防災白書〉
	破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告
	平成25年度拉致問題の解決その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する政府の取組についての報告
	「平成25年度科学技術の振興に関する年次報告」　〈科学技術白書〉
6.24	平成25年度第４・四半期における予算使用の状況（ただし出納整理期間を含まず。）
	平成25年度第４・四半期における国庫の状況
7.18	海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律に基づく海賊対処行動についての報告
7.25	平成26年１月１日から同年６月30日までの間における国民生活安定緊急措置法の施行状況報告書
	厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律の施行状況に関する報告
8.29	平成26年（2014年）８月豪雨非常災害現地対策本部の設置の報告
9. 5	平成25年度における予算使用の状況（平成25年度出納整理期間を含む。）
	平成26年度第１・四半期における予算使用の状況
	平成26年度第１・四半期における国庫の状況

年月日	名　　称
9.19	平成25年度国家公務員の倫理の保持に関する状況及び倫理の保持に関して講じた施策に関する報告
	平成25年度自衛隊員の倫理の保持に関する状況及び倫理の保持に関して講じた施策に関する報告
	国家公務員倫理規程の一部改正に関する報告
9.30	平成26年（2014年）御嶽山噴火非常災害現地対策本部の設置の報告
10. 3	平成26年１月24日から同年９月28日までの間における行政組織の新設改廃状況報告書
	小規模企業振興基本計画の報告
10.21	南スーダン国際平和協力業務実施計画の変更の報告
	南スーダン国際平和協力業務の実施の状況の報告
11.18	平成25年度国の債権の現在額総報告
	平成25年度物品増減及び現在額総報告
11.28	東日本大震災からの復興の状況に関する報告
12. 9	平成26年度第２・四半期における予算使用の状況
	平成26年度第２・四半期における国庫の状況
12.16	破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告
	広島平和記念都市建設事業進捗状況報告書
	長崎国際文化都市建設事業進捗状況報告書
	旧軍港市転換事業進捗状況報告書
	別府国際観光温泉文化都市建設事業進捗状況報告書
	伊東国際観光温泉文化都市建設事業進捗状況報告書
	熱海国際観光温泉文化都市建設事業進捗状況報告書
	横浜国際港都建設事業進捗状況報告書
	神戸国際港都建設事業進捗状況報告書
	奈良国際文化観光都市建設事業進捗状況報告書
	京都国際文化観光都市建設事業進捗状況報告書
	松江国際文化観光都市建設事業進捗状況報告書
	芦屋国際文化住宅都市建設事業進捗状況報告書
	松山国際観光温泉文化都市建設事業進捗状況報告書
	軽井沢国際親善文化観光都市建設事業進捗状況報告書

(2) 内閣を経由して報告又は提出されたもの

年月日	名　　称
平成 26. 2. 7	地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書（総務大臣）
4.11	平成25年団体規制状況の年次報告（法務大臣）
	エネルギー基本計画の変更の報告（経済産業大臣）
4.22	調達価格等に関する報告（経済産業大臣）
6. 3	平成25年度原子力規制委員会年次報告書（原子力規制委員会委員長）　〈原子力安全白書〉
6.13	平成25年度公害等調整委員会年次報告書（公害等調整委員会委員長）　〈公害紛争処理白書〉
	通貨及び金融の調節に関する報告書（日本銀行総裁）
10. 7	平成25年度公正取引委員会年次報告書（公正取引委員会委員長）　〈独占禁止白書〉
11. 7	平成25年度特定個人情報保護委員会年次報告書（特定個人情報保護委員会委員長）

年月日	名　　称
11.21	日本放送協会平成25年度業務報告書及び総務大臣の意見並びに監査委員会の意見書（総務大臣）
	独立行政法人科学技術振興機構平成25年度革新的新技術研究開発業務に関する報告書及び同報告書に付する文部科学大臣の意見（文部科学大臣）
	独立行政法人日本学術振興会平成25年度先端研究助成業務及び研究者海外派遣業務に関する報告書並びに同報告書に付する文部科学大臣の意見（文部科学大臣）
	独立行政法人日本学術振興会平成25年度学術研究助成業務に関する報告書及び同報告書に付する文部科学大臣の意見（文部科学大臣）
	独立行政法人日本スポーツ振興センター平成25年度スポーツ振興投票に係る収益の使途に関する報告書及び同報告書に付する文部科学大臣の意見（文部科学大臣）
12.16	通貨及び金融の調節に関する報告書（日本銀行総裁）

※　報告書等の報告者又は提出者を（ ）内に記載した。

(3) 人事院から報告、勧告又は意見申出されたもの

年月日	名　　称
平成 26. 3.26	平成25年官民人事交流に関する年次報告
6.18	平成25年度人事院業務状況の報告　〈公務員白書〉
8. 7	一般職の職員の給与等についての報告、勧告及び公務員人事管理についての報告（平成26年人事院勧告）

(4) 会計検査院から報告されたもの

年月日	名　　称
平成 26. 3.19	報告書「生活保護の実施状況について」
4.23	報告書「地方財政計画及び地方公務員の特殊勤務手当等の状況について」
9.18	報告書「独立行政法人における関連法人の状況について」
	報告書「防衛装備品等の調達に当たり、原価計算方式により予定価格を算定するなどして契約を締結した防衛関連企業に対して、原価計算等に関する規程類の整備が十分なものとなっているかなどについて早急に調査を行い、必要に応じて防衛関連企業に対して改善を求めるなどの方策を検討することにより、防衛関連企業が提出等する資料の信頼性を確保して、防衛装備品等の調達価格の透明性を確保するよう防衛大臣に対して意見を表示したもの」
10. 8	報告書「復興木材安定供給等対策の実施状況等について」
	報告書「再生可能エネルギーに関する事業の実施状況等について」
10.16	報告書「各省庁が所管する政府開発援助（技術協力）の実施状況について（外務省が所管する技術協力を除く。）」
	報告書「各府省庁が所管する政府開発援助（国際機関等への拠出・出資）の実施状況について」

(5) 国と地方の協議の場から提出されたもの

年月日	名　　称
平成 26. 1.10	国と地方の協議の場（平成25年度第３回）における協議の概要に関する報告書
7. 9	国と地方の協議の場（平成26年度第１回）における協議の概要に関する報告書
11.20	国と地方の協議の場（平成26年度第２回）における協議の概要に関する報告書

８　傍聴人数

本会議・委員会（常任・特別）・憲法審査会

（単位：人）

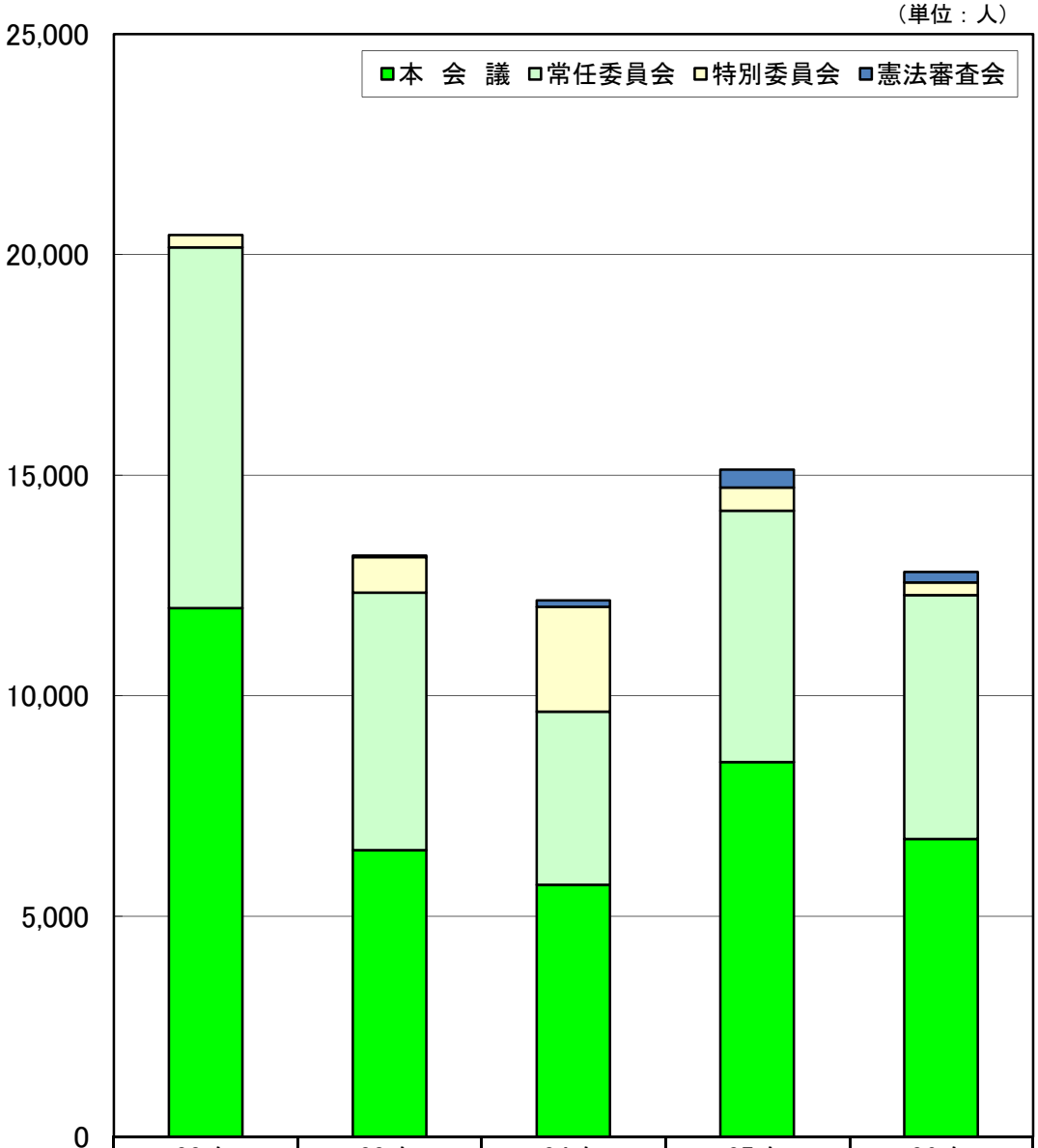

	22 年	23 年	24 年	25 年	26 年
本　会　議	11, 985	6, 500	5, 717	8, 498	6, 751
常任委員会	8, 181	5, 835	3, 923	5, 692	5, 532
特別委員会	275	808	2, 376	532	282
憲法審査会	―	33	145	403	242
総　合　計	20, 441	13, 176	12, 161	15, 125	12, 807

９　参観者数

（単位：人）

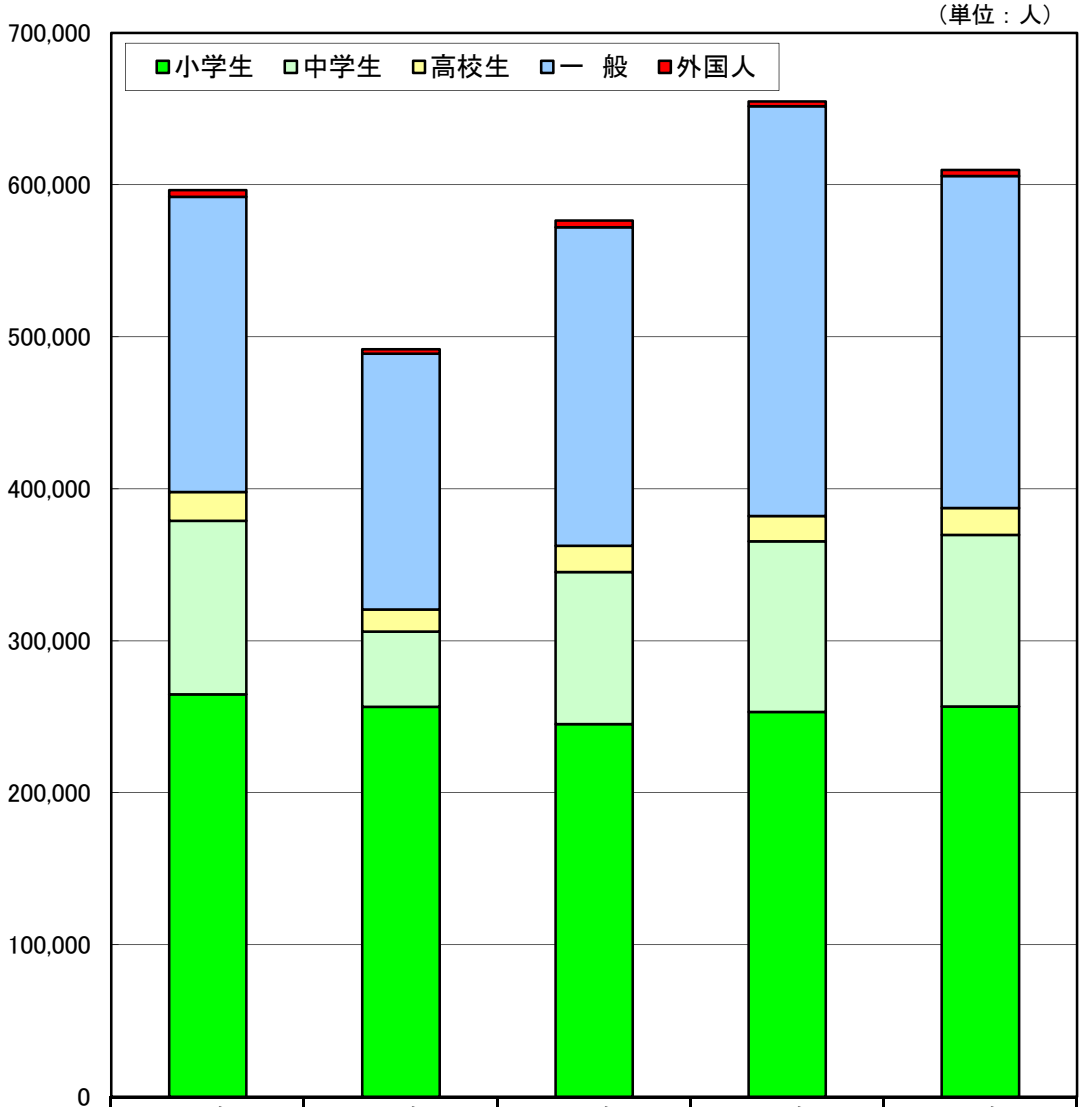

	22 年	23 年	24 年	25 年	26 年
小 学 生	264, 705	256, 493	245, 167	253, 198	256, 708
中 学 生	114, 280	49, 552	100, 033	112, 228	113, 000
高 校 生	18, 786	14, 474	17, 361	16, 621	17, 635
一　　般	194, 201	168, 372	209, 518	269, 605	218, 483
外 国 人	4, 455	2, 948	4, 388	3, 293	3, 855
総　　数	596, 427	491, 839	576, 467	654, 945	609, 681

〔参考〕

1　国会議員定数の変遷

(1) 衆議院議員

総選挙期日（回次）等	定数	増減	備　　考
昭和 21. 4.10(第22回)	468		沖縄県（定数２）は米国占領下にあり、選挙は事実上の
	(466)		定数466で実施
22. 4.25(第23回)	466	－ 2	沖縄県を除く
29. 4.30	467	＋ 1	奄美群島区（定数１）で実施
42. 1.29(第31回)	486	＋19	大都市の人口増加に伴う定数是正
45.11.15	491	＋ 5	沖縄県（定数５）で実施
51.12. 5(第34回)	511	＋20	選挙区別人口による定数是正
61. 7. 6(第38回)	512	＋ 1	選挙区別人口による定数是正
平成 5. 7.18(第40回)	511	－ 1	選挙区別人口による定数是正
平成６年公選法改正により「小選挙区比例代表並立制」を導入 定数500（小選挙区300、比例代表200（11ブロックにおいて実施））			
平成 8.10.20(第41回)	500	－11	平成６年公選法改正後初の総選挙
12. 6.25(第42回)	480	－20	比例代表を20削減（小選挙区300　比例代表180）
26.12.14(第47回)	475	－ 5	小選挙区を５削減（小選挙区295　比例代表180）

(2) 参議院議員

通常選挙期日（回次）等	定数	増減	改選議席数	備　　考
昭和 22. 4.20(第１回)	250		全国区100 地方区150	半数は任期３年
				第２回以降半数改選
45.11.15	252	＋ 2	沖縄県定数２	１名次期選挙で改選
昭和57年公選法改正により「拘束名簿式比例代表制」を導入 定数252（比例代表100、選挙区152）				
昭和 58. 6.26(第13回)	252	0	比例代表50 選挙区76	昭和57年公選法改正後初の選挙
平成12年公選法改正により「非拘束名簿式比例代表制」を導入 定数を10削減して、242（比例代表96、選挙区146）とする。 ただし、平成16年７月25日までの間の定数は、247（比例代表98、選挙区149）とする。				
平成 13. 7.29(第19回)	247	－ 5	比例代表48 選挙区73	平成12年公選法改正後初の選挙
				比例代表を２、選挙区を３削減
16. 7.11(第20回)	242	－ 5	比例代表48 選挙区73	比例代表を２、選挙区を３削減

2　国会議員会派別議員数の推移

(1) 衆議院

（召集日現在）

国会回次(召集日) ＼ 会派	自民	民主	維新	公明	共産	次世代	生活	社民	みんな	結い	改会	減税	大地	日本	きづな	国民	国守	無	欠員
171(常)(平成21. 1. 5)	304	113		31	9			7								7		8	1
172(特)(21. 9.16)	119	312		21	9			7	5							3	3	1	
173(臨)(21.10.26)	119	311		21	9			7	5							3	3	2	
174(常)(22. 1.18)	119	311		21	9			7	5							3	3	2	
175(臨)(22. 7.30)	116	307		21	9			7	5					3		4	2	4	2
176(臨)(22.10. 1)	116	307		21	9			6	5					3		4	2	5	2
177(常)(23. 1.24)	117	307		21	9			6	5					2		4	2	5	2
178(臨)(23. 9.13)	118	302		21	9			6	5					2		4	2	10	1
179(臨)(23.10.20)	118	302		21	9			6	5					2		5	2	9	1
180(常)(24. 1.24)	120	292		21	9			6	5					2	9	5		10	1
181(臨)(24.10.29)	118	248	5	21	9		47	6	5		4	4	3	2				6	2
182(特)(24.12.26)	294	57	54	31	8		9	2	18									7	
183(常)(25. 1.28)	294	56	54	31	8		7	2	18									10	
184(臨)(25. 8. 2)	294	56	53	31	8		7	2	18									11	
185(臨)(25.10.15)	294	56	53	31	8		7	2	17									12	
186(常)(26. 1.24)	293	55	53	31	8		7	2	9	9								13	
187(臨)(26. 9.29)	294	55	41	31	8	19	7	2	9									14	
188(特)(26.12.24)	291	73	41	35	21	2	2	2										8	

※　表中の各国会回次（召集日現在）における会派の正式名称は次のとおりである。

自　民：「自由民主党」
　　（～172回、182回～188回）
　　「自由民主党・改革クラブ」（173回、174回）
　　「自由民主党・無所属の会」（175回～181回）
民　主：「民主党・無所属クラブ」
　　（～180回、182回～188回）
　　「民主党・無所属クラブ・国民新党」（181回）
維　新：「日本維新の会」（181回～186回）
　　「維新の党」（187回、188回）
公　明：「公明党」
共　産：「日本共産党」
次世代：「次世代の党」
生　活：「国民の生活が第一・きづな」（181回）
　　「日本未来の党」（182回）
　　「生活の党」（183回～188回）
社　民：「社会民主党・市民連合」
みんな：「みんなの党」
結　い：「結いの党」
改　会：「改革無所属の会」
減　税：「減税日本・平安」
大　地：「新党大地・真民主」
日　本：「たちあがれ日本」
きづな：「新党きづな」
国　民：「国民新党・大地・無所属の会」
　　（～171回）
　　「国民新党」（172回～174回）
　　「国民新党・新党日本」（175回～180回）
国　守：「国益と国民の生活を守る会」

(2) 参議院

（召集日現在）

国会回次(召集日) ＼ 会派	自民	民主	公明	維新	共産	次代	元気	無ク	社民	改革	生活	みん	み風	国民	大地	日改	改ク	無所属	欠員
171(常)(平成21. 1. 5)	82	118	21		7				5								4	5	
172(特)(21. 9.16)	85	118	21		7				5									4	2
173(臨)(21.10.26)	85	118	21		7				5									4	2
174(常)(22. 1.18)	82	120	21		7				5									7	
175(臨)(22. 7.30)	83	106	19		6				4			11		3		5		5	
176(臨)(22.10. 1)	83	106	19		6				4			11		3		5		5	
177(常)(23. 1.24)	83	106	19		6				4			11		3		5		5	
178(臨)(23. 9.13)	83	106	19		6				4			11		3		5		5	
179(臨)(23.10.20)	83	106	19		6				4			11		3		5		5	
180(常)(24. 1.24)	86	106	19		6				4	2		11		4				4	
181(臨)(24.10.29)	87	90	19		6				4	2	12	11	4		2			5	
182(特)(24.12.26)	83	87	19	3	6				4	2	8	11	4	3	2			4	6
183(常)(25. 1.28)	83	87	19	3	6				4	2	8	12	5	2				5	6
184(臨)(25. 8. 2)	113	58	20	9	11				3	3	2	18						4	1
185(臨)(25.10.15)	114	58	20	9	11				3	3	2	18						4	
186(常)(26. 1.24)	114	58	20	9	11				3	3	2	18						4	
187(臨)(26. 9.29)	114	58	20	11	11	4			3	3	2	12						4	
188(特)(26.12.24)	114	58	20	11	11	7	6	4	3	2	2							4	

※ 表中の各国会回次（召集日現在）における会派の正式名称は次のとおりである。

自　民：「自由民主党」
（～171回、175回～177回、184回～188回）
「自由民主党・改革クラブ」（172回～174回）
「自由民主党・無所属の会」
（178回、179回、182回、183回）
「自由民主党・たちあがれ日本・無所属の会」
（180回、181回）

民　主：「民主党・新緑風会・国民新・日本」
（～174回）
「民主党・新緑風会」
（175回～180回、182回～188回）
「民主党・新緑風会・国民新党」（181回）

公　明：「公明党」

維　新：「日本維新の会」（181回～186回）
「維新の党」（187回、188回）

共　産：「日本共産党」

次　代：「次世代の党」

元　気：「日本を元気にする会」

無　ク：「無所属クラブ」

社　民：「社会民主党・護憲連合」

改　革：「新党改革」（180回～183回）
「新党改革・無所属の会」
（184回～188回）

生　活：「国民の生活が第一」（181回）
「日本未来の党」（182回）
「生活の党」（183回～188回）

みん：「みんなの党」

み風：「みどりの風」

国　民：「国民新党」
（175回～180回、182回、183回）

大　地：「新党大地・真民主」

日　改：「たちあがれ日本・新党改革」

改　ク：「改革クラブ」

3　会期等

国　会　回　次	召 集 日	開 会 式	会期終了日	会期　上段：当初会期 下段：延　　長
第171回（常　会）	21. 1. 5	21. 1. 5	(21. 7.21 解　散)	150 55 （198日目に解散）
第172回（特別会）	21. 9.16	21. 9.18	21. 9.19	4
第173回（臨時会）	21.10.26	21.10.26	21.12. 4	36 4
第174回（常　会）	22. 1.18	22. 1.18	22. 6.16	150
第175回（臨時会）	22. 7.30	22. 7.30	22. 8. 6	8
第176回（臨時会）	22.10. 1	22.10. 1	22.12. 3	64
第177回（常　会）	23. 1.24	23. 1.24	23. 8.31	150 70
第178回（臨時会）	23. 9.13	23. 9.13	23. 9.30	4 14
第179回（臨時会）	23.10.20	23.10.21	23.12. 9	51
第180回（常　会）	24. 1.24	24. 1.24	24. 9. 8	150 79
第181回（臨時会）	24.10.29	24.10.29	(24.11.16 解　散)	33 （19日目に解散）
第182回（特別会）	24.12.26	24.12.28	24.12.28	3
第183回（常　会）	25. 1.28	25. 1.28	25. 6.26	150
第184回（臨時会）	25. 8. 2	25. 8. 2	25. 8. 7	6
第185回（臨時会）	25.10.15	25.10.15	25.12. 8	53 2
第186回（常　会）	26. 1.24	26. 1.24	26. 6.22	150
第187回（臨時会）	26. 9.29	26. 9.29	(26.11.21 解　散)	63 （54日目に解散）
第188回（特別会）	26.12.24	26.12.26	26.12.26	3

国会案内

国会案内

目　　次

頁

○　国会周辺図 …… 465
○　広報・広聴 …… 466
＜参観者ホールでの情報提供＞ …… 467
＜会議録等刊行物の閲覧＞ …… 468
＜衆議院ホームページ＞ …… 470
＜国会審議中継＞ …… 472
○　国会会議録検索システム …… 473
○　国会参観（衆議院）の手続 …… 474
○　本会議・委員会・憲法審査会の傍聴 …… 475
○　請願の手続 …… 476
○　陳情の手続 …… 478
○　地方議会からの意見書の手続 …… 478
○　復興特別意見書の手続 …… 478
○　福島復興再生特別意見書の手続 …… 478
○　行政に関する苦情受付窓口 …… 479
○　意見窓口「憲法のひろば」 …… 480
○　憲政記念館 …… 481
○　国会議員政策担当秘書資格試験 …… 483
○　衆議院議員の資産等報告書等の閲覧 …… 485
○　衆議院議員の秘書の兼職に係る文書の閲覧 …… 485
○　衆議院事務局の情報公開 …… 486

○　国会周辺図

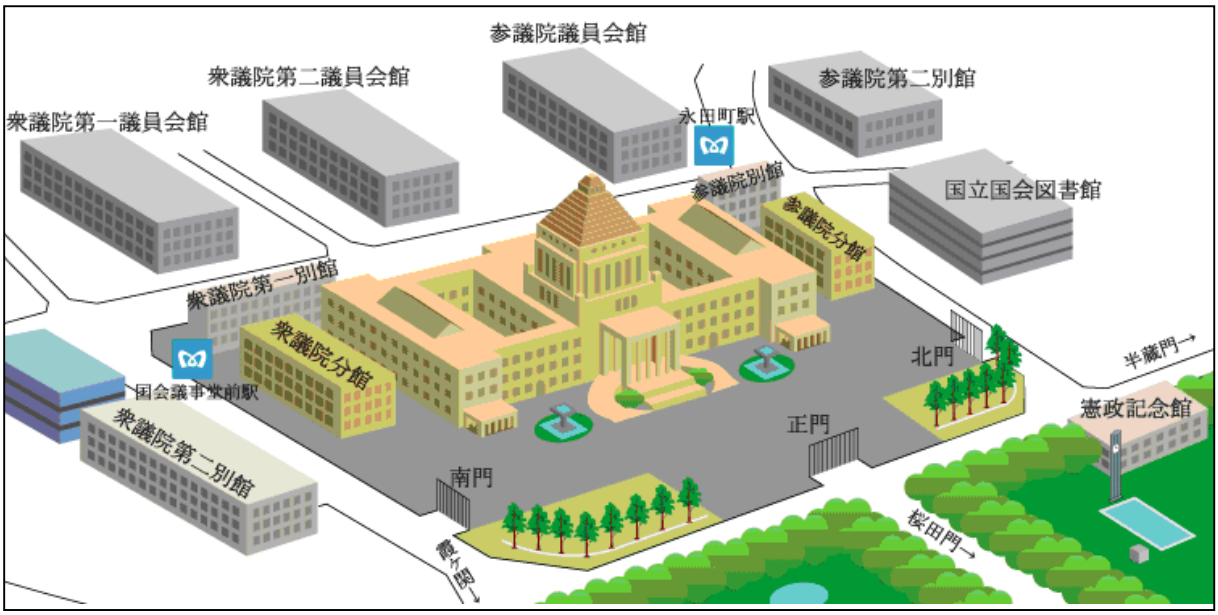

■　衆議院（The House of Representatives）
郵便番号　100－0014
東京都千代田区永田町１－７－１
電話番号　（代表）03-3581-5111

＜最寄り駅＞
東京メトロ　丸ノ内線、千代田線 …… 国会議事堂前駅
有楽町線、半蔵門線、南北線 … 永　田　町駅

○　広報・広聴

広報課では、衆議院ホームページ、国会審議中継、参観者ホールにおける展示等により、衆議院及び国会に関する情報を提供しています。

また、国民の皆様から寄せられる衆議院の構成、本会議・委員会及び議案等の基本情報、衆議院の各種手続等に関するご質問並びにご意見にも対応をしております。

お問合せ先は次のとおりです。

衆議院事務局庶務部広報課

住　所　〒100－8960　東京都千代田区永田町１－７－１
受　付　平日９時～17時45分（土、日、休日及び年末年始を除く。）
電　話　03（3581）5151

＜参観者ホールでの情報提供＞

衆議院参観者ホールは、衆議院を訪れた参観者等の待機場所として参観コースの出発点に位置しており、各種パネル及びパソコン等により、国会に関する情報の提供を行っています。

１　各種パネル

衆議院の概要及び最新情報について展示を行っています。展示パネルは次のとおりになります。「議長・副議長の顔写真」「国会議事堂周辺の空撮写真」「国会とその周辺の官庁の案内図」「衆議院議員の都道府県別（小選挙区）及びブロック別（比例代表）の議員数」「衆議院会派別所属議員数一覧」「国会豆知識（議会制度と国会、国会の役割と運営、国会あれこれ、議事堂あれこれ）」

２　パソコン情報検索コーナー

楽しみながら国会についての知識を得ることができるよう、国会チャレンジクイズなどのオリジナルコンテンツ及び国会関係のホームページの閲覧、並びに立法活動や国会議事堂を紹介したビデオ及び審議中継（ライブ・録画）の視聴ができます。

３　衆議院刊行物紹介コーナー

本院の本会議や委員会等の会議録及び『衆議院の動き』などの各種刊行物の展示を行っています。

（パソコン情報検索コーナー）

＜会議録等刊行物の閲覧＞

1　主な刊行物の種類

(1) 会議録

・衆議院本会議録
・衆議院委員会議録
・国家基本政策委員会合同審査会会議録（党首討論）
・衆議院憲法審査会議録
・両院協議会会議録

(2) 議案類等

・法律案
　内閣提出法律案（閣法）
　議員及び委員会提出法律案（衆法）
・質問主意書・答弁書（議員が内閣に質問する場合の簡明な主意書及びそれに対する答弁書）
・衆議院公報（本会議及び委員会の開会日程その他を掲載したもの）
・予算書（一般会計、特別会計及び政府関係機関の予算）
・決算書（一般会計、特別会計及び政府関係機関の決算）

(3) その他の刊行物

・衆議院先例集（議院の会議運営に関する先例を収録）
・衆議院委員会先例集（委員会運営に関する先例を収録）
・衆議院の動き（法律案の審議状況等１年間の活動を国会の会期ごとにまとめたもの）
・衆議院帝国憲法改正案委員小委員会速記録
・帝国議会衆議院秘密会議事速記録集
・議会制度百年史（全12巻）及び目で見る議会政治百年史
・衆議院要覧（乙）

２　閲覧案内

刊行物は、衆議院刊行物展示コーナー（会議録、議案類は原則として直近のもののみ展示）又は国立国会図書館において閲覧できます。また、一部の刊行物は、衆議院ホームページでも公開されています。

なお、会議録については都道府県議会図書室（各都道府県庁内）及び各政令指定都市議会図書室（各市役所内）へ送付していますので、閲覧等については各議会事務局へお問い合わせください。

・衆議院刊行物展示コーナー

住　所　〒100－0014　東京都千代田区永田町１－６－３
衆議院第二別館２階

電　話　03（3581）5111　内線34622

・国立国会図書館

住　所　〒100－8924　東京都千代田区永田町１－10－１

電　話　03（3581）2331（代表）

＜衆議院ホームページ＞

衆議院では、インターネット上に衆議院ホームページを開設し、本会議及び委員会に関する情報、立法情報並びに議員情報等のほか、国会案内及び各種手続（傍聴及び参観等）に関する情報を提供しています。

衆議院ホームページアドレス　http://www.shugiin.go.jp/

衆議院ホームページの主な提供情報

議長・副議長の挨拶		衆議院議長・副議長からのメッセージ
本会議・委員会等		
	本会議	
		本会議開会情報	本会議の議事日程及び議事経過 【掲載回次】第151回国会以降
	委員会等	
		委員名簿	各委員会の最新の委員名簿
		委員会ニュース	各委員会の審査経過、質疑者、主な質疑項目及び議題とされた法律案等の概要、修正案要旨及び附帯決議等 【掲載回次】第169回国会以降
		憲法審査会	新着情報、憲法審査会委員名簿、審査会ニュース、会議日誌、会議資料、今後の開会予定等 【掲載回次】第167回国会以降 （憲法調査会、憲法調査特別委員会へのリンク）
		政治倫理審査会	政治倫理審査会の最新の名簿
立法情報		
	会議録		本会議、委員会、憲法審査会等の会議録に関する情報 【掲載回次】第145回国会以降
		国会会議録検索システム	衆参両院の全ての会議録の検索 【掲載回次】第１回国会以降 （国立国会図書館サイトへのリンク）
	議案		議案の審議経過及び法律案・決議案の本文等 【掲載回次】第142回国会以降
	法律案等審査経過概要		法律案等の審査経過概要 【掲載回次】第148回国会以降
	質問主意書・答弁書		質問主意書・答弁書の本文及び経過に関する情報 【掲載回次】第１回国会以降
	請願		委員会に付託された請願に関する情報 【掲載回次】第143回国会以降
	制定法律		国会で成立した法律の本文に関する情報 【掲載回次】第１回国会以降
	衆議院公報（会議情報）		本会議、委員会、憲法審査会等の開会及び経過に関する情報 【掲載回次】第147回国会以降
議員情報			衆議院の役員等一覧、会派名及び会派別所属議員数、議員一覧、会派別議員一覧、衆議院議員会館議員事務室一覧表、議員氏名の正確な表記についての情報
国会関係資料			国会について（国会の地位、組織、権限及び役割等の説明、国会議事堂及び憲政記念館の施設案内、事務局及び法制局に関する情報等）、国会関係法規、国会会期一覧、歴代議長・副議長一覧、衆議院の動き、調査局作成資料、衆議院議員総選挙一覧についての情報
各種手続			請願・陳情・意見書の手続、本会議・委員会等の傍聴案内、衆議院議員の資産等報告書等の閲覧案内、会議録等刊行物の閲覧、国会参観の手続及び各種パンフレット、行政に関する苦情受付窓口についての情報
ご案内			調達情報、国会議員政策担当秘書資格試験、事務局職員採用案内、法制局職員採用案内、情報公開、その他ご案内についての情報
各種リンク			
	衆議院インターネット審議中継		衆議院本会議・委員会等の審議のインターネット中継及びビデオライブラリ
	衆議院憲政記念館		常設展及び特別展等についての情報
	衆議院憲法審査会		上記憲法審査会の情報と同じ
	衆議院法制局		衆議院法制局の組織概要、衆法情報、成立した議員立法、採用情報についての情報
	国会事故調		報告書、資料と映像、委員会について等 （東京電力福島原子力発電所事故調査委員会サイト（国立国会図書館インターネット資料収集保存事業で保存）へのリンク）
	関連リンク		国会関連、政党及び官公庁等のホームページへのリンク案内
その他掲載情報			ヘルプ、ホームページについて、Webアクセシビリティ、リンク・著作権等について、お問い合わせ、案内図についての情報

＜国会審議中継＞

１　国会審議テレビ中継放送

衆議院では、国会の情報公開の一環として国会における審議を公開することにより、審議を活性化し国民に開かれた国会とするため、衆参両院の本会議や委員会等の国会審議を開会から散会まで、有線テレビジョンにより国会内の各施設、各府省等及び政党本部に中継しています。

また、国会審議を報道機関等を通じて国民に公開するため、希望する放送局や通信社等にも配信しています。

２　国会審議インターネット中継

インターネット上に本院の審議中継ホームページを開設し、本会議や委員会等の審議を国内外に中継しています。

このインターネット審議中継は、ライブ中継とともにビデオオンデマンドによる録画中継（ビデオライブラリ）も行っています。録画中継は、第174回通常国会以降の審議映像を視聴することができます。

なお、衆議院ホームページからもアクセスできます。

国会審議中継ホームページアドレス　http://www.shugiintv.go.jp

○　国会会議録検索システム

衆参両院の本会議及び全委員会の会議録（第１回国会から）をインターネットで公開しています。会議録のうち、いわゆる質疑応答などの議事部分がテキストで表示されます。

会議録（冊子）も画像で閲覧ができますので、会議録末尾に掲載されている法律案等の資料はこちらでご覧ください。

また、よく寄せられる質問（ＦＡＱ）では、データの内容や検索方法その他についてお知らせしていますので、参考にしてください。

衆議院ホームページの「国会会議録検索システム（国立国会図書館ＨＰ）」又は国立国会図書館ホームページの「サービス一覧」からアクセスできます。

国会会議録検索システムホームページアドレス　http://kokkai.ndl.go.jp

○　国会参観（衆議院）の手続

１　参観の申込み

参観は、平日のほか、土曜、日曜及び休日も行っております。
お申込みの手続は参観受付窓口で行っております。
なお、衆議院議員の紹介によるお申込みは従前のとおりです。

【一般参観の申込み方法】

衆議院ホームページから参観申込書（ＰＤＦ）をダウンロードし、必要事項をご記入の上、参観受付窓口に直接又はＦＡＸでお申込みください。ＦＡＸで申し込まれる方は、２か月前から前日の午後４時まで受け付けております。

（ＦＡＸ）平日　　03-3581-7954
　　土・日・休日　　03-3581-5387

※　少人数（９名まで）の場合は当日も受け付けます。

２　参観時間

平日　午前８時～午後５時（午後４時までに受付を終了してください。）
土曜日、日曜日及び休日　午前、午後それぞれ３回
　　午前　９時30分、10時30分、11時30分
　　午後　１時、２時、３時

なお、本会議開会前１時間及び本会議開会中は、参観はできません。
また、特別な行事等があるときは、参観コースの変更若しくは参観ができないこともあります。

３　交通

東京メトロ丸ノ内線及び千代田線の国会議事堂前駅下車（徒歩３分）
東京メトロ有楽町線、半蔵門線及び南北線の永田町駅下車（徒歩５分）
なお、駐車場は、バス専用となっています。

４　問合せ先

衆議院事務局警務部参観係

住　所　〒100－8960　東京都千代田区永田町１－７－１
電　話　03（3581）5111　内線33771、33772

○　本会議・委員会・憲法審査会の傍聴

傍聴には本会議の傍聴と委員会及び憲法審査会の傍聴があります。いずれの場合も傍聴券が必要となります。

本会議の傍聴券は警務部で、委員会及び憲法審査会の傍聴券は委員部でそれぞれ所定の手続により交付を受けることができます。

１　本会議の傍聴

本会議は、憲法第57条により公開が原則となっており、一般の方も傍聴できます。

傍聴券には議員紹介券と一般傍聴券の２種類があります。議員紹介券は本会議開会当日議員１人につき１枚交付され、一般傍聴券は議員面会所受付において申込み順に交付を受けることができます。ただし、傍聴設備の関係及び議場の秩序保持の上から人数の制限及び傍聴規則（昭和22年７月11日制定）の遵守が要求されます。

２　委員会及び憲法審査会の傍聴

委員会の傍聴は、国会法第52条で「委員会は、議員の外傍聴を許さない。但し、報道の任務にあたる者その他の者で委員長の許可を得たものについては、この限りでない。」と規定しており、衆議院議員の紹介で委員長の許可を得れば一般の方も傍聴することができます。

具体的な手続は、議員秘書が委員会傍聴許可申請用紙に必要事項を記入し、委員部を通して委員長の許可を得ることになっています。

傍聴に際しては、委員室内の傍聴設備及び秩序保持の上から本会議同様に人数の制限及び傍聴規則の遵守を求められます。

なお、憲法審査会も、委員会に準じた手続で傍聴できます。

３　問合せ先

・本会議の傍聴は**「警務部傍聴券係」**
　　電　話　03（3581）5111　内線33861

・委員会の傍聴は**「委員部総務課」**
　　電　話　03（3581）5104（直通）

・憲法審査会の傍聴は**「憲法審査会事務局」**
　　電　話　03（3581）5563（直通）

○　請願の手続

１　国会における請願の取扱い

国民が国政に対する要望を直接国会に述べることのできる請願は、憲法第16条で国民の権利として保障されています。国籍・年齢の制限はありません。したがって、日本国内に在住の外国人の方及び未成年の方も請願することができます。

衆議院、参議院は、請願についてそれぞれ別個に受け付け、互いに干預しないこととされています。

２　衆議院における請願の手続

請願書は、議員の紹介により提出しなければなりません。したがって、提出に関する具体的な手続は、議員ないし議員秘書が行います。請願は、国会が開会されますと、召集日から受け付けますが、議院運営委員会（理事会）の決定により、おおむね会期終了日の５日ないし７日前に締め切るのが例となっています。ただし、ごく短期間の国会の場合には、請願を扱わないことがあります。

請願を行う場合は、要望する内容を簡潔にまとめた文書に、請願者の住所氏名を明記しなければなりません。請願者の氏名は署名によることが原則ですが、印刷された文字を使った場合や複写されている場合は押印が必要です。また、外国語による請願書の場合には、訳文の添付が必要です。

なお、同じ請願者が、同一会期内に同一趣旨の請願書を重複して提出することはできません。これは紹介議員が異なっていても同様です。

３　請願文書表の作成・配付

請願書が提出されますと、請願文書表が作成・印刷され、各議員に配付されます。請願文書表には、その内容が周知されるよう、請願者の住所氏名、請願の要旨、紹介議員の氏名及び受理の年月日などが記載されます。

４　請願の審査

請願は請願文書表の配付と同時に、請願事項に基づいて適当の委員会等に付託されます。

委員会等では、審査の結果に従い、議院の会議に付するを要するものと要しないものに区別し、要するものについては、採択すべきものとする請願と不採択とすべきものとする請願に区別をし、さらに採択すべきもののうち、内閣に送付することを適当と認めるものについてはその旨を附記し、議院に報告することになっています。

本会議では、委員会等において採択すべきもの又は不採択とすべきものと決した請願を議題とし、その採決は採択又は不採択とすることについて諮ることとしています。

なお、採択された請願のうち、内閣において措置することが適当とされたものは、議長から内閣総理大臣に送付されます。内閣からは、毎年２回、その処理経過が議院に報告されます。

衆議院における請願処理の概要図

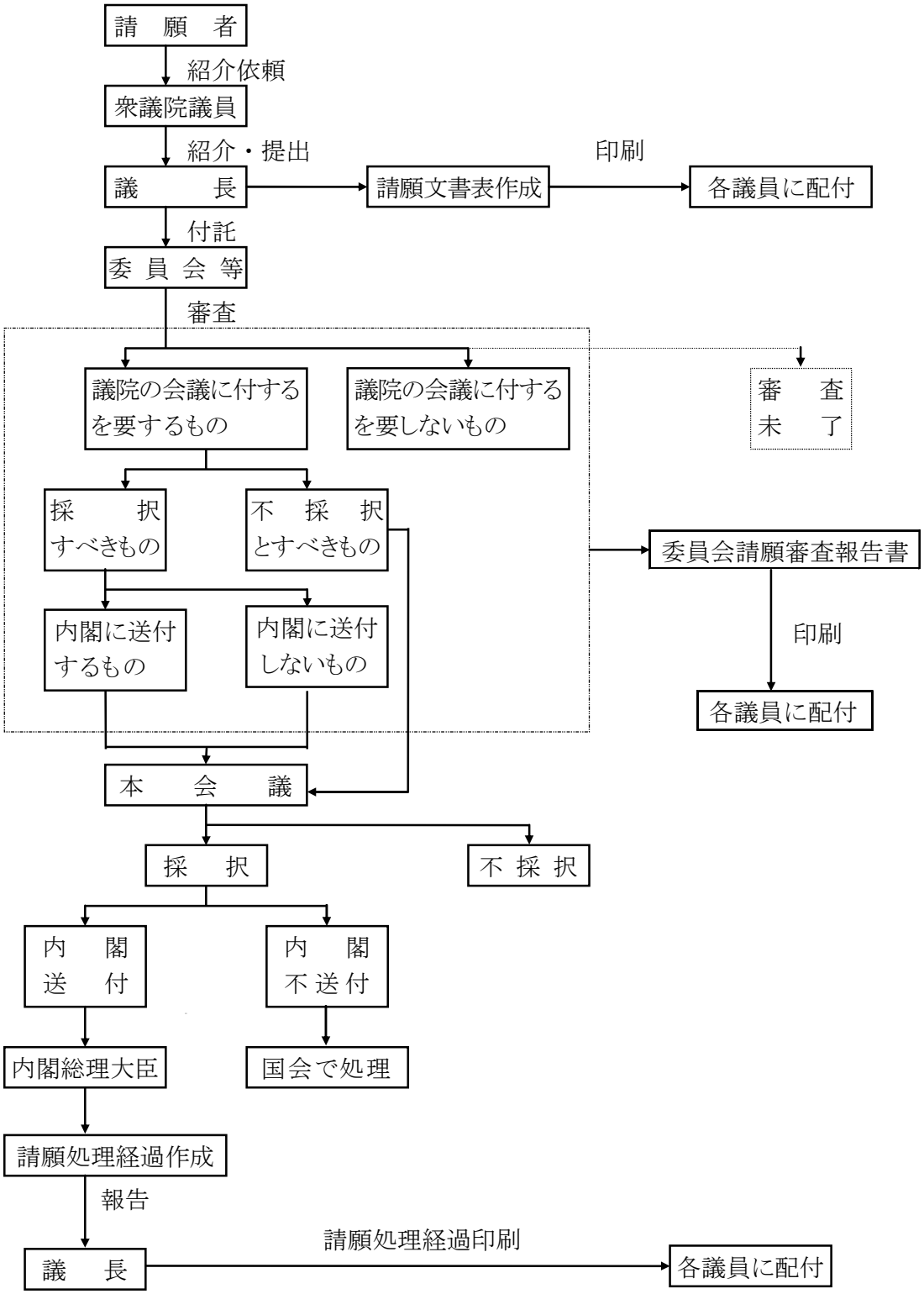

なお、国会閉会後、請願を紹介した議員には、その審査結果が通知されます。

○　陳情の手続

陳情は請願と違い、議員の紹介を必要としません。陳情を行う場合は、要望する内容を簡潔にまとめた文書に住所氏名を明記し、郵送等で議長宛に提出します。その中で、議長が必要と認めたものは、適当の委員会等に参考のため送付されますが、請願と違い文書表は作成されません。

なお、氏名は署名によることが原則ですが、印刷された文字による場合は押印が必要です。

○　地方議会からの意見書の手続

地方自治法第99条により、地方公共団体の議会は、国会に意見書を提出することができます。

衆議院への意見書は、議長宛に、表題を「○○○意見書」とし、当該議会名及び議長名を記載し公印を押印の上、地方自治法第99条に基づく意見書であることを明記して、郵送等で提出されています。

なお、提出された意見書は、議長において受理した後、適当の委員会等に参考のため送付されます。

○　復興特別意見書の手続

東日本大震災復興特別区域法第11条第８項により、認定地方公共団体等は、国会に復興特別意見書を提出することができます。

衆議院への復興特別意見書は、議長宛に、表題を「○○○復興特別意見書」とし、当該地方公共団体名及び首長名を記載し公印を押印の上、東日本大震災復興特別区域法第11条第８項に基づく復興特別意見書であることを明記して、郵送等で提出されることになります。

なお、提出された復興特別意見書は、議長において受理した後、復興に関する事項を所管する委員会に参考のため送付されます。

○　福島復興再生特別意見書の手続

福島復興再生特別措置法第52条第１項により、福島県知事は、国会に福島復興再生特別意見書を提出することができます。

衆議院への福島復興再生特別意見書は、議長宛に、表題を「○○○福島復興再生特別意見書」とし、福島県知事名を記載し公印を押印の上、福島復興再生特別措置法第52条第１項に基づく福島復興再生特別意見書であることを明記して、郵送等で提出されることになります。

なお、提出された福島復興再生特別意見書は、議長において受理した後、復興に関する事項を所管する委員会に参考のため送付されます。

○　行政に関する苦情受付窓口

衆議院決算行政監視委員会では、広く国民の皆様から行政に関する苦情を受け付けております。皆様が、日常接しておられる行政との関係において、様々な行政の在り方や行政の改善について、具体的な苦情をお寄せください。

1　この制度は、国民の皆様から寄せられた行政に関する苦情を、本委員会が行政監視活動を行うための基礎的な資料・情報源のひとつとして国政調査を行う際に活用しようとするものです。委員会が受理する苦情の範囲は、行政制度・施策の改善、行政の運用によって被っている具体的不利益や行政機関等の不正等に関するものです。

2　この制度は、寄せられた苦情内容に沿って個人的、個別的に応えるものではありません。また、行政以外の立法や司法等に関する苦情を受け付けるものでもありません。

苦情の受付は次のとおりです。

1　ＦＡＸによる受付　03（3581）7731

2　封書、はがきによる受付

〒100－8960
（東京都千代田区永田町１－７－１）
衆議院決算行政監視委員会
「行政に関する苦情」係　宛
（注）郵便番号を明記すれば、住所は必要ありません。

3　電子メールによる受付

アドレス：kujo@shugiinjk.go.jp
（注）内容が詳細かつ大量のものについては郵便等でお願いします。

いずれの苦情についても、提出者の住所、氏名、電話番号、ＦＡＸ番号を明記してください。

○　意見窓口「憲法のひろば」

憲法審査会では、日本国憲法について広範かつ総合的に調査を行うに当たり、その参考に資するため、広く国民のみなさまのご意見を受け付けております。

ご意見のある方は、次の要領でお送りください。

１　電子メールによる受付

アドレス：kenpou@shugiinjk.go.jp

２　ＦＡＸによる受付

03（3581）5875

３　封書、はがきによる受付

〒100－8960
東京都千代田区永田町１－７－１
憲法審査会「憲法のひろば」係 宛

いずれのご意見についても、住所、氏名、年齢、職業、電話番号（又はＦＡＸ番号、メールアドレス）を必ず明記してください。

電子メールについて、ＨＴＭＬ形式のメール、添付ファイルは受け取れませんのでご注意ください。

○　憲政記念館

憲政記念館は、昭和45年に我が国が議会開設80年を迎えたのを記念して、議会制民主主義についての一般の認識を深めることを目的として設立され、昭和47年３月に開館しました。

憲政記念館のある高台は、江戸時代の初めには加藤清正が屋敷を建て、その後彦根藩の上屋敷となり、幕末には、藩主であり時の大老でもあった井伊直弼が居住し、後に明治時代になってからは参謀本部・陸軍省が置かれました。

昭和27年にこの土地は衆議院の所管となり、昭和35年には、憲政の功労者である尾崎行雄を記念して、尾崎記念会館が建設されました。その後これを吸収して現在の憲政記念館が完成しました。

憲政記念館では、国会の組織や運営などを資料や映像によって分かりやすく紹介するとともに、憲政の歴史や憲政功労者に関係のある資料を収集して常時展示するほか、特別展などを催しています。

１　憲政史シアター

議会思想が移入された幕末から明治維新、帝国憲法の制定、帝国議会の開設を経て、戦後、新憲法の制定によって新しい国会が発足し、今日に至るまでの「憲政の歩み」をハイビジョン映像で見ることができます。

２　憲政史映像選択コーナー

３台のモニターで、「国会のすすめ」「憲政の歩み」「憲政のあけぼの」「帝国議会の歩み」「新しい国会の歩み」「婦人参政への道」「議事堂ものがたり」「憲政擁護運動から普選の実施まで」「昭和の開幕から新国会の誕生まで」などのソフトを選択して見ることができます。

３　憲政の歩みコーナー・壁面コーナー

明治維新から帝国議会を経て現在の国会に至る憲政の歩みを、文書類をはじめ、関係資料・写真などで見ることができます。また、憲政の歴史に関係ある資料を企画展示しています。

４　映像検索コーナー

３台のパソコンで、「憲政史上の人々」「歴代の衆議院議長」「歴代の内閣総理大臣」「錦絵紹介」の中から好みの項目を検索して、人物の肉声を聞いたり、略歴などを見ることができます。

５　立体ビジョンコーナー

帝国議会第１次仮議事堂に初登院する議員たちの有様や、初めての議会における衆議院議場での議長選挙の模様などを立体映像で見ることができます。

６　議場体験コーナー

本会議開会ベルが鳴り、内閣総理大臣の演説する映像が映し出されます。これを議席に座って見ることができます。また、演壇や議席で自由に記念写真を撮ることもできます。

７　国会の仕組みコーナー

５台のパソコンで、国会の仕組みや世界の議会を分かりやすく紹介するほか、国会の知識をＱ＆Ａのクイズ方式でランキングを競うなど楽しみながら学習できます。

８　情報検索コーナー

６台のパソコンで、憲政記念館特別展の主な展示資料の解説や、衆議院審議中継などを見ることができます。

９　尾崎メモリアルホール

衆議院議員当選25回、議員として60年７か月在職し、衆議院から憲政功労者として表彰され、名誉議員の称号を贈られた尾崎行雄の足跡をしのんで、遺品、著作、書跡、写真などを展示しています。

※「明治に活きた英傑たち－議事堂中央広間から歴史を覗く－特別展」が平成26年11月５日（水）から11月28日（金）まで開催されました。

入 館 料　　無　料
開館時間　　９時30分～17時（入館は16時30分まで）
休 館 日　　毎月の末日及び12月28日から翌年１月４日

衆議院事務局憲政記念館
住　所　〒100－0014　東京都千代田区永田町１－１－１
電　話　03（3581）1651（直通）
ＦＡＸ　03（3581）7962

ホームページアドレス　http://www.shugiin.go.jp

憲政記念館

○　国会議員政策担当秘書資格試験

国会議員政策担当秘書資格試験の日程等については、例年４月中旬から受験案内を配付しています。

ここでは、平成26年度の例を掲載します。

１　試験の名称

平成26年度国会議員政策担当秘書資格試験

２　受験資格

(1) 平成26年９月10日（最終合格者発表）現在において65歳未満の者で、かつ、次のいずれかに該当する者

①　大学を卒業した者及び平成27年３月までに大学卒業見込みの者

②　国会議員政策担当秘書資格試験委員会が①に掲げる者と同等以上の学力があると認める者

(2) 次のいずれかに該当する者は、国会議員の政策担当秘書資格試験等実施規程第７条の規定により、受験することができない。

・　日本国籍を有しない者

・　成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）

・　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わらない者又は執行を受けることがなくなるまでの者

・　公務員として懲戒免職の処分に処せられ、当該処分の日から２年を経過しない者

３　試験

(1) 第１次試験

①　試験日　平成26年７月12日（土）

②　試験場　東京大学本郷キャンパス（東京都文京区本郷７－３－１）

③　試験方法　多枝選択式（教養問題）及び論文式（総合問題）

④　第１次試験合格者発表　平成26年８月26日（火）に、衆議院第二別館前及び参議院第二別館前に掲示して発表するほか、衆議院ホームページ及び参議院ホームページにも掲載し、合格者に郵送で通知する。

(2) 第２次試験

①　試験日　平成26年９月３日（水）

②　試験場　衆議院又は参議院（東京都千代田区永田町１－７－１）

③　試験方法　口述式

４　最終合格者発表

平成26年９月10日（水）に、衆議院第二別館前及び参議院第二別館前に掲示して発表するほか、官報、衆議院ホームページ及び参議院ホームページにも掲載し、合否については各人に郵送で通知する。

5　受験手続

(1) 受験申込用紙の交付

衆議院及び参議院のホームページにおいてＰＤＦ形式で交付する。

また、衆議院議員面会所受付及び参議院議員面会所受付において平成26年４月14日（月）から５月15日（木）の９時30分から17時15分の間交付する（土曜日、日曜日及び休日を除く）。

郵便で請求する場合は、封筒の表に「政策請求」と朱書し、宛先及び郵便番号を明記して120円切手を貼った返信用封筒（角形２号・Ａ４判が入る大きさ）を必ず同封すること（５月13日（火）必着）。

(2) 受験の申込み

試験を受けようとする者は、受験申込用紙（受験申込書、写真票、受験票）に所要事項を記入の上、受験申込書・写真票に写真（最近６か月以内に撮影した、上半身、無帽、正面向きのもの）を貼り、受験票を通常はがきに貼って、参議院事務局庶務部議員課宛に特定記録郵便により郵送すること。

(3) 提出書類

受験申込書・受験票・写真票（第１次試験合格者については、大学又は大学院の卒業又は修了（見込）証明書及び住民票（いずれも平成26年４月１日以降発行のもの）を第２次試験の際に提出のこと。）

(4) 受験申込受付期間

平成26年５月７日（水）から５月15日（木）まで。

ただし、平成26年５月15日までの消印のあるものに限り受け付ける。

6　合格者の採用方法

最終合格者は、国会議員政策担当秘書資格試験合格者登録簿に登録され、衆議院議員又は参議院議員が、当該登録簿に登録された者の中から採用する。

7　その他

(1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、衆議院事務局庶務部議員課又は参議院事務局庶務部議員課に行うこと。

(2) 本試験はあくまでも資格試験であり、合格により採用が担保されているわけではなく、採用・解職については国会議員が決定することになるので、その旨十分留意すること。

衆議院事務局庶務部議員課

住　所　〒100－0014　東京都千代田区永田町１－７－１
電　話　03（3581）5165（直通）
ホームページアドレス　http://www.shugiin.go.jp

参議院事務局庶務部議員課

住　所　〒100－0014　東京都千代田区永田町１－７－１
電　話　03（5521）7485（直通）
ホームページアドレス　http://www.sangiin.go.jp

○　衆議院議員の資産等報告書等の閲覧

「政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律」に基づき、衆議院議員の

・資産等報告書
・資産等補充報告書
・所得等報告書
・関連会社等報告書

を、次の要領で閲覧できます。

なお、閲覧できる報告書は、過去７年分のものになります。

・閲覧場所

東京都千代田区永田町２－２－１
衆議院第一議員会館地下１階　資産等報告書等閲覧室
交　通：東京メトロ千代田線及び丸ノ内線国会議事堂前駅下車（１番出口）
　　東京メトロ銀座線及び南北線溜池山王駅下車（５番出口）

・閲覧日時

閲覧日：原則として、１月４日から12月28日までの毎日
　　ただし、土曜日、日曜日及び祝日法に規定する休日に当たる日は閲覧できません。
時　間：９時30分～12時、13時～17時30分

・その他

詳しくは、衆議院事務局庶務部議員課（電話 03（3581）5111　内線68106）までお問い合わせください。

○　衆議院議員の秘書の兼職に係る文書の閲覧

「国会議員の秘書の給与等に関する法律」に基づき、衆議院議員の秘書の兼職に係る文書を次の要領で閲覧できます。

・閲覧場所
・閲覧日時
　衆議院議員の資産等報告書等の閲覧に同じ

・その他

詳しくは、衆議院事務局庶務部議員課（電話 03（3581）5111　内線68101、68110）までお問い合わせください。

○　衆議院事務局の情報公開

国会は、情報公開法（「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」）の対象とされていませんが、衆議院事務局は、情報公開法の趣旨を踏まえ、国民に対する説明責任を果たすために議院行政文書の開示の取扱いについて規程等を定め、平成20年４月１日から情報公開制度の運用を行っています。

１　開示の申出ができる文書

- どなたでも衆議院事務局が保有する「議院行政文書」について、開示の申出を行うことができます。ただし、官報、新聞、書籍（市販されているなど、一般に容易に閲覧可能なもの。）等や、憲政記念館において一般の閲覧に供するために特別の管理がされている歴史的資料又は学術研究用資料等は除かれます。
- 「議院行政文書」とは、事務局の職員が行政事務の遂行上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録のことをいいます。したがって、立法や調査に係る文書すなわち本会議や委員会等の会議の運営や立法活動・調査活動に関わる文書は、開示対象文書に含まれていません。
- 国会の会議録等については、衆議院ホームページの「国会会議録検索システム」からアクセスすることができます（473頁参照）。また、衆議院の本会議や委員会等の審議中継についても、同ホームページの「衆議院インターネット審議中継」から見ることができます（472頁参照）。

２　議院行政文書ファイル管理簿の閲覧

- 情報公開窓口に、開示の対象となる議院行政文書を含むファイルのリストである「議院行政文書ファイル管理簿」を備えていますので、開示申出文書を特定する際の参考としてご利用ください。

３　開示申出から開示の実施まで

- 開示の申出をする場合には、所要事項を記載した「議院行政文書開示申出書」（開示申出書）を情報公開窓口に提出（郵送も可）してください（開示申出手数料は不要です。）。開示申出書は、衆議院ホームページからダウンロードすることができます。
- 開示申出書が受理されてから、原則として30日以内に書面等により開示あるいは不開示の通知を行います。期限内に通知ができない場合には、その理由及び連絡予定時期を連絡します。
- 議院行政文書の開示の実施を受ける場合には、①「議院行政文書開示実施方法等申出書」（開示方法等申出書）の提出、②開示通知書の提示（情報公開窓口で開示の実施を受ける場合）をしてください。

４　開示の実施方法

・　開示の実施方法は、原則として閲覧又は写しの交付です（写しの交付は有料）。
・　写しの交付に係る手数料の納付は、開示方法等申出書に収入印紙を貼り付ける方法で行ってください。
・　写しの交付は、郵送でもできます（別途郵送料が必要）。

５　苦情の申出

・　開示を求められた議院行政文書の全部又は一部を開示しないことについて異議がある場合には、全部又は一部を開示しない旨の連絡をした日の翌日から60日以内に、衆議院事務局に対して書面により「苦情の申出」を行うことができます。苦情の申出がなされた場合には、事務総長が「衆議院事務局情報公開苦情審査会」に諮問し、その答申を受けて扱いを決定します。
・　苦情の申出をする場合には、所要事項を記載した「議院行政文書の開示に関する苦情の申出書」（苦情申出書）を提出してください。苦情申出書は衆議院ホームページからダウンロードできます。

６　その他

・　「衆議院事務局の保有する議院行政文書の開示等に関する事務取扱規程」及び「衆議院事務局の保有する議院行政文書の開示等に関する事務取扱規程細則」については、衆議院ホームページの「ご案内」欄の「情報公開」から見ることができます。

７　問合せ先等

衆議院事務局情報公開窓口（衆議院第二別館８階・庶務部文書課内）

受付時間　９時30分～12時、13時～17時
※土、日、祝日、年末年始（12月29日～１月３日）は除く。
住　　所　〒100－0014　東京都千代田区永田町１－６－３
電　　話　03（3581）5097（直通）
03（3581）5111（代表）　内線35035

郵送の場合

〒100-0014
東京都千代田区永田町１－７－１
衆議院文書課情報公開担当　宛
※電子メール及びＦＡＸでは受け付けていません。

国会年表

○国 会 年 表

平成26年１月１日から12月31日までの政治等の主な動きについて国会に関する事項を中心に作成したものである。

年月日	事　　項
平成26(2014)年	
1. 7	○日トルコ首脳会談（東京）
	○国家安全保障会議（日本版ＮＳＣ）の事務局「国家安全保障局」発足
9	○安倍内閣総理大臣、オマーン、コートジボワール、モザンビーク及びエチオピア訪問のため出発（1.9～1.13各国首脳と会談　1.15帰国）
12	○第22回アジア・太平洋議員フォーラム（ＡＰＰＦ）総会開催（メキシコ・プエルト・バジャルタ）（～1.16）
14	○第186回国会（常会）召集詔書公布（1.24召集）
15	○共産党大会（～1.18）、書記局長山下芳生君を選出
18	○結いの党結党大会
19	○自民党大会、平成26年党運動方針を採択
	○沖縄県名護市長選挙、稲嶺進氏が再選
20	○内閣府、今後10年間の国と地方の基礎的財政収支見通しを発表（2020年度の基礎的財政収支は11.9兆円の赤字の見通し）
21	○安倍内閣総理大臣、世界経済フォーラム年次総会（ダボス会議）出席のためスイスに出発（1.23帰国）
23	**衆院**　・みんな、青柳陽一郎君、井坂信彦君、井出庸生君、小池政就君、椎名毅君、畠中光成君及び林宙紀君の会派離脱届出 ・結いの党、会派結成届出（９名　政策調査会長柿沢未途君） ・民主、山口壯君の会派離脱届出
24	**第186回国会（常会）召集**（会期150日間　6.22まで） 衆院会派別議員数（自民293　民主55　維新53　公明31　みんな９　結い９ 共産８　生活７　社民２　無13） 参院会派別議員数（自民114　民主58　公明20　みん18　共産11　維新９ 社民３　改革３　生活２　無所属４） **開会式** **両院**　・施政方針・外交・財政・経済演説 **衆院**　・特別委員会設置（災害対策　倫理選挙　沖縄北方　青少年　海賊・テロ拉致問題　消費者問題　科学技術　震災復興　原子力） ・平成25年度補正予算提出（2.6成立） ・平成26年度総予算提出（3.20成立） **参院**　・常任委員長選挙（内閣外１－民主２） ・特別委員会設置（災害対策　沖縄・北方　倫理選挙　拉致問題　ＯＤＡ　消費者問題　震災復興　原子力問題） 政府　・産業競争力の強化に関する実行計画について閣議決定 ・平成26年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度について閣議決定 ○2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（会長森喜朗元内閣総理大臣）発足
25	○生活の党大会、2014年度活動方針を採択 ○安倍内閣総理大臣、インド訪問のため出発（同日首脳会談　1.27帰国）

年月日	事　　項
1.28	**衆院**　・施政方針演説等に対する質疑（～1.29、２日間）
	○文部科学省、中学校と高校の学習指導要領解説書に尖閣諸島と竹島について「我が国の固有の領土」と明記する等の改訂
29	**参院**　・施政方針演説等に対する質疑（～1.30、２日間）
2. 1	○日本維新の会党大会、平成26年活動方針を採択
3	○スペイン下院議長一行来日（衆議院議長招請　2.8離日）
4	**衆院**　・所得税法等の一部を改正する法律案（閣法）提出（3.20成立）
	・地方法人税法案（閣法）提出（3.20成立）
	・予算委　安倍内閣の基本姿勢について集中審議
7	**衆院**　・地方税法等の一部を改正する法律案（閣法）提出（3.20成立）
	・地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法）提出（3.20成立）
	参院　・予算委　経済外交をめぐる諸問題に関する集中審議
	○安倍内閣総理大臣、ロシア訪問のため出発（同日ソチ冬季オリンピック開会式出席　2.8首脳会談　2.9帰国）
	○第22回オリンピック冬季競技大会、ロシア・ソチで開催（～2.23　日本のメダル獲得８個）
	○財務省、平成26年度の国民負担率が過去最高の41.6％と発表
	○橋下徹大阪市長（日本維新の会共同代表）、再度大阪市長選挙に立候補するため大阪市議会議長に辞職願提出（2.14大阪市議会不同意　2.27失職）
8	○民主党大会（～2.9）、2014年度活動方針を採択
9	○東京都知事選挙、舛添要一氏当選
12	**衆院**　・健康・医療戦略推進法案（閣法）提出（5.23成立）
	・独立行政法人日本医療研究開発機構法案（閣法）提出（5.23成立）
	・地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案（閣法）提出（6.18成立）
	・道路法等の一部を改正する法律案（閣法）提出（5.28成立）
14	**参院**　・みん、小野次郎君、川田龍平君、柴田巧君、寺田典城君、藤巻幸夫君及び真山勇一君の退会届出
	・結いの党、会派結成届出（６名　代表寺田典城君）
	○16日にかけて、西日本から北日本の広い範囲で雪が降り、特に関東甲信越地方では記録的な大雪（3.6現在、死者26人）
17	**衆院**　・予算委　社会保障と税・教育等について集中審議
20	**衆院**　・予算委　外交安保・歴史認識・公共放送等について集中審議
22	○社民党大会（～2.23）、2014－2015年運動方針を決定
	○Ｇ20財務相・中央銀行総裁会議開催（シドニー）（～2.23）（今後５年間で、Ｇ20全体の国内総生産（ＧＤＰ）を現行の政策により達成される水準よりも２％以上引き上げることを目指す等の共同声明を採択）
	○環太平洋パートナーシップ（ＴＰＰ）閣僚会合開催（シンガポール）（～2.25）（甘利国務大臣出席）
23	○みんなの党大会、党綱領及び2014年運動方針を採択
24	**衆院**　・予算委　復興・災害・行革等について集中審議
25	**衆院**　・予算委公聴会　平成26年度総予算について公述人から意見聴取
	政府　・国家戦略特別区域基本方針について閣議決定
27	**衆院**　・予算委　ＴＰＰ・エネルギー等について集中審議

年月日	事　　項
	○第２回ＧＬＯＢＥ気候変動立法サミット開催（ワシントン）（～2.28）
2.28	**衆院**　・衆議院鹿児島県第２区選出議員徳田毅君（無）辞職
	・電気事業法等の一部を改正する法律案（閣法）提出（6.11成立）
	○菅官房長官、従軍慰安婦問題に関する河野官房長官談話の証言内容等について検証し、その結果を国会に報告する考えを表明（6.20予算委理事会に報告書提出）
3. 1	○朴韓国大統領、日本政府が従軍慰安婦問題で河野官房長官談話を検証することを牽制し、従軍慰安婦問題を重視する姿勢を表明
3	○日朝赤十字会談開催（中国・瀋陽）
5	**衆院**　・災害対策特委　大雪による被害状況等調査のため山梨県に委員派遣
7	**衆院**　・農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の一部を改正する法律案（閣法）提出（6.13成立）
	・農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律案（閣法）提出（6.13成立）
	・小規模企業振興基本法案（閣法）提出（6.20成立）
	○第11回パラリンピック冬季競技大会、ロシア・ソチで開催（～3.16　日本のメダル獲得６個）
8	○安倍内閣総理大臣、東日本大震災の復興状況を把握するため福島県（いわき市、大熊町及び田村市）を訪問
9	○クウェート国国民議会議員団一行来日（衆議院招請　3.14離日）
10	**参院**　・予算委　災害復興・エネルギーに関する集中審議
	・災害対策特委　平成26年豪雪による被害状況等の実情調査のため長野県及び群馬県に委員派遣
11	**衆院**　・不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律案（閣法）提出（6.6成立）
	・鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律案（閣法）提出（5.23成立）
	政府　・東日本大震災三周年追悼式（国立劇場）
12	**参院**　・予算委　外交・安全保障・公共放送に関する集中審議
13	**参院**　・予算委公聴会　平成26年度総予算について公述人から意見聴取
14	**衆院**　・国家公務員法等の一部を改正する法律案（閣法）（第185回国会提出）修正議決（4.11成立）
	参院　・予算委　経済財政・行政改革・歴史認識に関する集中審議
	○安倍内閣総理大臣、河野官房長官談話を見直すことは考えていないと述べ、継承する考えを表明
15	○参議院比例代表選出議員藤巻幸夫君（結い）死去（54歳）
16	○チュオン・タン・サン・ベトナム社会主義共和国主席来日（3.17天皇皇后両陛下と会見　3.18衆議院議場で演説　同日安倍内閣総理大臣と会談　3.19離日）
17	○第130回ＩＰＵ会議開催（ジュネーブ）（～3.20）
18	**衆院**　・安倍内閣総理大臣、「国家安全保障戦略」、「平成26年度以降に係る防衛計画の大綱」及び「中期防衛力整備計画（平成26年度～平成30年度）」に関する報告
	・地方自治法の一部を改正する法律案（閣法）提出（5.23成立）

年月日	事　　項
	○プーチン露大統領、ウクライナ南部クリミア自治共和国とセバストポリ特別市をロシアに編入することを発表
3.19	**参院**　・予算委　内政・外交に関する重要事項に関する集中審議
20	**参院**　・予算委　安倍内閣の基本姿勢に関する集中審議
23	○安倍内閣総理大臣、ハーグ核セキュリティ・サミット（オランダ）（3.24～3.25）出席のためオランダに出発（3.24Ｇ７（Ｇ８からロシア除く）首脳会合　3.24～3.25各国首脳と会談　3.25日米韓首脳会談　3.26帰国）
	○大阪市長選挙、橋下徹氏が再選
24	○Ｇ７首脳会合開催（６月のＧ８ソチ・サミットへの不参加及び同月にブリュッセルでＧ７首脳会合を開催決定）
26	**衆院**　・農地・水等共同活動の促進に関する法律案（衆法）提出（4.25否決） ・中山間地域その他の条件不利地域における農業生産活動の継続の促進に関する法律案（衆法）提出（4.25否決） ・環境保全型農業の促進を図るための交付金の交付に関する法律案（衆法）提出（4.25否決）
	○北朝鮮、中距離弾道ミサイル「ノドン」２発を発射、日本海に落下
27	○国連総会、クリミア半島のロシア編入を無効とする決議を採択
28	○参議院比例代表選出議員選挙繰上補充（田中茂君（みんな）当選人決定　4.1当選通知書受領）
	衆院　・介護・障害福祉従事者の人材確保に関する特別措置法案（衆法）提出（5.16撤回許可）
	政府　・閣議等の議事の記録の作成及び公表について閣議決定（4.22から首相官邸ホームページで公開）
30	○日朝政府間協議（中国・北京）（～3.31）（2012年11月以来の局長級協議を開催）
31	○最高裁判所長官竹﨑博允君退官
	○国際司法裁判所、豪州政府が日本の南極海での調査捕鯨を違法として日本政府を提訴した裁判で、調査捕鯨の中止の判決（同日菅官房長官、判決に従うと表明　4.18政府、今後の鯨類捕獲調査の実施方針発表）
4. 1	**参院**　・みん、田中茂君の入会届出
	政府　・「防衛装備移転三原則」について閣議決定（武器輸出三原則に代わるもの）
	○最高裁判所長官に寺田逸郎君任命
	○消費税率５％から８％に引上げ
3	**衆院**　・内閣・厚生労働委連合審査会　健康・医療戦略推進法案及び独立行政法人日本医療研究開発機構法案について質疑
4	**衆院**　・地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案（閣法）提出（6.13成立）
7	○日豪首脳会談（東京）、経済連携協定（ＥＰＡ）で豪州産牛肉の関税等について大筋合意
8	**衆院**　・日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案（衆法）提出（6.13成立）
	○みんなの党、衆議院議員渡辺喜美君が代表を辞任
10	○Ｇ20財務相・中央銀行総裁会議開催（ワシントン）（～4.11）（ウクライナにおける経済状況を注視する等の共同声明を採択）
11	○みんなの党、衆議院議員浅尾慶一郎君を代表に選出

年月日	事　　項
	政府　・第４次エネルギー基本計画について閣議決定
	○第８回軍縮・不拡散イニシアティブ（ＮＰＤＩ）外相会合開催（広島市）（～4.12）
4.12	○人事院総裁に一宮なほみ君が就任
	○安倍内閣総理大臣、２月の大雪で被災したブドウ農園の復旧状況及びリニア実験センター視察のため山梨県を訪問
14	**衆院**　・地方教育行政の組織の改革による地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案（衆法）提出（5.20否決）
15	**衆院**　・独立行政法人通則法の一部を改正する法律案（閣法）提出（6.6成立）
	・独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（閣法）提出（6.6成立）
	○みんなの党、役員を決定（幹事長水野賢一君、政策調査会長中西健治君）
	○総務省、平成25年10月１日現在の日本の人口推計を発表（人口総数３年連続減少、65歳以上は総人口の25％超）
21	○財務省、平成25年度の貿易統計（速報）を発表（貿易収支が比較可能な昭和54年度以降、３年連続で過去最大の赤字（13.7兆円）となった）（5.29確定発表）
23	○オバマ米大統領来日（4.24天皇皇后両陛下と会見　同日日米首脳会談（米大統領、尖閣諸島が日米安全保障条約の適用対象であることを明言）、4.25離日）
25	**衆院**　・学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律案（閣法）提出（6.20成立）
	・特定農林水産物等の名称の保護に関する法律案（閣法）提出（6.18成立）
	・農業者戸別所得補償法案（衆法）（第183回国会提出）否決
	参院　・日本維新の会、会派解散届出
	・結いの党、会派解散届出
	・日本維新の会・結いの党、会派結成届出（14名　代表片山虎之助君）
27	○衆議院鹿児島県第２区選出議員補欠選挙（金子万寿夫君（自民）当選　4.30当選報告書受領）
	○安倍内閣総理大臣、東日本大震災の復興状況を把握するため岩手県（野田村、田野畑村及び岩泉町）を訪問
29	○安倍内閣総理大臣、ドイツ、英国、ポルトガル、スペイン、フランス及びベルギー訪問のため出発（4.30～5.7各国首脳と会談　5.8帰国）
30	**衆院**　・自民、金子万寿夫君の会派所属届出
5. 1	政府　・国家戦略特別区域及び区域方針について内閣総理大臣決定
3	○ＡＳＥＡＮ＋３（日中韓）財務相・中央銀行総裁会議開催（カザフスタン・アスタナ）（金融面で協力を強化するとした共同声明を発表）
8	○衆議院議員三日月大造君、民主党に離党届提出（5.13承認）
9	**衆院**　・衆議院近畿選挙区選出議員三日月大造君（民主）辞職
12	○日イスラエル首脳会談（東京）
14	○衆議院比例代表選出議員選挙近畿選挙区繰上補充（川端達夫君（民主）当選人決定　5.16当選報告書受領）
15	○安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会、安倍内閣総理大臣に限定的な集団的自衛権行使を認める報告書提出
	○自民、民主、維新、公明、みんな、結い、生活及び参議院の改革の各会派代表者、伊吹衆議院議長に対し、議員定数及び選挙制度問題についての第三者機関設置の申入れ（伊吹議長、本件について議院運営委に諮問）

年月日	事　　項
5.16	**衆院**　・民主、川端達夫君の会派所属届出
	政府　・小松一郎内閣法制局長官辞任、後任に横畠裕介君を任命
17	○安倍内閣総理大臣、東日本大震災の復興状況を把握するため福島県（福島市及び桑折町）を訪問
19	○ＴＰＰ閣僚会合開催（シンガポール）（～5.20）（甘利国務大臣出席）
20	政府　・安倍内閣総理大臣、太田国土交通大臣を水循環政策担当に任命
	○自民、公明両党の「安全保障法制整備に関する与党協議会（座長高村正彦自民党副総裁）」、初会合開催
	○自民、民主、維新、公明、みんな、結い、生活及び参議院の改革の各会派の国会対策委員長、議院運営委員長に対し、議員定数及び選挙制度問題についての第三者機関設置の申入れ
21	**衆院**　・内閣・総務委連合審査会　独立行政法人通則法の一部を改正する法律案（閣法）外関連１法案及び独立行政法人通則法の一部を改正する法律案（衆法）について質疑
	○福井地裁、定期検査で稼動停止中の関西電力大飯原子力発電所３、４号機の再稼働を認めない判決（5.22関西電力控訴）
	○横浜地裁、厚木基地での自衛隊機夜間・早朝飛行差止めの判決（6.3国と原告の双方が控訴）
24	○防衛省、東シナ海中部の公海上を飛行していた自衛隊機２機に中国軍の戦闘機が異常接近する事案が発生したと発表（6.11同様の事案発生）
26	○日朝政府間協議開催（スウェーデン・ストックホルム）（～5.28）
27	○自民、公明、民主、維新、みんな、結い及び改革の７党、「国会審議の充実に関する申し合わせ」に合意（党首討論の充実、内閣総理大臣の国会出席の負担軽減等）
28	**衆院**　・予算委　集団的自衛権等について集中審議
	○日本維新の会、石原・橋下両共同代表が会談で分党を合意
29	○安倍内閣総理大臣、北朝鮮が日本人拉致被害者らについて全面的に調査することを約束したと発表
30	**衆院**　・国会法等の一部を改正する法律案（衆法）提出（6.20成立）（各議院における情報監視審査会の設置等）
	○安倍内閣総理大臣、アジア安全保障会議出席のためシンガポールに出発（5.31日シンガポール首脳会談　同日帰国）
	○安倍内閣総理大臣、稲田国務大臣を国家公務員制度担当に任命
	○内閣人事局発足（局長に加藤勝信官房副長官）
6. 2	**衆院**　・安全保障・外務委連合審査会　国の安全保障に関する件について質疑
3	政府　・国土強靭化基本計画について閣議決定
	○安倍内閣総理大臣、Ｇ７ブリュッセル・サミット（ベルギー）、イタリア及びバチカン訪問のため出発（6.4～6.5Ｇ７首脳会合、6.4～6.6各国首脳と会談、6.7帰国）
5	**衆院**　・衆議院規則の一部を改正する規則案（町村信孝君外２名）提出（6.13修正議決）
	・衆議院情報監視審査会規程案（町村信孝君外２名）提出（6.13修正議決）
6	○第２回ＧＬＯＢＥ世界議員サミット開催（メキシコ・シティ）（～6.8）
8	○桂宮宜仁親王殿下薨去（66歳）（6.12両院、弔詞奉呈）

年月日	事　　項
6.11	**両院**　・国家基本政策委合同審査会　党首討論
12	○フランス共和国国民議会議員団来日（衆議院招請　6.16離日）
	○2014ＦＩＦＡワールドカップブラジル大会開催（7.13閉会）
16	**参院**　・厚生労働委公聴会　地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案について、公述人から意見聴取
19	**衆院**　・議院運営委　衆議院選挙制度に関する調査会（議長の諮問機関）の設置を決定
	・平成21年度決算議決
	・平成22年度決算議決
	・平成23年度決算議決
	参院　・環境大臣石原伸晃君問責決議案（民主・維結・みん・共産・社民・改革・生活共同）提出（6.20否決）
20	**衆院**　・環境大臣石原伸晃君不信任決議案（民主・維新・みんな・結い・共産・生活・社民共同）提出（同日否決）
	・環境委員長伊藤信太郎君解任決議案（民主・維新・みんな・結い・生活・社民共同）提出（同日否決）
	・予算委理事会　従軍慰安婦問題に関する河野官房長官談話の作成過程を検証した報告書を政府より受領
	・事務総長鬼塚誠君辞職　事務総長向大野新治君選任
	○参議院議員江口克彦君、みんなの党に離党届提出（7.9受理）
21	○第38回ユネスコ世界遺産委員会（カタール・ドーハ　6.15～6.25）、「富岡製糸場と絹産業遺産群（群馬県）」を世界文化遺産に登録決定（6.25登録）
22	○日本維新の会、党を解散して２つの政党への分党を決定
	第186回国会閉会
23	○安倍内閣総理大臣、平成26年沖縄全戦没者追悼式に出席
24	政府　・経済財政運営と改革の基本方針2014、「日本再興戦略」改訂2014及び規制改革実施計画について閣議決定
29	○イスラム過激派組織「ＩＳＩＬ（イラク・レバントのイスラム国）」、「イスラム国」樹立を宣言
7. 1	政府　・国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について閣議決定
	○日朝政府間協議開催（北京）
2	○安倍内閣総理大臣、東日本大震災の復興状況を把握するため岩手県（大槌町）を訪問
3	○中韓首脳会談、いわゆる従軍慰安婦に関する資料の共同研究や相互寄贈で両国が協力することで合意
4	政府　・北朝鮮が拉致調査特別委員会を設置し全面調査を開始することから、５月の日朝合意に基づき対北朝鮮措置の一部解除を決定
6	○安倍内閣総理大臣、ニュージーランド、オーストラリア及びパプアニューギニア訪問のため出発（7.7～7.10各国首脳と会談　7.12帰国）
8	○日豪首脳会談、日豪経済連携協定（ＥＰＡ）等に署名
9	**衆院**　・日本維新の会、会派解散届出

年月日	事　　項
	・結いの党、会派解散届出
	・日本維新の会・結いの党、会派結成届出（41名　代表者松野頼久君）
	・次世代の党、会派結成届出（19名　幹事長山田宏君）
7.14	**衆院**　・予算委　外交・安全保障政策について集中審議（閉会中審査）
	○最高裁、1972年の沖縄返還をめぐる日米間の密約文書の開示を国に求めた訴訟で上告棄却の判決（不開示確定）
15	**参院**　・予算委　集団的自衛権及び外交安全保障をめぐる諸問題に関する集中審議（閉会中審査）
16	○安倍内閣総理大臣、東日本大震災の復興状況を把握するため宮城県（七ヶ浜町及び東松島市）を訪問
17	○最高裁、ＤＮＡ鑑定で血縁関係が否定される場合においても、民法のいわゆる「嫡出推定」は無効にできないとの判決
	○ウクライナ上空でマレーシア航空機が撃墜され乗客・乗員298人全員死亡
18	政府　・「脱法ドラッグ」の乱用根絶のための緊急対策を決定
22	○日モンゴル首脳会談（東京）、日モンゴル経済連携協定（ＥＰＡ）の締結で大筋合意
24	○外務省、外交文書を公開（日米繊維交渉で当時のニクソン米大統領が佐藤内閣総理大臣に対し非難する書簡等）
25	○安倍内閣総理大臣、メキシコ、トリニダード・トバゴ、コロンビア、チリ及びブラジル訪問のため出発（7.25～8.1各国首脳と会談　8.4帰国）
29	**衆院**　・伊吹議長、衆議院選挙制度に関する調査会の委員を発表
31	○厚生労働省、平成25年の日本人の平均寿命を発表（男性80.21歳、女性86.61歳といずれも過去最高を更新し、女性は２年連続長寿世界一）
8. 1	**参院**　・維結、アントニオ猪木君、中野正志君及び中山恭子君の退会届出
	・次世代の党、会派結成届出（３名　代表中山恭子君）
	○次世代の党結成（党首　衆議院議員平沼赳夫君）
5	○朝日新聞、昭和57年以降の従軍慰安婦に関する記事の一部を取消し
7	○人事院、国会及び内閣に対し、国家公務員の給与の引上げ等を勧告（引上げの勧告は７年ぶり）
8	○世界保健機関（WHO）、エボラ出血熱に関して「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」を宣言
12	○ロシア軍、北方領土を含む千島列島で軍事演習。日本政府、外交ルートを通じて厳重抗議（13日）
16	○赤松衆議院副議長、アラブ首長国連邦、ギリシャ共和国、ポルトガル共和国及びフランス共和国親善訪問のため出発（8.27帰国）
17	○伊吹衆議院議長、ボスニア・ヘルツェゴビナ及びアルバニア共和国親善訪問並びに欧州各国の政治経済事情等視察のため出発（8.22帰国）
	○防衛省沖縄防衛局、米軍普天間基地移設先埋立工事に向けて名護市辺野古沖でボーリング調査に着手
18	○茂木経済産業大臣、内閣府特命担当大臣（原子力損害賠償・廃炉等支援機構担当）に就任
20	○広島市北部の安佐南、安佐北両区に局地的な豪雨で、南北約10㎞にわたり多数の土砂災害が発生（死者74名）
21	○宮内庁、昭和天皇の生涯を記録した「昭和天皇実録」を天皇皇后両陛下に奉呈

年月日	事　　項
8.25	○安倍内閣総理大臣、大雨による土砂災害の被害状況を把握するため広島市を視察
26	○参議院議員江口克彦君、次世代の党に入党
9. 1	○日印首脳会談（東京）
	○佐藤福島県知事、政府に東京電力福島第一原子力発電所事故で出た汚染土などを保管する中間貯蔵施設を同県大熊町、双葉町の２町にまたがる候補地に建設することを容認する意向を表明
3	○第２次安倍改造内閣成立（自民・公明連立政権）
	○自民党、役員を決定（幹事長谷垣禎一君、総務会長二階俊博君、政務調査会長稲田朋美君、選挙対策委員長茂木敏充君）
6	○安倍内閣総理大臣、バングラデシュ及びスリランカ訪問のため出発（9.6～9.7各国首脳と会談　9.8帰国）
10	○原子力規制委員会、九州電力川内原子力発電所１、２号機の安全対策が新規制基準に適合しているとの審査書を決定
11	**衆院**　・衆議院選挙制度に関する調査会初開催（座長に元東京大学総長佐々木毅君を選出）
	○衆議院議員大熊利昭君、みんなの党に離党届提出（10.14了承）
	政府　・東京電力福島第一原子力発電所事故をめぐり、政府の事故調査・検証委員会が関係者から聴取した記録のうち、故吉田昌郎元所長や菅直人元首相ら19人の調書を公開
16	○民主党、役員を決定（代表代行髙木義明君、代表代行（国政選挙担当）岡田克也君、幹事長枝野幸男君、政策調査会長福山哲郎君）
	○次世代の党大会
17	○安倍内閣総理大臣、東日本大震災の復興状況を把握するため福島県（川内村、大熊町及び広野町）を訪問
18	**衆院**　・災害対策特委　平成26年８月豪雨による被害状況等調査のため、広島県に委員派遣
	参院　・災害対策特委　平成26年８月豪雨による被害状況等の実情調査のため、広島県に委員派遣
	・みん、江口克彦君の退会届出
	・次代、江口克彦君の入会届出
19	○第187回国会（臨時会）召集詔書公布（9.29召集）
	政府　・拉致被害者家族会に北朝鮮が拉致被害者らに関する再調査の結果を先送りすると伝えてきたことを報告
20	○元衆議院議長・元社会民主党党首土井たか子君死去（85歳）
	○G20財務相・中央銀行総裁会議（オーストラリア・ケアンズ）（～9.21）
21	○日本維新の会と結いの党、合併して「維新の党」結成（共同代表　大阪市長橋下徹君　衆議院議員江田憲司君）
	○公明党大会、山口那津男代表の４選を承認
22	○安倍内閣総理大臣、第69回国連総会出席のため米国に出発（9.23～9.26各国首脳と会談　9.23国連気候サミット出席　9.25一般討論演説　9.27帰国）
24	**衆院**　・日本維新の会・結いの党、「維新の党」に会派名称変更届出
	参院　・日本維新の会・結いの党、「維新の党」に会派名変更届出
25	○太陽の党、政党要件取得（代表西村眞吾君）

年月日	事　　項
9.27	○御嶽山（長野、岐阜）が噴火（10.28現在、死者57人、行方不明６名）
29	**第187回国会（臨時会）召集**（会期63日間　11.21衆議院解散　会期実数54日間） 衆院会派別議員数（自民294　民主55　維新41　公明31　次世代19　みんな９ 共産８　生活７　社民２　無14） 参院会派別議員数（自民114　民主58　公明20　みん12　維新11　共産11 次代４　社民３　改革３　生活２　無所属４） **開会式** **両院**　・所信表明演説 **衆院**　・常任委員長選任（内閣外14－自民12　公明２　維新１） ・特別委員会設置（災害対策　倫理選挙　沖縄北方　拉致問題　消費者問題　科学技術　震災復興　原子力） ・まち・ひと・しごと創生法案（閣法）提出（11.21成立） ・地域再生法の一部を改正する法律案（閣法）提出（11.21成立） ・労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法）提出（審査未了） **参院**　・常任委員長選任（内閣外16－自民10　民主５　公明２） ・特別委員会設置（災害対策　沖縄・北方　倫理選挙　拉致問題　ＯＤＡ　消費者問題　震災復興　原子力問題）
30	**衆院**　・所信表明演説に対する質疑（～10.1、２日間）
10. 1	**参院**　・所信表明演説に対する質疑（～10.2、２日間）
7	○第８回アジア欧州議員会議（ＡＳＥＰ８）開催（ローマ） ○スウェーデン王立科学アカデミー、2014年ノーベル物理学賞を名城大学教授・名古屋大学特別教授赤﨑勇氏、名古屋大学教授天野浩氏及び米カリフォルニア大学サンタバーバラ校教授中村修二氏に授与することを発表（12.10授賞式）
8	○日米外務・防衛局長級協議開催、日米防衛協力のための指針（ガイドライン）の見直しに関する中間報告を取りまとめ
9	**衆院**　・特別委員会設置（地方創生） ○Ｇ20財務相・中央銀行総裁会議開催（ワシントン）（～10.10）
12	○安倍内閣総理大臣、東日本大震災の復興状況を把握するため宮城県（亘理町、山元町及び仙台市）を訪問 ○第131回ＩＰＵ会議開催（ジュネーブ）（～10.16）、衆議院議員上杉光弘君を執行委員に選出
13	○第８回日中議会交流委員会・準備会合開催（北京）
14	**衆院**　・みんな、大熊利昭君の会派離脱届出 ・維新、大熊利昭君の会派所属届出 ・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法）提出（11.12成立） 政府　・特定秘密保護法の統一的な運用基準及び施行日政令（12.10施行）等を閣議決定
15	○安倍内閣総理大臣、第10回アジア欧州会合（ＡＳＥＭ）首脳会合（ミラノ）出席のためイタリアに出発（10.16～10.17各国首脳と会談　10.18帰国）
17	**衆院**　・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案（閣法）提出（審査未了）

年月日	事　　項
	○第２次安倍改造内閣資産公開
10.21	**衆院**　・常任委員長選任（厚生労働－自民）
	○法務大臣松島みどり君辞任、後任上川陽子君任命
	○経済産業大臣、産業競争力担当、原子力経済被害担当、内閣府特命担当大臣（原子力損害賠償・廃炉等支援機構）小渕優子君辞任、後任宮沢洋一君任命
	○衆議院議員後藤斎君、民主党に離党届提出（11.11受理）
25	○エチオピア連邦民主共和国下院（人民代表議会）議長一行来日（衆議院議長招請　10.30離日）
	○ＴＰＰ閣僚会合開催（シドニー）（～10.27）（甘利国務大臣出席）
26	○大韓民国国会議長一行来日（衆議院議長招請　10.28離日）
27	○北朝鮮の特別調査委員会による日本人拉致被害者等の調査の現状を把握するため、政府代表団を北朝鮮に派遣（～10.30）
28	○ウィレム・アレキサンダー・オランダ国王王妃両陛下来日（10.29天皇皇后両陛下と会見　10.31離日）
	○岩切鹿児島県薩摩川内市長、九州電力川内原子力発電所の再稼働に同意する意向を表明
29	**衆院**　・外務・農林水産委連合審査会　経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の締結について承認を求めるの件について質疑
	○米連邦準備制度理事会（ＦＲＢ）、量的緩和政策の終了を決定（10.31終了）
30	**衆院**　・予算委　経済・財政・ＴＰＰ・地方創生等について集中審議
31	○日本銀行、金融政策決定会合で、追加の金融緩和を決定
11. 1	○元衆議院議長・元衆議院議員田村元君死去（90歳）
4	**参院**　・予算委　安倍内閣の基本姿勢に関する集中審議
	○米中間選挙、上下両院とも野党の共和党が過半数を確保
5	○憲政記念館特別展開催（～11.28）「明治に活きた英傑たち－議事堂中央広間から歴史を覗く－特別展」
7	**参院**　・特別委員会設置（地方創生）
	○伊藤鹿児島県知事と鹿児島県議会、九州電力川内原子力発電所の再稼働に同意
8	○ＴＰＰ閣僚会合開催（北京）（甘利国務大臣出席）
9	○安倍内閣総理大臣、アジア太平洋経済協力（ＡＰＥＣ）首脳会議（中国・北京）、東南アジア諸国連合（ＡＳＥＡＮ）関連首脳会議（ミャンマー・ネーピードー）及びG20ブリスベン・サミット（オーストラリア）出席のため出発（11.9～11.17各国首脳と会談（11.9日露首脳会談　11.10日中首脳会談　11.16日米首脳会談等）　11.10～11.11ＡＰＥＣ首脳会議　11.12日・ＡＳＥＡＮ首脳会議　11.13東アジア首脳会議（ＥＡＳ）、ＡＳＥＡＮ＋３首脳会議　11.15～11.16G20首脳会合　11.17帰国）
	○オーストラリア連邦議会議員団来日（衆議院招請　11.15離日）
10	○ＴＰＰ首脳会合開催（北京）（安倍内閣総理大臣出席）
11	**衆院**　・衆議院山梨県第３区選出議員後藤斎君（民主）辞職
	・文部科学・内閣委連合審査会　平成32年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法案について質疑
12	政府　・東京電力福島第一原子力発電所事故をめぐり、政府の事故調査・検証委員会が関係者から聴取した記録のうち、元首相補佐官など国会議員、官僚、東京電力社員ら56人の調書を公開（9.11に次いで２回目）

年月日	事　　項
11.16	○沖縄県知事選挙、前那覇市長の翁長雄志氏当選
17	○内閣府、７～９月期の国内総生産（ＧＤＰ）１次速報値を発表（実質ＧＤＰ対前期（４～６月期）比0.4%減（年率1.6%減））
18	**両院**　・平成25年度決算提出 ○安倍内閣総理大臣、平成27年10月から予定されている消費税率10%への引上げを平成29年４月に延期し、衆議院を21日に解散することを表明
21	**参院**　・参議院比例代表選出議員佐藤ゆかり君（自民）辞職 ・改革、浜田和幸君の退会届出 ・次代、浜田和幸君の入会届出 **衆議院解散**
22	○長野県北部で震度６弱の地震
24	○安倍内閣総理大臣、長野県北部を震源とする地震の被害状況を把握するため長野県を視察
26	○太陽の党、政党要件喪失 ○最高裁、平成25年７月に執行された参議院選挙区選出議員選挙の一票の較差（最大4.77倍）は違憲状態との判決（選挙の無効については請求棄却） ○ユネスコ無形文化遺産保護条約第９回政府間委員会（パリ　11.24～11.29）、「和紙：日本の手漉和紙技術」を無形文化遺産に登録決定
27	○石油輸出国機構（ＯＰＥＣ）、定例総会で原油生産目標を据え置くことを決定
28	○みんなの党解党
29	○参議院議員松沢成文君及び和田政宗君、次世代の党に入党
12. 1	○８党党首討論会（日本記者クラブ主催）、自民・安倍、民主・海江田、維新・江田、公明・山口、次世代・平沼、共産・志位、生活・小沢及び社民・吉田の各党首出席 ○気候変動枠組条約第20回締約国会議（ＣＯＰ20）、京都議定書第10回締約国会合開催（ペルー・リマ）（～12.14）
2	○第47回衆議院議員総選挙施行公示
4	○参議院比例代表選出議員選挙繰上補充（阿達雅志君（自民）当選人決定　12.5当選通知書受領）
5	**参院**　・みん、松沢成文君、和田政宗君の退会届出 ・次代、松沢成文君、和田政宗君の入会届出 ・自民、阿達雅志君の入会届出
10	○「特定秘密の保護に関する法律」施行
11	○皇后陛下、ベルギー御旅行に御出発（12.13御帰国）
12	○参議院議員アントニオ猪木君、次世代の党に離党届提出
14	**第47回衆議院議員総選挙**　投票率（小選挙区選52.66%　比例選52.65%） 定数475　党派別当選人数　自民290　民主73　維新41　公明35　共産21 次世代２　社民２　生活２　無９ 小選挙区295（自民222　民主38　維新11　公明９　共産１　次世代２ 生活２　社民１　無９） 比例代表180（自民68　民主35　維新30　公明26　共産20　社民１） ○生活の党、政党要件喪失
15	○自民、公明両党党首会談、連立政権継続で合意

年月日	事　　項
	○民主、海江田万里代表辞任表明（12.17両院議員総会で了承）
12.17	○原子力規制委員会、関西電力高浜原子力発電所３、４号機の安全対策が新規制基準に適合しているとの審査書案を了承
	○オバマ米大統領、キューバとの国交正常化交渉の開始を表明
18	**参院**　・みん、井上義行君、行田邦子君、田中茂君、松田公太君、山口和之君及び山田太郎君の退会届出
	・日本を元気にする会、会派結成届出（６名　代表松田公太君）
	・みんなの党、「無所属クラブ」に会派名変更届出
20	○第188回国会（特別会）召集詔書公布（12.24召集）
23	○維新、橋下徹共同代表及び松井一郎幹事長辞任（後任の幹事長に松野頼久君が就任）
24	**第188回国会（特別会）召集**（会期３日間　12.26まで）
	衆院会派別議員数（自民291　民主73　維新41　公明35　共産21　次世代２ 生活２　社民２　無８）
	参院会派別議員数（自民114　民主58　公明20　維新11　共産11　次代７ 元気６　無ク４　社民３　改革２　生活２　無所属４）
	○第２次安倍内閣総辞職
	衆院　・議長選挙　町村信孝君（自民）当選
	・副議長選挙　川端達夫君（民主）当選
	・常任委員長選任（議院運営－自民）
	・町村議長及び川端副議長会派離脱
	参院　・特別委員会設置（災害対策　沖縄・北方　倫理選挙　拉致問題　ＯＤＡ　消費者問題　震災復興　原子力問題）
	両院　・内閣総理大臣に安倍晋三君（自民）指名
	第３次安倍内閣成立（自民・公明連立政権）
25	**衆院**　・常任委員長選任（内閣外15－自民12　公明２　民主１　維新１）
	・特別委員会設置（災害対策　倫理選挙　沖縄北方　拉致問題　消費者問題　科学技術　震災復興　原子力　地方創生）
	・憲法審査会委員選任（会長保岡興治君）
	・政治倫理審査会委員選任（会長村上誠一郎君）
	○次世代、幹事長に松沢成文君を選任
26	**開会式**
	○生活の党、党名を「生活の党と山本太郎となかまたち」に改称（代表小沢一郎君）、政党要件取得
	第188回国会閉会
27	政府　・平成27年度予算編成の基本方針、地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策について閣議決定

衆議院の動き　第 22 号

平成 27 年３月

編集・発行　　衆議院事務局